地方財政の状況

平成 27 年 3 月

総 務 省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局 財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/

目次

はじめに

第1部 平成25年度の地方財政の状況

1	地方	財政の役割	3
	(1)	国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編:第32表] ····································	3
	(2)	国民経済と地方財政	4
	ア	国内総生産(支出側)と地方財政[資料編:第33表、第131表]	5
	1	公的支出の状況 [資料編:第33表、第131表]	5
2	地方	財政の概況	8
	(1) %	央算規模[資料編:第1表、第5表、第10表、第73表]	8
	(2) %	央算収支	. 10
	ア	実質収支 [資料編:第7表]	. 10
	1	単年度収支及び実質単年度収支 [資料編:第7表]	· 12
	(3)	最入 [資料編:第10表]	· 12
	(4)	表出	· 14
	ア	目的別歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 15
	1	性質別歳出	· 17
	(5) 貝	才政構造の弾力性······	. 22
	ア	経常収支比率 [資料編:第8表]	. 22
	イ	実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編:第8表]	· 26
	(6) ‡	将来の財政負担 ······	· 27
	ア	地方債現在高 [資料編:第100表]	· 27
	イ	債務負担行為額[資料編:第101表]	. 29
	ウ	積立金現在高 [資料編:第102表]	. 30
	工	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [資料編:第100表~第102表]…	· 31
	オ	普通会計が負担すべき借入金残高 [資料編:第100表]	· 31
	(7) %	央算の背景 ······	. 32
	ア	平成25年度の経済見通しと国の予算	· 32
	1		
	ウ	財政運営の経過	. 37
3	地方	財源の状況	. 39
		B税収入及び租税負担率 [資料編:第 17 表~第 19 表]	
	(2) 均	也方歳入	· 40
	ア	地方税 [資料編:第12表~第15表]	
	1	地方譲与税 [資料編:第20表]	
	ウ	地方特例交付金	
	エ	地方交付税 [資料編:第21表、第129表]	
	オ	一般財源「資料編:第22表~第23表]	. 47

	カ	国庫支出金 [資料編:第25表]	47
	+	都道府県支出金[資料編:第25表]	48
	ク	地方債 [資料編:第26表]	48
	ケ	その他の収入	48
4	地方	経費の内容 ······	50
	(1) 生	E活・福祉の充実 ·······	50
	ア	社会福祉行政 [資料編:第37表~第43表]	50
	1	労働行政 [資料編:第49表~第50表]	55
	(2) 孝	牧育と文化[資料編:第67表~第72表]	56
	(3) ±	上木建設 [資料編:第58表~第63表]	57
	(4) 营	産業の振興	59
	ア	農林水産行政[資料編:第51表~第56表]	59
	1	商工行政 [資料編:第57表]	60
	(5) 侈	R健衛生 [資料編:第44表~第48表]	61
	(6) 警	警察と消防	62
	ア	警察行政 [資料編:第65表~第66表]	62
	イ	消防行政 [資料編:第64表]	63
	(7) E	目的別歳出充当一般財源等の状況	63
5	地方	経費の構造	66
	(1) 豪	長務的経費 [資料編:第73表]	66
	ア	人件費 [資料編:第76表~第78表]	66
	1	扶助費 [資料編:第81表]	71
	ウ	公債費 [資料編:第98表~第99表]	72
	(2) 招	B資的経費 [資料編:第73表] ····································	73
	ア	普通建設事業費 [資料編:第83表]	73
	1	災害復旧事業費 [資料編:第91表]	
	ウ	失業対策事業費 [資料編:第92表]	83
	(3) ₹	その他の経費 [資料編:第73表]	84
	ア	物件費 [資料編:第79表]	84
	イ	維持補修費 [資料編:第80表]	85
	ウ	補助費等 [資料編:第82表]	
	工	繰出金 [資料編:第93表]	
	オ	積立金 [資料編:第94表、第102表]	
	カ	投資及び出資金 [資料編:第95表]	
	+	貸付金 [資料編:第96表]	
6		事務組合等の状況	
]]体数 [資料編:第4表]	
		5町村の一部事務組合等への加入状況 ····································	
		-部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編:第5表]	
7		公営企業等の状況	
	(1) 址	也方公営企業······	
	ア	概況	
	1	事業別状況 [資料編:第114表~第119表] ····································	100

(2) [国民健康保険事業 [資料編:第120表]	111
ア	事業勘定	111
イ	直診勘定	113
(3) 1	後期高齢者医療事業 [資料編:第121表]	114
ア	市町村	114
1	後期高齢者医療広域連合	114
(4)	介護保険事業 [資料編:第122表]	115
ア	保険事業勘定	116
イ	介護サービス事業勘定	117
(5)	その他の事業	118
ア	収益事業 [資料編:第123表]	118
イ	共済事業	118
ウ	公立大学附属病院事業 [資料編:第124表]	118
(6)	第三セクター等	119
ア	第三セクター等の定義	119
イ	第三セクター等の数	119
ウ	第三セクター等の経常損益の状況	120
エ	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	121
オ	地方公共団体からの補助金交付額の状況	122
カ	地方公共団体からの借入残高の状況	123
丰	損失補償・債務保証の状況	123
8 東日	本大震災の影響	124
(1)	普通会計	
ア	東日本大震災分の歳入及び歳出の状況 [資料編:第136表~第138表]	
イ	特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編:第139表]	125
(2) 2	公営企業会計	
ア	特定被災地方公共団体における公営企業の経営状況 [資料編:第140表]	127
イ	特定被災地方公共団体における公営企業の料金収入 [資料編:第143表]	128
ウ	特定被災地方公共団体における公営企業の他会計繰入金 [資料編:第144表]	
	225年度決算に基づく健全化判断比率等の状況	
	実質赤字比率·····	
	連結実質赤字比率	
(3) 5	実質公債費比率	
ア	早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数	
イ	実質公債費比率の段階別分布状況	
ウ	団体種類別実質公債費比率の状況	
(4)	将来負担比率·····	
ア	早期健全化基準以上である団体数	131
イ	将来負担比率の段階別分布状況	
ウ	団体種類別将来負担比率の状況	
エ	団体種類別将来負担額等の状況	
(5) j	資金不足比率·····	135
ア	資金不足額がある公営企業会計数	135

イ 公宮企業会計の貧金个足額	13/
10 市町村の規模別財政状況	139
(1) 団体規模別団体数等の構成	139
ア 団体数及び人口の状況 [資料編:第1表、第2表]	139
イ 決算規模 [資料編:第11表、第35表、第74表]	141
(2) 人口1人当たりの財政状況等	142
ア 決算規模等 [資料編:第3表、第5表]	142
イ 歳入	143
ウ 歳出······	146
エ 財政構造の弾力性	147
オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	150
11 公共施設の状況	152
(1) 道路 [資料編:第104表]	152
(2) 公営住宅等 [資料編:第105表]	152
(3) 公園 [資料編:第106表]	153
(4) 下水処理施設 [資料編:第107表~第108表]	154
(5) ごみ処理施設 [資料編:第108表]	155
(6) 保育所 [資料編:第109表]	156
(7) 高齢者福祉施設 [資料編:第110表]	156
(8) 教育施設 [資料編:第111表]	157
ア 高等学校 ····································	157
イ 中等教育学校	157
(9) 文化及び体育施設 [資料編:第112表]	157
ア 文化施設	157
イ 体育施設	157
第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政	
1 平成26年度の地方財政	161
- (1) 平成 26 年度の経済見通しと国の予算 ····································	161
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	161
イ 国の予算	162
(2) 地方財政計画	163
ア 通常収支分	163
イ 東日本大震災分	165
(3) 平成 26 年度補正予算	166
ア 平成 26 年度補正予算(第 1 号)	166
イ 平成 26 年度補正予算(第 1 号)に係る財政措置等	166
ウ 地方公務員の給与改定	
(4) 地方公共団体の予算	167
(5) 地方公営企業等に関する財政措置	169
ア 地方公営企業 ····································	169
イ 国民健康保険事業	169

ウ 後期高齢者医療制度	170
(6) 個別団体における財政健全化	170
2 平成27年度の地方財政	172
(1) 平成 27 年度の経済見通しと国の予算	172
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	
イ 国の予算	173
(2) 地方財政計画	
ア 通常収支分	
イ 東日本大震災分	
(3) 地方公営企業等に関する財政措置	
ア 地方公営企業	
イ 国民健康保険事業	
ウ 後期高齢者医療制度	
エ 公営競技納付金制度の延長	179
第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応	
1 まち・ひと・しごと創生	102
(1) まち・ひと・しごと創生の動き	
(1) よう・ひと・しごと創生に係る地方財政措置	
ア まち・ひと・しごと創生事業費1兆円の財源 ····································	
イ 地方交付税における算定 ····································	
(3) 地域経済イノベーションサイクルを核とした地域の経済構造改革	
ア 「ローカル 10,000 プロジェクト」の推進	
イ 分散型エネルギーインフラプロジェクト	
ウ 地域の生産性向上に資するプラットフォームの構築 ····································	
(4) 地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進	
ア 経緯····································	
イ 施策の概要	186
(5) 過疎対策等の条件不利地域の自立・活性化の支援	186
ア 基本的な考え方····································	
イ 具体的な取組内容	186
ウ 過疎法に基づく施策	187
(6) 合併後の市町村の姿の変化に対応した地方交付税の算定	187
2 地方自治を取り巻く動向	189
(1) 地方自治制度の見直し	189
(2) 連携中枢都市圏構想の推進	189
(3) 定住自立圏構想の推進	190
3 社会保障・税一体改革	191
(1) これまでの経緯	
(2) 平成 26 年度の社会保障の充実	
(3) 平成 26 年通常国会での法律	
(4) 平成 27 年度の社会保障の充実	192

	(5) =	平成 27 年通常国会での法案	193
4	地方	「分権改革の推進········	194
	(1) 村	既況	194
	(2) ±	地方に対する権限移譲・規制緩和に係るこれまでの取組	194
	ア	権限移譲	194
	1	地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)	194
	(3) ±	提案募集方式による取組	195
	ア	これまでの懸案が実現したもの	195
	1	地域の具体的事例に基づくもの	195
	ウ	地方創生、人口減少対策に資するもの	195
	I	委員会勧告において対象としていなかったもの ······	196
	(4) ±	地方税財源の充実確保	196
	ア	消費税率(国・地方)10%への引上げ時期の変更等	196
	1	法人税改革 (法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等)	196
	ウ	ふるさと納税の拡充	196
	エ	固定資産税	197
5	行財	政改革の推進	
	(1) 糸	給与の適正化及び適正な定員管理の推進	198
	(2) ±	地方公営企業等の改革	198
	ア	地方公営企業の抜本改革の推進	198
	1	平成 26 年度以降の経営健全化等についての考え方	200
	ウ	地方公営企業会計制度等の見直し	201
	I	公営企業会計の適用促進	201
	才	第三セクター等の抜本的改革の推進	202
	(3) 1	公共施設等総合管理計画の策定促進	204
	ア	公共施設等総合管理計画の策定要請	204
	1	公共施設等総合管理計画の策定支援・策定状況	204
	(4) ±	地方公会計の整備促進	
	(5) ±	地方財政の健全化と地方債制度の見直し	206
	(6) ネ	社会保障・税番号制度 ····································	207

文章編図表索引

第1部 平成25年度の地方財政の状況

1	地方	田田	の役割

第 1 図	国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移	3
第 2 図	国・地方を通じる純計歳出規模(目的別)	4
第 3 図	国内総生産(支出側)と地方財政	5
第 4 図	公的支出の推移	6
第 5 図	公的支出の状況	6
第 6 図	国内総生産(支出側)の増加率に対する寄与度	····· 7
2 地方則	才政の概況	
第 1 表	地方公共団体の決算規模(純計)	8
第 2 表	団体種類別決算規模の状況	9
第 7 図	決算規模の推移(純計)	9
第 3 表	実質収支の状況	10
第 8 図	実質収支の推移	11
第 9 図	実質収支比率の推移	11
第 4 表	赤字の団体数の状況	12
第 5 表	歳入純計決算額の状況	13
第 10 図	歳入純計決算額の構成比の推移	13
第 11 図	歳入決算額の構成比	14
第 6 表	目的別歳出純計決算額の状況	15
第 7 表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	16
第 12 図	目的別歳出決算額の構成比	16
第 8 表	- 一般財源の目的別歳出充当状況	17
第 13 図	一般財源充当額の目的別構成比の推移	17
第 9 表	性質別歳出純計決算額の状況	18
第 14 図	義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	19
第 15 図	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	19
第 16 図	性質別歳出決算額の構成比	20
第 10 表	- 一般財源の性質別歳出充当状況	21
第 17 図	一般財源充当額の性質別構成比の推移	21
第 11 表	経常収支比率の推移	22
第 18 図	経常収支比率を構成する分子及び分母の推移	
	その1 合計	23
	その2 都道府県	24
	その3 市町村	25
第 12 表	経常収支比率の段階別分布状況	26
第 19 図	公債費負担比率及び実質公債費比率の推移	

第 20 図	地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	28
第 21 図	地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	29
第 22 図	債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移	30
第 13 表	積立金現在高の状況	30
第 23 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	31
第 24 図	普通会計が負担すべき借入金残高の推移	32
3 地方財	源の状況	
第 25 図	国税と地方税の状況	39
第 26 図	国税と地方税の推移	40
第 14 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	41
第 27 図	地方税収計、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税の	
	人口1人当たり税収額の指数	42
第 28 図	道府県税収入額の状況	43
第 29 図	道府県税収入額の推移	44
第 30 図	市町村税収入額の状況	44
第 31 図	市町村税収入額の推移	45
第 32 図	地方債依存度の推移	48
4 地方経	費の内容	
第 33 図	民生費の目的別内訳	51
第 34 図	民生費の目的別歳出の推移	
	その1 純計	51
	その2 都道府県	52
	その3 市町村	52
第 35 図	民生費の性質別内訳	53
第 36 図	民生費の目的別扶助費(補助・単独)の状況	
	その1 都道府県 ······	54
	その2 市町村	54
第 37 図	民生費の財源構成比の推移	55
第 38 図	労働費の性質別内訳	56
第 39 図	教育費の目的別内訳	56
第 40 図	教育費の性質別内訳	57
第 41 図	土木費の目的別内訳	58
第 42 図	土木費の性質別内訳	59
第 43 図	農林水産業費の目的別内訳	59
第 44 図	農林水産業費の性質別内訳	60
第 45 図	商工費の性質別内訳	61
第 46 図	衛生費の目的別内訳	62
第 47 図	衛生費の性質別内訳	62
第 48 図	警察費の性質別内訳	63
第 49 図	消防費の性質別内訳	63

第 50 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その1 都道府県(財政力指数別)	64
	その2 市町村 (団体区分別)	65
5 地方経	費の構造	
第 51 図	人件費の推移	67
第 52 図	ラスパイレス指数の推移	67
第 53 図	人件費の項目別内訳	68
第 54 図	人件費の財源内訳	68
第 55 図	職員給の部門別構成比の状況	69
第 56 図	地方公務員1人当たり平均給料月額(普通会計、団体種類別、職種別)	69
第 57 図	地方公務員数の状況	70
第 58 図	地方公務員数の推移	····· 71
第 59 図	一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況	
	(平成26年4月1日と平成16年4月1日との比較)	····· 71
第 60 図	扶助費の目的別内訳の推移	72
第 15 表	普通建設事業費(補助・単独)の推移	····· 74
第 61 図	普通建設事業費の推移	
	その1 純計	····· 74
	その2 都道府県	74
	その3 市町村	······ 75
第 62 図	普通建設事業費の目的別(補助・単独)の状況	······ 76
第 63 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況(平成15年度と平成25年度との比較)	
第 64 図	補助事業費の目的別内訳の状況	77
第 65 図	単独事業費の目的別内訳の状況	······ 78
第 66 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その1 総計	79
	その2 補助事業費	79
	その3 単独事業費	
第 67 図	用地取得費の目的別(補助・単独)の状況	
第 68 図	用地取得費の推移	
第 16 表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	
第 69 図	災害復旧事業費の状況	
第 70 図	災害復旧事業費の推移	
第 17 表		
第 71 図	物件費の推移	
第 72 図	維持補修費の目的別内訳の状況	
第 73 図	補助費等の目的別内訳の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 74 図	繰出金の繰出先内訳の推移	
第 75 図	積立金の状況	
第 76 図	投資及び出資金の目的別内訳の状況	
笠 77 図	貸付金の日的別内訳の状況	AC

6 一部事務組合等の状況

第 18 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	90
第 78 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	91
第 19 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合(目的別内訳)	91
7 地方公	営企業等の状況	
第 79 図	地方公営企業の事業数の状況(平成25年度末)	92
第 20 表	事業全体に占める地方公営企業の割合	93
第 80 図	職員数の状況	
第 81 図	決算規模の推移	95
第 82 図	建設投資額の推移	95
第 21 表	地方公営企業全体の経営状況	96
第 83 図	料金収入の状況	96
第 84 図	企業債発行額の状況	97
第 85 図	企業債借入先別現在高の推移	98
第 22 表	法適用企業の経営状況	99
第 23 表	水道事業(法適用企業)の経営状況	101
第 86 図	水道事業(法適用企業)の資本的支出及びその財源	
第 24 表	工業用水道事業の経営状況	102
第 87 図	バス、鉄道における公営交通事業の状況(年間輸送人員)	104
第 25 表		
第 26 表		
第 27 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	
第 28 表	公営電気事業における事業概況	
第 29 表		
第 30 表		
第 88 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	108
	病院事業の経営状況	
第 32 表	下水道事業の経営状況	110
第 33 表	その他の地方公営企業の経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 89 図		
第 90 図		
第 91 図		
第 92 図		
第 93 図		
第 94 図		
	第三セクター等の数	
	第三セクター等の経常損益の状況	
第 36 表	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	
第 37 表		
第 38 表		
第 39 表	損失補償・債務保証の状況	123

9 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

弗 95 図	美質亦子額かめる団体剱の推移	129
第 96 図	連結実質赤字額がある団体数の推移	130
第 97 図	実質公債費比率が18%以上である団体数の推移	130
第 98 図	実質公債費比率の段階別分布状況	131
第 40 表	団体種類別実質公債費比率の状況	131
第 99 図	将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移	
第100図	将来負担比率の段階別分布状況	
第 41 表	団体種類別将来負担比率の状況	
第101図	団体種類別の将来負担額等の規模	
第 42 表	団体種類別の項目別将来負担額等の状況	
第 43 表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	
第102図	資金不足額がある公営企業会計数の推移	
第103図	資金不足比率の状況(団体種類別会計数)	
第 44 表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数	
第104図	資金不足比率の状況 (事業別会計数)	
第105図	資金不足額の状況(団体種類別合計額)	138
第106図	資金不足額の状況 (事業別合計額)	138
10 市町村	寸の規模別財政状況	
第 45 表	団体規模別団体数の推移	139
第107図	団体規模別団体数構成比の推移	140
第 46 表	団体規模別人口の推移	140
第108図	団体規模別人口構成比の推移	141
第109図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その1 歳入	141
	その2 歳出	142
第 47 表	団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況	143
第 48 表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	143
第110図	団体規模別歳入決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	144
第111図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況	145
第112図	団体規模別地方税の構造(人口1人当たりの地方税)	145
第113図	団体規模別歳出(目的別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	146
第114図	団体規模別歳出(性質別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	147
第 49 表	団体規模別経常収支比率の状況	148
第115図	団体規模別経常収支比率の状況(構成比)	
第116図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	149
第117図	団体規模別実質公債費比率の状況(構成比)	150
第118図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	150
第119図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況	
	(人口1人当たり)	151

11 公共放	徳設の状況
第120図	公営住宅等の総戸数の推移153
第121図	公園の面積の推移
第122図	下水処理人口の推移
第123図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移
第124図	公立の老人ホームの状況
第2部	平成26年度及び平成27年度の地方財政
1 平成26	5年度の地方財政
第 50 表	平成26年度普通会計予算の状況(9月補正後)

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

5 行財政改革の推進

第 51 表	地方公共団体の定員管理の状況について	198
第125図	事業廃止の状況	199
第126図	民営化・民間譲渡の状況	199
第127図	指定管理者制度の導入状況	200
第 52 表	第三セクター等の状況	202
第128図	土地保有総額の推移	203
第 53 表	公共施設等総合管理計画の策定取組状況(平成26年10月1日現在)	205
第 54 表	平成 24年度決算に係る財務書類の作成状況	206
第129図	統一的な基準による地方公会計の整備促進について	206
第130図	番号制度の仕組み	207
笙131 図	社会保障・税番号制度の概要	208

はじめに

本報告は、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方 財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年以来毎年報告を行っており、今回で63 回目になる。

平成25年度の地方財政の概況は次のとおりである。

歳入は、101兆998億円で、前年度と比べると1兆2,570億円増加(1.3%増)している。このうち、東日本大震災分は4兆8,709億円で、前年度と比べると1兆1,379億円減少(18.9%減)し、東日本大震災分を除いた通常収支分は96兆2,289億円である。個人住民税、法人関係二税の増等による地方税の増加並びに国の経済対策及び普通建設事業費支出金の増加等による国庫支出金の増加が、東日本大震災復興交付金や地方交付税の減少を上回ったこと等により前年度と比べると歳入総額は2兆3,949億円増加(2.6%増)している。

歳出は、97兆4,120億円で、前年度と比べると9,935億円増加(1.0%増)している。このうち、東日本大震災分は4兆2,455億円で、前年度と比べると1兆743億円減少(20.2%減)し、通常収支分は93兆1,665億円である。普通建設事業費及び第三セクター等の経営健全化の取組の推進等に伴う補助費等の増加が、人件費の減少を上回ったこと等により前年度と比べると2兆678億円増加(2.3%増)している。

以上のように、平成25年度においては、通常収支分の決算規模の増加が、東日本大震災分の決算規模 の減少を上回ったため、全体の決算規模は増加している。

また、普通会計が負担すべき借入金残高は、201兆3,599億円で、前年度と比べると3,122億円増加(0.2%増)している。その増減内訳は、地方債現在高の増加(1兆2,119億円増)、企業債現在高(普通会計負担分)の減少(7,997億円減)、交付税特別会計借入金残高の減少(1,000億円減)である。

本報告は、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成25年度の地方財政について、その決算を中心として、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、平成25年度決算に基づく健全化判断比率等及び公共施設の状況等を明らかにしている。 第2部では、平成26年度の地方財政及び平成27年度の地方財政の動向について取りまとめている。 第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- ・ 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- ・ 各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの [] 内には、本文に 対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。
- ・ 提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、平成27年2月末の状況をもとに記述している。

第一部

平成25年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

なお、第1部の記載は地方財政状況調査等を基としている。

(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編:第32表]

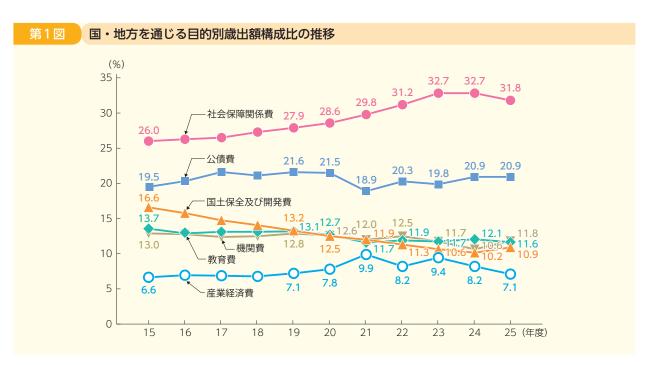
国・地方を通じた財政支出について、国(一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の6特別会計の純計)と地方(普通会計)の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は165兆7,508億円で、前年度と比べると1.2%増(前年度0.6%減)となっている。

歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、平成25年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合(31.8%)を占め、以下、公債費(20.9%)、機関費(11.8%)、教育費(11.6%)の順となっている。

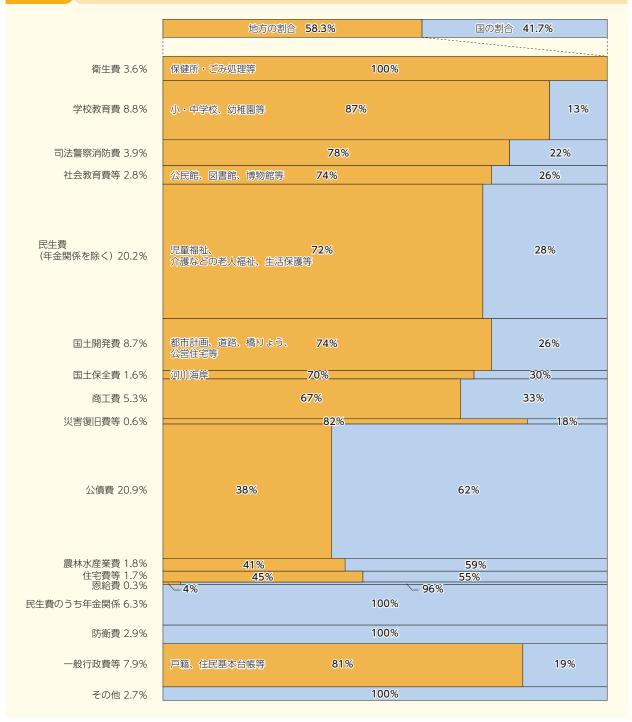
この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が69兆1,064億円(全体の41.7%)、地方が96兆6,444億円(同58.3%)で、前年度と比べると、国が1.2%増(前年度0.3%減)、地方が1.2%増(同0.8%減)となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが**第2図**である。 これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民 生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことが分か る。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると以下のとおりである。

衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されて



第2図 国・地方を通じる純計歳出規模(目的別)

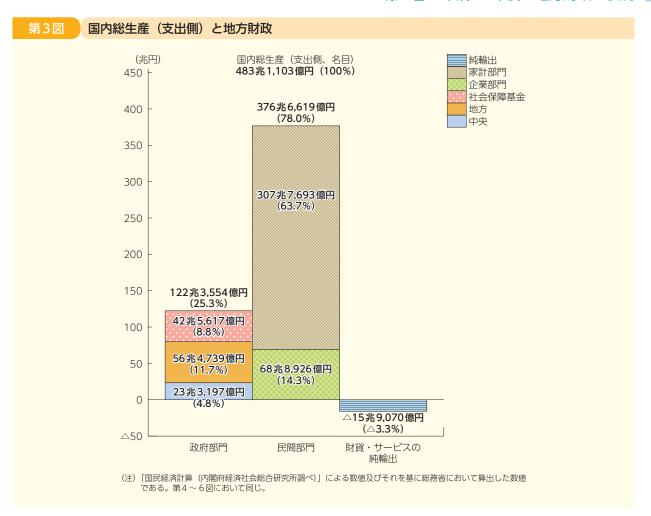


いる。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。

民生費(年金関係を除く。)については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

(2) 国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ



経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の 安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であ り、国民経済上、大きな役割を担っている。

なお、国民経済計算における社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民 健康保険事業会計(事業勘定)等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

| 国内総生産(支出側)と地方財政[資料編:第33表、第131表]

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総生産(支出側、名目。以下同じ。)に占める割合でみると、第3図のとおりである。平成25年度の国内総生産は483兆1,103億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が63.7%(前年度62.9%)、政府部門が25.3%(同25.0%)、企業部門が14.3%(同14.3%)となっている。

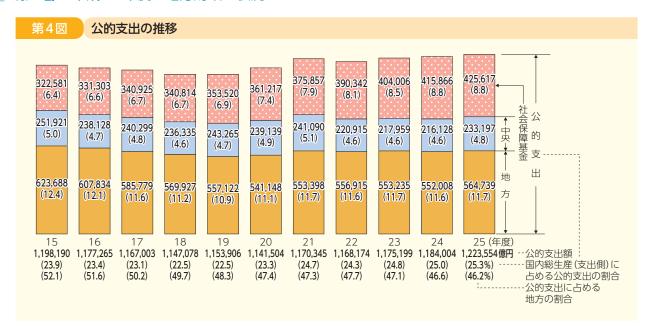
政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総生産に占める割合は、地方政府が11.7%(前年度11.6%)、中央政府が4.8%(同4.6%)となっており、地方政府の構成比は中央政府の約2.4倍となっている。

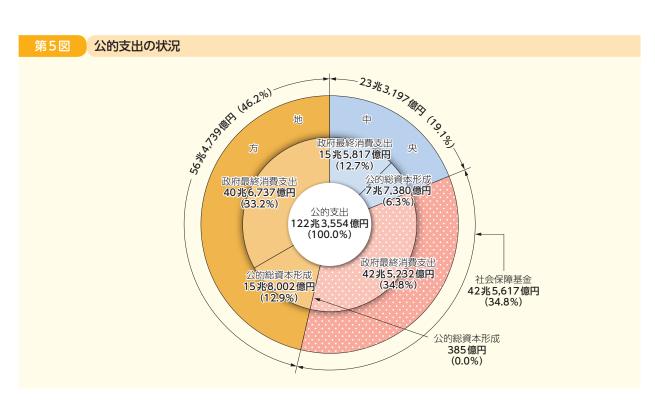
なお、地方政府のうち普通会計分は50兆8,803億円で、国内総生産の10.5%(前年度10.5%)を占めている。

→ 公的支出の状況 [資料編:第33表、第131表]

政府部門による公的支出の推移は、**第4図**のとおりである。平成25年度の公的支出は、前年度と比べると3.3%増(前年度0.7%増)の122兆3,554億円となっている。また、国内総生産に占める割合は、25.3%(同25.0%)となっている。

公的支出の内訳をみると、**第5図**のとおりであり、政府最終消費支出が98兆7,786億円、公的総資本 形成が23兆5,767億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は1.3%増(前年 1





度0.8%増)、公的総資本形成は12.6%増(同0.3%増)となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が5.4%増(前年度0.9%減)、公的総資本形成が13.4%増(同0.6%減)で合計7.9%増(同0.8%減)であり、公的支出に占める中央政府の割合は、前年度と比べると0.8ポイント上昇の19.1%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.1%減(前年度0.6%減)、公的総資本形成が12.3%増(同0.8%増)で、合計2.3%増(同0.2%減)であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度と比べると0.4ポイント低下の46.2%となっている。

各最終支出主体が国内総生産の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、 第6図のとおりである。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度(42.2%)と比べると1.0ポイント低下の41.2%、公的総資本形成においては前年度



(67.2%) と比べると0.2ポイント低下の67.0%となっており、公的総資本形成においては、約7割の額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

地方財政の概況

2 地方財政の概況

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行 政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の 企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成25年度の地方財政について、2から6までと10において普通会計の状況を、7において地 方公営事業会計等の状況を、8において東日本大震災の影響を、9において健全化判断比率等の状況を示 すとともに、11において公共施設の状況を示す。なお、普通会計決算については、平成23年度から通常 収支分(全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの)と東日本大震災分(東日本大震災に係る復旧・ 復興事業及び全国防災事業に係るもの)を区分して整理している。

(1) 決算規模[資料編:第1表、第5表、第10表、第73表]

地方公共団体(47都道府県、1.719市町村、23特別区、1.236一部事務組合及び112広域連合(以 下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。)) の普通会計の純計決算額は、第1表のとお り、歳入101兆998億円(前年度99兆8.429億円)、歳出97兆4.120億円(同96兆4.186億円)で、 歳入、歳出いずれも増加している。対前年度比は歳入1.3%増(前年度0.2%減)、歳出1.0%増(同0.6% 減)となっている。

このうち通常収支分は、歳入96兆2,289億円(前年度93兆8,340億円)、歳出93兆1,665億円(同 91兆987億円)で、東日本大震災分は、歳入4兆8,709億円(同6兆89億円)、歳出4兆2,455億円 (同5兆3,198億円)となっている。

平成25年度の決算規模が前年度を上回ったのは、歳入においては、東日本大震災分について、東日本 大震災復興交付金の減少等による国庫支出金の減少、震災復興特別交付税の減少等による一般財源の減少 等により前年度と比べると18.9%減となった一方で、通常収支分について、国の経済対策や普通建設事 業費支出金の増加等による国庫支出金の増加、地方税の増加等による一般財源の増加等により2.6%増と なったことによるものである。また、歳出においては、東日本大震災分について、積立金の減少等により 前年度と比べると20.2%減となった一方で、通常収支分について、普通建設事業費の増加、第三セクター 等の経営健全化の取組の推進等に伴う代位弁済の増加等による補助費等の増加等により2.3%増となった ことによるものである。

さらに、歳出から公債費及び公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものを除いた一般歳出は、 72兆6,878億円(前年度71兆1,988億円)となっており、前年度と比べると2.1%増となっている。

第1表 地方公共団体の決算規模(純計)

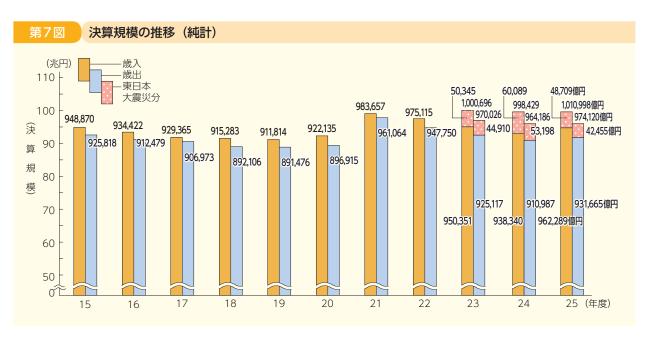
区分	平 成 2	25 年 度	平 成 24 年 度		
	決 算 額	増減率	決 算 額	増減率	
	億円	%	億円	%	
歳	1,010,998	1.3	998,429	△ 0.2	
通常収支分	962,289	2.6	938,340	△ 1.3	
東日本大震災分	48,709	△ 18.9	60,089	19.4	
歳出	974,120	1.0	964,186	△ 0.6	
通常収支分	931,665	2.3	910,987	△ 1.5	
東日本大震災分	42,455	△ 20.2	53,198	18.5	

決算規模の状況を団体種類別にみると、第2表のとおりである。都道府県の歳入及び歳出は、通常収支分において増加した一方で東日本大震災分において減少し、全体として前年度を上回っている。市町村(特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。)の歳入及び歳出は、通常収支分において増加した一方で東日本大震災分において減少し、全体として前年度を上回っている。

また、近年の決算規模の推移は、第7図のとおりである。

第2表 団体種類別決算規模の状況

		決 算 額		増減	或 率
区分	平 成25 年度	平 成 24 年 度	増減額	25 年 度	24 年 度
	億円	億円	億円	%	%
歳					
都 道 府 県	515,726	509,372	6,354	1.2	△ 2.3
市町村(純計額)	570,285	561,454	8,832	1.6	2.5
政令指定都市	125,681	124,657	1,024	0.8	2.7
特 別 区	33,126	32,581	544	1.7	0.8
中 核 市	65,132	62,833	2,299	3.7	△ 1.8
特 例 市	37,312	36,841	471	1.3	△ 0.3
都市	234,003	229,262	4,741	2.1	3.2
町村	68,519	68,460	59	0.1	6.0
一部事務組合等	21,273	21,696	△ 423	△ 1.9	1.9
合 計 (純計額)	1,010,998	998,429	12,570	1.3	△ 0.2
歳 出					
都 道 府 県	500,532	494,818	5,713	1.2	△ 2.9
市 町 村 (純計額)	548,602	541,764	6,837	1.3	2.4
政令指定都市	123,317	122,918	400	0.3	2.6
特 別 区	31,796	31,442	354	1.1	0.7
中 核 市	63,213	61,156	2,057	3.4	△ 1.8
特 例 市	36,051	35,608	443	1.2	△ 0.2
都市	223,707	219,722	3,984	1.8	3.1
町村	64,934	65,075	△ 141	△ 0.2	6.0
一部事務組合等	20,345	20,721	△ 376	△ 1.8	2.1
合計(純計額)	974,120	964,186	9,935	1.0	△ 0.6



(2) 決算収支

ア 実質収支[資料編:第7表]

実質収支(形式収支(歳入歳出差引額)から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)の状況は、第3表のとおりである。

平成25年度の実質収支は、1兆9,578億円の黒字(前年度1兆7,675億円の黒字)で、昭和31年度 以降黒字となっている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては4,285億円の黒字(前年度3,637億円の黒字)であり、平成12年度以降黒字となっている。

また、市町村においては1兆5,293億円の黒字(前年度1兆4,038億円の黒字)であり、昭和31年度 以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成24年度に赤字であった2団体(2一部事務組合)は黒字となったが、4団体(2市町2一部事務組合)が新たに赤字となった結果、赤字団体数は4団体であり、前年度と比べると2団体増加している。

なお、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。

標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、第9図のとおりであり、平成25年度の実質収支比率(特別区及び一部事務組合等を除く加重平均)は0.3ポイント上昇の3.1%となっている。

実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は0.3ポイント上昇の1.6%、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。)は0.4ポイント上昇の4.7%となっている。

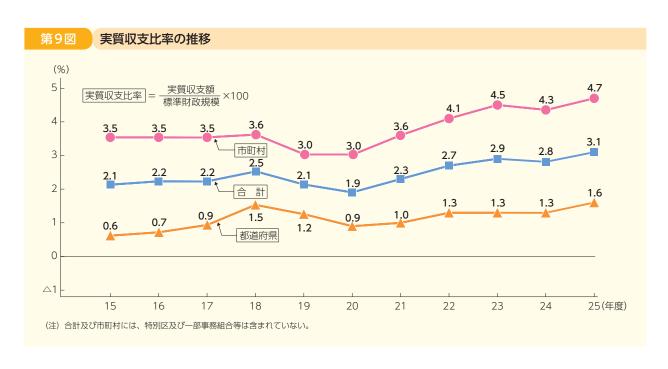
第3表 実質収支の状況

					平成 2	5 年 度		平成 2	4 年 度	増	減
区			分	団 体 数	形式収支	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	団体数	実質収支	団体数	実質収支
					億円	億円	億円		億円		億円
全	都	道府	原	47	15,194	10,909	4,285	47	3,637	_	648
♂ .	市	町	村	3,090	21,684	6,391	15,293	3,102	14,038	△ 12	1,254
体	合		計	3,137	36,878	17,300	19,578	3,149	17,675	△ 12	1,902
黒	都	道府	見	47	15,194	10,909	4,285	47	3,637	_	648
黒字の団体	市	町	村	3,086	21,673	6,376	15,297	3,100	14,039	△ 14	1,257
岸	合		計	3,133	36,868	17,286	19,582	3,147	17,676	△ 14	1,906
赤	都	道府	原	_	_	_	_	_	_	_	-
赤字の団体	市	町	村	4	10	15	△ 4	2	△ 1	2	△3
団 体	合		計	4	10	15	△ 4	2	△ 1	2	△ 3

⁽注) 1 市町村の額は単純合計である。

² 平成25年度の赤字である4団体のうち、2団体は一部事務組合である。また、平成24年度の赤字である2団体は一部事務組合である。





■ 単年度収支及び実質単年度収支 [資料編:第7表]

平成25年度の単年度収支(実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、1,909億円の黒字(前年度281億円の赤字)となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては648億円の黒字(前年度175億円の黒字)、市町村においては1,261億円の黒字(同456億円の赤字)となっている。

また、実質単年度収支(単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額)は、7,637億円の黒字(前年度4,378億円の黒字)となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては2,896億円の黒字(前年度876億円の黒字)、市町村においては4,741億円の黒字(同3,502億円の黒字)となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第4表のとおりである。

第4表 赤字の団体数の状況

	全団	体数	:	実 質	収支	赤	字 	の単年原	団 団 変 収 支	体	数	実質単年	丰度収支	
区 分	平 成 25年度	平 成 24年度	254	年度	244	F度	25£	丰度	244	F度	25£	丰度	241	丰度
	(A)	(B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
				%		%		%		%		%		%
都 道 府 県	47	47	_	_	_	_	21	44.7	28	59.6	11	23.4	15	31.9
政令指定都市	20	20	_	_	_	-	1	5.0	12	60.0	7	35.0	12	60.0
中核市	42	41	_	_	_	-	8	19.0	20	48.8	12	28.6	15	36.6
特例市	40	40	_	_	_	-	16	40.0	18	45.0	13	32.5	13	32.5
都市	688	688	1	0.1	_	_	295	42.9	383	55.7	183	26.6	241	35.0
中都市	165	166	_	_	_	_	70	42.4	83	50.0	41	24.8	58	34.9
小都市	523	522	1	0.2	_	_	225	43.0	300	57.5	142	27.2	183	35.1
町村	929	930	1	0.1	_	_	414	44.6	491	52.8	285	30.7	294	31.6
市町村小計	1,719	1,719	2	0.1	_	_	734	42.7	924	53.8	500	29.1	575	33.4
特別区	23	23	_	_	_	_	6	26.1	10	43.5	3	13.0	10	43.5
一部事務組合等	1,348	1,360	2	0.1	2	0.1	618	45.8	638	46.9	624	46.3	609	44.8
市町村計	3,090	3,102	4	0.1	2	0.1	1,358	43.9	1,572	50.7	1,127	36.5	1,194	38.5
合 計	3,137	3,149	4	0.1	2	0.1	1,379	44.0	1,600	50.8	1,138	36.3	1,209	38.4

(3) 歳入[資料編:第10表]

歳入純計決算額は101兆998億円で、前年度と比べると1兆2,570億円増加(1.3%増)している。 このうち通常収支分は、96兆2,289億円で、前年度と比べると2兆3,949億円増加(2.6%増)しており、東日本大震災分は4兆8,709億円で、前年度と比べると1兆1,379億円減少(18.9%減)している。 歳入総額の主な内訳をみると、第5表のとおりである。

地方税は、個人住民税の増加、法人関係二税(住民税の法人分及び法人事業税)の増加等により、前年度と比べると9,135億円増加(2.7%増)している。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の増加等により、前年度と比べると 2,874 億円増加(12.7%増) している。

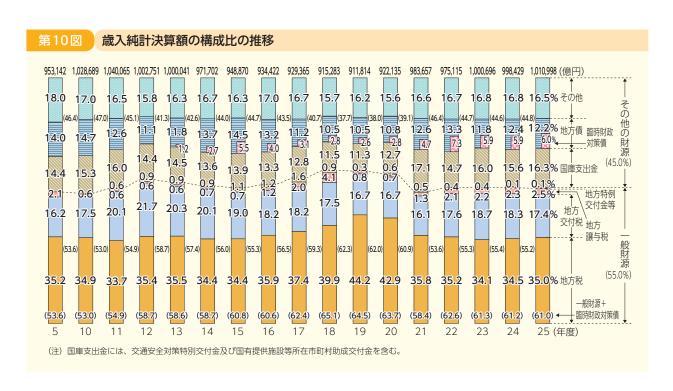
地方特例交付金は、前年度と比べると19億円減少(1.5%減)している。

地方交付税は、前年度と比べると6,944億円減少(3.8%減)している。また、地方交付税に臨時財政

第5表 歳入純計決算額の状況

	決	字 算	Į	構り	戈 比	増源	増減率	
区 分	平 成 25年度	平 成 24年度	増減額	25年度	24年度	25年度	24年度	
	億円	億円	億円	%	%	%	%	
地方税	353,743	344,608	9,135	35.0	34.5	2.7	0.8	
地 方 譲 与 税	25,588	22,715	2,874	2.5	2.3	12.7	4.7	
地方特例交付金	1,255	1,275	△ 19	0.1	0.1	△ 1.5	△ 65.0	
地 方 交 付 税	175,955	182,898	△ 6,944	17.4	18.3	△ 3.8	△ 2.5	
小計(一般財源)	556,541	551,495	5,046	55.0	55.2	0.9	△ 0.6	
(一般財源+臨時財政対策債)	616,920	610,653	6,267	61.0	61.2	1.0	△ 0.4	
国 庫 支 出 金	165,118	155,271	9,847	16.3	15.6	6.3	△ 3.1	
地 方 債	122,849	123,379	△ 531	12.2	12.4	△ 0.4	4.9	
うち臨時財政対策債	60,379	59,158	1,221	6.0	5.9	2.1	1.0	
そ の 他	166,490	168,284	△ 1,792	16.5	16.8	△ 1.1	0.0	
合 計	1,010,998	998,429	12,570	100.0	100.0	1.3	△ 0.2	

⁽注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。



対策債を加えた額は、前年度と比べると5,722億円減少(2.4%減)している。

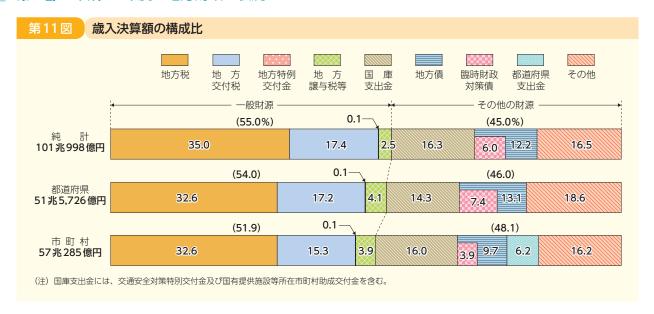
一般財源は、地方税、地方譲与税の増加等により、前年度と比べると5,046億円増加(0.9%増)している。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は、前年度と比べると6,267億円増加(1.0%増)している。

国庫支出金は、国の経済対策や普通建設事業費支出金の増加等により、前年度と比べると9,847億円増加(6.3%増)している。

地方債は、旧緊急防災・減災事業債の減少等により、前年度と比べると531億円減少(0.4%減)している。

歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

地方税の構成比は、税源移譲等により、平成19年度には歳入総額の44.2%を占めるまで上昇し、その



後、景気の悪化や地方法人特別税の創設等に伴って低下していたが、24年度に上昇に転じ、25年度においては、前年度と比べると0.5ポイント上昇の35.0%となり、2年連続で上昇している。

地方交付税の構成比は、平成8年度から12年度までは上昇し、13年度以降は、地方財政対策に当たり、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたことや三位一体の改革に伴う地方交付税の改革等から総じて低下の傾向にあったが、22年度は上昇に転じた。平成25年度においては、前年度と比べると0.9ポイント低下の17.4%と、2年連続で低下している。

国庫支出金の構成比は、平成15年度以降、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通建設事業費支出金の減少等により低下していたが、20年度以降、国の経済対策の実施、東日本大震災への対応の影響等で総じて上昇の傾向にある。平成25年度においては、前年度と比べると0.7ポイント上昇の16.3%となっている。

地方債の構成比は、平成20年度以降、臨時財政対策債の増加等により総じて上昇の傾向にあったが、25年度においては、前年度と比べると0.2ポイント低下の12.2%となっている。なお、臨時財政対策債を除いた構成比は、前年度と比べると0.2ポイント低下の6.2%となっている。

一般財源の構成比は、平成18年度には62.3%であったが、19年度以降国庫支出金、地方債等の増加に加え、地方税及び地方特例交付金等の減少などにより低下していた。平成22年度に上昇に転じたが、24年度に再び低下し、25年度においては、前年度と比べると0.2ポイント低下の55.0%となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額の構成比は、前年度と比べると0.2ポイント低下の61.0%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、第11図のとおりである。

都道府県においては地方税が最も大きな割合(32.6%)を占め、以下、地方交付税(17.2%)、国庫支出金(14.3%)の順となっている。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合(32.6%)を占め、以下、国庫支出金(16.0%)、地方交付税(15.3%)の順となっている。

(4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

ア 目的別歳出

(ア)目的別歳出[資料編:第34表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産 業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は97兆4,120億円で、前年度と比べると9,935億円増加(1.0%増)している。このうち、通常収支分は93兆1,665億円で、前年度と比べると2兆678億円増加(2.3%増)しており、東日本大震災分は4兆2,455億円で、前年度と比べると1兆743億円減少(20.2%減)している。

歳出総額の目的別歳出の構成比は、**第6表**のとおりであり、民生費(24.1%)、教育費(16.5%)、公債費(13.5%)、土木費(12.4%)、総務費(10.3%)の順となっている。

民生費は、社会福祉費、生活保護費、災害救助費が増加したこと等により、前年度と比べると3,110 億円増加(1.3%増)している。

教育費は、人件費の減少等により、前年度と比べると602億円減少(0.4%減)している。

公債費は、前年度と比べると1,184億円増加(0.9%増)している。

土木費は、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると8,829億円増加(7.9%増)している。 総務費は、第三セクター等の経営健全化の取組の推進等に伴う代位弁済の増加等により、前年度と比べ ると387億円増加(0.4%増)している。

目的別歳出の構成比の推移は、第7表のとおりである。民生費の構成比は、社会保障関係費の増加を背景に上昇しており、平成19年度以降最も大きな割合を占めている一方で、農林水産業費、土木費及び教育費の構成比は低下の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、第12図のとおりである。

都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も大きな割合(21.2%)を占め、以下、民生費(15.0%)、公債費(14.3%)、土木費(11.3%)、商工費(8.2%)の順となっている。

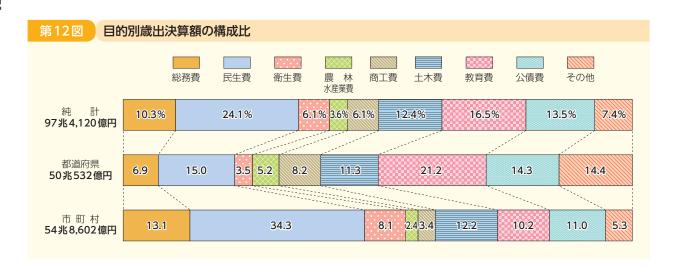
また、市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務(町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。)等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合(34.3%)を占

第6表 目的別歳出純計決算額の状況

			ਤੋਂ ਤੋਂ	克	 頚	構	戈 比	増	或 率
区	分 分		平 成25年度	平 成 24年度	増減額	25 年 度	24 年 度	25 年度	24 年度
			億円	億円	億円	%	%	%	%
総	務	費	100,006	99,618	387	10.3	10.3	0.4	6.6
民	生	費	234,633	231,523	3,110	24.1	24.0	1.3	△ 0.1
衛	生	費	59,885	59,932	△ 47	6.1	6.2	△ 0.1	△ 11.1
労	働	費	6,209	7,687	△ 1,478	0.6	0.8	△ 19.2	△ 22.6
農材	水産業	美費	35,009	31,813	3,197	3.6	3.3	10.0	△ 0.8
商	エ	費	59,157	62,069	△ 2,913	6.1	6.4	△ 4.7	△ 5.2
土	木	費	121,252	112,423	8,829	12.4	11.7	7.9	△ 0.4
消	防	費	19,931	19,068	863	2.0	2.0	4.5	3.7
警	察	費	30,964	31,881	△ 917	3.2	3.3	△ 2.9	△ 0.9
教	育	費	160,878	161,479	△ 602	16.5	16.7	△ 0.4	△ 0.2
公	債	費	131,271	130,087	1,184	13.5	13.5	0.9	0.4
そ	の	他	14,925	16,606	△ 1,679	1.6	1.8	△ 10.1	10.4
合	Ē	計	974,120	964,186	9,935	100.0	100.0	1.0	△ 0.6

第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

[<u>x</u>	:	分	平 成 15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
				%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総	Ž	務	費	9.8	9.8	9.6	9.7	10.0	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3	10.3
民	4	生	費	15.7	16.6	17.3	18.2	19.0	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0	24.1
衛	4	生	費	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.0	6.2	6.1	7.0	6.2	6.1
労	1	動	費	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.7	1.0	0.9	1.0	0.8	0.6
農	林水	〈産美	業費	5.1	4.7	4.4	4.2	3.9	3.7	3.7	3.4	3.3	3.3	3.6
商	-	I	費	5.2	5.4	5.1	5.3	5.6	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4	6.1
土	7	木	費	17.8	16.7	15.9	15.5	15.0	14.4	13.8	12.6	11.6	11.7	12.4
消	[防	費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0
警	3	察	費	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2
教	Ī	育	費	18.6	18.5	18.3	18.5	18.4	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7	16.5
公	ſ	債	費	14.2	14.4	15.4	14.9	14.6	14.7	13.4	13.7	13.4	13.5	13.5
そ	(の	他	1.2	1.5	1.7	1.4	1.3	1.1	0.9	0.7	1.5	1.8	1.6
合			計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				億円	億円	億円	 億円	億円	億円	億円	億円	億円	 億円	(億円
歳	出	合	計	925,818	912,479	906,973	892,106	891,476	896,915	961,064	947,750	970,026	964,186	974,120



め、以下、総務費 (13.1%)、土木費 (12.2%)、公債費 (11.0%)、教育費 (10.2%) の順となっている。

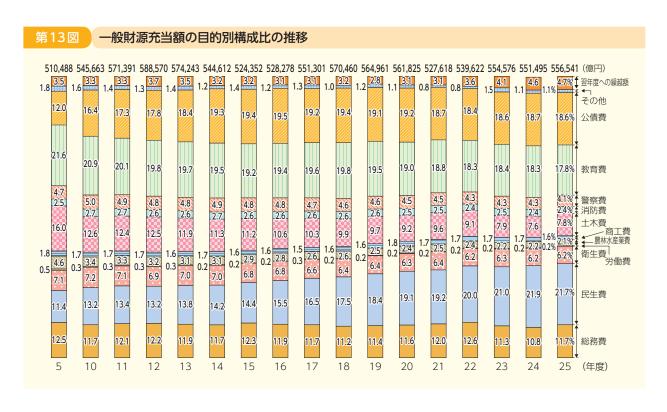
(イ) 一般財源の充当状況 [資料編:第36表]

- 一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。
- 一般財源総額(55兆6,541億円)に占める目的別歳出の割合をみると、民生費が最も大きな割合(21.7%)を占め、以下、公債費(18.6%)、教育費(17.8%)、総務費(11.7%)、土木費(7.8%)の順となっている。
- 一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13回のとおりである。近年、民生費充当分が上昇の傾向にある一方で、教育費充当分が低下の傾向にある。

第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

区	分	平 成 2	25 年 度	平成2	4 年 度
	<i>)</i> ,	決算額	構成比	決算額	構成比
		億円	%	億円	%
総	務費	65,314	11.7	59,432	10.8
民	生	120,772	21.7	121,008	21.9
衛	生	34,435	6.2	33,918	6.2
労	働 費	1,007	0.2	1,090	0.2
農材	林 水 産 業 費	11,600	2.1	11,975	2.2
商	工	8,632	1.6	9,201	1.7
土	木 費	43,649	7.8	41,776	7.6
消	防費	13,222	2.4	13,316	2.4
警	察 費	23,021	4.1	23,977	4.3
教	育 費	99,038	17.8	101,113	18.3
公	債 費	103,404	18.6	102,856	18.7
そ	の 他	6,149	1.1	6,349	1.1
翌年	度への繰越額	26,298	4.7	25,484	4.6
_	般 財 源 計	556,541	100.0	551,495	100.0

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。



1 性質別歳出

(ア)性質別歳出[資料編:第73表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が46.7%を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費から

第9表 性質別歳出純計決算額の状況

区分	決 算 額			構成比		増減率	
	平 成25年度	平 成24年度	増 減 額	25 年 度	24 年 度	25 年 度	24 年 度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	474,697	480,222	△ 5,525	48.7	49.8	△ 1.2	△ 0.7
人 件 費	221,779	230,176	△ 8,397	22.8	23.9	△ 3.6	△ 1.8
扶 助 費	121,932	120,221	1,711	12.5	12.5	1.4	0.5
公 債 費	130,986	129,824	1,161	13.4	13.5	0.9	0.4
投 資 的 経 費	150,733	134,202	16,532	15.5	13.9	12.3	0.9
普通建設事業費	141,914	124,490	17,425	14.6	12.9	14.0	△ 0.7
う∫補助事業費	78,488	61,391	17,096	8.1	6.4	27.8	0.9
うる神助事業費を対象を表現しています。	55,806	53,933	1,873	5.7	5.6	3.5	△ 5.3
災害復旧事業費	8,817	9,711	△ 893	0.9	1.0	△ 9.2	27.2
失業対策事業費	2	1	0	0.0	0.0	15.7	△ 68.4
その他の経費	348,690	349,762	△ 1,072	35.8	36.3	△ 0.3	△ 1.1
うち補助費等	94,914	91,904	3,010	9.7	9.5	3.3	3.2
うち繰出金	51,405	51,649	△ 243	5.3	5.4	△ 0.5	1.3
合 計	974,120	964,186	9,935	100.0	100.0	1.0	△ 0.6

なっており、そのうち普通建設事業費が94.1%を占めている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は、前年度と比べると5,525億円減少(1.2%減)している。これは、扶助費が、社会保障関係費の増加を背景に1,711億円増加(1.4%増)した一方で、人件費が、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年1月24日閣議決定)に基づく各地方公共団体における国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組等により8,397億円減少(3.6%減)したこと等によるものである。なお、公債費は、前年度と比べると1,161億円増加(0.9%増)している。

投資的経費は、前年度と比べると1兆6,532億円増加(12.3%増)している。これは、災害復旧事業費が893億円減少(9.2%減)した一方で、普通建設事業費が1兆7,425億円増加(14.0%増)したこと等によるものである。

また、その他の経費は、前年度と比べると1,072億円減少(0.3%減)している。これは、社会保障関係費の増加等を背景に補助費等が3,010億円増加(3.3%増)した一方で、貸付金が4,307億円減少(7.4%減)、繰出金が243億円減少(0.5%減)したこと等によるものである。

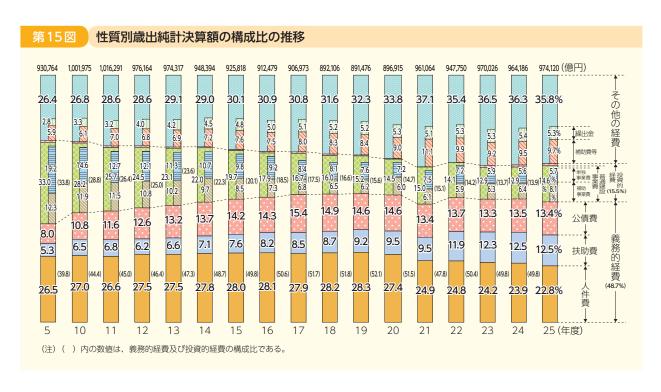
平成15年度以降のこれらの経費の増減額の推移は、第14回のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15回のとおりである。

義務的経費の構成比は、平成7年度以降上昇の傾向にあり19年度には52.1%となったが、20年度に低下に転じた。平成22年度においては子ども手当の創設に伴う扶助費の増加等により上昇したが、23年度においてはその他の経費の増加等の影響により低下し、25年度においては前年度と比べると1.1ポイント低下の48.7%となっている。義務的経費の構成比の内訳を見ると、人件費は、平成19年度以降減少の傾向にあり、25年度においては前年度と比べると1.1ポイント低下の22.8%となっている。扶助費は、社会保障関係費の増加を背景に総じて増加の傾向にあり、平成25年度においては前年度と同率の12.5%となっている。公債費は、平成17年度以降総じて減少の傾向にあり、25年度においては前年度と比べると0.1ポイント低下の13.4%となっている。

投資的経費の構成比は、平成23年度まで総じて低下の傾向にあるが、平成24年度上昇に転じ、25年

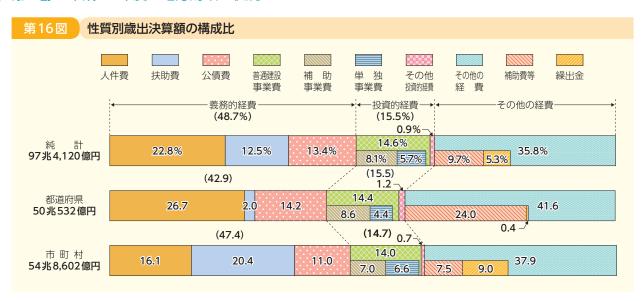




度においては普通建設事業費の増加等により前年度と比べると1.6ポイント上昇の15.5%となっている。 その他の経費の構成比は、補助費等、繰出金の増加等により平成23年度まで総じて上昇の傾向にあるが、平成24年度低下に転じ、25年度においては前年度と比べると0.5ポイント低下の35.8%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等か



ら、都道府県(26.7%)が、市町村(16.1%)を上回っている。また、扶助費の構成比は、市町村にお いて、児童手当の支給、生活保護に関する事務(町村については、福祉事務所を設置している町村に限 る。)等の社会福祉関係事務が行われていること等から、市町村(20.4%)が、都道府県(2.0%)を上 回っている。

普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県(8.6%)が市町村(7.0%)を上回る一方、 単独事業費の構成比は、市町村(6.6%)が都道府県(4.4%)を上回っている。

その他の経費のうち、補助費等の構成比は、都道府県(24.0%)が市町村(7.5%)を上回る一方、繰 出金の構成比は、市町村(9.0%)が都道府県(0.4%)を上回っている。

(イ) 一般財源の充当状況[資料編:第75表]

- 一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。
- 一般財源総額(55兆6.541億円)に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合 (55.2%) を占め、以下、その他の経費(34.5%)、投資的経費(5.6%)の順となっている。なお、そ の他の経費の中では、補助費等が最も大きな割合(11.5%)を占めている。
 - 一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

義務的経費充当分は、平成18年度までは、人件費充当分が低下の傾向にある一方で、扶助費充当分及 び公債費充当分が上昇の傾向にあったことから、総じて上昇の傾向にあり、19年度以降は、公債費充当 分が低下の傾向に転じたことから、総じて低下の傾向にあった。平成23年度は再び上昇に転じるが、25 年度は、前年度と比べると1.9ポイント低下の55.2%となっている。

投資的経費に充当された一般財源の構成比は、総じて低下の傾向にあるが、25年度においては前年度 と比べると0.8ポイント上昇の5.6%となっている。

その他の経費充当分は、総じて上昇の傾向にあり、平成25年度においては前年度と比べると1.0ポイ ント上昇の34.5%となっている。

第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

区分	平 成 2	5 年 度	平 成 24 年 度			
	決算額	構成比	決算額	構成比		
	億円	%	億円	%		
義務的経費	307,424	55.2	315,172	57.1		
人 件 費	161,085	28.9	169,478	30.7		
扶 助 費	43,213	7.8	43,100	7.8		
公 債 費	103,126	18.5	102,594	18.6		
投 資 的 経 費	30,931	5.6	26,315	4.8		
普通建設事業費	29,360	5.3	24,852	4.5		
災害復旧事業費	1,569	0.3	1,462	0.3		
失業対策事業費	1	0.0	1	0.0		
その他の経費	191,888	34.5	184,524	33.5		
うち補助費等	63,782	11.5	64,151	11.6		
う 5 繰 出 金 40,361		7.3	40,678	7.4		
翌年度への繰越額 26,298		4.7	25,484	4.6		
一般財源計	556,541	100.0	551,495	100.0		

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移 510,488 545,663 571,391 588,570 574,243 544,612 524,352 528,278 551,301 570,460 564,961 561,825 527,618 539,622 554,576 551,495 556,541 (億円) 2.8 3.5 4.6 4.7% 3 翌年度への繰越額 3.3 3.5 3.2 3.1 3.1 3.2 3.1 3.1 3.6 4.1 3.3 3.7 3.2 27.3 29.4 31.0 28.1 28.9 29.0 30.1 30.6 31.6 32.5 30.3 32.8 33.5 33.5 33.5 34.5% その他の経費 繰出金 8.6 補助費等 10.5 7.5 10.5 9.8 8.7 8.3 6.9 6.7 6.2 5.8 17.5 7.1 6.6 5.4 4.8 5.6% 投資的経費 19.3 19.1 16.4 17.2 19.2 19.4 19.4 19.2 19.2 17.7 18.4 18.6 18.6 18.6 18.4 18.5% 11.9 5.0 3.9 5.1 4.3 4.5 4.8 4.9 5.2 5.4 6.0 6.3 6.5 6.6 7.2 7.8 7.4 義務的経費 7.8% 扶助費 35.9 36.7 35.8 34.9 34.7 34.8 34.5 34.2 34.0 34.2 34.5 33.0 30.7 28.9% 30.8 10 11 13 14 15 16 17 18 19 20 21 23 24 12 22 25 (年度)

(5) 財政構造の弾力性

屋 経常収支比率[資料編:第8表]

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保さ れなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられ ている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源(人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出され る経費に充当された一般財源)が、経常一般財源(一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年 度経常的に収入される一般財源)、減収補塡債特例分及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割 合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成25年度の経常収支比率(特別区及び一部事務組合等を除く加重平均)は、前年度と比べると1.1 ポイント低下の91.6%となり、第11表のように、10年連続で90%を上回っている。主な内訳をみると、 人件費充当分が31.1%(前年度32.6%)、公債費充当分が21.1%(同20.9%)となっている。なお、減 収補塡債特例分及び臨時財政対策債を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率は、 102.4% (前年度103.6%) となっている。

また、経常収支比率を構成する分子及び分母の状況は次のとおりである。分子である経常経費充当一般 財源は、人件費が減少した一方で、物件費が増加したことにより、前年度と比べると0.3%増となってい る。分母である経常一般財源等は、地方税、地方譲与税の増加等により、前年度と比べると1.5%増と なっている。

分子及び分母の推移は第18回のとおりである。分子である経常経費充当一般財源については、人件費 が総じて減少の傾向にある一方で、公債費、補助費等が増加の傾向にあり、また公債費が高止まりしてお

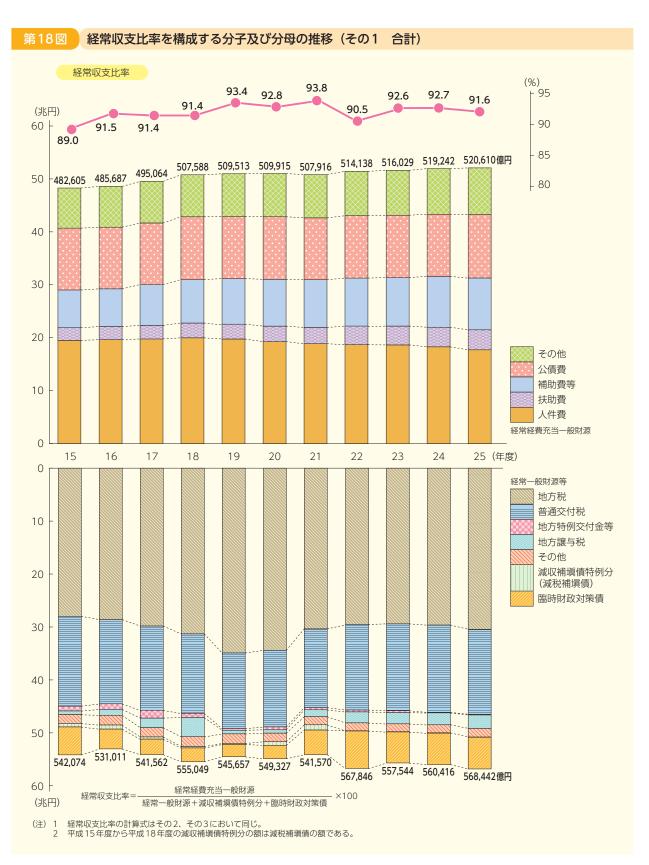
第11表 経常収支比率の推移

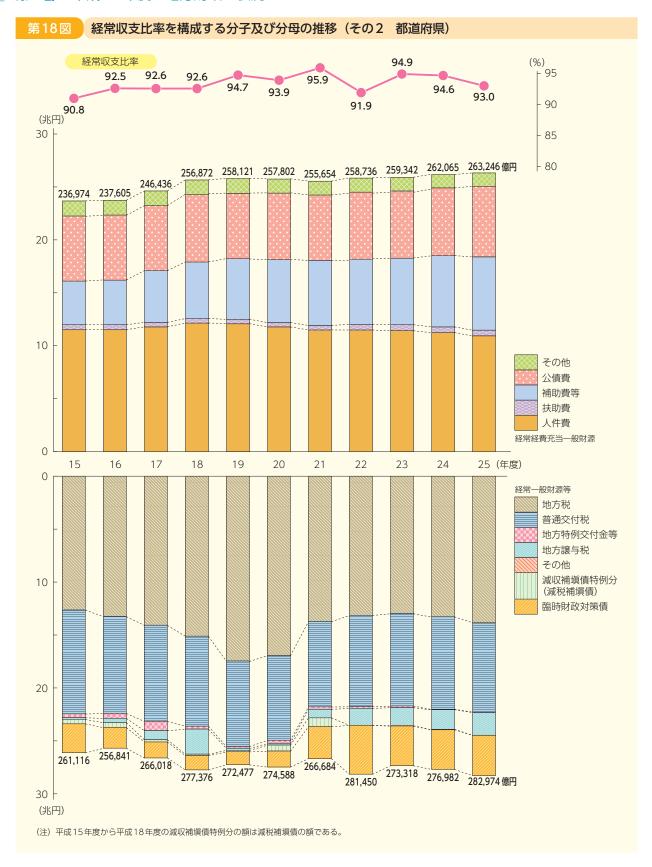
区	分	平 成 15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都道	道 府 県	90.8	92.5	92.6	92.6	94.7	93.9	95.9	91.9	94.9	94.6	93.0
		[103.1]	[102.0]	[99.0]	[97.8]	[99.7]	[101.4]	[111.9]	[109.9]	[110.0]	[109.6]	[107.5]
=	/ 人件費充当	44.1	44.9	44.4	43.8	44.4	42.9	43.1	40.9	41.8	40.6	38.6
) -	· 扶助費充当	1.8	1.8	1.6	1.5	1.5	1.5	1.6	1.9	2.1	2.0	1.9
ち	公債費充当	23.6	23.9	23.1	23.1	22.7	22.9	23.2	22.6	23.3	23.1	23.6
市	町村	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2
		[97.0]	[97.9]	[95.8]	[95.0]	[96.0]	[95.7]	[98.0]	[97.5]	[97.5]	[98.2]	[97.7]
う	人件費充当	28.4	29.5	28.9	28.2	28.0	27.2	26.7	25.1	25.4	24.8	23.7
	扶助費充当	6.7	7.3	7.8	8.6	8.8	9.1	9.6	10.4	10.5	11.2	11.3
ち	公債費充当	19.7	20.1	19.9	19.8	20.3	20.1	19.9	19.0	19.0	18.8	18.6
合	計	89.0	91.5	91.4	91.4	93.4	92.8	93.8	90.5	92.6	92.7	91.6
		[99.9]	[99.9]	[97.4]	[96.4]	[97.9]	[98.5]	[104.5]	[103.4]	[103.4]	[103.6]	[102.4]
う	(人件費充当	36.0	37.0	36.5	36.0	36.2	35.1	34.8	32.9	33.4	32.6	31.1
	· 扶助費充当	4.3	4.6	4.8	5.0	5.2	5.3	5.7	6.2	6.4	6.6	6.6
ちし	公債費充当	21.5	21.9	21.5	21.4	21.5	21.5	21.5	20.7	21.1	20.9	21.1

比率は、加重平均である (注)

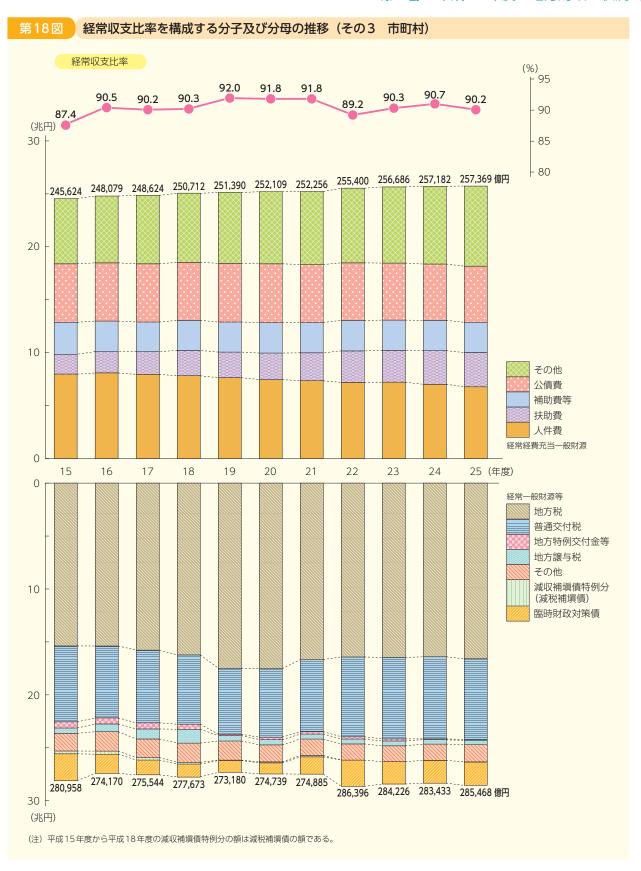
^[] 内の数値は、平成15~18年度にあっては滅税補塡債及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものであり、19~25年度にあっては滅収補 塡債特例分及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものである。 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

り、分子全体としては増加の傾向にある。分母である経常一般財源等については、年度間で増減を繰り返しているが、平成20年度以降、総じて減少の傾向にあった地方税が24年度において増額に転じ、臨時財政対策債は総じて増加の傾向にあること等により、分母全体としては増加の傾向にある。なお、分子及び分母を10年前(平成15年度)と比べるとそれぞれ7.9%増、4.9%増となっており、分子の増加率が分母の増加率を上回っている。





経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度と比べると1.6ポイント低下の93.0%、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下この項において同じ。)は前年度と比べると0.5ポイント低下の90.2%となっている。



経常収支比率の段階別分布状況をみると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては47団体の全ての団体(前年度同数)、市町村においては全体の85.9%を占める1,476団体(同1,478団体)となっている。

第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区	分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計
	都道府県	_	_	4	43	_	47
亚		(-)	(-)	(8.5)	(91.5)	(-)	(100.0)
平成25~	市町村	37	206	942	515	19	1,719
45 ((2.2)	(12.0)	(54.8)	(30.0)	(1.1)	(100.0)
度	合 計	37	206	946	558	19	1,766
		(2.1)	(11.7)	(53.6)	(31.6)	(1.1)	(100.0)
	都道府県	_	_	3	43	1	47
亚		(-)	(-)	(6.4)	(91.5)	(2.1)	(100.0)
成	市町村	51	190	884	569	25	1,719
平成24~		(3.0)	(11.1)	(51.4)	(33.1)	(1.5)	(100.0)
	合 計	51	190	887	612	26	1,766
	((2.9)	(10.8)	(50.2)	(34.7)	(1.5)	(100.0)
増	都道府県	_	_	1	_	△ 1	_
_ {	市町村	△ 14	16	58	△ 54	△ 6	-
減	合計	△ 14	16	59	△ 54	△ 7	_

(注)() 内の数値は、構成比である。

| 実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編:第8表]

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政 構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費による負担度合いを判断す るための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられている。

実質公債費比率は、地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された特定財源及び一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模(普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。)に対し、どの程度の割合となっているかをみるものである。なお、実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)において、健全化判断比率の一つとして位置付けられている。

平成25年度の実質公債費比率(全団体の加重平均)は、前年度と比べると0.4ポイント低下の10.9%となっている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

平成25年度の公債費負担比率(全団体の加重平均)は、前年度と比べると0.1ポイント低下の18.5%となっている。

近年の実質公債費比率及び公債費負担比率の推移は、第19回のとおりである。

実質公債費比率は、初めて算定された平成17年度以降低下している。

公債費負担比率は、平成3年度以降上昇し、15年度に19.4%に達した後、おおむね横ばいの傾向にあり、21年度に低下に転じた後、再び横ばいの傾向にある。



(6) 将来の財政負担

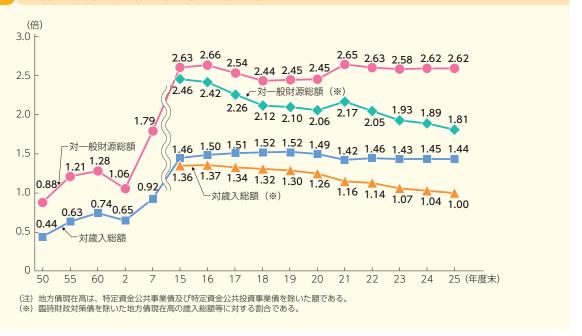
地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように 将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾 力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これ らの状況は、次のとおりである。

プ 地方債現在高「資料編:第100表]

平成25年度末における地方債現在高は145兆9,171億円で、前年度末と比べると0.8%増(前年度末1.0%増)となっている。また、平成25年度末における臨時財政対策債を除いた地方債現在高は100兆9,523億円で、前年度末と比べると3.0%減(前年度末2.9%減)となっている。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、第20図のとおりである。 地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税 収等の落込みや減税に伴う減収の補塡、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに 伴い、それぞれの割合は平成4年度末以降急増し、また、13年度からの臨時財政対策債の発行等があっ たことにより、依然として高い水準で推移している。平成25年度末では歳入総額の1.44倍、一般財源 総額の2.62倍となっている。

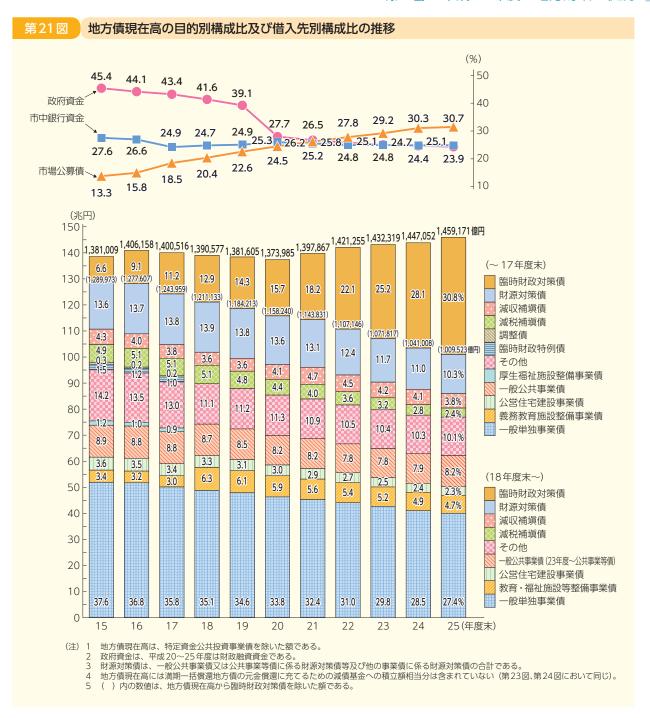
第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移



近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21回のとおりである。地方債現在高の目的別構成比は、臨時財政対策債(30.8%)、一般単独事業債(27.4%)の順となっている。前年度末の割合と比べると、一般単独事業債が1.1ポイント低下する一方、臨時財政対策債が2.7ポイント上昇しており、平成13年度以降、臨時財政対策債の構成比が上昇の傾向にある。地方債現在高の借入先別の構成比は、市場公募債(30.7%)、市中銀行資金(25.1%)、政府資金(23.9%)の順となっている。前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減及び市場における地方債資金の調達の推進等に伴い、政府資金が0.5ポイント低下する一方、市場公募債は0.4ポイント上昇している。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては89兆7,301億円、市町村においては56兆1,869億円で、前年度末と比べるとそれぞれ1.0%増(前年度末1.7%増)、0.5%増(同0.0%減)となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては62兆3,489億円、市町村においては38兆6,034億円で、前年度末と比べるとそれぞれ3.2%減(前年度末2.4%減)、2.8%減(同3.6%減)となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高から当該積立額相当分を控除する扱いとしているが、控除しない場合における地方債現在高は156兆8,487億円となっている。



₫ 債務負担行為額 [資料編:第101表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

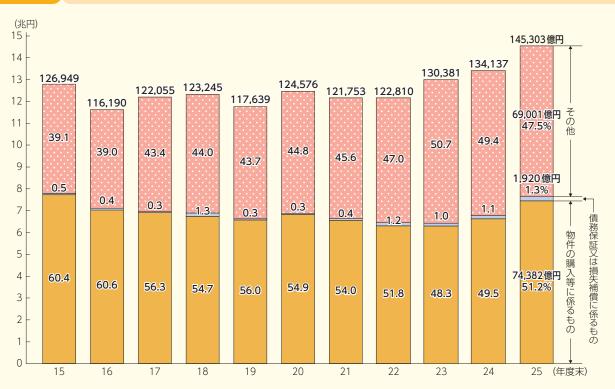
この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が 予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出 されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成25年度末では14兆5,303億円で、前年度末と比べると8.3%増(前年度末2.9%増)となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆4,839億円、市町村においては9兆464億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.3%増(前年度末4.0%減)、12.3%増(同8.1%増)となっている。

第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移



ウ 積立金現在高[資料編:第102表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第13表のとおりである。

平成25年度末における積立金現在高は22兆3,803億円で、前年度末と比べると6.4%増(前年度末7.3%増)となっている。

第13表 積立金現在高の状況

区 分		平成25年度末			平成 24 年 度 末			増	 減	率
		都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
В-	おおまます。	12,878	54,540	67,417	11,081	50,316	61,396	16.2	8.4	9.8
財政調整基金		(16.4)	(37.5)	(30.1)	(14.9)	(37.0)	(29.2)			
洞	成 債 基 金	11,235	13,223	24,458	10,407	12,779	23,186	8.0	3.5	5.5
//4		(14.3)	(9.1)	(10.9)	(14.0)	(9.4)	(11.0)			
	の他特定目的	54,373	77,555	131,928	52,752	72,960	125,712	3.1	6.3	4.9
基	金	(69.3)	(53.4)	(59.0)	(71.1)	(53.6)	(59.8)			
		78,486	145,317	223,803	74,239	136,055	210,294	5.7	6.8	6.4
	h 計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			

⁽注) 1 () 内の数値は、構成比である。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると9.8%増(前年度末9.6%増)となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金(満期一括償還地方債に係るものを除く。)は前年度末と比べると5.5%増(同

² 積立金現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていない(第23図において同じ)。

0.6%増)となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は前年度末と比べると4.9%増(同7.6%増)となっている。

積立金現在高を団体種類別にみると、都道府県においては7兆8,486億円、市町村においては14兆5,317億円で、前年度末と比べるとそれぞれ5.7%増(前年度末3.1%減)、6.8%増(同14.1%増)となっている。

■ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担[資料編:第100表~第102表]

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公 共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第23図のとおりである。

平成25年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は138兆670億円で、 前年度末と比べると0.7%増(前年度末0.3%増)となっている。

団体種類別にみると、都道府県においては87兆3,654億円、市町村においては50兆7,016億円で、 前年度末と比べるとそれぞれ0.7%増(前年度末1.8%増)、0.7%増(同2.1%減)となっている。

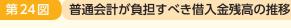


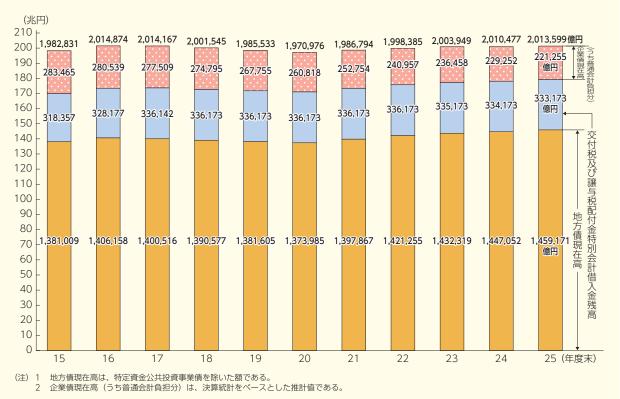
普通会計が負担すべき借入金残高[資料編:第100表]

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)借入金及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを 地方債現在高に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、平成25年度末には、普通会計が負担すべき借入金残高は201兆3,599億円で、前年度末と比べると0.2%増(前年度末0.3%増)となっている。





また、その内訳は、地方債現在高が145兆9,171億円、交付税特別会計借入金残高が33兆3,173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが22兆1,255億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.8%増(前年度末1.0%増)、3.5%減(同0.3%減)、1.5%減(同3.0%減)となっている。

(7) 決算の背景

ア 平成25年度の経済見通しと国の予算

(ア)経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成25年1月28日に閣議了解、25年2月28日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりである。

a 平成24年度の経済動向

平成24年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られた。しかしその後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となった。

こうした状況に対し、政府は、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定した。本対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、我が国経済は緩やかに回復していくと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は4年連続の下落となる。

平成24年度の国内総生産の実質成長率は、復興需要による景気の下支え等があったものの、夏以降の世界経済の減速等により外需が減少したことから、1.0%程度と見込まれる。また、名目成長率は0.3%程度と見込まれる。

b 平成25年度の経済財政運営の基本的態度

日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す。

このための取組の第一弾として取りまとめた緊急経済対策を速やかに実施し、景気の底割れを回避 し、持続的成長を生み出す成長戦略につなげる。

(財政政策)

機動的・弾力的な経済財政運営を行い、景気の底割れを回避する。このため、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方で、緊急経済対策を実行するための平成24年度補正予算(平成25年1月15日概算閣議決定)と平成25年度予算(平成25年1月29日概算閣議決定)を合わせ、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する。平成25年度予算については、財政状況の悪化を防ぐため、歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を2010年度の水準から 半減し、2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの財政健全化目標を実 現する必要がある。このため、平成25年度予算についても、財政健全化目標を踏まえたものとす るとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続 可能な財政構造を目指す。

c 平成25年度の経済見通し

平成25年度の我が国経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、「平成25年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進む。

物価については、消費者物価上昇率は0.5%程度になると見込まれる。GDPデフレーターはプラスになると見込まれる。完全失業率は、雇用者数が増加することから低下することが見込まれる。

こうした結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は2.5%程度(名目成長率は2.7%程度)に なると見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、欧州の政府債務問題等、海外経済を巡る不確実性、為替市場の動向、電力供給の制約等があることに留意する必要がある。

(イ)国の予算

政府は、「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定)及び「平成25年度の経済 見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成25年1月29日、平成25年度予算政府案を閣議決 定した。

平成25年度予算は、以下のような基本的考え方により編成された。

- a 平成25年度予算編成の基本的な考え方
- (a) 緊急経済対策との一体的な編成

平成25年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる [15ヶ月予算] として編成する。

これにより、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図る。

(b) 経済再生の実現に向けた効果的・効率的な予算編成

景気の底割れを防ぎ、デフレから脱却するには、平成25年度予算の速やかな編成が必要である。編成に当たっては、平成24年12月26日、27日の内閣総理大臣指示に従って、財政状況の悪化を防ぐため、歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。

その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

(c) 財政に対する信認の確保

財政赤字が拡大を続け、債務残高が増大した場合、国債費の増加による政策の自由度の低下、世代間の不公平の拡大など、様々な要因を通じて、経済、財政、国民生活に重大な影響を与えかねな

第1部 平成25年度の地方財政の状況

い。

したがって、2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を2010年 度の水準から半減し、2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの財政健 全化目標を実現する必要がある。平成25年度予算についても、上記の内閣総理大臣指示に沿って、 財政健全化目標を踏まえたものとするとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額を できる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋については、今後、経済財政諮問会議において 検討を進める。

b 予算の重点化についての基本的な考え方

平成25年度予算においては、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域 活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配 分を行う。

また、過年度の予算に計上された項目であっても聖域化することなく、必要性等につき、内容を十 分に精査する。

(a) 復興·防災対策

被災地の復興の加速を最優先として、加速策を具体化し、各種制度等への被災地からの批判、要 望に真摯に耳を傾け、きめ細やかな復興施策を実施するとともに、福島の再生のため原子力災害等 からの迅速な再生を推進する。

(b) 成長による富の創出

「成長による富の創出」を実現していくため、規制改革や金融・税制面の措置等により民間の潜 在力を最大限発揮しつつ、民間投資の喚起を図るための施策や低炭素社会の創出等に資する省エネ ルギー・再生可能エネルギー等の導入、研究開発、イノベーションの基盤強化、資源・海洋開発な どを推進する。

(c) 暮らしの安心・地域活性化

安全・安心な生活空間と環境を整備するとともに、国民の暮らしと命を守るための能力を強化し 安心を確保する。さらに台風等の災害からの復旧等を行う。

社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、社会的に弱い立場にある人たちが社会で活躍で きる環境を整備する。

平成25年度予算は、以上のような方針により編成され、平成25年2月28日に国会に提出され、 5月15日に成立した。

これによると、平成25年度の一般会計予算の規模は92兆6,115億円で、前年度当初予算と比 べると2兆2,776億円増加(2.5%増)となっており、基礎的財政収支対象経費は70兆3,700億 円で、前年度当初予算と比べると1兆9.803億円増加(2.9%増)となった。なお、公債の発行予 定額は42兆8,510億円で、前年度当初発行予定額と比べると1兆3,930億円減少(3.1%減)と なっており、公債依存度は46.3%となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は4兆3,840億円となった。歳入については、復 興特別税1兆2,240億円、一般会計からの繰入1兆2,462億円、復興債1兆9,026億円等となっ ている。歳出については、東日本大震災復興経費3兆7,178億円、復興加速化・福島再生予備費 6,000億円等となっている。主な東日本大震災復興経費として、災害救助関係経費837億円、災 害廃棄物処理事業費1,266億円、復興関係公共事業等8,793億円、災害関連融資関係経費963億 円、東日本大震災復興交付金5,918億円、除染や汚染廃棄物処理等の原子力災害復興関係経費 7,094億円等にあわせて、震災復興特別交付税の財源として地方交付税交付金6,053億円が計上 された。

なお、財政投融資計画の規模は18兆3.896億円で、前年度計画額と比べると7.414億円増加 (4.2%増)となった。

4 地方財政計画

平成25年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、給与関係経費について国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うことと併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ 別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成25年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

(ア)通常収支分

- a 地方税制については、平成25年度税制改正では、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制 措置や金融所得課税の一体化等の措置を講じるとともに、個人住民税における住宅ローン控除の延 長・拡充、東日本大震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講じる。
- b 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。
 - (a) 財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発、別枠加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により対処することとした残余については、平成23年度に講じた平成25年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入する。
 - (b) これに基づき、平成25年度の財源不足見込額13兆2,808億円については、次により補塡する。
 - ① 地方交付税については、国の一般会計加算により5兆4,176億円(うち「地方交付税法」(昭和25年法律第211号) 附則第4条の2第2項の加算額2,150億円、同条第3項の加算額5,581億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)に定める平成25年度における「乖離是正分加算額」500億円、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算額9,900億円及び臨時財政対策特例加算額3兆6,045億円) 増額する。

また、交付税特別会計剰余金 2,000 億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」(平成 19年法律第64号) 附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金6,500億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- ② 「地方財政法|第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を6兆2.132億円発行する。
- ③ 建設地方債(財源対策債)を8,000億円増発する。
- (c) 上記の結果、平成25年度の地方交付税については、17兆624億円(前年度比3,921億円、 2.2%減)を確保する。
- (d) 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号) 附則第4条第1項に基づき、1,000億円の償還を実施する。
- (e) なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置(投資的経費)に伴い一般会計から交付税 特別会計に繰入れを予定していた額等172億円については、法律の定めるところにより平成31年 度以降の地方交付税の総額に加算する。
- c 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を 講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよ う、所要の地方債資金を確保する。

第1部 平成25年度の地方財政の状況

- d 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - (a) 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」において、「平成25年度における地方公務員の給与については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」こととされたことを踏まえ、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした給与関係経費の削減を行う。

これに併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、給与削減額に見合った事業費を計上することとし、通常収支分において特別枠「給与の臨時特例対応分」を創設し、緊急防災・減災事業費(4,550億円)及び地域の元気づくり事業費(3,000億円)を合算した7,550億円を計上するとともに、東日本大震災分(全国防災事業)の投資的経費(直轄・補助)の地方負担分として973億円を計上する。

- (b) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費や平成24年度までの緊急防災・減災事業の地方負担分の取扱いを勘案しつつ、前年度に比し3.1%減額することとする一方で、引き続き地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- (c) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- (d) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するため の施策を推進する。
- (e) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し、所要の繰出しを行うこととする。
- f 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(イ) 東日本大震災分

- a 復旧・復興事業
 - (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、6.198億円を確保する。
 - ・ 直轄・補助事業に係る地方負担分4,083億円
 - 地方単独事業分1,220億円
 - ・ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分895億円
 - (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
 - (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく職員の派遣、 投資単独事業等の地方単独事業費及び「地方税法」(昭和25年法律第226号)等に基づく特例措 置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費を計上する。
- b 全国防災事業
- (a) 地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度から平成35年度)による地方税の収入見込額として123億円を計上するとともに、一般財源充当分として130億円を計上する。
- (b) 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金

で確保する。

(c) 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成25年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は81兆9,154億円で、前年度と比べると507億円増加(0.1%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2兆3,347億円で、前年度と比べると5,559億円増加(31.3%増)、全国防災事業が2,031億円で、前年度と比べると4,298億円減少(67.9%減)となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は34兆175億円で、前年度と比べると3,606億円増加(1.1%増)(道府県税0.3%増、市町村税1.6%増)、地方譲与税は2兆3,470億円で、前年度と比べると855億円増加(3.8%増)、地方特例交付金は1,255億円で、前年度と比べると20億円減少(1.6%減)、地方交付税は17兆624億円で、前年度と比べると3,921億円減少(2.2%減)、国庫支出金は11兆8,503億円で、前年度と比べると899億円増加(0.8%増)、地方債(普通会計分)は11兆1,517億円で、前年度と比べると137億円減少(0.1%減)となった。

歳出では、給与関係経費は19兆7,479億円で、前年度と比べると1兆2,281億円減少(5.9%減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、12,843人の純減としている。一般行政経費は31兆8,257億円で、前年度と比べると6,851億円増加(2.2%増)となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆9,993億円で、前年度と比べると1,898億円増加(1.4%増)となった。公債費は13兆1,078億円で、前年度と比べると288億円増加(0.2%増)、投資的経費は10兆6,698億円で、前年度と比べると2,286億円減少(2.1%減)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆30億円で、前年度と比べると1,600億円減少(3.1%減)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は6,198億円で、前年度と比べると657億円減少(9.6%減)、国庫支出金は1兆6,895億円で、前年度と比べると6,123億円増加(56.8%増)などとなった。歳出では、一般行政経費は6,829億円で、前年度と比べると2,667億円減少(28.1%減)、投資的経費は1兆6,255億円で、前年度と比べると8,164億円増加(100.9%増)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では国庫支出金は800億円で、前年度と比べると1,259億円減少(61.1%減)、地方債は973億円で、前年度と比べると3,200億円減少(76.7%減)などとなった。歳出では公債費は258億円で、前年度と比べると228億円増加(760.0%増)、投資的経費は1,773億円で、前年度と比べると3,970億円減少(69.1%減)などとなった。

また、平成25年度の地方債計画の規模は、通常収支分が13兆3,708億円(普通会計分11兆1,517億円、公営企業会計等分2兆2,191億円)で、前年度と比べると1,688億円減少(1.2%減)となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が2,197億円(普通会計分233億円、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債280億円、公営企業会計等分1,684億円)で、前年度と比べると1,838億円増加(512.0%増)となり、全国防災事業が973億円(普通会計分)で、前年度と比べると3,573億円減少(78.6%減)となった。

ウ 財政運営の経過

(ア) 平成25年度補正予算(第1号)

平成25年度補正予算(第1号)は、平成25年12月12日に閣議決定、平成26年1月24日に第186回国会に提出され、2月6日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)に沿って、競争力強化策関連経費1兆3,980億円、女性・若者・高齢者・障害者向け施策関連経費3,005億円、防災・安全対策の加速関連経費1兆1,958億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆5,334億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収2兆2,580億円、税外収入3,659億円、前年度剰余金受入9,108億円等が追加計上された。

第1部 平成25年度の地方財政の状況

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成25年度当初予算に対し、5兆4,654億円増加し、98兆770億円となった。

(イ) 平成25年度補正予算(第1号)に係る財政措置等

a 通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること等から、以下のとおり財政措置を講じた。

(a) 地方交付税

この補正予算において、「地方交付税法」第6条第2項の規定に基づき増額される平成25年度分の地方交付税の額1兆1,608億円(平成24年度精算分4,176億円、平成25年度国税五税の自然増に伴うもの7,432億円)については、平成25年度において普通交付税の調整額の復活に要する額259億円を交付することとしたうえで、残余の額1兆1,349億円について平成26年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

(b) 追加の財政需要

- ① この補正予算により平成25年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%(当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。
- ② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,700億円)の一部により対応する。
- (c) がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)

経済対策において、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、「がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)」を交付することとされている。

がんばる地域交付金の総額は、870億円とされており、各市町村への交付限度額は、この補正 予算に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定される。

がんばる地域交付金の充当対象は、各市町村が策定するがんばる地域交付金に係る実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費、国庫補助事業(法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。)の地方負担分としており、各市町村の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される。

b 東日本大震災分

東日本大震災に係る復旧・復興事業や全国防災事業に係る地方負担額については、以下のとおり財 政措置を講じた。

- (a) 復旧·復興事業
 - ① 東日本大震災復興交付金事業等(公営住宅建設事業を除く。)に必要な経費に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。
 - ② 上記①以外の事業(公営住宅建設事業及び災害援護貸付金を受けて実施する事業)に係る地方負担額については、通常どおりの扱いとする。
- (b) 全国防災事業

防災対策推進学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額については、その100%まで地方 債(全国防災事業)を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

以上に掲げる措置を講じる等のための「地方交付税法の一部を改正する法律」が平成26年2月17日に成立した(平成26年法律第2号)。

3 地方財源の状況

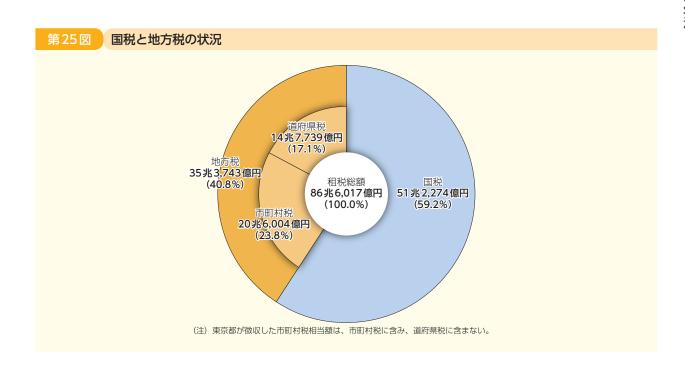
平成25年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

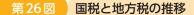
(1) 租税収入及び租税負担率[資料編:第17表~第19表]

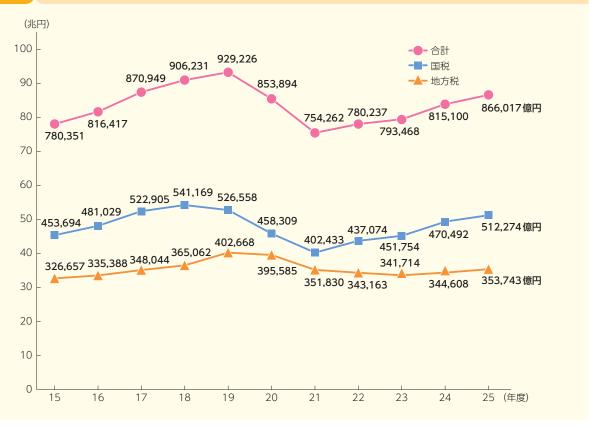
国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は86兆6,017億円であり、前年度と比べると6.2%増(前年度2.7%増)となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成25年度においては前年度と比べると0.7ポイント上昇の23.9%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ23.3%(2011暦年計数)、英国36.7%(同)、ドイツ29.5%(同)、フランス37.0%(同)となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税51兆2,274億円(対前年比8.9%増)、地方税35兆3,743億円(同2.7%増)となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、**第25**図のとおりであり、国税59.2%(前年度57.7%)、地方税40.8%(同42.3%)となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国35.7%(同32.3%)、地方64.3%(同67.7%)となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第26**図のとおりである。







(2) 地方歳入

地方税 [資料編:第12表~第15表]

地方税の決算額は35兆3,743億円で、前年度と比べると2.7%増(前年度0.8%増)となっている。 地方税収入額の58.3%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第14表**のとおりである。

住民税は、個人分が12兆26億円(対前年度比3.3%増)、法人分が2兆9,977億円(同1.2%増)、利子割が1,149億円(同0.1%減)となったことにより、全体として15兆1,152億円(同2.8%増)となっている。事業税は、その大部分を占める法人事業税が2兆6,739億円(同13.6%増)となったこと等により、全体として2兆8,552億円(同12.8%増)となっている。地方消費税は、2兆6,496億円で、前年度と比べると3.9%増となっている。なお、法人関係二税(住民税の法人分及び法人事業税)は5兆6,715億円で、前年度と比べると6.7%増となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度(42.7%)と比べると0.0ポイント上昇の42.7%、事業税の構成比は前年度(7.3%)と比べると0.8ポイント上昇の8.1%、地方消費税の構成比は前年度(7.4%)と比べると0.1ポイント上昇の7.5%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度(15.4%)と比べると0.6ポイント上昇の16.0%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が16兆8,092億円で、前年度と比べると4.3%増(前年度2.4%増)となっており、市町村は18兆5,651億円で、前年度と比べると1.2%増(同0.5%減)となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が32.6%(前年度31.6%)、市町村が32.6%(同32.7%) となっており、全国平均(35.0%)より低い団体数は、全体の74.8%を占める1,338団体となっている。 地方税収(地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税、法定外普通税、法定外目的税、歳出還付及び 利子割還付を除いたもの。また、地方消費税清算後の数値。)について、全国平均を100として、都道府

第14表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

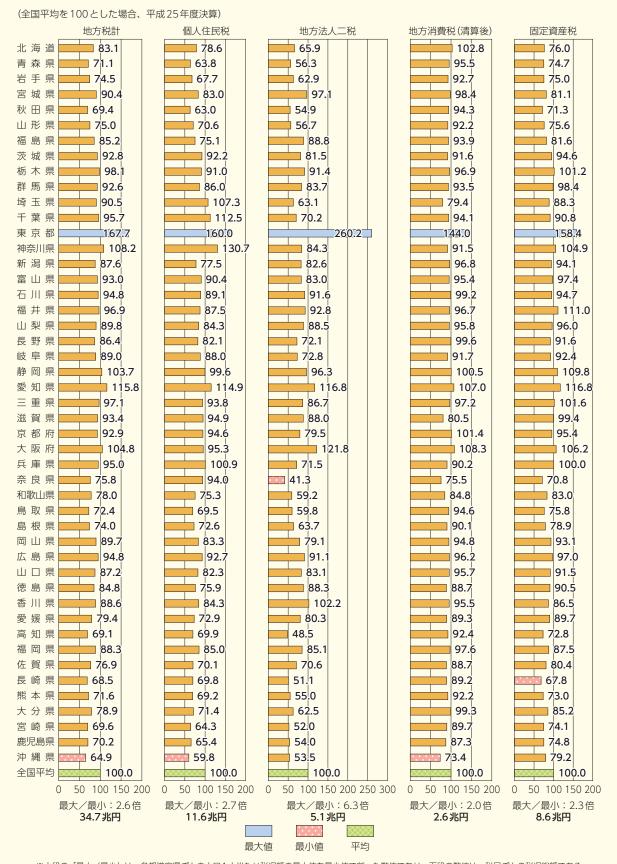
区	分		収 入 額		増	或 率
		73	平成 25 年度	平成24年度	25 年 度	24 年 度
			億円	億円	%	%
住	民	税	151,152	146,996	2.8	4.2
個	人	分	120,026	116,239	3.3	3.9
法	人	分	29,977	29,607	1.2	5.9
利	子	割	1,149	1,151	△ 0.1	△ 9.1
事	業	税	28,552	25,313	12.8	4.6
個	人	分	1,813	1,776	2.1	△ 0.9
法	人	分	26,739	23,537	13.6	5.1
地方	消費	税	26,496	25,511	3.9	0.0
地方	税合	計	353,743	344,608	2.7	0.8

県別に人口1人当たり税収額を比較してみると、**第27図**のとおりであり、地方税収計については、東京都が167.7で最も大きく、次いで、愛知県が115.8となっている。一方、沖縄県が64.9で最も小さく、次いで長崎県の68.5となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約2.6倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、法人関係二税については、東京都が260.2で最も大きく、次いで、大阪府が121.8となっている。一方、奈良県が41.3で最も小さく、次いで高知県の48.5となっている。東京都と奈良県を比較すると、約6.3倍の格差となっている。個人住民税については、最も大きい東京都が160.0、最も小さい沖縄県が59.8で、約2.7倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が144.0、最も小さい沖縄県が73.4で、約2.0倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が158.4、最も小さい長崎県が67.8で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税(清算後)の偏在性は比較的小さくなっている。

地方税収計、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数



[※]上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。 (注)

地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

地方法人一税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

(ア) 道府県税の収入状況

道府県税(都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額をいう。)の収入額は14兆7,739億円で、前年度と比べると4.4%増(前年度2.5%増)となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、**第28**図のとおりであり、道府県民税が5兆9,432億円で道府県税総額の40.2%(前年度39.8%)と最も大きな割合を占め、次いで事業税が2兆8,552億円で19.3%(同17.9%)となっており、これら二税で道府県税総額の59.6%(同57.7%)を占めている。

また、法人関係二税(道府県民税の法人分及び法人事業税)は3兆5,142億円で、道府県税総額に占める割合は、23.8%(前年度22.5%)となっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税(14兆7,641億円)は4.4%増(前年度2.6%増)となっている。

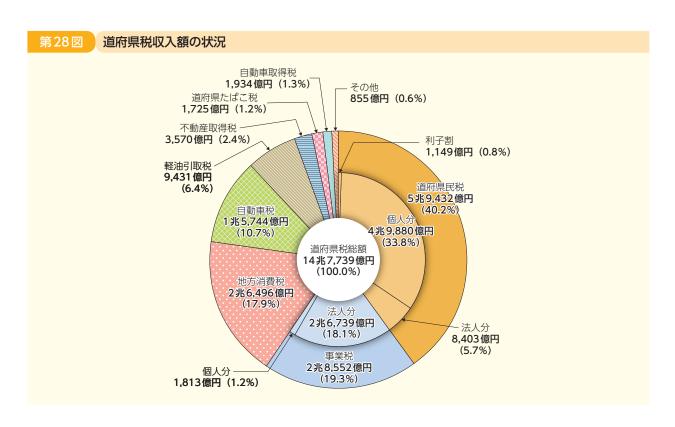
普通税のうち、道府県民税については、個人分(4兆9,880億円)が6.5%増(前年度4.1%増)、法人分(8,403億円)が1.0%増(同5.9%増)、利子割(1,149億円)が0.1%減(同9.1%減)となっており、道府県民税全体では5.6%増(同4.1%増)となっている。

また、事業税については、全体の93.6%を占める法人分(2兆6,739億円)が13.6%増(前年度5.1%増)となったこと等から、事業税全体(2兆8.552億円)では12.8%増(同4.6%増)となっている。

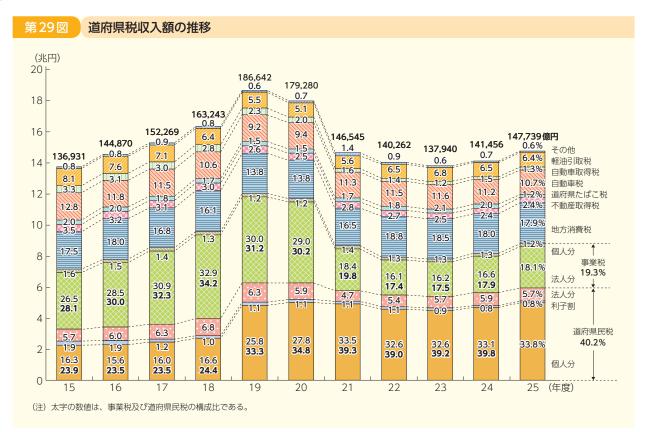
なお、地方消費税(2兆6,496億円)は3.9%増(前年度0.0%増)、自動車税(1兆5,744億円)は0.7%減(同0.7%減)、不動産取得税(3.570億円)は6.4%増(同1.7%減)となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税(97億円)は0.0%減(前年度1.1%減)となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、第29回のとおりである。



3

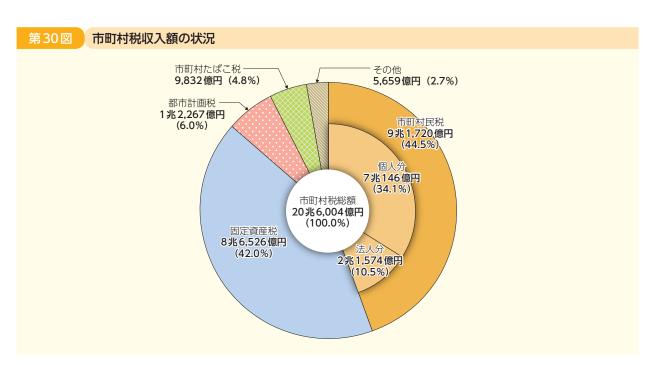


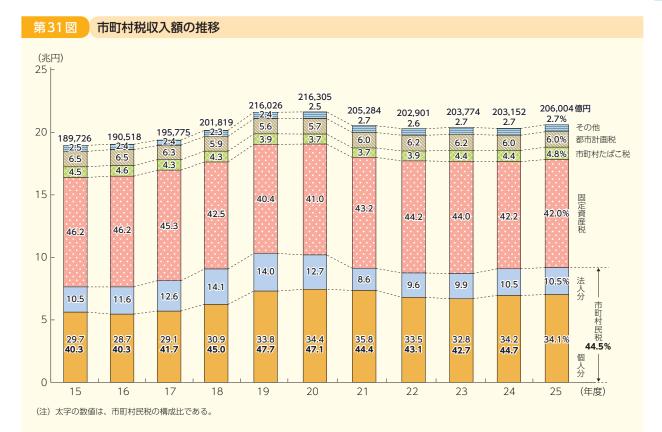
(イ) 市町村税の収入状況

市町村税(市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。)の収入額は20兆6,004億円で、前年度と比べると1.4%増(前年度0.3%減)となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が9兆1,720億円で市町村税総額の44.5%(前年度44.7%)と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が8兆6,526億円で42.0%(同42.2%)となっており、これら二税で市町村税総額の86.5%(同86.9%)を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税(19兆19億円)は1.5%増(前年度0.1%減)となって





いる。

普通税のうち、市町村民税については、個人分(7兆146億円)が1.0%増(前年度3.8%増)、法人分(2兆1,574億円)が1.3%増(同5.9%増)となっており、市町村民税全体(9兆1,720億円)では1.1%増(同4.3%増)となっている。また、固定資産税(8兆6,526億円)は0.8%増(同4.3%減)となっている。

目的税(1兆5,985億円)は0.6%増(前年度2.5%減)となっている。

目的税のうち、都市計画税(1兆2,267億円)は0.9%増(前年度4.1%減)となり、事業所税(3,484億円)は0.4%減(同3.2%増)となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

(ウ) 法定外普通税 [資料編:第13表]

地方公共団体は、「地方税法」で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は261億円であり、前年度と比べると3.3%減(前年度25.0%増)となっている。これを団体種類別にみると、都道府県が242億円で、前年度と比べると5.6%減(同26.7%増)、市町村が19億円で、前年度と比べると38.4%増(同0.9%増)となっている。

(工) 法定外目的税 [資料編:第14表]

地方公共団体は、「地方税法」で規定されている税目のほかに、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を設けることができる。法定外目的税の収入額は94億円であり、前年度と比べると0.0%増(前年度5.9%減)となっている。これを団体種類別にみると、都道府県が81億円で、前年度と比べると1.3%増(同0.2%減)、市町村が13億円で、前年度と比べると7.1%減(同28.9%減)となっている。

(才) 超過課税[資料編:第15表]

地方公共団体は、「地方税法」で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過

第1部 平成25年度の地方財政の状況

課税による収入額は、5,259億円で、前年度と比べると4.8%増(前年度6.4%増)となっている。これを団体種類別にみると、道府県税が2,429億円で、前年度と比べると9.3%増(同7.1%増)、市町村税が2,830億円で、前年度と比べると1.2%増(同5.7%増)となっている。

→ 地方譲与税 [資料編:第20表]

地方譲与税には、市町村(一部事務組合等を除く。以下この項において同じ。)に譲与される自動車重 量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方揮発油譲与税、都道府県及び政令指定都市に譲与される 石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲 与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、地方法人特別税の税収の全額が都道府県に譲与され る地方法人特別譲与税がある。

地方譲与税の決算額は2兆5,588億円で、前年度と比べると12.7%増(前年度4.7%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は2.5%(同2.3%)となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税が2,641億円(対前年度比5.9%減)、地方揮発油譲与税が2,766億円(同2.2%減)、石油ガス譲与税が104億円(同4.9%減)、航空機燃料譲与税が149億円(同6.4%増)、特別とん譲与税が125億円(同2.7%増)及び地方法人特別譲与税が1兆9,803億円(同18.5%増)となっている。

ウ 地方特例交付金

平成25年度における地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収分を補塡するために交付される減収補塡特例交付金である。

平成25年度の地方特例交付金の決算額は1,255億円で、前年度と比べると1.5%減(前年度65.0%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は0.1%(同0.1%)となっている。

■ 地方交付税[資料編:第21表、第129表]

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

平成25年度の地方交付税の決算額は、17兆5,955億円で、前年度と比べると3.8%減(前年度2.5%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は17.4%(同18.3%)となっている。

地方交付税の決算状況を団体種類別にみると、都道府県においては8兆8,489億円で前年度と比べると5.0%減(前年度3.9%減)、市町村においては8兆7,466億円で前年度と比べると2.5%減(同0.9%減)となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては50.3%(同50.9%)、市町村においては49.7%(同49.1%)となっている。

平成25年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画において、前年度と比べて3,921億円減(2.2%減)の17兆624億円とされた。その算定基礎は、

- (ア) 国税五税(国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額(平成25年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の34%に相当する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額)11兆2,304億円から、19、20年度に係る精算額のうち24年度に精算すべき額等3,808億円を減額した国税五税の法定率分10兆8,495億円に、
- (イ) 「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第4号)による改正前の「地方交付税法」附則第4条の2第3項の規定により加算することとされていた額2,150億円、
- (ウ) 同条第4項の規定により加算することとされていた額5,581億円、
- (エ) 平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書に基づく決算乖離是正加算500億円、
- (オ) 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算9,900億円及び

(力) 臨時財政対策特例加算額3兆6.045億円

を加算した額である16兆2,672億円に

- (キ) 交付税特別会計における剰余金2,000億円
- (ク) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金6,500億円及び、
- (ケ) 平成24年度からの繰越金2,199億円を加算し、
- (コ) 交付税特別会計における借入金償還額 1,000 億円及び利子支払額 1,746 億円を控除した額の 17兆624 億円である。

これに、平成25年度補正予算(第1号)による、24年度の国税決算に伴う剰余金の地方交付税法定率分の増額及び25年度の国税収入の増額補正に伴う地方交付税の法定率分の増加額(1兆1,608億円)のうち、普通交付税の調整減額分(259億円)が追加交付された(その残余の額(1兆1,349億円)は26年度に交付すべき地方交付税に加算)。さらに、東日本大震災分として、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のため、震災復興特別交付税が5,071億円交付された。これらの結果、平成25年度の地方交付税の総額は17兆5,955億円となり、その内訳は普通交付税16兆646億円、特別交付税1兆237億円、震災復興特別交付税5,071億円となっている。

なお、基準財政需要額は43兆1,794億円(財源不足団体分39兆2,008億円、財源超過団体分3兆9,786億円)、基準財政収入額は27兆5,161億円(財源不足団体分23兆1,362億円、財源超過団体4兆3,799億円)で、財源不足額は16兆646億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県では東京都の1団体である。他方、市町村では前年度(54団体)より6団体減少し、48団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成25年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,719団体に、それぞれ交付されており、震災復興特別交付税は、東日本大震災の被災地方公共団体等に交付されている。

才 一般財源[資料編:第22表~第23表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額(これらに加え、都道府県においては、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額)であり、使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

一般財源の決算額は55兆6,541億円であり、前年度と比べると0.9%増(前年度0.6%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は55.0%(同55.2%)となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債(6兆379億円)を加えた決算額は、61兆6,920億円であり、前年度と比べると1.0%増(前年度0.4%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は61.0%(同61.2%)となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は1,048団体(前年度1,051団体)で、全体の59.3%に及んでいる。

力 国庫支出金[資料編:第25表]

国庫支出金の決算額は16兆5,118億円で、前年度と比べると6.3%増(前年度3.1%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は16.3%(同15.6%)となっている。

国庫支出金の内訳をみると、生活保護費負担金が2兆7,861億円で最も大きな割合(国庫支出金総額の16.9%)を占め、以下、社会資本整備総合交付金が1兆8,530億円(同11.2%)、普通建設事業費支出金が1兆7,631億円(同10.7%)、義務教育費負担金が1兆4,618億円(同8.9%)、子どものための金銭の給付交付金が1兆4,365億円(同8.7%)となっており、これらの支出金等で国庫支出金総額の56.3%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては義務教育費負担金1兆4,618 億円(国庫支出金総額の19.8%)、普通建設事業費支出金1兆1,384億円(同15.4%)の順となっている。

第1部 平成25年度の地方財政の状況

一方、市町村においては生活保護費負担金2兆6,438億円(国庫支出金総額の29.0%)、子どものための金銭の給付交付金1兆4,365億円(同15.7%)、障害者自立支援給付費等負担金9,265億円(同10.1%)の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、生活保護受給者数の増加等を背景に生活保護費負担金が0.8%増(前年度1.6%増)、社会資本整備総合交付金が54.0%増(同12.3%減)、普通建設事業費支出金が38.5%増(同22.1%減)、義務教育費負担金が4.5%減(同0.6%減)、子どものための金銭の給付交付金が2.7%減(同16.8%減)等となっている。また、災害復旧事業費支出金は4.1%減(同58.9%増)となっている。

計 都道府県支出金[資料編:第25表]

都道府県支出金の決算額は3兆5,150億円で、前年度と比べると2.3%増(前年度2.3%増)となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが63.5% (前年度61.8%)、都道府県費のみのものが36.5% (同38.2%) となっている。

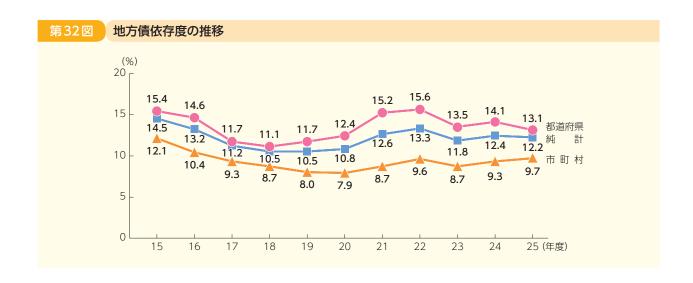
都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、障害者自立支援給付費等負担金が8.5%増(前年度16.8%増)、普通建設事業費支出金が31.2%増(同8.1%減)、子どものための金銭の給付交付金が0.7%増(同16.3%増)、児童保護費等負担金が13.0%増(同5.0%増)等となっており、また、都道府県費のみのものについては、普通建設事業費支出金が1.3%減(同3.1%減)、災害復旧事業費支出金が38.5%増(同57.3%減)となっている。

少 地方債[資料編:第26表]

地方債は、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は12兆2,849億円で、旧緊急防災・減災事業債の減少等により前年度と比べると0.4%減(前年度4.9%増)となっている。また、地方債依存度(歳入総額に占める地方債の割合)は、12.2%(同12.4%)となっている。近年の地方債依存度の推移は、第32図のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては6兆7,810億円で、前年度と比べると5.5%減(前年度2.2%増)、市町村においては5兆5,260億円で、前年度と比べると6.4%増(同8.7%増)となっている。



ケ その他の収入

(ア)使用料、手数料[資料編:第28表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆157億円で、前年度と比べると0.0%増(前年度0.3%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は2.0%(同2.0%)となっている。

使用料の決算額は1兆4,420億円で、前年度と比べると0.1%減(前年度0.3%増)となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,575億円(対前年度比0.2%増)で最も大きな割合を占め、以下、保育所使用料が2,036億円(同0.4%減)、授業料が425億円(同3.8%減)の順となっている。

また、手数料の決算額は5,737億円で、前年度と比べると0.2%増(前年度0.3%増)となっている。 その内訳をみると、法定受託事務に係るものが797億円(対前年度比9.6%増)、自治事務に係るものが4,940億円(同1.1%減)となっている。

(イ) 繰入金 [資料編:第29表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は3兆5,314億円で、前年度と比べると3.8%減(前年度7.4%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は3.5%(同3.7%)となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の96.9%(前年度96.1%)を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は3兆4,207億円で、前年度と比べると3.1%減(同6.2%増)となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,049億円で、前年度と比べると23.3%減(前年度48.6%増)となっている。

(ウ) その他[資料編:第10表、第30表]

その他の収入の決算額は11兆1,020億円で、前年度と比べると0.3%減(前年度2.2%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は11.0%(同11.2%)となっている。

その内訳をみると、貸付金元利収入等の諸収入が6兆5,722億円(対前年度比6.8%減)、繰越金が3兆1,904億円(同13.6%増)、分担金、負担金が6,087億円(同1.8%増)、財産収入が6,152億円(同6.3%増)、寄附金が1,155億円(同15.5%増)となっている。

4 地方経費の内容

歳出決算額の状況を、支出の対象となる主な行政の目的にしたがって、生活・福祉の充実(民生費、労働費)、教育と文化(教育費)、土木建設(土木費)、産業の振興(農林水産業費、商工費)、保健衛生(衛生費)、警察と消防(警察費、消防費)に分けてみると、以下のとおりである。

(1) 生活・福祉の充実

对 社会福祉行政[資料編:第37表~第43表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は23兆4,633億円で、前年度と比べると1.3%増 (前年度0.1%減)となっている。

このうち通常収支分は22兆4,473億円で、障害者自立支援給付費の増加等による社会福祉費の増加、 生活保護受給者数の増加等による生活保護費の増加等により、前年度と比べると0.0%増(前年度1.3%増)となっており、東日本大震災分は1兆160億円で、除染対策事業の増加等による災害救助費の増加等により、前年度と比べると43.0%増となっている。

なお、民生費の歳出総額に占める割合は24.1%(都道府県15.0%、市町村34.3%)で、最も大きな割合となっている。

また、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県のそれの約2.50倍となっている。

これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村(町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。)によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、第33図のとおりであり、児童福祉行政に要する経費である児童福祉 費が最も大きな割合(民生費総額の30.6%)を占め、以下、老人福祉費(同24.1%)、障害者等の福祉 対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費(同24.1%)、生活保護 費(同16.9%)、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助 費(同4.3%)の順となっている。

各費目の性質別内訳のうち、最も大きな割合を占めているのは、それぞれ児童福祉費においては扶助費 (児童福祉費の70.1%)、老人福祉費においては繰出金(老人福祉費の48.0%)、社会福祉費においては 扶助費(社会福祉費の47.2%)、生活保護費においては扶助費(生活保護費の92.7%)となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が、1.0%減(前年度2.3%減)、老人福祉費が1.1%減(同0.3%増)、社会福祉費が1.4%増(同5.4%増)、生活保護費が1.5%増(同3.7%増)、災害救助費が43.8%増(同30.2%減)となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は、第34回のとおりである。

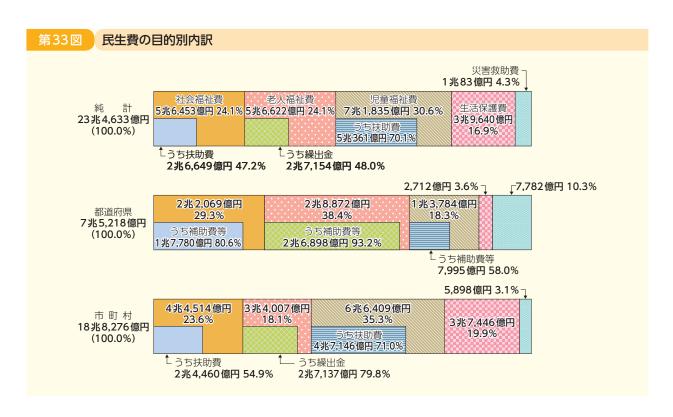
これらの各費目を10年前(平成15年度)と比べると、児童福祉費が1.6倍、老人福祉費が1.5倍、社会福祉費が1.5倍、生活保護費が1.5倍となっており、民生費総額は1.6倍となっている。

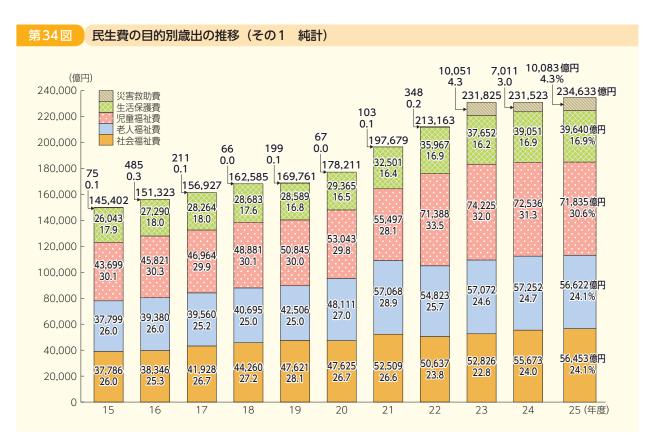
これを団体種類別にみると、都道府県においては、老人福祉費が1.6倍、社会福祉費が2.5倍となっている。これは、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計への都道府県の負担金の増加等を背景に、老人福祉費や社会福祉費に係る補助費等が増加していること等によるものである。

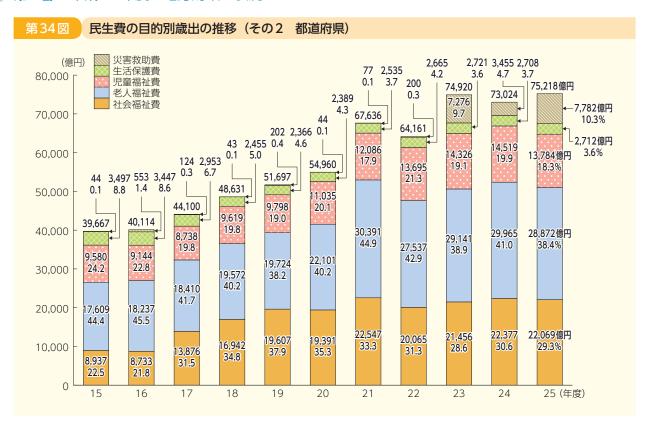
また、市町村においては、児童福祉費が1.7倍、老人福祉費が1.3倍、社会福祉費が1.4倍、生活保護費が1.6倍となっている。これは、児童手当制度の拡充、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費及び社会福祉費に係る扶助費が、後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等を背景

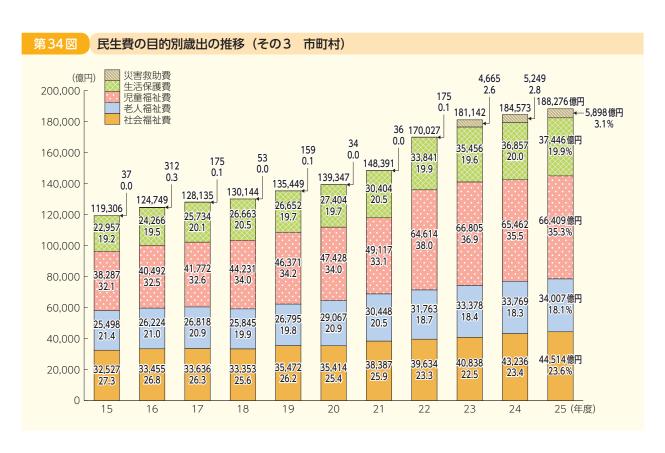
に、老人福祉費に係る繰出金が増加していること等によるものである。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比(38.4%)が最も大きく、以下、社会福祉費(29.3%)、児童福祉費(18.3%)、災害救助費(10.3%)、生活保護費(3.6%)の順となっている。









また、市町村においては児童福祉費の構成比(35.3%)が最も大きく、以下、社会福祉費(23.6%)、 生活保護費(19.9%)、老人福祉費(18.1%)、災害救助費(3.1%)の順となっている。

民生費の性質別の内訳をみると、第35図のとおりであり、児童手当の支給や生活保護に要する経費等の扶助費が最も大きな割合(民生費総額の49.4%)を占め、以下、国民健康保険事業会計(事業勘定)、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金(同16.6%)、補助費等(同15.5%)、人

件費(同7.4%)、物件費(同6.4%)、普通建設事業費(同2.6%)の順となっている。

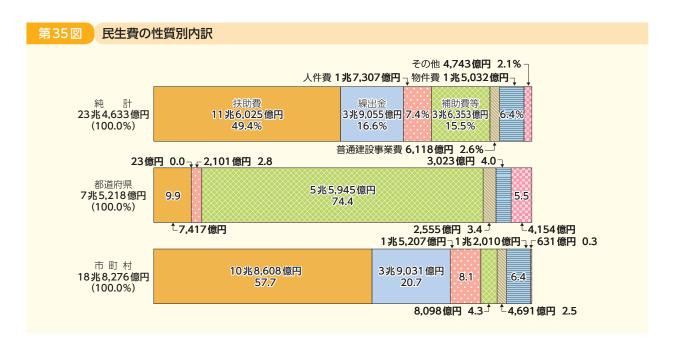
また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が1.5%増(前年度0.5%増)、繰出金が0.5%増(同3.1%増)、補助費等が0.5%増(同2.5%増)、人件費が2.4%減(同1.6%減)、物件費が8.4%増(同6.3%増)、普通建設事業費が5.2%増(同38.1%減)となっている。

民生費の扶助費のうち、地域の実情等に応じて実施される単独事業分の状況については、**第36図**のとおりである。

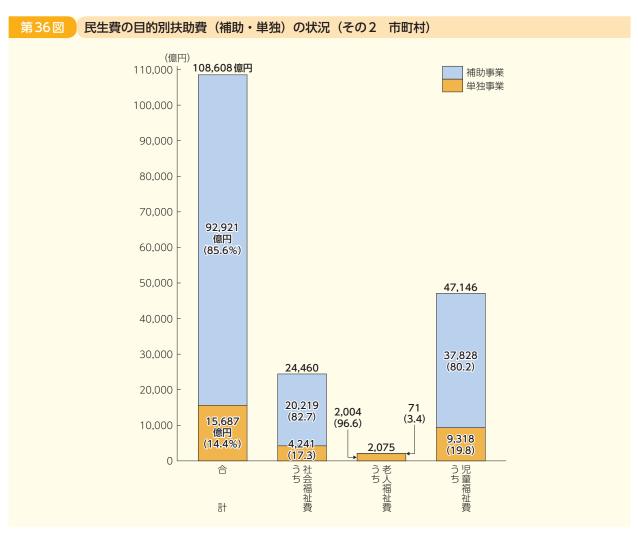
都道府県においては1,536億円(民生費の扶助費総額の20.7%)、市町村においては1兆5,687億円(同14.4%)が単独事業分となっている。

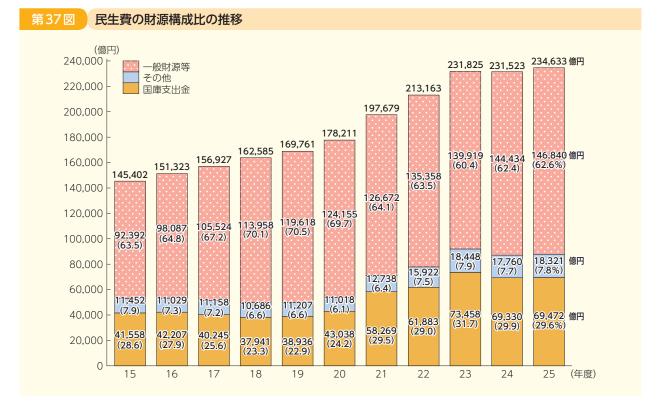
民生費の財源構成比の推移は、第37図のとおりである。

昭和55年度は一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独事業の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ、国庫補助負担金の一般財源化等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、平成19年度までは一般財源等の割合が増加していた。平成20年度以降は、国の経済対策の実施、子ども手当の創設、東日本大震災への対応の影響等で国庫支出金の割合が増加していたが、24年度以降は一般財源等の割合が増加に転じ、25年度においては、国庫支出金の約2.1倍となっている。



第36図 民生費の目的別扶助費(補助・単独)の状況(その1 都道府県) (億円) 9,000 補助事業 単独事業 8,000 7,417億円 7,000 6,000 5,000 5,882億円 (79.3%) 4,000 3,215 3,000 2,189 2,198 2,000 (68.4)1,800 (82.2)1,000 1,536億円 (20.7%) 117 (96.3) (3.7) 1,017 (31.6)121 (17.8)0 社会福祉費 き を 人福祉費 うち 児童福祉費 合 計





→ 労働行政[資料編:第49表~第50表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を 行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は6,209億円で、前年度と比べると19.2%減(前年度22.6%減)となっている。

このうち通常収支分は5,064億円で、緊急雇用創出事業の減少等により、前年度と比べると15.5%減(前年度19.0%減)となっており、東日本大震災分は1,145億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると32.5%減となっている。

なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.6%(都道府県1.0%、市町村0.4%)となっている。

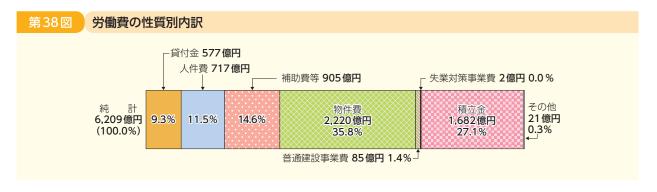
労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の14.7%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの85.3%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が3.9%減(前年度9.6%増)となっており、 その他の経費が21.4%減(同25.7%減)となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては失業対策費が21.5%、その他の経費が78.5%となっている。一方、市町村においては失業対策費が1.1%、その他の経費が98.9%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、第38図のとおりであり、物件費が最も大きな割合(労働費総額の35.8%)を占め、以下、積立金(同27.1%)、補助費等(同14.6%)、人件費(同11.5%)、貸付金(同9.3%)、普通建設事業費(同1.4%)、失業対策事業費(同0.0%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が17.4%減(前年度35.8%減)、積立金が33.8%減(同25.7%減)、補助費等が4.4%増(同43.8%増)、人件費が5.3%減(同7.3%減)、貸付金が6.7%減(同16.6%減)、普通建設事業費が45.5%減(同38.4%増)、失業対策事業費が15.7%増(同68.4%減)となっている。



(2) 教育と文化[資料編:第67表~第72表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

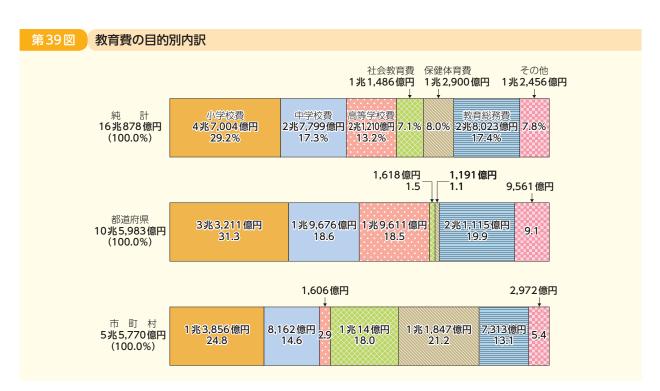
これらの教育施策に要する経費である教育費の決算額は16兆878億円で、前年度と比べると0.4%減(前年度0.2%減)となっている。

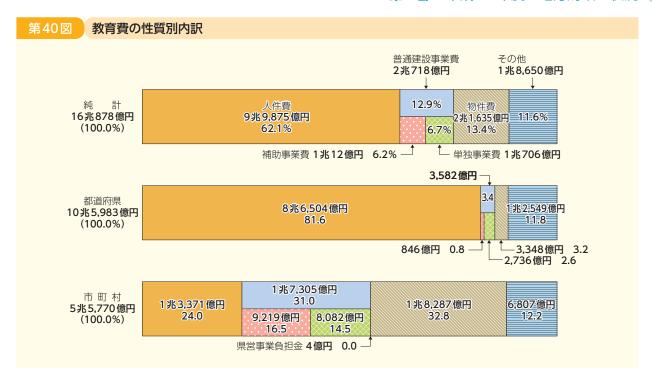
このうち通常収支分は15兆6,652億円で、人件費が減少した一方で、義務教育施設整備等による普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると0.3%増(前年度2.6%減)となっており、東日本大震災分は4,226億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると19.9%減となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は16.5%(都道府県21.2%、市町村10.2%)となっており、 歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

教育費の目的別の内訳をみると、第39図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合(教育費総額の29.2%)を占め、以下、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費(同17.4%)、中学校費(同17.3%)、高等学校費(同13.2%)、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費(同8.0%)、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費(同7.1%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が1.3%減(前年度0.6%減)、教育総務費が





0.8%減 (同1.4%増)、中学校費が1.3%減 (同0.4%減)、高等学校費が2.1%減 (同2.5%減)、保健体育費が5.4%増 (同2.9%増)、社会教育費が3.4%増 (同1.1%減) となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合(31.3%)を 占め、以下、教育総務費(19.9%)、中学校費(18.6%)、高等学校費(18.5%)の順となっている。

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合(24.8%)を占め、以下、保健体育費(21.2%)、 社会教育費(18.0%)の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第40図のとおりであり、人件費が最も大きな割合(教育費総額の62.1%)を占め、以下、物件費(同13.4%)、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費(同12.9%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が3.7%減(前年度1.0%減)、物件費が2.2%増(同0.6%増)、普通建設事業費が12.6%増(同6.1%増)となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、 市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分(81.6%)を占めている。

市町村においては、物件費が最も大きな割合(32.8%)を占め、以下、普通建設事業費(31.0%)、人件費(24.0%)の順となっている。

(3) 土木建設[資料編:第58表~第63表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は12兆1,252億円で、前年度と比べると7.9%増 (前年度0.4%減)となっている。

このうち通常収支分は11兆4,597億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると6.6% 増(前年度3.4%減)となっており、東日本大震災分は6,655億円で、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の復旧・復興事業の増加等により、前年度と比べて34.0%増となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は12.4%(都道府県11.3%、市町村12.2%)となっており、

第1部 平成25年度の地方財政の状況

歳出総額の中で民生費、教育費、公債費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の目的別の内訳をみると、第41図のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合(土木費総額の35.7%)を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費(同34.2%)、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費(同10.8%)、住宅費(同9.6%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、都市計画費が3.0%増(前年度0.7%増)、道路橋りょう費が11.3%増(同0.9%減)、河川海岸費が8.1%増(同5.5%増)、住宅費が17.2%増(同7.7%減)となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合(41.9%)を占め、以下、河川海岸費(20.7%)、都市計画費(18.4%)の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合(50.2%)を占め、以下、道路橋りょう費(27.3%)、住宅費(11.0%)の順となっている。

土木費の性質別の内訳をみると、第42図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合(土木費総額の61.1%)を占め、以下、補助費等(同8.4%)、下水道事業会計等への繰出金(同7.7%)、人件費(同6.9%)の順となっている。

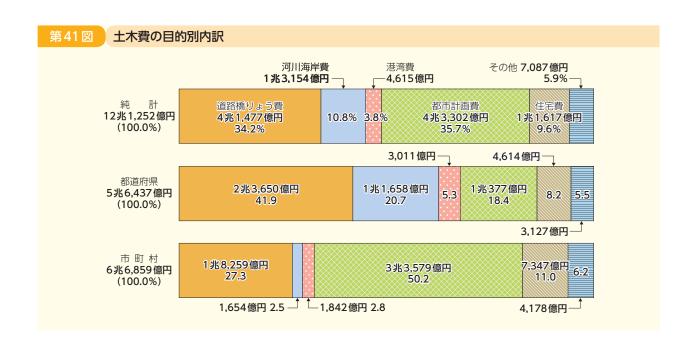
さらに、土木費における普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が37.7%、単独事業費が18.3%、国直轄事業負担金が5.1%となっている。

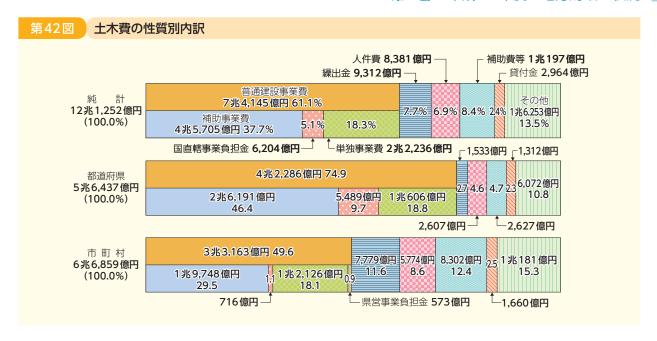
これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費(46.4%)が単独事業費(18.8%)を上回っており、市町村においても補助事業費(29.5%)が単独事業費(18.1%)を上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が31.7%増(前年度6.3%増)、単独事業費が1.8%減(同12.0%減)、国直轄事業負担金が17.3%減(同26.7%増)となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費(土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。)は5,090億円で、前年度と比べると2.9%増(前年度46.5%減)となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合 (73.0%) を占め、以下、交通安全運動等に要する経費 (19.4%)、施設補修費 (7.5%) の順となっている。





(4) 産業の振興

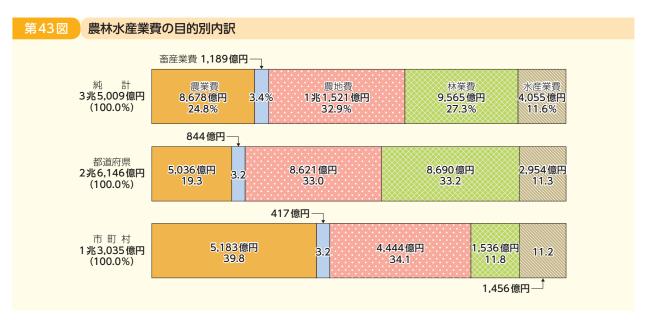
農林水産行政[資料編:第51表~第56表]

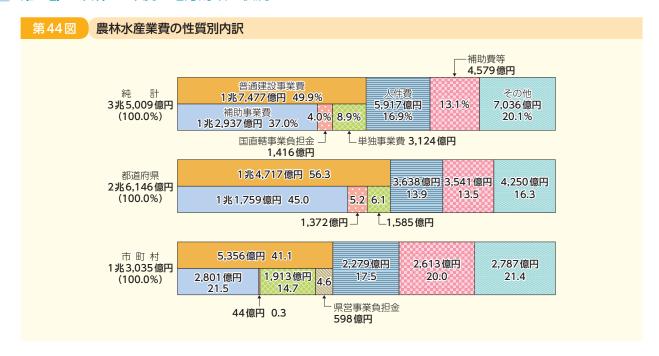
地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費 流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆5,009億円で、前年度と比べると10.0%増(前年度0.8%減)となっている。

このうち通常収支分は3兆2,945億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると11.8% 増(前年度3.6%減)となっており、東日本大震災分は2,064億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると12.4%減となっている。

また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.6%(都道府県5.2%、市町村2.4%)となっている。 農林水産業費の目的別の内訳をみると、第43図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である 農地費が最も大きな割合(農林水産業費総額の32.9%)を占め、以下、林業費(同27.3%)、農業費(同24.8%)、水産業費(同11.6%)の順となっている。





また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が9.4%増(前年度1.1%増)、林業費が19.3%増(同14.4%減)、農業費が4.8%増(同6.1%増)、水産業費が7.7%増(同18.6%増)となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、**第44図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合 (農林水産業費総額の49.9%)を占め、以下、人件費(同16.9%)、補助費等(同13.1%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が18.4%増(前年度1.0%増)、人件費が3.1%減(同2.6%減)、補助費等が20.1%増(同12.8%増)となっている。

■ 商工行政[資料編:第57表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は5兆9,157億円で、前年度と比べると4.7%減(前年度5.2%減)となっている。

このうち通常収支分は5兆4,770億円で、貸付金の減少等により、前年度と比べると4.3%減(前年度6.0%減)となっており、東日本大震災分は4,386億円で、前年度と比べると9.8%減となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は6.1%(都道府県8.2%、市町村3.4%)となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合(商工費総額の76.2%)を占め、以下、補助費等(同9.9%)、普通建設事業費(同4.7%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が6.6%減(前年度6.7%減)、補助費等が7.2%減(同11.8%増)、普通建設事業費が33.1%増(同14.9%減)となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が最も大きな割合(81.8%)を占め、次いで補助費等(9.2%)の順となっている。

また、市町村においても貸付金が最も大きな割合(62.0%)を占め、次いで補助費等(13.2%)の順となっている。



(5) 保健衛生[資料編:第44表~第48表]

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等 に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策 を行っている。

これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は5兆9,885億円で、前年度と比べると0.1%減(前年度11.1%減)となっている。

このうち通常収支分は5兆8,938億円で、ごみ処理施設建設等による普通建設事業費の増加等により、 前年度と比べると2.7%増(前年度6.2%減)となっており、東日本大震災分は948億円で、前年度と比 べると63.0%減となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.1%(都道府県3.5%、市町村8.1%)となっている。

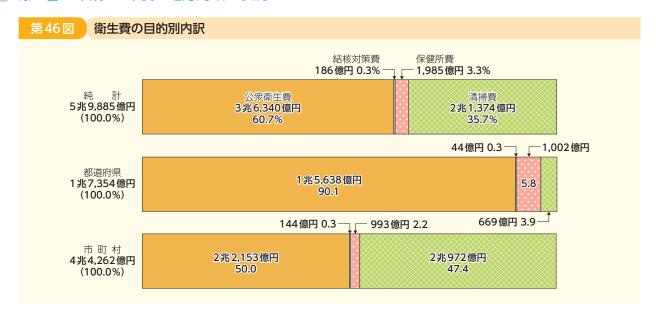
衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合(衛生費総額の60.7%)を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費(同35.7%)となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の96.4%を占めている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分(90.1%)を占め、 市町村においては公衆衛生費(50.0%)、清掃費(47.4%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が1.6%減(前年度16.3%減)、清掃費が2.9% 増(同0.8%減)となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、第47図のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費が最も大きな割合(衛生費総額の32.4%)を占め、以下、補助費等(同18.8%)、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費(同17.7%)、普通建設事業費(同11.7%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が0.0%減(前年度0.4%減)、補助費等が5.5%増(同3.4%減)、人件費が3.3%減(同2.5%減)、普通建設事業費が6.1%増(同2.8%増)となっている。





(6) 警察と消防

三 警察行政[資料編:第65表~第66表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆964億円で、前年度と比べると2.9%減(前年度0.9%減)となっている。

このうち通常収支分は3兆896億円で、前年度と比べると2.7%減(前年度1.0%減)となっており、 東日本大震災分は68億円で、前年度と比べると52.3%減となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は3.2%(都道府県歳出総額の6.2%)となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第48図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合(警察費総額の81.9%)を占め、以下、物件費(同10.7%)、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費(同6.2%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が3.7%減(前年度1.0%減)、物件費が0.6%増 (同0.7%減)、普通建設事業費が1.3%増(同1.4%増)となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成26年4月1日現在、28万4,443人(前年同期28万3,644人)となっており、その内訳は、警察官25万6,828人(同25万6,026人)、警察事務職員等2万7,615人(同2万7,618人)となっている。



◢ 消防行政[資料編:第64表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を 防除し、被害を軽減するため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は1兆9,931億円で、前年度と比べると4.5%増 (前年度3.7%増)となっている。

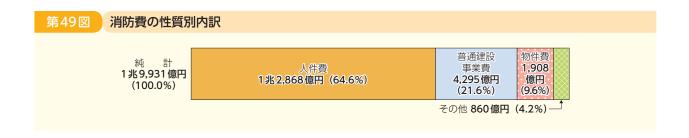
このうち通常収支分は1兆9,367億円で、前年度と比べると7.7%増(前年度0.9%減)となっており、 東日本大震災分は564億円で、前年度と比べると48.4%減となっている。

また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%(都道府県0.4%、市町村3.4%)となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、**第49図**のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合(消防費総額の64.6%)を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費(同21.6%)、物件費(同9.6%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.6%減(前年度2.0%減)、普通建設事業費が31.4%増(同44.8%増)、物件費が0.1%減(同2.8%増)となっている。

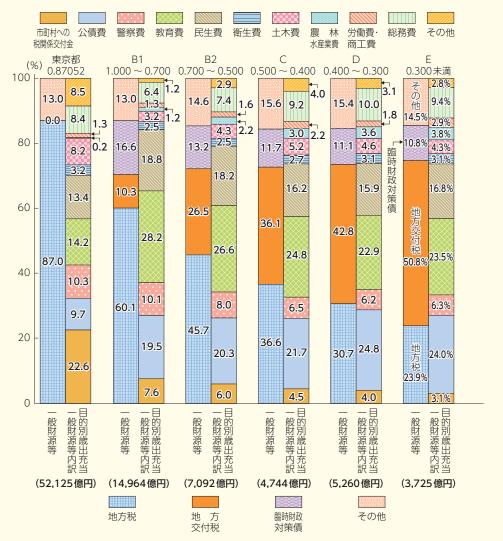
なお、消防関係職員数は、平成26年4月1日現在、15万9,171人(前年同期15万8,948人)となっている。



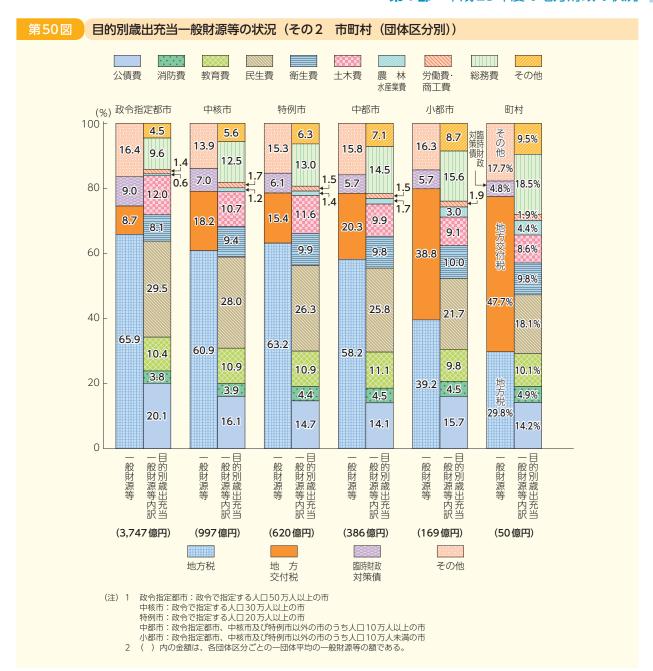
(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況

使途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数段階グループ別に、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。)については団体区分別に比較してみると、第50図のとおりである。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況(その1 都道府県(財政力指数別))



- 東京都以外の道府県は、財政力指数によるB~Eのグループごとの加重平均である。 (注) 1
- 東京都以外の追削宗は、別政が打政によるかってのアループとこの加重することである。 グループ別の該当団体 B1 愛知県、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府 B2 静岡県、茨城県、兵庫県、福岡県、栃木県、群馬県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、宮城県 C 岐阜県、岡山県、長野県、石川県、福島県、香川県、富山県 D 山口県、新潟県、奈良県、愛媛県、北海道、山梨県、福井県、熊本県、大分県、山形県、青森県、佐賀県、
 - E 和歌山県、宮崎県、鹿児島県、長崎県、徳島県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県3 ()内の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。



5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

(1) 義務的経費[資料編:第73表]

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は47兆4,697億円で、前年度と比べると1.2%減(前年度0.7%減)となっている。

このうち通常収支分は47兆4,184億円で、人件費の減少等により、前年度と比べると1.1%減(前年度0.5%減)となっており、東日本大震災分は513億円で、扶助費の減少等により、前年度と比べると43.3%減となっている。

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は48.7%で、前年度と比べると1.1ポイントの低下となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が22兆1,779億円で、義務的経費に占める割合は46.7%(前年度47.9%)、公債費が13兆986億円で、義務的経費に占める割合は27.6%(同27.0%)、扶助費が12兆1,932億円で、義務的経費に占める割合は25.7%(同25.0%)となっている。

✓ 人件費[資料編:第76表~第78表]

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は22兆1,779億円で、各地方公共団体における国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組等により、前年度と比べると3.6%減(前年度1.8%減)となっており、団塊の世代の職員の退職に伴う退職金の増加等の影響で増加した平成19年度を除き、11年度をピークに年々低下している。

このうち通常収支分は22兆1,392億円で、職員給や退職金の減少等により、前年度と比べると3.6%減(前年度1.9%減)となっており、東日本大震災分は387億円で、復旧・復興事業に係る職員給の減少等により前年度と比べると17.1%減となっている。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、第51図のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は、前年度と比べると1.1 ポイント低下して22.8%となっており、6年連続で低下している。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県(26.7%)が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから市町村(16.1%)を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、第52図のとおりであり、平成26年4月1日現在のラスパイレス指数は98.9(対前年度比8.0減)となっている。

ラスパイレス指数を団体区分別にみると、都道府県99.9、政令指定都市100.1、都市(中核市、特例市を含む。)98.6、町村95.6となっている。

人件費の費目別の主な内訳をみると、第53図のとおりであり、職員給が最も大きな割合(人件費総額の69.3%)を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金(同14.8%)、退職金(同10.4%)の順となっている。

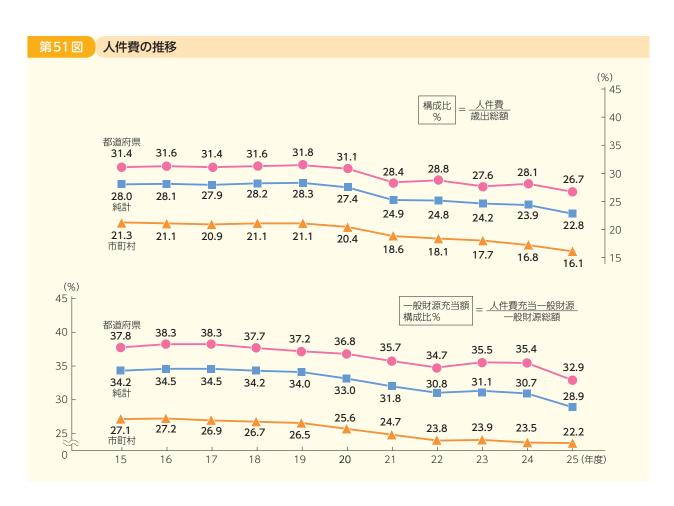
各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が2.9%減(前年度1.3%減)、地方公務員共済組合等負担金が4.8%減(同6.2%減)、退職金が8.8%減(同0.3%減)となっている。

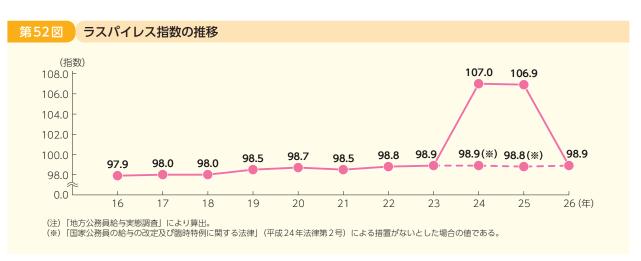
人件費に充当された財源の内訳をみると、第54図のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合(人

件費総額の88.3%) を占め、以下、国庫支出金(同8.3%)、使用料・手数料(同1.6%)の順となっている。

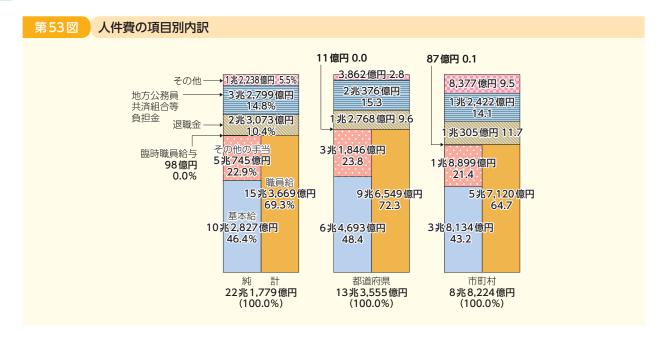
財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村(92.0%)が都道府県(84.8%)を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県(13.0%)が市町村(0.6%)を上回っている。

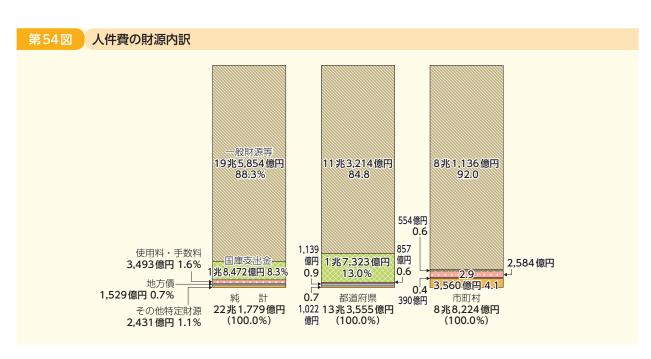
これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度(義 務教育費国庫負担金)が設けられていること等によるものである。





5





(ア) 職員給[資料編:第76表~第77表]

職員給の決算額は15兆3,669億円で、各地方公共団体における国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組等により、前年度と比べると2.9%減(前年度1.3%減)となっており、平成11年度以来15年連続で減少し、ピーク時の約8割まで減少している。

このうち通常収支分は15兆3,394億円で、前年度と比べると2.9%減(前年度1.3%減)となっており、東日本大震災分は275億円で、前年度と比べると9.4%減となっている。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合(職員給総額の66.9%)を占め、次いでその他の手当(同33.0%)となっている。

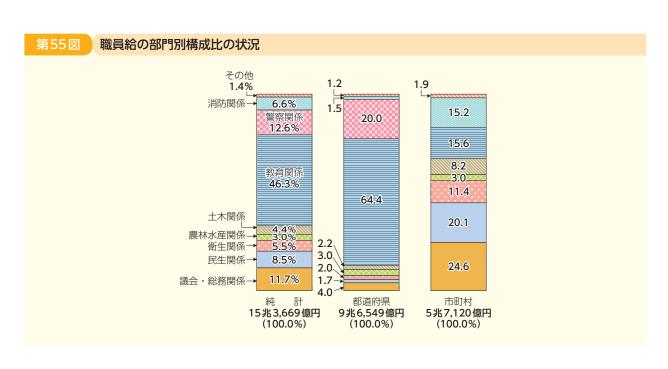
また、各費目の決算額を前年度と比べると、基本給が3.6%減(前年度1.3%減)、その他の手当が1.4%減(同1.4%減)となっている。

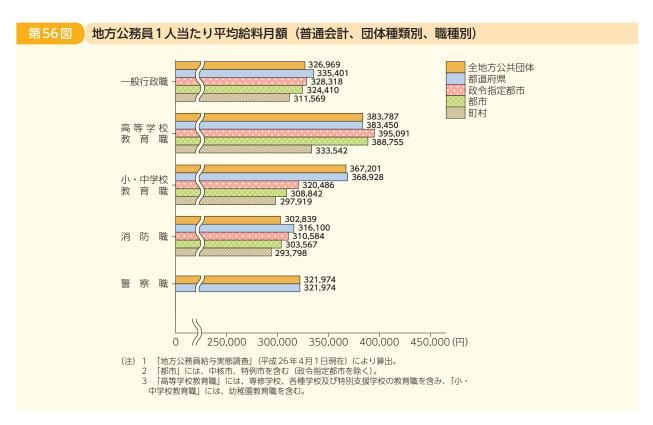
職員給の部門別構成比は、**第55図**のとおりであり、教育関係が最も大きな割合(職員給総額の46.3%)を占め、以下、警察関係(同12.6%)、議会・総務関係(同11.7%)、民生関係(同8.5%)、消防関係(同6.6%)、衛生関係(同5.5%)の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合(64.4%)を占め、警察関係(20.0%)と合わせて全体の84.5%を占めている。

一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合(24.6%)を占めており、以下、民生関係(20.1%)、教育関係(15.6%)、消防関係(15.2%)、衛生関係(11.4%)の順となっている。

次に、平成26年4月1日現在における地方公務員(普通会計分)1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、第56図のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。





第1部 平成25年度の地方財政の状況

(イ) 地方公務員の数 [資料編:第78表]

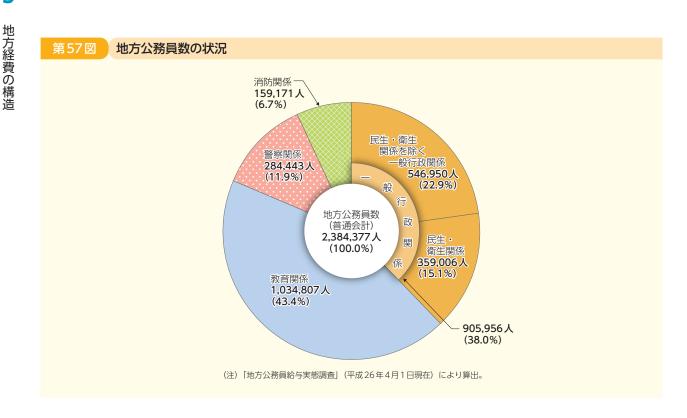
地方公共団体の職員数(普通会計分)は、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行わ れたことなどから、平成7年以降19年連続して減少しており、26年4月1日現在の職員数は238万 4,377人で、前年同期と比べると5,082人減少(0.2%減)している。

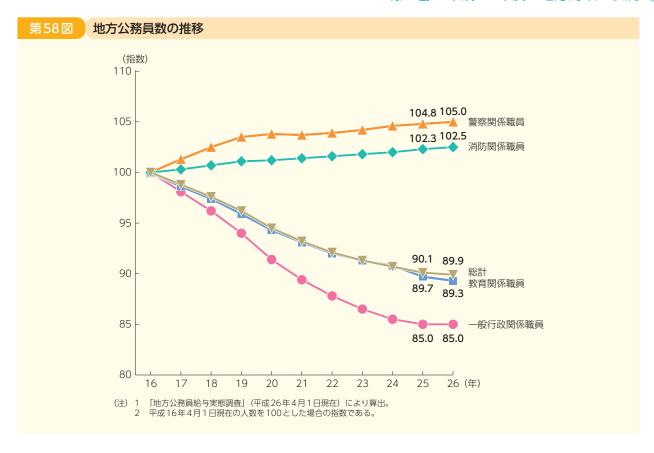
職員の部門別構成比は、第57図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合(全地方公務員数の 43.4%) を占め、以下、一般行政関係職員(同38.0%)、警察関係職員(同11.9%)、消防関係職員(同 6.7%)の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員 が62.6%、警察関係職員が20.0%、一般行政関係職員が16.1%を占め、市町村においては一般行政関 係職員が70.5%、教育関係職員が14.9%、消防関係職員が14.6%を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、警察関係職員が799人増加、消防関係職員が223人増加してい るが、教育関係職員が5,232人減少、一般行政関係職員が872人減少している。一般行政関係職員の増 減の内訳をみると、議会・総務関係職員が983人増加、民生関係職員が349人増加、商工関係職員が 325人増加しているが、衛生関係職員が1,516人減少、税務関係職員が460人減少、農林水産関係職員 が401人減少、土木関係職員が82人減少、労働関係職員が70人減少している。

また、部門別職員数の推移は、第58図のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が 減少傾向にあり、警察関係職員、消防関係職員が増加傾向にある。

さらに、10年前(平成16年4月1日現在)と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状 況は、第59図のとおりである。







(ウ) 地方議会議員の数

都道府県議会議員の定数は、平成25年12月31日現在で2,735人(対前年度同期比増減なし)となっている。

また、市区町村議会議員の定数は、3万1,741人(対前年度同期比477人減少(1.5%減))となっている。

★助費[資料編:第81表]

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費であ

地方経費の構造

る。

扶助費の決算額は12兆1,932億円で、前年度と比べると1.4%増(前年度0.5%増)となっており、 13年連続で増加している。

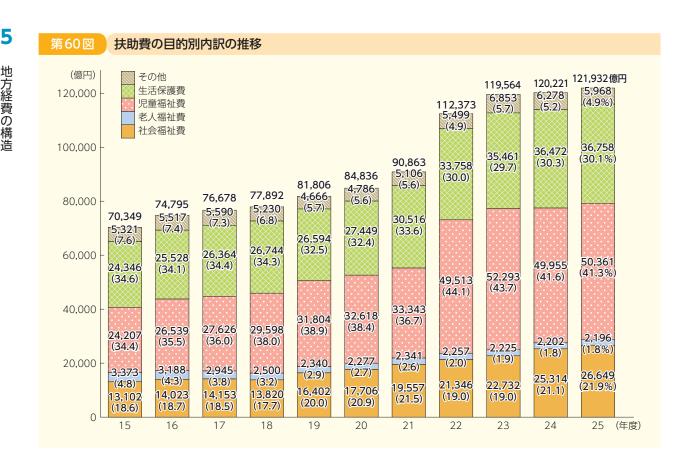
このうち通常収支分は12兆1,856億円で、障害者自立支援給付費の増加、生活保護受給者数の増加等 による生活保護費の増加等により、前年度と比べると1.7%増(前年度1.1%増)となっており、東日本 大震災分は76億円で、前年度と比べると82.7%減となっている。

また、扶助費の歳出総額に占める割合は前年度と同率の12.5%となっている。

扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が5兆361億円で最も大きな割合(扶助費総額の41.3%) を占め、以下、生活保護費の3兆6,758億円(同30.1%)、社会福祉費の2兆6,649億円(同21.9%)、 衛生費の4,438億円(同3.6%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が0.8%増(前年度4.5%減)、生活保護費が0.8%増 (同2.8%増)、社会福祉費が5.3%増(同11.4%増)、衛生費が0.9%増(同1.2%増)となっている。 扶助費の目的別内訳の推移は第60図のとおりである。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び子どものための金銭の給付交付 金等の国庫支出金が6兆3,066億円(扶助費総額の51.7%)、次いで一般財源等が5兆2,540億円(同 43.1%) となっている。



ウ 公債費[資料編:第98表~第99表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は13兆986億円で、前年度と比べると0.9%増(前年度0.4%増)となっている。 このうち通常収支分は13兆936億円で、前年度と比べると0.9%増(前年度0.4%増)となっており、 東日本大震災分は50億円で、前年度と比べると7,210.3%増となっている。

なお、公債費の歳出総額に占める割合は13.4%で、前年度と比べると0.1ポイントの低下となってい る。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆465億円(公債費総額の84.3%)、地方債利子が2 兆491億円(同15.6%)、一時借入金利子が29億円(同0.0%)となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が2.1%増(前年度1.3%増)、地方債利子が5.2%減(同4.1%減)、一時借入金利子が24.4%減(同24.0%減)となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては7兆1,274億円で、前年度と比べると2.1%増(前年度2.5%増)、市町村においては6兆223億円で、前年度と比べると0.6%減(同2.1%減)となっている。

また、歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県においては14.2%で、前年度と比べると0.1ポイントの上昇となっており、市町村においては11.0%で、前年度と比べると0.2ポイントの低下となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆5,385億円(公債費総額の95.7%)となっており、使用料、手数料等の特定財源が5,601億円(同4.3%)となっている。

(2) 投資的経費[資料編:第73表]

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、 普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は15兆733億円で、前年度と比べると12.3%増(前年度0.9%増)となっている。 このうち通常収支分は13兆1,456億円で、前年度と比べると13.9%増となっており、東日本大震災 分は1兆9.278億円で、前年度と比べると2.5%増となっている。

また、投資的経費の歳出総額に占める割合は15.5%で、前年度と比べると1.6ポイントの上昇となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費は14兆1,914億円で、投資的経費に占める割合は94.1%(前年度92.8%)、災害復旧事業費は8,817億円で、投資的経費に占める割合は5.8%(同7.2%)、失業対策事業費は2億円で、投資的経費に占める割合は0.0%(同0.0%)となっている。

严 普通建設事業費[資料編:第83表]

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設等に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は14兆1,914億円で、前年度と比べると14.0%増(前年度0.7%減)となっている。

このうち通常収支分は12兆8,526億円で、単独事業、補助事業の増加等により、前年度と比べると15.0%増となっており、東日本大震災分は1兆3,388億円で、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により、前年度と比べると5.2%増となっている。

普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費(普通建設事業費総額の55.3%)、単独事業費(同39.3%)、国直轄事業負担金(同5.4%)となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は3.5%増(前年度5.3%減)、補助事業費は27.8%増(同0.9%増)、国直轄事業負担金は16.9%減(同20.9%増)となっている。

近年の普通建設事業費の推移は、第15表のとおりである。

また、普通建設事業費の内訳の推移は、第61図のとおりである。

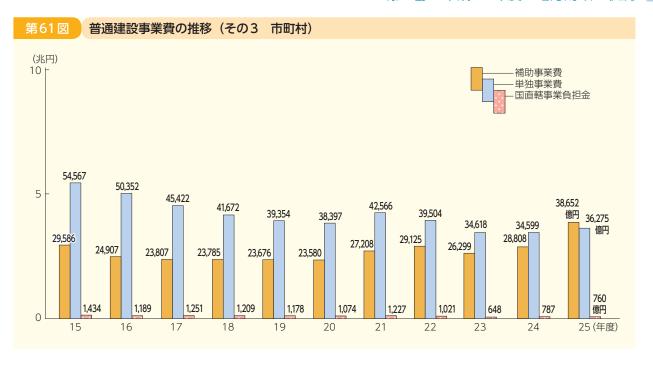
第15表 普通建設事業費(補助・単独)の推移

(単位 億円・%)

区		分	平 成 15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
普通	建設事業費	(A)	182,503	163,367	151,043	142,829	135,243	129,879	143,809	133,334	125,352	124,490	141,914
うり	補助事業	(B)	78,735	66,466	61,762	58,073	55,136	53,660	58,994	56,202	60,840	61,391	78,488
ち)	単独事業	(C)	91,077	84,276	76,639	72,164	67,569	64,419	72,003	68,632	56,929	53,933	55,806
普通	建設事業費「	(B)/(A)	43.1	40.7	40.9	40.7	40.8	41.3	41.0	42.2	48.5	49.3	55.3
に占	める割合	(C)/(A)	49.9	51.6	50.7	50.5	50.0	49.6	50.1	51.5	45.4	43.3	39.3







(ア) 普通建設事業費の目的別内訳[資料編:第83表~第87表]

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第62図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(普通建設事業費総額の52.2%)を占め、以下、教育費(同14.6%)、農林水産業費(同12.3%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が14.4%増(前年度0.9%増)、教育費が12.6%増(同6.1%増)、農林水産業費が18.4%増(同1.0%増)となっている。

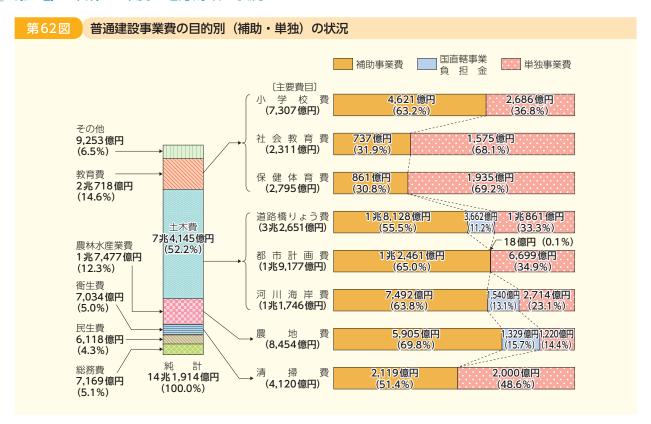
さらに、これらの費目を内訳別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合(普通建設事業費総額の23.0%)を占め、以下、都市計画費(同13.5%)、河川海岸費(同8.3%)の順となっている。

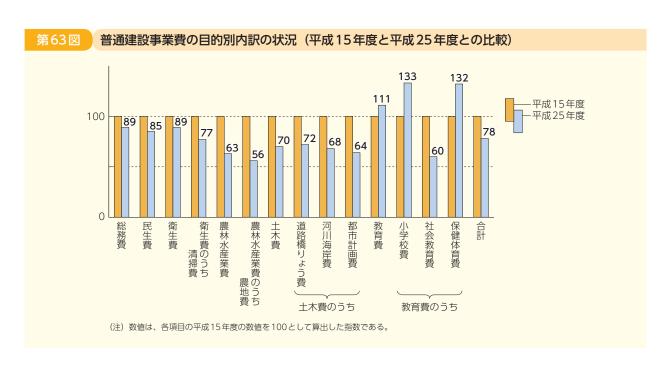
また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(普通建設事業費総額の28.7%)、河川海岸費(同14.9%)、農地費(同10.5%)、都市計画費(同8.8%)、林業費(同5.8%)の順となっており、市町村においては都市計画費(同17.4%)、道路橋りょう費(同16.0%)、小学校費(同9.5%)、住宅費(同6.1%)中学校費(同5.7%)の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、消防費及び教育費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、農林水産業費及び土木費においては補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前(平成15年度)の決算額との比較については、**第63**図のとおりである。

5





(イ)補助事業費[資料編:第84表]

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。 補助事業費の決算額は7兆8,488億円で、前年度と比べると27.8%増(前年度0.9%増)となっている。

このうち通常収支分は6兆8,235億円で、前年度と比べると30.0%増となっており、東日本大震災分は1兆252億円で、前年度と比べると15.2%増となっている。

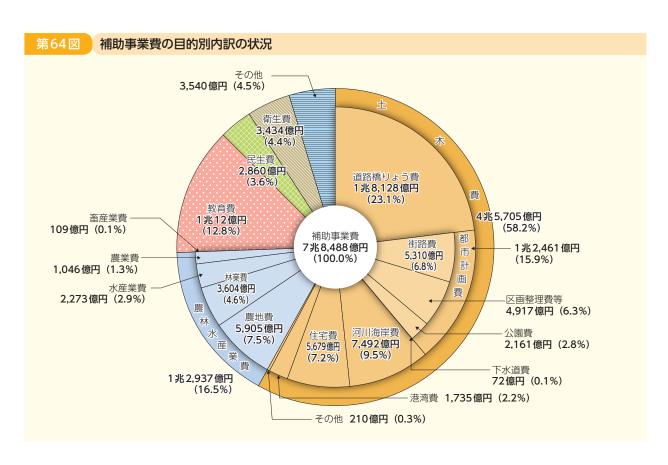
これを団体種類別にみると、都道府県においては4兆3,020億円で、前年度と比べると22.8%増(前年度4.8%減)、市町村においては3兆8,652億円で、前年度と比べると34.2%増(同9.5%増)となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、第64図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(補助事業費総額の58.2%)を占め、以下、農林水産業費(同16.5%)、教育費(同12.8%)、衛生費(同4.4%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が31.7%増(前年度6.3%増)、農林水産業費が31.0%増(同3.3%増)、教育費が21.1%増(同13.5%増)、衛生費が11.0%増(同1.5%増)となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(補助事業費総額の23.1%)を占め、以下、都市計画費(同15.9%)、河川海岸費(同9.5%)の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(補助事業費総額の28.5%)、河川海 岸費(同16.6%)、農地費(同13.4%)の順となっており、市町村においては都市計画費(同22.6%)、 道路橋りょう費(同15.2%)、小学校費(同12.0%)の順となっている。



(ウ)単独事業費[資料編:第86表]

単独事業費は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する 事業に要する経費である。

単独事業費の決算額は5兆5,806億円で、前年度と比べると3.5%増(前年度5.3%減)となっている。 このうち通常収支分は5兆3,309億円で、前年度と比べると4.9%増となっており、東日本大震災分は2,498億円で、前年度と比べると19.5%減となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては2兆2,112億円で、前年度と比べると2.0%増(前年度12.5%減)、市町村においては3兆6,275億円で、前年度と比べると4.8%増(同0.1%減)となっている。

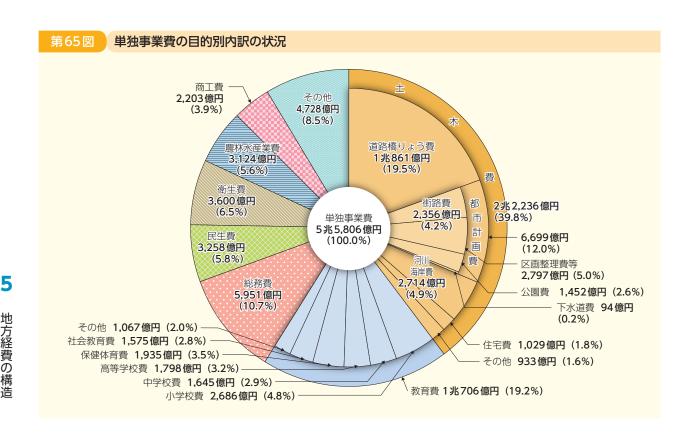
単独事業費の目的別の内訳をみると、第65図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(単独事業費総額の39.8%)を占め、以下、教育費(同19.2%)、総務費(同10.7%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が1.8%減(前年度12.0%減)、教育費が5.6%増(同0.7%増)、総務費が12.3%増(同2.2%増)となっている。

第1部 平成25年度の地方財政の状況

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(単独事業費総額の 19.5%) を占め、以下、都市計画費(同12.0%)、河川海岸費(同4.9%)の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(単独事業費総額の23.1%)、 都市計画費(同11.1%)、河川海岸費(同9.3%)の順となっており、市町村においては道路橋りょう費 (同16.2%)、都市計画費(同12.1%)、小学校費(同7.4%)の順となっている。



(工)国直轄事業負担金[資料編:第85表]

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法 令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

国直轄事業負担金の決算額は7,620億円で、前年度と比べると16.9%減(前年度20.9%増)となって いる。

このうち通常収支分は6,982億円で、前年度と比べると17.3%減となっており、東日本大震災分は 638 億円で、前年度と比べると 11.0%減となっている。

国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が最も大きな割合(国直轄事業負担金総額の 81.4%) を占め、次いで農林水産業費(同18.6%)となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が17.3%減(前年度26.7%増)、農林水産業費が14.9% 減(同0.0%増)となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(国直轄事業負担金総額の 48.1%) を占め、以下、河川海岸費(同 20.2%)、農地費(同 17.4%)の順となっている。

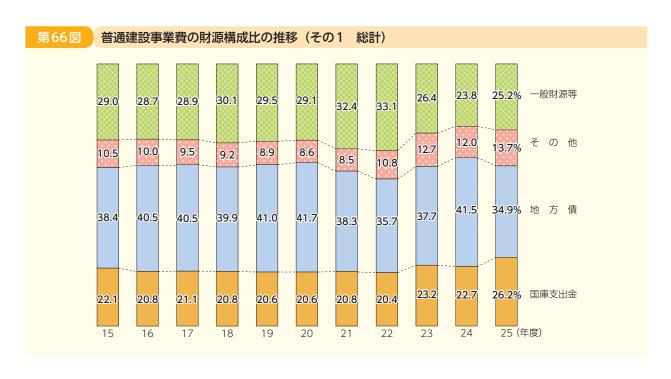
(オ) 普通建設事業費の充当財源[資料編:第83表~第86表]

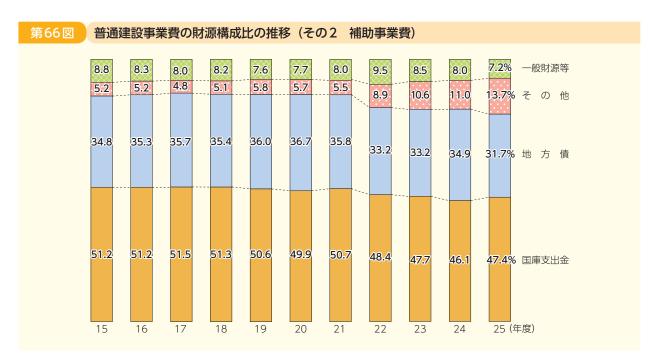
普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合(普通建設事業費総額 の34.9%)を占めており、以下、国庫支出金(同26.2%)、一般財源等(同25.2%)の順となっている。 普通建設事業費に充当された主な財源の決算額の構成比を前年度と比べると、地方債は6.6ポイントの 低下、国庫支出金は3.5ポイントの上昇、一般財源等は1.4ポイントの上昇となっている。

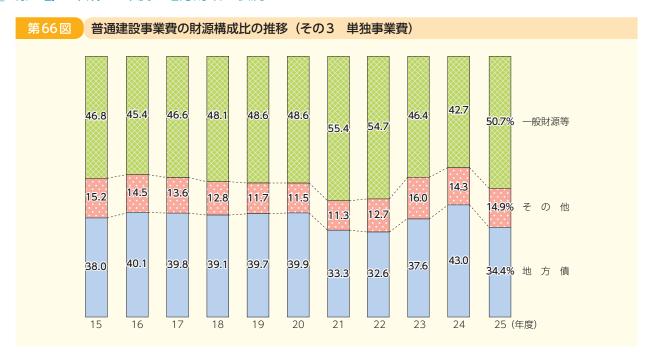
また、これを補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が

47.4%、地方債が31.7%、一般財源等が7.2%となっており、単独事業費については、一般財源等が50.7%、地方債が34.4%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、第66図のとおりである。







(力) 用地取得費[資料編:第88表~第90表]

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する 経費である用地取得費の決算額は1兆3,154億円で、前年度と比べて5.0%増(前年度2.1%増)となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては4,854億円で、前年度と比べると7.5%増(前年度6.2%減)、市町村においては8,300億円で、前年度と比べると3.5%増(同7.5%増)となっている。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第67図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合(用地取得費総額の79.7%)を占め、次いで、教育関係(同6.9%)となっている。

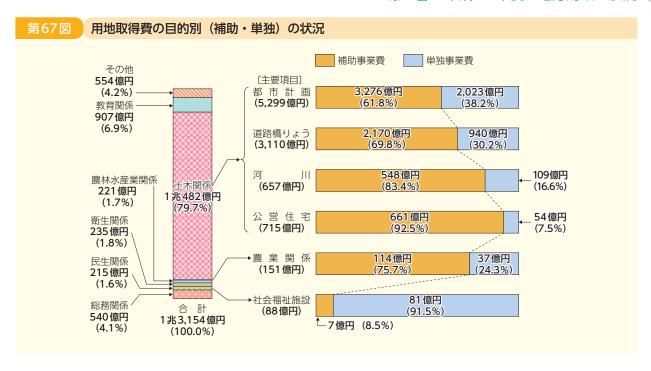
さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合(用地取得費総額の40.3%、都道府県37.0%、市町村42.2%)を占め、次いで、道路橋りょう(同23.6%、同38.6%、同14.9%)となっている。

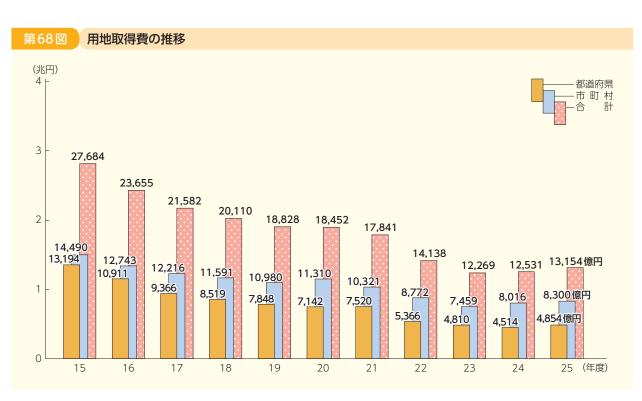
また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は3,984億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると1.6ポイント上昇の30.3%(都道府県48.9%、市町村19.4%)となっている。

取得用地面積(債務負担行為等に係るものを含む。)は9,248万2千 m^2 (都道府県2,329万7千 m^2 、市町村6,918万4千 m^2)で、前年度と比べると12.2%増となっている。

用地取得費の推移は、第68図のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、第16表のとおりであり、平成25年度は9.3%(都道府県6.7%、市町村10.8%)となっている。





第16表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

×	<u> </u>	分	平 成 15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都	道府	県	12.7	11.7	10.9	10.6	10.5	10.1	9.8	7.8	7.0	6.9	6.7
市	町	村	16.4	16.1	16.8	16.9	16.6	17.5	14.2	12.3	11.9	12.2	10.8
I	女令指定都	市	24.0	22.8	22.7	23.8	22.4	22.5	19.6	16.3	16.0	15.5	14.3
4	寺 別	区	23.0	22.5	30.6	24.6	25.2	31.1	25.5	17.6	18.1	14.2	10.6
_	中 核	市	19.4	17.0	16.2	16.3	15.9	18.3	16.4	15.0	14.6	15.0	12.1
4	寺 例	市	20.6	25.5	22.9	21.9	18.6	20.6	18.2	17.8	14.2	15.0	15.4
幸	is and the second	市	18.5	16.6	16.1	15.7	15.6	15.5	12.2	11.6	10.6	11.9	10.4
H]]	村	8.7	8.8	8.8	8.8	8.7	7.8	5.6	4.9	5.3	6.6	7.6
_	一部事務組合	等	4.9	2.4	1.6	3.1	1.7	1.8	2.7	3.2	3.8	3.8	1.7
	合 計		14.4	13.8	13.6	13.5	13.9	14.2	12.4	10.6	9.8	10.1	9.3

✓ 災害復旧事業費 [資料編:第91表]

災害復旧事業費は、地震、台風その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧する ために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は8,817億円で、前年度と比べると9.2%減(前年度27.2%増)となっている。

このうち通常収支分は2,928億円で、前年度と比べると19.4%減となっており、東日本大震災分は5,890億円で、前年度と比べると3.1%減となっている。

災害復旧事業費の内訳をみると、第69図のとおりである。

災害復旧事業費の内訳は、補助事業費が7,418億円で、前年度と比べると7.3%減(前年度43.6%増)、 単独事業費が1,343億円で、前年度と比べると14.1%減(同19.7%減)、国直轄事業負担金が56億円 で、前年度と比べると61.0%減(同24.2%増)となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係(災害復旧事業費総額の49.6%)と農地、農業用施設等の農林水産施設関係(同22.3%)で全体の71.9%を占めている。

災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合(災害復旧事業費総額の58.4%)を占め、次いで一般財源等(同21.6%)となっており、これらの財源で充当された財源の80.1%を占めている。

災害復旧事業費の推移は、第70図のとおりである。

第69図 災害復旧事業費の状況 国直轄事業 単独事業費 般財源等 負担金 1,343億円 56億円 1,908 2,476 (15.2%)(21.6)(0.6%)(28.1)その他特定財源 965 農林水産施設 (11.0)1,964 (22.3)地方債 790 (9.0) 補助事業費 7,418億円 (84.1%) 国庫支出金 5,154 公共土木施設 4,377 (58.4)(49.6)目的別内訳 **8,817億円** 財源内訳 **8,817億円** 性質別内訳 8,817億円 (100.0%) (100.0%) (100.0%)



ウ 失業対策事業費[資料編:第92表]

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は2億円で、前年度と比べると15.7%増(前年度68.4%減)となっている。

その内訳をみると、補助事業費が1億円(失業対策事業費総額の39.0%)、単独事業費が1億円(同61.0%)となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、一般財源等が2億円(失業対策事業費総額の99.9%)等となっている。

(3) その他の経費[資料編:第73表]

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに 前年度繰上充用金があり、その決算額は34兆8,690億円で、前年度と比べると0.3%減(前年度1.1%減)となっている。

その他の経費の歳出総額に占める割合は35.8%で、前年度と比べると0.5ポイントの低下となっている。

その他の経費の内訳をみると、第17表のとおりである。

その他の経費の内訳別に歳出総額に対する割合をみると、補助費等が9.7% (前年度9.5%)、物件費が9.2% (同9.1%)、貸付金が5.5% (同6.0%)、繰出金が5.3% (同5.4%)、積立金が4.5% (同4.7%)の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業(「地方公営企業法」(昭和27年法律第292号)の規定の全部又は一部を適用している事業)の地方公営企業会計に対する繰出し(補助費等)は2兆43億円、法非適用企業(「地方公営企業法」の規定を適用していない事業)の地方公営企業会計に対する繰出し(繰出金)は1兆1,958億円で、合計3兆2,002億円となっており、前年度と比べると0.9%減(前年度2.6%減)となっている。

第17表 その他の経費の状況

区 分	決 算 額		増減率		
2	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	
	億円	億円	%	%	
物件費	89,423	87,274	2.5	△ 0.6	
維持補修費	11,269	11,096	1.6	△ 0.0	
補 助 費 等	94,914	91,904	3.3	3.2	
繰 出 金	51,405	51,648	△ 0.5	1.3	
積 立 金	44,263	45,760	△ 3.3	△ 1.0	
投資及び出資金	3,433	3,784	△ 9.3	△ 20.3	
貸 付 金	53,981	58,288	△ 7.4	△ 8.5	
前年度繰上充用金	2	7	△ 69.8	△ 64.6	
合 計	348,690	349,762	△ 0.3	△ 1.1	

ア 物件費[資料編:第79表]

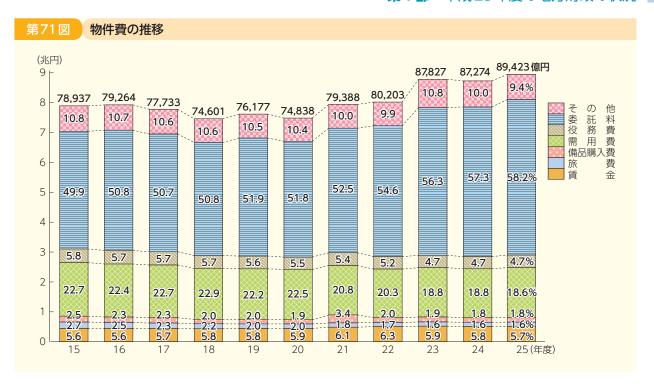
賃金、旅費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は8兆9,423億円で、前年度と比べると2.5%増(前年度0.6%減)となっている。

このうち通常収支分は8兆1,902億円で、前年度と比べると2.1%増となっており、東日本大震災分は7,521億円で、7.0%増となっている。

その内訳をみると、委託料が最も大きな割合(物件費総額の58.2%)を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費(同18.6%)となっており、これらの経費で物件費総額の76.8%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、委託料が4.0%増(前年度1.2%増)、需用費が1.4%増 (同0.9%減)となっている。

なお、物件費の内訳の推移は、第71図のとおりである。



◢ 維持補修費 [資料編:第80表]

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆1,269億円で、前年度と比べると1.6%増(前年度0.0%減)となっている。

このうち通常収支分は1兆1,235億円で、前年度と比べると1.7%増となっており、東日本大震災分は34億円で、24.8%減となっている。

維持補修費の目的別の内訳をみると、第72図のとおりであり、土木費(維持補修費総額の67.8%)、衛生費(同11.1%)、教育費(同9.6%)の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、清掃施設等の衛生関係施設及び小・中学校等の教育関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.5%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が1.7%増(前年度1.4%増)、衛生費が2.0%増(同1.7%減)、教育費が1.2%減(同1.6%増)となっている。



ウ 補助費等[資料編:第82表]

地方公営企業会計(法適用企業)に対する負担金、国民健康保険制度における都道府県調整交付金等のような市町村の地方公営事業会計に対する都道府県の負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は9兆4,914億円で、前年度と比べると3.3%増(前年度3.2%増)となっている。

このうち通常収支分は9兆3,354億円で、前年度と比べると4.3%増となっており、東日本大震災分は

第1部 平成25年度の地方財政の状況

1.560 億円で、35.8%減となっている。

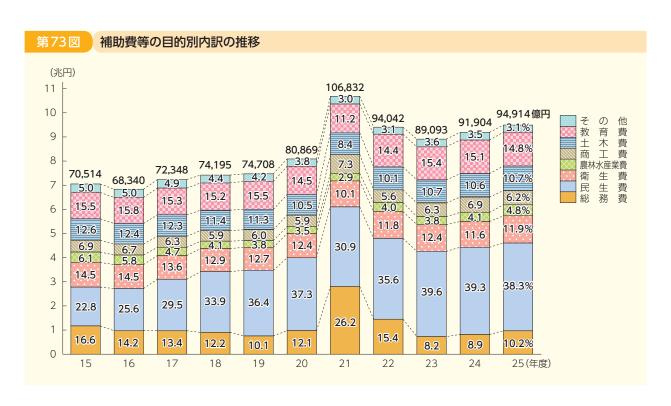
補助費等の目的別の内訳をみると、民生費が3兆6,353億円で最も大きな割合(補助費等総額の38.3%)を占め、以下、教育費の1兆4,016億円(同14.8%)、衛生費の1兆1,268億円(同11.9%)、土木費の1兆197億円(同10.7%)、総務費の9,685億円(同10.2%)、商工費の5,849億円(同6.2%)、農林水産業費の4,579億円(同4.8%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、民生費が0.5%増(前年度2.5%増)、教育費が1.2%増(同1.0%増)、衛生費が5.5%増(同3.4%減)、土木費が4.3%増(同2.4%増)、総務費が18.8%増(同11.8%増)、商工費が7.2%減(同11.8%増)、農林水産業費が20.1%増(同12.8%増)となっている。

補助費等のうち、法適用企業に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において 負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆6,649億円で、前年度と比べると 0.1%減(前年度0.1%減)となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが7,969億円で最も大きな割合(地方公営企業会計(法適用企業)に対する負担金及び補助金総額の47.9%)を占め、次いで、病院事業の6,139億円(同36.9%)となっており、これら2事業で総額の84.7%を占めている。以下、交通事業の1,162億円(同7.0%)、上水道事業の847億円(同5.1%)の順となっている。

なお、補助費等の内訳の推移は、**第73**図のとおりである。市町村の国民健康保険事業会計等に対する 都道府県の負担金等の民生費の増加等により増加の傾向にある。



■ 繰出金[資料編:第93表]

普通会計から他会計、基金(定額の資金の運用を目的とする基金)に支出する経費である繰出金の決算額は5兆1,405億円で、前年度と比べると0.5%減(前年度1.3%増)となっている。

このうち通常収支分は5兆901億円で、前年度と比べると0.7%減となっており、東日本大震災分は504億円で、37.5%増となっている。

繰出金の繰出先内訳の状況は、後期高齢者医療事業会計に対するものが1兆3,513億円で最も大きな割合(繰出金総額の26.3%)を占めており、以下、介護保険事業会計に対するもの1兆3,442億円(同26.1%)、地方公営企業会計(法非適用企業)に対するもの1兆1,958億円(同23.3%)、国民健康保険

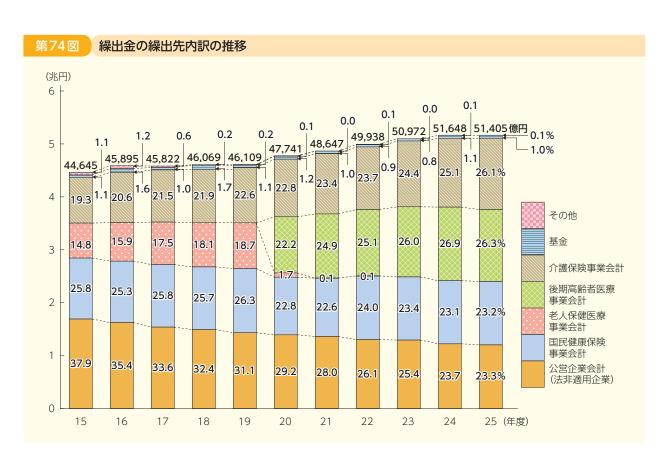
事業会計に対するもの1兆1.932億円(同23.2%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、後期高齢者医療事業会計に対するものが2.7%減(前年度4.8%増)、介護保険事業会計に対するものが3.6%増(同4.4%増)、地方公営企業会計(法非適用企業)に対するものが2.5%減(同5.2%減)、国民健康保険事業会計に対するものが0.1%増(同0.1%減)となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計(法非適用企業)に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが9,009億円で最も大きな割合(地方公営企業会計(法非適用企業)に対する繰出金総額の75.3%)を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が6,754億円(下水道事業に対する繰出金総額の75.0%)、建設費繰出が834億円(同9.3%)で、これらの繰出で全体の84.2%を占めている。

なお、繰出金の繰出先内訳の推移は、**第74**図のとおりであり、平成20年度以降、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計に対するものが総じて増加の傾向にある。



オ 積立金 [資料編:第94表、第102表]

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金 (歳計剰余金処分による積立金を含む。)の決算額は4兆6,590億円で、前年度と比べると3.6%減(前年度0.5%減)となっている。

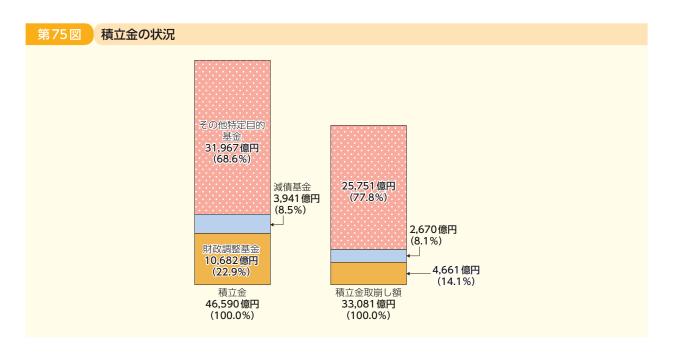
積立金の状況は、**第75**図のとおりであり、積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは1兆682億円で、前年度と比べると89億円減少(0.8%減)、減債基金に対するものは3,941億円で、前年度と比べると1,339億円増加(51.5%増)、その他特定目的基金に対するものは3兆1,967億円で、前年度と比べると3,015億円減少(8.6%減)している。

一方、積立金取崩し額は3兆3,081億円で、前年度と比べると733億円減少(2.2%減)している。

第1部 平成25年度の地方財政の状況

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は4,661億円で、前年度と比べると704億円減少(13.1%減)、減債基金の取崩し額は2,670億円で、前年度と比べると369億円増加(16.0%増)、その他特定目的基金の取崩し額は2兆5,751億円で、前年度と比べると398億円減少(1.5%減)している。

なお、平成25年度末における積立金現在高は22兆3,803億円で、前年度末と比べると1兆3,509億円増加(6.4%増)している(積立金現在高については、「2 地方財政の概況(6)将来の財政負担 ウ積立金現在高」を参照)。



力 投資及び出資金[資料編:第95表]

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は3,433億円で、前年度と比べると9.3%減(前年度20.3%減)となっている。

このうち通常収支分は3,417億円で、前年度と比べると8.2%減となっており、東日本大震災分は16億円で、74.1%減となっている。

投資及び出資金の目的別の内訳をみると、第76図のとおりであり、土木費が1,467億円で最も大きな割合(投資及び出資金総額の42.7%)を占め、次いで衛生費が1,406億円(同40.9%)となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、衛生費が9.9%減(前年度4.4%減)、土木費が7.6%増 (同5.1%減)となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計(法適用企業)に対するものは2,676億円で、前年度と比べると59億円増加(2.2%増)している。

事業別にみると、下水道事業に対するものが943億円で、最も大きな割合(地方公営企業会計(法適用企業)に対する投資及び出資金総額の35.2%)を占め、以下、病院事業の816億円(同30.5%)、上水道事業の527億円(同19.7%)、交通事業の300億円(同11.2%)の順となっている。

平成25年度末における投資及び出資金の現在高は15兆2,809億円で、前年度末と比べると3,127億円増加(2.1%増)している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆9,356億円で最も大きな割合(投資及び出資金 残高の25.8%)を占め、以下、開発関係の1兆2,284億円(同8.0%)、商工関係の1兆1,093億円(同 7.3%)の順となっている。

针 貸付金 [資料編:第96表]

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金の決算額は5兆3,981億円で、前年度と比べると7.4%減(前年度8.5%減)となっている。

このうち通常収支分は5兆476億円で、前年度と比べると7.2%減となっており、東日本大震災分は3,505億円で、9.9%減となっている。

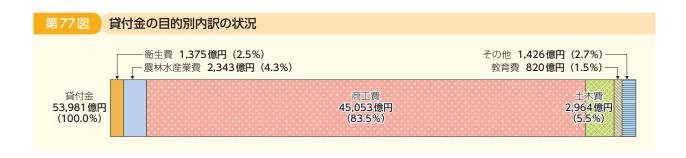
貸付金の目的別の内訳をみると、第77図のとおりであり、商工費が4兆5,053億円で最も大きな割合 (貸付金総額の83.5%)を占め、次いで、土木費が2,964億円(同5.5%)となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、商工費が6.6%減(前年度6.7%減)、土木費が12.3%減(同32.8%減)となっている。

地方公営企業会計(法適用企業)に対する貸付金は719億円で、前年度と比べると33億円減少(4.4%減)しており、貸付金総額に占める割合は1.3%となっている。

平成25年度末の貸付金の現在高は7兆6,937億円で、前年度末と比べると1,630億円減少(2.1%減)している。

その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆9,241億円(貸付金現在高の25.0%)、観光・交通関係が1兆2,093億円(同15.7%)、住宅関係が7,138億円(同9.3%)等となっている。



6

6 一部事務組合等の状況

平成25年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

(1) 団体数[資料編:第4表]

平成25年度末の一部事務組合等の総数は1,348団体で、前年度末と比べると12団体減少している。 なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成7年6月から施行された広域連合の団体数は112団体で、前年度末と変動はない。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、第18表のとおりであり、ごみ処理等の衛生関係が552 団体で最も大きな割合(一部事務組合等総数の40.9%)を占め、以下、広域消防等の消防関係284団体 (同21.1%)、退職手当組合等の総務関係197団体(同14.6%)の順となっている。

第18表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区分	平成2	5年度	平成 2	144 - 441	
	団 体 数	構成比	団 体 数	構成比	増減
		%		%	
総務関係組合	197	14.6	203	14.9	△ 6
うち退職手当組合	44	3.3	43	3.2	1
民 生 関 係 組 合	85	6.3	86	6.3	△ 1
衛生関係組合	552	40.9	550	40.4	2
うちごみ・し尿処理組合	461	34.2	461	33.9	_
農林水産関係組合	74	5.5	76	5.6	△ 2
消防関係組合	284	21.1	286	21.0	△ 2
教育関係組合	57	4.2	59	4.3	△ 2
う∫小学校組合	7	0.5	8	0.6	△ 1
ち 中学校組合	20	1.5	20	1.5	_
そ の 他	99	7.4	100	7.5	△ 1
合 計	1,348	100.0	1,360	100.0	△ 12

⁽注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に加入して事務を共同処理している市町村(一部事務組合等を除く。)の数は延べ9,186 団体、一部事務組合等の数は延べ1,277団体となっており、1市町村当たり平均5.3の一部事務組合等に加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村(延べ9,186団体)をその加入する一部事務組合等の設置目的別にみると、総務関係組合へ加入している市町村は延べ3,439団体で、最も大きな割合(全体の37.4%)を占めており、以下、衛生関係組合へ加入している市町村が延べ2,459団体(同26.8%)、消防関係組合へ加入している市町村が延べ1,501団体(同16.3%)の順となっている。

(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算[資料編:第5表]

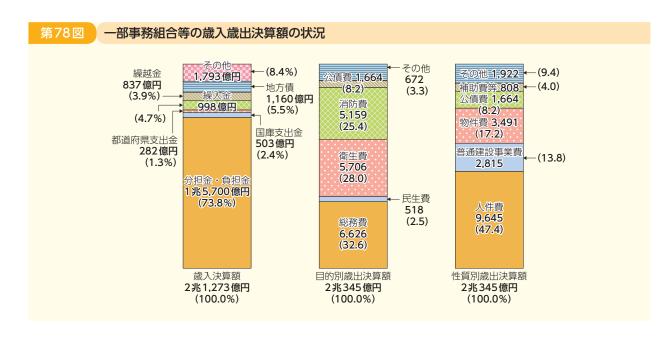
一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、**第78**図のとおりであり、歳入決算額は2兆1,273億円で、前年度と比べると1.9%減(前年度1.9%増)となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金・負担金が最も大きな割合(一部事務組合等の歳入総額の73.8%)を占めており、以下、地方債(同5.5%)、繰入金(同4.7%)の順となっている。 歳出決算額は2兆345億円で、前年度と比べると1.8%減(前年度2.1%増)となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、総務費が最も大きな割合(一部事務組合等の歳出総額の32.6%)を占め、以下、衛生費(同28.0%)、消防費(同25.4%)の順となっており、これらで全体の86.0%を占めている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、第19表のとおりであり、 消防費が最も大きな割合(市町村の歳出総額の27.8%)を占め、次いで、衛生費(同12.9%)、総務費 (同9.2%)の順となっている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合(一部事務組合等の歳出総額の47.4%)を占め、以下、物件費(同17.2%)、普通建設事業費(同13.8%)、公債費(同8.2%)の順となっている。



第19表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合(目的別内訳)

(単位 億円・%)

区		分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が 占 め る 割 合
総	務	費	71,881	6,626	9.2
衛	生	費	44,262	5,706	12.9
消	防	費	18,560	5,159	27.8
公	債	費	60,285	1,664	2.8
そ	の	他	353,614	1,190	0.3
歳	出合	計	548,602	20,345	3.7

7 地方公営企業等の状況

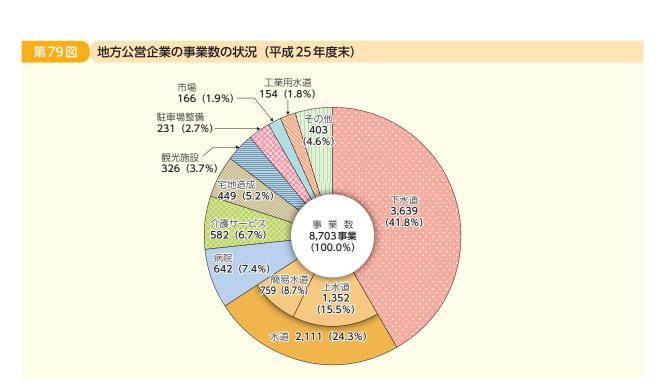
(1) 地方公営企業

アの概況

(ア)事業数[資料編:第114表]

平成25年度末において、地方公営企業を経営している団体数は1,786団体(企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を経営している4団体及び特別区を含む。)であり、その内訳は47都道府県、20政令指定都市、1,719市区町村となっている(地方公営企業を経営していない団体は3団体)。

これらの団体が経営している地方公営企業の事業数は8,703事業で、前年度末と比べると21事業減少している。これを事業別にみると、第79回のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業(簡易水道事業を含む。以下同じ。)、病院事業の順となっている。



(イ)業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は、第20表のとおりである。

平成25年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

a 水道事業

水道事業(用水供給事業を除く。)においては、配水能力6,970万4千m³/日、導送配水管74万1,076kmを有し、年間154億m³(対前年度比0.7%減)の配水を行っている。また、給水人口は平成25年度末で1億2,448万5千人で、全国人口に対する割合は96.9%に達している。

b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,162万5千m³/日、導送配水管8,684kmを有し、年間44億15百万m³ (対前年度比0.8%減)の配水を行っている。また、契約水量は1,680万6千m³/日(同1.1%減)となっている。

c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,568両、営業路線540kmを有している。また、年間輸送人員は30億50百万人(対前年度比2.9%増)となっている。

d バス事業

バス事業においては、車両7,882両、営業路線7,671kmを有している。また、年間輸送人員は9億29百万人(対前年度比0.2%増)となっている。

e 病院事業

病院事業においては、839病院、病床19万4,435床を有している。また、年延患者数は1億3,748万人(対前年度比2.0%減)であり、12年連続の減少となっている。

f下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,215万m³/日、下水管布設延長50万731kmを有している。また、年間有収水量(流域下水道分は除く。)は111億m³(対前年度比0.2%増)となっている。

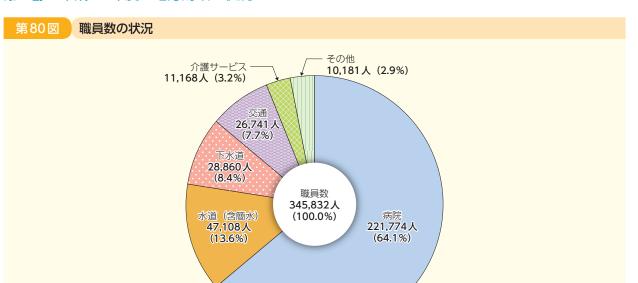
第20表 事業全体に占める地方公営企業の割合

	事	業		指標	全 事 業	左 記 に 占 め る 地方公営企業の割合
水	道	事	業	現在給水人口	1億2,521万人	99.5%
エ	業用	水道事	業	年 間 総 配 水 量	44億16百万m³	99.9%
交	通事	業(鉄道	道)	年 間 輸 送 人 員	236億6百万人	13.4%
交	通事	業(バス	ス)	年間輸送人員	45億5百万人	20.6%
電	気	事	業	年間発電電力量	8,239億9百万kWh	1.0%
ガ	ス	事	業	年間ガス販売量	1兆5,360億MJ	2.3%
病	院	事	業	病床数	1,574千床	12.3%
下	水	道事	業	汚 水 処 理 人 口	1億1,216万人	91.3%

(ウ) 職員数 [資料編:第115表]

平成25年度末における地方公営企業に従事する職員の数は34万5,832人で、前年度末と比べると0.4%増となっている。

これを事業別にみると、第80図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の93.8%を占めている。また、医療提供体制の充実等により、病院事業において職員数が増加しているが、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、水道事業、下水道事業等において職員数が減少している。



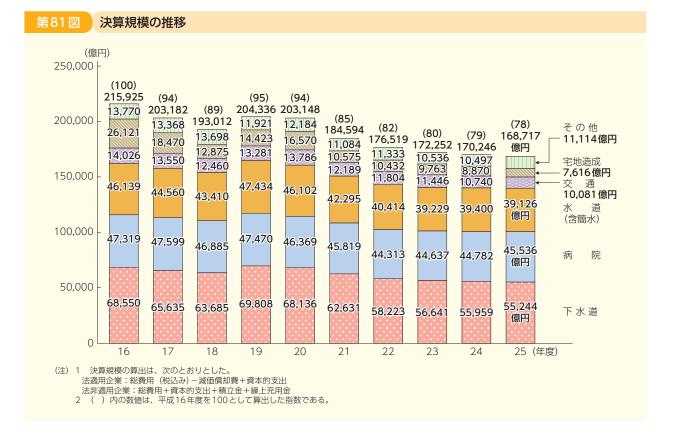
(工)決算規模等[資料編:第116表]

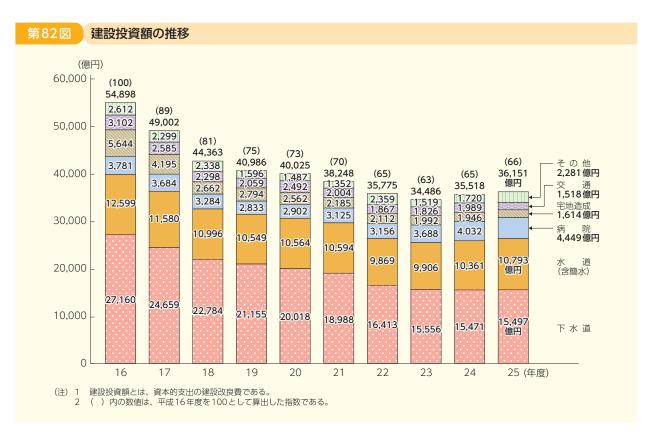
決算規模は16兆8,717億円で、企業債元利償還金の減少等に伴う資本的支出の減少等により、前年度と比べると1,530億円減少(0.9%減)となっており、普通会計歳出決算額の17.3%(前年度17.7%)に相当する規模となっている。なお、「地方財政法」第33条の9の規定に基づく公的資金補償金免除繰上償還額(以下「補償金免除繰上償還額」という。)を除いたベースでは16兆7,735億円となっており、前年度と比べると615億円増加(0.4%増)となっている。

これを事業別にみると、**第81図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順となっている。

また、建設投資額の推移は、**第82図**のとおりであり、平成25年度の額は3兆6,151億円で、前年度と比べると633億円増加(1.8%増)となっており、2年連続で増加している。これは、普通会計の普通建設事業費の25.5%(前年度28.5%)に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。建設投資額が前年度より増加した主な事業は、水道事業(対前年度比432億円増加、4.2%増)、病院事業(同417億円増加、10.3%増)、市場事業(同353億円増加、94.6%増)、電気事業(同162億円増加、102.9%増)となっている。





(オ)全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、第21表のとおりであり、黒字事業数は全体の88.3%、赤字事業数は11.7%で、全体としては5,081億円の黒字となっている(前年度5,231億円の黒字)。また、黒字額が前年度に比べて減少した主な理由については、病院事業において退職給付引当金を積み増していることにより費用が増加していることや、宅地造成事業において料金収入が減少し

ていること等が挙げられる。

第21表 地方公営企業全体の経営状況

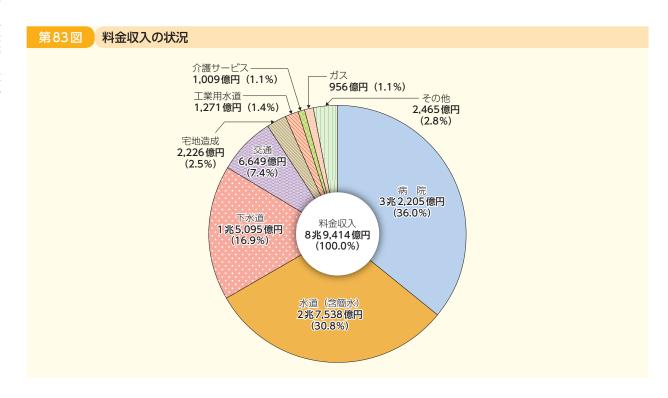
(単位 事業、億円)

区分	平成 25 年度 (A)		(A)	平成 24 年度 (B)			差 引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
黒字事業数	(2,135)	(5,490)	(7,625)	(2,172)	(5,548)	(7,720)	(△ 37)	(△ 58)	(△ 95)
	[70.7%]	[97.7%]	[88.3%]	[72.8%]	[97.7%]	[89.1%]			
黒字額	5,987	1,357	7,343	5,702	1,371	7,074	285	15	270
赤字事業数	(885)	(129)	(1,014)	(810)	(130)	(940)	(75)	(△ 1)	(74)
	[29.3%]	[2.3%]	[11.7%]	[27.2%]	[2.3%]	[10.9%]			
赤字額	1,828	434	2,262	1,328	515	1,843	500	△ 81	420
総事業数	(3,020)	(5,619)	(8,639)	(2,982)	(5,678)	(8,660)	(38)	(△ 59)	(△ 21)
収 支	4,159	923	5,081	4,374	857	5,231	△ 215	66	△ 150

- (注) 1 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)である。第22表から第33表まで同じ。 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第22表から第33表まで同じ。 3 [] は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合である。

(力)料金収入

料金収入は8兆9,414億円で、前年度と比べると141億円増加(0.2%増)となっている。これを事業 別にみると、第83図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、 交通事業の順となっている。

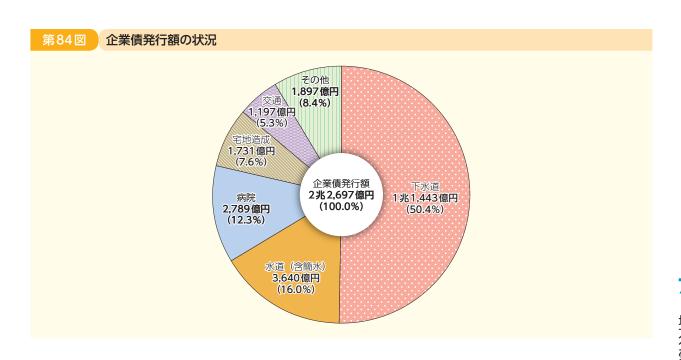


(キ)企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第84図のとおりであり、発行額は2兆2,697億円 で、前年度と比べると1,293億円減少(5.4%減)となっている。なお、補償金免除繰上償還に係る借換 債を除いたベースでは2兆1,798億円となっており、前年度と比べると130億円増加(0.6%増)となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、第85図のとおりであり、平成25年度末の額は48兆3,886億円で、前年度末と比べると1兆5,231億円減少(3.1%減)となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、地方公共団体金融機構、市場公募の順となっている。





(ク) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は3兆1,259億円で、前年度と比べると335億円減少(1.1%減)となっている。 この内訳をみると、収益的収入として2兆529億円(収益的収入に対する割合17.2%)、資本的収入と して1兆730億円(資本的収入に対する割合23.9%)となっている。

これを事業別にみると、下水道事業への繰入額が最も大きな割合(繰入額全体の57.3%)を占め、以下、病院事業(同22.9%)、水道事業(同6.9%)、交通事業(同3.9%)の順となっている。

(ケ) 法適用企業の経営状況 [資料編:第117表]

a 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。 純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益(特別利益)や、過年度の職員給与費等の費用(特別損失)を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益(経常収益+特別利益)は10兆552億円、総費用(経常費用+特別損失)は

9兆6,393億円となっている。この結果、純損益は4,159億円の黒字となっており、総収支比率は104.3%と前年度より0.3ポイント低下している。また、経常収益(営業収益+営業外収益)は9兆9,674億円、経常費用(営業費用+営業外費用)は9兆5,304億円となっている。この結果、経常損益は4,370億円の黒字となっており、経常収支比率は104.6%と前年度より0.2ポイント低下している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは11年連続で100%を上回っている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第22表のとおりである。

b 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆8,002億円で、前年度と比べると682億円減少(1.4%減)となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業(累積欠損金合計額の44.1%)、病院事業(同41.0%)である。

c 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。)を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,813億円で、前年度と比べると36億円減少(2.0%減)となっている。不良債務の大きい事業は、交通事業(不良債務額全体の67.9%)、下水道事業(同17.9%)、病院事業(同5.1%)である。

d 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は5兆4,911億円で、前年度と比べると1,058億円減少(1.9%減)となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が2兆8,286億円、損益勘定留保資金等の内部資金が2兆5,992億円、財源不足額は633億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆6,505億円で、前年度と比べると1,096億円増加(4.3%増) となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業(建設改良費全体の37.4%)、下水道事業(同31.9%)、病院事業(同16.8%)である。

第22表 法適用企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純拍	員 益	経常損益		
区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	
(事業数)	(2,135)	(2,172)	(2,127)	(2,162)	
黒字額	5,987	5,702	5,947	5,750	
(事業数) 赤字額	(885)	(810)	(893)	(820)	
	1,828	1,328	1,577	1,188	
(事業数)	(3,020)	(2,982)	(3,020)	(2,982)	
収 支	4,159	4,374	4,370	4,562	

(コ) 法非適用企業の経営状況 [資料編:第119表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の97.7%、赤字事業数は2.3%を 占めており、全体では923億円の黒字(前年度857億円の黒字)となっている。

(サ)経営健全化等の状況

地方公営企業の経営健全化、抜本改革の推進等に向けた取組については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日付け総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営企画室長、地域企業経営企画室長通知)において、事業そのものの意義や必要性を再検討し、採算性を踏まえた上

で、平成25年度までに抜本的改革を推進するよう要請を行ってきた。これを受けて、各地方公共団体においては、民間への事業譲渡、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入など、様々な取組が進められ、一定の成果を収めたところである。しかし、公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続することは地方公共団体にとって引き続き重要な課題であること、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増していること等から、各地方公共団体においては平成26年度以降も公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが求められる(詳細は第3部5(2)参照)。

事業別状況[資料編:第114表~第119表]

(ア)水道事業

a 事業数

(a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成25年度決算対象となるものは、1,352事業であり、このうち、末端給水事業は1,279事業、用水供給事業は73事業(うち建設中3事業)である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が19事業、市営が689事業、町村営が519事業、企業団営等が48事業であり、用水供給事業は、府県営が22事業、政令指定都市営が1事業、市営が1事業、企業団営等が49事業となっている。

(b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成25年度決算対象となるものは、760事業(うち 法適用25事業)である。これを経営主体別にみると、町村営が497事業で全体の65.4%を占め、 以下、市営が255事業、政令指定都市営が4事業、一部事務組合等営が3事業、県営が1事業と なっている。

b 業務の状況

水道事業の給水人口(用水供給事業を除く。)は、平成25年度末で1億24百万人(上水道事業1億21百万人、簡易水道事業4百万人)であり、前年度と比べると微減となっている。また、平成25年度の年間総有収水量(用水供給事業を含む。)は184億28百万m³(前年度185億34百万m³)、給水人口1人当たり1日平均有収水量(用水供給事業を除く。)は303l(同304l)となっている。

c 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は2兆9,709億円、総費用は2兆7,242億円となっており、この結果、純損益は2,467億円の黒字(前年度2,316億円の黒字)、総収支比率は109.1%となっている。また、経常収益は2兆9,554億円、経常費用は2兆7,012億円となっており、この結果、経常損益は2,542億円の黒字、経常収支比率は109.4%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第23表のとおりである。

累積欠損金は1,508億円で、前年度と比べると4.0%減となっている。なお、不良債務は0.4億円(前年度なし)である。

(ii) 資本収支

資本的支出は、第86図のとおりであり、平成25年度の額は1兆6,935億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。これに対する財源は、外部資金が5,871億円、内部資金が1兆1,051億円で、財源不足額は13億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は9,917億円で、前年度と比べると3.2%増、企業債償還金は6,300億円で、前年度と比べると6.9%減となっている。

(iii) 給水原価と料金

有収水量1m³当たりの給水原価(用水供給事業を除く。)は173.32円で、前年度と比べると0.0%増となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が65.40円、職員給与費が22.75円、

受水費が29.63円、その他の経費が55.54円となっている。これに対して1m3当たりの供給単 価は171.86円であり、給水原価が供給単価を1.46円上回る状態となっている。

また、平成25年度中に料金改定を実施した水道事業(用水供給事業を含む。)は82事業(前 年度73事業)で、営業中の事業の6.0%となっている。

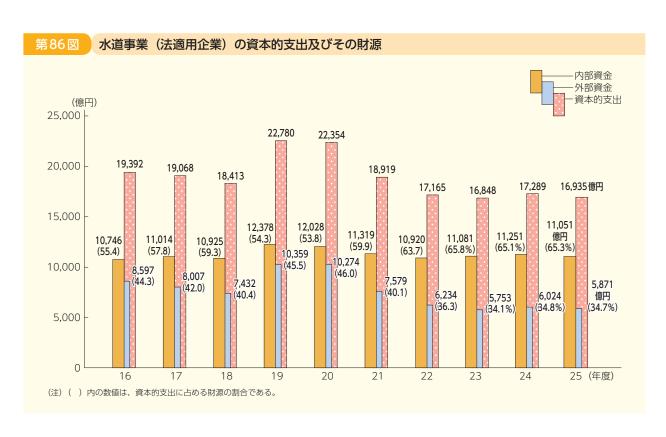
(b) 法非適用企業

簡易水道事業における法非適用企業は735事業で、実質収支をみると、黒字事業が727事業で 54億円の黒字、赤字事業が8事業で2億円の赤字となっており、差引52億円の黒字となっている。

第23表 水道事業(法適用企業)の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	員 益	経常損益		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	
(事業数)	(1,145)	(1,169)	(1,155)	(1,175)	
黒字額	2,630	2,489	2,646	2,519	
(事業数)	(229)	(204)	(219)	(198)	
赤字額	163	174	104	111	
(事業数)収 支	(1,374)	(1,373)	(1,374)	(1,373)	
	2,467	2,316	2,542	2,408	



(イ) 工業用水道事業

事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成25年度決算対象となるものは、154事業(うち 建設中3事業)である。これを経営主体別にみると、都道府県営が40事業、政令指定都市営が9事 業、市営が81事業、町村営が15事業、企業団営が9事業となっている。

施設数は259施設、給水先事業所数は6.033箇所、年間総配水量は44億15百万m3となってい る。また、施設利用率(1日平均配水量を現在配水能力で除したもの。)の平均は55.9%(前年度 55.9%) となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,450億円、総費用は1,176億円となっており、この結果、純損益 は274億円の黒字(前年度223億円の黒字)、総収支比率は123.3%となっている。また、経常収 益は1,413億円、経常費用は1,166億円となっており、この結果、経常損益は247億円の黒字、 経常収支比率は121.2%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・ 赤字額は、第24表のとおりである。

累積欠損金は513億円で、前年度と比べると6.6%減となっている。なお、不良債務を有する事 業はない。

(b) 資本収支

資本的支出は1,183億円で、前年度と比べると13.1%減となっている。これに対する財源は、 外部資金が499億円、内部資金が684億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳を みると、建設改良費は418億円で、前年度と比べると10.0%増、企業債償還金は487億円で、前 年度と比べると4.3%減となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1m3当たりの給水原価は27.16円(資本費13.13円、職員給与費3.22円、その他の経 費 10.80円)となっており、これに対して 1m³当たりの供給単価は 29.71円となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価(15.11円)が給水原価 (12.63円) を2.48円上回っており、補助事業では供給単価(33.43円)が給水原価(30.87円) を2.56円上回っている。

c 経営健全化措置

工業用水道事業の経営健全化措置については、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産 等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健 全化対策を講じたところであり、1団体2施設が取組を行っている(経営健全化団体の指定は平成 18年度をもって終了している。)。

第24表 工業用水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純拍	益	経常損益		
区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	
(事業数)	(132)	(130)	(132)	(131)	
黒 字 額	302	265	278	253	
(事業数)	(19)	(19)	(19)	(18)	
赤字額	27	42	31	35	
(事業数)	(151)	(149)	(151)	(149)	
収 支	274	223	247	219	

(ウ)交通事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する交通事業で、平成25年度決算対象となるものは、91事業である。これを

事業別にみると、バスが30事業、都市高速鉄道が9事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が45事業となっている。

これらによる年間輸送人員は40億9,489万人、1日平均1,122万人(対前年度比2.3%増)である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが255万人(同0.2%増)、都市高速鉄道が836万人(同2.9%増)、路面電車が14万人(同1.4%増)、その他が18万人(同3.6%増)となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、第87図のとおりであり、バスについては20.6%、鉄道については13.4%となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の交通事業の総収益は7,717億円、総費用は6,948億円となっており、この結果、純損益は769億円の黒字(前年度504億円の黒字)、総収支比率は111.1%となっている。また、経常収益は7,609億円、経常費用は6,901億円となっており、この結果、経常損益は708億円の黒字、経常収支比率は110.3%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第25表のとおりである。

累積欠損金は2兆1,151億円で、前年度と比べると1.8%減となっている。また、不良債務は1.231億円で、前年度と比べると9.6%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、経常損益は51億円の黒字となっており、純損益は103億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1,202億円で、前年度と比べると5.7%減となっており、不良債務は98億円で、前年度と比べると31.3%減となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第26表のとおりである。

都市高速鉄道事業においては、経常損益は673億円の黒字となっており、純損益は679億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1兆9,294億円で、前年度と比べると1.7%減となっており、不良債務は730億円で、前年度と比べると9.4%減となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第27表のとおりである。

(ii) 資本収支

資本的支出は4,384億円(うち都市高速鉄道事業3,982億円、バス事業282億円)で、前年度と比べると11.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が2,208億円、内部資金が1,861億円で、財源不足額は316億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,502億円(うち都市高速鉄道事業1,305億円、バス事業94億円)で、前年度と比べると24.3%減、企業債償還金は2,511億円(うち都市高速鉄道事業2,326億円、バス事業169億円)で、前年度と比べると9.2%減となっている。

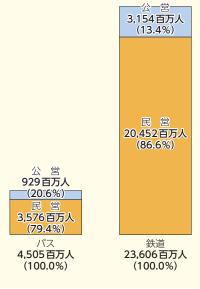
(b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の38事業で、実質収支をみると、黒字事業が34事業で3億円の黒字、赤字事業は4事業で1億円の赤字となっている。

c 地下鉄事業の経営健全化措置

地下鉄事業の経営健全化措置については、不良債務の計画的な解消及びその発生の抑制を図ること等を目的に、資金不足額について一般会計からの繰出し(一般会計出資)分を起債できることとする地下鉄事業経営健全化対策を講じており、平成25年度末現在において1団体が取組を行っている。

第87図 バス、鉄道における公営交通事業の状況(年間輸送人員)



第25表 交通事業(法適用企業)の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	益	経常損益		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	
(事業数)	(36)	(33)	(34)	(29)	
黒 字 額	871	603	794	658	
(事業数)	(17)	(21)	(19)	(25)	
赤字額	103	98	87	129	
(事業数)	(53)	(54)	(53)	(54)	
収支	769	504	708	529	

(注)() 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

第26表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	益	経常損益		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	
(事業数)	(19)	(20)	(17)	(16)	
黒 字 額	117	76	71	63	
(事業数)	(11)	(11)	(13)	(15)	
赤字額	14	15	20	44	
(事業数)	(30)	(31)	(30)	(31)	
収 支	103	61	51	19	

第27表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 排	益	経常損益	
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
(事業数)	(8)	(7)	(8)	(7)
黒 字 額	741	517	713	588
(事業数)	(1)	(2)	(1)	(2)
赤字額	62	53	41	56
(事業数)	(9)	(9)	(9)	(9)
収支	679	465	673	532

(注)() 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

(工)電気事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する電気事業で、平成25年度決算対象となるものは、79事業(うち建設中6事業)であり、法適用企業が28事業、法非適用企業が51事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が27事業、政令指定都市営が4事業、市営が24事業、町村営が20事業、一部事務組合等営が4事業となっている。施設数は421施設で、最大出力の合計は284万2千kW(建設中を含む。)、年間発電電力量は87億64百万kWh、年間売電電力量は82億85百万kWhとなっている。

上記のうち、各発電型式における稼働中の施設数、最大出力、年間発電電力量、年間売電電力量は<mark>第</mark> 28表のとおりである。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の電気事業の総収益は757億円、総費用は638億円となっており、この結果、純損益は119億円の黒字(前年度67億円の黒字)、総収支比率は118.7%となっている。また、経常収益は755億円、経常費用は631億円となっており、この結果、経常損益は124億円の黒字、経常収支比率は119.7%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第29表のとおりである。

累積欠損金は25億円で、前年度と比較すると5.5%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(ii) 資本収支

資本的支出は479億円で、前年度と比べると21.7%増となっている。これに対する財源は、外部資金が215億円、内部資金が252億円で、財源不足額は12億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は267億円で前年度に比べると76.5%増、企業債償還金は115億円で、前年度と比べると4.6%減となっている。

(b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、水力発電事業、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業の51事業(うち建設中5事業)で、実質収支をみると46事業において黒字であり、黒字額は39億円となっている。一方、赤字を生じた事業はない。

第28表 公営電気事業における事業概況

発 電 型 式	施設(稼働中)	最大出力(千kW)	発電電力量(百万kWh)	売電電力量(百万kWh)
水 力	292	2,390	7,745	7,661
ごみ	15	137	666	341
スーパーごみ	3	78	120	79
ごみ固形燃料	1	12	68	43
風力	33	90	138	135
太陽光	35	45	27	27
습 計	379	2,752	8,764	8,285

第29表 電気事業 (法適用企業) の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	員 益	経 常 損 益		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	
(事業数)	(25)	(23)	(26)	(24)	
黒 字 額	121	68	125	65	
(事業数)	(2)	(3)	(1)	(2)	
赤字額	2	2	0	1	
(事業数)収 支	(27) 119	(26) 67	(27) 124	(26) 65	

(オ) ガス事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営するガス事業で、平成25年度決算対象となるものは、28事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が21事業、町村営が6事業となっている。公営ガス事業の供給戸数(契約数)は85万戸(対前年度比1.1%減)で、供給区域内戸数に対する普及率は67.9%となっている。また、販売量は360億15百万MJで、前年度と比べると1.4%減となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で13.4%、供給戸数で2.9%、販売量で2.3%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、供給戸数で10.5%、販売量で8.6%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業の総収益は1,031億円、総費用は1,011億円となっており、この結果、純損益は20億円の黒字(前年度52億円の黒字)、総収支比率は102.0%となっている。また、経常収益は1,030億円、経常費用は1,009億円となっており、この結果、経常損益は20億円の黒字、経常収支比率は102.0%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

累積欠損金は476億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。なお、不良債務を有する事業は1事業で、その額は15億円となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は252億円で、前年度と比べると7.5%減となっている。これに対する財源は、外部 資金が70億円、内部資金が166億円で、財源不足額は16億円となっている。資本的支出の内訳 をみると、建設改良費は111億円で、前年度と比べると19.6%減、企業債償還金は130億円で、前年度と比べると6.9%増となっている。

第30表 ガス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 拍	員 益	経常損益	
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
(事業数)	(23)	(25)	(23)	(24)
黒字額	32	54	31	42
(事業数)	(5)	(4)	(5)	(5)
赤字額	12	1	11	1
(事業数)	(28)	(29)	(28)	(29)
収支	20	52	20	40

(力)病院事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する病院事業(「地方公営企業法」を適用する病院事業)で、平成25年度決算対象となるものは、643事業(うち建設中2事業)であり、これらの事業が有する病院(以下「自治体病院」という。)数は839病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が158病院(37都道府県)、政令指定都市立が36病院(15政令指定都市)、市立が368病院(310市)、町村立が172病院(166町村)及び一部事務組合等立が105病院(76組合)となっている。

一般病院806病院のうち病床数300床以上の病院は、32.1%に当たる259病院となっており、地域における基幹病院、中核病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の37.2%に当たる300病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、自治体病院全体の84.7%に当たる711病院が救急病院として告示を受けており、地域の 救急医療を担っている。

平成25年度末における病床数は19万4千床で、前年度と比べると0.9%減となり、入院、外来延患者数は1億4千万人で、2.0%減となっている。

また、病床利用率は73.4%(前年度73.9%)、外来入院患者比率(年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの)は167.1%(前年度166.9%)となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、第88図のとおりである。

b 経営状況

(a) 損益収支

病院事業の総収益は3兆9,554億円、総費用は3兆9,984億円となっており、この結果、純損益は429億円の赤字(前年度42億円の黒字)、総収支比率は98.9%となっている。また、経常収益は3兆9,198億円、経常費用は3兆9,446億円となっており、この結果、経常損益は248億円の赤字、経常収支比率は99.4%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第31表のとおりである。

累積欠損金は1兆9,704億円で、前年度と比べると0.6%増となっている。また、不良債務は93億円で、前年度と比べると12.1%減となっている。

また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は91.9%(前年度92.7%)となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が92.4%(同93.3%)、結核病院が16.0%(同50.8%)、精神科病院が69.0%(同68.2%)となっている。

平成25年度においては、平成26年度からの地方公営企業の会計基準の見直しを控え、これまで義務付けられてこなかった退職給付引当金を積み増していることや、電気料金等の値上げによる影響、さらには再編や老朽化に伴う病院建設の増加等により、純損益は前年度からやや悪化している。

(b) 資本収支

資本的支出は7,918億円で、前年度と比べると3.1%増となっている。これに対する財源は、外部資金が5,521億円、内部資金が2,277億円で、財源不足額は120億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は4,449億円で、前年度と比べると10.3%増、企業債償還金は3,038億円で、前年度と比べると8.3%減となっている。



第31表 病院事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純担	員 益	経常損益		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	
(事業数)	(305)	(350)	(298)	(338)	
黒 字 額	541	686	571	724	
(事業数)	(336)	(291)	(343)	(303)	
赤字額	970	644	820	603	
(事業数)	(641)	(641)	(641)	(641)	
収 支	△ 429	42	△ 248	121	

(キ)下水道事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成25年度決算対象となるものは、3,640事業(うち建設中18事業)であり、法適用企業が538事業、法非適用企業が3,102事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が81事業、政令指定都市営が50事業、市営が1,898事業、町村営が1,585事業、一部事務組合等営が26事業となっている。

下水道事業の平成25年度末における現在処理区域内人口は1億240万人、現在処理区域面積は493万haとなっている。また、年間総処理水量(雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。)は149億m³で、前年度と比べると1.3%増となっており、年間有収水量は111億m³で、前年度と比べると0.2%増となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は1兆7,623億円で、前年度と比べると3.5%増となっている。その内訳をみると、料金収入が9,400億円(総収益に占める割合53.3%)、他会計繰入金(雨水処理負担金を含む。)が7,268億円(同41.2%)等となっている。一方、総費用は1兆6,795億円で、前年度と比べると2.6%増となっており、うち地方債利息が3,271億円(総費用に占める割合19.5%)となっている。この結果、純損益は829億円の黒字(前年度670億円の黒字)、総収支比率は104.9%となっている。また、経常収益は1兆7,516億円、経常費用は1兆6,663億円となっており、この結果、経常損益は853億円の黒字、経常収支比率は105.1%となっている。純損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第32表のとおりである。累積欠損金は1,970億円で、前年度と比べると0.7%減となっている。また、不良債務は324億円で、52.9%増となっている。

(ii) 資本収支

資本的支出は1兆9,814億円で、前年度と比べると0.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆1,276億円、内部資金が8,410億円で、財源不足額は128億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は8,448億円で、前年度と比べると5.2%増、企業債償還金は1兆1,254億円で、前年度と比べると3.0%減となっている。

(b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業の総収益は1兆3,551億円で、前年度と比べると2.4%減となっている。その内訳をみると、料金収入が5,695億円(総収益に占める割合42.0%)、他会計繰入金(雨水処理負担金を含む。)が5,886億円(同43.4%)等となっている。一方、総費用は9,185億円で、前年度と比べると3.6%減となっており、うち地方債利息が3,036億円(総費用に占める割合22.4%)となっている。

資本的支出は1兆5,991億円で、前年度と比べると2.9%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は7,049億円で、前年度と比べると5.2%減、地方債償還金は8,879億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。

実質収支をみると、黒字事業が3,045事業で730億円の黒字、赤字事業が44事業で154億円の赤字となっており、差引576億円の黒字となっている(第32表)。

(c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は1,770億円、赤字額は365億円となっており、この結果、全体の収支(法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計)は1,405億円の黒字となっている。このように、全体の収支は黒字となっている。

汚水処理原価(汚水処理費を年間有収水量で除したもの)は、153.49円/m³(維持管理費73.22円/m³、資本費80.27円/m³)で、前年度と比べると0.8%減となっており、使用料単価(使用料収入を年間有収水量で除したもの)は、137.16円/m³で、前年度と比べると0.5%増と

なっている。

その結果、経費回収率(使用料単価を汚水処理原価で除したもの)は89.4%となっており、前年度と比べると1.2%増加している。回収率が増加した要因としては、企業債利子の減少や料金収入の増加等があるが、適正な回収率に達していない事業は依然として多いことから、引き続き経営の健全化に向けた取組を進めていく必要がある。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆5,497億円で、前年度と 比べると0.2%増となっている。建設改良費は、平成11年度以来、年々減少しているが、25年度 においては年々増加する更新費用の増加等により微増となっている。

第32表 下水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区	分	平 成	25 年 月	隻 (A)	平 成	24 年 月	隻 (B)	差 引 (A) - (B)				
)J	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計		
(事業	数)	(336)	(3,045)	(3,381)	(312)	(3,071)	(3,383)	(24)	(△ 26)	(△ 2)		
黒 字	額	1,040	730	1,770	855	782	1,636	185	△ 52	134		
(事業	数)	(197)	(44)	(241)	(187)	(41)	(228)	(10)	(3)	(13)		
赤字	額	211	154	365	185	188	373	26	△ 34	△ 7		
(事業	数)	(533)	(3,089)	(3,622)	(499)	(3,112)	(3,611)	(34)	(△ 23)	(11)		
収	支	829	576	1,405	670	594	1,264	159	△ 18	141		

(ク) その他の地方公営企業

a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成25年度決算対象となるものは、港湾整備事業が97事業、市場事業が167事業、と畜場事業が64事業、観光施設事業が328事業、宅地造成事業が450事業、有料道路事業が2事業、駐車場整備事業が231事業、介護サービス事業が583事業及びその他事業が43事業(廃棄物等処理施設、診療所等)となっている。

b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。なお、このうち、観光施設事業については、全体の収支(法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計)が14億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると2.7%減の294億円と改善されているものの、引き続き厳しい状況となっており、経営状況が悪化している事業について、施設そのものの必要性及び公営企業で運営することの適否について十分検討する必要がある。また、宅地造成事業については、全体の収支は189億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると15.6%減の1,670億円と改善されているものの、販売用土地の時価評価額が当該土地の地方債残高を下回っている事業が全体の5割以上を占めているなど、厳しい経営状況にある事業が多く、対応を先延ばしにすることなく、早期かつ計画的に経営の健全化を図る必要がある。

第33表 その他の地方公営企業の経営状況

(単位 事業、億円)

											学来、 尽门/
区		分	港 整 備	市場	と畜場	観 光 施 設	宅 地造 成	有 料 道 路	駐車場整 備	介 護サービス	その他
		(事業数)	(8)	(10)	(1)	(22)	(30)	(-)	(8)	(23)	(31)
	純純	黒 字 額	44	7	0.8	10	365	_	3	3	16
	損	(事業数) (-) (4) (-)		(-)	(26)	(17)	(-)	(-)	(22)	(11)	
法		赤字額	_	15	_	11	300	_	_	4	10
適	益	(事業数)	(8)	(14)	(1)	(48)	(47)	(-)	(8)	(45)	(42)
		収 支	44	△8	0.8	△1	66	_	3	△1	6
用		(事業数)	(8)	(10)	(1)	(22)	(27)	(-)	(8)	(24)	(30)
企	経	黒 字 額	38	9	0.9	7	372	_	3	4	20
業	常	(事業数)	(-)	(4)	(-)	(26)	(20)	(-)	(-)	(21)	(12)
	損	赤字額	_	15	_	12	298	_	_	3	3
	益	(事業数)	(8)	(14)	(1)	(48)	(47)	(-)	(8)	(45)	(42)
		収 支	38	△6	0.9	△5	74	_	3	1	17
		(事業数)	(84)	(150)	(62)	(264)	(349)	(2)	(206)	(521)	(-)
法	実	黒字額	86	25	5	38	295	0.4	29	51	_
非適	質	(事業数)	(5)	(2)	(1)	(15)	(19)	(-)	(15)	(16)	(-)
用企	収	赤字額	12	1	0	22	173	_	66	2	_
業	支	(事業数)	(89)	(152)	(63)	(279)	(368)	(2)	(221)	(537)	(-)
		収 支	74	24	5	15	123	0.4	△37	49	_

(2) 国民健康保険事業[資料編:第120表]

平成25年度末において国民健康保険事業会計を有する市町村は、前年度末と同じ1,746団体(20政 令指定都市、42中核市、40特例市、688都市、929町村、4一部事務組合等、23特別区)となってい る。また、直営診療所を設置している団体は366団体(2政令指定都市、8中核市、11特例市、153都 市、190町村、2一部事務組合)で、前年度末と比べると4団体減少している。

被保険者数は3.398万人であり、加入世帯数は2.010万世帯となっている。これらを前年度末と比べ ると、被保険者数は68万人減、加入世帯数は15万世帯減となっている。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は169万人で、前年度末と比べると24万人減少 (12.4%減) している。

ア事業勘定

(ア)歳入

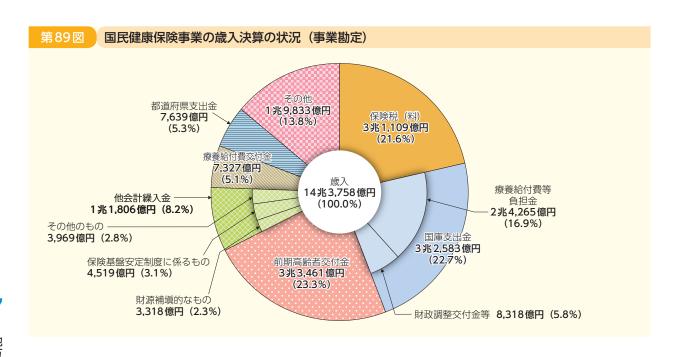
事業勘定の歳入決算額は14兆3,758億円で、前年度と比べると1,902億円増加(1.3%増)している。 歳入の内訳をみると、第89図のとおりであり、国民健康保険税(料)及び国庫支出金の合計で歳入総 額の44.3%を占め、前年度(44.4%)と比べると0.1ポイント低下となっている。

それぞれの決算額をみると、国民健康保険税(料)は3兆1,109億円で、前年度と比べると443億円 増加(1.4%増)、国庫支出金は3兆2,583億円で、前年度と比べると231億円増加(0.7%増)してい る。国庫支出金の主な内訳としては、療養給付費等負担金が2兆4,265億円、財政調整交付金等が8,318 億円で、前年度と比べるとそれぞれ 222 億円増加(0.9%増)、9億円増加(0.1%増)している。

また、都道府県支出金は7.639億円で、前年度と比べると79億円増加(1.0%増)している。

さらに、他会計繰入金は1兆1,806億円で、前年度と比べると7億円減少(0.1%減)している。この内訳をみると、財源補塡的な繰入金が3,318億円(対前年度比3.0%増)、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,519億円(同0.3%増)等となっている。

なお、前期高齢者交付金は、3兆3,461億円で、前年度と比べると1,281億円増加(4.0%増)している。



(イ)歳出

歳出決算額は14兆1,090億円で、前年度と比べると1,878億円増加(1.3%増)している。

歳出の内訳をみると、**第90図**のとおりであり、保険給付費は9兆3,025億円で、前年度と比べると865億円増加(0.9%増)している。

保険給付費の主な内訳をみると、療養諸費等が9兆1,207億円で、前年度と比べると903億円増加(1.0%増)、その他の給付費が1,566億円で、前年度と比べると30億円減少(1.9%減)している。

また、後期高齢者支援金等は1兆8,182億円で、前年度と比べると740億円増加(4.2%増)している。

第90図 国民健康保険事業の歳出決算の状況(事業勘定) 保健事業費 1,030億円 (0.7%)-その他 3,545 億円 (2.6%) 総務費 2,092億円 (1.5%) 介護給付費納付金 7,790億円 (5.5%) 共同事業拠出: 保 1兆5,426億円 (10.9%)険 歳出 後期高齢者 14兆1.090億円 給 支援金等 (100.0%)1兆8,182億円 (12.9%)費 療養諸費等 診療報酬審査 9兆1,207億円 支払手数料 (64.6%)251 億円 (0.2%)9兆3,025億円 その他の給付費 (65.9%)1,566億円 (1.1%)

(ウ) 収支

実質収支は 2,645 億円の黒字(前年度 2,637 億円の黒字)であり、昭和 40 年度以降黒字基調が続いている。

しかし、実質収支から財源補塡的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、1,665億円の赤字(前年度1,573億円の赤字)となっており、20年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、政令指定都市が1,035億円の赤字(前年度1,156億円の赤字)、中核市が193億円の赤字(同157億円の赤字)、特例市が245億円の赤字(同226億円の赤字)、都市が486億円の赤字(同395億円の赤字)となる一方、町村が131億円の黒字(同164億円の黒字)、一部事務組合等が9億円の黒字(同7億円の黒字)、特別区が154億円の黒字(同190億円の黒字)となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると24団体減少の1,039団体で、その黒字額は24億円減少の1,811億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると24団体増加の707団体で、その赤字額は68億円増加の3,476億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、政令指定都市が85.0%、中核市が59.5%、特例市が70.0%、都市が44.9%、町村が35.1%、特別区が8.7%となっており、特に政令指定都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

1 直診勘定

直診勘定の歳入決算額は632億円で、前年度と比べると4億円減少(0.7%減)している。

このうち、診療収入は388億円で、前年度と比べると10億円減少(2.4%減)しており、歳入総額に占める割合は61.3%(前年度62.4%)となっている。一方、他会計繰入金は148億円で、前年度と比べると8億円増加(5.4%増)しており、歳入総額に占める割合は23.4%(前年度22.1%)となっている。直診勘定の歳出決算額は609億円で、前年度と比べると5億円減少(0.9%減)している。

このうち、総務費は351億円で、前年度と比べると7億円増加(2.1%増)している。また、医業費は199億円で、前年度と比べると6億円減少(3.0%減)しており、歳出総額に占める割合は32.6%(前年度33.4%)となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は51.2%で、前年度と比べて0.4ポイ

ント低下している。

実質収支は23億円の黒字(前年度22億円の黒字)となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、122億円の赤字(同116億円の赤字)となっている。

(3) 後期高齢者医療事業[資料編:第121表]

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う市町村(1,740団体(20政令指定都市、42中核市、40特例市、688都市、926町村、1広域連合、23特別区)) 及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合(47団体)に特別会計が設けられている。

ア 市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は1兆4,143億円で、前年度と比べると349億円増加(2.5%増)している。このうち、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料は1兆213億円で、前年度と比べると242億円増加(2.4%増)しており、歳入総額に占める割合は72.2%(前年度72.3%)となっている。

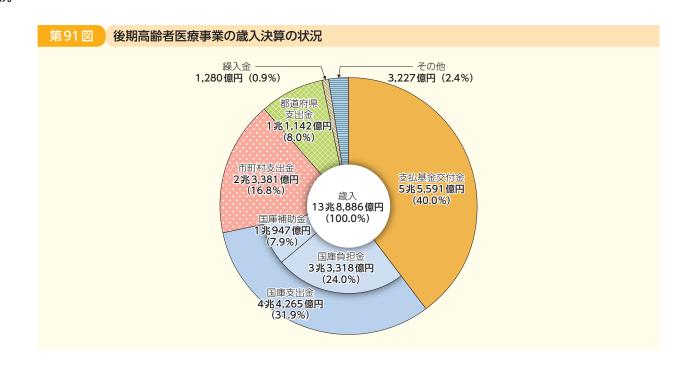
歳出決算額は1兆3,898億円で、前年度と比べると374億円増加(2.8%増)している。このうち、後期高齢者医療広域連合への納付金が、1兆3,153億円で、前年度と比べると389億円増加(3.0%増)しており、歳出総額に占める割合は94.6%(前年度94.4%)となっている。

4 後期高齢者医療広域連合

(ア)歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は13兆8,886億円で、前年度と比べると6,688億円増加(5.1%増)している。

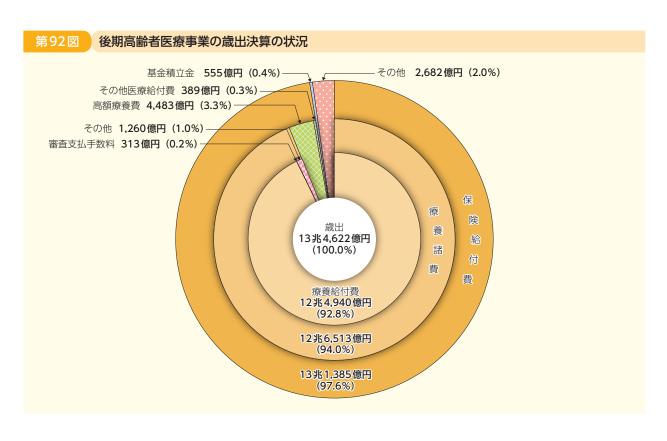
歳入の内訳をみると、**第91**図のとおりであり、支払基金交付金が5兆5,591億円(歳入に占める割合40.0%)、国庫支出金が4兆4,265億円(同31.9%)、市町村支出金が2兆3,381億円(同16.8%)、都道府県支出金が1兆1,142億円(同8.0%)で、それぞれ前年度と比べると支払基金交付金が1,913億円増加(3.6%増)、国庫支出金が2,374億円増加(5.7%増)、市町村支出金が677億円増加(3.0%増)、都道府県支出金が314億円増加(2.9%増)している。



(イ) 歳出

後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は13兆4,622億円で、前年度と比べると5,400億円増加(4.2%増)している。

歳出の内訳をみると、**第92図**のとおりであり、保険給付費は13兆1,385億円で、前年度と比べると4.517億円増加(3.6%増)しており、歳出総額の97.6%(前年度98.2%)を占めている。



(ウ) 収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は4,263億円(前年度2,976億円の黒字)となっている。

(4) 介護保険事業[資料編:第122表]

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者(65歳以上の者)からの保険料や、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成25年度末の介護保険事業の保険者は、1,580団体(20政令指定都市、42中核市、39特例市、634都市、783町村、39一部事務組合等、23特別区)で、前年度と比べると2団体減少している。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は736団体(9政令指定都市、14中核市、17特例市、308都市、366町村、9一部事務組合等、13特別区)で、前年度と比べると19団体減少している。

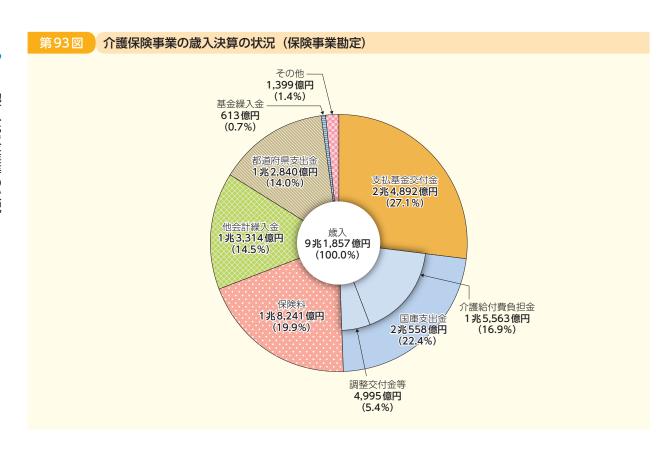
ア 保険事業勘定

(ア)歳入

保険事業勘定の歳入決算額は9兆1,857億円で、前年度と比べると3,755億円増加(4.3%増)している。

歳入の内訳をみると、第93図のとおりであり、第1号被保険者が支払う保険料が1兆8,241億円(歳入総額に占める割合19.9%)、介護給付費負担金(介護給付及び予防給付に要する費用の額(以下「介護・予防給付額」という。)の100分の20(施設等給付費にあたっては100分の15)に相当する額)、調整交付金(介護・予防給付額の100分の5に相当する額)等の国庫支出金が2兆558億円(同22.4%)、支払基金交付金(第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金)が2兆4,892億円(同27.1%)、都道府県の法定負担(介護・予防給付額の100分の12.5(施設等給付費にあたっては100分の17.5)に相当する額)を含む都道府県支出金が1兆2,840億円(同14.0%)、市町村の法定負担分(介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額)を含む他会計繰入金が1兆3,314億円(同14.5%)、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金が613億円(同0.7%)等となっている。

また、それぞれ前年度と比べると保険料が744億円増加(4.3%増)、国庫支出金が1,099億円増加(5.6%増)、支払基金交付金が952億円増加(4.0%増)、都道府県支出金が12億円増加(0.1%増)、他会計繰入金が468億円増加(3.6%増)、基金繰入金が150億円増加(32.4%増)している。



(イ) 歳出

保険事業勘定の歳出決算額は9兆117億円で、前年度と比べると3,353億円増加(3.9%増)している。 歳出の内訳をみると、**第94**図のとおりであり、保険給付費は8兆4,979億円で、前年度と比べると 3,584億円増加(4.4%増)しており、歳出総額の94.3%(前年度93.8%)を占めている。

第94図 介護保険事業の歳出決算の状況(保険事業勘定) 基金積立金 583億円 その他 (0.6%)2,329億円 総務費 (2.6%)2,226億円 (2.5%)審查支払手数料 91億円 (0.1%)その他の給付費 494億円 保 (0.5%)険 歳出 9兆117億円 給 (100.0%)45 費 介護諸費等 8兆4,394億円 (93.7%)8兆4,979億円 (94.3%)

(ウ) 収支

実質収支は1,722億円の黒字(前年度1,328億円の黒字)となっており、実質収支から財源補塡的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、1,703億円の黒字(同798億円の黒字)となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると304団体増加の1,555 団体で、全団体に占める割合は98.4%(前年度79.1%)となっており、その黒字額は838億円増加の1,726億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると306団体減少の25団体で、全団体に占める割合は1.6%(前年度20.9%)となっており、その赤字額は67億円減少の23億円となっている。

介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は295億円で、前年度と比べると8億円減少(2.7%減)している。 このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は113億円(前年度比7.1%減)で、歳入総額 に占める割合は38.2%(前年度40.0%)となっている。

普通会計等からの繰入金は151億円で、前年度と比べると6億円減少(4.0%減)しており、歳入総額に占める割合は51.0%(前年度51.7%)となっており、このうち、普通会計からのものが137億円で前年度と比べると6億円減少(4.1%減)している。

歳出決算額は280億円で、前年度と比べると8億円減少(2.6%減)している。このうち、サービス事業費が97億円で、前年度と比べると7億円減少(6.9%減)しており、歳出総額に占める割合は34.8%(前年度36.4%)となっている。

また、公債費の元利償還金は、90億円で、前年度と比べると6億円減少(6.1%減)しており、歳出総額に占める割合は32.1%(前年度33.3%)となっている。

なお、実質収支は14億円の黒字(前年度15億円の黒字)となっており、再差引収支は132億円の赤字(同137億円の赤字)となっている。

(5) その他の事業

☑ 収益事業[資料編:第123表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ289団体で、前年度と比べると1団体減少している。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が105団体と最も多く、以下、自転車競走事業60団体、競馬事業50団体、小型自動車競走事業7団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ67団体、市町村においては延べ222団体が収益事業を実施している。

(ア) 経営状況

収益事業の決算額は、歳入3兆625億円、歳出3兆380億円で、前年度と比べると歳入は292億円増加(1.0%増)、歳出は199億円増加(0.7%増)している。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額)は4,135億円の黒字(前年度3,881億円の黒字)となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が6億円(前年度5億円)、自転車競走事業が40億円(同36億円)、小型自動車競走事業が4億円(同6億円)、モーターボート競走事業が123億円(同83億円)、宝くじ事業が3,971億円(同3,900億円)となっている。

(イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,146億円で、前年度と比べると116億円増加(2.9%増)している。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が1,103億円で最も大きな割合(収益金繰入額に占める割合26.6%)を占め、次いで、民生費の907億円(同21.9%)となっており、これらの費目で繰入総額の48.5%を占めている。このほか、教育費が615億円(同14.8%)、衛生費が194億円(同4.7%)、商工費が139億円(同3.4%)等となっている。

4 共済事業

(ア) 農業共済事業 [資料編:第125表]

農業共済事業を実施した市町村の数は前年度と同じ56団体となっている。

農業共済事業会計の決算額は歳入129億円、歳出124億円で、前年度と比べると歳入は6億円減少(4.5%減)、歳出は5億円減少(3.6%減)している。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を 控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は、32億円の赤字(前年度35億円の赤字)となっている。

(イ)交通災害共済事業[資料編:第126表]

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は75団体(37市町村、38一部事務組合等)で、前年度と比べると4団体減少している。

また、加入者は平成25年度末で839万人(前年度末865万人)となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入64億円、歳出53億円で、前年度と比べると歳入は減少(6.1%減)、歳出は減少(6.6%減)している。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は12億円の黒字(前年度14億円の黒字)となっている。

ウ 公立大学附属病院事業[資料編:第124表]

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は1団体である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益19億円、総費用19億円となり、前年

度と比べると総収益は1億円増加(3.7%増)し、総費用は0億円増加(1.2%増)となっている。 また、資本的収支では資本的収入3億円、資本的支出3億円となり、前年度と比べると、資本的収入は

0億円減少(4.5%減)し、資本的支出は0億円減少(5.3%減)となっている。

実質収支は1億円の黒字(前年度1億円の黒字)となっている。

(6) 第三セクター等

第三セクター等の状況については、平成26年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(平成26年 3月31日現在)によると次のとおりである。

ア 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次の法人をいう。

- (ア) 第三セクター
 - a 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)等の規定に基づいて 設立されている社団法人、財団法人及び特例民法法人(以下「社団法人・財団法人」という。) のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
 - b 「会社法」(平成17年法律第86号)の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合 資会社、合同会社及び特例有限会社(以下「会社法法人」という。)のうち、地方公共団体が出 資を行っている法人
- (イ) 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社(以下「地方三公社」という。)
- (ウ) 地方独立行政法人

第三セクター等の数

第三セクター等の数は第34表のとおりであり、法人数の総計は7,745法人で、前年度末(8,056法人) に比べ311法人減少している。

第34表 第三セクター等の数

(単位 法人)

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合 計	(構成比)	(参考) 平成25年度調査
第 三 セ ク タ ー 計	1,853	533	4,344	6,730	(86.9%)	6,971
社団法人・財団法人	1,291	287	1,650	3,228	(41.7%)	3,456
公益社団・財団法人	939	208	856	2,003	(25.9%)	1,344
社 団 法 人	116	4	32	152	(2.0%)	88
財 団 法 人	823	204	824	1,851	(23.9%)	1,256
一般社団・財団法人	275	66	682	1,023	(13.2%)	453
社 団 法 人	74	3	99	176	(2.3%)	79
財 団 法 人	201	63	583	847	(10.9%)	374
特例民法法人	77	13	112	202	(2.6%)	1,659
旧社団法人	10	0	14	24	(0.3%)	206
旧財団法人	67	13	98	178	(2.3%)	1,453
会 社 法 法 人	562	246	2,694	3,502	(45.2%)	3,515
株式会社	562	244	2,438	3,244	(41.9%)	3,252
その他会社法法人	0	2	256	258	(3.3%)	263
地 方 三 公 社	106	27	771	904	(11.7%)	981
地方住宅供給公社	37	10	0	47	(0.6%)	49
地 方 道 路 公 社	32	3	0	35	(0.5%)	36
土地開発公社	37	14	771	822	(10.6%)	896
地方独立行政法人	69	13	29	111	(1.4%)	104
総計	2,028	573	5,144	7,745	(100.0%)	8,056

ウ 第三セクター等の経常損益の状況

第三セクター等のうち、(1) 地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法 法人(2)出資割合が25%未満であるものの財政的支援(注1)を受けている社団法人・財団法人及び会 社法法人(3)地方三公社(4)地方独立行政法人の6,512法人から37法人(注2)を除いた6,475法人 (以下「経営状況等調査対象法人」という。)の経常損益の状況については第35表のとおりであり、3,912 法人(60.4%)が黒字、2,563法人(39.6%)が赤字となっている。

- (注1) ここで「財政的支援」とは、補助金、貸付金及び損失補償のことをいう。
- (注2) 第三セクター等のうち、清算手続中、休眠中、設立後間もない等の理由により財務諸表(損益計算書、収支計算 書)が作成されていない法人。

第35表 第三セクター等の経常損益の状況

(単位 法人、百万円)

					(単位	法人、日力円)
区 分	平成	26 年 度	調査	平成	25 年 度	調査
	法人数	構成比	金 額	法人数	構成比	金 額
第三セクター計	5,465		155,904	5,705		127,621
(黒字法人)	3,320	60.8%	210,508	3,429	60.1%	190,924
(赤字法人)	2,145	39.2%	△ 54,604	2,276	39.9%	△ 63,303
社団法人・財団法人	3,009		30,025	3,227		19,630
(当期正味財産増加法人)	1,610	53.5%	60,501	1,691	52.4%	54,670
(当期正味財産減少法人)	1,399	46.5%	△ 30,476	1,536	47.6%	△ 35,040
会 社 法 法 人	2,456		125,879	2,478		107,992
(経常黒字法人)	1,710	69.6%	150,006	1,738	70.1%	136,254
(経常赤字法人)	746	30.4%	△ 24,128	740	29.9%	△ 28,262
地 方 三 公 社	899		△ 2,466	978		41,357
(経常黒字法人)	500	55.6%	42,991	543	55.5%	52,544
(経常赤字法人)	399	44.4%	△ 45,457	435	44.5%	△ 11,187
地方住宅供給公社	44		24,259	47		21,837
(経常黒字法人)	31	70.5%	25,390	31	66.0%	26,382
(経常赤字法人)	13	29.5%	△ 1,131	16	34.0%	△ 4,544
地 方 道 路 公 社	35		△ 24,970	36		8,916
(経常黒字法人)	31	88.6%	6,062	33	91.7%	9,217
(経常赤字法人)	4	11.4%	△ 31,033	3	8.3%	△ 301
土地開発公社	820		△ 1,755	895		10,605
(経常黒字法人)	438	53.4%	11,538	479	53.5%	16,946
(経常赤字法人)	382	46.6%	△ 13,294	416	46.5%	△ 6,341
地方独立行政法人	111		27,345	104		37,507
(経常黒字法人)	92	82.9%	29,359	96	92.3%	38,537
(経常赤字法人)	19	17.1%	△ 2,014	8	7.7%	△ 1,030
総計	6,475		180,783	6,787		206,485
(黒字法人)	3,912	60.4%	282,857	4,068	59.9%	282,005
(赤字法人)	2,563	39.6%	△ 102,075	2,719	40.1%	△ 75,520

■ 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

経営状況等調査対象法人の純資産又は正味財産の状況は、第36表のとおりである。

負債が資産を上回っている法人は284法人(4.4%)であり、当該法人の負債が資産を上回っている額 の合計は2,135億円となっている。

第36表 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

(単位 法人、百万円)

			資産が負	債を上回っ	ている法人	負債が資	産を上回っ	ている法人
区	分	全体法人数 (a)	法人数 (b)	構成比 (b/a)	純資産額 又は 正味財産額	· 法人数 (c)	構成比 (c/a)	純資産額 又は 正味財産額
第三セクター計・	(H26調査)	5,465	5,232	95.7%	4,918,178	233	4.3%	△136,238
	(H25調査)	5,705	5,456	95.6%	4,867,155	249	4.4%	△180,715
社団法人・財団法人	∫(H26調査)	3,009	2,979	99.0%	2,395,872	30	1.0%	△ 15,070
	(H25調査)	3,227	3,181	98.6%	2,441,294	46	1.4%	△ 49,857
会社法法人	(H26調査)	2,456	2,253	91.7%	2,522,306	203	8.3%	△121,168
	(H25調査)	2,478	2,275	91.8%	2,425,860	203	8.2%	△ 130,858
 地 方 三 公 社・	(H26調査)	899	850	94.5%	2,294,649	49	5.5%	△ 77,061
	(H25調査)	978	913	93.4%	2,169,058	65	6.6%	△ 90,247
地方住宅供給公社 ·	(H26調査)	44	38	86.4%	643,605	6	13.6%	△ 16,698
地力住七供和五位、	(H25調査)	47	41	87.2%	624,624	6	12.8%	△ 17,131
地方道路公社	(H26調査)	35	32	91.4%	1,160,358	3	8.6%	△ 6,531
地力更断五位。	(H25調査)	36	34	94.4%	1,168,705	2	5.6%	△ 789
土地開発公社・	(H26調査)	820	780	95.1%	490,686	40	4.9%	△ 53,831
工地用光厶紅、	(H25調査)	895	838	93.6%	375,728	57	6.4%	△ 72,327
地方独立行政法士	(H26調査)	111	109	98.2%	1,339,097	2	1.8%	△ 175
地方独立行政法人	(H25調査)	104	103	99.0%	1,276,021	1	1.0%	△ 297
総計・	(H26調査)	6,475	6,191	95.6%	8,551,924	284	4.4%	△213,473
क्रिकें 🔚 '	(H25調査)	6,787	6,472	95.4%	8,312,233	315	4.6%	△ 271,259

オ 地方公共団体からの補助金交付額の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの補助金交付額の状況は、第37表のとおりである。 地方公共団体から補助金を交付されている法人は、2,805法人(43.3%)であり、交付総額は5,249 億円となっている。

第37表 地方公共団体からの補助金交付額の状況

(単位 法人、百万円)

		平 成 26 年 度 調 査								平 成 25 年 度 調 査						
区分	全体法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益へ計上している額	法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益へ計上している額		
第三セクター	5,465	2,484	2,288	45.5%	41.9%	251,506	214,200	5,705	2,598	2,412	45.5%	42.3%	248,267	214,803		
社団法人・財団法人	3,009	1,894	1,879	62.9%	62.4%	210,257	200,778	3,227	2,039	2,022	63.2%	62.7%	212,389	204,211		
会社法法人	2,456	590	409	24.0%	16.7%	41,250	13,422	2,478	559	390	22.6%	15.7%	35,878	10,592		
地方三公社	899	213	209	23.7%	23.2%	17,328	15,140	978	232	228	23.7%	23.3%	51,965	49,511		
地方住宅供給公社	44	23	23	52.3%	52.3%	4,763	4,763	47	26	25	55.3%	53.2%	10,076	9,836		
地方道路公社	35	12	12	34.3%	34.3%	3,991	3,991	36	15	15	41.7%	41.7%	23,897	23,897		
土地開発公社	820	178	174	21.7%	21.2%	8,573	6,385	895	191	188	21.3%	21.0%	17,992	15,779		
地方独立行政法人	. 111	108	108	97.3%	97.3%	256,015	251,027	104	101	101	97.1%	97.1%	244,985	241,978		
総計	6,475	2,805	2,605	43.3%	40.2%	524,850	480,366	6,787	2,931	2,741	43.2%	40.4%	545,216	506,292		

カ 地方公共団体からの借入残高の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの借入残高の状況は、第38表のとおりである。

地方公共団体からの借入残高を有する法人は835法人(12.9%)であり、借入残高は4兆7,357億円となっている。

第38表 地方公共団体からの借入残高の状況

(単位 法人、百万円)

	平	成 26	年 度 調	查	平 成 25 年 度 調 査					
区分	^ 4-	地方公共	共団体からの	借入状況	A 44-	地方公共団体からの借入				
	全 体 法 人 数	借入法	,	残 高	全 体 法 人 数	借入法	,	残高		
		人 数	構成比			人 数	構成比			
第三セクター	5,465	523	9.6%	2,836,446	5,705	531	9.3%	3,033,279		
社団法人・財団法人	3,009	240	8.0%	1,822,068	3,227	255	7.9%	2,019,132		
会 社 法 法 人	2,456	283	11.5%	1,014,378	2,478	276	11.1%	1,014,147		
地 方 三 公 社	899	266	29.6%	1,408,136	978	304	31.1%	1,519,253		
地方住宅供給公社	44	20	45.5%	684,232	47	22	46.8%	701,861		
地方道路公社	35	19	54.3%	451,250	36	20	55.6%	483,806		
土地開発公社	820	227	27.7%	272,654	895	262	29.3%	333,585		
地方独立行政法人	111	46	41.4%	491,095	104	44	42.3%	443,794		
総計	6,475	835	12.9%	4,735,678	6,787	879	13.0%	4,996,326		

計 損失補償・債務保証の状況

経営状況等調査対象法人の損失補償・債務保証の状況は、第39表のとおりである。

地方公共団体以外からの借入残高を有する法人は1,770法人であり、借入残高は6兆6,554億円となっている。また、地方公共団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高を有する法人は735法人(41.5%)であり、債務残高は4兆784億円となっている。

第39表 損失補償・債務保証の状況

(単位 法人、百万円)

	平 成 26 年 度 調 査							平 成 25 年 度 調 査						
区分		地方公共団体以外 からの借入金 損失補償・債務保証						共団体以外 分借入金	損失補償・債務保証					
E J	全体 法人数	法人数 (a)	残高	法人数 (b)	構成比 (b/a)	残高	全体 法人数	法人数 (c)	残高	法人数 (d)	構成比 (d/c)	残高		
第三セクター	5,465	1,285	3,036,876	296	23.0%	1,073,689	5,705	1,338	3,224,461	336	25.1%	1,251,572		
社団法人・財団法人	3,009	379	1,071,915	161	42.5%	809,466	3,227	413	1,217,542	191	46.2%	967,255		
会社法法人	2,456	906	1,964,961	135	14.9%	264,224	2,478	925	2,006,920	145	15.7%	284,317		
地 方 三 公 社	899	484	3,617,862	439	90.7%	3,004,680	978	578	4,319,430	546	94.5%	3,711,879		
地方住宅供給公社	44	29	773,856	12	41.4%	256,470	47	30	786,801	12	40.0%	272,753		
地方道路公社	35	31	1,761,821	31	100.0%	1,759,253	36	33	1,868,954	33	100.0%	1,870,536		
土地開発公社	820	424	1,082,186	396	93.4%	988,957	895	515	1,663,675	501	97.3%	1,568,590		
地方独立行政法人	111	1	700	0	0.0%	0	104	0	0	0	0.0%	0		
総計	6,475	1,770	6,655,438	735	41.5%	4,078,369	6,787	1,916	7,543,891	882	46.0%	4,963,452		

8

8 東日本大震災の影響

(1) 普通会計

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者19,074人、行方不明者2,633人(平成26年9月10日、総務省消防庁発表)、被害総額(推計)約16兆9千億円(平成23年6月24日、内閣府(防災担当)発表)にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

政府は、東日本大震災発生直後から、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、平成25年度においても前年度に引き続き、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業に係る経費が支出されるとともに、被災地以外の地方公共団体において被災地の地方公共団体への支援事業や東日本大震災からの復興の基本理念に基づき全国的に緊急に実施する全国防災事業等に係る経費が支出されるなど多額の東日本大震災関連経費が支出されたところであり、その状況は次のとおりである。

ア 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況 [資料編:第136表~第138表]

(ア) 歳入

東日本大震災分の歳入は4兆8,709億円で、国庫支出金、一般財源の減少等により、前年度と比べると18.9%減となっている。これを団体種類別に見ると、都道府県においては、国庫支出金、一般財源の減少等により前年度と比べると13.0%減となっており、市町村においては、国庫支出金、地方債の減少等により前年度と比べると21.2%減となっている。

歳入の構成比は、国庫支出金が39.7% (前年度47.2%)、繰入金が22.1% (同16.5%)、一般財源が12.8% (同15.4%)、地方債が8.4% (同10.0%) などとなっている。

国庫支出金は1兆9,332億円で、東日本大震災復興交付金の減少等により、前年度と比べると31.9%減となっている。

繰入金は1兆777億円で、東日本大震災復興関連基金からの取崩し額の増加等により、前年度と比べると8.8%増となっている。

一般財源は6,231億円で、震災復興特別交付税の減少等により、前年度と比べると32.7%減となっている。

地方債は4,099億円で、旧緊急防災・減災事業債の減少等により、前年度と比べると31.6%減となっている。

(イ)歳出

東日本大震災分の歳出は、4兆2,455億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると20.2%減となっている。これを団体種類別に見ると、都道府県においては2兆5,984億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると12.8%減となっており、市町村においては2兆3,467億円で、普通建設事業費等が増加したものの、積立金の減少等により、前年度と比べると22.9%減となっている。

a 目的別歳出

目的別歳出の構成比は、民生費が23.9%(前年度13.4%)、土木費15.7%(同9.3%)、総務費が14.8%(同32.1%)、災害復旧費が13.9%(同11.4%)、商工費が10.3%(同9.1%)、教育費が10.0%(同9.9%)などとなっている。

民生費は1兆160億円で、除染対策事業関係費の増加等により、前年度と比べると43.0%増となっている。

土木費は6,655億円で、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により、前年度と比べると34.0%増となっている。

総務費は6,295億円で、東日本大震災復興関連基金への積立の減少等により、前年度と比べると

63.1%減となっている。

商工費は4.386億円で、貸付金の減少等により、前年度と比べると9.8%減となっている。

教育費は4,226億円で、学校施設耐震化事業関係費の減少等により、前年度と比べると19.9%減となっている。

b 性質別歳出

性質別歳出の構成比は、普通建設事業費が31.5%(前年度23.9%)、積立金が22.4%(同37.0%)、物件費が17.7%(同13.2%)、災害復旧事業費が13.9%(同11.4%)などとなっている。普通建設事業費は1兆3,388億円で、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により、前年度と比べると5.2%増となっている。

積立金は9,525億円で、東日本大震災復興関連基金への積立の減少等により、前年度と比べると 51.6%減となっている。

物件費は7,521億円で、除染事業関係費や災害廃棄物処理事業関係費の増加等により、前年度と 比べると7.0%増となっている。

災害復旧事業費は 5,890 億円で、単独事業費の減少等により、前年度と比べると 3.1%減となって いる。

√ 特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編:第139表]

(ア)特定被災県

a 歳入

特定被災県(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。))第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県をいう。)である9県の歳入総額は11兆698億円で、前年度と比べると3.0%減(全国では1.2%増)となっている。

このうち、通常収支分は8兆3,130億円で、前年度と比べると0.8%減(全国では2.3%増)、東日本大震災分は2兆7,567億円で、前年度と比べると9.0%減(同13.0%減)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が3.2%増(全国では4.3%増)、地方交付税が12.6%減(同5.0%減)、国庫支出金が0.5%減(同11.5%増)などとなっている。

b 歳出

特定被災県の歳出総額は10兆5,044億円で、前年度と比べると2.5%減(全国では1.2%増)となっている。

このうち、通常収支分は8兆1,192億円で、前年度と比べると0.8%減(全国では2.0%増)、東日本大震災分は2兆3,852億円で、前年度と比べると8.0%減(同12.8%減)となっている。

なお、特定被災県の東日本大震災分の歳出は、全国のそれの92%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が積立金の減少等により25.0%減(全国では11.5%増)、民生費が積立金の増加等により25.4%増(同3.0%増)、衛生費が積立金の減少等により33.6%減(同9.5%減)、災害復旧費が3.2%増(同3.6%減)などとなっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が企業立地支援事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により12.5%増(全国では10.6%増)、災害復旧事業費が3.1%増(同3.7%減)、補助費等が東日本大震災復興基金交付金の減少等により0.9%減(同1.7%増)、積立金が6.7%減(22.9%増)などとなっている。

c 決算収支

特定被災県の実質収支は1,042億円の黒字で、前年度と比べると11億円減少(全国では648億円増加)している。

d 地方債現在高等の状況

特定被災県の地方債現在高は16兆4,054億円で、前年度末と比べると1.5%増(全国では1.0%増)となっている。債務負担行為額は1兆4,629億円で、前年度末と比べると10.5%増(同2.3%

増)となっている。積立金現在高は2兆4,442億円で、前年度末と比べると5.4%増(同5.7%増) となっている。

(イ) 特定被災市町村等

a 歳入

特定被災市町村等(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。)である227市町村の歳入総額は8兆1,525億円で、前年度と比べると4.2%減(全国では1.6%増)となっている。

このうち、通常収支分は5兆9,875億円で、前年度と比べると1.9%増(全国では3.0%増)、東日本大震災分は2兆1,650億円で、前年度と比べると17.9%減(同21,2%減)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が1.9%増(全国では1.2%増)、地方交付税が7.4%減(同2.5%減)、国庫支出金が25.6%減(同2.6%増)などとなっている。

b 歳出

特定被災市町村等の歳出総額は7兆6,212億円で、前年度と比べると5.1%減(全国では1.3%増) となっている。

このうち、通常収支分は5兆6,888億円で、前年度と比べると1.2%増(全国では2.7%増)、東日本大震災分は1兆9,324億円で、前年度と比べると19.9%減(同22.9%減)となっている。

なお、特定被災市町村等の東日本大震災分の歳出は、全国のそれの82%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が積立金の減少等により37.3%減(全国では4.5%減)、民生費が除染対策事業関係費の増加等により4.9%増(同2.0%増)、土木費が防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業の増加等により34.1%増(同8.9%増)、災害復旧費が20.3%減(同20.6%減)などとなっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が防災集団移転促進事業や土地区 画整理事業の増加等により44.8%増(同17.4%増)、災害復旧事業費が20.4%減(同20.7%減)、 物件費が災害廃棄物処理事業の増加等により10.2%増(同3.1%増)、補助費等が1.6%減(同8.7% 増)、積立金が54.2%減(同21.4%減)などとなっている。

c 決算収支

特定被災市町村等の実質収支は2,480億円の黒字で、前年度と比べると2億円増加(全国では1,255億円増加)している。

d 地方債現在高等の状況

特定被災市町村等の地方債現在高は6兆2,605億円で、前年度末と比べると0.1%増(全国では0.5%増)、債務負担行為額は1兆7,836億円で、前年度末と比べると18.0%増(同12.3%増)、積立金現在高は2兆8,976億円で、前年度末と比べると5.7%増(同6.8%増)となっている。

(2) 公営企業会計

地方公営企業については、「東日本大震災財特法」第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である9県及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村(以下、特定被災地方公共団体である県及び市町村(当該団体が加入する一部事務組合等を含む。)を「特定被災地方公共団体」という。)を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

特定被災地方公共団体における地方公営企業の決算状況は次のとおりである。

ア 特定被災地方公共団体における公営企業の経営状況 [資料編:第140表]

(ア)総収支

特定被災地方公共団体における法適用企業と法非適用企業を合わせた収支の状況(建設中のものを除く。)は、黒字事業が844事業(事業数全体の90.0%)で、前年度(848事業)に比べ4事業、0.5%減少しており、黒字額は999億円で、前年度(982億円)に比べ17億円、1.7%増加している。また、赤字事業は94事業(事業数全体の10.0%)で、前年度(89事業)に比べ5事業、5.6%増加しており、赤字額は409億円で、前年度(219億円)に比べ190億円、86.8%増加している。

特定被災地方公共団体における公営企業の総収支は590億円の黒字で、前年度(763億円の黒字)に 比べ173億円、22.7%減少している。

前年度に比べ収支が改善した事業は8事業あり、下水道事業で29億円(対前年度比17.7%増)の改善と最も大きく、次いで工業用水道事業で29億円(同45.6%増)、水道事業で23億円(同6.4%増)の改善となっている。一方、前年度に比べ収支が悪化した事業は7事業あり、宅地造成事業で191億円(対前年度比723.4%減)の悪化と最も大きく、次いで病院事業で38億円(同77.9%減)、ガス事業で16億円(同171.1%減)の悪化となっている。

また、前年度に比べ黒字事業数が増加し、赤字事業数が減少した事業は3事業あり、工業用水道事業に おいては、黒字事業が3事業増加、赤字事業が3事業減少している。

(イ) 法適用企業の状況 [資料編:第141表、第143表]

特定被災地方公共団体における法適用企業の純損益の状況をみると、黒字事業は238事業(対前年度 比1事業、0.4%減)で、建設中のものを除いた327事業の72.8%となっており、赤字事業は89事業 (同6事業、7.2%増)で、同27.2%となっている。

総収益(経常収益+特別利益)は1兆1,720億円で、前年度(1兆1,692億円)に比べ27億円、0.2%の増加、総費用(経常費用+特別損失)は1兆1,328億円で、前年度(1兆1,123億円)に比べ206億円、1.8%の増加であり、この結果、純損益は392億円の黒字となっており、前年度黒字額(570億円)に比べ178億円、31.3%減少している。また、総収支比率は103.5%と前年度より1.7ポイント低下している。

なお、総収益に占める料金収入の割合は81.2%(前年度80.4%)と前年度に比べ0.8ポイント上昇している。

経常損益(純損益-特別損益)の状況をみると、経常利益を生じた事業数は235事業(対前年度比5事業、2.1%減)で、経常損失を生じた事業数は92事業(同10事業、12.2%増)となっている。経常損失を生じた事業数の全体事業数(建設中のものを除く。)に占める割合は28.1%と前年度より2.7ポイント上昇しており、事業別にみると、ガス事業、病院事業、下水道事業において上昇している。

経常収益(営業収益+営業外収益)は1兆1,631億円で、前年度(1兆1,522億円)に比べ109億円、0.9%の増加となっており、経常費用(営業費用+営業外費用)は1兆1,155億円で、前年度(1兆915億円)に比べ241億円、2.2%の増加となっている。なお、経常損益は475億円の黒字で、前年度(607億円の黒字)に比べ132億円、21.7%減少している。また、経常収支比率は104.3%と前年度より1.3ポイント低下している。

(ウ) 法非適用企業の状況 [資料編:第142表]

特定被災地方公共団体における法非適用企業全体の形式収支(歳入歳出差引額)は560億円の黒字であり、前年度(479億円の黒字)に比べ81億円、17.0%増加している。また、この額から翌年度への繰越財源を控除した実質収支は198億円の黒字であり、前年度(193億円の黒字)に比べ5億円、2.6%の増加となっている。

実質収支で黒字を生じた事業は606事業で、全事業数(建設中のものを除く。)の99.2%、赤字を生じた事業は5事業で全事業数の0.8%となっている。黒字事業の実質黒字額は214億円で、前年度(212億円)に比べ2億円、0.9%増加している。また、赤字事業の実質赤字額は15億円で、前年度(18億円)に比べ3億円、16.5%減少しており、営業収益(受託工事収益を除く。)に対する実質赤字額(赤字比率)

は0.8%(前年度1.0%)となっている。

√ 特定被災地方公共団体における公営企業の料金収入 [資料編:第143表]

料金収入は1兆771億円で、前年度(1兆592億円)に比べ179億円、1.7%増加している。

前年度に比べ料金収入が増加した事業は11事業あり、宅地造成事業で139億円(対前年度比35.2% 増)の増加と最も大きく、次いでガス事業で28億円(同6.5%増)、下水道事業で13億円(同1.1%増) の増加となっている。一方、前年度に比べ料金収入が減少した事業は4事業あり、最も大きいのは港湾整 備事業で9億円(対前年度比12.9%減)の減少となっている。

⇒ 特定被災地方公共団体における公営企業の他会計繰入金 [資料編:第144表]

他会計からの繰入金は4,191億円で、前年度(4,324億円)に比べ133億円、3.1%減少している。 この内訳をみると、収益的収入として2,407億円、繰入率(収益的収入に対する繰入金の割合) 16.3%、資本的収入として1,785億円、繰入率(資本的収入に対する繰入金の割合)25.1%となってお り、前年度に比べ収益的収入への繰入れは8億円、0.4%増加しており、資本的収入への繰入れは142億 円、7.9%減少している。

前年度に比べ他会計繰入金が減少した事業は9事業あり、宅地造成事業で201億円(対前年度比 39.5%減)の減少と最も大きく、次いで交通事業で63億円(同21.3%減)、港湾整備事業で54億円(同 26.8%減)の減少となっている。一方、前年度に比べ他会計繰入金が増加した事業は6事業あり、最も 大きいのは下水道事業で196億円(対前年度比11.0%増)の増加となっている。

9 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

地方公共団体財政健全化法による、平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は以下のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率において、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない。

地方公共団体財政健全化法等の概要については、附属資料を参照のこと。

(1) 実質赤字比率

実質赤字額がある団体数の推移は、第95図のとおりである。

平成25年度決算において、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体は市区1団体、町村1団体であり、合計2団体となっている。

このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はなかった。

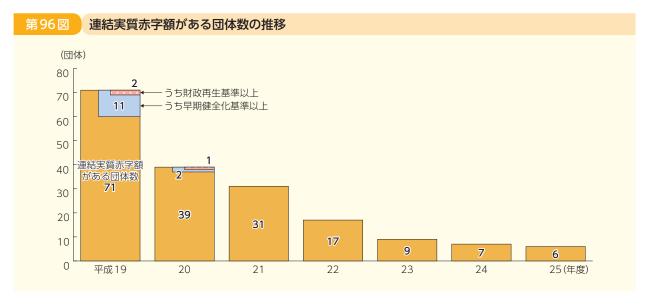


(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体数の推移は、第96図のとおりである。

平成25年度決算において、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数は、政 令指定都市1団体、市区2団体、町村3団体であり、合計6団体となっている。

このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はなかった。

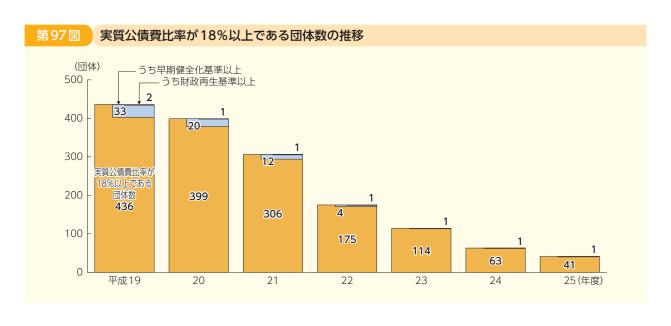


(3) 実質公債費比率

ア 早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数

実質公債費比率が18%以上である団体数の推移は、第97回のとおりである。

平成25年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となっている。なお、当該団体は財政再生基準以上である。



| 実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、第98図のとおりである。

実質公債費比率が地方債許可制移行基準(18%)以上である団体数は、都道府県4団体(構成比8.5%)、政令指定都市1団体(同5.0%)、市区20団体(同2.5%)、町村16団体(同1.7%)の合計41団体(同2.3%)となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準 (25%) 以上であり財政再生基準 (35%) 未満である団体 数は該当団体がなく、財政再生基準 (再掲35%) 以上である団体数は、市区1団体 (構成比0.1%) となっている。



ウ 団体種類別実質公債費比率の状況

団体種類別の実質公債費比率の状況は、第40表のとおりであり、実質公債費比率の平均は、都道府県13.5%、政令指定都市11.2%、市区7.6%、町村9.9%となっている。

第40表 団体種類別実質公債費比率の状況

区	分	都道府県	政令指定都市	市	区	⊞Ţ	村	市区町村合計
		%	%		%		%	%
平 成 25 年	度	13.5	11.2		7.6		9.9	8.6

(注) 1 比率は、加重平均である。 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

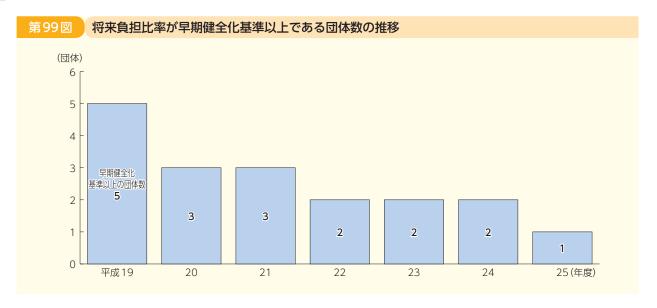
(4) 将来負担比率

ア 早期健全化基準以上である団体数

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、第99図のとおりである。

平成25年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となっている。

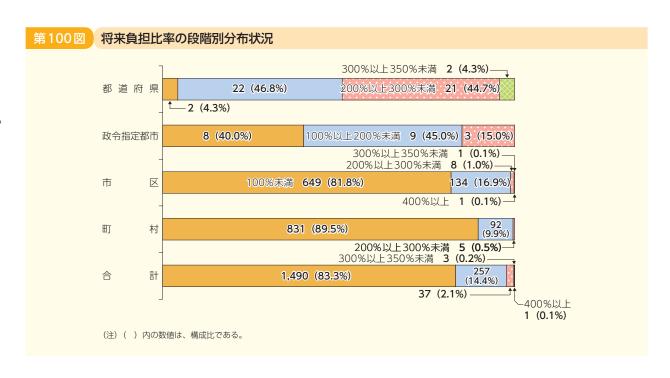
第1部 平成25年度の地方財政の状況



| 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第100図のとおりである。

将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県及び政令指定都市においては100%以上200%未満の区分、市区及び町村においては100%未満の区分における団体数が最も多くなっている。



ウ 団体種類別将来負担比率の状況

団体種類別の将来負担比率の状況は、第41表のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県200.7%、政令指定都市139.0%、市区30.2%、町村16.1%となっている。

団体種類別将来負担比率の状況

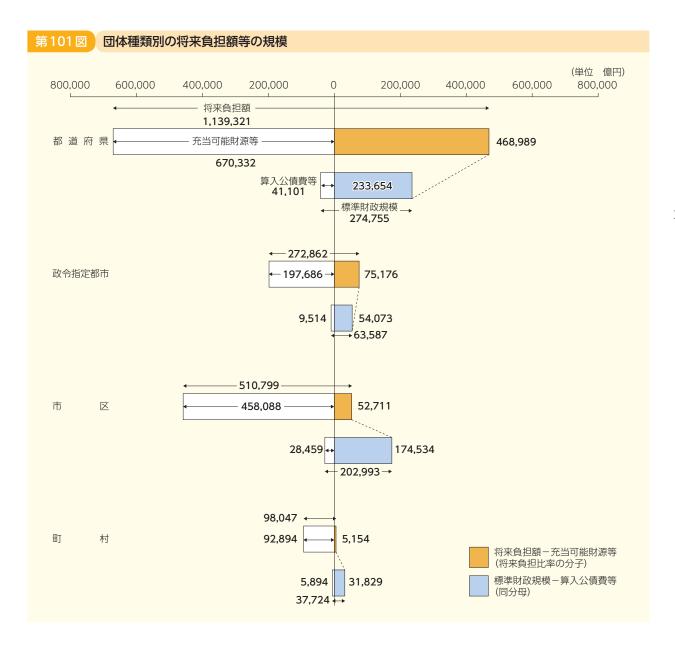
×	<u> </u>			分	都道府県	政令指定都市	市	区	囲丁	村	市区町村合計
	_	25	<i></i>		%	%		%		%	%
平	成	25	年	度	200.7	139.0		30.2		16.1	51.0

- (注) 1 比率は、加重平均である。 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

団体種類別将来負担額等の状況

団体種類別の将来負担額等の規模は、第101図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金 等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額(将来負担比率の分子となる額)の団体種類別合計額 は、都道府県46兆8,989億円、政令指定都市7兆5,176億円、市区5兆2,711億円、町村5,154億円と なっている。



第1部 平成25年度の地方財政の状況

また、団体種類別の項目別将来負担額等の状況は第42表のとおりであり、都道府県は一般会計等に係 る地方債現在高が96兆4.396億円と最も多く、退職手当負担見込額12兆6.555億円、公営企業債等繰 入見込額2兆9.634億円の順になっており、政令指定都市は一般会計等に係る地方債現在高が20兆 4,110億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額4兆7,077億円、退職手当負担見込額1兆5,590億円 の順になっており、市区も一般会計等に係る地方債現在高が31兆3,378億円と最も多く、公営企業債等 繰入見込額12兆1,119億円、退職手当負担見込額5兆4,077億円の順になっており、町村も一般会計等 に係る地方債現在高が5兆9,091億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額2兆4,324億円、退職手当 負担見込額1兆57億円の順になっている。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、第43表のと おりである。団体種類別の合計(純計)は、市区1団体となっており、前年度(市区2団体)に比べて1 団体(市区で1団体)減少している。新たに早期健全化基準以上となった団体はなく、財政健全化計画に 基づいて、人件費の抑制による歳出削減や遊休財産の売却による歳入確保などの取組を行った結果、1団 体が早期健全化基準未満となり地方公共団体財政健全化法に基づき財政健全化計画の完了報告を行った。 なお、平成25年度の財政健全化計画について平成26年度に実施状況報告を行った団体は、早期健全化 基準未満となったが引き続き財政の健全化に取り組むこととした1団体(町村1団体)、完了報告を行っ た団体は1団体(市区1団体)となっている。財政再生計画について実施状況報告を行った団体は、市区 1団体である。

団体種類別の項目別将来負担額等の状況 第42表

(単位 億円)

		都道府県	政令指定都市	市区	町村	合 計
	①一般会計等に係る地方債 の現在高	964,396	204,110	313,378	59,091	1,540,975
将	②債務負担行為に基づく支 出予定額	10,979	3,214	11,478	1,158	26,829
来	③公営企業債等繰入見込額	29,634	47,077	121,119	24,324	222,154
負〈	④組合等負担等見込額	1,127	449	8,637	3,204	13,417
只	⑤退職手当負担見込額	126,555	15,590	54,077	10,057	206,279
担	⑥設立法人の負債額等負担 見込額	6,570	2,381	2,076	200	11,226
額	⑦連結実質赤字額	_	17	5	5	27
	⑧組合等連結実質赤字額負 担見込額	60	24	30	8	122
充当	9 9 充当可能基金	108,729	29,573	84,185	28,295	250,782
可能。	⑩充当可能特定歳入	43,599	47,561	55,630	3,928	150,718
充当可能財源等	⑪①~④に係る基準財政需 要額算入見込額	518,004	120,552	318,273	60,671	1,017,500
分分		274,755	63,587	202,993	37,724	579,059
母(③算入公債費等の額	41,101	9,514	28,459	5,894	84,969

計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。 将来負担比率の算式は、〔①~⑧の合計値(将来負担額)-⑨~⑪の合計値(充当可能財源等)〕/(⑫-⑬)である。

第43表

健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

	実質	赤字	比率	連結実	質赤字	学比率	実質么	公債費	比率	将来:	負担.	比率	合		計	合計	- (純	計)
都道府県		0			0			0			0			0			0	
(47団体)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)
政令指定都市		0			0			0			0			0			0	
(20団体)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)
市区		0			0			1(1)			1			2(1)			1(1)	
(793団体)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	1(1))	(24)	2)	(24)	3(1))	(24)	2(1))
町村		0			0			0			0			0			0	
(928団体)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	0)
 合 計		0			0			1(1)			1			2(1)			1(1)	
(1,788団体)	(24)	0)	(24)	0)	(24)	1(1))	(24)	2)	(24)	3(1))	(24)	2(1))

(注) 1 ()内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

2 将来負担比率には、財政再生基準はない。

(5) 資金不足比率

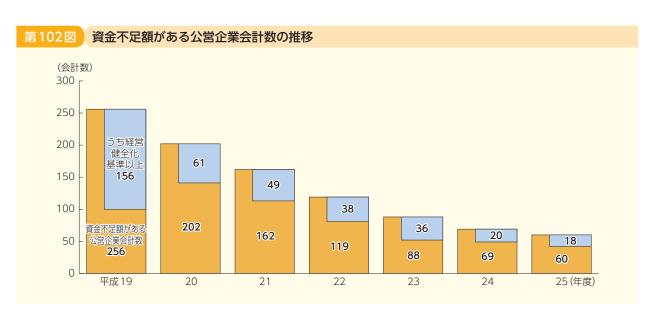
ア 資金不足額がある公営企業会計数

資金不足額がある公営企業会計数の推移は第102図、平成25年度決算に基づく資金不足比率の状況を団体種類別にみたものが第103図である。

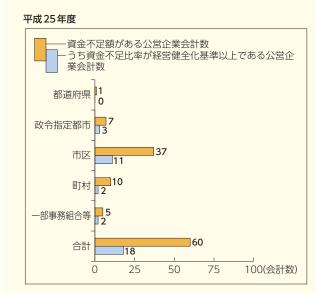
資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数をみると、都道府県1会計、政令指定都市7会計、市区37会計、町村10会計、一部事務組合等5会計であり、合計60会計となっている。

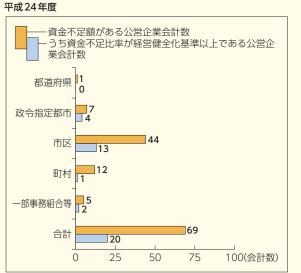
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は18会計(資金不足額がある会計数の30.0%)となっている。都道府県は該当がなく、政令指定都市3会計(同42.9%)、市区の11会計(同29.7%)、町村2会計(同20.0%)、一部事務組合等2会計(同40.0%)となっている。

平成25年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数の状況は、第44表のとおりである。前年度(都道府県は該当がなく、政令指定都市4会計、市区13会計、町村1会計、一部事務組合2会計の合計20会計)より2会計(政令指定都市で1会計、市区で2会計の減少。町村で1会計の増加)減少している。その内訳は、平成25年度決算で新たに経営健全化基準以上となった会計が5会計



第103 図 資金不足比率の状況(団体種類別会計数)





第44表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計	計(H24年度)
水 道 事 業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,211	0 / 95	0 / 1,350	0 / 1,350
簡易水道事業	0 / 1	0/ 5	1/ 796	0/ 4	1/ 806	0/ 800
工業用水道事業	0 / 41	0/ 9	0/ 95	0/ 9	0/ 154	0/ 154
交 通 事 業	0/ 3	2/ 20	1/ 60	0/ 3	3/ 86	3/ 88
電気事業	0 / 25	0/ 5	0/ 44	0/ 3	0/ 77	0/ 63
ガス事業	0/ 0	0/ 1	1/ 27	0/ 0	1/ 28	0/ 29
港湾整備事業	0 / 34	0/ 4	0 / 40	0/ 6	0/ 84	0/ 82
病院事業	0 / 39	0/ 16	1/ 478	0 / 77	1/ 610	4/ 612
市場事業	0/ 9	1/ 18	0/ 132	0 / 10	1/ 169	2/ 170
と畜場事業	0 / 1	0/ 7	0/ 36	0/ 9	0/ 53	1/ 55
宅地造成事業	0 / 52	0 / 21	1/ 376	2/ 7	3/ 456	4/ 438
下水道事業	0 / 45	0 / 29	1 / 2,500	0 / 23	1 / 2,597	0 / 2,557
観光施設事業	0/ 5	0/ 4	6/ 270	0/ 1	6/ 280	5/ 283
その他事業	0 / 15	0/ 0	1/ 70	0 / 37	1/ 122	1/ 125
計	0 / 295	3 / 158	13 / 6,135	2 / 284	18 / 6,872	20 / 6,806

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

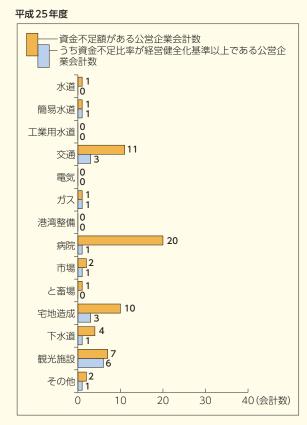
あり、平成25年度決算で経営健全化基準未満となった会計が5会計、平成25年度中に廃止された会計が2会計ある。

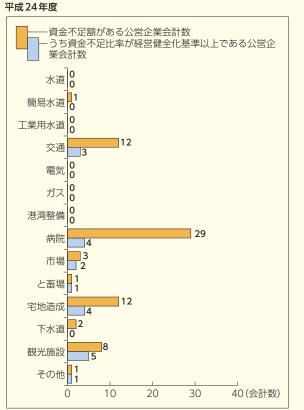
次に、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第104図である。

資金不足額がある公営企業会計を各事業の全体の事業数に占める割合でみると、交通事業が12.8% (11会計)と最も高く、以下、ガス事業3.6% (1会計)、病院事業3.3% (20会計)、観光施設事業2.5% (7会計)、の順となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、簡易水道事業1会計(資金不足額のある会計数の100%)、交通事業3会計(同27.3%)、ガス事業1会計(同100%)、病院事業1会計(同5.0%)、市場事業1会計(同50.0%)、宅地造成事業3会計(同30.0%)、下水道事業1会計(同

第104図 資金不足比率の状況 (事業別会計数)





25.0%)、観光施設事業6会計(同85.7%)、その他事業1会計(同50.0%)となっている。

なお、平成24年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった20会計のうち、経営健全化計画の策定を要する19会計(平成24年度末に会計を廃止した1会計については、経営健全化計画の策定を要しない。)については、平成25年度末までに経営健全化計画を策定済みである。経営健全化計画に基づいて、収益の増加や経費の節減などの取組を行った結果、19会計のうち、平成25年度決算で経営健全化基準未満となった5会計が地方公共団体財政健全化法に基づいて完了報告を行った。

✓ 公営企業会計の資金不足額

公営企業会計の資金不足額の状況を団体種類別にみたものが第105図であり、都道府県31億円、政令指定都市157億円、市区154億円、町村4億円、一部事務組合等36億円であり、合計382億円となっている。

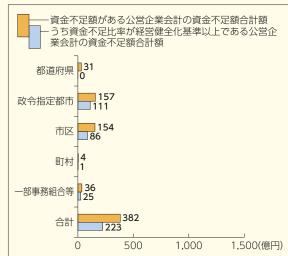
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県は該当する会計がなく、政令指定都市111億円(資金不足額がある会計の70.7%)、市区86億円(同55.8%)、町村1億円(同25.0%)、一部事務組合等25億円(同69.4%)で、合計223億円(同58.4%)となっている。

また、資金不足額の状況を事業別にみたものが第106図であり、交通事業が136億円と最も多く、以下、宅地造成事業(91億円)、病院事業(64億円)、観光施設事業(31億円)、市場事業(30億円)の順となっている。

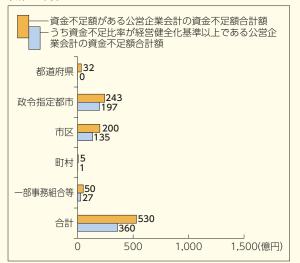
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、交通事業が81億円(資金不足額がある会計の59.6%)と最も多く、以下、宅地造成事業48億円(同52.7%)、観光施設事業31億円(同99.0%)、市場事業30億円(同99.5%)、ガス事業10億円(同100%)の順となっている。

第105図 資金不足額の状況(団体種類別合計額)



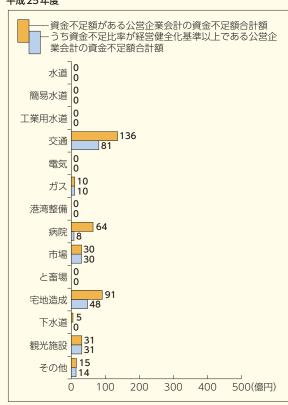


平成24年度

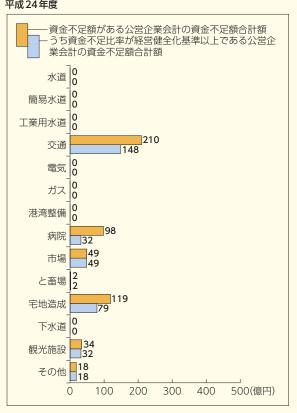


第106図 資金不足額の状況 (事業別合計額)

平成25年度



平成24年度



10 市町村の規模別財政状況

市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。)を団体規模別(政令指定都市、中核市、特例市、中都市(人口10万人以上の市)、小都市(人口10万人未満の市)、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村)にグループ化を行い、財政状況を分析すると、以下のとおりである。

(1) 団体規模別団体数等の構成

団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

プ 団体数及び人口の状況 [資料編:第1表、第2表]

団体規模別の団体数の推移については、第45表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、第107図のとおりである。市については、人口増や市町村合併により要件を満たした団体が、各区分に移行してきたことに伴い、割合が上昇してきている。一方で、町村数の割合は低下しており、平成15年度末には8割に近かった町村数は、25年度末には6割を下回る水準まで低下している。平成25年度末の割合は、政令指定都市が1.2%(前年度末1.2%)、中核市が2.4%(同2.4%)、特例市が2.3%(同2.3%)、中都市が9.6%(同9.7%)、小都市が30.4%(同30.4%)、人口1万人以上の町村が25.9%(同26.0%)、人口1万人未満の町村が28.2%(同28.1%)となっている。

次に、団体規模別の人口の推移をみると、第46表のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、第108図のとおりである。団体数の割合と同様に、市については団体規模の移動があるものの、全体として上昇している一方、町村については低下しており、平成26年1月1日現在では、政令指定都市が22.8%(前年度末22.7%)、中核市が14.2%(同13.9%)、特例市が8.9%(同8.9%)、中都市が21.3%(同21.6%)、小都市が23.1%(同23.1%)、人口1万人以上の町村が7.6%(同7.7%)、人口1万人未満の町村が2.1%(同2.1%)となっている。

第45表 団体規模別団体数の推移

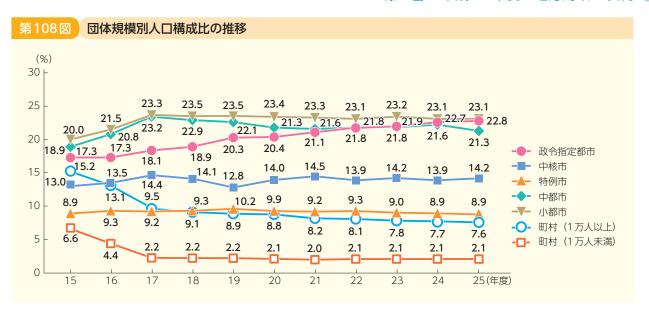
	- Z	. ,						d d	体	数								増	j	或	率 (5	%)			
	<u> </u>	分		平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
Ī	节 町	村台	計	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	△ 2.5	△19.5	△27.8	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.9	△ 2.8	-	△ 0.5	-	-
Ī	女令技	指定者	都市	13	13	14	15	17	17	18	19	19	20	20	8.3	_	7.7	7.1	13.3	-	5.9	5.6	-	5.3	_
	Þ	核	市	35	35	37	37	35	39	41	40	41	41	42	16.7	_	5.7	_	△ 5.4	11.4	5.1	△ 2.4	2.5	-	2.4
4	寺	例	市	39	40	39	39	44	43	41	41	40	40	40	5.4	2.6	△ 2.5	-	12.8	△ 2.3	△ 4.7	_	△ 2.4	-	-
1	鄁		市	602	644	687	691	687	684	686	686	687	688	688	1.0	7.0	6.7	0.6	△ 0.6	△ 0.4	0.3	_	0.1	0.1	-
	中	都	市	139	155	173	171	166	164	167	169	167	166	165	△ 6.1	11.5	11.6	△ 1.2	△ 2.9	△ 1.2	1.8	1.2	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.6
	小	都	市	463	489	514	520	521	520	519	517	520	522	523	3.3	5.6	5.1	1.2	0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4	0.6	0.4	0.2
E	Ŋ		村	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	994	941	941	932	930	929	△ 3.7	△26.8	△41.6	△ 2.1	△ 1.2	△ 1.6	△ 5.3	_	△ 1.0	△ 0.2	△ 0.1
]1万人	村以上)	956	805	549	529	516	506	471	466	452	447	445	△ 3.7	△15.8	△31.8	△ 3.6	△ 2.5	△ 1.9	△ 6.9	△ 1.1	△ 3.0	△ 1.1	△ 0.4
]1万人	村未満)	1,487	984	495	493	494	488	470	475	480	483	484	△ 3.7	△33.8	△49.7	△ 0.4	0.2	△ 1.2	△ 3.7	1.1	1.1	0.6	0.2



第46表 団体規模別人口の推移

		, ,						人									:	—— 増		ţ	率	(%)			
	Z	☑ 分		平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
Ī	市町	村合	計	118,686,515	118,674,670	118,781,118	118,713,776	118,652,295	118,599,264	118,538,801	118,365,125	118,067,988	119,406,988	119,422,006	0.1	△ 0.0	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	1.1	0.0
Ī	0个	指定者	都市	20,489,715	20,569,108	21,524,645	22,440,098	24,136,806	24,244,526	25,020,151	25,770,400	25,824,768	27,136,438	27,220,948	5.9	0.4	4.6	4.3	7.6	0.4	3.2	3.0	0.2	5.1	0.3
	Þ	核	市	15,461,777	15,988,700	17,137,424	16,721,246	15,151,433	16,619,689	17,163,778	16,465,194	16,808,415	16,656,132	17,004,050	18.7	3.4	7.2	△ 2.4	△ 9.4	9.7	3.3	△ 4.1	2.1	△ 0.9	2.1
4	持	例	市	10,580,448	11,071,992	10,974,614	11,012,415	12,120,827	11,799,129	10,962,189	10,967,725	10,655,923	10,625,548	10,636,378	5.4	4.6	△ 0.9	0.3	10.1	△ 2.7	△ 7.1	0.1	△ 2.8	△ 0.3	0.1
1	邹		市	46,254,244	50,191,743	55,256,425	55,108,974	54,025,703	52,963,176	53,289,335	53,137,795	53,066,969	53,378,473	53,050,995	△ 6.4	8.5	10.1	△ 0.3	△ 2.0	△ 2.0	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.6	△ 0.6
	中	都	市	22,472,081	24,725,208	27,523,066	27,195,815	26,184,397	25,254,106	25,638,021	25,831,189	25,701,645	25,799,092	25,485,736	△ 14.5	10.0	11.3	△ 1.2	△ 3.7	△ 3.6	1.5	0.8	△ 0.5	0.4	△ 1.2
	小	都	市	23,782,163	25,466,535	27,733,359	27,913,159	27,841,306	27,709,070	27,651,314	27,306,606	27,365,324	27,579,381	27,565,259	3.0	7.1	8.9	0.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.2	0.2	0.8	△ 0.1
E	BŢ		村	25,900,331	20,853,127	13,888,010	13,431,043	13,217,526	12,972,744	12,103,348	12,024,011	11,711,913	11,610,397	11,509,635	△ 3.3	△ 19.5	△ 33.4	△ 3.3	△ 1.6	△ 1.9	△ 6.7	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.9	0.9
	町 (人[1万人	村以上)	18,036,379	15,587,434	11,260,013	10,822,309	10,618,297	10,440,336	9,680,723	9,584,585	9,254,939	9,145,930	9,054,980	△ 3.0	△ 13.6	△ 27.8	△ 3.9	△ 1.9	△ 1.7	△ 7.3	△ 1.0	△ 3.4	△ 1.2	△ 1.0
	町 (人[]1万人;	村 未満)	7,863,952	5,265,693	2,627,997	2,608,734	2,599,229	2,532,408	2,422,625	2,439,426	2,456,974	2,464,467	2,454,655	△ 4.0	△ 33.0	△ 50.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 2.6	△ 4.3	0.7	0.7	0.3	△ 0.4

⁽注) 住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度の住民基本台帳人口については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口を記載している。第108、110、112~114、119図、第47表において同じ。

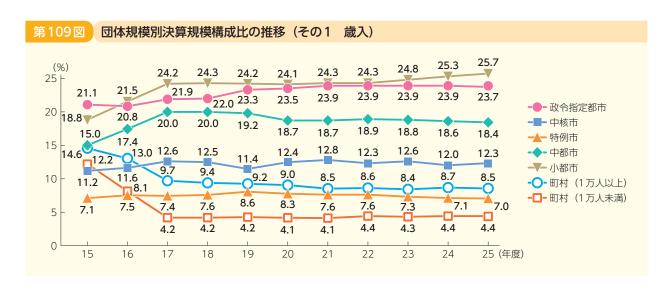


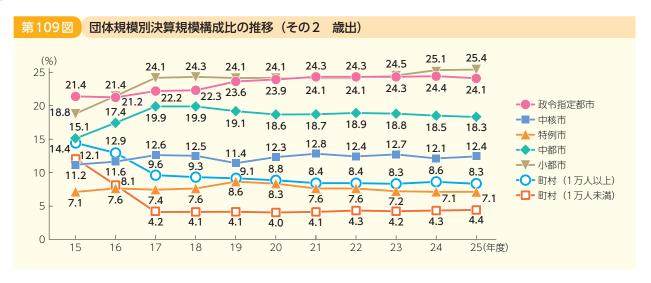
→ 決算規模[資料編:第11表、第35表、第74表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が23.7%(前年度23.9%)、中核市が12.3%(同12.0%)、特例市が7.0%(同7.1%)、中都市が18.4%(同18.6%)、小都市が25.7%(同25.3%)、人口1万人以上の町村が8.5%(同8.7%)、人口1万人未満の町村が4.4%(同4.4%)となっている。

また、歳出総額については、政令指定都市が24.1%(前年度24.4%)、中核市が12.4%(同12.1%)、特例市が7.1%(同7.1%)、中都市が18.3%(同18.5%)、小都市が25.4%(同25.1%)、人口1万人以上の町村が8.3%(同8.6%)、人口1万人未満の町村が4.4%(同4.3%)となっている。

団体規模別の決算規模の割合について、平成15年度からの推移は、**第109図**のとおりである。平成15年度から17年度にかけては、570件の新設・編入合併が実施されたことから、市の占める割合が大きく上昇する一方、町村の占める割合は大きく低下した。平成25年度においては、新設・編入合併が無かったことから、市及び町村のそれぞれの割合は、ほぼ横ばいとなっている。





(2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

ア 決算規模等[資料編:第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第47表**のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については、政令指定都市が462千円(前年度459千円)、中核市が383千円(同377千円)、特例市が351千円(同347千円)、中都市が383千円(同376千円)、小都市が495千円(同479千円)、人口1万人以上の町村が496千円(同496千円)、人口1万人未満の町村が961千円(同937千円)となっており、歳出については、政令指定都市が453千円(同453千円)、中核市が372千円(同367千円)、特例市が339千円(同335千円)、中都市が367千円(同362千円)、小都市が472千円(同458千円)、人口1万人以上の町村が471千円(同472千円)、人口1万人未満の町村が908千円(同889千円)となっている。

これをみると、政令指定都市、中核市及び特例市については行政権能の差異が人口1人当たり決算額に 影響を与えている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなる 傾向がある。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、第48表のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、政令指定都市(0.85)、特例市(0.81)、中都市(0.77)、中核市(0.76)、小都市(0.54)、人口1万人以上の町村(0.50)、人口1万人未満の町村(0.27)となっており、中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人未満の町村(7.0%)、人口1万人以上の町村(6.4%)、小都市(5.9%)、中都市(5.4%)、特例市(5.0%)、中核市(3.9%)、政令指定都市(1.8%)となっており、規模が小さいほど実質収支比率が高くなっている。

第47表 団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

		平成 2	5 年 度		平成 2	4 年 度	増	減
区分	1 団体	当たり	人口1/	人当たり	人口1人	人当たり	人口 1 /	人当たり
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市町村合計	309	297	444	428	437	422	7	6
政令指定都市	6,284	6,166	462	453	459	453	3	_
中 核 市	1,551	1,505	383	372	377	367	6	5
特 例 市	933	901	351	339	347	335	4	4
中 都 市	591	567	383	367	376	362	7	5
小 都 市	261	249	495	472	479	458	16	14
町村(人口1万人以上)	101	96	496	471	496	472	_	△1
町村(人口1万人未満)	49	46	961	908	937	889	24	19

第48表 団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区	分	財政力指数	実質収支比率
			%
政令指定	都市	3.0	85 1.8
中核	市	0.7	76 3.9
特 例	市	0.0	5.0
中都	市	0.7	77 5.4
小都	市	0.5	5.9
町村(人口1万)	人以上)	0.5	50 6.4
町村(人口1万)	人未満)	0.2	27 7.0

⁽注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

1 歳入

歳入決算の主な内訳は、第110図のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると特例市(42.0%)、政令指定都市(39.3%)、中核市(39.2%)、中都市(38.0%)、小都市(25.3%)、人口1万人以上の町村(24.4%)、人口1万人未満の町村(12.9%)となっており、政令指定都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど地方税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、**第111図**のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、**第112図**のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村(41.3%)、人口1万人以上の町村(28.1%)、小都市(25.1%)、中都市(13.2%)、中核市(11.7%)、特例市(10.2%)、政令指定都市(5.2%)となっており、特例市以外の市町村については規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

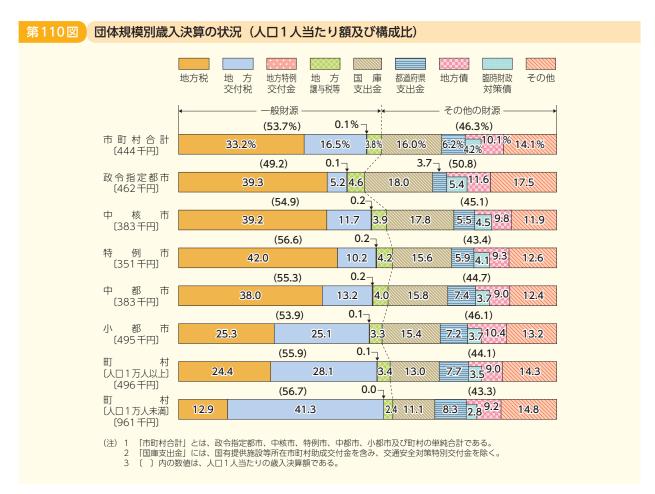
また、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。)の構成比の高い順にみると、政令指定都市(18.0%)、中核市(17.8%)、中都市(15.8%)、特例市(15.6%)、小都市(15.4%)、人口1万人以上の町村(13.0%)、人口1万人未満の町村(11.1%)と

第1部 平成25年度の地方財政の状況

なっており、特例市以外の市町村については規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村(8.3%)、人口1万人以上の町村(7.7%)、中都市(7.4%)、小都市(7.2%)、特例市(5.9%)、中核市(5.5%)、政令指定都市(3.7%)となっており、中都市以外の市町村については規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

地方債の構成比(地方債依存度)の高い順にみると、政令指定都市(11.6%)、小都市(10.4%)、中核市(9.8%)、特例市(9.3%)、人口1万人未満の町村(9.2%)、中都市(9.0%)、人口1万人以上の町村(9.0%)となっており、小都市及び人口1万人未満の町村以外の市町村については規模が大きいほど地方債の歳入総額に占める割合が高くなっている。



団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況 10%未満 10%以上 20%以上 30%以上 40%以上 50%以上 20%未満 30%未満 40%未満 50%未満 市町村合計 17.4% 28.3% 19.8% 17.2% 10.8% 6.5% [1,719団体] 政令指定都市 55.0 45.0 [20団体] 中核市 14.3 31.0 42.9 11.9 [42団体] 例 市 12:5 22.5 35.0 30.0 [40団体] 0.6 中都市 1.8 21.8 29.1 29.1 17.6 〔165団体〕 都 市 3.3 4.6 31.4 28.5 22.6 9.8 〔523団体〕 (人口1万人以上) 34.2 249 〔445団体〕 8.01 ⊞T 村 〔人口1万人未満〕 7.0 4.1 2.1 51.4 34.5 [484団体] (注)「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。



第1部 平成25年度の地方財政の状況

ウ歳出

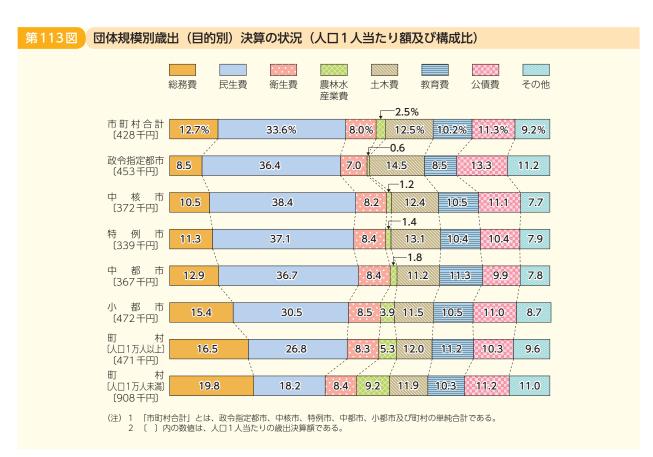
目的別歳出決算額の主な内訳は、第113図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市及び中核市においては民生費、土木費、公債費の順、特例市においては民生費、土木費、総務費の順、中都市においては民生費、総務費、教育費の順、小都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、土木費の順、人口1万人未満の町村においては総務費、民生費、土木費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第114回のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては扶助費、人件費、公債費の順、中核市においては扶助費、人件費、普通建設事業費、特例市及び中都市においては扶助費、人件費、物件費の順、小都市においては扶助費、普通建設事業費、人件費の順、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村においては普通建設事業費、人件費、物件費の順となっている。

扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。



団体規模別歳出(性質別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比) 人件費 補助 単 独 その他 扶助費 公債費 普诵建設 物件費 貸付金 繰出金 その他 事業費 事業費 事業費 投資的経費 義務的経費 → 投資的経費 → (46.2%) (14.6%) 0.7% 2.9% ¬ (39.2%) 市町村合計 11.2% 9.1% 14.9% 14.9% 20.0% 12.3% 7.1% 6.4% [428千円] (52.1)(11.5)0.3(36.4)政令指定都市 11.2 5.7 5.0 6.9 7.0 13.8 25.1 9.5 13.0 (453千円) (51.7)(13.1) 0.3-(35.2)25.3 12.0 2.6 8.8 15.4 11.1 11.8 (372千円) 6.3 6.3 (12.3) 0.11 (50.1)(37.6)例 市 12.2 5.5 6.5 16.4 23.3 10.4 12.6 9.7 12.6 〔339千円〕 (47.4)(13.5)0.5 (39.1)13.0 6.2 6.6 中 都 13.5 1.7 10.0 15.8 21.7 13.9 (367千円) (16.8) 1.27 (41.6)1.4 (41.6)都 15.6 8.3 6.9 14.8 15.8 13.3 9.8 17.1 [472千円] (36.5)(18.7)1.5(44.8)0.6 (人口1万人以上) 15.0 11.2 10.3 14.1 10.5 19.6 [471千円] (32.1)(22.6)1.7 (45.3)0.6 村 〔人口1万人未満〕 14.9 6.0 11.2 11.6 8.7 (908千円) (注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。 2 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

■ 財政構造の弾力性

(ア)経常収支比率

団体規模別経常収支比率の状況は、第49表のとおりである。経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市(95.4%)、特例市(90.4%)、中核市(89.9%)、中都市(89.4%)、小都市(89.0%)、人口1万人以上の町村(86.3%)、人口1万人未満の町村(81.6%)となっており、特例市以外の市町村については規模が大きいほど比率も高くなっている。

なお、団体規模別の分布状況をみると、**第115**図のとおりである。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

また、これを財政力指数段階別にみると、第116図のとおりである。

第49表 団体規模別経常収支比率の状況

区		分	経常収	う <u>1</u>	5					
)J	支比率	人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	その他
			%	%	%	%	%	%	%	%
政	令 指 定	都市	95.4	23.5	12.3	16.1	9.9	22.8	8.7	2.1
中	核	市	89.9	23.4	13.8	14.0	8.3	18.1	10.6	1.7
特	例	市	90.4	24.5	15.3	12.0	8.5	16.7	11.7	1.7
中	都	市	89.4	24.4	15.3	11.3	8.8	16.1	12.0	1.5
小	都	市	89.0	23.6	13.4	8.8	10.8	18.3	12.6	1.5
町村	(人口 1 万/	(以上)	86.3	23.1	13.8	6.0	13.3	16.3	12.5	1.3
町村	大口 1 万人	(未満)	81.6	23.5	12.6	3.4	12.6	17.8	10.1	1.6

(注) 比率は、加重平均である。

第115図 団体規模別経常収支比率の状況(構成比) 70%未満 70%以上 80%以上 90%以上 100%以上 80%未満 90%未満 100%未満 -2.2% 1.1% 12.0% 54.8% 30.0% 市町村合計 10.0 80.0 10.0 政令指定都市 45.2 核 市 54.8 2.5 50.0 例 市 47.5 0.6 市 1.8 47.9 49.7 都 1.3 市 1.7 40.3 都 56.6 0.4 町村(人口1万人以上) 11.0 63.1 24.7 0.7 町 村 (人口1万人未満) 11.8 1.0 30.0 (注)「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。

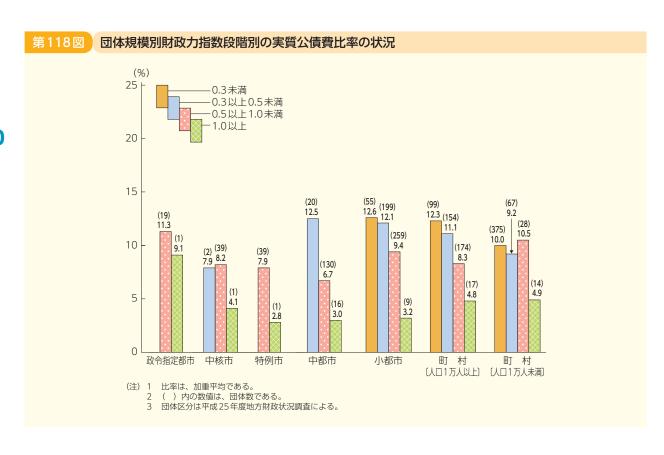


(イ) 実質公債費比率

実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、第117図のとおりであり、10%未満及び10%以上18%未満の団体の割合が大きくなっている。

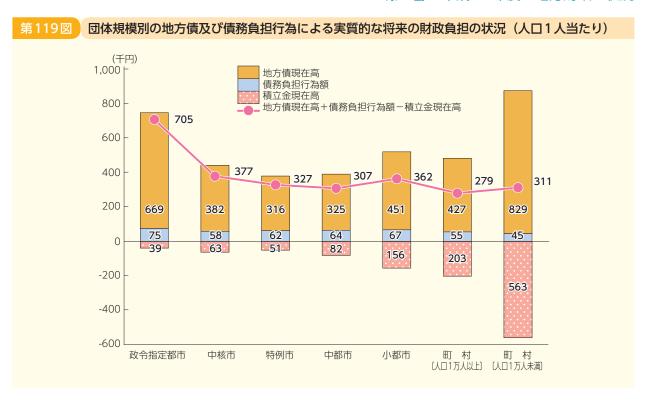
次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、**第118**図のとおりであり、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

第117図 団体規模別実質公債費比率の状況(構成比) 10%未満 10%以上 18%以上 25%以上 35%以上 25%未満 35%未満 18%未満 0.1% 市町村合計 50.9% 46.9% 2.1% 5.0 政令指定都市 30.0 65.0 中 核 市 71.4 28.6 市 72.5 特 例 27.5 1.8 中 都 市 72.9 253 0.2 3.1 小 都 市 39.8 56.9 1.8 48.6 49.5 〔人口1万人以上〕 1.7 43.6 54.8 〔人口1万人未満〕 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。 (注) 1 「25%以上35%未満」の団体はなし。 団体区分は平成25年度地方財政状況調査による。



オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況については、**第119図**のとおりである。 団体規模別に前年度と比較すると、政令指定都市1.6%増(前年度1.6%増)、中核市2.7%増(同4.4%減)、特例市1.3%増(同0.2%増)、中都市2.5%減(同3.2%減)、小都市1.3%増(同4.2%減)、人口1万人以上の町村3.7%増(同13.3%減)、人口1万人未満の町村17.3%減(同10.6%減)となっている。



11 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、本節の記載は公共施設状況調査を基としている。

(1) 道路[資料編:第104表]

平成26年4月1日現在における地方道の実延長は115万4,953km(対前年同期比0.1%増)、面積は8,447.7km²(同0.3%増)となっている。また、これらの状況を10年前(平成16年4月1日)と比べると、実延長は2.7%増、面積は5.5%増となっている。

これを主要地方道(「道路法」(昭和27年法律第180号)第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道)、一般都道府県道(主要地方道以外の都道府県道)及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,152km(対前年同期比0.2%増)、面積は889.8km²(同1.0%増)、一般都道府県道の実延長は7万1,016km(同0.1%増)、面積は932.0km²(同0.5%増)、市町村道の実延長は102万6,785km(同0.1%増)、面積は6,625.9km²(同0.2%増)となっている。また、これらの状況を10年前(平成16年4月1日)と比べると、主要地方道の実延長は0.5%増、面積は8.1%増、一般都道府県道の実延長は0.8%増、面積は7.0%増、市町村道の実延長は2.9%増、面積は4.9%増となっている。

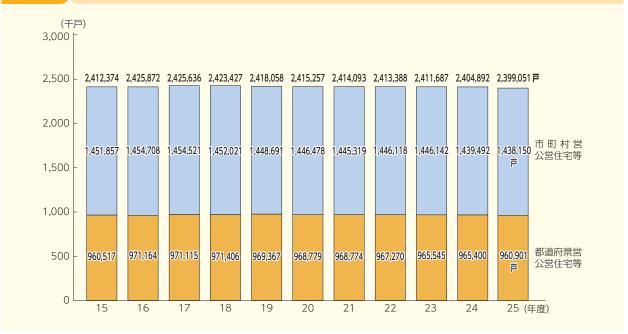
(2) 公営住宅等[資料編:第105表]

平成25年度末現在における公営住宅等(「公営住宅法」(昭和26年法律第193号)に基づく公営住宅、「住宅地区改良法」(昭和35年法律第84号)に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅)の総戸数は239万9,051戸であり、前年度末と比べると5,841戸減少(0.2%減)している。この状況を10年前(平成15年度末)と比べると、1万3,323戸減少(0.6%減)している。

公営住宅等のうち公営住宅の戸数は215万7,551戸であり、前年度と比べると5,518戸減少(0.3%減)している。この状況を10年前(平成15年度末)と比べると2万5,115戸減少(1.2%減)している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は89.9%(前年度89.9%)となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、第120図のとおりである。

第120図 公営住宅等の総戸数の推移



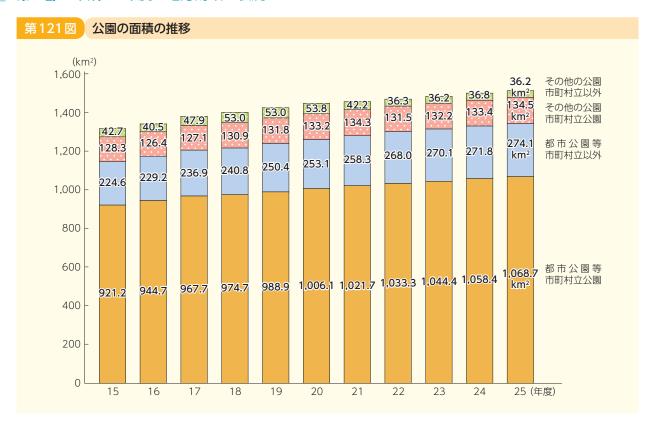
(3) 公園[資料編:第106表]

平成25年度末現在における都市公園等(地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。)の数は12万8,785箇所(対前年度末比1.6%増)で、その面積は1,342.8km²(同0.9%増)となっている。また、この状況を10年前(平成15年度末)と比べると、都市公園等の箇所数は2万4,451箇所増加(23.4%増)しているとともに、その面積も197.0km²増加(17.2%増)している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが12万7,792箇所(対前年度末比1.6%増)、1,068.7km²(同1.0%増)で、総箇所数の99.2%、総面積の79.6%を占めている。

また、その他の公園(都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。)の数は6,564箇所(対前年度末比0.2%増)で、その面積は170.7km²(同0.3%増)となっている。このうち市町村立の公園の数は6,292箇所(対前年度末比0.2%増)で、その面積は134.5km²(同0.8%増)となっている。

なお、公園の面積の推移は、第121図のとおりである。



(4) 下水処理施設[資料編:第107表~第108表]

汚水(し尿及び生活雑排水)及び雨水を処理する施設としては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業 集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処 理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各 地域の実態に即した整備が進められている。

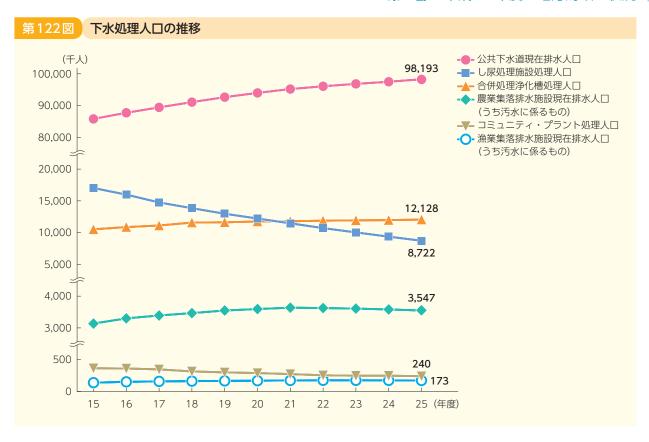
これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成25年度末における現在排水人口(供用開始している排水区域内の人口)は、9,819万3千人で、前年度末と比べると0.7%増となっている。また、これを10年前(平成15年度末)と比べると、1,238万7千人増加(14.4%増)している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成25年度末における現在排水人口(うち汚水に係るもの)は、それぞれ354万7千人、17万3千人で、前年度と比べると1.0%減、0.7%減となっている。これらの状況を10年前(平成15年度末)と比べると、それぞれ13.1%増、24.9%増となっている。

また、平成25年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は24万人(対前年度末比3.2%減)、合併処理浄化槽の処理人口は1,212万8千人(同1.3%増)となっている。これらの状況を10年前(平成15年度末)と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は12万5千人減少(34.3%減)、合併処理浄化槽の処理人口は160万9千人増加(15.3%増)している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成25年度末のし尿処理施設処理人口は872万2千人(対前年度末比6.9%減)、し尿処理施設年間総収集量は823万3千kl(同3.6%減)となっている。これらの状況を10年前(平成15年度末)と比べると、し尿処理施設処理人口は829万9千人減少(48.8%減)、し尿処理施設年間総収集量は581万kl減少(41.4%減)している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口、年間総収集量はともに年々減少している。

なお、下水処理人□の推移は、第122図のとおりである。



(5) ごみ処理施設 [資料編:第108表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成25年度末における収集処理人口は1億2,806万8千人(対前年度末比0.1%減)で、その年間総収集量は4,146万7千t(同0.4%減)となっている。また、これらの状況を10年前(平成15年度末)と比べると、収集処理人口は75万人減少(0.6%減)し、年間総収集量は908万3千t減少(18.0%減)している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、第123図のとおりである。

第123図 ごみ処理施設における年間総収集量の推移



(6) 保育所[資料編:第109表]

平成25年10月1日現在における公立の保育所数(季節保育所を除く。)は1万650箇所(対前年同期比2.7%減)、延面積は791万6千m²(同1.3%減)となっている。また、これらの状況を10年前(平成15年10月1日)と比べると、箇所数は3,143箇所減少(22.8%減)、延面積は100万2千m²減少(11.2%減)している。

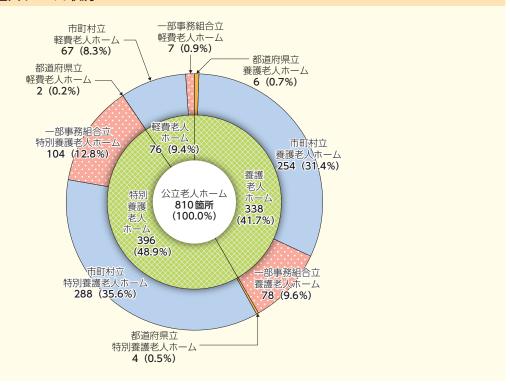
(7) 高齢者福祉施設[資料編:第110表]

平成25年10月1日現在における公立老人ホーム数は810箇所で、前年同期と比べると21箇所減少(2.5%減)している。また、この状況を10年前(平成15年10月1日)と比べると、箇所数は420箇所減少(34.1%減)している。

老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の41.7%(対前年同期比0.2ポイント低下)、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは48.9%(同0.3ポイント上昇)、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームは9.4%(同0.1ポイント低下)を占めている。

なお、公立の老人ホームの状況は、第124図のとおりである。

第124図 公立の老人ホームの状況



(8) 教育施設[資料編:第111表]

ア 高等学校

平成26年5月1日現在における公立高等学校数は3,628校で、前年同期と比べると18校減少(0.5%減)している。また、この状況を10年前(平成16年5月1日)と比べると、465校減少(11.4%減)している。

4 中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成26年5月1日現在において30校で、前年同期と比べると1校増加(3.4%増)している。

(9) 文化及び体育施設[資料編:第112表]

ア 文化施設

平成25年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,335箇所(対前年度末比1.7%増)で、延面積は1,395万4千m²(同0.9%増)となっている。また、これらの状況を10年前(平成15年度末)と比べると、箇所数は140箇所増加(4.4%増)、延面積は850万m²増加(6.5%増)している。

図書館は3,245箇所(対前年度末比0.2%増)となっている。この状況を10年前(平成15年度末)と 比べると、箇所数は496箇所増加(18.0%増)している。

博物館(美術館、動物園、水族館等を含む。)は839箇所(対前年度末比1.2%増)となっている。この状況を10年前(平成15年度末)と比べると、箇所数は95箇所増加(12.8%増)している。

4 体育施設

平成25年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,536箇所(対前年度末比0.9%増)となっている。この状況を10年前(平成15年度末)と

第1部 平成25年度の地方財政の状況

比べると、箇所数は328箇所増加(5.3%増)している。

陸上競技場は1,061箇所(対前年度末比0.1%増)となっている。この状況を10年前(平成15年度末)と比べると、箇所数は76箇所減少(6.7%減)している。

野球場は4,142箇所(対前年度末比0.3%増)となっている。この状況を10年前(平成15年度末)と 比べると、箇所数は2箇所増加(0.0%増)している。

プールは3,826箇所(対前年度末比1.2%減)となっている。また、この状況を10年前(平成15年度末)と比べると、箇所数は764箇所減少(16.6%減)している。

第一部

平成26年度及び平成27年度の地方財政

1 平成26年度の地方財政

(1) 平成26年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成25年12月21日閣議了解、平成26年1月24日閣議決定された。この中で、以下の平成25年度の経済動向、平成26年度の経済見通し及び平成26年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア) 平成25年度の経済動向

平成25年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組の政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっている。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく下で、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれる。

こうした中で、消費者物価(総合)は、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等により5年ぶりに 0.7%程度の上昇に転じると見込まれる。

この結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は2.6%程度、名目成長率は2.5%程度と見込まれる。

(イ) 平成26年度の経済見通し

平成26年度の我が国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、「好循環実現のための経済対策」など、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、年度を通してみれば前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられる。

物価については、前年度より上昇率が高まり、消費者物価は3.2%程度(このうち、消費税率引上げによる影響は2.1%程度と見込んでいる。)、GDPデフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続く改善を伴いながらデフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

この結果、平成26年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度、名目成長率は3.3%程度と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約 等に留意する必要がある。

(ウ) 平成26年度の経済財政運営の基本的態度

最近の景気回復に向けた動きを持続的な経済成長につなげていくため、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の実行を加速・強化する。産業競争力強化法、国家戦略特別区域法の積極的活用や政策資源の重点配分などにより、同戦略に盛り込まれた3つのアクションプランを強力に推進することで、日本経済の成長力を強化する。

同時に、政府、経営者、労働者がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資の拡大につなげ、消費や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大を促す好循環を実現する。さらに、平成26年4月に実施する消費税率の引上げに際しては、駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげていくため、経済対策を含む「経済政策パッケージ」(「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定))を着実に実行する。

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比半減、2020年度までに黒字化を目指し、「当面の財政健全化に向けた取組等について一中期財政計画一」(平成25年8月8日閣議了解。以下「中期財政計画」という。)に基づき、改善を図る。このため、平成

第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

26年度予算については、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

以上の取組により、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指す。

日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

国の予算

政府は、「平成26年度予算編成の基本方針」(平成25年12月12日閣議決定)及び「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成25年12月24日、平成26年度予算政府案を閣議決定した。

平成26年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

(ア) 平成26年度予算編成の基本的な考え方

平成26年度予算編成に当たっては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

税制については、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を旨としつつ、経済社会構造の変化を踏ま えながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取組を進める。

今後、財政健全化目標を着実に達成していくためには、引き続き税収を拡大させるとともに、各年度継続して歳出を効率化していく必要がある。

中期財政計画に基づきながら、これらの取組により、国の一般会計の基礎的財政収支について、平成26年度予算において少なくとも▲19兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において4兆円を上回る収支改善を図る。新規国債発行額についても、平成25年度を下回るよう最大限努力する。

(イ) 予算の重点化・効率化の推進

高齢化等により社会保障関係費が増大する中で、中期財政計画に基づく国の一般会計の基礎的財政収支の改善を行うため、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。次に掲げる社会保障、社会資本整備、地方財政に限らず、他の各分野においても、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応しつつ、重点化・効率化を進め、歳出を抑制する。とりわけ消費税率引上げが予定される平成26年度予算については、国民に負担増を求める際に、各経費が安易に膨張したり、無駄な経費があるといった批判を招くことがないよう、徹底して取り組む。

主な分野における歳出改革は以下のとおりである。

a 社会保障

高齢化等を背景に、社会保障の給付の伸びは名目成長率を大きく上回っており、公費負担が増大し 財政赤字が拡大して、後世代に負担を先送りすることとなっている。国民の安心を支える社会保障制 度を持続可能なものとするため、様々なニーズに対応しつつ新たな国民負担の発生を厳に抑制し、効 率的に社会保障サービスが提供される体制を目指すことが必要である。

h 社会資本整備

今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進していく必要がある。

平成26年度予算においては、デフレからの早期脱却と経済再生や財政健全化との両立を目指す中で、アジアの都市に負けない国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対し、選択と集中、優先順位の明確化、民間能力の活用の3つの大原則の下で、ソフト施策と連携しつつ、効果的・効率的に推進していく。

c 地方行財政制度

地方財政については、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。このため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど歳入面・歳出面における改革を進めていく。

国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の 一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確 保する。

頑張る地方を息長く支援するため、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を導入する。

地方法人課税の在り方を見直し、地方公共団体の財政運営に配慮しつつ、地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。

人口構造の変化等に適合した地方制度の構築に向けて、関係府省が連携して、「定住自立圏構想」 を強力に進めるとともに、「地方中枢拠点都市」を中心とする新たな広域連携や広域での効果的・効 率的な機能分担等が進むよう、自治体間の柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを導入する。

地方公会計の整備を促進することにより、地方における財政運営の透明化・効率化を図るとともに、地方公共団体が保有する公共施設等の適正な管理を推進し、老朽化施設の解体撤去のための財政措置を含めた支援を検討する。

このような方針に基づいて編成された平成26年度の一般会計予算案の規模は95兆8,823億円(前年度比3兆2,708億円、3.5%増)で、基礎的財政収支対象経費は72兆6,121億円(同2兆2,421億円、3.2%増)となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は3兆6,464億円で、前年度当初予算(4兆3,840億円) と比べると7,376億円減少(16.8%減)となった。ただし、東日本大震災の被災地の復旧・復興を加速 するために計上された平成25年度補正予算5,638億円と合わせてみると、予算規模は4兆2,102億円と なり、これを前年度当初予算と比べると1,738億円減少(4.0%減)となった。

財政投融資計画の規模は16兆1,800億円(前年度比2兆2,096億円、12.0%減)となった。 なお、平成26年度当初予算案は、平成26年1月24日に国会に提出され、3月20日に成立した。

(2) 地方財政計画

平成26年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る一方、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、防災・減災事業や地域経済活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上することとし、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)及び「中期財政計画」に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ 別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成25年6月5日に「地域再生に向けた地方財政改革についての意見」及び平成25年12月16日に地方一般財源総額の確保や地方交付税の別枠加算の継続などを含む「今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見」(以下「平成25年12月地財審意見」という。)(附属資料参照)が述べられた。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成26年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、平成26年度税制改正では、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、その税収全額を地方交付税原資とする。併せて、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する。また、消費税率(国・地方)8%への引上げ時において自動車取得税の税率を引き下げる一方、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行う。

第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じる。

- (イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を 講じる。
 - a 平成26年度から平成28年度までの間は、平成25年度までと同様、財源不足が建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
 - b これに基づき、平成26年度の財源不足見込額10兆5,938億円については、次により補塡する。
 - (a) 地方交付税については、国の一般会計加算により4兆1,186億円(うち「地方交付税法」 附則第4条の2第2項の加算額6,648億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書 第3項(2)及び平成25年12月21日付け総務・財務両大臣覚書第5項に定める平成26年度 における「乖離是正分加算額」2,000億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額6,100 億円並びに臨時財政対策特例加算額2兆6,438億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。

- (b) 「地方財政法」第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を5兆5,952億円発行する。
- (c) 建設地方債(財源対策債)を7,800億円増発する。
- c 上記の結果、平成26年度の地方交付税については、16兆8,855億円(前年度比1,769億円、1.0%減)を確保する。
- d 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」附則第4条第1項に基づき、 2,000億円の償還を実施する。
- e なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置(投資的経費)に伴い一般会計から交付 税特別会計に繰入れを予定していた額等61億円については、法律の定めるところにより平成32 年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- (ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- (エ) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社 会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域 の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - a 投資的経費に係る地方単独事業費については、平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「緊急防災・減災事業費」を、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう5,000億円計上することにより、全体で前年度に比し4.5%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - b 平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「地域の元気づくり事業費」については、地方公共団体の取組を息長く支援する観点から、当分の間の措置として一般行政経費に「地域の元気創造事業費」として改めて計上することとし、平成26年度の事業費については3.500億円としている。
 - c 消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、少子化対策、医療・介護サービスの提供体制改革、医療保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

- d 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- e 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- f 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

1 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,723億円を確保する。
 - ・ 直轄・補助事業に係る地方負担分3,719億円
 - 地方単独事業分1,085億円
 - ・ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分919億円
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金 で確保する。
- c 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独 事業費及び「地方税法」等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事 業費を計上する。

(イ)全国防災事業

- a 地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度~平成35年度)による地方税の収入見込額として 679億円を計上するとともに、一般財源充当分として113億円を計上する。
- b 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で 確保する。
- c 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費を計上する。 以上のような方針に基づいて策定した平成26年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は83兆3,607 億円で、前年度と比べると1兆4,453億円増加(1.8%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆9,617億円で、前年度と比べると3,730億円減少(16.0%減)、全国防災事業が2,521億円で、前年度と比べると490億円増加(24.1%増)となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は35兆127億円で、前年度と比べると9,952億円増加(2.9%増)(道府県税5.3%増、市町村税1.3%増)、地方譲与税は2兆7,564億円で、前年度と比べると4,094億円増加(17.4%増)、地方特例交付金は1,192億円で、前年度と比べると63億円減少(5.0%減)、地方交付税は16兆8,855億円で、前年度と比べると1,769億円減少(1.0%減)、国庫支出金は12兆4,491億円で、前年度と比べると5,988億円増加(5.1%増)、地方債(普通会計分)は10兆5,570億円で、前年度と比べると5,947億円減少(5.3%減)となった。

歳出では、給与関係経費は20兆3,414億円で、前年度と比べると5,935億円増加(3.0%増)となった。なお、地方財政計画における職員数については、12,962人の純減としている。一般行政経費は33兆2,194億円で、前年度と比べると1兆3,937億円増加(4.4%増)となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆9,536億円で、前年度と比べると457億円減少(0.3%減)となった。公債

第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

費は13兆745億円で、前年度と比べると333億円減少(0.3%減)、投資的経費は11兆35億円で、前年度と比べると3,337億円増加(3.1%増)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆2,279億円で、前年度と比べると2,249億円増加(4.5%増)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は5,723億円で、前年度と比べると475億円減少(7.7%減)、国庫支出金は1兆3,353億円で、前年度と比べると3,542億円減少(21.0%減)などとなった。歳出では、一般行政経費は5,350億円で、前年度と比べると1,479億円減少(21.7%減)、投資的経費は1兆3,905億円で、前年度と比べると2,350億円減少(14.5%減)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では国庫支出金は736億円で、前年度と比べると64億円減少(8.0%減)、地方債は983億円で、前年度と比べると10億円増加(1.0%増)などとなった。歳出では公債費は802億円で、前年度と比べると544億円増加(210.9%増)、投資的経費は1,719億円で、前年度と比べると54億円減少(3.0%減)となった。

また、平成26年度の地方債計画の規模は、通常収支分が12兆8,301億円(普通会計分10兆5,570億円、公営企業会計等分2兆2,731億円)で、前年度と比べると5,407億円減少(4.0%減)となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が543億円(普通会計分455億円、公営企業会計等分88億円)で、前年度と比べると1,654億円減少(75.3%減)となり、全国防災事業が983億円(普通会計分)で、前年度と比べると10億円増加(1.0%増)となった。

(3) 平成26年度補正予算

ア 平成26年度補正予算(第1号)

平成26年度補正予算(第1号)は、平成27年1月9日に閣議決定、1月26日に第189回国会に提出され、2月3日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)に沿って、現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援関連経費1兆1,854億円、地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化関連経費5,783億円、災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応関連経費7,578億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆6,880億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収1兆7,250億円、税外収入1,149億円、前年度剰余金受入2兆353億円等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成26年度当初予算に対し、3兆1,180億円増加し、99兆3億円となった。

平成26年度補正予算(第1号)に係る財政措置等

(ア)通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること等から、以下のとおり財政措置を講じることとした。

a 地方交付税

この補正予算において、「地方交付税法」第6条第2項の規定に基づき増額される平成26年度分の地方交付税の額9,538億円(平成25年度精算分4,569億円、平成26年度国税の自然増に伴うもの4,969億円)については、平成26年度において普通交付税の調整額の復活に要する額315億円を交付することとしたうえで、残余の額9,224億円について平成27年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

b 追加の財政需要

(a) この補正予算により平成26年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%(当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率)を公債費

方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。

(b) 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額 (4,200億円) の一部により対応する。

(イ) 東日本大震災分

東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。

ウ 地方公務員の給与改定

平成26年の国家公務員の給与改定については、平成26年11月19日の国の給与関係法の公布、施行に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」の趣旨に沿って適切に対応されるよう、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(平成26年10月7日付け総務副大臣通知)で通知した。

なお、地方財政計画ベースの所要額は、2,200億円程度、一般財源ベースで1,930億円程度と見込まれたが、当該一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととした。

(4) 地方公共団体の予算

平成26年度の地方公共団体の普通会計予算(9月補正後)の状況は、第50表のとおりであり、普通会計予算の総額(都道府県及び市町村(一部事務組合等を除く)の単純合計)は、前年度と比べると2.1% 増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べると5.1%増、地方譲与税が15.7%増、地方交付税が0.1%減、国庫支出金が1.5%増、地方債が4.1%減となっている。一方、歳出では、人件費が前年度と比べると0.2%減、扶助費が2.7%増、普通建設事業費が9.1%増となっている。

第50表 平成26年度普通会計予算の状況(9月補正後)

その1 歳 入

区分	=	予 算 額 ·	Į	構	戈 比	増減率
分	平成26年度	平成25年度	増 減 額	平成26年度	平成25年度	増減率
	億円	億円	億円	%	%	%
地 方 税	358,226	340,758	17,468	33.5	32.5	5.1
地 方 譲 与 税	27,039	23,380	3,659	2.5	2.2	15.7
地方特例交付金	1,191	1,244	△ 53	0.1	0.1	△ 4.3
地 方 交 付 税	168,994	169,140	△ 146	15.8	16.1	△ 0.1
市町村たばこ税都道府県交付金	31	14	17	0.0	0.0	123.0
利 子 割 交 付 金	575	543	32	0.1	0.1	5.9
配 当 割 交 付 金	723	368	355	0.1	0.0	96.5
株式等譲渡所得割交付金	259	96	163	0.0	0.0	170.5
地方消費税交付金	15,161	12,431	2,730	1.4	1.2	22.0
ゴルフ場利用税交付金	339	343	△ 4	0.0	0.0	△ 1.3
自動車取得税交付金	723	1,291	△ 568	0.1	0.1	△ 44.0
軽油引取税交付金	1,275	1,259	16	0.1	0.1	1.3
小計(一般財源)	574,536	550,866	23,670	53.7	52.6	4.3
国 庫 支 出 金	147,163	145,017	2,145	13.8	13.8	1.5
地 方 債	119,877	124,978	△ 5,101	11.2	11.9	△ 4.1
そ の 他	227,613	226,515	1,098	21.3	21.6	0.5
歳 入 合 計	1,069,188	1,047,376	21,812	100.0	100.0	2.1

- (注) 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計(都道府県及び市町村(一部事務組合等を除く))である。その2において同じ。 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。 4 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

その2歳出(性質別)

区分	=	予 算 額 ·	Į	構成	戈 比	増	減	率
分	平成26年度	成26年度 平成25年度 増 減 額 平成26年度 平成25年度		平成25年度	垣	ル以	以 辛	
	億円	億円	億円	%	%			%
人 件 費	222,530	223,046	△ 517	20.8	21.3		\triangle	0.2
物件費	94,617	95,639	△ 1,022	8.8	9.1		\triangle	1.1
維持補修費	10,942	10,385	557	1.0	1.0			5.4
扶 助 費	127,798	124,412	3,386	12.0	11.9			2.7
補 助 費 等	182,366	174,363	8,003	17.1	16.6			4.6
普通建設事業費	156,314	143,299	13,016	14.6	13.7			9.1
う∫補助事業費	80,364	72,878	7,486	7.5	7.0		1	0.3
ち 単独事業費	68,577	63,048	5,529	6.4	6.0			8.8
災害復旧事業費	10,467	12,571	△ 2,103	1.0	1.2		△ 1	6.7
失業対策事業費	1	2	△ 1	0.0	0.0		△ 4	16.9
公 債 費	132,922	129,335	3,587	12.4	12.3			2.8
そ の 他	131,232	134,326	△ 3,094	12.3	12.8		\triangle	2.3
歳出合計	1,069,188	1,047,376	21,812	100.0	100.0			2.1

(5) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

(ア)通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会 資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し た事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成26年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,612億円(前年度2兆5,753億円)を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆2,731億円(前年度2兆2,191億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る ものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、 臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償 還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において 基準財政需要額に算入する。
- b 病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局 長通知)を踏まえ、関係地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」に基づく再編等を推進する ため、当該取組が平成25年度までに完了せず、平成26年度以降に継続する場合には、引き続き、 所要の地方財政措置を講じる。
- c 上水道事業については、末端給水事業者が実施する水道管路の耐震化を推進するため、引き続き、 所要の地方財政措置を講じる。

(イ) 東日本大震災分

a 復旧・復興事業

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において160億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分88億円を計上する。

b 被災施設借換債

旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構資金も含む。)によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還(補償金が課されない強制繰上償還)を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換債を発行可能とし、被災施設借換債15億円を計上する。

国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,900億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料 軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対 し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,656億

第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

円)について地方交付税措置を講じる。

- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(982億円)に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(491億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費共同事業 (3,412億円) については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2) を負担することとし、その所要額 (853億円) について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(470億円)に対して、国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県1/3、市町村国保 1/3)を負担することとし、その所要額(157億円)について地方交付税措置を講じる。

逆 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担(都道府県3/4、市町村1/4)することとし、その所要額(2,626億円)について地方交付税措置を講じる。

平成26年度は、低所得者の保険料軽減措置(均等割9割・8.5割、所得割5割軽減)及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置(均等割9割軽減)について継続される。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成26年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置され、所要額が平成26年度予算に計上されるとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じる。

なお、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合(2割)に見直すこととされ、所要額が平成26年度予算に計上されている。

- (イ) 高額医療費負担金 (2,837億円) については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2) を負担することとし、その所要額 (709億円) について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(284億円)に対して国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)を負担することとし、その所要額(95億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者 医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

(6) 個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況は、地方税や地方譲与税の増加等により、平成25年度決算における経常収支 比率は前年度(92.7%)と比べて1.1ポイント低下の91.6%となったが、生活保護費等の扶助費の増加、 介護給付費負担金等の補助費等の増加のほか、借入金残高も累積していること等により、依然として厳しい状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正 化、未利用財産の売払いなどの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統 廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

特に、唯一の財政再生団体である北海道夕張市や財政健全化団体である1町では、市民生活に直結した サービスを維持しながら、早期の財政の健全化に向けた最大限の取組を行っており、個人市民税・固定資 産税・軽自動車税の税率の引上げや各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等によ る徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削 減により、財政状況の改善を図っている。

同様に、平成25年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は18会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

2 平成27年度の地方財政

(1) 平成27年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成27年1月12日閣議了解、平成27年2月12日閣議決定された。この中で、以下の平成26年度の経済動向、平成27年度の経済見通し及び平成27年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア) 平成26年度の経済動向

平成26年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さがみられ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなった。

こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどがあると考えられる。こうした状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、平成26年12月27日に「緊急経済対策」が閣議決定された。雇用・所得環境が改善するなか、経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、好循環が進展する中で、消費税率の引上げの影響もあって前年度よりも高い伸び となっているが、原油価格の低下等により物価上昇のテンポは若干緩やかとなり、消費者物価(総合)は 3.2%程度の上昇と見込まれる。

この結果、平成26年度の実質国内総生産(実質GDP)成長率はマイナス0.5%程度、名目国内総生産(名目GDP)成長率は1.7%程度と見込まれる。

(イ) 平成27年度の経済見通し

平成27年度の我が国経済は、「緊急経済対策」など、「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進や政労使の取組等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

物価については、原油価格低下の影響はあるものの、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等もあり、消費者物価上昇率は1.4%程度となり、GDPデフレーターも上昇が見込まれるなど、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

この結果、平成27年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.7%程度と見込まれる。 なお、先行きのリスクとしては、海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向等に留意する必要がある。

(ウ) 平成27年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「三本の矢」からなる経済政策(「アベノミクス」)を一体的に推進することにより、経済の好循環を確かなものとする。このため、政労使の取組や成長戦略を着実に実行することにより、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、経済の好循環の更なる拡大を実現するとともに、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って「緊急経済対策」を実施し、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせていく。

また、強い経済の実現による税収の増加等と、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出す。このため、平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図る。デフ

レ脱却、経済再生への取組を進めつつ、平成27年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP 比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせ た基礎的財政収支を2020年度(平成32年度)までに黒字化するという目標を堅持する。平成27年度 予算等を踏まえて、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020年度(平成32年度)の黒字化目 標の達成に向けた具体的な計画を平成27年の夏までに策定する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

■の予算

政府は、「平成27年度予算編成の基本方針」(平成26年12月27日閣議決定)及び「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成27年1月14日、平成27年度予算政府案を閣議決定した。

平成27年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

(ア) 平成27年度予算の基本的な考え方

a 歳出の重点化・効率化と財政の信認確保

東日本大震災からの復興を加速するとともに、「経済の好循環」の更なる拡大を実現し本格的な成長軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取組 — 地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保 — を強力に推進する。

平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図る。このため「新しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策を厳に絞り込んで措置する。

民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体とし て講じるものを重視し、メリハリのついた予算とする。

デフレ脱却、経済再生への取組を進めつつ、平成27年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。

このため、国の一般会計において、非社会保障経費については、全体としては平成26年度に比べてできる限り抑制し、社会保障経費についても、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、効率化・適正化を図り、平成26年度からの増加を最小限に抑える。その際、消費税率10%引上げ時に想定されていた施策について消費税率8%を前提に優先順位付けを行う。

これらの取組により、平成27年度予算において「中期財政計画」に基づき、国の一般会計の基礎的財政収支をできる限り改善させる。また、新規国債発行額について、平成26年度予算に比し着実に減少させる。

b 主な歳出分野における取組

国の一般会計歳出に占める割合が高い分野における取組の基本的な考え方は以下のとおりである。 他分野においても、経済社会構造の変化に対応しつつ、重点化・効率化を進めていく。

(a) 社会保障

世界に冠たる社会保障を次世代にしっかり引き渡していくため、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な社会保障制度の確立に向けて着実に取組を進める。

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。

医療・介護を中心に、社会保障給付について、都道府県ごとの医療提供体制と地域の医療費の差にも着目した医療費の適正化の推進、介護職員の処遇改善等の推進と経営状況等を踏まえた介護報酬の適正化、協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置、生活困窮者に対する自立支援の強化と生活保護の適正化に取り組むなど、徹底した効率化・適正化を行うことで極力全体の水準を抑制する。

また、消費税率8%への引上げによる財源を活用し、子育て支援など社会保障の充実を図りつつ、

第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

高齢世代への給付が中心となっている構造を見直し、全世代型の社会保障への転換を進める。

(b) 社会資本整備

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する。その際、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災対策、老朽化対策などの諸課題への一層の重点化を図る。

また、選択と集中を徹底するほか、インフラの維持管理・更新に係る中長期的なコストの縮減・ 平準化や、現場の担い手の確保・育成を図るとともに、PPP/PFIの推進により民間活力の発揮を図 る。

(c) 地方財政

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを 進めるため、地方の税収動向等も踏まえ歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入 面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図 る。

国の歳出の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保することでメリハリを効かせ、歳出の効率化・重点化を図るとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(d) 行政の徹底的な効率化

社会保障・税番号制度の導入に向けて準備を進めるとともに、行政のICT化と業務改革を進める。

国家公務員の構造的な人件費の増加の抑制や、国の行政機関の機構・定員の厳格な管理により、総人件費の抑制を図るとともに、地方公共団体に対し、国の給与制度の総合的見直しを踏まえ、地域民間給与のより的確な反映など適切な見直し等を要請する。

各府省庁の事業について、基金方式は真に必要な事業に絞り込むとともに基金の余剰資金の国庫 返納に努めることを含め、毎年度のPDCAサイクルの下、行政改革推進会議の指摘事項を的確に 反映し、効果的・効率的な予算を実現する。

このような方針に基づいて編成された平成27年度の一般会計予算案の規模は96兆3,420億円で、前年度当初予算と比べると4,596億円増加(0.5%増)となっており、基礎的財政収支対象経費は72兆8,912億円で、前年度当初予算と比べると2,791億円増加(0.4%増)となっている。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は3兆9,087億円で、前年度当初予算(3兆6,464億円) と比べると2,623億円増加(7.2%増)となっている。

財政投融資計画の規模は14兆6,215億円で、前年度計画額と比べると1兆5,585億円減少(9.6%減)となっている。

(2) 地方財政計画

平成27年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ることとしている。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)及び「中期財政計画」に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を適切に確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとしている。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ

別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

なお、地方財政審議会からは、平成26年6月5日に「地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見」(以下「平成26年6月地財審意見」という。)及び平成26年12月26日に地方一般財源総額の確保や地方創生への対応などを含む「今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見」(以下「平成26年12月地財審意見(地方財政関係)」という。)(附属資料参照)が述べられている。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成27年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定している。

ア 通常収支分

- (ア) 地方税制については、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率(国・地方)10%(地方消費税率(消費税率換算)2.2%)への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更することにあわせ、平成27年度地方税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革としての法人事業税の所得割税率引下げ・外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等のための税制上の措置を講じる。また、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しや軽自動車税へのグリーン化特例の導入など車体課税の見直し等のための税制上の措置を講じる。
- (イ) 地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を 見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外する。
- (ウ) 地方交付税率の見直しを実施してもなお生じる地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。
 - a 財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等により対処することとした残余については、平成26年度に講じた平成28年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
 - b これに基づき、平成27年度の財源不足見込額7兆8,205億円については、次により補塡する。
 - (a) 地方交付税については、国の一般会計加算により2兆1,155億円(うち「地方交付税法」 附則第4条の2第2項の加算額3,926億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚 書第3項(2)及び平成27年1月12日付け総務・財務両大臣覚書第7項に定める平成27 年度における「乖離是正分加算額」400億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額 2,300億円並びに臨時財政対策特例加算額1兆4,529億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」 附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債 権金利変動準備金3,000億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- (b) 「地方財政法」第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を4兆5,250億円発行する。
- (c) 建設地方債(財源対策債)を7.800億円増発する。
- c 上記の結果、平成27年度の地方交付税については、16兆7,548億円(前年度比1,307億円、0.8%減)を確保する。
- d 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」附則第4条第1項に基づき、 3,000億円の償還を実施する。
- (エ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- (オ) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社

第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域 の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

- a 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな 施策を可能にする観点から、一般行政経費に新たに「まち・ひと・しごと創生事業費」を1兆円 計上している。
- b 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化等のために必要な経費として、新たに「公共施設等最適化事業費」を1,000億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円(前年度同額)確保することとし、全体で前年度に比し0.9%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- c 消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て 支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革及び難病等に係る公平かつ 安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要 の財政措置を講じる。
- d 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を 行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切 に対処する。
- e 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- f 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (カ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。
- (キ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,898億円を確保する。
 - ・ 直轄・補助事業に係る地方負担分4,215億円
 - ・ 地方単独事業分953億円
 - ・ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分730億円
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金 で確保する。
- c 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独 事業費及び「地方税法」等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事 業費を計上する。

(イ)全国防災事業

- a 地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度~平成35年度)による地方税の収入見込額として708億円を計上するとともに、一般財源充当分として275億円を計上する。
- b 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- c 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成27年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は85兆2,710億円で、前年度と比べると1兆9,103億円増加(2.3%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2兆60億円で、前年度と比べると443億円増加(2.3%増)、全国防災事業が4,905億円で、前年度と比べると2,384億円増加(94.6%増)となっている。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は37兆4,919億円で、前年度と比べると2兆4,792億円増加(7.1%増)(道府県税16.2%増、市町村税0.5%増)、地方譲与税は2兆6,854億円で、前年度と比べると710億円減少(2.6%減)、地方特例交付金は1,189億円で、前年度と比べると3億円減少(0.3%減)、地方交付税は16兆7,548億円で、前年度と比べると1,307億円減少(0.8%減)、国庫支出金は13兆733億円で、前年度と比べると6,242億円増加(5.0%増)、地方債(普通会計分)は9兆5,009億円で、前年度と比べると1兆561億円減少(10.0%減)となっている。

歳出では、給与関係経費は20兆3,351億円で、前年度と比べると63億円減少(0.0%減)となっている。なお、地方財政計画における職員数については、4,020人の純減としている。一般行政経費は35兆589億円で、前年度と比べると1兆8,395億円増加(5.5%増)となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆9,964億円で、前年度と比べると428億円増加(0.3%増)となっている。公債費は12兆9,512億円で、前年度と比べると1,233億円減少(0.9%減)、投資的経費は11兆10億円で、前年度と比べると25億円減少(0.0%減)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆2,758億円で、前年度と比べると479億円増加(0.9%増)となっている。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は5,898億円で、前年度と比べると175億円増加(3.1%増)、国庫支出金は1兆3,717億円で、前年度と比べると364億円増加(2.7%増)などとなっている。歳出では、一般行政経費は5,723億円で、前年度と比べると373億円増加(7.0%増)、投資的経費は1兆3,874億円で、前年度と比べると31億円減少(0.2%減)などとなっている。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では国庫支出金は1,524億円で、前年度と比べると788億円増加(107.1%増)、地方債は2,397億円で、前年度と比べると1,414億円増加(143.8%増)などとなっている。歳出では公債費は983億円で、前年度と比べると181億円増加(22.6%増)、投資的経費は3,922億円で、前年度と比べると2,203億円増加(128.2%増)となっている。

また、平成27年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆9,242億円(普通会計分9兆5,009億円、公営企業会計等分2兆4,233億円)で、前年度と比べると9,059億円減少(7.1%減)となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が425億円(普通会計分355億円、公営企業会計等分70億円)で、前年度と比べると118億円減少(21.7%減)となり、全国防災事業が2,397億円(普通会計分)で、前年度と比べると1,414億円増加(143.8%増)となっている。

(3) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

(ア)通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会 資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応し た事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成27年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,397億円(前年度2兆5,612億円)を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆4,233億円(前年度2兆2,731億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

- a 簡易水道事業及び下水道事業 (流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。) については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、 臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償 還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。) を後年度において 基準財政需要額に算入する。
- b 病院事業については、地域の医療提供体制の確保等の観点から、平成27年3月までに新たな公立 病院改革ガイドラインを策定する予定であり、また、引き続き公立病院の再編等を推進するため、所 要の地方財政措置を講じる。
- c 地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、平成27年度から平成31年度までの5年間、公営企業会計の適用に要する経費について公営企業債を措置することとし、下水道事業及び簡易水道事業の元利償還金については、その一部を後年度において基準財政需要額に算入する。
- d 長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うことができるよう、財政融資資金に係る公営企業 債のうち上下水道事業等について、施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長する。

(イ) 東日本大震災分

a 復旧・復興事業

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対してはその全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において263億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分70億円を計上する。

b 被災施設借換債

旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構資金も含む。)によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還(補償金が課されない強制繰上償還)を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換債を発行可能とし、被災施設借換債15億円を計上する。

国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,816億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,618億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(2,642億円)に対し、国及び都道府県が一部(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)を負担することとし、その所要額(1,321億円)について地方交付税措置を講じる。なお、当該事業については、消費税財源を活用して、平成 27年度から拡充されることとなる。
- (エ) 高額医療費共同事業 (3,364億円) については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2) を負担することとし、その所要額 (841億円) について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出し について、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。

(カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(487億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3)を負担することとし、その所要額(162億円)について地方交付税措置を講じる。

分 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担(都道府県3/4、市町村1/4)することとし、その所要額(2,702億円)について地方交付税措置を講じる。

平成27年度は、低所得者の保険料軽減措置(均等割9割・8.5割、所得割5割軽減)及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置(均等割9割軽減)について継続される。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成27年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置され、所要額が平成27年度予算に計上されるとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じる。

なお、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合(2割)に見直すこととされており、所要額が平成27年度予算に計上されている。

- (イ) 高額医療費負担金 (2,825億円) については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2) を負担することとし、その所要額 (706億円) について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(172億円)に対して国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)を負担することとし、その所要額(57億円)について地方交付税措置を講じる。
- (工) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者 医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

公営競技納付金制度の延長

公営競技納付金制度は、公営競技(地方競馬、競輪、オートレース、ボートレース)施行団体のうち、 一定の黒字団体が、収益の一部を地方公共団体金融機構に納付し、同機構において基金に積み立て、その 運用益等を活用することにより、地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる仕組みである。

公営競技施行団体に偏在する収益金の全国的な均てん化を図る目的で昭和45年度に創設され、累次の 見直しを経て、現行の公営競技納付金制度は平成27年度までとなっている。

今般、制度を活用している地方公共団体からの要望や「平成26年12月地財審意見(地方財政関係)」を受け、公営競技の経営状況を踏まえた暫定的な軽減措置を講じた上で、平成32年度までの延長を図ることとし、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第189回国会に提出したところである。

第一部

最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1 まち・ひと・しごと創生

(1) まち・ひと・しごと創生の動き

我が国は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えている。人口減少を契機に、地方は「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環の連鎖に陥る可能性が高く、地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれは衰退し、我が国全体の競争力が弱まることは避けられない。我が国が直面するこうした構造的な課題に正面から対処するため、国は、平成26年9月3日に、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、人口減少克服・地方創生の実現に向けて政府一丸となって取り組むこととした。

人口減少克服・地方創生の実現のためには、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつ くり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。地方に、「しごと」が「ひと」を 呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこ と、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられ る社会環境をつくり出すことが急務である。その実現に向け、国は、平成26年11月21日に、地方創生 の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法案」及び活性化に取り組む地方公共団体を国が一体的に支 援する「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連2法案を成立させるとともに、同年12月 27日には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、2060年に1億人程度の人口を確保する長期展望を提 示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」という。)及びこれを実現するた めの今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総 合戦略」という。)を閣議決定した。総合戦略においては、「地方における安定した雇用を創出する」、「地 方への新しいひとの流れをつくる | 、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 、「時代に合った 地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標の下、地方にお ける30万人分の若者雇用を創出すること、東京圏への転出入を均衡させること等を、2020年までの成 果指標として定め、それぞれに政策パッケージを示している。また、政策パッケージの進捗について、重 要業績評価指標(KPI(注1))で検証し、改善する仕組み(PDCAサイクル(注2))を確立することとし ている。

今後、地方が自ら考え、責任をもって地方創生を推進する観点から、地方公共団体が、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、その特性に応じた取組を実施することとしている。これに対して、国は、ビッグデータを活用した「地域経済分析システム」を整備するとともに、各地域の取組を支援する関係施策の内容等をパッケージ化し、ワンストップ型の執行体制の整備に努める。さらに、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ等の人材支援とともに、地方創生の先行的な取組を支援する新しい交付金措置や地方財政措置などの財政支援を実施することとしている。

このように、国と地方が手を携えて、人口減少克服・地方創生の実現に力強く取り組むことにより、活力ある日本社会の未来を切り開いていくことが期待される。

- (注1) Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標として、「『日本再興戦略』改訂 2014」(平成 26年6月24日閣議決定)でも設定されている。
- (注2) Plan-Do-Check-Actionの略。Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善) の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

(2) まち・ひと・しごと創生に係る地方財政措置

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度の地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設し、1兆円を計上した。また、新規分の財源は、地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮している。

まち・ひと・しごと創生事業費の財源及び地方交付税における算定は、以下のとおりである。

ア まち・ひと・しごと創生事業費1兆円の財源

- (ア) 既存の歳出の振替え(0.5兆円)
 - ・ 地域の元気創造事業費 (平成26年度0.35兆円) の全額
 - ・ 歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)(平成26年度1.2兆円)の一部(0.15兆 円)
- (イ) 新規の財源確保(0.5兆円)
 - ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果 0.1 兆円
 - ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 0.3 兆円
 - ・ 過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用 0.1兆円
 - ※今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針

✓ 地方交付税における算定

- ・ 普通交付税において、各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を、既存の「地域の元気創造事業費」(平成26年度創設)及び新たに創設する「人口減少等特別対策事業費」により算定する。
- ・ 「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと 創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映する。
- ・「地域の元気創造事業費」については、現行の算定方法を基本的に継続する。

(3) 地域経済イノベーションサイクルを核とした地域の経済構造改革

我が国の人口減少の大きな要因は、若者が雇用を求め、出生率の低い東京圏へ流出することである。こうした中、東京への一極集中に歯止めをかけ、人の流れを変え、地域資源や恵まれた生活環境を活かして、多くの雇用機会を創出することが必要である。このため、地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」の推進等により、自治体を核としたローカル・アベノミクスを強力に推進し、地域経済の好循環を生み出すとともに、税収増に直結する地域の経済構造改革を進めることとしている。

☑ 「ローカル 10,000 プロジェクト」の推進

地域金融機関の預貸率が地方圏を中心に低下し、資金の余剰感が強まる中で、地域活性化の視点から、各地域で豊富な資金を特色ある地域資源や地域の人材と結びつけて、需要創造型のイノベーションを起こし、新たに持続可能な資金循環を創造することが必要である。そこで、地域の資源と地域金融機関の資金を活用して自治体が核となって業を起こし、雇用を創る「地域経済イノベーションサイクル」を全国展開し、地域からの日本経済の再生を図ることとしている。地域経済イノベーションサイクルの構築に当たっては、関係者のつながりとして、産業界(産)、大学等(学)、地域金融機関(金)、地方公共団体(官)の産学金官地域ラウンドテーブルを構築・活用していくことが有効である。

平成26年5月19日に経済財政諮問会議に提出された「「地域の元気創造プラン」による地域からの成長戦略」を踏まえ、総務省と中小企業庁等が共同して「ローカル10,000プロジェクト」を推進している。このプロジェクトは、産学金官地域ラウンドテーブルを基盤に、産業競争力強化法に基づき市町村が創業支援事業計画を作成し、地域密着型企業を全国で1万事業程度立ち上げようとするものである。地域密着型企業とは、雇用吸収力が大きく、地元の原材料を活用し、地域金融機関の融資を伴うものである。すな

わち、地域の人材と資源と資金を組み合わせ、生産性の高い事業を地域で次々に立ち上げることで、地域 の人々の所得向上につながることが期待される。

そこで、「地域経済循環創造事業交付金」により、都道府県及び市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進することとしている。これまでに197事業が実施され、67億円の交付金に対して、72億円の地域金融機関による融資が誘発されるなど、地域経済への様々な波及効果が期待されている。

また、平成26年度は、産学金官地域ラウンドテーブルの取組、創業支援事業計画の作成及び「ローカル10,000プロジェクト」の推進に要する経費について、地方交付税措置を講じるとともに、地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資について、所要の地方財政措置を講じることとしている。

✓ 分散型エネルギーインフラプロジェクト

電力の小売自由化(平成28年目途)で新たに生まれる市場を地域経済の活性化につなげるため、再生可能エネルギー、コジェネレーション等の分散型エネルギーを整備することで、多様な新規企業を喚起するとともに、地域内で得られるエネルギーを有効活用し、自立的で持続可能な災害に強い地域づくりを進めることが期待される。

分散型エネルギーインフラの整備は、地域生活の安定、地域新産業の創出、都市環境の向上等、多大な公共的な外部効果を有するものの、費用負担時と資金の回収時期とに長期のギャップが存在すること、多様な関係者との意見調整が必要なこと等から、地域経営の主体としての地方公共団体の積極的な関与が重要である。

そこで、総務省においては、平成25年度に31団体(10パターン)においてプロジェクト導入に向けた予備調査を実施し、平成26年度には14団体(13地域)における「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)」の策定を支援するとともに、「自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」を開催し、地域分散型のエネルギーインフラ整備の標準的なプロジェクト導入モデルを構築することとしている。

ゆ 地域の生産性向上に資するプラットフォームの構築

地方への人や企業の流れを作っていくため、総務省と地方公共団体の共同データベースである「地域の 元気創造プラットフォーム」に日本貿易振興機構(ジェトロ)及び中小企業基盤整備機構を接続させ、企 業の地方への誘致や地元産品の海外への販路開拓等の取組を推進することとしている。

また、「公共クラウド」により、地方公共団体が保有する行政データのオープン化を通じて、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラの整備を推進することとしている。さらに、地方公共団体が中心となって、官民連携の情報システムをクラウドで提供する「地域サービスイノベーションクラウド」を構築することで、個々の中小企業者が低コストでシステム化が可能となるばかりでなく、生産性向上と賃金の向上にも直結することが期待される。

加えて、地方の公共施設を民間事業者のビジネス拠点として提供する「公共施設のオープン・リノベーション」の推進等により、官民連携して中小企業の生産性向上を支援し、地域全体の所得の向上を図ることとしている。

(4) 地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進

ア経緯

今般、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して「地方への新しいひとの流れをつくる」取組や「地方にしごとをつくる」取組を実施することが期待されている。

とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くこと

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

のできる雇用を創出することが重要である。

このため、地方大学への進学、地元企業への就職や都市部の大学から地方企業への就職を促進するよう、関係省庁が連携して、大学や地方公共団体を支援することが必要となった。

これらを踏まえ、「地方大学を活用した雇用創出、若者定着の取組の促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知)を発出し、地方公共団体に地方大学を活用した雇用創出・若者定着に積極的に取り組むよう要請するとともに、特に公立大学については、地方公共団体が設置する大学として、地域課題の解決に取り組む使命を有していることから、積極的な取組を促している。

1 施策の概要

支援策の概要は次のとおりである。

(ア) 「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

学生の奨学金返還を支援することにより、地方への定着を促進するものである。

地方公共団体と地元産業界が協力して基金を造成し、総務省は、基金造成について特別交付税措置を講じることとしている。また、文部科学省は、所管する独立行政法人日本学生支援機構を通じて、将来の地域産業の担い手として地方公共団体が指定する分野へ進学した学生に対し、無利子奨学金の優先枠(地方創生枠)を設けるなど一定の優遇措置を行う。その上で、当該学生が地元に就職した場合、基金から一定の給付を行うものである。

(イ) 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

地方公共団体と国公私立大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して実施する雇用 創出・若者定着の取組を促進するものである。

総務省は、地方公共団体の取組に対して特別交付税措置を講じることとし、文部科学省は、国公私立大学等の取組に対して補助事業の採択により支援を行う。なお、公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、総務省が示す要綱に基づく取組の場合は、特別交付税措置を講じることとしている。

(5) 過疎対策等の条件不利地域の自立・活性化の支援

ア 基本的な考え方

過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部を支えている一方、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。

平成12年に制定・施行された「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)においては、経済性・効率性と都市文化を育む都市地域と並び、過疎地域を多様で豊かな自然環境、広い空間、伝統文化等を有する個性的な地域として位置づけ、両者の共生・対流により相互に機能を補完し合いつつ発展し、美しく品格ある多様性に富んだ国土を持つ国を目指すことを目的としている。

これらのことを踏まえ、条件不利地域と都市が共生するという日本型の共生社会を実現するとともに、 都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保していくことが必要である。

具体的な取組内容

条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していくため、以下のような取組を進めている。

- 地域医療提供体制の確保
- ・ 企業誘致・雇用対策(スモールビジネスの振興等)
- 生活交通の確保(コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行)
- ・ 集落の維持・活性化対策(「集落支援員」による集落点検の実施、話し合いの推進等)
- ・ 都市から地方への移住・交流の促進(移住・交流推進機構(JOIN)や関連NPO法人との連携、 空き家活用によるU・Iターン促進対策等)

ウ 過疎法に基づく施策

過疎地域は、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」により判定され、過疎地域に対しては、過疎対策事業債等の支援が行われる。

平成22年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」(平成22年法律第3号)が施行され、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効までの期限を6年間延長し、過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加などの改正が行われた。

平成24年度においては、東日本大震災の発生による過疎対策事業の遅延が想定されることから、法律失効までの期限を5年間延長する「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」(平成24年法律第39号)が6月27日に施行され、法の期限は平成33年3月末日までとなり、より長期的視野に立った過疎対策事業の展開が可能となった。

平成26年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」(平成26年法律第8号)が施行され、平成22年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加及び過疎対策事業債の対象施設の追加の改正が行われた。この改正により過疎対策事業債について、中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所、住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両、一般廃棄物処理のための施設、火葬場などの施設についても支援対象に追加されることとなった。

平成27年度においては、地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により魅力ある就業機会の創出を図るため、過疎対策事業債のハード事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する事業を新たに「地方創生特別分」として位置付け、優先して取り組むこととしている。

また、平成26年度に引き続き、過疎地域等自立活性化推進交付金により、先進的で波及性のあるソフト事業、定住のための空き家改修や団地の整備及び廃校舎等の遊休施設を活用して行う地域間交流施設等の整備に対して支援措置を講じるとともに、平成27年度から、基幹集落を中心に複数の集落で構成される集落ネットワーク圏の形成に対して支援措置を講じることとしている。

なお、平成26年4月1日現在での過疎関係市町村は797市町村となっており、過疎関係市町村の割合は46.4%となっている。

(6) 合併後の市町村の姿の変化に対応した地方交付税の算定

市町村合併については、人口減少・少子高齢化の進行等に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められたことを受けて、平成11年以降、積極的に推進されたところである。

その効果については、第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日。以下「第30次地方制度調査会答申」という。)において、職員配置の適正化等の行財政の効率化や、広域的なまちづくりの推進などの成果が現れているものと評価されている一方で、市町村合併による行政区域の広域化に伴い、旧市町村地域の振興や公共施設等の統廃合の難航等の課題に加え、住民の立場からは、住民の声の行政への適切な反映などについて課題が生じている場合があるとも指摘されている。このような観点から、同答申や「平成25年12月地財審意見」においては、支所機能の重要性や行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要と指摘されたところである。

こうしたことから、平成26年度以降合併算定替の特例期間が終了する団体が増加することも踏まえ、平成26年1月に「市町村の姿の変化に対応した交付税算定について(案)」をとりまとめ、地方交付税の算定において、合併後の市町村の財政需要を的確に把握することにより、合併時点では想定されなかった財政需要を交付税算定に反映させることとしたところである。具体的には、平成26年度以降5年程度の期間で、①支所に要する経費の算定、②人口密度等による需要の割増し、③標準団体の面積の見直しを行うこととし、①については平成26年度から3年間をかけて先行的に実施、②③については、平成27年度以降、順次交付税算定に反映することとしたところである。

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

これを受けて、平成26年度の普通交付税算定では、市町村の一本算定に、旧市町村ごとに一定規模の支所が存在するものとみなして(本庁が存在する旧市町村は除く)、支所に要する経費を加算したところであり、今後、平成28年度にかけて段階的に増額することとしている。

また、「平成26年12月地財審意見(地方財政関係)」においても、引き続き、市町村の姿の変化に対応して、地方交付税の算定に適切に反映していく必要があると指摘されている。こうしたことから、平成27年度において、①について、支所に要する経費の算定を継続するとともに、②③についても、消防費、清掃費及びこれらに係る離島の増嵩経費について、見直しを行うこととしたところである。

このうち、②③について、具体的には、

- ・ 標準団体の面積の見直しに伴い、標準団体の消防出張所数等やごみ収集・運搬に要する経費を見直し
- ・ 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費の加算
- ・ 消防団に要する経費等について、人口密度に応じた補正の充実及びごみ収集・運搬経費について、 人口密度による補正の新設
- ・ 消防費、清掃費に係る離島・属島の増嵩経費の反映

について、平成27年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとしている。

さらに、平成28年度以降も引き続き、検診等に要する経費等について人口密度等による需要の割増し、 標準団体の面積の見直しを踏まえた単位費用の充実を図ることとしている。

2 地方自治を取り巻く動向

(1) 地方自治制度の見直し

地方自治制度の見直しについては、「地方自治法の一部を改正する法律」(平成26年法律第42号)が平成26年5月30日に公布された。改正法は、人口減少社会において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、国民がどこでも安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするための制度の見直し等を提言した「第30次地方制度調査会答申」を踏まえ、立案されたものである。

同法においては、大都市制度の改革として、指定都市制度について、①区の事務所が分掌する事務を条例で定め、②区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができる「総合区」制度を導入し、③「指定都市都道府県調整会議」を設置することとされた。また、④中核市制度と特例市制度を統合することとされた。

さらに、今後の基礎自治体の行政サービスの提供体制について、広域連携を一層進めていくため、新たな広域連携の制度として、⑤地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める「連携協約」制度の創設及び、⑥「事務の代替執行」制度の創設等が行われた。

(2) 連携中枢都市圏構想の推進

「第30次地方制度調査会答申」において、「都市機能の「集約とネットワーク化」の取り組みを一層促進するためには、地方中枢拠点都市の担うべき役割を整理すべきである。その上で、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。」とされたことを踏まえ、平成26年8月25日に「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を制定した。

地方中枢拠点都市圏構想は、地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、集約とネットワーク化の考え方に基づき、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積」及び「生活関連機能サービスの向上」といった役割を積極的に果たすことにより、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成することを目的としている。

圏域の中心都市が地方中枢拠点都市宣言を行い、近隣市町村と平成26年の「地方自治法の一部を改正する法律」により創設された連携協約を締結し、圏域の将来像や具体的な取組を記載した地方中枢拠点都市圏ビジョンを策定することにより都市圏を形成することとなる。

地方中枢拠点都市圏の形成を推進するため、平成26年度は、先行的なモデルを構築するため9圏域に対して国費による支援を行っている。

その後、「総合戦略」の中で、地方中枢拠点都市圏と国土交通省の「高次地方都市連合」及び経済産業省の「都市雇用圏」を統一することとされた。その結果、「地方中枢拠点都市圏」は「連携中枢都市圏」となり、地方中枢拠点都市圏構想推進要綱を平成27年1月28日に一部改正し、「連携中枢都市圏構想推進要綱」としたが、連携中枢都市圏の施策目的及び形成手続は地方中枢拠点都市圏と同じである。

具体的な都市圏は、平成27年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を経て確定させることとしているが、従前の地方中枢拠点都市圏の要件に該当する61の都市圏は連携中枢都市圏の対象となる。

連携中枢都市圏構想を推進するため、平成27年度においても国費により連携中枢都市圏の形成の準備等を支援することとしているほか、連携中枢都市に対しては普通交付税措置及び特別交付税措置を、連携市町村に対しては特別交付税措置を講じることとしている。

また、関係各省の補助事業採択における配慮等による支援も行うこととしている。

こうした支援を通じ、連携中枢都市圏の形成は地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、全

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

ての対象都市圏において連携中枢都市圏が形成されるよう努めることとしている。

(3) 定住自立圏構想の推進

我が国は、平成20年をピークとして人口減少局面に入っており、特に地方圏においては、今後、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれている。このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。

「定住自立圏構想」とは、中心市と近隣市町村が連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、平成21年度から全国展開を行っている。

定住自立圏形成の手続は、人口5万人以上(少なくとも4万人超)の市が、圏域として必要な生活機能の確保について中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにする中心市宣言を実施し、中心市と隣接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係のある近隣市町村と定住自立圏形成協定を締結することとしている。中心市は、圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定し、これに取り組むこととしている。

平成27年1月末現在では、101団体が中心市宣言済み、84圏域(延べ400団体)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み、86団体が定住自立圏共生ビジョンを策定済みとなっており、全国で着実に定住自立圏構想による取組が進んでいる。

平成26年度は、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を強力に推進するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対する地方交付税措置を拡充するとともに、定住自立圏を含む市町村域を越えた圏域において、人・モノ・金等の流れを生み出す拠点等を構築して圏域の活性化を図る取組を委託調査事業として実施した。平成27年度は、定住自立圏におけるこれまでの取組について、人口の観点を含め取組成果に係る検証を実施することとしている。また、前年度に引き続き、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組、外部人材の活用等に対する地方交付税措置を講じるとともに、市町村域を越えた圏域において、人・モノ・金等の流れを生み出す拠点等を構築して圏域の活性化を図る取組を支援することとしている。

3 社会保障・税一体改革

(1) これまでの経緯

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。

また、消費税率の引上げ分は、全額、社会保障の充実と安定化に使われることとされている。

税制抜本改革については、平成24年8月10日に消費税率(国・地方)を平成26年4月より8%に、平成27年10月より10%に段階的に引上げを行うための「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号。以下「税制抜本改革法(国)」という。)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成24年法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。)が成立した。

社会保障制度改革については、平成24年8月10日に成立した「社会保障制度改革推進法」(平成24年 法律第64号)に基づき、内閣に設置された社会保障制度改革国民会議(以下「国民会議」という。)に おいて、議論が重ねられ、平成25年8月6日に報告書がとりまとめられた。

この報告書では、社会保障4分野について、抜本的な改革の方向性が示されるとともに、子育て・医療・介護など社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されていること等を踏まえ、制度改革については、地方公共団体の理解が得られるような改革とし、国と地方がそれぞれ責任を果たしながら、対等な立場で協力し合う関係を築くことが重要とされた。

さらに、「社会保障制度改革推進法」では、社会保障制度改革については、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講じることとされており、平成25年8月21日に「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」が閣議決定された。

この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして、平成25年12月5日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号。以下「プログラム法」という。)が成立した。

プログラム法においては、講ずべき社会保障制度改革の措置として、改革に向けた具体的な検討事項とその実施時期・法案の提出時期の目途について定められたほか、改革推進体制(社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の設置)や地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議なども定められた。

(2) 平成26年度の社会保障の充実

消費税については、平成25年8月26日から同年8月31日まで開催された「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」を経て、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、経済状況等を総合的に勘案した検討の結果、消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認された。

平成26年度においては、消費税・地方消費税の引上げに伴う増収額は5兆円程度とされ、うち社会保障の充実には0.5兆円程度(国:0.22兆円程度、地方:0.27兆円程度)が向けられ、内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.3兆円程度(国:0.14兆円程度、地方:0.16兆円程度)、医療・介護分野には0.2兆円程度(国:0.08兆円程度、地方:0.11兆円程度)となった。具体的な主な事業等は以下のとおりとなっている。

・ 子ども・子育て支援分野: ①保育緊急確保事業、②認可保育所運営費の拡充や社会的養護の充実、

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

③育児休業給付の給付率の引上げ

・ 医療・介護分野:①病床の機能の分化・連携を進めるための施設整備や在宅医療の推進、医療従事者の確保等を支援する新たな財政支援の仕組み(地域医療介護総合確保基金)を創設、②地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実・強化、③国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充や低所得者に配慮した高額療養費の見直し、④難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

(3) 平成26年通常国会での法律

プログラム法での規定を踏まえ、以下の社会保障制度改革関連法が第186回通常国会において成立した。

- ①次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年4月16日成立):次世代支援対策推進法の延長、新たな認定(特例認定)制度の創設
- ②雇用保険法の一部を改正する法律(平成26年3月28日成立): 育児休業給付の給付率の引上げ(休業開始後6月間につき50%→67%)
- ③地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年6月18日成立):地域医療介護総合確保基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化
- ④難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年5月23日成立): 難病及び小児慢性特定疾患に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、対象疾患の拡大、対象患者の認定基準の見直し及び類似の制度との均衡を考慮した自己負担の見直し

(4) 平成27年度の社会保障の充実

平成26年11月18日の内閣総理大臣記者会見において、平成27年10月の消費税率の引上げを18カ月延期する旨の方針が示された。この方針に基づき、平成27年1月14日に「平成27年度税制改正の大綱」が閣議決定され、平成27年通常国会には、消費税率引上げの時期の変更等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が提出されている。

また、「平成27年度予算編成の基本方針」において、消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施することとされた。これを受けて、消費税率(国・地方)8%への引上げによる平成27年度の増収額8兆円程度のうち、社会保障の充実には1.35兆円程度を充てることとし、プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果の活用とあわせて、国・地方合計で1.36兆円程度(国:0.68兆円程度、地方:0.68兆円程度)を社会保障の充実に活用することとなっている。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.52兆円程度(国:0.24兆円程度、地方:0.28兆円程度)、医療・介護分野に、医療・介護サービス提供体制改革や国保への財政支援の拡充を中心に、0.84兆円程度(国:0.44兆円程度、地方:0.40兆円程度)となった。具体的な主な事業等は以下のとおりとなっている。

- ・ 子ども・子育て支援の充実:平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度に係る量的拡充 と質の改善の実施
- ・ 医療・介護サービス提供体制改革:①地域医療介護総合確保基金について、医療分に加えて新たに 介護分を確保、②介護職員の処遇改善、③認知症施策等の推進等の地域支援事業の充実
- ・ 国保への財政支援の拡充: ①低所得者対策の強化のための財政支援(保険者支援制度)の拡充、② 財政安定化基金創設のための額を措置(複数年度にわたり基金造成予定)

(5) 平成27年通常国会での法案

プログラム法での規定を踏まえ、平成27年通常国会には「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)」が提出される予定である。

主な内容としては、国民健康保険制度の運営の在り方の見直しを実施し、平成30年度から都道府県が 財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割 を担うこととすること等である。

4 地方分権改革の推進

政府では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、地方が特色を持った地域づくりや地域に合った行政を展開することができるよう、国と地方の役割分担を見直し、地域の自主性・自立性を高めるため、地方分権改革の推進に取り組んでいる。

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

(1) 概況

地方分権改革については、「地方分権改革推進法」(平成18年法律第111号)による地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。以下「第1次地方分権一括法」という。)から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号。以下「第4次地方分権一括法」という。)までの4次にわたる一括法により、下記のとおり、地方に対する権限移譲及び規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)について、具体的な改革を積み重ねてきた。

平成26年には、地方公共団体等から地方に対する権限移譲及び規制緩和に係る提案を募る提案募集方式を導入し、地方の発意に基づく地方分権改革を推進している。

併せて、国民に地方分権改革の成果を実感してもらうため、情報発信や優良事例の展開等を図っている。

また、政府の地方分権改革の推進体制としては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が 政策決定機能を担い、地方分権改革担当大臣の下に開催されている地方分権改革有識者会議が調査審議機 能を担っている。さらに、地方分権改革有識者会議の下で、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等を 開催し、専門的な見地から検討を行っている。

(2) 地方に対する権限移譲・規制緩和に係るこれまでの取組

ア 権限移譲

地方分権改革においては、地方公共団体、特に住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地方公共団体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担うことができるようにすることが必要不可欠である。

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等については、第4次地方分権一括法等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲等については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。以下「第2次地方分権一括法」という。)、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号。以下「第3次地方分権一括法」という。)等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

また、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、上記の国から地方への事務・権限の 移譲等と併せて、第4次地方分権一括法の成立により、所要の法律の整備が行われた。

✓ 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)

地方分権を進めるためには、これまで国が一律に決定し地方公共団体に義務付け・枠付けを行ってきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し、実施することができるように改めてい

く必要がある。

義務付け・枠付けの見直しについては、第1次、第2次及び第3次地方分権一括法等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

義務付け・枠付けの見直しにより、これまで法令により全国画一的に定められていた公営住宅の入居・整備基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任することにより、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

(3) 提案募集方式による取組

残された課題であった国から地方への事務・権限の移譲等について第4次地方分権一括法が成立したことにより、地方分権改革推進委員会の勧告事項については一通り検討・対処を行い、地方分権改革は新たなステージを迎えた。

このため、これまでの20年の取組を総括するとともに、地方分権改革の今後の進むべき方向を明らかにするため、地方分権改革有識者会議の審議を経て、内閣府において「個性を活かし自立した地方をつくる~地方分権改革の総括と展望~」(平成26年6月)を取りまとめた。

この取りまとめでは、地方分権改革のミッションとして「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを 掲げ、従来からの課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視する観点から、地方に対する 権限移譲及び規制緩和に係る提案を地方公共団体等から募る「提案募集方式」や、権限移譲について、全 国一律の移譲が難しい場合には、希望する地方公共団体に選択的に移譲する「手挙げ方式」の導入を図る こととしている。

提案募集方式については、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権 改革推進本部決定)により導入が決定され、提案が募集された。

地方からの提案については、提案の最大限の実現に向けて、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門 部会において長時間に及ぶ審議が行われ、更に検討・調整が進められた。

この結果、地方分権改革推進本部及び閣議において、地方からの提案に対する政府としての対応方針を定める「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定。以下「対応方針」という。)が決定された。この「対応方針」の内容は、平成26年の地方からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するものである。

「対応方針」に盛り込んだ見直し事項のうち、主なものは以下のとおりである。

ア これまでの懸案が実現したもの

- ・ 農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・ 都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可権限等の国から都道府県への移譲(手挙げ方式 による移譲)
- ・ 事務処理特例制度により開発許可権限を有する市町村に係る都道府県開発審査会の運用見直し

■ 地域の具体的事例に基づくもの

- ・ 道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化
- ・ マイナンバー利用事務の拡大 (特定優良賃貸住宅に係る事務を追加)
- ・ 都市公園の廃止が可能である「公益上特別の必要がある場合」の明確化
- ・ 麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限の都道府県への移譲

ウ 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・ 国際ビジネス機の受入れに係るCIQ業務の臨機応変な対応
- 医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大
- ・ 三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、保育所の居室面積に関する基準

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

に係る規定を「標準」としている措置を平成31年度末まで5年間延長

- ・ 企業立地促進のための基本計画の同意に係る事前審査・事前協議の原則廃止等
- ・ 水素ステーションの設置(都道府県知事の許可等)に係る規制改革

■ 委員会勧告において対象としていなかったもの

(ア) 手挙げ方式による権限移譲

・ 消費者安全法に基づく事業者に対する報告徴収・立入調査等の対象区域の拡大

(イ) 政省令、通知等に基づく義務付け・枠付けの見直し

介護認定審査会委員の任期の条例委任

「対応方針」に盛り込んだ事項のうち、法律改正事項については、第5次地方分権一括法案等を平成27年通常国会に提出することを基本とするとともに、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化することとしている。また、引き続き検討を進めるものについては、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告することとしている。

加えて、地方公共団体において、移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、 地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助 言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施することとしている。

(4) 地方税財源の充実確保

自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実 確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが重要である。ま た、インフラ整備や治安、社会保障など、行政サービスの多くは地方公共団体が直接の担い手となってい ることに鑑みれば、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化すること が重要である。

なお、地方財政審議会からは、「平成26年6月地財審意見」及び平成26年12月19日に地方税の充実 確保や法人税改革などを含む「平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」(附属資料参照) が述べられている。

このような観点から、地方税制において以下の改正を行うこととしている。

| | 消費税率 (国・地方) 10%への引上げ時期の変更等

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月1日に予定されていた消費税率(国・地方)10%(地方消費税率は消費税率換算で2.2%)への引上げ等の施行日を平成29年4月1日とするとともに「税制抜本改革法(地方)」附則第19条第3項を削除することとされている。なお、「税制抜本改革法(国)」附則第18条第3項についても、同様に削除することとされている。

また、「平成27年度税制改正大綱」(平成26年12月30日 自由民主党・公明党)において、平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率(国・地方)10%段階の車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされている。

✓ 法人税改革(法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等)

法人課税を成長志向型の構造に変える法人税改革の一環として、法人事業税において資本金1億円超の 普通法人に導入されている外形標準課税(付加価値割、資本割)を、2年間で、現行の4分の1から2分 の1に段階的に拡大し、見合いの所得割を引き下げることとしている。

この結果、国税の法人税の税率引下げとあわせ、法人実効税率を現行の34.62%から31.33%(平成28年度)に引き下げることとしている。

ウ ふるさと納税の拡充

ふるさと納税制度について、地方創生を推進するため、

・ 特例控除額の上限を、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充

・ 申告手続の簡素化として「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設 を行いつつ、併せて、返礼品送付について寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を地方団体に要請す ることとしている。

国定資産税

土地に係る固定資産税の負担調整措置については、商業地等の据置特例の対象土地における税負担の不均衡や、現行の一般市街化区域農地の負担調整措置により生じている不均衡等の課題がある一方、現下の最優先の政策課題はデフレ脱却であること等から、平成27年度から平成29年度までの間、条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとし、次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、これらの課題への対処について検討を進めることとされている。

5 行財政改革の推進

(1) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民 への説明責任を果たす見地から、目標の数値化やわかりやすい指標の活用を図りつつ、給与情報等公表シ ステムにより給与及び定員の公表を行うなど、定員管理や給与の適正化などの取組を行っている。

給与については、平成18年の国の給与構造改革の取組を踏まえた給料表水準の引下げ等を実施してい る。

また、平成26年10月7日に「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定され、その中 で国家公務員の給与については、給与制度の総合的見直しを実施することとされ、地方公務員給与につい ても、国の見直しを踏まえ、人事委員会機能を発揮することなどにより地域民間給与のより的確な反映な ど適切に見直しを行うよう要請することとされたところである。

地方公共団体の総職員数については、第51表のとおり、平成21年4月1日から平成26年4月1日ま での5年間で、都道府県2.7%減、政令指定都市2.9%減、政令指定都市を除く市区町村5.8%減となって おり、全地方公共団体では3.9%の減少となった。

第51表 地方公共団体の定員管理の状況について

○平成26年4月1日現在

(単位 人、%)

		実	績				
区 分	平成21年4月1日 職員数	平成26年4月1日 職員数	増減数	増減率			
都 道 府 県	1,542,705	1,500,524	△ 42,181	△ 2.7%			
一般行政部門等	333,537	307,312	△ 26,225	△ 7.9%			
政令指定都市	244,803	237,822	△ 6,981	△ 2.9%			
市区町村	1,067,598	1,005,308	△ 62,290	△ 5.8%			
合 計	2,855,106	2,743,654	△111,452	△ 3.9%			

出典: 「総務省地方公共団体定員管理調査」

(注) 1 職員数の実績については、市町村合併、政令指定都市への移行等を考慮して、各地方公共団体から報告のあった数値。2 一般行政部門等は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の合計。

(2) 地方公営企業等の改革

ア 地方公営企業の抜本改革の推進

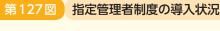
地方公営企業が、将来にわたり本来の目的である公共サービスの供給を行っていくためには、経営環境 の変化に適切に対応し、事業の在り方を絶えず見直していくことが求められている。総務省においては、 地方公共団体財政健全化法が平成21年4月から全面施行されたこと等を踏まえ、平成21年度から平成 25年度までの間に、公営企業の抜本改革についての全国的な取組を集中的に推進した。この結果、財政 健全化指標の1つである資金不足比率において経営健全化基準以上である公営企業数が大幅に減少(平成 25年度決算においては、平成20年度決算から70.5%減)するなど、一定の成果をあげたところである。

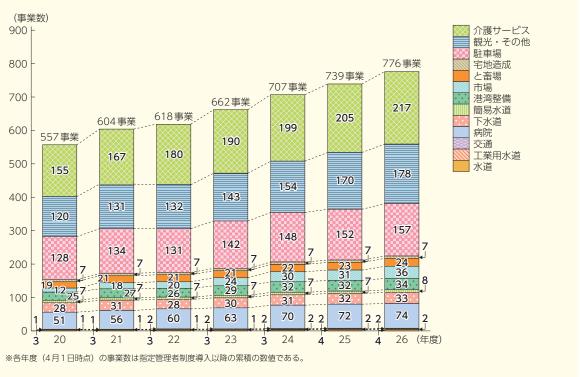
また、事業廃止、民営化・民間譲渡、指定管理者制度の導入等も進捗を見せている。第125図に示さ

れるように、平成16年度以降における事業廃止の事業数は368事業となっている。各事業について平成16年度決算対象事業数に対する平成16年度以降の事業廃止数の割合をみると、宅地造成事業14.8%(92事業)、と畜場事業13.8%(11事業)、観光施設事業・その他事業11.6%(58事業)の割合が高い。また、第126図に示されるように、平成16年度以降における民営化・民間譲渡の事業数は272事業となっている。各事業について平成16年度決算対象事業数に対する平成16年度以降の民営化・民間譲渡数の割合をみると、ガス事業40.4%(19事業)、交通事業21.6%(24事業)、介護サービス事業18.6%









(143事業)の割合が高い。さらに、指定管理者制度については、第127図に示されるように、平成26年度時点での導入済事業数は776事業(都道府県・政令指定都市等121事業、市町村等655事業)となっており、各事業について平成15年度決算対象事業数に対する指定管理者制度導入(平成15年度)以降の導入数の割合をみると、駐車場事業61.1%(157事業)、観光施設事業・その他事業32.0%(178事業)、と畜場事業28.9%(24事業)の割合が高い。

平成26年度以降の経営健全化等についての考え方

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要である。抜本改革が一定の成果をあげる一方、公営企業は、現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化による更新投資、サービス需要の変化や人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境が厳しさを増しつつある。

このため、各地方公共団体にあっては、平成26年度以降においても、自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが必要である。

(ア)経営のあり方の検討

各地方公共団体が公営企業の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証し、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うことが求められる。

また、事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡、指定管理者制度やPPP/PFI(公共施設等運営権方式(いわゆるコンセッション方式)を含む。)の導入等について検討を行うことが必要となる。

なお、民間能力の活用等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」や「『日本再興戦略』改訂 2014」においても示されているところである。

(イ)経営戦略の策定

経営のあり方について検討を行った結果、引き続き公営企業として事業を行うこととした場合には、自 らの経営等について的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹 底した効率化、経営健全化を行うことが求められる。

このため、総務省においては、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知)を発出し、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定と、これに基づく経営基盤強化、効率化・経営健全化等について、手順・留意点等を示したところである。

各公営企業においては、「経営戦略」を策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことが強く求められる。

なお、公営企業の経営に関するこのような取組の考え方については、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、「公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。」として示されているところである。

ウ 地方公営企業会計制度等の見直し

地方公営企業の会計制度については、「地方公営企業会計制度等研究会」の報告書(平成21年12月) を踏まえ、昭和41年以来のほぼ半世紀ぶりとなる全面的な見直しを進めてきた。

(ア)資本制度の見直し

公営企業の経営の自由度を高めるとともに、住民等への情報開示や議会の関与を強め、地方公共団体が自らの責任において経営を行っていくことができるようにするため、資本制度の見直しを行った。

具体的には、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する 法律」による「地方公営企業法」の改正により、利益処分や資本の取扱い等に関する制約が廃止され、議 会の議決又は条例のもとで、経営判断に基づく処分等が可能となった(平成24年4月施行)。

(イ) 会計基準の見直し

地方公営企業の経営実態をより的確に把握できるようにするとともに、損益計算書及び貸借対照表を他の地方公営企業や他のセクター等と比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとするため、会計基準の見直しを行った。

主な見直しの内容は、①借入資本金を負債に計上すること、②みなし償却制度を廃止すること、③退職給付引当金等の引当てを義務化すること等であり、地方公営企業の特性等を適切に勘案しながら、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとなっている。関係政省令の一部改正については、平成24年2月1日から施行され、新しい会計基準は平成26年度の予算及び決算から適用(早期適用も可能)される。

各地方公営企業においては、どの程度の赤字・黒字の構造か、どの程度公的支援に依存しているかなど を検証するとともに、経費縮減や適切な料金水準の検討等の経営改革に活用していくことが重要である。

■ 公営企業会計の適用促進

会計基準の見直しにより、地方公営企業の経営実態をより的確に把握できるようになった。しかし、新会計基準が適用される地方公営企業は、「地方公営企業法」で当然適用とされた8事業(上水道、工業用水、バス、軌道、地下鉄、電気、ガス、病院)及び財務規定等を各公営企業が任意適用することとした事業であり、これを平成25年度末事業数でみると、全地方公営企業8,703事業のうち3,033事業となっており、全体のほぼ3分の1程度にとどまっている。

各公営企業が経営基盤の強化等により的確に取り組むためには、自らの損益・資産等を正確に把握することが必要であり、地方公営企業法を適用していない公営企業においては、同法の全部又は一部を積極的に適用し公営企業会計を導入することが必要である。特に、資産の規模が大きく、また、住民生活に密着したサービスを提供する簡易水道事業及び下水道事業については、基本的に公営企業会計を導入することが必要である。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」においても「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する」こととされている。

総務省においては、平成27年1月、人口3万人以上の団体が経営する下水道事業及び簡易水道事業を

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

重点事業として、平成27年度から平成31年度までの集中取組期間内に、「地方公営企業法」の全部又は 一部(財務規定等)を適用するよう各地方公共団体に対して「公営企業会計の適用の推進について」(平 成27年1月27日付け総務大臣通知)を発出し、要請を行った。

また、平成26年6月から「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」を開催し、財務規定等の適用 を円滑かつ着実に推進するため、地方公営企業法の財務規程等の適用に関する実務的な取扱いの整理を行 い、平成27年1月にその内容を「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」としてとりまとめるなど、 各地方公共団体の取組に対する各種の支援を行っている。

第三セクター等の抜本的改革の推進

(ア)第三セクター等の経営健全化

地方公社及び第三セクター(以下「第三セクター等」という。)は地域において住民の暮らしを支える 重要な役割を担っている。

平成26年度の「第三セクター等の状況に関する調査」によれば、第52表のとおり、平成26年3月 31日時点の第三セクター等の数は7,634法人(前年度比318法人減)であり、地域・都市開発、農林水 産、観光・レジャー、教育・文化など、多様な業務を行っているところである。

一方で、地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、民間企業と同 様の市場規律やガバナンスが働かないケースもあり、その経営状況が著しく悪化した場合は、地方公共団 体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想される。

このため、平成21年度から平成25年度までの間、地方公共団体が自らの決定と責任の下、「第三セク ター等の抜本的改革」に取り組み、財政規律を強化することを推進した。これは、地方公共団体が損失補 償・債務保証を行う第三セクター等の債務の減少(平成25年度決算においては、平成20年度決算から 45.5%の減少)、地方公共団体から第三セクター等へ交付される補助金等の減少(同38.6%の減少)、債 務超過の第三セクター等の減少(同31.1%の減少)をはじめとして、全国的には相当程度の成果をあげ

第三セクター等の状況

《法人数の推移》

〈第三セクター等の状況に関する調査結果(平成 26 年 3 月 3 1 日現在)〉

(単位 法人)

(単位 法人、億円)

区分	平成21:	年度調査	平成22:	年度調査	平成23:	年度調査	平成 24:	年度調査	平成 25:	年度調査	平成26:	年度調査
	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等
第三セクター	7,535	210	7,439	176	7,317	173	7,181	176	6,971	254	6,730	320
地方住宅供給公社	55	2	53	3	52	1	51	1	49	2	47	2
土地開発公社	1,053	32	1,023	29	992	32	944	48	896	50	822	74
地方道路公社	42	0	41	1	40	0	38	2	36	2	35	1
合 計	8,685	244	8,556	209	8,401	206	8,214	227	7,952	308	7,634	397
法的整理申立法人数		14		12		13		23		11		13

⁽注) 統廃合等…統合、廃止及び出資引揚げ件数

《経営状況》

経営状況等 損失補償残高を 債務保証残高を 損失補償残高 赤字法人

し ひ ガー	詞 笡 刈 家				月 9 つ	J IZ IX	73 9 6	J IZ IX	+
	法 人 数	法人数	割合	額	法人数	額	法人数	額	債務保証残高
第三セクター	5,465	2,145	39.2%	△ 546	296	10,737	-	_	10,737
地方住宅供給公社	44	13	29.5%	△ 11	12	2,565	_	_	2,565
土地開発公社	820	382	46.6%	△ 133	20	284	379	9,605	9,890
地方道路公社	35	4	11.4%	△ 310	1	92	30	17,501	17,593
슴 計	6,364	2,544	40.0%	△1,001	329	13,678	409	27,106	40,784

⁽注)経営状況等調査対象法人とは、①地方公共団体等出資割合が25%以上の第三セクター、②出資割合が25%未満であるものの財政的支援を受けている第三セクター、 ③地方三公社。

たところである。

なお、平成25年度に申し立てられた第三セクター等の法的整理は13件、廃止は340件、統合は6件、 出資引き揚げは51件となっており、平成21年3月31日現在で8,685法人であった第三セクター等は、 5年間で1,051法人減少(12.1%減少)している。

また、土地開発公社の平成25年度末における土地保有総額は第128回に示されるように、前年度と比べると4,714億円減少の1兆6,120億円となり、17年連続の減少となっている。



しかしながら、地方公共団体は、平成26年度以降も自らの財政規律の強化を不断に図っていくことが 重要であり、また一部には、第三セクター等に係る財政的リスクが相当の規模にのぼる地方公共団体や抜 本的改革に係る方針が決定されていない地方公共団体も、依然として存在している。

具体的には、地方公社及び地方公共団体等の出資割合が25%以上又は財政支援を受けている第三セクターのうち、赤字の法人については、法人数は減少しているものの対象法人の40%を占めており(平成20年度決算で2,783法人であったものが平成25年度決算で2,544法人)、また、債務超過の法人も法人数は大幅に減少しているものの対象法人の5%弱存在する(同じく409法人であったものが282法人)。

「経済財政運営と改革の基本方針 2014」においても、地方財政改革の推進のために、「公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。」こととされているところである。

一方で、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間の資金やノウハウを活用することが必要であり、第三セクター等は、健全な経営が行われる場合には、そのための有力な手法となるものである。さらに、第三セクター等は市町村の圏域を越えた活動が可能であること等の長所も有しているところであり、経済再生・地域再生等を実現するために、適切な形での活用を検討することも重要である。

これらのことを踏まえて、地方公共団体は、平成26年度以降、自らが関係する第三セクター等について、効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むことが必要である。総務省は「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総務大臣通知)によりこの旨を要請するとともに、第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付け総務省自治財政局長通知)を発出し、地方公共団体の第三セクター等への適切な関与、経営が悪化した第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化、さらに第三セクター等の活用等について、基本的な考え方や手順・留意点等を示したところである。

今後も、同指針を踏まえた助言、情報提供等により、地方公共団体の取組を継続的に支援することとし

ている。

(イ) 第三セクター等改革推進債の状況

地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革については、地方公共団体が地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年間で抜本的改革を集中的に行うことができるように、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、その整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債(第三セクター等改革推進債)の対象とできることとされている。

平成25年度において第三セクター等改革推進債を起債した団体は90団体、許可額は4,822億円となっており、21年度から25年度までの累計の許可額は、9,536億円となっている。

なお、平成26年3月の「地方財政法」改正により、平成25年度までに第三セクター等の抜本的改革を行うことを決定し、その旨を記載した計画を総務大臣に提出して、承認を受けた地方公共団体にあっては、平成28年度まで第三セクター等改革推進債の起債を可能とする経過措置が講じられたところである。経過措置の要件となる計画については、18団体の20計画が平成26年7月18日付けで総務大臣の承認を受けている。

(3) 公共施設等総合管理計画の策定促進

ア 公共施設等総合管理計画の策定要請

地方公共団体においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が更新時期を迎えることが見込まれている。一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは、困難となる可能性がある。また、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるため、各地方公共団体は、地域における公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

このような中、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が決定され、地方公共団体においても、平成28年度までにインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定すること等が期待されている。

これらを受け、総務省においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付け総務大臣通知)を発出し、各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画を策定するよう要請した。各地方公共団体は、同計画の策定を通じ、財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくことが求められている。

✓ 公共施設等総合管理計画の策定支援・策定状況

地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定を支援するため、総務省においては、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を発出するとともに、説明会等を開催し、指針の内容の周知等を図っている。また、地方財政措置として、同計画策定に要する経費に係る特別交付税措置や、同計画に基づく公共施設等の解体撤去事業に地方債を充当することを可能とする特例措置を設けている。

このような支援もあり、平成26年10月1日時点の調査によれば、都道府県及び指定都市は全団体、 市区町村においても98.0%の団体において、平成28年度までに、同計画の策定が完了する予定となって いる(第53表)。

また、平成27年度からは、新たな地方財政措置として、地方公共団体により積極的に同計画に基づく 既存の公共施設の集約化・複合化の取組がなされるよう、公共施設最適化事業債を創設するとともに、同 計画に基づく既存の公共施設等の転用に係る事業を新たに地域活性化事業債の対象とすることとしてい る。

第53表 公共施設等総合管理計画の策定取組状況(平成26年10月1日現在)

∇			分	都 道	府 県	指定	都市	市区	町村					
Ŀ	区 分			מל	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合				
		答		4]	本	数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	
計	策		定		予	定	有	47	100.0%	20	100.0%	1,715	99.7%	
		内	策		定		済	0	0.0%	4	20.0%	1	0.1%	
画			未		策		定	47	100.0%	16	80.0%	1,714	99.6%	
策				策定完了	H26	年	度	12	25.5%	5	25.0%	94	5.5%	
					H27	年	度	11	23.4%	5	25.0%	444	25.8%	
定					予定時期	H28	年	度	24	51.1%	6	30.0%	1,147	66.6%
状		訳		時 期	H291	年度	以降	0	0.0%	0	0.0%	29	1.7%	
		H28年度までに策定予定			予定	47	100.0%	20	100.0%	1,686	98.0%			
況	策		定		予	定	無	0	0.0%	0	0.0%	6	0.3%	

【参考】	合計
団体数	割合
1,788	100.0%
1,782	99.7%
5	0.3%
1,777	99.4%
111	6.2%
460	25.7%
1,177	65.8%
29	1.6%
1,753	98.0%
6	0.3%

(4) 地方公会計の整備促進

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、各地方公共 団体において、その整備を推進していくことは重要である。

特に、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要である。

近年の地方公会計の整備については、平成18年5月に地方公共団体が参考とすべき財務書類の作成方式として基準モデルと総務省方式改訂モデルが提示されており、当該モデル等に基づき、各地方公共団体において財務書類の作成は着実に進んでいる(第54表)。しかし、複数の方式が存在しており、比較可能性が十分に確保されていないほか、多くの地方公共団体において既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用され、本格的な複式簿記が導入されていない中、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないことから、事業別や施設別のセグメント分析が十分にできていないといった課題もあるところである。

このため、平成22年9月から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催して議論を進め、 平成26年4月に、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な 基準を示したところである(第129回)。

また、平成27年1月には、当該基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示した具体的なマニュアルを公表するとともに、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知)において、当該基準による財務書類等を、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請したところであり、当該基準による地方公会計の整備が開始されたところである。

第54表 平成24年度決算に係る財務書類の作成状況

平成26年3月31日時点 (単位 団体)

区		4		合 計				都道府県	:			市区町村			
		7.)			連結財務書類	4表まで作成			連結財務書類	負4表まで作成			連結財務書類	負4表まで作成
作	成		済	1,274	(71.2%)	927	(51.8%)	45	(95.7%)	41	(87.2%)	1,229	(70.6%)	886	(50.9%)
基	準 モ	デ"	ル	220	(12.3%)	178	(9.9%)	5	(10.6%)	4	(8.5%)	215	(12.3%)	174	(10.0%)
総差	務省方式改	訂モデ	ル	1,027	(57.4%)	742	(41.5%)	37	(78.7%)	36	(76.6%)	990	(56.8%)	706	(40.5%)
IΒ	総務省	方	式	17	(1.0%)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	17	(1.0%)	0	(-)
そ	の 他 の	方	式	10	(0.6%)	7	(0.4%)	3	(6.4%)	1	(2.1%)	7	(0.4%)	6	(0.3%)
作	成		中	457	(25.5%)	304	(17.0%)	2	(4.3%)	2	(4.3%)	455	(26.1%)	302	(17.3%)
基	準 モ	デ"	ル	53	(3.0%)	35	(2.0%)	0	(-)	0	(-)	53	(3.0%)	35	(2.0%)
総	務省方式改	訂モデ	ル	393	(22.0%)	263	(14.7%)	2	(4.3%)	2	(4.3%)	391	(22.4%)	261	(15.0%)
IB	総務省	方	式	3	(0.2%)	0	(-)	0	(-)	0	(-)	3	(0.2%)	0	(-)
そ	の他の	方	式	8	(0.4%)	6	(0.3%)	0	(-)	0	(-)	8	(0.5%)	6	(0.3%)
作	成済又は作	作成 中		1,731	(96.8%)	1,231	(68.8%)	47	(100.0%)	43	(91.5%)	1,684	(96.7%)	1,188	(68.2%)
未	着	手		58	(3.2%)	558	(31.2%)	0	(-)	4	(8.5%)	58	(3.3%)	554	(31.8%)
	合 i	i†		1,789	(100.0%)	1,789	(100.0%)	47	(100.0%)	47	(100.0%)	1,742	(100.0%)	1,742	(100.0%)

第129図 統一的な基準による地方公会計の整備促進について 地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、 ②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。 **今** 後 現 状 ①発生主義 総務省方式改訂モデルでは決算統計データを 発生の都度又は期末一括で複式仕訳 複式簿記 統 活用して財務書類を作成 (決算統計データの活用からの脱却) の導入 的な基準の設定 ②ICTを活用した 総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の 固定資産台帳の整備を前提とすることで公共 固定資産台帳の 整備が必ずしも前提とされていない 施設等のマネジメントにも活用可能 整備 ③比較可能性 統一的な基準による財務書類等によって団体 基準モデルや総務省方式改訂モデル、その他の の確保 方式(東京都方式等)といった複数の方式が存在 間での比較可能性を確保 H26.4.30 H27.1.23 H30.3月末 H32.3月末 統 地方公共団体に要請 統一的な基準の周知 今後の新地方 的な基準の公表 統一的な基準による財務書類等の作成 公会計の推進 (地方公共団体) に関する研究会 財務書類等の ュアルの作成 ※ 移行期間は概ね3年間 (やむを得ない理由がある場合に限り概ね5年間)

(5) 地方財政の健全化と地方債制度の見直し

地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年が経過している中、現状について分析を行うとともに、新たな課題について検討する必要がある。

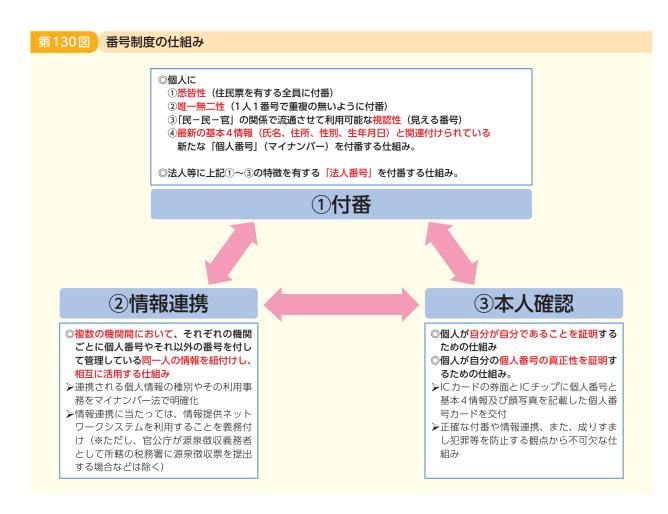
また、昨今、老朽化対策等の新たな地方財政の課題も生じていることから、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、財政分析手法についても検討する必要がある。

地方債制度については、第2次地方分権一括法附則第123条の規定により、届出制度の開始から3年 経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要がある。 以上のことを踏まえ、総務省では平成26年11月から「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催し、検討を開始しており、平成27年秋頃を目途に報告書をとりまとめる予定である。

(6) 社会保障・税番号制度

平成25年5月に成立した番号関連4法(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成25年法律第28号)、「地方公共団体情報システム機構法」(平成25年法律第29号)及び「内閣法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第22号))により、社会保障・税番号制度(以下「番号制度」という。)が導入されることとなった。

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)であり、①付番、②情報連携、③本人確認の3つの仕組みから成り立っているところである。なお、番号の利用分野については、社会保障分野、税分野、災害対策分野の3分野に限られている(第130図、第131図)。



番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(イ ンフラ) である。

個人番号

市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、 通知カードにより本人に通知

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ボータルで、情報連携記録を確認 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外 の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用

	個人番号の利用分野						
	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用					
社会	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用					
社会保障分野	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用					
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用					
	災害対策分野	被災者台帳の作成に関する事務に利用 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用					

上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で 定める事務に利用 (第9条第2項)。

番号制度導入のため、各地方公共団体においては新たなシステムの構築や住民基本台帳、税務システム をはじめとした既存の情報システムの改修が必要となるところであり、その経費や情報提供等の必要な支 援を講じているところである。また、複数自治体によるクラウド技術の活用による情報システムの共同利 用(いわゆる「自治体クラウド」)に同時に取り組むことにより、関係経費の節減やセキュリティの強化 が図られることから、番号制度の導入に合わせた自治体クラウドの活用を推進していくこととしている。

資 料 編

表内の記号は、次によった。

- 一 皆無 (該当なし)
- 0 単位未満
- △ 負数
- … 不明

資料編目次

〔平成25年度の地方財政〕

TVE:	拉		
第	1 表	地方公共団体数の推移	資6
第	2 表	団体種類別人口の推移	······資6
第	3 表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	資8
第	4 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移	資8
第	5 表	決算規模の状況	資9
第	6 表	純計決算額の推移	資11
第	7 表	決算収支の状況	資12
第	8 表	経常収支比率等の状況	資18
第	9 表	繰越額等の状況	
歳	入		
第	10 表	歳入決算額の状況	資22
第	11 表	団体種類別歳入の状況	資24
第	12 表	地方税の状況	資25
第	13 表	法定外普通税の状況	資29
第	14 表	法定外目的税の状況	資29
第	15 表	超過課税の状況	資30
第	16 表	地方税徴収率の推移	資30
第	17 表	国税と地方税の収入状況	資31
第	18 表	国民所得に対する租税負担率	資32
第	19 表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	資33
第	20 表	地方譲与税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資33
第	21 表	地方交付税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資34
第	22 表	一般財源の状況	資35
第	23 表	一般財源の推移	資36
第	24 表	一般財源の人口1人当たり額の状況	資38
第	25 表	国・県支出金の状況	資41
第	26 表	地方債発行状況	資42
第	27 表	平成25年度地方債発行(予定)額の状況	資43
第	28 表	使用料及び手数料の状況	資48
第	29 表	繰入金の状況	資48
第	30 表	その他の収入の状況	資49
地方	財政と	:国の財政	
第	31 表	地方財政と国の財政との累年比較	資49
		平成 25 年度国・地方の目的別歳出の状況	
笙	33 表	国民経済計算における公的支出の推移	

歳 出(目的別)

第 34 表	目的別歳出決算額の状況	·········· 資52
第 35 表	団体種類別目的別歳出の状況	資55
第 36 表	一般財源の充当状況	資56
第 37 表	民生費の状況	資57
第 38 表	社会福祉費の状況	資58
第 39 表	老人福祉費の状況	資58
第 40 表	児童福祉費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資58
第 41 表	生活保護費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	₩₩₩ 資59
第 42 表	被保護者数の推移	資59
第 43 表	災害救助費の状況	資59
第 44 表	衛生費の状況	··········· 資60
第 45 表	公衆衛生費の状況	資61
第 46 表	結核対策費の状況	··········· 資61
第 47 表	保健所費の状況	資61
第 48 表	清掃費の状況	資62
第 49 表	労働費の状況	₩₩₩ 資62
第 50 表	失業対策費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資63
第 51 表	農林水産業費の状況	··········· 資63
第 52 表	農業費の状況	··········· 資64
第 53 表	畜産業費の状況	資65
第 54 表	農地費の状況	資65
第 55 表	林業費の状況	資65
第 56 表	水産業費の状況	資66
第 57 表	商工費の状況	資66
第 58 表	土木費の状況	資67
第 59 表	道路橋りょう費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資68
第 60 表	河川海岸費の状況	··········· 資68
第 61 表	港湾費の状況	資68
第 62 表	都市計画費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資69
第 63 表	住宅費の状況	資69
第 64 表	消防費の状況	資70
第 65 表	警察費の状況	資70
第 66 表	警察職員数の推移	資71
第 67 表	教育費の状況	資72
第 68 表	小学校費の状況	資73
第 69 表	中学校費の状況	資73
第 70 表	高等学校費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資73
第71表	社会教育費の状況	資74
第 72 表	保健体育費の状況	資74

歳 出(性質別)

第 73 表	性質別歳出決算額の状況	
第 74 表	団体種類別性質別歳出の状況	資78
第 75 表	一般財源の充当状況	資79
第 76 表	人件費の状況	資80
第 77 表	人件費中の職員給の状況	資81
第 78 表	地方公務員数の状況	資82
第 79 表	物件費の状況	資83
第 80 表	維持補修費の状況	資83
第 81 表	扶助費の状況	資84
第 82 表	補助費等の状況	資84
第 83 表	普通建設事業費の状況	資85
第 84 表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	資87
第 85 表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 86 表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	資89
第 87 表	普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)	資90
第 88 表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	資91
第 89 表	普通建設事業費中の用地取得費(補助事業費)の状況	資94
第 90 表	普通建設事業費中の用地取得費(単独事業費)の状況	資95
第 91 表	災害復旧事業費の状況	
第 92 表	失業対策事業費の状況	資96
第 93 表	繰出金の状況	
第 94 表	積立金の状況	
第 95 表	投資及び出資金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資99
第 96 表	貸付金の状況	資100
第 97 表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	資101
第 98 表	公債費の状況	資103
第 99 表	地方債元金償還額の状況	資104
将来にわた	:る財政負担等	
第100表	地方債現在高の状況	資105
第101表	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況	資107
第102表	積立金現在高の状況	資108
第103表	平成 25 年度資金収支の状況	資109

公共施設

第104表	道路(地方道)の状況	資110
第105表	公営住宅等の管理状況	資110
第106表	公園の状況	資110
第107表	下水道等の状況	資111
第108表	し尿及びごみ処理施設の状況	·····································
第109表	公立保育所の状況	資112
第110表	公立老人ホームの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資112
第111表	公立高等学校、中等教育学校の状況	資112
第112表	文化及び体育施設の状況(公立分)	資113
第113表	地方公共団体の職員公舎の状況	資114
地方公営事	· 译	
第114表	地方公営企業の事業数の状況	資114
第115表	地方公営企業の職員数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資115
第116表	地方公営事業決算の状況	資115
第117表	法適用企業決算の状況	資116
第118表	法適用企業の事業別決算の推移	資119
第119表	法非適用企業決算の状況	資120
第120表	国民健康保険事業決算の状況	資121
第121表	後期高齢者医療事業決算の状況	······資125
第122表	介護保険事業決算の状況	資126
第123表	収益事業決算の状況	資130
第124表	公立大学附属病院事業決算の状況	資131
第125表	農業共済事業決算の状況	資132
第126表	交通災害共済事業(直営方式)決算の状況	資132
第127表	企業債等の状況	·····································
(Wet ac	ᅁᄼᄄᄨᄼᆘᆉᆉᆉᆉ	
十成 26	・27年度の地方財政〕	
	地方財政計画	
第129表	地方交付税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資138
第130表	地方債計画	資139
第131表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
〔平成 25	年度決算に基づく健全化判断比率等の状況〕	
	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	咨 1 // //
	団体別健全化判断比率の状況····································	
	項目別将来負担額等の状況	
	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況	
71 1 7 7 1 7	スツールルナル 性口 はエルエナダエ くり タムロル木ムロ 数ツがが	只 1 年 /

〔東日本大震災関連〕

普通会計

第136表	歳入決算額の状況	······· 資148
第137表	目的別歳出決算額の状況	資150
第138表	性質別歳出決算額の状況	資153
第139表	特定被災地方公共団体等における決算の状況	資156
公営企業会	eat the state of	
第140表	特定被災地方公共団体における経営状況	········· 資158
第141表	特定被災地方公共団体における法適用企業の決算状況	資161
第142表	特定被災地方公共団体における法非適用企業の決算状況	資163
第143表	特定被災地方公共団体における地方公営企業の料金収入の状況	資165
第144表	特定被災地方公共団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況	資166
〔附属資料	判	
地方公共[団体の財政の健全化に関する法律等の概要	資167
特定被災地	也方公共団体等 一覧	資171
昭和60年	度以降の市町村合併の実績及び予定	資172
地域再生l	こ向けた地方財政改革についての意見(概要)	資187
平成26年	度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)	資188
今後目指	すべき地方財政の姿と平成 26 年度の地方財政への対応についての意見	
~幸せ	・安心、そして元気~(概要)	資189
	気づくりに向けた地方税財政改革についての意見(概要)	
平成27年	度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)	資191
今後目指	すべき地方財政の姿と平成 27年度の地方財政への対応についての意見(概要)・	資192

第1表 地方公共団体数の推移

			昭 和			平成										比	較
区	分		28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	17.3.31	18.3.31	19.3.31	20.3.31	21.3.31	22.3.31	23.3.31	24.3.31	25.3.31 (B)	26.3.31 (c)	(C)-(B)	(C)/(A) × 100 %
都立	道 府	県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	_	102.2
市	BJ	村	9,868	4,776	3,372	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	_	17.4
政	令指定	都市	5	5	6	13	14	15	17	17	18	19	19	20	20	_	400.0
中	核	市	_	_	_	35	37	37	35	39	41	40	41	41	42	1	_
特	例	市	_	_	_	40	39	39	44	43	41	41	40	40	40	_	_
都	3	市	281	486	554	644	687	691	687	684	686	686	687	688	688	_	244.8
	中都	市			124	155	173	171	166	164	167	169	167	166	165	△ 1	
	小都	市			430	489	514	520	521	520	519	517	520	522	523	1	
BJ	Ī	村	9,582	4,285	2,812	1,789	1,044	1,022	1,010	994	941	941	932	930	929	Δ 1	9.7
(普通地	計 地方公共1	団体)	9,914	4,822	3,418	2,568	1,868	1,851	1,840	1,824	1,774	1,774	1,766	1,766	1,766	_	17.8
特	別	X	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	_	100.0
	事務組織 通会				1,804	1,798	1,527	1,536	1,481	1,449	1,393	1,383	1,372	1,360	1,348	△ 12	
(特別均	計 地方公共国	団体)			1,827	1,821	1,550	1,559	1,504	1,472	1,416	1,406	1,395	1,383	1,371	△ 12	
合		計			5,245	4,389	3,418	3,410	3,344	3,296	3,190	3,180	3,161	3,149	3,137	△ 12	

- (注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。 2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。 3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ。)

第2表 団体種類別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

		,	١	千 人))	比	較	構	成比	(%)	1団体	▲当たり人□	(人)
区	分	平 成 7.10.1	12.10.1	17.10.1 (A)	22.10.1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	平 成 7.10.1	12.10.1	17.10.1	22.10.1	平 成 17.10.1 (C)	22.10.1 (D)	比 較 (D)-(C)
						千人	%							
特	別区	7,968	8,135	8,490	8,946	456	5.4	6.3	6.4	6.6	7.0	369,115	388,943	19,828
政令技	旨定都市	19,151	19,605	22,007	26,418	4,411	20.0	15.3	15.4	17.2	20.6	1,571,957	1,390,416	△ 181,541
中	核市	_	11,809	16,928	16,577	△ 351	△ 2.1	-	9.3	13.2	12.9	457,514	414,434	△ 43,080
特	例 市	_	_	10,880	11,033	153	1.4	-	-	8.5	8.6	278,986	269,088	△ 9,898
都	市	70,891	60,317	51,959	53,183	1,224	2.4	56.5	47.5	40.7	41.5	78,725	77,526	△ 1,199
小 (市	計 i 部)	98,009	99,865	110,264	116,157	5,893	5.3	78.1	78.7	86.3	90.7	142,645	143,581	936
町(郡	村 部)	27,561	27,061	17,504	11,901	△ 5,603	△ 32.0	21.9	21.3	13.7	9.3	11,940	12,647	707
合	計	125,570	126,926	127,768	128,057	289	0.2	100.0	100.0	100.0	100.0	57,065	73,176	16,111

⁽注) 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

第2表 団体種類別人口の推移(つづき)

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登載人口の状況

	区分		平成12年 10月1日	平成17年 10月1日 (A)	平成22年 10月1日 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) × 100	平成26年1月1日 現在住民基本台帳 登載人口
			人	人	人	人	%	人
北	海	道	5,683,062	5,627,737	5,506,419	△ 121,318	△ 2.2	5,463,045
青	森	県	1,475,728	1,436,657	1,373,339	△ 63,318	△ 4.4	1,367,858
岩	手	県	1,416,180	1,385,041	1,330,147	△ 54,894	△ 4.0	1,311,367
宮	城	県	2,365,320	2,360,218	2,348,165	△ 12,053	△ 0.5	2,329,439
秋	\blacksquare	県	1,189,279	1,145,501	1,085,997	△ 59,504	△ 5.2	1,070,226
Ш	形	県	1,244,147	1,216,181	1,168,924	△ 47,257	△ 3.9	1,151,318
福	島	県	2,126,935	2,091,319	2,029,064	△ 62,255	△ 3.0	1,976,096
茨	城	県	2,985,676	2,975,167	2,969,770	△ 5,397	△ 0.2	2,993,638
栃	木	県	2,004,817	2,016,631	2,007,683	△ 8,948	△ 0.4	2,010,272
群	馬	県	2,024,852	2,024,135	2,008,068	△ 16,067	△ 0.8	2,019,687
埼	玉	県	6,938,006	7,054,243	7,194,556	140,313	2.0	7,288,848
千	葉	県	5,926,285	6,056,462	6,216,289	159,827	2.6	6,247,860
東	京	都	12,064,101	12,576,601	13,159,388	582,787	4.6	13,202,037
神	奈 川	県	8,489,974	8,791,597	9,048,331	256,734	2.9	9,100,606
新	潟	県	2,475,733	2,431,459	2,374,450	△ 57,009	△ 2.3	2,354,872
富	Ш	県	1,120,851	1,111,729	1,093,247	△ 18,482	△ 1.7	1,091,612
石	JH	県	1,180,977	1,174,026	1,169,788	△ 4,238	△ 0.4	1,163,380
福	井	県	828,944	821,592	806,314	△ 15,278	△ 1.9	808,229
Ш	梨	県	888,172	884,515	863,075	△ 21,440	△ 2.4	861,615
長	野	県	2,215,168	2,196,114	2,152,449	△ 43,665	△ 2.0	2,160,814
岐	阜	県	2,107,700	2,107,226	2,080,773	△ 26,453	△ 1.3	2,098,176
静	畄	県	3,767,393	3,792,377	3,765,007	△ 27,370	△ 0.7	3,803,481
愛	知	県	7,043,300	7,254,704	7,410,719	156,015	2.2	7,478,606
Ξ	重	県	1,857,339	1,866,963	1,854,724	△ 12,239	△ 0.7	1,868,860
滋	賀	県	1,342,832	1,380,361	1,410,777	30,416	2.2	1,421,779
京	都	府	2,644,391	2,647,660	2,636,092	△ 11,568	△ 0.4	2,585,904
大	阪	府	8,805,081	8,817,166	8,865,245	48,079	0.5	8,878,694
兵	庫	県	5,550,574	5,590,601	5,588,133	△ 2,468	△ 0.0	5,655,361
奈	良	県	1,442,795	1,421,310	1,400,728	△ 20,582	△ 1.4	1,403,034
和	歌山	県	1,069,912	1,035,969	1,002,198	△ 33,771	△ 3.3	1,012,236
鳥	取	県	613,289	607,012	588,667	△ 18,345	△ 3.0	587,067
島	根	県	761,503	742,223	717,397	△ 24,826	△ 3.3	711,364
畄	Ш	県	1,950,828	1,957,264	1,945,276	△ 11,988	△ 0.6	1,945,208
広	島	県	2,878,915	2,876,642	2,860,750	△ 15,892	△ 0.6	2,876,300
Ш		県	1,527,964	1,492,606	1,451,338	△ 41,268	△ 2.8	1,443,146
徳	島	県	824,108	809,950	785,491	△ 24,459	△ 3.0	782,342
香	Ш	県	1,022,890	1,012,400	995,842	△ 16,558	△ 1.6	1,010,028
愛	媛	県	1,493,092	1,467,815	1,431,493	△ 36,322	△ 2.5	1,436,527
高	知	県	813,949	796,292	764,456	△ 31,836	△ 4.0	754,275
福	峃	県	5,015,699	5,049,908	5,071,968	22,060	0.4	5,118,813
佐	賀	県	876,654	866,369	849,788	△ 16,581	△ 1.9	852,285
長	崎	県	1,516,523	1,478,632	1,426,779	△ 51,853	△ 3.5	1,424,533
熊	本	県	1,859,344	1,842,233	1,817,426	△ 24,807	△ 1.3	1,825,686
大	分	県	1,221,140	1,209,571	1,196,529	△ 13,042	△ 1.1	1,197,854
宮	崎	県	1,170,007	1,153,042	1,135,233	△ 17,809	△ 1.5	1,142,486
鹿	児島	県	1,786,194	1,753,179	1,706,242	△ 46,937	△ 2.7	1,703,126
沖	縄	県	1,318,220	1,361,594	1,392,818	31,224	2.3	1,448,358
合		計	126,925,843	127,767,994	128,057,352	289,358	0.2	128,438,348

⁽注) 住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、25年度の住民基本台帳人口については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口を記載している。以下において同じ。

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

団体区分	財政力	指数	0.30	未満	0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合	計	財政力指数平均
				%		%		%		%		%	
都道	府	県	10	21.3	20	42.6	17	36.2	_	_	47	100.0	0.46
市	BJ	村	529	30.8	442	25.7	689	40.1	59	3.4	1,719	100.0	0.49
政令	指定者	都 市	_	_	_	-	19	95.0	1	5.0	20	100.0	0.85
中	核	市	_	_	2	4.8	39	92.9	1	2.4	42	100.0	0.76
特	例	市	_	_	_	_	39	97.5	1	2.5	40	100.0	0.81
都		市	55	8.0	219	31.8	389	56.5	25	3.6	688	100.0	0.60
中	都	市	_	_	20	12.1	129	78.2	16	9.7	165	100.0	0.77
小	都	市	55	10.5	199	38.0	260	49.7	9	1.7	523	100.0	0.54
BJ		村	474	51.0	221	23.8	203	21.9	31	3.3	929	100.0	0.38
合	1	i†	539	30.5	462	26.2	706	40.0	59	3.3	1,766	100.0	0.49

⁽注)「財政力指数」は、平成23、24、25年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区分	平成 19.3.31	20.3.31	21.3.31	22.3.31	23.3.31	24.3.31	25.3.31 (A)	26.3.31 (B)	比 較 (B)-(A)
総務関係組合	247	235	224	214	209	207	203	197	△ 6
うち退職手当組合	43	42	42	43	43	44	43	44	1
民生関係組合	142	140	94	88	87	86	86	85	△ 1
衛生関係組合	612	589	575	558	556	555	550	552	2
うちし尿・ごみ処理組合	512	498	489	474	471	467	461	461	-
商工関係組合	2	2	1	_	1	1	_	_	-
農林水産関係組合	83	82	82	79	77	76	76	74	△ 2
うち林野(造林)組合	43	42	43	41	39	37	38	38	-
土木関係組合	17	17	16	13	14	14	13	13	-
消防関係組合	313	301	294	286	287	284	286	284	△ 2
教育関係組合	75	75	72	67	61	56	59	57	△ 2
うち小学校組合	9	9	9	9	9	9	8	7	△ 1
うち中学校組合	25	25	23	21	20	20	20	20	-
そ の 他	45	40	91	88	91	93	87	86	△ 1
合 計	1,536	1,481	1,449	1,393	1,383	1,372	1,360	1,348	△ 12

第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

			比	較	
区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増 減 率	前年度増減率
歳 入 総 額 (A) + (B)	108,601,138	107,082,580	1,518,558	1.4	0.1
都 道 府 県 (A)	51,572,618	50,937,229	635,389	1.2	△ 2.3
市 町 村 (純 計 額) (B)	57,028,520	56,145,351	883,169	1.6	2.5
市町村(単純合計額)	58,504,560	57,633,031	871,529	1.5	2.4
市町村(一部事務組合等を 除 く 単 純 合 計 額)	56,377,272	55,463,460	913,812	1.6	2.4
政令指定都市	12,568,074	12,465,711	102,363	0.8	2.7
中 核 市	6,513,244	6,283,349	229,895	3.7	△ 1.8
特 例 市	3,731,228	3,684,094	47,134	1.3	△ 0.3
都市	23,400,280	22,926,176	474,104	2.1	3.2
中都市	9,756,824	9,704,136	52,688	0.5	1.1
小都市	13,643,456	13,222,040	421,416	3.2	4.8
时村	6,851,867	6,845,983	5,884	0.1	6.0
特 別 区	3,312,579	3,258,147	54,432	1.7	0.8
一部事務組合等	2,127,289	2,169,571	△ 42,282	△ 1.9	1.9
歳 出 総 額 (C) + (D)	104,913,331	103,658,252	1,255,079	1.2	△ 0.2
都 道 府 県 (C)	50,053,180	49,481,842	571,338	1.2	△ 2.9
市町村(純計額)(D)	54,860,151	54,176,411	683,740	1.3	2.4
市町村(単純合計額)	56,336,191	55,664,091	672,100	1.2	2.4
市町村(一部事務組合等を 除 く 単 純 合 計 額)	54,301,713	53,591,989	709,724	1.3	2.4
政令指定都市	12,331,732	12,291,755	39,977	0.3	2.6
中核市	6,321,266	6,115,525	205,741	3.4	△ 1.8
特 例 市	3,605,056	3,560,758	44,298	1.2	△ 0.2
都市	22,370,686	21,972,245	398,441	1.8	3.1
中都市	9,360,330	9,329,928	30,402	0.3	0.9
小 都 市	13,010,355	12,642,317	368,038	2.9	4.8
町村	6,493,418	6,507,512	△ 14,094	△ 0.2	6.0
特 別 区	3,179,555	3,144,193	35,362	1.1	0.7
一部事務組合等	2,034,478	2,072,101	△ 37,623	△ 1.8	2.1

第5表 決算規模の状況(つづき)

その2 純計額の状況 (単位 百万円・%)

			比	較	
区分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率	前年度増減率
歳 入 総 額 (A)	108,601,138	107,082,580	1,518,558	1.4	0.1
団 体 間 重 複 額 (B)	7,501,303	7,239,698	261,605	3.6	5.6
都道府県支出金 (市町村に 対 す る 貸 付 金 を 含 む)	3,966,258	3,902,525	63,733	1.6	5.4
同級他団体からの分担金、 負 担 金 等	172,852	163,006	9,846	6.0	0.1
市町村からの分担金、負担金、 寄 附 金 等	613,277	583,682	29,595	5.1	30.6
市町村たばこ税都道府県交付金	1,535	1,270	265	20.9	△ 47.0
特別区財政調整交付金	936,101	905,047	31,054	3.4	2.1
利 子 割 交 付 金	59,084	57,259	1,825	3.2	△ 11.3
配当割交付金	76,186	41,391	34,795	84.1	5.0
株式等譲渡所得割交付金	120,911	11,080	109,831	991.3	12.3
地方消費税交付金	1,254,712	1,265,569	△ 10,857	△ 0.9	0.0
ゴルフ場利用税交付金	35,020	35,371	△ 351	△ 1.0	△ 0.6
特別地方消費税交付金	1	1	0	0.0	△ 0.0
自動車取得税交付金	137,363	146,414	△ 9,051	△ 6.2	27.0
軽油引取税交付金	128,004	127,083	921	0.7	4.3
歳 入 純 計 額 (A) - (B)	101,099,835	99,842,882	1,256,953	1.3	△ 0.2
歳 出 総 額 (C)	104,913,331	103,658,252	1,255,079	1.2	△ 0.2
団 体 間 重 複 額 (D)	7,501,303	7,239,698	261,605	3.6	5.6
市町村に対する事業費等の 補 助 交 付 金 等	3,966,258	3,902,525	63,733	1.6	5.4
同級他団体に対する負担金等	172,852	163,006	9,846	6.0	0.1
都道府県に対する事業費等の 分担金、負担金、寄附金等	613,277	583,682	29,595	5.1	30.6
市町村たばこ税都道府県交付金	1,535	1,270	265	20.9	△ 47.0
特別区財政調整交付金	936,101	905,047	31,054	3.4	2.1
利 子 割 交 付 金	59,084	57,259	1,825	3.2	△ 11.3
配当割交付金	76,186	41,391	34,795	84.1	5.0
株式等譲渡所得割交付金	120,911	11,080	109,831	991.3	12.3
地方消費税交付金	1,254,712	1,265,569	△ 10,857	△ 0.9	0.0
ゴルフ場利用税交付金	35,019	35,371	△ 352	△ 1.0	△ 0.6
特別地方消費税交付金	1	1	0	0.0	△ 0.0
自動車取得税交付金	137,363	146,414	△ 9,051	△ 6.2	27.0
軽油 引取税交付金	128,004	127,083	921	0.7	4.3
歳 出 純 計 額 (C) - (D)	97,412,028	96,418,554	993,474	1.0	△ 0.6

⁽注) 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額 (A) - (B)」又は「歳出純計額 (C) - (D)」をいう。

第6表 純計決算額の推移

(単位 百万円・%)

									玉	(一 舟)円・%)
区	分	歳	入		歳	出		歳	入		歳	出	
	73	決算額	対前年度 増 減 率	指 数	決算額	対前年度 増 減 率	指 数	決算額	対前年度増減率	指 数	決算額	対前年度 増 減 率	指 数
昭和3	36年度	2,511,550	24.0	100	2,391,080	24.2	100	2,515,932	28.3	100	2,063,468	18.4	100
3	37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
3	38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
	39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
1	40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
	41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
	42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
	43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
	44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
	45 46	10,103,998 12,179,449	21.7 20.5	402 485	9,814,878 11,909,529	22.2 21.3	410 498	8,459,181 9,970,859	19.0 17.9	336 396	8,187,697 9,561,131	18.4 16.8	397 463
	47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
	48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
	49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
	50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
	51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,186
	52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
	53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
	54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
	55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
	56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
	57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
[58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
[59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
6	50	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
6	51	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
	52	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
6	53	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
	元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
	2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
	3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
	4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9		71,465,997	△ 2.1	2,841	70,497,432	△ 0.1	3,416
I	5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	75,169,012	5.2	2,988	72,540,326	2.9	3,515
	6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	74,074,943	△ 1.5	2,944	71,349,541	△ 1.6	3,458
	7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	8.8	3,202	75,938,516	6.4	3,680
	8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
	9 10	99,887,786 102,868,902	△ 1.4 3.0	3,977 4,096	97,673,772	△ 1.4 2.6	4,085 4,190	80,170,473 89,782,693	△ 2.0 12.0	3,187 3,569	78,470,310 84,391,798	△ 0.5 7.5	3,803 4,090
ł	11	104,006,504	1.1	4,090	100,197,343	1.4	4,190	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,090
	12	100,275,101	△ 3.6	3,993	97,616,360	△ 3.9	4,083	93,361,027	ا.ر ∆ 1.1	3,711	89,321,049	0.3	4,313
	13	100,004,082	△ 0.3	3,982	97,431,688	△ 0.2	4,075	86,903,038	△ 6.9	3,454	84,811,128	△ 5.0	4,110
	14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,021	0.4	3,469	83,674,289	△ 1.3	4,055
	15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	2.7 △ 2.4	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,970	_ 1.5	3,994
	16	93,442,236	△ 1.5	3,721	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114
	17	92,936,469	△ 0.5	3,700	90,697,342	△ 0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,537	85,519,592	0.7	4,144
	18	91,528,325	△ 1.5	3,644	89,210,597	△ 1.6	3,731	84,412,713	△ 5.2	3,355	81,445,480	△ 4.8	3,947
	19	91,181,397	△ 0.4	3,630	89,147,615	△ 0.1	3,728	84,553,478	0.2	3,361	81,842,570	0.5	3,966
	20	92,213,459	1.1	3,672	89,691,477	0.6	3,751	89,208,229	5.5	3,546	84,697,395	3.5	4,105
1	21	98,365,695	6.7	3,917	96,106,449	7.2	4,019	107,114,243	20.1	4,257	100,973,424	19.2	4,893
	22	97,511,501	△ 0.9	3,883	94,775,014	△ 1.4	3,964	100,534,563	△ 6.1	3,996	95,312,342	△ 5.6	4,619
2	23	100,069,646	2.6	3,984	97,002,646	2.4	4,057	109,979,528	9.4	4,371	100,715,409	5.7	4,881
2	24	99,842,882	△ 0.2	3,975	96,418,554	△ 0.6	4,032	107,762,033	△ 2.0	4,283	97,087,177	△ 3.6	4,705
2	25	101,099,835	1.3	4,025	97,412,028	1.0	4,074	106,044,664	△ 1.6	4,215	100,188,879	3.2	4,855

⁽注) 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

第7表 決算収支の状況

その1 黒字、赤字の団体別の状況

(単位 百万円)

		—————————————————————————————————————	成 25	5 年 .	 度		平成2		比	較
区分	団体数	歳入	歳出	歳入歳出差引	翌年度に繰	実質収支	団体数	実質収支	団体数	増減
	(A)	(B)	(C)	(B)—(C)	り越すべき 財源 (E)	(D) — (E) (F)	(G)	(H)	(A) — (G)	(F)-(H)
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	51,572,618	50,053,180	1,519,438	1,090,935	428,503	47	363,694	_	64,809
市町村(単純合計額)(B)	3,090	58,504,560	56,336,191	2,168,369	639,099	1,529,270	3,102	1,403,831	△ 12	125,439
市町村 (一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,742	56,377,272	54,301,713	2,075,559	628,939	1,446,620	1,742	1,319,724	_	126,896
政令指定都市	20	12,568,074	12,331,732	236,342	119,845	116,497	20	67,020	_	49,477
特 別 区	23	3,312,579	3,179,555	133,024	15,060	117,964	23	101,373	_	16,591
中 核 市	42	6,513,244	6,321,266	191,978	49,984	141,994	41	125,320	1	16,674
特 例 市	40	3,731,228	3,605,056	126,172	20,096	106,076	40	103,178	_	2,898
都市	688	23,400,280	22,370,686	1,029,594	314,165	715,429	688	679,742	_	35,687
中 都 市	165	9,756,824	9,360,330	396,494	106,696	289,798	166	275,008	△ 1	14,790
小 都 市	523	13,643,456	13,010,355	633,101	207,470	425,631	522	404,734	1	20,897
町村	929	6,851,867	6,493,418	358,449	109,789	248,660	930	243,090	△ 1	5,570
一部事務組合等	1,348	2,127,289	2,034,478	92,811	10,161	82,650	1,360	84,107	△ 12	△ 1,457
合 計 (A) + (B)	3,137	110,077,178	106,389,371	3,687,807	1,730,034	1,957,773	3,149	1,767,525	△ 12	190,248
黒字の団体										
都 道 府 県 (A)	47	51,572,618	50,053,180	1,519,438	1,090,935	428,503	47	363,694	_	64,809
市町村(単純合計額)(B)	3,086	58,466,465	56,299,145	2,167,320	637,649	1,529,671	3,100	1,403,922	△ 14	125,749
市町村 (一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,740	56,340,170	54,265,927	2,074,243	627,536	1,446,707	1,742	1,319,724	△ 2	126,983
政令指定都市	20	12,568,074	12,331,732	236,342	119,845	116,497	20	67,020	_	49,477
特 別 区	23	3,312,579	3,179,555	133,024	15,060	117,964	23	101,373	_	16,591
中 核 市	42	6,513,244	6,321,266	191,978	49,984	141,994	41	125,320	1	16,674
特 例 市	40	3,731,228	3,605,056	126,172	20,096	106,076	40	103,178	_	2,898
都市	687	23,371,260	22,343,016	1,028,244	312,784	715,460	688	679,742	△ 1	35,718
中 都 市	165	9,756,824	9,360,330	396,494	106,696	289,798	166	275,008	△ 1	14,790
小 都 市	522	13,614,436	12,982,686	631,750	206,088	425,662	522	404,734	_	20,928
町村	928	6,843,786	6,485,301	358,485	109,768	248,717	930	243,090	△ 2	5,627
一部事務組合等	1,346	2,126,295	2,033,218	93,077	10,113	82,964	1,358	84,198	△ 12	△ 1,234
合 計 (A) + (B)	3,133	110,039,084	106,352,325	3,686,759	1,728,585	1,958,174	3,147	1,767,616	△ 14	190,558
赤字の団体										
都 道 府 県 (A)	_	-	-	-		_	_	_	_	-
市町村(単純合計額)(B)	4	38,095	37,046	1,049	1,450	△ 401	2	△ 92	2	△ 309
市町村 (一部事務組合 等を除く単純合計額)	2	37,101	35,786	1,315	1,402	△ 87	_	_	2	△ 87
政令指定都市	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-
特 別 区	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-
中 核 市	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-
特 例 市	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-
都市	1	29,020	27,669	1,351	1,382	△ 31	_	_	1	△ 31
中 都 市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
小 都 市	1	29,020	27,669	1,351	1,382	△ 31	_	_	1	△ 31
町村	1	8,081	8,117	△ 36	20	△ 56	_	_	1	△ 56
一部事務組合等	2	993	1,260	△ 267	47	△ 314	2	△ 92	_	△ 222
合 計 (A) + (B)	4	38,095	37,046	1,049	1,450	△ 401	2	△ 92	2	△ 309

その2 都道府県別実質収支等の状況

(単位 百万円)

					华 7 - 华山	翌年度に						中医出生的
×		分	歳入	歳出	歳入歳出 差 引 (A)-(B)	繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収 支	積立金	繰 上 償還額	積 立 金 取崩し額	実質単年度 収 支 (E)+(F)+
			(A)	(B)	(C)	(D)	(C)-(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G) — (H)
北	海	道	2,476,174	2,467,472	8,702	5,855	2,847	2,575	112	7,157	1,652	8,192
青	森	県	747,333	718,977	28,356	26,173	2,183	△ 222	2,536	322	1,145	1,491
岩	手	県	1,159,584	1,057,099	102,485	76,325	26,160	△ 2,328	18,737	0	10,166	6,243
宮	城	県	1,690,441	1,531,353	159,088	130,843	28,245	△ 2,277	15,291	2,059	12,332	2,741
秋	\blacksquare	県	645,325	634,074	11,251	10,466	785	△ 4,127	3,610	_	176	△ 694
Ш	形	県	605,023	589,476	15,547	12,055	3,492	139	1,682	_	_	1,821
福	島	県	1,943,119	1,794,222	148,897	138,491	10,406	4,454	20,754	262	16,911	8,559
茨	城	県	1,099,143	1,080,576	18,567	14,854	3,713	△ 3,826	2,628	0	_	△ 1,198
栃	木	県	762,899	746,098	16,801	8,723	8,078	△ 827	4,226	1	33	3,368
群	馬	県	755,662	745,086	10,576	6,927	3,649	863	998	_	1,140	721
埼	玉	県	1,641,302	1,633,446	7,856	4,960	2,896	△ 693	38	22,000	41	21,304
千	葉	県	1,641,397	1,614,456	26,941	12,562	14,379	4,407	2,410	1,026	_	7,842
東	京	都	6,455,165	6,202,238	252,927	104,839	148,088	40,480	37,248	_	_	77,728
神	奈 川	県	1,909,417	1,890,247	19,170	12,151	7,019	3,140	61,080	_	_	64,219
新	潟	県	1,178,017	1,131,568	46,449	40,146	6,303	11	358	0	_	370
富	Ш	県	551,731	525,683	26,048	24,788	1,260	△ 23	1	671	_	649
石	Ш	県	572,744	557,863	14,881	14,161	720	△ 43	3	_	_	△ 40
福	井	県	469,734	461,595	8,139	4,406	3,733	149	22	9,694	1,034	8,830
Ш	梨	県	511,145	485,845	25,300	21,084	4,216	△ 1,352	4,335	_	_	2,983
長	野	県	847,835	830,087	17,748	12,983	4,765	△ 443	53	_	_	△ 390
岐	阜	県	784,411	766,227	18,184	12,412	5,772	△ 395	2,853	_	2,732	△ 273
静	畄	県	1,160,832	1,132,899	27,933	15,556	12,377	5,585	10	_	_	5,595
愛	知	県	2,174,818	2,157,670	17,148	10,977	6,171	153	6,002	_	2,000	4,155
I≡	重	県	696,059	674,858	21,201	18,126	3,075	△ 2,900	3,028	155	4,603	△ 4,320
滋	賀	県	509,656	502,176	7,480	6,315	1,165	△ 84	3,580	_	_	3,496
京	都	府	938,416	927,201	11,215	10,545	670	88	291	_	291	89
大	阪	府	2,827,457	2,780,486	46,971	22,701	24,270	10,302	7,620	_	9	17,913
兵	庫	県	2,077,143	2,067,405	9,738	9,013	725	32	299	7,806	_	8,137
奈	良	県	486,186	471,140	15,046	7,497	7,549	7,046	337	2,585	_	9,968
和	歌山	県	597,882	583,271	14,611	9,122	5,489	1,568	11	2,606	_	4,185
鳥	取	県	359,851	341,992	17,859	9,175	8,684	△ 3,224	7	_	_	△ 3,217
島	根	県	542,667	523,610	19,057	13,773	5,284	511	1	2,300	1	2,811
岡	Ш	県	720,211	704,187	16,024	14,385	1,639	136	8,121	_	3,305	4,953
広	島	県	922,381	908,964	13,417	9,322	4,095	1,384	5,326	_	-	6,710
Ш		県	688,066	674,240	13,826	9,120	4,706	1,174	3,524	1,683	9,500	△ 3,119
徳	島	県	509,492	475,775	33,717	24,911	8,806	1,833	8,019	_	8,000	1,853
香	JII	県	436,380	422,599	13,781	7,358	6,423	△ 815	3,561	_	4	2,743
愛	媛	県	630,793	615,451	15,342	13,554	1,788	△ 493	2,314	_	_	1,821
高	知	県	468,235	454,625	13,610	10,846	2,764	142	26	_	2,052	△ 1,884
福	岡	県	1,653,444	1,610,430	43,014	41,078	1,936	△ 15	44	_		29
佐	賀	県	451,419	434,353	17,066	12,961	4,105	△ 105	2,119	_	3,638	△ 1,623
長	崎	県	705,138	680,909	24,229	23,721	508	250	142	_	_	392
熊	本	県	822,652	780,443	42,209	26,954	15,255	3,750	6	9	_	3,765
大	分	県	595,975	579,262	16,713	14,177	2,536	34	819	_	820	33
宮	崎	県	609,025	591,705	17,320	14,736	2,584	△ 631	10	_	_	△ 621
	児 島	県	828,730	798,660	30,070	26,240	3,830	5	1,899	_	_	1,904
沖	縄	県	712,108	695,178	16,930	13,571	3,359	△ 580	9,989	_	_	9,408
	h 計		51,572,618	50,053,180	1,519,438	1,090,935	428,503	64,809	246,082	60,336	81,584	289,642
			. ,,	, ,	,,	, ,	,_,	,	,,,,,	,	, 1	,

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市(平成26年1月1日現在住民基本台帳登載人口30万人以上)の実質収支等の状況 (単位 百万円)

												(位 百万円)
			歳入	歳出	歳入歳出 差 引	翌年度に 繰り越す	実質収支	単年度	積立金	繰 上	積立金	実質単年度 収 支
区	分				(A)-(B)	べき財源		収 支		償還額	取崩し額	(E)+(F)+
			(A)	(B)	(C)	(D)	(C)-(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G) — (H)
	指定都市											
札		Ħ Ħ	850,816	840,974	9,842	4,104	5,738	3,751	11	- 2.440	_	3,763
仙		ħ	577,187	539,894	37,293	31,348	5,945	1,553	38	2,449	1	4,039
	いたまた		448,841	433,500	15,341	9,252	6,089	1,600	4,021	920	_	6,542
千		Ħ =	366,467	363,315	3,152	427	2,725	1,700	1,665	0	55	3,310
横	浜戸	Ħ Ħ	1,598,029 584,106	1,558,219	39,810	21,609	18,201	10,033	8,412	_	3,026	15,419
相	模原「		254,861	579,458 246,417	4,648 8,444	4,211 1,567	437 6,877	247 576	114 12	_	1,381 2,700	△ 1,021 △ 2,112
新		ו נו ל	370,883	365,485	5,398	3,395	2,003	△ 24	5	_	1,300	\triangle 2,112 \triangle 1,320
静		ا دا ا دا	279,776	269,506	10,270	5,032	5,238	1,176	2,207	_	2,200	1,182
浜		; 	288,579	280,152	8,427	1,815	6,612	63	33	225		321
名	古屋「		1,033,033	1,025,507	7,526	5,768	1,758	634	25		1,557	△ 898
京		<u>†</u>	720,508	712,640	7,868	5,877	1,991	77	4	_	845	△ 764
大		ħ	1,675,766	1,650,402	25,364	1,141	24,223	23,812	39,043	5	_	62,861
堺	F	ħ	340,345	337,369	2,976	1,384	1,592	51	4	_	_	56
神		ħ	744,325	732,586	11,739	9,115	2,624	638	6,032	_	954	5,715
岡	Ш Г	ħ	274,091	265,070	9,021	1,811	7,210	2,338	22	127	3,500	△ 1,013
広	島	ħ	558,334	551,537	6,797	4,451	2,346	41	1,886	_	_	1,928
北	九州下	ħ	516,400	511,684	4,716	2,536	2,180	305	677	_	_	982
福	岡下		786,367	773,633	12,734	3,457	9,277	325	5,413	_	_	5,738
熊		ħ	299,360	294,386	4,974	1,544	3,430	549	1,754	_	2,560	△ 257
中	核 市											
逑	館「	- 1	136,832	135,134	1,698	138	1,560	399	0	_	_	400
旭		ħ	162,433	160,444	1,989	121	1,868	884	12	_	_	895
青		ħ	135,120	132,961	2,159	564	1,595	41	7	_	1,342	△ 1,294
盛		Ħ	110,110	108,529	1,581	475	1,106	△ 401	1,321	_	0	920
秋郡		fi fi	126,128	124,101	2,027	322	1,705	177 166	1,224	-	2,200	△ 799
	ш г わきī		150,475 212,104	144,488 200,146	5,987 11,958	1,770 5,115	4,217 6,843	2,033	5,912 5,381	29 _	4,670 4,804	1,437 2,609
り	都宮「		191,416	185,397	6,019	1,523	4,496	2,033	296	284	4,004	861
前		יי דו	141,265	137,438	3,827	984	2,843	518	11	3	973	△ 441
高		† †	158,269	152,306	5,963	1,271	4,692	72	9	_	3,205	△ 3,124
)]]		† †	107,611	102,624	4,987	135	4,852	1,073	1,520	_		2,593
船		<u>†</u>	178,348	173,437	4,911	990	3,921	△ 1,602	15	19	1,000	△ 2,568
柏			114,894	108,792	6,102	1,299	4,803	△ 2,069	5	_	_	△ 2,064
横	須賀「	†	140,809	136,339	4,470	468	4,002	508	5	_	2,019	△ 1,506
富	Ш г	ħ	164,813	162,577	2,236	776	1,460	237	1,380	_	_	1,617
金	沢「	ħ	168,506	165,309	3,197	1,049	2,148	15	1	2,003	_	2,018
長		ħ	159,393	152,293	7,100	5,182	1,918	948	71	_	300	719
岐		ħ	158,994	147,315	11,679	2,407	9,272	225	10	_	1,000	△ 766
豊		ħ	124,629	119,768	4,861	245	4,616	808	9	_	1,759	△ 941
畄		ħ	114,691	108,761	5,930	833	5,097	△ 283	1,692	_	4,000	△ 2,591
豊		ħ	173,817	163,942	9,875	2,204	7,671	1,660	3,400	1	6,400	△ 1,339
大		ħ	115,786	113,006	2,780	645	2,135	802	427	6	_	1,235
豊		Ħ E	137,276	131,626	5,650	1,443	4,207	2,348	543	57		2,948
高		Ħ Ħ	111,112	110,106	1,006	430	576	328	1,332	_	0	1,660
東姫	大阪市路市	ti Ti	199,375 215,873	197,702 207,234	1,673 8,639	253 2,829	1,420 5,810	417 273	4,147 45	0	_	4,564 1,218
尼		ן ק	189,840	189,083	757	539	218	100	82	900	_	182
西西		ן נו ה	164,702	159,063	4,788	307	4,481	652	3,251	_	_	3,903
奈		ti I	123,070	122,452	618	128	4,461	428	ے, _{دے} , 1	_	_	429
和	歌山「		142,982	140,633	2,349	807	1,542	1,028	755	0	_	1,783
倉		†	174,074	168,510	5,564	1,413	4,151	188	2,606	1,125	1,569	2,349
福		†	170,485	167,052	3,433	421	3,012	△ 442	1,705	1,008		2,271
下		-	132,006	128,217	3,789	411	3,378	131	987	_	800	318
高		ħ	156,438	149,604	6,834	1,398	5,436	△ 1,160	23	_	2,300	△ 3,437
松	Ш г	ħ	177,527	171,325	6,202	3,066	3,136	689	1,400	_	_	2,089
高	知「	ħ	142,520	139,554	2,966	2,238	728	99	1	893	_	993
久	留米「	ħ	130,017	126,785	3,232	1,854	1,378	213	1,221	_	_	1,433
長	崎「	ħ	210,898	206,739	4,159	392	3,767	1,791	2,078		_	3,869

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市(平成26年1月1日現在住民基本台帳登載人 \square 30万人以上)の実質収支等の状況

(単位 百万円)

										(=	- M - D/JI J/
×	分	歳 入	歳出	歳入歳出 差 引 (A)-(B)	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収 支	積立金	繰 上 償還額	積 立 金 取崩し額	実質単年度 収 支 (E)+(F)+
		(A)	(B)	(C)	(D)	(C)-(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G) — (H)
大	分 市	161,633	157,749	3,884	320	3,564	△ 345	508		_	163
宮	崎市	155,704	152,529	3,175	543	2,632	667	57	191	_	915
鹿	児島市	241,624	233,371	8,253	2,064	6,189	△ 276	2,199	26	_	1,948
那	覇市	129,645	125,973	3,672	619	3,053	320	1,393	_	48	1,665
特	例 市	129,043	123,973	3,072	019	2,023	320	1,333		40	1,003
八	戸市	98,398	94,967	3,431	1,386	2,045	△ 643	1,202	53	750	△ 138
八 山	形市	88,205	86,309	1,896	171	1,725	199	1,202	22	451	△ 59
出	戸市	102,356	96,769	5,587	1,212	4,375	△ 471	2,489	144	1,046	1,117
小 つ	くば市	72,671	68,464	4,207	1,870	2,337	△ 986	330	180	363	△ 839
伊伊	勢崎市	73,489	69,752	3,737	824	2,913	262	9	59	1,239	△ 909
太	田 市	75,469	72,468	2,776	907	1,869	273	9	_	352	△ 69
								8	1.40	332	
熊	谷市	63,840	59,068	4,772	374	4,398	645		142	_	795 △ 590
川		219,240	203,476	15,764	658	15,106	△ 3,118	2,528	1		
所奏	沢市	91,510	87,308	4,202	481	3,721	1,210	565	_	561	1,214
春	日部市	68,101	65,326	2,775	269	2,506	△ 104	748	_	210	644
草	加市	71,247	66,389	4,858	478	4,380	802	757	_	218	1,340
越	谷市	94,328	89,956	4,372	69	4,303	△ 226	2,437	_	2,520	△ 309
平	塚市	83,866	79,901	3,965	259	3,706	65	602	_	_	668
小		67,088	63,240	3,848	256	3,592	△ 77	692	_	_	615
茅一	ヶ崎市	65,758	61,920	3,838	980	2,858	344	7	_	_	350
厚	木 市	76,278	74,432	1,846	84	1,762	639	874	_	_	1,513
大	和市	67,256	65,100	2,156	65	2,091	29	8	_	_	37
長	岡 市	146,456	142,442	4,014	1,302	2,712	△ 2,289	2		4,000	△ 6,287
上	越市	111,274	106,847	4,427	837	3,590	△ 222	1,912	501	462	1,729
福	井市	105,458	104,103	1,355	174	1,181	△ 42	204	_	_	162
甲	府市	71,761	70,137	1,624	651	973	792	1	_	_	793
松	本 市	91,876	90,172	1,704	313	1,391	43	672	_	_	715
沼	津市	70,784	68,512	2,272	99	2,173	541	1,368	_	486	1,422
富	士 市	85,873	83,463	2,410	175	2,235	△ 441	1	_	_	△ 440
-	宮市	116,906	112,394	4,512	173	4,339	△ 610	505	_	_	△ 105
春	日井市	95,356	92,187	3,169	96	3,073	854	1,160	_	1,068	947
四	日市市	107,356	104,423	2,933	453	2,480	526	971	164	_	1,661
岸	和田市	72,876	72,727	149	54	95	△ 197	5	_	600	△ 792
吹	田市	108,717	105,536	3,181	1,137	2,044	1,912	65	_	_	1,978
枚	方 市	118,883	116,989	1,894	238	1,656	221	1,030	2,393	_	3,644
茨	木 市	86,679	84,864	1,815	868	947	126	3	-	_	129
八	尾市	105,198	102,407	2,791	666	2,125	1,509	324	49	_	1,882
寝	屋川市	78,579	77,558	1,021	163	858	162	752	1,020	500	1,434
明	石 市	111,537	109,508	2,029	565	1,464	363	357	1	_	721
加	古川市	78,014	77,499	515	247	268	△ 329	307	_	_	△ 22
宝	塚市	73,524	72,128	1,396	571	825	△ 122	427	162	_	467
鳥	取市	95,395	93,288	2,107	144	1,963	370	201	345	_	916
松	江 市	99,833	99,283	550	96	454	396	4	204	_	603
呉	市	98,873	96,193	2,680	313	2,367	842	768	_	_	1,610
佐	世保市	121,143	117,549	3,594	420	3,174	△ 351	1,649	12	1,880	△ 570
都	市						-				
	川市(千葉県)	131,148	127,453	3,695	398	3,297	1,671	12	_	_	1,683
	戸市(千葉県)	141,823	134,499	7,324	471	6,853	291	855	1	_	1,147
	子市(東京都)	193,127	188,362	4,765	88	4,677	1,432	1,523	_	2,250	706
	田市(東京都)	136,293	131,887	4,406	236	4,170	△ 2	3,516	_	3,797	△ 283
	沢市(神奈川県)	135,518	124,353	11,165	369	10,796	2,920	7	_		2,927
nac.	A CHECKETH OF SA	100,010	12 7,000	11,100	507	10,700	2,520	/			۷,۵۷/

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

(単位 百万円)

					24年度の 図の団体(A)		 Dうち市町 合併等によ		(/	4)のうち4	成25年	 度も	赤字であ	る団体			のうち黒字 いった団体	平別黒田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	t 24年度が 字 で t 25年度が		25年度の
⊳	₹	2	分	亦子	-07回(A)		滅した団体		赤字が	曽加したほ	団体		赤字が流	咸少した₺	団体	C10	よりに凶体	赤:	字の団体	亦 -	チの団体
	_		, ,	団体数	平 成 24年度 実質収支	団体数	平 成 24年度 実質収支	団体数	平 成24 年度実質 収 支 (a)	平 成25 年度実質 収 支 (b)	(b)-(a)	団体数	平 成24 年度実質 収 支 (c)	平成25 年度実質 収支(d)	(d)-(c)	団体数	平 成 24年度 実質収支	団体数	平 成 25年度 実質収支	団体数	平 成 25年度 実質収支
都	道	府	県	-	_	_	-	_	_	-	-	_	-	-	_	_	-	_	-	_	-
市		IJ	村	2	△ 92	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_	2	△ 92	4	△ 401	4	△ 401
	i町村 1合等			-	-	-	_	_	_	-	_	-	_	-	-	_	_	2	△ 87	2	△ 87
	政令	指定	都市	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	-
	特	別	区	-	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	-	_	_	_	_	_	-
	中	核	市	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
	特	例	市	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
	都		市	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	1	△ 31	1	△ 31
	4	□都	市	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
	月	・都	市	-	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	_	1	△ 31	1	△ 31
	۵Ţ		村	-	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	1	△ 56	1	△ 56
-	部事	務組	合等	2	△ 92	-	_	_	_	_	_	-	_	_	-	2	△ 92	2	△ 314	2	△ 314
合			計	2	△ 92	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	2	△ 92	4	△ 401	4	△ 401

その5 実質収支の推移

(単位 百万円・%)

		全		d d	体			黒	字	σ) 団	体				赤字	(の 団	体	
EA	総	数	都	道府県	市	町村	ź	総	数	都	道府県	市	町村		総	数	ŧ	部道府県	₫.	可村
区分	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B) (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C) (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平 成 15年度	5,259	1,204,647	47	147,695	5,212	1,056,953	5,217	99.2	1,261,723	45	180,960	5,172	1,080,763	42	0.8	△ 57,075	2	△ 33,265	40	△ 23,810
16	4,389	1,220,791	47	157,604	4,342	1,063,187	4,312	98.2	1,279,995	46	181,268	4,266	1,098,727	77	1.8	△ 59,204	1	△ 23,664	76	△ 35,540
17	3,418	1,316,358	47	226,193	3,371	1,090,165	3,390	99.2	1,354,788	45	246,793	3,345	1,107,995	28	0.8	△ 38,430	2	△ 20,600	26	△ 17,830
18	3,410	1,524,479	47	385,034	3,363	1,139,445	3,383	99.2	1,585,128	46	397,703	3,337	1,187,425	27	0.8	△ 60,650	1	△ 12,669	26	△ 47,981
19	3,344	1,359,661	47	331,093	3,297	1,028,568	3,318	99.2	1,408,855	46	331,792	3,272	1,077,063	26	0.8	△ 49,194	1	△ 699	25	△ 48,495
20	3,296	1,279,657	47	265,896	3,249	1,013,760	3,277	99.4	1,325,003	47	265,896	3,230	1,059,107	19	0.6	△ 45,347	-	-	19	△ 45,347
21	3,190	1,444,699	47	264,442	3,143	1,180,257	3,177	99.6	1,451,028	47	264,442	3,130	1,186,586	13	0.4	△ 6,329	-	-	13	△ 6,329
22	3,180	1,670,237	47	354,641	3,133	1,315,596	3,172	99.7	1,672,297	47	354,641	3,125	1,317,655	8	0.3	△ 2,060	-	-	8	△ 2,060
23	3,161	1,795,272	47	346,111	3,114	1,449,161	3,158	99.9	1,795,811	47	346,111	3,111	1,449,700	3	0.1	△ 538	-	-	3	△ 538
24	3,149	1,767,525	47	363,694	3,102	1,403,831	3,147	99.9	1,767,616	47	363,694	3,100	1,403,922	2	0.1	△ 92	-	-	2	△ 92
25	3,137	1,957,773	47	428,503	3,090	1,529,270	3,133	99.9	1,958,174	47	428,503	3,086	1,529,671	4	0.1	△ 401	_	_	4	△ 401

⁽注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

(単位 百万円)

		全		寸	体			黒	字	の 団	個	Ż		赤	字	の 団		*
区分	総	数	都	道府県	市	町村	総	数	都	道府県	市	町村	総	数	都	道府県	市	町村
	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額								
平 成15年度	△137	126,377	-	13,342	△137	113,036	△146	119,042	-	2,469	△146	116,573	9	7,337	-	10,873	9	△ 3,536
16	△870	16,144	-	9,909	△870	6,234	△ 905	18,272	1	308	△906	17,964	35	△ 2,129	△1	9,601	36	△ 11,730
17	△971	95,567	-	68,589	△ 971	26,978	△922	74,793	△1	65,525	△921	9,268	△ 49	20,774	1	3,064	△ 50	17,710
18	△ 8	208,121	-	158,841	△ 8	49,280	△ 7	230,340	1	150,910	△ 8	79,430	Δ 1	△ 22,220	△1	7,931	-	△ 30,151
19	△ 66	△164,818	-	△ 53,941	△ 66	△110,877	△ 65	△176,273	_	△ 65,911	△ 65	△110,362	Δ 1	11,456	-	11,970	△ 1	△ 514
20	△ 48	△ 80,004	-	△ 65,197	△ 48	△ 14,808	△ 41	△ 83,852	1	△ 65,896	△ 42	△ 17,956	Δ 7	3,847	△1	699	△ 6	3,148
21	△ 106	165,042	-	△ 1,454	△ 106	166,497	△100	126,025	_	△ 1,454	△100	127,479	△ 6	39,018	-	_	△ 6	39,018
22	△ 10	225,538	-	90,199	△ 10	135,339	△ 5	221,269	_	90,199	△ 5	131,069	△ 5	4,269	-	-	△ 5	4,269
23	△ 19	125,035	-	△ 8,530	△ 19	133,565	△ 14	123,514	_	△ 8,530	△ 14	132,045	△ 5	1,522	-	_	△ 5	1,522
24	△ 12	△ 27,747	-	17,583	△ 12	△ 45,330	△ 11	△ 28,195	_	17,583	△ 11	△ 45,778	Δ 1	446	-	_	△ 1	446
25	△ 12	190,248	-	64,809	△ 12	125,439	△ 14	190,558	-	64,809	△ 14	125,749	2	△ 309	-	_	2	△ 309

⁽注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

その7 単年度収支等の状況

(単位 百万円)

区分	平	成 25 年	度	平	成 24 年	度	埠	当 減 客	頂
区 分	合 計	都道府県	市町村	숨 計	都道府県	市町村	숨 計	都道府県	市町村
単 年 度 収 支 (A)	190,900 (1,379)	64,809 (21)	126,091 (1,358)	△ 28,125 (1,600)	17,482 (28)	△ 45,607 (1,572)	219,025 (△ 221)	47,327 (△ 7)	171,698 (△ 214)
調整額 (C)+(D)-(E) (B)	572,799	224,833	347,966	465,962	70,119	395,843	106,837	154,714	△ 47,877
財政調整基金積立額(C)	857,698	246,082	611,617	846,840	162,293	684,547	10,858	83,789	△ 72,930
繰上償還額(D)	181,197	60,336	120,861	155,627	43,771	111,856	25,570	16,565	9,005
財政調整基金取崩し額(E)	466,096	81,584	384,512	536,505	135,945	400,559	△ 70,409	△ 54,361	△ 16,047
実質単年度収支 (A)+(B)	763,699 (1,138)	289,642 (11)	474,057 (1,127)	437,837 (1,209)	87,600 (15)	350,237 (1,194)	325,862 (△ 71)	202,042 (△ 4)	123,820 (△ 67)

⁽注) () 内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %)

区	分	昭和40年代 後半の水準	平成15 年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
都道府県	経常収支比率	70.2	90.8	92.5	92.6	92.6	94.7	93.9	95.9	91.9	94.9	94.6	93.0
	実質収支比率	0.6	0.6	0.7	0.9	1.5	1.2	0.9	1.0	1.3	1.3	1.3	1.6
	実質公債費比率				14.9	14.7	13.5	12.8	13.0	13.5	13.9	13.7	13.5
	公債費負担比率	4.2	19.8	19.9	19.3	19.4	18.6	19.3	18.8	18.9	19.4	19.7	19.9
	財政力指数	0.52	0.41	0.41	0.43	0.46	0.50	0.52	0.52	0.49	0.47	0.46	0.46
市町村	経常収支比率	73.1	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2
	実質収支比率	4.2	3.5	3.5	3.5	3.6	3.0	3.0	3.6	4.1	4.5	4.3	4.7
	実質公債費比率			•••	14.8	15.1	12.3	11.8	11.2	10.5	9.9	9.2	8.6
	公債費負担比率	6.6	17.5	17.3	17.4	17.5	17.7	17.6	17.0	16.5	16.4	16.2	15.7
	財政力指数	0.33	0.43	0.47	0.52	0.53	0.55	0.56	0.55	0.53	0.51	0.49	0.49
政令指定都市	経常収支比率	71.0	93.1	94.7	94.3	93.3	95.4	95.6	96.5	95.4	95.5	96.0	95.4
	実質収支比率	0.1	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	1.0	1.2	1.1	1.8
	実質公債費比率				19.1	19.6	14.2	13.8	13.4	12.8	12.1	11.5	11.2
	大貝厶貝貝儿平				(18.5)	(18.7)	(13.4)	(13.3)	(13.1)	(12.2)	(11.7)	(11.2)	(10.7)
	公債費負担比率	7.2	21.4	20.8	20.9	20.0	20.1	20.3	20.3	20.1	20.2	20.2	20.0
	ム原東只担ルギ	/.2	(21.0)	(20.5)	(20.5)	(20.0)	(19.9)	(20.2)	(20.2)	(19.6)	(19.6)	(19.6)	(19.4)
	財政力指数	0.78	0.81	0.82	0.83	0.84	0.86	0.87	0.87	0.87	0.86	0.84	0.85
中核市	経常収支比率	-	82.9	86.6	87.0	87.4	90.0	90.7	92.1	89.5	90.1	90.6	89.9
	実質収支比率	-	3.4	3.1	3.4	3.5	2.9	2.9	3.3	3.4	3.5	3.6	3.9
	実質公債費比率	_			14.2	14.3	10.5	10.0	9.8	9.6	9.2	8.6	8.1
	天貝厶頂負比率	_			(14.0)	(14.2)	(10.5)	(10.2)	(10.0)	(9.6)	(9.2)	(8.7)	(8.2)
	// 信弗各切い変		16.7	16.6	16.6	17.1	17.5	17.6	17.1	16.8	16.9	16.6	16.1
	公債費負担比率	_	(16.4)	(16.5)	(16.5)	(17.1)	(17.6)	(17.6)	(17.1)	(16.8)	(16.9)	(16.6)	(16.1)
	財政力指数	_	0.81	0.81	0.78	0.80	0.82	0.84	0.83	0.80	0.77	0.76	0.76
特例市	経常収支比率	_	87.5	89.2	89.2	89.1	91.1	91.1	91.0	89.0	90.2	90.5	90.4
	実質収支比率	_	2.7	3.3	3.1	3.7	3.2	2.9	3.7	4.3	5.0	4.9	5.0
	中质八佳弗以玄				14.6	14.7	10.5	10.5	9.8	9.3	8.6	8.3	7.7
	実質公債費比率	_		•••	(14.8)	(14.8)	(10.6)	(10.5)	(9.8)	(9.2)	(8.6)	(8.3)	(7.7)
	公債費負担比率		15.7	15.1	15.2	15.4	15.8	15.8	15.1	14.7	14.7	14.7	14.7
	五頃貫貝担比率	_	(15.7)	(15.1)	(15.2)	(15.5)	(15.8)	(15.7)	(15.0)	(14.6)	(14.6)	(14.7)	(14.7)
	財政力指数	_	0.85	0.85	0.86	0.88	0.90	0.92	0.92	0.88	0.85	0.81	0.81
都市	経常収支比率	74.9	87.5	90.5	90.2	90.5	92.1	91.5	91.0	88.0	89.3	89.9	89.2
	実質収支比率	4.1	3.8	4.2	4.4	4.3	3.5	3.5	4.4	5.0	5.7	5.4	5.7
	実質公債費比率				15.0	15.3	12.9	12.6	12.0	11.2	10.5	9.8	9.0
	大貝ム貝貝儿半				(15.4)	(15.8)	(13.8)	(13.6)	(13.0)	(12.1)	(11.3)	(10.5)	(9.8)
	公債費負担比率	6.8	15.5	15.8	16.1	16.6	17.0	17.0	16.2	15.7	15.5	15.4	15.0
	五顶貝貝担比平	0.0	(16.0)	(16.1)	(16.5)	(17.0)	(17.5)	(17.4)	(16.5)	(15.9)	(15.8)	(15.7)	(15.3)
	財政力指数	0.57	0.65	0.64	0.62	0.65	0.66	0.68	0.67	0.64	0.61	0.60	0.60
町 村	経常収支比率	71.1	85.3	89.3	88.5	88.5	89.1	88.2	86.8	83.0	85.3	84.9	84.7
	実質収支比率	6.6	5.5	5.2	5.1	5.2	4.8	4.8	5.5	6.1	6.6	6.4	6.6
	実質公債費比率				14.6	15.3	14.7	14.4	13.7	12.7	11.7	10.7	9.9
	大貝ム貝買比半				(14.9)	(15.7)	(15.3)	(14.8)	(13.9)	(12.7)	(11.6)	(10.5)	(9.7)
	//信弗会+ロレボ	6.4	17.3	17.3	17.8	18.3	18.6	18.1	16.5	15.6	15.3	15.0	14.2
	公債費負担比率	0.4	(18.4)	(18.3)	(18.6)	(19.1)	(19.3)	(18.5)	(16.5)	(15.6)	(15.4)	(15.0)	(14.2)
	財政力指数	0.27	0.36	0.39	0.42	0.43	0.44	0.45	0.43	0.41	0.39	0.38	0.38
슴 計	経常収支比率	71.4	89.0	91.5	91.4	91.4	93.4	92.8	93.8	90.5	92.6	92.7	91.6
	実質収支比率	2.2	2.1	2.2	2.2	2.5	2.1	1.9	2.3	2.7	2.9	2.8	3.1
	実質公債費比率				14.9	14.9	12.8	12.3	12.1	12.0	11.8	11.3	10.9
	公債費負担比率	5.3	19.4	19.4	19.2	19.3	19.1	19.2	18.6	18.4	18.6	18.6	18.5

⁽注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率には一部事務組合等を含まない。その2において同じ。
2 経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率及び公債費負担比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成15年度以降の実質公債費比率及び公債費負担比率の() 書きは単純平均である。
3 平成19年度以降の実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定したものである。なお、平成19年度から算定方法の一部が変更されている。

資料編

総 括

第8表 経常収支比率等の状況(つづき)

その2 経常収支比率の内訳

(単位	百万円・%)	

				4	巫成 25	年 月	隻			Ā	巫 成 24	年 月			增	創減	率
区		के	都道府	県	市町	村	総	額	都道府	県	市町	村	総	額	都道 府県	市町村	総額
経常-	一般財源	₹ (A)	24,470,870		26,329,018		50,799,888		23,892,608		26,176,436		50,069,044		2.4	0.6	1.5
地	方	税	13,845,302		16,590,683		30,435,985		13,283,354		16,404,062		29,687,415		4.2	1.1	2.5
地	方譲与	,税	2,136,827		407,651		2,544,477		1,830,934		425,533		2,256,467		16.7	△ 4.2	12.8
地刀	方特例交	付金	50,209		70,363		120,572		50,987		71,455		122,442		△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5
地	方交付	対税	8,436,998		7,627,635		16,064,633		8,726,063		7,751,905		16,477,968		△ 3.3	△ 1.6	△ 2.5
そ	Ø	他	1,534		1,632,686		1,634,221		1,270		1,523,481		1,524,752		20.8	7.2	7.2
減り特別	双補 塡 列 分	債 (B)	3,198		3,214		6,412		47,813		8,945		56,757		△ 93.3	△ 64.1	△ 88.7
臨時即	対政対策 (責 (C)	3,823,315		2,214,564		6,037,879		3,757,784		2,157,968		5,915,752		1.7	2.6	2.1
経常一般	経費3 財源	(D)	26,324,643		25,736,876		52,061,014		26,206,544		25,718,181		51,924,218		0.5	0.1	0.3
人	件	費	10,930,477	38.6	6,773,584	23.7	17,701,436	31.1	11,249,392	40.6	7,020,141	24.8	18,267,460	32.6	△ 2.8	△ 3.5	△ 3.1
物	件	費	937,884	3.3	3,909,412	13.7	4,849,125	8.5	920,601	3.3	3,765,349	13.3	4,687,254	8.4	1.9	3.8	3.5
扶	助	費	540,851	1.9	3,234,303	11.3	3,776,814	6.6	542,051	2.0	3,168,693	11.2	3,711,951	6.6	△ 0.2	2.1	1.7
補	助費	等	6,915,328	24.4	2,863,097	10.0	9,775,886	17.2	6,736,322	24.3	2,865,594	10.1	9,600,056	17.1	2.7	△ 0.1	1.8
公	債	費	6,673,915	23.6	5,296,467	18.6	11,969,496	21.1	6,407,791	23.1	5,320,502	18.8	11,727,722	20.9	4.2	△ 0.5	2.1
繰	出	金	953	0.0	3,189,250	11.2	3,192,171	5.6	827	0.0	3,113,454	11.0	3,115,718	5.6	15.2	2.4	2.5
そ	<u>の</u>	他	325,235	1.2	470,763	1.7	796,086	1.5	349,560	1.3	464,448	1.5	814,057	1.5	△ 7.0	1.4	△ 2.2
(常収支b D) / {(A)- +(C)} ×	+ (B)		93.0		90.2		91.6		94.6		90.7		92.7			

第9表 繰越額等の状況

その1 総 括 (単位 百万円)

57	分	継続費	繰 越費	事故繰越	事業	支 払	合 計	未収入	未収	八特定財源	内訳	翌年度に
区	ガ	操越額	明許費繰越額	繰 越 額	繰越額	繰延額		特定財源	国 庫支出金	地方債	その他	繰り越す べき財源
人件	費	1	452	_	_	126	579	390	389	_	1	188
普通建設	事業費	236,388	4,455,548	226,023	60,559	155	4,978,672	3,689,534	1,652,295	1,659,658	377,581	1,289,138
補助哥	事業費	153,953	3,411,939	198,998	3,059	155	3,768,103	3,004,229	1,651,791	1,112,642	239,796	763,874
単独事	事業費	82,435	1,043,610	27,025	57,500	_	1,210,569	685,305	504	547,017	137,784	525,264
災害復旧	事業費	11,266	605,429	50,467	27	_	667,189	583,405	473,045	54,405	55,955	83,784
その	他	810	556,254	28,386	177,583	58	763,091	406,168	164,318	40,920	200,930	356,924
合	計	248,465	5,617,683	304,876	238,169	339	6,409,531	4,679,497	2,290,047	1,754,983	634,467	1,730,034

⁽注)「単独事業費」には、県営事業負担金を含む。その3において同じ。

その2 都道府県 (単位 百万円)

	/\	継	続	費	繰	=	越	事故	7繰越	事		業	支		払	A =1	未収入	未収	八特定財源	内訳	翌年度に
Image: Control of the	分	逓繰	越	次額	明繰	許越	越費額	繰	越額	繰	越	額	繰	延	額	合 計	特定財源	国 庫支出金	地方債	その他	繰り越す べき財源
人作	牛 費						0		-						-	0	0	0	_	_	-
普通建設	货事業費		35,0	006	2,4	17,3	367	13	7,456		59,0	004			-	2,648,833	1,899,446	1,080,262	684,482	134,702	749,387
補助	事業費		14,8	392	1,95	50,6	520	12	7,384		2,7	765			-	2,095,662	1,630,067	1,080,262	496,254	53,551	465,595
単独	事業費		20,1	14	46	56,7	747	1	0,071		56,2	239			-	553,171	269,379	_	188,229	81,150	283,792
災害復旧	∃事業費		1,7	'91	4	16,7	701	3	5,413						-	453,906	412,133	371,699	35,275	5,159	41,773
₹ 0	か 他			58	15	57,5	563	1	2,868	1	169,8	381			49	340,417	40,642	33,136	3,046	4,460	299,775
合	計		36,8	355	2,99	91,6	531	18	5,737	2	228,8	885			49	3,443,156	2,352,221	1,485,097	722,803	144,321	1,090,935

資料編

総括

第9表 繰越額等の状況(つづき)

その3 市 町 村 (単位 百万円)

			継逓	続	費次	繰		越費	事		越	事		業	专		払		未収	7 J		未	又入 ^½	持定則	オ源[为訳			年度に
区		分	逓 繰	越	額	繰明繰	許越	額	繰		額	繰	越	業額	支繰	延	額	合 計	特定	財源	国支	庫出 金	地	方	債	そ	の他		り越す き財源
人	件	費			1		۷	152			-			-		1	26	578		390		389)		-		1		188
普通经	建設事	■業費	2	01,3	382	2,0	38,1	181		88,5	67		1,5	554		1	155	2,329,839	1,790	,088	5	572,033	3	975,1	76	2	42,879) 5	539,751
補具	助事	業費	1	39,0	061	1,4	61,3	318		71,6	13		2	293		1	155	1,672,441	1,374	,162	5	571,530		616,3	888	18	36,244	1 2	298,279
単語	独事	業費		62,3	321	5	76,8	363		16,9	54		1,2	261			-	657,398	415	5,926		504		358,7	788		56,634	1 2	241,472
災害復	复旧事	『 業費		9,4	175	1	88,7	728		15,0	53			27			-	213,283	171	,272	1	01,346		19,1	30		50,796	5	42,012
そ	の	他		7	752	3	98,6	591		15,5	18		7,7	703			10	422,675	365	,526	1	31,181		37,8	374	1	96,471		57,148
合		計	2	11,6	510	2,6	26,0)52	1	19,1	38		9,2	284		2	291	2,966,375	2,327	,276	8	304,949	1,	032,1	80	4	90,147	' 6	39,099

第10表 歳入決算額の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

		4	龙 成 25	年	度]	t		較		
区分	₩ \¥ r¬	П	+ =	+-+	ψ±: =⊥	ᅉᄍ	平成24年 純 計	F度 額	14 /- 45	増	減	率	前年	F度増減	越率
	都道府	宗	市町	村	純計	額			増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
地 方 税	16,809,190	32.6	18,565,095	32.6	35,374,285	35.0	34,460,760	34.5	913,525	4.3	1.2	2.7	2.4	△ 0.5	0.8
地 方 譲 与 税	2,136,827	4.1	422,015	0.7	2,558,842	2.5	2,271,480	2.3	287,362	16.7	△ 4.2	12.7	7.5	△ 5.5	4.7
地方特例交付金	50,209	0.1	75,313	0.1	125,522	0.1	127,467	0.1	△ 1,945	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.5	△64.5	△65.3	△ 65.0
地 方 交 付 税	8,848,887	17.2	8,746,566	15.3	17,595,454	17.4	18,289,826	18.3	△694,372	△ 5.0	△ 2.5	△ 3.8	△ 3.9	△ 0.9	△ 2.5
市町村たばこ税都道府県交付金	1,535	0.0	-	-	-	-	-	_	_	20.9	_	_	△ 47.0	-	-
利子割交付金	_	-	59,084	0.1	-	-	-	_	-	-	3.2	_	-	△11.3	-
配当割交付金	-	-	76,186	0.1	-	-	-	-	-	-	84.1	_	_	5.0	-
株式等譲渡所得割交付金	-	-	120,911	0.2	-	-	-	-	-	-	991.3	_	-	12.3	-
地方消費税交付金	-	-	1,254,712	2.2	-	-	-	-	-	-	△ 0.9	_	-	0.0	-
ゴルフ場利用税交付金	-	-	35,020	0.1	-	-	-	_	-	-	△ 1.0	_	-	△ 0.6	-
特別地方消費税交付金	-	-	1	0.0	-	-	-	-	-	-	0.0	_	_	△ 0.0	-
自動車取得税交付金	-	-	137,363	0.2	-	-	-	-	-	-	△ 6.2	_	_	27.0	-
軽油引取税交付金	-	-	128,004	0.2	-	-	-	-	-	-	0.7	_	_	4.3	-
小 計 (一般財源)	27,846,648	54.0	29,620,270	51.9	55,654,103	55.0	55,149,533	55.2	504,570	1.9	0.3	0.9	0.1	△ 1.0	△ 0.6
分担金、負担金	283,819	0.6	677,000	1.2	608,727	0.6	597,815	0.6	10,912	△ 8.1	2.7	1.8	3.1	4.6	3.5
使用料、手数料	632,383	1.2	1,383,314	2.4	2,015,698	2.0	2,015,466	2.0	232	△ 1.9	0.9	0.0	△ 0.8	0.9	0.3
国庫支出金	7,342,456	14.2	9,104,565	16.0	16,447,021	16.3	15,459,306	15.5	987,715	11.5	2.6	6.4	△ 15.6	8.7	△ 3.1
交通安全対策特別交付金	37,479	0.1	27,285	0.0	64,764	0.1	67,805	0.1	△ 3,041	△ 4.5	△ 4.5	△ 4.5	△ 2.1	△ 0.8	△ 1.6
都道府県支出金	-	-	3,514,972	6.2	-	-	-	-	-	-	2.3	_	-	2.3	-
財 産 収 入	241,845	0.5	373,331	0.7	615,176	0.6	578,833	0.6	36,343	13.1	2.3	6.3	7.0	11.1	9.6
寄 附 金	46,215	0.1	69,389	0.1	115,521	0.1	100,027	0.1	15,494	29.5	7.7	15.5	△63.8	△15.4	△42.5
繰 入 金	1,975,620	3.8	1,555,733	2.7	3,531,353	3.5	3,672,500	3.7	△141,147	△11.5	8.0	△ 3.8	△ 6.4	39.0	7.4
繰 越 金	1,434,039	2.8	1,756,383	3.1	3,190,422	3.2	2,809,649	2.8	380,773	23.5	6.6	13.6	19.7	7.9	12.5
諸 収 入	4,951,097	9.6	2,484,206	4.4	6,572,202	6.5	7,054,015	7.1	△481,813	△ 5.3	△ 5.9	△ 6.8	△ 3.3	△ 4.7	△ 7.4
地 方 債	6,781,018	13.1	5,525,970	9.7	12,284,850	12.2	12,337,932	12.4	△ 53,082	△ 5.5	6.4	△ 0.4	2.2	8.7	4.9
特別区財政調整交付金	-	-	936,101	1.6	-	-	_	_	_	-	3.4	_	_	2.1	-
歳入合計	51,572,618	100.0	57,028,520	100.0	101,099,835	100.0	99,842,882	100.0	1,256,953	1.2	1.6	1.3	△ 2.3	2.5	△ 0.2
(注)「国庫支出金」には、	国有提供施設	等所在	市町材助成交	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	今お			1							

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10表 歳入決算額の状況(つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

		分			歳 入	決 算 額					指	数		
区	-	<i>ח</i>	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20	21	22	23	24	25
地	方	税	39,558,526	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760	35,374,285	100	89	87	86	87	89
地方	譲与	税	678,826	1,296,551	2,069,189	2,169,911	2,271,480	2,558,842	100	191	305	320	335	377
地方特	寺例交付	付金	539,108	462,011	383,165	364,020	127,467	125,522	100	86	71	68	24	23
地方	交付	村税	15,406,082	15,820,237	17,193,551	18,752,268	18,289,826	17,595,454	100	103	112	122	119	114
/l\≡± /	/ ₆ .7.8-	+:\\\\	E6 100 E40	E2 761 7E2	E2 062 22E	FF 4F7 61F	55,149,533	55,654,103	100	94	96	99	98	99
小川(一般則	1//示)	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,555	55,054,105	100	34	90	99	90	99
分担金	金、負担	担金	525,091	551,112	532,709	577,386	597,815	608,727	100	105	101	110	114	116
使用米	斗、手数	数料	2,338,657	2,306,841	2,035,765	2,008,751	2,015,466	2,015,698	100	99	87	86	86	86
国庫	支出	金	11,689,000	16,839,119	14,305,191	16,030,396	15,527,112	16,511,785	100	144	122	137	133	141
繰	入	金	2,000,841	2,772,873	3,328,352	3,420,824	3,672,500	3,531,353	100	139	166	171	184	176
繰	越	金	1,926,621	2,398,888	2,067,379	2,497,658	2,809,649	3,190,422	100	125	107	130	146	166
地	方	債	9,922,067	12,396,036	12,969,520	11,760,270	12,337,932	12,284,850	100	125	131	119	124	124
そ	の	他	7,628,641	8,339,073	8,310,350	8,316,746	7,732,875	7,302,897	100	109	109	109	101	96
	入合	≣∔	92,213,459	98,365,695	07 511 501	100,069,646	99,842,882	101,099,835	100	107	106	109	108	110
成。	∧ 🗇	āΙ	92,213,459	90,305,095	97,511,501	100,069,646	99,042,882	101,099,835	100	107	106	109	108	110

⁽注)「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

(単位 %)

区	分		決	. 算額	構成上	t		増 減 率								
	<i></i>	20	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25			
地方	5 税	42.9	35.8	35.2	34.1	34.5	35.0	△ 1.8	△ 11.1	△ 2.5	△ 0.4	0.8	2.7			
地方語	襄 与 税	0.7	1.3	2.1	2.2	2.3	2.5	△ 5.0	91.0	59.6	4.9	4.7	12.7			
地方特例	列交付金	0.6	0.5	0.4	0.4	0.1	0.1	72.8	△ 14.3	△ 17.1	△ 5.0	△ 65.0	△ 1.5			
地方交	と 付 税	16.7	16.1	17.6	18.7	18.3	17.4	1.3	2.7	8.7	9.1	△ 2.5	△ 3.8			
.1,=1./	₩	60.0	5 2.6	FF 2	FF 4	FF 0	55.0			2.2	2.0	. 0.6	0.0			
小計(一	版則源)	60.9	53.6	55.3	55.4	55.2	55.0	△ 0.6	△ 6.1	2.3	2.8	△ 0.6	0.9			
分担金、	負担金	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	3.4	5.0	△ 3.3	8.4	3.5	1.8			
使用料、	手数料	2.5	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	△ 1.4	△ 1.4	△ 11.8	△ 1.3	0.3	0.0			
国庫支	支出金	12.7	17.1	14.7	16.0	15.6	16.3	13.1	44.1	△ 15.0	12.1	△ 3.1	6.3			
繰り	金	2.2	2.8	3.4	3.4	3.7	3.5	△ 18.9	38.6	20.0	2.8	7.4	△ 3.8			
繰起	並 金	2.1	2.4	2.1	2.5	2.8	3.2	△ 12.9	24.5	△ 13.8	20.8	12.5	13.6			
地方	5 債	10.8	12.6	13.3	11.8	12.4	12.2	3.5	24.9	4.6	△ 9.3	4.9	△ 0.4			
そ σ.	か 他	8.2	8.6	8.6	8.3	7.7	7.2	5.9	9.3	△ 0.3	0.1	△ 7.0	△ 5.6			
	A =1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		6 7		2.5		4.0			
歳入	台 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.1	6.7	△ 0.9	2.6	△ 0.2	1.3			

第11表 団体種類別歳入の状況

		区	分		地方税	地 方 譲 与 税	各 種 交 付 金	地方特例 交付金	地 方 交 付 税	国 庫支出金	都道府県 支 出 金	地方債	その他	歳入合計
		政令	指定	都市	49,395	790	4,985	174	6,539	22,627	4,601	14,619	21,951	125,681
		中	核	市	25,503	476	2,077	104	7,618	11,599	3,610	6,378	7,767	65,132
	平	特	例	市	15,675	260	1,290	76	3,819	5,813	2,216	3,475	4,688	37,312
	成	都		市	71,617	1,880	6,539	299	47,131	36,429	17,014	22,983	30,111	234,003
	25	中	都	市	37,043	720	3,164	162	12,890	15,417	7,232	8,823	12,117	97,568
決	年	」小	都	市	34,574	1,160	3,375	138	34,241	21,012	9,782	14,160	17,993	136,435
//		⊞T m=1	. /a .	村	13,980	671	1,435	50	22,358	8,438	5,437	6,215	9,935	68,519
	度		†(1万人 + /1 エ .		10,947	427	1,102	44	12,612	5,820	3,468	4,035	6,477	44,932
算			†(1万人		3,033	243 4,077	333 16,327	7 04	9,747 87,466	2,617	1,969	2,180 53,670	3,459	23,587 530,647
		合	指定	<u>計</u> 都市	176,170 48,753	824	4,677	177	7,175	84,905 21,387	32,877 4,715	13,836	74,451 23,113	124,657
額		中中	核	市	24,835	486	1,885	105	7,173	10,697	3,224	5,934	7,853	62,833
	平	特	例	市	15,546	272	1,181	78	3,959	5,313	2,259	3,360	4,873	36,841
(億円)	· 成	都	נילו	市	71,171	1,967	6,118	304	48,231	35,160	16,550	21,339	28,422	229,262
L.J.		ф.	都	市	36,935	759	2,938	165	13,438	15,039	7,214	8,567	11,986	97,041
	24	小	都	市	34,237	1,208	3,180	138	34,793	20,121	9,336	12,772	16,435	132,220
	年	町	- L	村	13,915	705	1,373	51	22,549	9,569	5,476	5,835	8,987	68,460
	度	-	(1万人		10,867	452	1,053	45	12,820	6,937	3,522	3,806	5,860	45,362
	,×		, (1万人) (1万人		3,048	253	320	6	9,729	2,632	1,954	2,029	3,127	23,098
		合		計	174,220	4,255	15,235	715	89,727	82,126	32,224	50,304	73,247	522,053
		政令	指定		28.0	19.4	30.5	24.7	7.5	26.6	14.0	27.2	29.5	23.7
		中	核	市	14.5	11.7	12.7	14.8	8.7	13.7	11.0	11.9	10.4	12.3
	平	特	例	市	8.9	6.4	7.9	10.8	4.4	6.8	6.7	6.5	6.3	7.0
	成	都		市	40.7	46.1	40.1	42.5	53.9	42.9	51.7	42.8	40.4	44.1
	25	中	都	市	21.0	17.7	19.4	23.0	14.7	18.2	22.0	16.4	16.3	18.4
		小	都	市	19.6	28.5	20.7	19.6	39.1	24.7	29.8	26.4	24.2	25.7
構	年	⊞Ţ		村	7.9	16.5	8.8	7.1	25.6	9.9	16.5	11.6	13.3	12.9
	度		(1万人		6.2	10.5	6.8	6.3	14.4	6.9	10.5	7.5	8.7	8.5
		I m++-	+ /1 - 1		1 7	· · ·	2 0	0.0	1 111	2 1	6.0	4.1	1 16	1 1
ьt			(1万人		1.7	6.0	2.0	0.8	11.1	3.1	6.0		4.6	4.4
成		合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		合 政 令	指定	都市	100.0 28.0	100.0 19.4	100.0 30.7	100.0 24.7	100.0 8.0	100.0 26.0	100.0 14.6	100.0 27.5	100.0 31.6	100.0 23.9
成比	亚	合 政令 中	指定核	計 都 市 市	100.0 28.0 14.3	100.0 19.4 11.4	100.0 30.7 12.4	100.0 24.7 14.7	8.0 8.7	100.0 26.0 13.0	100.0 14.6 10.0	100.0 27.5 11.8	31.6 10.7	100.0 23.9 12.0
比	平	合 政 令 中 特	指定	計 都 市 市 市	100.0 28.0 14.3 8.9	100.0 19.4 11.4 6.4	100.0 30.7 12.4 7.8	100.0 24.7 14.7 10.9	8.0 8.7 4.4	100.0 26.0 13.0 6.5	100.0 14.6 10.0 7.0	100.0 27.5 11.8 6.7	31.6 10.7 6.7	100.0 23.9 12.0 7.1
	平成	合政中特都	指 定 核 例	計 都 市 市 市	28.0 14.3 8.9 40.9	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5	8.0 8.7 4.4 53.8	26.0 13.0 6.5 42.8	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4	27.5 11.8 6.7 42.4	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8	23.9 12.0 7.1 43.9
比		合政中特都中	指 定 核 例 都	都市市市市市	28.0 14.3 8.9 40.9 21.2	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1	8.0 8.7 4.4 53.8 15.0	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6
比	成	合 政 中 特 都 中 小	指 定 核 例	都市市市市市市市	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4	8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3
比	成 24 年	合 政中特都 中小	指 核 例 都 都	都市市市市市村	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1
比	成 24	合 政中特都 町町町	指核例都都 1万人	都市市市市市村上	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4	23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7
比	成 24 年	合 政中特都 町町町	指 核 例 都 都	都市市市市市村上	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1
比	成 24 年	合 政中特都 町 合	指核例都都 1万人	都市市市市市村上満計	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3	23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4
比(%)	成 24 年 度	合 政中特都 町 合	指 核 例 都 都	都市市市市市村上満計	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0 100.0	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0
比	成 24 年 度	合政中特都 町 合政	指核例 都都 万人人 计(1万) 定	都 以未 都	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0 100.0	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0
比(%)	成 24 年 度	合政中特都 町 合政中	指 核 例 都 都 一	都 市市市市市村上満計市市	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741
比(%)	成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都中小 町町 令 中	指核例 都都 万万 定核例 都	部 以未 都 以未 都	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527
比(%)	. 成 24 年 度 曽 域	合政中特都 町 合政中特都 中小 町町 令 中小	指核例 都都 万万 定核例	都 以未 都計市市市市市村上為計市市市市市市市	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215
比(%)	. 成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町	指核例 都都 万万 定核例 都都	都以未都出市市市市市村以為計市市市市市市村	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59
比(%)	. 成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町	指	都 以未 都 以未 化计算机 以来	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34 △ 25	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430
比(%)	. 成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町町	指核例 都都 万万 定核例 都都	都 以未 都 以未 計市市市市市村上灣計市市市市市村上灣	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34 △ 25 △ 10	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1 △ 0	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489
比(%)	. 成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町 合	指 核 例 都 都	都 以未 都 以未計市市市市村上満計	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34 △ 25 △ 10 △ 178	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 0 △ 11	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151 3,366	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594
比(%)	. 成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町 合政令 中小 町町 令 中小 町町 令	指	都 以未 都 以未 都計市市市市市村以満計市	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34 △ 25 △ 10 △ 178 △ 4.1	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1.7	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261 △ 8.9	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653 △ 2.4	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151 3,366 5.7	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204 △ 5.0	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594 0.8
比(%)	. 成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中令 中小 町町 令 中小 町町 令	指	都 以未 都 以未 都計市市市市村上灣計市市市市村上灣計市市市市市村上灣計市市	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950 1.3 2.7	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34 △ 25 △ 10 △ 178 △ 4.1 △ 2.1	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092 6.6 10.2	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1.7 △ 1.0	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261 △ 8.9 △ 2.5	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779 5.8 8.4	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653 △ 2.4 12.0	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 4.0 100.0 783 444 115 1.644 256 1,388 380 229 151 3,366 5.7 7.5	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204 △ 5.0 △ 1.1	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594 0.8 3.7
比(%)	. 成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特合 中小 町町 令 中小 町町 令	指	都 以未 都 以未 都計市市市市市村以満計市市市	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950 1.3 2.7 0.8	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34 △ 25 △ 10 △ 178 △ 4.1 △ 4.1 △ 4.4	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092 6.6 10.2 9.2	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1.7 △ 1.0 △ 2.6	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261 △ 8.9 △ 2.5 △ 3.5	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779 5.8 8.4 9.4	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653 △ 2.4 12.0 △ 1.9	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151 3,366 5.7 7.5 3.4	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204 △ 5.0 △ 1.1 △ 3.8	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594 0.8 3.7 1.3
比(%)	. 成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都令 中小 町町 令 中小 町町 令	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万人 定	都 以未 都 以未 都計市市市市市村以満計市市市市市	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950 1.3 2.7 0.8 0.6	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34 △ 25 △ 10 △ 178 △ 4.1 △ 4.4 △ 4.4	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092 6.6 10.2 9.2	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 11 △ 1.7 △ 1.0 △ 2.6 △ 1.6	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261 △ 8.9 △ 2.5 △ 3.5 △ 2.3	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779 5.8 8.4 9.4 3.6	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653 △ 2.4 12.0 △ 1.9 2.8	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151 3,366 5.7 7.5 3.4 7.7	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204 △ 5.0 △ 1.1 △ 3.8 5.9	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594 0.8 3.7 1.3 2.1
比(%)	. 成 24 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 中 中小 町町 令 中小 町町 令 中	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万人 定	都 以未 都 以未 都計市市市市市村以満計市市市市市	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950 1.3 2.7 0.8 0.6 0.3	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34 △ 25 △ 10 △ 178 △ 4.1 △ 2.1 △ 4.4 △ 5.1	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092 6.6 10.2 9.2 6.9 7.7	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1.7 △ 1.0 △ 2.6 △ 1.8	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261 △ 8.9 △ 2.5 △ 3.5 △ 4.1	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779 5.8 8.4 9.4 3.6 2.5	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653 △ 2.4 12.0 △ 1.9 2.8 0.2	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151 3,366 5.7 7.5 3.4 7.7 3.0	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204 △ 5.0 △ 1.1 △ 3.8 5.9 1.1	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594 0.8 3.7 1.3 2.1 0.5
比(%)	. 成 2 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都令 中小 町町 令 中小 町町 令	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万人 定	都 以未 都 以未 都 以未 都計市市市市市村以満計市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950 1.3 2.7 0.8 0.6 0.3 1.0	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 34 △ 25 △ 10 △ 178 △ 4.1 △ 4.4 △ 5.1 △ 4.0	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092 6.6 10.2 9.2 6.9 7.7 6.1	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1.7 △ 1.0 △ 2.6 △ 1.8 △ 0.0	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261 △ 8.9 △ 2.5 △ 3.5 △ 2.3 △ 4.1 △ 1.6	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779 5.8 8.4 9.4 3.6 2.5 4.4	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653 △ 2.4 12.0 △ 1.9 2.8 0.2 4.8	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151 3,366 5.7 7.5 3.4 7.7 3.0 10.9	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204 △ 5.0 △ 1.1 △ 3.8 5.9 1.1 9.5	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594 0.8 3.7 1.3 2.1 0.5 3.2
比(%)	. 成 2 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町合政中特都 町	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都	都 以未 都 以未 都 以未 都計市市市市市村以満計市市市市市村	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950 1.3 2.7 0.8 0.6 0.3 1.0 0.5	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 25 △ 10 △ 178 △ 4.1 △ 4.4 △ 5.1 △ 4.4 △ 4.8	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092 6.6 10.2 9.2 6.9 7.7 6.1 4.5	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1.7 △ 1.0 △ 2.6 △ 1.8 △ 0.0 △ 2.0	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261 △ 8.9 △ 2.5 △ 3.5 △ 2.3 △ 4.1 △ 1.6 △ 0.8	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779 5.8 8.4 9.4 3.6 2.5 4.4 △ 11.8	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653 △ 2.4 12.0 △ 1.9 2.8 0.2 4.8 △ 0.7	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151 3,366 5.7 7.5 3.4 7.7 3.0 10.9 6.5	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204 △ 5.0 △ 1.1 △ 3.8 5.9 1.1 9.5 10.5	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594 0.8 3.7 1.3 2.1 0.5 3.2 0.1
比(%) 北 深 客(作) 北 深	. 成 2 年 度	合政中特都町合政中特都町合政中特都町一中小町町市小町町中小町町	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万人	都 以未 都 以未 都 以未 都 以	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950 1.3 2.7 0.8 0.6 0.3 1.0 0.5 0.7	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 25 △ 10 △ 178 △ 4.1 △ 2.1 △ 4.4 △ 5.1 △ 4.8 △ 5.5	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092 6.6 10.2 9.2 6.9 7.7 6.1 4.5 4.7	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1.7 △ 1.0 △ 2.6 △ 1.8 △ 0.0 △ 2.0 △ 2.2	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261 △ 8.9 △ 2.5 △ 3.5 △ 2.3 △ 4.1 △ 1.6 △ 0.8	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779 5.8 8.4 9.4 3.6 2.5 4.4 △ 11.8 △ 16.1	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653 △ 2.4 12.0 △ 1.9 2.8 0.2 4.8 △ 0.7 △ 1.5	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 7.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151 3,366 5.7 7.5 3.4 7.7 3.0 10.9 6.5 6.0	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204 △ 5.0 △ 1.1 △ 3.8 5.9 1.1 9.5 10.5	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594 0.8 3.7 1.3 2.1 0.5 3.2 0.1 △ 0.9
比(%)	. 成 2 年 度	合政中特都町合政中特都町合政中特都町一中小町町市小町町中小町町	指核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定核例 都都	都 以未 都 以未 都 以未 都 以	100.0 28.0 14.3 8.9 40.9 21.2 19.7 8.0 6.2 1.7 100.0 642 668 129 446 108 337 65 80 △ 15 1,950 1.3 2.7 0.8 0.6 0.3 1.0 0.5	100.0 19.4 11.4 6.4 46.2 17.8 28.4 16.6 10.6 5.9 100.0 △ 34 △ 10 △ 12 △ 87 △ 39 △ 48 △ 25 △ 10 △ 178 △ 4.1 △ 4.4 △ 5.1 △ 4.4 △ 4.8	100.0 30.7 12.4 7.8 40.2 19.3 20.9 9.0 6.9 2.1 100.0 308 192 109 421 226 195 62 49 13 1,092 6.6 10.2 9.2 6.9 7.7 6.1 4.5	100.0 24.7 14.7 10.9 42.5 23.1 19.4 7.2 6.3 0.9 100.0 △ 3 △ 1 △ 2 △ 5 △ 3 △ 0 △ 1 △ 1 △ 1 △ 1.7 △ 1.0 △ 2.6 △ 1.8 △ 0.0 △ 2.0	100.0 8.0 8.7 4.4 53.8 15.0 38.8 25.1 14.3 10.8 100.0 △ 636 △ 196 △ 140 △ 1,100 △ 548 △ 552 △ 191 △ 208 18 △ 2,261 △ 8.9 △ 2.5 △ 3.5 △ 2.3 △ 4.1 △ 1.6 △ 0.8	100.0 26.0 13.0 6.5 42.8 18.3 24.5 11.7 8.4 3.2 100.0 1,240 902 500 1,269 378 891 △ 1,131 △ 1,117 △ 15 2,779 5.8 8.4 9.4 3.6 2.5 4.4 △ 11.8 △ 16.1	100.0 14.6 10.0 7.0 51.4 22.4 29.0 17.0 10.9 6.1 100.0 △ 114 386 △ 43 464 18 446 △ 39 △ 54 15 653 △ 2.4 12.0 △ 1.9 2.8 0.2 4.8 △ 0.7	100.0 27.5 11.8 6.7 42.4 17.0 25.4 11.6 4.0 100.0 783 444 115 1,644 256 1,388 380 229 151 3,366 5.7 7.5 3.4 7.7 3.0 10.9 6.5	100.0 31.6 10.7 6.7 38.8 16.4 22.4 12.3 8.0 4.3 100.0 △ 1,162 △ 86 △ 185 1,689 131 1,558 948 617 332 1,204 △ 5.0 △ 1.1 △ 3.8 5.9 1.1 9.5 10.5	100.0 23.9 12.0 7.1 43.9 18.6 25.3 13.1 8.7 4.4 100.0 1,024 2,299 471 4,741 527 4,215 59 △ 430 489 8,594 0.8 3.7 1.3 2.1 0.5 3.2 0.1

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第12表 地方税の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

		平	成 25	年	度			平	成 24	年	度			Ŀ	Ł	#	交	
区分	都道府県					ᅉᄍ							増	減	率	前年	度増減	咸率
			市町	村	合計額		都道府県		市町	村	合 計	額	都道 府県	市町村	合計額	都道 府県	市町村	合計額
道府県税	14,773,853	87.9	-	_	14,773,853	41.8	14,145,587	87.8	-	_	14,145,587	41.0	4.4	-	4.4	2.5	-	2.5
市町村税	2,035,337	12.1	18,565,095	100.0	20,600,433	58.2	1,971,155	12.2	18,344,018	100.0	20,315,173	59.0	3.3	1.2	1.4	1.5	△ 0.5	△ 0.3
合 計	16,809,190	100.0	18,565,095	100.0	35,374,285	100.0	16,116,742	100.0	18,344,018	100.0	34,460,760	100.0	4.3	1.2	2.7	2.4	△ 0.5	0.8

⁽注) 都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2 道府県税の収入状況 (総括)

(単位 百万円・%)

	2	平成 25	年 度		3	平 成 24	年 度		Ŀ	上 較	
区 分	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度増減率
1 普 通 税	15,228,721	14,764,062	96.3	99.9	14,647,718	14,135,732	95.8	99.9	628,330	4.4	2.6
(1) 法定普通税	15,204,550	14,739,892	96.3	99.8	14,622,114	14,110,128	95.8	99.7	629,764	4.5	2.5
ア道府県民税	6,298,378	5,943,248	94.4	40.2	6,017,450	5,628,848	93.5	39.8	314,400	5.6	4.1
⑦ 個 人 分	5,335,156	4,988,011	93.5	33.8	5,061,469	4,681,733	92.5	33.1	306,278	6.5	4.1
(1) 法 人 分	848,280	840,294	99.1	5.7	840,890	832,024	98.9	5.9	8,270	1.0	5.9
(ウ) 利 子 割	114,943	114,943	100.0	0.8	115,091	115,091	100.0	0.8	△ 148	△ 0.1	△ 9.1
イ 事 業 税	2,885,547	2,855,220	98.9	19.3	2,567,511	2,531,277	98.6	17.9	323,943	12.8	4.6
⑦ 個 人 分	189,983	181,344	95.5	1.2	187,724	177,618	94.6	1.3	3,726	2.1	△ 0.9
(4) 法 人 分	2,695,563	2,673,876	99.2	18.1	2,379,787	2,353,658	98.9	16.6	320,218	13.6	5.1
ウ地方消費税	2,649,639	2,649,639	_	17.9	2,551,109	2,551,109	-	18.0	98,530	3.9	0.0
⑦ 譲 渡 割	1,907,592	1,907,592	_	12.9	1,910,111	1,910,111	-	13.5	△ 2,519	△ 0.1	△ 1.4
(イ) 貨物割	742,047	742,047	-	5.0	640,998	640,998	-	4.5	101,049	15.8	4.4
工 不動産取得税	383,977	356,954	93.0	2.4	366,193	335,563	91.6	2.4	21,391	6.4	△ 1.7
オ 道府県たばこ税	172,538	172,537	100.0	1.2	288,934	288,934	100.0	2.0	△116,397	△ 40.3	△ 1.5
カーゴルフ場利用税	49,614	49,316	99.4	0.3	51,047	50,670	99.3	0.4	△ 1,354	△ 2.7	0.1
キ 自動車取得税	193,441	193,426	100.0	1.3	210,481	210,432	100.0	1.5	△ 17,006	△ 8.1	25.4
ク軽油引取税	959,269	943,138	98.3	6.4	938,429	924,662	98.5	6.5	18,476	2.0	△ 0.7
ケ 自 動 車 税	1,610,091	1,574,379	97.8	10.7	1,628,269	1,585,966	97.4	11.2	△ 11,587	△ 0.7	△ 0.7
コ 鉱 区 税	368	346	94.0	0.0	392	368	93.9	0.0	△ 22	△ 6.0	△ 4.7
サ 固定資産税	1,689	1,689	100.0	0.0	2,298	2,298	100.0	0.0	△ 609	△ 26.5	△ 26.6
(2) 法定外普通税	24,170	24,170	100.0	0.2	25,604	25,604	100.0	0.2	△ 1,434	△ 5.6	26.7
2 目 的 税	10,086	9,653	95.7	0.1	10,105	9,656	95.6	0.1	△ 3	△ 0.0	△ 1.1
(1) 法定目的税	1,579	1,579	100.0	0.0	1,685	1,685	100.0	0.0	△ 106	△ 6.3	△ 5.3
ア狩猟税	1,579	1,579	100.0	0.0	1,685	1,685	100.0	0.0	△ 106	△ 6.3	△ 5.3
(2) 法定外目的税	8,507	8,074	94.9	0.1	8,421	7,972	94.7	0.1	102	1.3	△ 0.2
3 旧法による税	3,175	137	4.3	0.0	3,820	198	5.2	0.0	△ 61	△ 30.8	△ 40.4
合 計	15,241,982	14,773,853	96.3	100.0	14,661,644	14,145,587	95.7	100.0	628,266	4.4	2.5

⁽注) 1 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額(平成25年度2,035,337百万円、平成24年度1,971,155百万円)を控除した額である。その3において同じ。 2 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。 3 法定目的税である平成20年度以前の自動車取得税及び軽油引取税については、「旧法による税」に計上している。

第12表 地方税の状況(つづき)

その3 道府県税の収入状況(個別団体)

(単位 百万円・%)

		平	成 25	5 年 度		平	成 24	4 年 度			比	較		(参考)
区分	都道府県	道府県	锐	うち法人住民税 及び法人事業税		道府県	税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税	
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	(平成 25 年度)
	愛知県	997,618	6.8	246,657	7.0	938,569	6.6	221,727	7.0	59,049	6.3	24,930	11.2	45.9
B+ Th +	神奈川県	1,059,233	7.2	215,025	6.1	1,017,495	7.2	197,851	6.2	41,738	4.1	17,174	8.7	55.5
財 政 力 指 数 が 0.7以上	東京都	2,498,876	16.9	927,054	26.4	2,285,926	16.2	799,107	25.1	212,950	9.3	127,947	16.0	70.2
1.0未満の団体	千葉県	672,677	4.6	115,662	3.3	638,179	4.5	106,689	3.3	34,498	5.4	8,973	8.4	41.0
07 回 件	埼玉県	724,134	4.9	118,690	3.4	711,642	5.0	115,913	3.6	12,492	1.8	2,777	2.4	44.1
	大阪府	1,044,209	7.1	304,934	8.7	993,623	7.0	278,040	8.7	50,586	5.1	26,894	9.7	36.9
(6団体)	(小 計)	6,996,747	47.4	1,928,022	54.9	6,585,434	46.6	1,719,327	54.0	411,313	6.2	208,695	12.1	54.2
	静岡県	453,521	3.1	104,864	3.0	437,027	3.1	95,333	3.0	16,494	3.8	9,531	10.0	39.1
	茨 城 県	336,149	2.3	66,709	1.9	332,809	2.4	66,450	2.1	3,340	1.0	259	0.4	30.6
	兵 庫 県	591,530	4.0	114,554	3.3	574,192	4.1	110,188	3.5	17,338	3.0	4,366	4.0	28.5
	福岡県	521,461	3.5	114,615	3.3	501,736	3.5	101,079	3.2	19,725	3.9	13,536	13.4	31.5
0.5以上	栃木県	235,507	1.6	49,769	1.4	228,210	1.6	44,325	1.4	7,297	3.2	5,444	12.3	30.9
0.7未満の団体	群馬県	219,213	1.5	45,670	1.3	213,282	1.5	41,768	1.3	5,931	2.8	3,902	9.3	29.0
07 回 件	広島県	308,658	2.1	70,790	2.0	297,092	2.1	63,258	2.0	11,566	3.9	7,532	11.9	33.5
	三重県	216,303	1.5	45,430	1.3	206,775	1.5	40,204	1.3	9,528	4.6	5,226	13.0	31.1
	京都府	267,774	1.8	57,433	1.6	259,349	1.8	53,256	1.7	8,425	3.2	4,177	7.8	28.5
	滋賀県	151,946	1.0	34,308	1.0	147,303	1.0	31,672	1.0	4,643	3.2	2,636	8.3	29.8
	宮城県	266,348	1.8	64,895	1.8	257,812	1.8	64,695	2.0	8,536	3.3	200	0.3	15.8
(11団体)	(小 計)	3,568,411	24.2	769,037	21.9	3,455,587	24.4	712,228	22.4	112,824	3.3	56,809	8.0	29.1
	岐阜県	218,875	1.5	41,157	1.2	214,850	1.5	40,253	1.3	4,025	1.9	904	2.2	27.9
	岡山県	200,691	1.4	41,638	1.2	192,158	1.4	37,194	1.2	8,533	4.4	4,444	11.9	27.9
0.4以上	長野県	219,793	1.5	41,996	1.2	215,446	1.5	38,618	1.2	4,347	2.0	3,378	8.7	25.9
0.4以上 0.5未満 の 団 体	石川県	130,912	0.9	29,174	0.8	127,077	0.9	27,057	0.8	3,835	3.0	2,117	7.8	22.9
シ回件	福島県	214,130	1.4	50,311	1.4	204,231	1.4	45,392	1.4	9,899	4.8	4,919	10.8	11.0
	香川県	110,731	0.7	27,719	0.8	107,928	0.8	25,541	0.8	2,803	2.6	2,178	8.5	25.4
	富山県	121,597	0.8	25,035	0.7	118,014	0.8	23,356	0.7	3,583	3.0	1,679	7.2	22.0
(7団体)	(小 計)	1,216,729	8.2	257,029	7.3	1,179,706	8.3	237,411	7.5	37,023	3.1	19,618	8.3	20.8

第12表 地方税の状況(つづき)

その3 道府県税の収入状況(個別団体)

		平	成 25	5 年 度		平	成 24	年 度			比	較		(参考)
区分	都道府県	道府県	锐	うち法人信		道府県	锐	うち法人信		道府県	!税	うち法人及び法人		地方税の 歳入に占 める割合
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	(平成25 年度)
	山口県	148,636	1.0	32,850	0.9	140,717	1.0	28,398	0.9	7,919	5.6	4,452	15.7	21.6
	新潟県	244,601	1.7	54,385	1.5	238,708	1.7	49,757	1.6	5,893	2.5	4,628	9.3	20.8
	奈良県	121,249	0.8	15,242	0.4	117,606	0.8	14,590	0.5	3,643	3.1	652	4.5	24.9
	愛媛県	133,718	0.9	30,902	0.9	127,734	0.9	27,645	0.9	5,984	4.7	3,257	11.8	21.2
	北海道	554,178	3.8	95,313	2.7	540,196	3.8	85,062	2.7	13,982	2.6	10,251	12.1	22.4
0.3以上	山梨県	92,514	0.6	20,697	0.6	92,999	0.7	21,874	0.7	△ 485	△ 0.5	△ 1,177	△ 5.4	18.1
0.3以上 0.4未満 の 団 体	福井県	97,155	0.7	21,753	0.6	97,903	0.7	21,072	0.7	△ 748	△ 0.8	681	3.2	20.7
	熊本県	156,263	1.1	26,561	0.8	154,248	1.1	25,525	0.8	2,015	1.3	1,036	4.1	19.0
	大分県	108,193	0.7	20,150	0.6	105,695	0.7	18,877	0.6	2,498	2.4	1,273	6.7	18.2
	山形県	104,544	0.7	17,575	0.5	104,202	0.7	17,960	0.6	342	0.3	△ 385	△ 2.1	17.3
	青森県	135,733	0.9	21,333	0.6	135,906	1.0	19,156	0.6	△ 173	△ 0.1	2,177	11.4	18.2
	佐賀県	80,324	0.5	16,530	0.5	77,666	0.5	14,254	0.4	2,658	3.4	2,276	16.0	17.8
	岩手県	124,914	0.8	22,641	0.6	121,952	0.9	22,228	0.7	2,962	2.4	413	1.9	10.8
(13団体)	(小 計)	2,102,020	14.2	395,933	11.3	2,055,534	14.5	366,396	11.5	46,486	2.3	29,537	8.1	19.4
	和歌山県	89,210	0.6	16,158	0.5	85,828	0.6	14,991	0.5	3,382	3.9	1,167	7.8	14.9
	宮崎県	95,068	0.6	16,523	0.5	94,534	0.7	15,774	0.5	534	0.6	749	4.7	15.6
	鹿児島県	138,256	0.9	24,229	0.7	135,104	1.0	21,780	0.7	3,152	2.3	2,449	11.2	16.7
	長崎県	111,527	0.8	19,483	0.6	110,549	0.8	19,355	0.6	978	0.9	128	0.7	15.8
0.3未満	徳島県	80,225	0.5	18,723	0.5	76,923	0.5	17,521	0.5	3,302	4.3	1,202	6.9	15.7
の団体	沖縄県	104,502	0.7	20,575	0.6	102,105	0.7	18,331	0.6	2,397	2.3	2,244	12.2	14.7
	秋田県	93,159	0.6	15,911	0.5	90,512	0.6	13,705	0.4	2,647	2.9	2,206	16.1	14.4
	鳥取県	52,316	0.4	9,767	0.3	50,824	0.4	8,437	0.3	1,492	2.9	1,330	15.8	14.5
	高知県	61,889	0.4	9,851	0.3	60,471	0.4	8,544	0.3	1,418	2.3	1,307	15.3	13.2
	島根県	63,794	0.4	12,929	0.4	62,475	0.4	11,881	0.4	1,319	2.1	1,048	8.8	11.8
(10団体)	(小 計)	889,947	6.0	164,149	4.7	869,326	6.1	150,319	4.7	20,621	2.4	13,830	9.2	14.9
全 旦	計	14,773,853	100.0	3,514,170	100.0	14,145,587	100.0	3,185,682	100.0	628,266	4.4	328,488	10.3	32.6

⁽注) 1 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。 2 「(参考) 地方税の歳入に占める割合」の算出にあたっては、「東京都が徴収した市町村税相当額」は控除していない。

第12表 地方税の状況(つづき)

その4 市町村税 (単位 百万円・%)

		Σ	区成 25	年 度		Z	严成 24 :	年 度		比 較				
区	分	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度増減率		
1 普	通税	20,055,206	19,001,918	94.7	92.2	19,906,408	18,726,659	94.1	92.2	275,259	1.5	△ 0.1		
(1)	去定普通税	20,053,199	19,000,000	94.7	92.2	19,904,906	18,725,272	94.1	92.2	274,728	1.5	△ 0.1		
ア	市町村民税	9,704,170	9,171,988	94.5	44.5	9,662,158	9,070,771	93.9	44.7	101,217	1.1	4.3		
(內 個人均等割	195,246	181,813	93.1	0.9	195,053	180,052	92.3	0.9	1,761	1.0	0.5		
(-	心所得割	7,315,409	6,832,817	93.4	33.2	7,299,329	6,762,066	92.6	33.3	70,751	1.0	3.9		
(1) 法人均等割	428,142	416,669	97.3	2.0	425,832	413,617	97.1	2.0	3,052	0.7	0.2		
(工 法 人 税 割	1,765,373	1,740,690	98.6	8.4	1,741,944	1,715,035	98.5	8.4	25,655	1.5	7.3		
1	固定資産税	9,149,087	8,652,577	94.6	42.0	9,141,867	8,580,408	93.9	42.2	72,169	0.8	△ 4.3		
Ó	対 純固定資産税	9,058,911	8,562,401	94.5	41.6	9,050,503	8,489,044	93.8	41.8	73,357	0.9	△ 4.3		
	土 地	3,564,405	3,373,994	94.7	16.4	3,617,246	3,399,016	94.0	16.7	△ 25,022	△ 0.7	△ 1.1		
	家屋	3,878,856	3,648,443	94.1	17.7	3,806,904	3,551,372	93.3	17.5	97,071	2.7	△ 8.2		
	償 却 資 産	1,615,650	1,539,964	95.3	7.5	1,626,352	1,538,656	94.6	7.6	1,308	0.1	△ 1.7		
(-	か 交 付 金	90,176	90,176	100.0	0.4	91,364	91,364	100.0	0.4	△ 1,188	△ 1.3	△ 5.6		
ウ	軽自動車税	206,520	189,193	91.6	0.9	202,773	184,272	90.9	0.9	4,921	2.7	2.2		
I	市町村たばこ税	983,244	983,229	100.0	4.8	887,136	887,112	100.0	4.4	96,117	10.8	△ 1.4		
オ	鉱 産 税	1,947	1,947	100.0	0.0	1,979	1,979	100.0	0.0	△ 32	△ 1.6	4.8		
カ	特別土地保有税	8,230	1,067	13.0	0.0	8,992	731	8.1	0.0	336	46.0	6.4		
(2)	去定外普通税	2,007	1,918	95.6	0.0	1,502	1,386	92.3	0.0	532	38.4	0.9		
2 目	的 税	1,660,704	1,598,514	96.3	7.8	1,659,378	1,588,514	95.7	7.8	10,000	0.6	△ 2.5		
(1)	去定目的税	1,659,399	1,597,209	96.3	7.8	1,657,973	1,587,109	95.7	7.8	10,100	0.6	△ 2.5		
ア	入 湯 税	23,238	22,062	94.9	0.1	23,081	21,799	94.4	0.1	263	1.2	4.5		
1	事 業 所 税	350,204	348,399	99.5	1.7	351,804	349,796	99.4	1.7	△ 1,397	△ 0.4	3.2		
ウ	都市計画税	1,285,926	1,226,719	95.4	6.0	1,283,058	1,215,485	94.7	6.0	11,234	0.9	△ 4.1		
エ	水利地益税	30	29	96.7	0.0	30	29	96.7	0.0	0	△ 0.0	△ 12.1		
(2)	去定外目的税	1,305	1,305	100.0	0.0	1,405	1,405	100.0	0.0	△ 100	△ 7.1	△ 28.9		
3 旧	法による税	_	-	_	_	1	1	100.0	0.0	△ 1	皆減	△ 0.0		
合	計	21,715,910	20,600,433	94.9	100.0	21,565,787	20,315,173	94.2	100.0	285,260	1.4	△ 0.3		

⁽注) 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額(平成25年度2,035,337百万円、平成24年度1,971,155百万円)を加算した額である。

(単位 百万円)

第13表 法定外普通税の状況

その1 道府県税

		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較
区 分		団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
石油価林	各調整税	1	996	1	986	_	10
核 燃	料 税	10	7,331	11	7,968	△ 1	△ 637
核燃料物質	質等取扱税	1	15,237	1	16,045	_	△ 808
核燃料等	等 取 扱 税	1	606	1	603	_	3
臨 時 特 係	列 企 業 税	_	_	1	2	皆減	皆減
合	計	13	24,170	15	25,604	△ 2	△ 1,434

⁽注) 平成24年度の臨時特例企業税は、法人税の修正申告等による更正のみとなっている。

その2 市町村税 (単位 百万円)

	平成2	5年度	平成2	4年度	比	較
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
狭小住戸集合住宅税	1	582	1	369	_	213
砂 利 採 取 税	1	5	2	5	△ 1	△ 0
別 荘 等 所 有 税	1	562	1	555	_	7
歴史と文化の環境税	1	67	1	65	_	2
使 用 済 核 燃 料 税	1	392	1	392	_	_
空港連絡橋利用税	1	311	1	_	_	皆増
合 計	6	1,918	7	1,386	△ 1	532

⁽注) 平成24年度の空港連絡橋利用税は、平成25年3月30日から新設されている。

第14表 法定外目的税の状況

その1 道府県税 (単位 百万円)

	平成2	5年度	平成2	4年度	比	較
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
産 業 廃 棄 物 税	21	4,464	21	4,561	_	△ 97
宿泊税	1	1,315	1	1,070	_	245
産業廃棄物処理税	1	411	1	448	_	△ 37
産業廃棄物埋立税	1	513	1	501	_	12
産業廃棄物処分場税	1	8	1	6	_	2
乗鞍環境保全税	1	18	1	18	_	△ 0
産業廃棄物減量税	1	250	1	318	_	△ 68
循環資源利用促進税	1	846	1	793	_	53
資源循環促進税	1	250	1	255	_	△ 5
合 計	29	8,074	29	7,972	_	102

その2 市町村税 (単位 百万円)

	平成2	5年度	平成2	4年度	比較				
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)			
使用済核燃料税	1	575	1	587	_	△ 12			
遊漁税	1	9	1	10	_	△ 1			
環境未来税	1	688	1	776	_	△ 88			
環 境 協 力 税	3	17	3	16	_	1			
山 砂 利 採 取 税	1	17	1	16	_	1			
合 計	7	1,305	7	1,405	_	△ 100			

歳入

第15表 超過課税の状況

(単位 百万円)

その1 道府県税

	平成2	5年度	平成2	4年度	比較			
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)		
道府県民税個人均等割	33	20,231	33	19,966	_	265		
道府県民税所得割	1	2,698	1	2,658	_	40		
道府県民税法人均等割	33	9,975	33	9,560	_	415		
道府県民税法人税割	46	94,467	46	92,617	_	1,850		
事 業 税 法 人 分	8	115,502	8	97,418	_	18,084		
自 動 車 税	1	20	1	14	_	6		
合 計	_	242,893	_	222,232	_	20,661		

その2 市町村税 (単位 百万円)

	平成2	25年度	平成2	4年度	比	較
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
市町村民務	1,002	248,474	1,000	244,809	2	3,665
個 人 均 等 割	2	1,633	2	1,619	_	14
所 得 割	2	69	2	69	_	0
法人均等割	401	15,858	401	15,259	_	599
法 人 税 割	995	230,914	996	227,861	△ 1	3,053
固定資産税	158	33,847	159	34,130	△ 1	△ 283
土 地	158	10,454	159	10,829	△ 1	△ 375
家屋	158	14,688	159	14,557	△ 1	131
償 却 資 産	157	8,704	158	8,744	△ 1	△ 40
軽 自 動 車 稅	31	687	31	679	_	8
鉱 産 稅	11	9	10	10	1	△ 1
入 湯 稅	2	23	2	23	_	_
旧法による税	_	_	_	_	_	_
合 計	_	283,041	_	279,650	_	3,391

⁽注)「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額 (85,231百万円) を含む。

第16表 地方税徴収率の推移

その1 道府県税 (単位 %)

区分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平 成 20 年 度	98.5	27.5	96.4
21	98.3	26.4	95.4
22	98.5	25.8	95.1
23	98.6	26.0	95.3
24	98.8	26.6	95.7
25	98.9	28.2	96.3

⁽注) 地方消費税を控除して算出した。

その2 市町村税 (単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平 成 20 年 度	98.1	19.5	93.6
21	98.0	19.8	93.3
22	98.2	20.6	93.3
23	98.4	21.4	93.7
24	98.6	22.5	94.2
25	98.8	24.0	94.9

第17表 国税と地方税の収入状況

(単位 億円・%)

		租	 税	総	額		[玉			——— 税		:	地	方		——— 税	
区 分	合	計	直接	税	間接移	: 等	計		直接	税	間接移	. 等	計		直接	税	間接利	: 等
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成5年度	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6	402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7
21	754,262	100.0	513,769	68.1	240,492	31.9	402,433	100.0	212,940	52.9	189,492	47.1	351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7	343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5
23	793,468	100.0	547,421	69.0	246,047	31.0	451,754	100.0	258,580	57.2	193,174	42.8	341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5
24	815,098	100.0	567,791	69.7	247,307	30.3	470,492	100.0	276,251	58.7	194,239	41.3	344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4
25	866,016	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2	353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3

⁽注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

第18表 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円・%)

	国民原	斤 得	和		税		負	担	額			租務	台 担 率		
区分	名目額	指数	国税	指数	地方税	指数	地方税	の内訳	計	指数	同報	地方税	地方税	の内訳	計
	石田 朝	扫奴	(A)	旧奴	(B)	伯奴	道府 県税	市町 村税	(A)+(B)	伯奴	国税	地力依	道府県税	市町村税	āl
昭和9~11 年度	144	_	12	_	6	_	2	4	18	_	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	_	49	_	9	_	2	7	58	_	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成15年度	3,681,009	2,289	453,694	2,037	326,657	3,603	136,931	189,726	780,351	2,490	12.3	8.9	3.7	5.2	21.2
16	3,701,166	2,301	481,029	2,160	335,388	3,700	144,870	190,518	816,417	2,606	13.0	9.1	3.9	5.1	22.1
17	3,741,251	2,326	522,905	2,348	348,044	3,839	152,269	195,775	870,949	2,780	14.0	9.3	4.1	5.2	23.3
18	3,781,903	2,352	541,169	2,430	365,062	4,027	163,243	201,819	906,231	2,892	14.3	9.7	4.3	5.3	24.0
19	3,812,392	2,371	526,558	2,365	402,668	4,442	186,642	216,026	929,226	2,966	13.8	10.6	4.9	5.7	24.4
20	3,550,380	2,208	458,309	2,058	395,585	4,364	179,280	216,305	853,894	2,725	12.9	11.1	5.0	6.1	24.1
21	3,443,848	2,141	402,433	1,807	351,830	3,881	146,545	205,284	754,262	2,407	11.7	10.2	4.3	6.0	21.9
22	3,527,028	2,193	437,074	1,963	343,163	3,786	140,262	202,901	780,237	2,490	12.4	9.7	4.0	5.8	22.1
23	3,495,971	2,174	451,754	2,029	341,714	3,770	137,940	203,774	793,468	2,532	12.9	9.8	3.9	5.8	22.7
24	3,519,578	2,189	470,492	2,113	344,608	3,802	141,456	203,152	815,100	2,601	13.4	9.8	4.0	5.8	23.2
25	3,620,550	2,251	512,274	2,300	353,743	3,902	147,739	206,004	866,017	2,764	14.1	9.8	4.1	5.7	23.9

⁽注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成15年度以降は「国民経済計算(93SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算(68SNA)」、昭和16年度 以前は「国民経済計算(53SNA)」による数値であり、接続しない。 2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

第19表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

			本	ア	メリ	 カ	英		玉	۲	1	ツ	フ	ラ ン	ス
区分	国税	地方税	合 計	連邦税	州税	合 計	国税	地方税	合 計	連邦税	州税	合 計	国 税	地方税	合 計
昭和9~11	8.5	4.4	12.9	6.0		17.3	18.1	4.5	22.6	15	.8	22.1	18.5		
年度	13.8	2.5	16.2	12.0		20.1	28.5	3.3	31.8	33					
19	22.3	1.5	23.8	19.2		24.0	38.6	2.9	41.5	42					
25	16.9	5.6	22.4	18.0		24.8	34.3	3.1	37.4	22		25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3		25.5	30.0	3.1	33.0	25		29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	26.7	26.5	3.7	30.2	24		28.5	24.4	3.7	28.1
40	12.2	5.8	18.0	15.8		24.6	27.6	4.2	31.8	25		29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.2		27.5	35.3	4.5	39.7			25.5			27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.4	6.2	25.2	30.7	4.8	35.5	14.0	9.0	26.5	24.0	3.5	27.5
55	13.9	7.8	21.7	15.5	6.1	25.5	34.1	5.0	39.1	14.6	9.7	28.3	26.6	3.8	30.4
60	15.0	8.9	24.0	13.2	6.3	23.5	36.2	5.1	41.3	13.9	9.4	27.1	27.7	5.0	32.7
平成2年度	18.1	9.6	27.7	13.9	6.6	25.1	36.8	3.4	40.2	13.4	8.8	25.6	26.1	5.2	31.3
7	14.8	9.1	23.9	14.3	6.8	25.6	36.0	1.7	37.7	15.9	10.7	30.3	26.9	6.4	33.3
12	14.1	9.5	23.5	16.2	6.6	27.0	38.2	1.9	40.1	15.7	11.3	30.8	31.9	6.0	37.9
13	13.6	9.7	23.3	15.0	6.5	25.8	37.2	2.0	39.2	15.2	10.8	29.5	31.7	5.8	37.5
14	12.6	9.2	21.8	12.6	6.3	23.4	35.0	2.0	37.0	15.0	10.5	28.8	30.9	5.9	36.8
15	12.3	8.9	21.2	12.0	6.2	22.9	33.9	2.1	36.0	15.0	10.4	28.6	30.1	5.9	36.0
16	13.0	9.1	22.1	12.1	6.3	23.1	34.2	2.1	36.3	13.9	10.0	27.3	30.4	6.5	36.9
17	14.0	9.3	23.3	13.5	6.6	24.8	34.7	2.2	36.9	14.2	9.9	27.6	30.7	6.8	37.5
18	14.3	9.7	24.0	14.3	6.6	25.6	36.2	2.2	38.4	14.4	10.2	28.5	30.6	6.9	37.5
19	13.8	10.6	24.4	14.6	6.7	26.1	35.6	2.2	37.8	15.3	10.9	30.2	29.9	7.0	36.9
20	12.9	11.1	24.1	12.5	6.6	24.0	34.1	2.1	36.2	15.3	11.0	30.4	29.7	7.1	36.8
21	11.7	10.2	21.9	10.3	6.2	21.6	32.7	2.3	35.0	15.7	10.7	30.3	27.4	7.5	34.9
22	12.4	9.7	22.1	11.5	6.2	22.6	34.2	2.3	36.4	14.9	9.9	28.6	29.0	6.1	35.2
23	12.9	9.8	22.7	12.2	6.3	23.3	34.5	2.2	36.7	15.4	10.2	29.5	29.2	7.8	37.0
24	13.4	9.8	23.2			•••			•••						
25	14.1	9.8	23.9						•••						

第20表 地方譲与税の状況

	平	成 25 年	度	平	成 24 年	度	比		較
区 分	都道府県	市町村	≣† (A)	都道府県	市町村	計 (B)	増 減 額 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100	前年度増減率
地方揮発油譲与税	144,321	132,315	276,637	147,500	135,291	282,792	△ 6,155	△ 2.2	0.1
地方道路譲与税	_	_	_	1	0	1	△ 1	皆減	0.0
特別とん譲与税	373	12,174	12,547	356	11,863	12,218	329	2.7	1.0
石油ガス譲与税	8,888	1,489	10,377	9,332	1,585	10,917	△ 540	△ 4.9	△ 3.8
自動車重量譲与税	_	264,101	264,101	_	280,587	280,587	△ 16,486	△ 5.9	△ 8.9
航空機燃料譲与税	2,984	11,936	14,920	2,805	11,219	14,024	896	6.4	7.3
地方法人特別譲与税	1,980,260	_	1,980,260	1,670,941	_	1,670,941	309,319	18.5	8.3
合 計	2,136,827	422,015	2,558,842	1,830,934	440,546	2,271,480	287,362	12.7	4.7

⁽注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。 2 日本以外は、暦年計数である。 3 財務省調べによる。なお、平成23年におけるアメリカの連邦税及び州税、英国の国税及び地方税、ドイツの連邦税及び州税並びにフランスの国税及び地方税の租税負担率は暫定値である。

資

歳

入

その1 収入状況 (単位 百万円・%)

					平	成 2	5 年 度				平成 24年	丰度	比	車	交
X	â	分	普通交付	対税	特別交付	· 付税	震災復興特別	交付税	計		地方交付	対税	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)	前年度
			交付額	構成比	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額(A)	構成比	交付額(B)	構成比	(C)	× 100	増減率
都道	1 府	県	8,436,998	52.5	141,866	13.9	270,024	53.3	8,848,887	50.3	9,317,127	50.9	△ 468,240	△ 5.0	△ 3.9
市	BJ	村	7,627,635	47.5	881,881	86.1	237,050	46.7	8,746,566	49.7	8,972,699	49.1	△ 226,133	△ 2.5	△ 0.9
政令	治指定	都市	(597,900) 597,900	(3.7) 3.7	34,443	3.4	21,572	4.3	(653,914) 653,914	(3.7) 3.7	717,476	3.9	(△ 63,562) △ 63,562	(△ 8.9) △ 8.9	△ 1.1
中	核	市	(696,752) 696,752	(4.3) 4.3	51,628	5.0	13,423	2.6	(761,802) 761,802	(4.3) 4.3	781,365	4.3	(△ 19,563) △ 19,563	(△ 2.5) △ 2.5	△ 5.2
特	例	市	(343,491) 343,491	(2.1) 2.1	35,521	3.5	2,852	0.6	(381,864) 381,864	(2.2) 2.2	395,891	2.2	(△ 14,027) △ 14,027	(△ 3.5) △ 3.5	4.2
都		市	(4,044,821) 4,041,492	(25.2) 25.2	530,785	51.8	137,531	27.1	(4,713,138) 4,709,809	(26.8) 26.8	4,819,202	26.3	(△106,064) △ 109,393	(△ 2.2) △ 2.3	△ 0.8
町		村	(1,944,672) 1,948,001	(12.1) 12.1	229,503	22.4	61,673	12.2	(2,235,848) 2,239,177	(12.7) 12.7	2,258,765	12.3	(△ 22,917) △ 19,588	(△ 1.0) △ 0.9	△ 0.4
合		計	16,064,633	100.0	1,023,747	100.0	507,074	100.0	17,595,454	100.0	18,289,826	100.0	△ 694,372	△ 3.8	△ 2.5

- (注) 1 市町村分の区分は、平成25年4月1日現在である。なお、特別交付税については、平成26年3月31日現在のものである。
 2 市町村分の区分中()書きの数値は、平成25年4月2日から平成26年3月31日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。
 3 調整額復元後の数値を計上している。その2~4において同じ。

その2 普通交付税算定状況(平成25年度)

(単位 百万円)

			基	基準財政需要額	Į	į	基準財政収入額	į			普通
区	5	ने ।	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源超過額	財源不足額	交付税額
都 追	1 府	県	18,045,774	1,976,477	20,022,251	9,608,777	1,768,841	11,377,618	△ 207,636	8,436,998	8,436,998
市	HJ	村	21,155,065	2,002,124	23,157,189	13,527,430	2,611,096	16,138,526	608,972	7,627,635	7,627,635
政令	指定	都市	4,439,693	1,559,539	5,999,233	3,841,794	2,098,103	5,939,897	538,564	597,900	597,900
中	核	市	2,632,661	_	2,632,661	1,935,910	_	1,935,910	_	696,752	696,752
特	例	市	1,541,972	31,806	1,573,779	1,198,482	34,304	1,232,786	2,498	343,491	343,491
都		市	9,449,951	338,878	9,788,829	5,408,459	387,251	5,795,710	48,373	4,041,492	4,041,492
町		村	3,090,787	71,901	3,162,688	1,142,786	91,438	1,234,224	19,537	1,948,001	1,948,001
合		計	39,200,840	3,978,601	43,179,441	23,136,207	4,379,937	27,516,144	401,336	16,064,633	16,064,633

その3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

			平点	成 25 年 度		平点	成 24 年 <u>度</u>			比	較	
区		分	基準財政	基準財政	比率	基準財政	基準財政	比率	基準財政需	要額	基準財政収	7入額
		,,	需要額	収入額	(B)/(A) × 100	需要額	収入額	(D)/(C) × 100	増減額 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C) ×100	増減額 (B)-(D) (F)	増減率 (F)/(D) ×100
都	道府	県	20,022,251	11,377,618	56.8	20,144,147	11,169,754	55.4	△ 121,896	△ 0.6	207,864	1.9
市	BJ	村	23,157,189	16,138,526	69.7	22,994,690	15,812,299	68.8	162,499	0.7	326,227	2.1
政	令指定	都市	5,999,233	5,939,897	99.0	5,931,641	5,782,694	97.5	67,592	1.1	157,203	2.7
中	核	市	2,632,661	1,935,910	73.5	2,584,746	1,877,495	72.6	47,915	1.9	58,415	3.1
特	例	市	1,573,779	1,232,786	78.3	1,560,861	1,209,565	77.5	12,918	0.8	23,221	1.9
都		市	9,788,829	5,795,710	59.2	9,750,353	5,718,201	58.6	38,476	0.4	77,509	1.4
町		村	3,162,688	1,234,224	39.0	3,167,089	1,224,344	38.7	△ 4,401	△ 0.1	9,880	0.8
合		計	43,179,441	27,516,144	63.7	43,138,836	26,982,053	62.5	40,605	0.1	534,091	2.0

⁽注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。 2 特別区は、財源超過団体として政令指定都市に含めた。その3において同じ。

第21表 地方交付税の状況(つづき)

その4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

(単位 %)

				4	成 2	5 年	度			<u>\P</u>	成 2	4 年	度		Ŀ	 Ł	Ē	較
区	5	ं	交	付	不多	を付	Ī	+	交	付	不多	を付	=	+	交	付	不多	5 付
				ניו	小り	ניו		1	X	ניו	インス	ניו		1	増減数	増減率	増減数	増減率
都道	1 府	県	46	97.9	1	2.1	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	-	_	-	-
市	⊞Ţ	村	1,671	97.2	48	2.8	1,719	100.0	1,665	96.9	54	3.1	1,719	100.0	6	0.4	△6	△ 11.1
政令	指定	都市	20	100.0	_ (1)	_	20 (1)	100.0	20	100.0	_ (1)	-	20 (1)	100.0	-	_	-	-
中	核	市	41	97.6	1	2.4	42	100.0	40	97.6	1	2.4	41	100.0	1	2.5	-	-
特	例	市	39	97.5	1	2.5	40	100.0	39	97.5	1	2.5	40	100.0	-	_	-	-
都		市	665	96.8	22	3.2	687	100.0	663	96.6	23	3.4	686	100.0	2	0.3	△ 1	△ 4.3
町		村	906	97.4	24	2.6	930	100.0	903	96.9	29	3.1	932	100.0	3	0.3	△ 5	△ 17.2
合		計	1,717	97.2	49	2.8	1,766	100.0	1,711	96.9	55	3.1	1,766	100.0	6	0.4	△ 6	△ 10.9

第22表 一般財源の状況

その1 総 括 (単位 百万円)

区分	平	成 25 年	度	平	成 24 年	度	増	減	額
区分	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地 方 税	16,809,190	18,565,095	35,374,285	16,116,742	18,344,018	34,460,760	692,448	221,077	913,525
地方譲与税	2,136,827	422,015	2,558,842	1,830,934	440,546	2,271,480	305,893	△ 18,531	287,362
地方特例交付金	50,209	75,313	125,522	50,987	76,480	127,467	△ 778	△ 1,167	△ 1,945
地方交付税	8,848,887	8,746,566	17,595,454	9,317,127	8,972,699	18,289,826	△ 468,240	△ 226,133	△ 694,372
市町村たばこ税 都道府県交付金	1,535	_	-	1,270	-	-	265	-	-
利子割交付金	-	59,084	_	-	57,259	-	-	1,825	-
配当割交付金	-	76,186	_	_	41,391	-	-	34,795	-
株式等譲渡所得割交付金	-	120,911	_	_	11,080	-	-	109,831	-
地方消費税交付金	-	1,254,712	_	_	1,265,569	-	-	△ 10,857	-
ゴルフ場利用税交付金	-	35,020	_	_	35,371	-	-	△ 351	-
特別地方消費税交付金	-	1	_	-	1	-	-	0	-
自動車取得税交付金	-	137,363	_	-	146,414	-	-	△ 9,051	-
軽油引取税交付金	_	128,004	_	_	127,083	_	-	921	_
小計 (一般財源)	27,846,648	29,620,270	55,654,103	27,317,060	29,517,911	55,149,533	529,588	102,359	504,570
その他の財源	23,725,970	27,408,250	45,445,732	23,620,169	26,627,440	44,693,349	105,801	780,810	752,383
歳入合計	51,572,618	57,028,520	101,099,835	50,937,229	56,145,351	99,842,882	635,389	883,169	1,256,953

⁽注) 1 都道府県の不交付団体は、平成25年度及び平成24年度ともに東京都である。 2 特別区は、地方交付税法第21条(都等の特例)の規定のため、政令指定都市の下段に () 外書きとしている。

第22表 一般財源の状況(つづき)

その2 市 町 村 (単位 百万円・%)

区分	政令打	旨定都	市	中	核	市	特	例	市	都		市	⊞Ţ	:	村	特	別	区
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地 方 税	4,939,511	39.3	1.3	2,550,324	39.2	2.7	1,567,481	42.0	0.8	7,161,718	30.6	0.6	1,398,005	20.4	0.5	948,056	28.6	2.8
地方譲与税	78,966	0.6	△ 4.2	47,564	0.7	△ 2.2	26,037	0.7	△ 4.4	187,995	0.8	△ 4.4	67,089	1.0	△ 4.9	14,365	0.4	△ 4.3
地方特例交付金	17,397	0.1	△ 1.5	10,436	0.2	△ 0.6	7,593	0.2	△ 2.3	29,927	0.1	△ 1.5	5,011	0.1	△ 2.4	4,950	0.1	△ 1.5
地方交付税	653,914	5.2	△ 8.9	761,802	11.7	△ 2.5	381,864	10.2	△ 3.5	4,713,138	20.1	△ 2.3	2,235,848	32.6	△ 0.8	_	-	-
利子割交付金	10,722	0.1	△ 5.2	6,337	0.1	△ 4.0	3,924	0.1	△ 5.4	20,088	0.1	△ 0.5	3,044	0.0	△ 6.7	14,969	0.5	27.5
配当割交付金	18,117	0.1	84.8	9,677	0.1	89.4	6,560	0.2	87.1	27,169	0.1	85.0	4,469	0.1	90.4	10,193	0.3	71.8
株 式 等 譲 渡 所得割交付金	30,142	0.2	1,101.5	15,529	0.2	1,123.5	10,727	0.3	1,109.9	44,029	0.2	954.6	7,197	0.1	904.8	13,288	0.4	772.1
地方消費税 交 付 金	280,501	2.2	△ 0.9	159,981	2.5	0.9	96,923	2.6	△ 0.9	483,427	2.1	△ 1.3	102,178	1.5	△ 1.3	131,702	4.0	△ 0.9
ゴルフ場 利用税交付金	2,031	0.0	△ 0.1	3,042	0.0	△ 0.7	1,641	0.0	△ 0.8	20,656	0.1	△ 1.2	7,610	0.1	△ 0.8	40	0.0	4.8
特 別 地 方 消費税交付金	-	-	皆減	-	_	-	_	_	_	_	_	_	1	0.0	303.6	_	-	-
自動車取得税 交 付 金	28,976	0.2	△ 9.5	13,122	0.2	△ 5.7	9,259	0.2	△ 9.2	58,578	0.3	△ 5.3	19,025	0.3	△ 4.0	8,403	0.3	△ 2.5
軽油引取税 交付金	128,004	1.0	0.7	-	-	-	_	-	_	_	-	-	_	-	-	_	-	-
小計 (一般財源)	6,188,279	49.2	0.5	3,577,815	54.9	1.9	2,112,009	56.6	0.4	12,746,724	54.5	△ 0.3	3,849,477	56.2	△ 0.3	1,145,965	34.6	3.9
そ の 他 の 財 源	6,379,795	50.8	1.2	2,935,429	45.1	5.9	1,619,219	43.4	2.5	10,653,556	45.5	5.0	3,002,390	43.8	0.5	2,166,614	65.4	0.5
歳入合計	12,568,074	100.0	0.8	6,513,244	100.0	3.7	3,731,228	100.0	1.3	23,400,280	100.0	2.1	6,851,867	100.0	0.1	3,312,579	100.0	1.7

第23表 一般財源の推移

その1 純 計 (単位 百万円・%)

E //	地	方	税	地方	譲与	税	地方特	例交付金	金等	地方	交 付	税	合		āt
区分	決 算 額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決 算 額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度 増 減 率
昭和 36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	1,353,628	100	24.0
平成 19年度	40,266,817	4,442	10.3	714,562	1,572	△ 80.8	311,983	49	△ 61.8	15,202,745	3,785	△ 5.0	56,496,107	4,174	△ 1.0
20	39,558,526	4,364	△ 1.8	678,826	1,494	△ 5.0	539,108	84	72.8	15,406,082	3,835	1.3	56,182,542	4,151	△ 0.6
21	35,182,954	3,881	△ 11.1	1,296,551	2,853	91.0	462,011	72	△ 14.3	15,820,237	3,938	2.7	52,761,753	3,898	△ 6.1
22	34,316,330	3,786	△ 2.5	2,069,189	4,553	59.6	383,165	60	△ 17.1	17,193,551	4,280	8.7	53,962,235	3,986	2.3
23	34,171,416	3,770	△ 0.4	2,169,911	4,774	4.9	364,020	57	△ 5.0	18,752,268	4,668	9.1	55,457,615	4,097	2.8
24	34,460,760	3,802	0.8	2,271,480	4,998	4.7	127,467	20	△ 65.0	18,289,826	4,553	△ 2.5	55,149,533	4,074	△ 0.6
25	35,374,285	3,902	2.7	2,558,842	5,630	12.7	125,522	20	△ 1.5	17,595,454	4,380	△ 3.8	55,654,103	4,111	0.9

⁽注) 地方特例交付金等の () 書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

第23表 一般財源の推移(つづき)

その2 都道府県 (単位 百万円・%)

豆 八	地	方	税	地方	譲	 税	地方特	例交付	金等	地方	交(寸 税		対たばこ 対県交付		合		計
区分	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増 減 率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指 数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度 増減率
昭和 36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	(1,873)	(100)	(皆増)	809,408	100	26.3
平成 19年度	20,793,974	4,178	13.3	177,468	404	△ 92.5	178,317	125	△ 36.5	8,176,235	3,054	△ 5.2	2,350	125	△ 38.4	29,328,343	3,623	△ 1.0
20	20,012,065	4,021	△ 3.8	162,330	369	△ 8.5	292,888	206	64.3	8,119,540	3,033	△ 0.7	2,301	123	△ 2.1	28,589,124	3,532	△ 2.5
21	16,508,841	3,317	△ 17.5	810,283	1,844	399.2	216,047	152	△ 26.2	8,184,136	3,057	0.8	1,372	73	△ 40.4	25,720,679	3,178	△ 10.0
22	15,932,318	3,201	△ 3.5	1,593,264	3,626	96.6	156,631	110	△ 27.5	8,766,464	3,274	7.1	612	33	△ 55.4	26,449,289	3,268	2.8
23	15,735,438	3,161	△ 1.2	1,703,659	3,877	6.9	143,621	101	△ 8.3	9,697,663	3,622	10.6	2,394	128	291.2	27,282,775	3,371	3.2
24	16,116,742	3,238	2.4	1,830,934	4,167	7.5	50,987	36	△ 64.5	9,317,127	3,480	△ 3.9	1,270	68	△ 47.0	27,317,060	3,375	0.1
25	16,809,190	3,377	4.3	2,136,827	4,863	16.7	50,209	35	△ 1.5	8,848,887	3,305	△ 5.0	1,535	82	20.9	27,846,648	3,440	1.9

⁽注) 市町村たばこ税都道府県交付金の() 書きは平成17年度の数値である。

その3 市 町 村 (単位 百万円・%)

E7 /\	地	方	税	地方	譲 =	9 税	地方特	例交付	金等	地方	交(寸 税	そ	の	他	合		計
区分	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度 増 減 率	決算額	指数	対前年度 増 減 率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指 数	対前年度増 減 率	決算額	指数	対前年度 増 減 率
昭和 36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平成 19年度	19,472,842	4,764	7.2	537,095	35,569	△ 60.8	133,666	27	△ 75.0	7,026,510	5,245	△ 4.7	1,990,727	132,627	△ 0.3	29,160,840	5,344	△ 0.9
20	19,546,461	4,782	0.4	516,496	34,205	△ 3.8	246,220	49	84.2	7,286,542	5,439	3.7	1,769,450	117,885	△ 11.1	29,365,170	5,381	0.7
21	18,674,113	4,569	△ 4.5	486,267	32,203	△ 5.9	245,964	49	△ 0.1	7,636,101	5,700	4.8	1,709,278	113,876	△ 3.4	28,751,723	5,269	△ 2.1
22	18,384,012	4,498	△ 1.6	475,925	31,518	△ 2.1	226,534	46	△ 7.9	8,427,087	6,291	10.4	1,689,921	112,586	△ 1.1	29,203,478	5,351	1.6
23	18,435,978	4,510	0.3	466,252	30,878	△ 2.0	220,399	44	△ 2.7	9,054,605	6,759	7.4	1,651,595	110,033	△ 2.3	29,828,829	5,466	2.1
24	18,344,018	4,488	△ 0.5	440,546	29,175	△ 5.5	76,480	15	△ 65.3	8,972,699	6,698	△ 0.9	1,684,167	112,203	2.0	29,517,911	5,409	△ 1.0
25	18,565,095	4,542	1.2	422,015	27,948	△ 4.2	75,313	15	△ 1.5	8,746,566	6,529	△ 2.5	1,811,280	120,672	7.5	29,620,270	5,428	0.3

⁽注)「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び 軽油引取税交付金である。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況

その1 都道府県

(単位 円・%)

		地方	税	地方交	₹ 付 税	— 般	財 源
グルー	プ 区 分	人口1人当たり額	歳入構成比	人 口 1 人 当 た り 額	歳入構成比	人 口 1 人 当 た り 額	歳入構成比
А	該 当 な し	_	-	-	-	-	-
E	優 知 県 神奈川県 県 千年東県県 場所 大阪府 (平均)	116,749 101,905 94,685 87,514 101,621 100,840	42.6 52.2 37.9 41.0 33.6 40.8	8,890 6,908 26,735 25,849 32,037 19,727	3.2 3.5 10.7 12.1 10.6 8.0	142,436 123,250 135,616 127,741 150,719 136,005	52.0 63.1 54.3 59.9 49.8 55.1
В	育茨兵福栃群広三京滋宮 一個城庫岡木馬島重都賀城 四城庫岡木馬島重都賀城 四城庫岡木馬島重都賀城 四城市	102,696 100,045 90,492 87,233 103,823 95,798 92,800 102,212 88,283 95,362 98,314 94,892	35.6 28.2 25.6 28.3 28.4 26.5 30.3 28.5 25.4 27.5 13.9 26.3	40,885 63,235 54,012 54,754 64,005 65,513 64,930 73,019 67,262 79,789 112,433 63,152	14.2 17.8 15.3 17.8 17.5 18.1 21.2 20.3 19.3 23.0 15.8 17.5	159,993 179,561 159,841 157,853 184,849 178,189 174,522 191,930 171,878 191,779 227,103 174,288	55.4 50.6 45.3 51.2 50.5 49.3 57.0 53.5 49.4 55.3 32.0 48.3
С	(岐岡長石福香富 (平 り)	91,499 88,383 88,748 99,447 96,339 96,462 98,671 93,216	25.3 24.9 23.4 20.8 9.9 23.0 20.0 18.7	81,065 86,998 101,279 113,599 133,076 111,887 120,346 104,643	22.5 24.5 26.7 23.7 13.7 26.7 24.4 21.0	189,490 191,991 207,382 230,961 247,118 225,280 237,207 215,168	52.5 54.0 54.7 48.2 25.4 53.8 48.1 43.2
D	□ 湯良媛海梨井本分形森賀手口潟良媛海梨井本分形森賀手切□ 県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	91,385 89,149 74,373 81,857 87,270 94,519 107,270 73,064 78,943 79,464 87,704 83,266 83,755 85,155	19.6 18.4 22.2 19.1 19.9 16.3 18.9 16.7 16.2 15.5 16.4 16.1 9.6	120,816 118,588 105,314 117,536 124,633 153,653 161,793 118,667 144,889 157,289 165,531 169,969 205,896 136,279	26.0 24.4 31.5 27.5 28.4 26.5 28.5 27.1 29.8 30.6 31.0 32.8 23.6 27.7	229,473 225,327 194,183 216,360 229,582 265,334 287,260 207,710 241,223 254,915 270,120 269,998 307,589 238,613	49.3 46.4 58.1 50.6 52.3 45.7 50.6 47.4 49.6 50.5 52.1 35.2 48.6
Е	和宮鹿長徳沖秋鳥高島、田宮鹿長徳沖秋鳥高島、田町島、田町知根は、田町知根は、田町田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	76,413 72,443 71,047 67,579 88,790 63,322 75,585 77,292 70,462 78,480 72,753	13.2 13.9 14.9 14.0 13.9 13.1 12.8 12.9 11.6 10.4 13.2	161,616 162,056 159,056 153,316 192,492 144,011 184,520 235,120 231,082 258,786 177,802	27.9 31.0 33.4 31.7 30.2 29.8 31.2 39.1 37.9 34.4 32.3	254,522 251,430 246,980 236,896 298,484 221,555 278,048 330,642 319,358 356,428 267,348	44.0 48.1 51.8 48.9 46.8 45.9 47.0 55.0 52.4 47.4 48.5
F	東京都	254,401 (171,138)	63.6 (54.0)	_ _	_ _	277,883 (194,621)	69.5 (61.5)
総平均	東京都を含む 東京都を含まず	109,483 92,880	28.8 24.6	68,896 76,789	18.1 20.3	195,419 185,971	51.4 49.2

⁽注) 1 グループの分類は次による。

<i>7</i> *11. →	^	E	3		_	г
	A	B1	B2			
財政力指数	1.0以上の団体	0.7~1.0の団体	0.5~0.7の団体	0.4~0.5の団体	0.3~0.4の団体	0.3未満の団体

^{2 (1)} 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下「8交付金」)という。)として市町村に交付する額を除いたものである。
(2) 東京都の地方税については、上記8交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。
なお、() 内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記8交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
3 人口1人当たり額は、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口で除して得た額である。その2において同じ。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況(つづき)

その2 市町村

(1) 類型区分

ア都

	産業構造		Ⅲ次 5以上		Ⅲ次 未満
		Ⅲ 次 65%以上	Ⅲ 次 65%未満	Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未満
\	類型	3	2	1	0
50,000人未満	I	I – 3	I – 2	I — 1	I - 0
50,000人以上~100,000人未満	П	Ⅱ – 3	Ⅱ - 2	Ⅱ — 1	П — О
100,000人以上~150,000人未満	Ш	Ⅲ – 3	Ⅲ — 2	Ⅲ — 1	Ⅲ-0
150,000人以上	IV	IV - 3	IV - 2	IV — 1	IV — O

イ 町 村

	産業構造		Ⅲ次 以上	Ⅱ次、Ⅲ次
		Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未満	80%未満
\ _	類型	2	1	0
5,000人未満	I	I – 2	I – 1	I - 0
5,000人以上~10,000人未満	I	Ⅱ – 2	Ⅱ – 1	Ⅱ – 0
10,000人以上~15,000人未満	Ш	Ⅲ — 2	Ⅲ – 1	Ⅲ-0
15,000人以上~20,000人未満	IV	I V − 2	I V − 1	$\mathbb{N}-O$
20,000人以上	V	V – 2	V – 1	V - 0

⁽注) 1 人口及び産業構造は、平成22年国勢調査による。 2 政令指定都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況(つづき)

その2 市町村(つづき)

(2) 一般財源の人口1人当たり額

(単位 円・%)

			·····································	地 方 3	 と 付 税	— 般	財源
類	型型	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
Th A	. #S. 						
以行	治指定都市	181,460	39.3	24,022	5.2	227,335	49.2
特	別区	105,149	28.6	_	_	230,921	62.9
中	核市	149,983	39.2	44,801	11.7	210,410	54.9
特	例 市	147,370	42.0	35,902	10.2	198,565	56.6
都	市						
	I - 0	115,318	21.1	179,929	32.9	313,845	57.3
	I - 1	110,195	17.8	197,963	31.9	325,668	52.5
	I - 2	157,997	32.8	88,158	18.3	264,356	54.8
	I – 3	127,390	21.3	204,586	34.3	347,925	58.3
	II - O	143,634	30.9	102,169	22.0	264,319	56.9
	Ⅱ — 1	126,486	28.3	96,600	21.6	239,356	53.6
	Ⅱ - 2	146,252	35.4	69,973	16.9	232,781	56.3
	I − 3	129,264	25.9	79,205	15.9	223,489	44.8
	III - O	144,035	34.3	86,930	20.7	248,444	59.1
	Ⅲ — 1	140,104	36.2	60,078	15.5	215,784	55.7
	I − 2	_	_	_	_	_	_
	I I − 3	130,498	36.4	53,301	14.9	198,948	55.5
	$\mathbb{N} - 0$	171,712	51.2	24,164	7.2	214,275	63.9
	$\mathbb{V}-1$	150,109	39.3	39,234	10.3	205,188	53.8
	$\mathbb{V}-2$	139,162	39.0	42,270	11.8	197,341	55.3
	N − 3	161,134	49.7	18,862	5.8	195,935	60.4
⊞Ţ	村						
ш)	I - 0	106,913	8.0	624,440	46.6	761,458	56.9
	I – 1	128,849	10.3	521,634	41.8	673,699	53.9
	I – 2	164,049	12.6	563,296	43.4	754,667	58.1
	II - O	106,329	11.8	413,516	45.7	544,750	60.2
	II − 0	121,965	16.2	272,932	36.2	414,347	55.0
	II − 2	137,462	19.1	246,816	34.3	404,081	56.1
	ш— Z	137,402	19.1	240,010	34.3	404,001	30.1
	${\rm I\hspace{1em}I}-{\rm O}$	94,653	12.9	317,345	43.4	432,352	59.1
	I I − 1	163,926	22.0	157,152	21.0	341,325	45.7
	I I − 2	122,562	21.4	191,560	33.5	332,257	58.1
	$\mathbb{N} - 0$	94,812	12.5	296,051	39.0	411,135	54.2
	I V − 1	116,012	16.7	177,729	25.6	313,711	45.3
	N − 2	117,356	20.4	163,735	28.5	298,637	52.0
	V - 0	100,718	18.3	217,428	39.5	336,778	61.2
	V – 0 V – 1	140,137	35.4	81,503	20.6	239,771	60.5
	V – 1 V – 2	124,375	32.7	79,748	20.6	239,771	57.9
	v — Z	1 24,3/5	32./	/9,/48	∠1.0	219,991	57.9

						1						
			平 成 25	年 度			平成 241	年度		比	較	
区 分	都道底	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増	減額	増減率	前年度 増減率
義務教育費負担金	1,461,783	19.8	-	-	1,461,783	8.9	1,529,962	9.9	\triangle	68,179	△ 4.5	△ 0.6
生活保護費負担金	142,270	1.9	2,643,828	29.0	2,786,097	16.9	2,763,804	17.8		22,293	0.8	1.6
児童保護費等負担金	102,324	1.4	483,803	5.3	586,127	3.5	585,284	3.8		843	0.1	△ 4.5
障害者自立支援給付費等負担金	72,931	1.0	926,489	10.1	999,420	6.1	925,417	6.0		74,003	8.0	17.8
私立高等学校等経常費助 成費補助金	107,812	1.5	-	_	107,812	0.7	109,423	0.7	\triangle	1,611	△ 1.5	△ 3.6
子どものための金銭の給付交付金	-	-	1,436,473	15.7	1,436,473	8.7	1,476,088	9.5	\triangle	39,615	△ 2.7	△ 16.8
公立高等学校授業料不 徴 収 交 付 金	217,969	3.0	13,273	0.1	231,242	1.4	235,600	1.5	\triangle	.,		△ 0.2
高等学校等就学支援金交付金	139,547	1.9	-	-	139,547	0.8	134,602	0.9		4,945	3.7	△ 13.3
普通建設事業費支出金	1,138,378	15.4	624,713	6.8	1,763,092	10.7	1,273,003	8.2		490,089	38.5	△ 22.1
災害復旧事業費支出金	385,861	5.2	180,810	2.0	566,671	3.4	590,796	3.8	\triangle	24,125	△ 4.1	58.9
失業対策事業費支出金	-	_	-	-	-	-	-	-		_	-	皆減
委 託 金	130,523	1.8	95,870	1.0	226,393	1.4	226,725	1.5	\triangle	332	△ 0.1	18.9
普通建設事業	7,745	0.1	4,113	0.0	11,858	0.1	9,757	0.1		2,101	21.5	△ 51.7
災害復旧事業	753	0.0	1,089	0.0	1,842	0.0	750	0.0		1,092	145.6	55.6
そ の 他	122,025	1.7	90,668	1.0	212,693	1.3	216,218	1.4	\triangle	3,525	△ 1.6	27.1
財 政 補 給 金	3,573	0.0	4,973	0.1	8,546	0.1	9,014	0.1	\triangle	468	△ 5.2	57.3
国有提供施設等所在 市 町 村 助 成 交 付 金	30	0.0	34,510	0.4	34,540	0.2	33,540	0.2		1,000	3.0	-
交通安全対策特別交付金	37,479	0.5	27,285	0.3	64,764	0.4	67,805	0.4	\triangle	3,041	△ 4.5	△ 1.6
電源立地地域対策交付金	92,859	1.3	34,383	0.4	127,242	0.8	124,875	0.8		2,367	1.9	4.8
特定防衛施設周辺整備調整 交付金	-	-	20,340	0.2	20,340	0.1	20,999	0.1	Δ	659	△ 3.1	2.9
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,471	0.1	-	-	5,471	0.0	5,470	0.0		1	0.0	△ 0.7
社会資本整備総合交付金	1,031,156	14.0	821,862	9.0	1,853,018	11.2	1,203,013	7.7		650,005	54.0	△ 12.3
地域自主戦略交付金	_	-	-	-	-	-	507,041	3.3	\triangle	507,041	皆減	87.7
地域の元気臨時交付金	752,281	10.2	619,830	6.8	1,372,110	8.3						
東日本大震災復興交付金	53,846	0.7	396,886	4.3	450,733	2.7	1,312,736	8.5	\triangle	862,003	△ 65.7	424.6
そ の 他	1,503,842	20.3	766,522	8.5	2,270,364	13.7	2,391,915	15.3	\triangle	121,551	△ 5.1	△ 36.2
合 計	7,379,935	100.0	9,131,850	100.0	16,511,785	100.0	15,527,112	100.0		984,673	6.3	△ 3.1

第25表 国・県支出金の状況

その2 都道府県支出金の状況

区分		決 算	算 額			比 較	
	平 成 25	年 度	平 成 24	年 度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
国庫財源を伴うもの	2,230,518	63.5	2,125,643	61.8	104,875	4.9	4.3
児童保護費等負担金	156,138	4.4	138,169	4.0	17,969	13.0	5.0
障害者自立支援給付費等負担金	435,965	12.4	401,697	11.7	34,268	8.5	16.8
子どものための金銭の給付交付金	305,439	8.7	303,220	8.8	2,219	0.7	16.3
普通建設事業費支出金	308,539	8.8	235,129	6.8	73,410	31.2	△ 8.1
災害復旧事業費支出金	78,763	2.2	93,405	2.7	△ 14,642	△ 15.7	81.3
委 託 金	54,713	1.6	62,782	1.8	△ 8,069	△ 12.9	75.9
普 通 建 設 事 業	7,407	0.2	7,489	0.2	△ 82	△ 1.1	△ 25.6
災害復旧事業	194	0.0	310	0.0	△ 116	△ 37.4	5.8
そ の 他	47,112	1.4	54,983	1.6	△ 7,871	△ 14.3	117.0
電源立地地域対策交付金	21,725	0.6	21,869	0.6	△ 144	△ 0.7	0.1
石油貯蔵施設立地対策等交付金	4,919	0.1	5,005	0.1	△ 86	△ 1.7	△ 2.1
そ の 他	864,317	24.7	864,367	25.3	△ 50	△ 0.0	△ 7.2
都道府県費のみのもの	1,284,454	36.5	1,311,236	38.2	△ 26,782	△ 2.0	△ 0.9
普通建設事業費支出金	160,933	4.6	163,002	4.7	△ 2,069	△ 1.3	△ 3.1
災害復旧事業費支出金	2,067	0.1	1,492	0.0	575	38.5	△ 57.3
そ の 他	1,121,454	31.8	1,146,742	33.5	△ 25,288	△ 2.2	△ 0.4
合 計	3,514,972	100.0	3,436,879	100.0	78,093	2.3	2.3

⁽注) [国庫財源を伴うもの] は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。

⁽注) 平成25年度地方財政状況調査において調査区分の変更があったことから、「地域の元気臨時交付金」の「平成24年度純計額」及び「比較」欄に数値を計上していない。

第26表 地方債発行状況

			_ D 0=		_						万円・%)
区分			平 成 25	年月	Ž.		平成24:	年度	比	較	
	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
(発行目的別)											
公 共 事 業 等 債	1,524,206	22.5	476,532	8.6	2,000,737	16.3	1,831,835	14.8	168,902	9.2	17.2
う ち 財 源 対 策 債	441,952	6.5	81,720	1.5	523,672	4.3	561,155	4.5	△ 37,483	△ 6.7	△ 9.3
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	77,711	1.1	77,877	1.4	155,588	1.3	134,308	1.1	21,280	15.8	0.9
うち復旧・復興事業分	2,922	0.0	8,680	0.2	11,602	0.1	2,788	0.0	8,814	316.1	
うち(旧)緊急防災・減災事業分	126	0.0	126	0.0	252	0.0	1,940	0.0	△ 1,688	△ 87.0	
災害復旧事業債	49,387	0.7	27,013	0.5	76,400	0.6	92,313	0.7	△ 15,913	△ 17.2	26.5
(旧) 緊急防災・減災事業債	45,239	0.7	186,462	3.4	231,701	1.9	488,486	4.0	△ 256,785	△ 52.6	538.4
全 国 防 災 事 業 債	12,685	0.2	36,485	0.7	49,169	0.4	_	-	49,169	皆増	_
教育・福祉施設等整備事業債	85,787	1.3	394,933	7.1	480,721	3.9	412,124	3.3	68,597	16.6	△ 29.8
一般 単独 事業債	786,750	11.6	1,514,693	27.4	2,301,444	18.7	2,268,941	18.4	32,503	1.4	1.4
辺 地 対 策 事 業 債	-	-	33,965	0.6	33,965	0.3	35,017	0.3	△ 1,052	△ 3.0	10.7
過 疎 対 策 事 業 債	-	-	252,478	4.6	252,478	2.1	248,836	2.0	3,642	1.5	10.3
首都 圏等 整備 事業 債	-	-	_	-	-	_	_	-	_	_	_
公共用地先行取得等事業債	16,218	0.2	16,335	0.3	32,553	0.3	39,077	0.3	△ 6,524	△ 16.7	6.9
行 政 改 革 推 進 債	93,268	1.4	22,288	0.4	115,556	0.9	126,977	1.0	△ 11,421	△ 9.0	△ 15.5
退職手当債	113,906	1.7	37,835	0.7	151,741	1.2	248,957	2.0	△ 97,216	△ 39.0	△ 0.9
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	77,014	1.1	7,980	0.1	84,994	0.7	113,077	0.9	△ 28,083	△ 24.8	△ 34.0
財 源 対 策 債	12,193	0.2	81,591	1.5	93,784	0.8	78,975	0.6	14,809	18.8	△ 18.7
減 収 補 塡 債	669	0.0	1,654	0.0	2,323	0.0	9,951	0.1	△ 7,628	△ 76.7	△ 86.6
臨 時 財 政 対 策 債	3,823,315	56.4	2,214,564	40.1	6,037,879	49.1	5,915,752	47.9	122,127	2.1	1.0
減収補塡債特例分(平成19~25年度)	3,198	0.0	3,214	0.1	6,412	0.1	56,757	0.5	△ 50,345	△ 88.7	26.2
都 道 府 県 貸 付 金	-	-	46,516	0.8	24,378	0.2	31,436	0.3	△ 7,058	△ 22.5	2.7
そ の 他	59,472	0.9	93,555	1.7	153,027	1.2	205,113	1.8	△ 52,086	△ 25.4	68.5
合 計	6,781,018	100.0	5,525,970	100.0	12,284,850	100.0	12,337,932	100.0	△ 53,082	△ 0.4	4.9
うち財源対策債等	454,145	6.7	163,311	3.0	617,456	5.0	640,129	5.2	△ 22,673	△ 3.5	△ 10.5
(借入先別)											
財 政 融 資 資 金	1,137,053	16.8	1,924,416	34.8	3,061,469	24.9	3,078,923	25.0	△ 17,454	△ 0.6	3.3
旧 郵 政 公 社 資 金	-	-	-	-	_	_	_	-	_	-	_
旧 郵 便 貯 金 資 金	-	-	-	-	_	_	_	-	_	_	_
旧簡易生命保険資金	-	-	-	-	_	_	_	-	_	_	_
地方公共団体金融機構資金	341,049	5.0	980,302	17.7	1,321,351	10.8	1,393,282	11.3	△ 71,931	△ 5.2	23.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公共団体金融機構を除く。)	77,014	1.1	7,980	0.1	84,994	0.7	113,077	0.9	△ 28,083	△ 24.8	△ 34.1
ゆうちょ銀行	31,000	0.5	1,643	0.0	32,643	0.3	8,424	0.1	24,219	287.5	13.2
市中銀行	2,196,509	32.4	1,220,071	22.1	3,416,580	27.8	3,179,632	25.8	236,948	7.5	7.1
その他の金融機関	338,340	5.0	525,909	9.5	864,249	7.0	831,323	6.7	32,926	4.0	14.1
か ん ぽ 生 命 保 険	22,410	0.3	3,421	0.1	25,831	0.2	49,489	0.4	△ 23,658	△ 47.8	128.9
保 険 会 社 等	7,160	0.1	_	_	7,160	0.1	4,664	0.0	2,496	53.5	143.8
交 付 公 債	-	-	_	_	-	_	_	-	_,	-	_
市場公募債	2,583,244	38.1	689,346	12.5	3,272,590	26.6	3,469,031	28.1	△ 196,441	△ 5.7	△ 3.1
個別発行債10年債	988,476	14.6	198,432	3.6	1,186,908	9.7	1,308,542	10.6	△ 121,634	△ 9.3	0.6
個別発行債5年債	369,773	5.5	183,384	3.3	553,157	4.5	576,942	4.7	△ 23,785	△ 4.1	12.8
個別発行債20年債	259,000	3.8	70,000	1.3	329,000	2.7	309,930	2.5	19,070	6.2	△ 3.6
個別発行債30年債	150,000	2.2	40,000	0.7	190,000	1.5	94,100	0.8	95,900	101.9	△ 33.0
個別発行債15年債	59,203	0.9		_	59,203	0.5	58,441	0.5	762	1.3	△ 26.5
個別発行債7年債	31,476	0.5	_	_	31,476	0.3	10,000	0.1	21,476	214.8	_
共同発行債10年債	582,709	8.6	133,066	2.4	715,775	5.8	848,986	6.9	△ 133,211	△ 15.7	△ 5.0
住 民 公 募 債	116,395	1.7	58,464	1.1	174,859	1.4	207,152	1.7	△ 32,293	△ 15.6	△ 6.7
外国債	-	-	-	-	-	_		_	-	_	皆減
そ の 他	26,213	0.3	6,000	0.1	32,213	0.2	54,939	0.3	△ 22,726	△ 41.4	9.9
共 済 等	1,166	0.0	124,324	2.2	125,491	1.0		1.0	△ 242	△ 0.2	0.3
そ の 他	46,073	0.7	48,558	1.0	72,492	0.6		0.7	△ 11,862	△ 14.1	101.4
合 計	6,781,018	100.0	5,525,970	100.0	12,284,850		12,337,932	100.0	△ 53,082	△ 0.4	4.9
	3,7 3 1,0 10	. 55.5	3,323,370		12,207,000	. 55.0	. 2,007,002	. 55.5	_ 33,002	_ 0.7	٦.٦

⁽注) 1 「合計 うち財源対策債」は、「公共事業等債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。
2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。
4 「保険会社等」には、損害治験協会及び生命保険協会を含む。
5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会を含む。
6 平成24年度地方財政状況調査において調査区分の変更があったことから、「公営住宅建設事業債」の「うち復旧・復興事業分」及び「うち(旧)緊急防災・減災事業分」の「前年度増減率」欄に数値を計上していない。

資料編

歳入

第27表 平成25年度地方債発行(予定)額の状況

その1 通常収支分 (単位 百万円)

	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政 =	令指定 者	都市	中核市・	特例市・者	防・町村
分 分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
一一般会計債															
1公共事業等	769,500	1,333,500	2,103,000	686,632	1,124,367	1,810,999	440,932	894,076	1,335,008	52,109	146,391	198,500	193,591	83,900	277,491
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	66,600	49,700	116,300	54,855	77,266	132,121	11,918	56,728	68,646	10,249	15,335	25,584	32,688	5,203	37,890
3 災害復旧事業	166,500	-	166,500	93,730	0	93,730	57,785	-	57,785	2,395	-	2,395	33,550	0	33,551
4 教育・福祉施 3 設等整備事業	432,900	218,900	651,800	252,884	280,334	533,218	6,066	80,093	86,159	25,789	82,817	108,605	221,029	117,425	338,454
5 一般単独事業	363,600	1,500,000	1,863,600	335,028	2,197,859	2,532,887	25,863	793,926	819,789	4,763	369,635	374,397	304,403	1,034,299	1,338,702
6 辺 地 及 び 過疎対策事業	319,500	37,200	356,700	314,477	13,360	327,837	-	-	-	1,569	194	1,763	312,908	13,166	326,074
7 公共用地先行取得等事業	-	45,700	45,700	-	33,379	33,379	-	17,323	17,323	-	3,014	3,014	-	13,042	13,042
8 行政改革推進	-	180,000	180,000	-	134,612	134,612	-	109,540	109,540	-	21,073	21,073	-	3,999	3,999
9調整	-	10,000	10,000	-	4,918	4,918	-	4,477	4,477	-	-	-	-	441	441
計	2,118,600	3,375,000	5,493,600	1,737,606	3,866,096	5,603,701	542,563	1,956,164	2,498,727	96,873	638,459	735,332	1,098,169	1,271,473	2,369,642
二 公営企業債															
1水道事業	408,600	20,200	428,800	302,678	22,886	325,564	39,833	6,825	46,658	55,415	11,593	67,008	207,430	4,469	211,898
2 工業用水道事業	16,900	12,200	29,100	11,625	4,934	16,558	8,967	4,576	13,543	1,051	-	1,051	1,606	358	1,964
3交通事業	95,000	95,400	190,400	45,923	110,904	156,827	634	18,097	18,731	44,197	88,085	132,282	1,092	4,722	5,814
4 電気事業・ガス事業	11,500	8,000	19,500	11,866	3,672	15,538	4,562	3,051	7,613	2,200	500	2,700	5,104	121	5,225
5 港湾整備事業	21,900	28,700	50,600	14,982	33,825	48,807	12,380	23,732	36,112	958	9,308	10,266	1,644	785	2,429
6 病 院 事 業・ 介護サービス事業	239,800	103,700	343,500	208,682	142,949	351,631	51,223	78,330	129,553	18,135	17,968	36,103	139,325	46,651	185,976
7市場事業・2番場事業	21,300	73,200	94,500	15,336	29,245	44,581	243	24,926	25,169	10,797	4,096	14,893	4,296	224	4,520
8 地域開発事業	-	105,500	105,500	-	95,086	95,086	-	22,775	22,775	-	53,195	53,195	-	19,116	19,116
9下水道事業	767,300	457,800	1,225,100	658,081	311,420	969,501	66,663	44,620	111,283	147,160	102,116	249,276	444,258	164,684	608,942
10 観光その他事業	1,000	8,600	9,600	1,038	8,121	9,159	154	1,282	1,436	9	1,076	1,085	875	5,763	6,638
11 公営企業退職手当債	-	-	-	-	1,259	1,259	-	-	-	-	-	-	-	1,259	1,259
āt	1,583,300	913,300	2,496,600	1,270,211	764,301	2,034,511	184,659	228,213	412,871	279,922	287,936	567,859	805,630	248,151	1,053,781

その1 通常収支分(つづき)

	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	 道 府	県		 令指定者	都市	中核市・	特例市・都	防・町村
区 分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
三 臨時財政対策債	2,435,700	3,777,500	6,213,200	2,348,185	3,693,920	6,042,105	838,327	2,984,988	3,823,315	167,176	510,431	677,607	1,342,683	198,501	1,541,184
四退職手当債	į –	170,000	170,000	-	171,376	171,376	-	128,007	128,007	-	20,120	20,120	-	23,249	23,249
五減収補塡債	į –	_	_	-	8,557	8,557	-	3,715	3,715	-	-	-	-	4,842	4,842
六国の予算等	į														
1 中小企業高度 化資金貸付金	È	-	_	(65,969)	-	(65,969)	(65,969)	-	(65,969)	_	-	-	-	-	-
2 小規模企業者等記 備導入資金貸付金	Z.	_	-	(55)	-	(55)	(55)	-	(55)	-	-	-	-	-	-
3 土地区画整理 組合等貸付金	_	_	_	(110)	-	(110)	(20)	-	(20)	(90)	-	(90)	-	_	-
4 母子寡婦福祉 資金貸付金	t	-	-	(2,603)	-	(2,603)	(1,719)	-	(1,719)	(605)	-	(605)	(279)	-	(279)
5 災害援護資金 賃 付金	-	_	-	(41)	-	(41)	(40)	-	(40)	(1)	-	(1)	_	_	-
6都市開発資金6貸付金	_	_	_	(1,316)	-	(1,316)	-	-	-	(1,286)	-	(1,286)	(30)	-	(30)
7 市街地再開発 組合等貸付金	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 有料道路(駐車場会 む。)整備資金貸付金	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
9 埠頭整備等	_	_	_	(2,838)	-	(2,838)	(718)	-	(718)	(2,120)	-	(2,120)	-	-	-
10 公害防止資金	<u> </u>	-	-	(1,360)	-	(1,360)	(1,360)	-	(1,360)	-	-	-	-	-	-
11 農業災害補償 資金貸付金	È	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 木材産業等高度付金 推進資金貸付金	í	-	-	(741)	-	(741)	(741)	-	(741)	-	-	-	-	-	-
13 沿道整備資金 貸 付 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 沖縄振興開発金属公庫資金貸付金	_	-	_	(13)	-	(13)	-	-	-	-	-	-	(13)	-	(13)
15 農地保有合理化份 進対策資金貸付金	E	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 就農支援資金 貸 付 金	<u> </u>	-	-	(904)	-	(904)	(904)	-	(904)	-	-	-	-	-	-
17 日本政策金融公庫資金貸付金	_	-	-	(2,052)	-	(2,052)	(1,445)	-	(1,445)	(121)	-	(121)	(486)	-	(486)
18 連続立体交易 資金貸付金	_	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-
19 都市環境維持·改善事業資金貸付金	- Z	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 地域商店街活性们高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 電線敷設工事資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	(69,100)	-	(69,100)	(78,027)	-	(78,027)	(72,972)	-	(72,972)	(4,247)	-	(4,247)	(808)	-	(808)
総計	(69,100) 6,137,600	8,235,800	(69,100) 14,373,400	(78,027) 5,356,002	8,504,249	(78,027) 13,860,251	(72,972) 1,565,549	- 5,301,087	(72,972) 6,866,635	(4,247) 543,971	- 1,456,946	(4,247) 2,000,918	(808) 3,246,482	- 1,746,217	(808) 4,992,699

⁽注) 1 特別区については中核市・特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあっては都道府県分として、政令指定都市が加入するもの(都道府県が加入するものを除く。)にあっては政令指定都市分として、その他のものにあっては中核市・特例市・都市・町村分として 政予指定都市が加入するもの(都道村県が加入するものを除く。)にあっては政予指定都市がとして、その他のものにあっては中 区分した。 2 地方公共団体金融機構資金は、公的資金に含めている。 3 交付公債は、民間等資金に含めている。 4 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。 5 地方債計画額は、最終計画額である。 6 四捨五入により計と一致しない場合がある。

その2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

(単位 百万円)

	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政:	令指定者	8市	中核市・	特例市・都	防・町村
区 分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
一般会計債															
公 営 住 宅 建 設 事 業	27,400	-	27,400	17,940	-	17,940	5,086	-	5,086	2,770	-	2,770	10,085	-	10,085
災害復旧事業	5,400	-	5,400	2,064	-	2,064	79	-	79	774	-	774	1,211	-	1,211
一般単独事業	1,700	-	1,700	154	60	214	-	60	60	154	_	154	_	-	-
計	34,500	-	34,500	20,159	60	20,218	5,165	60	5,225	3,698	_	3,698	11,296	-	11,296
公 営 企 業 債															
水道事業	500	-	500	_	_	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-
病院事業・介護 サービス事業	500	-	500	-	120	120	-	-	-	_	-	_	_	120	120
市場事業・と畜場事業	200	-	200	89	-	89	-	-	-	-	-	-	89	-	89
下水道事業	1,800	-	1,800	479	6	484	-	-	_	27	_	27	452	6	458
計	3,000	-	3,000	567	126	693	_	-	_	27	_	27	541	126	666
被災施設借換債	5,000	-	5,000	_	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-
特 定 被 災 地 方 公共団体借換債	183,000	-	183,000	105,167	23,621	128,788	29,143	2,780	31,923	11,642	13,609	25,252	64,382	7,232	71,614
国の予算等貸付金債															
災害援護資金 貸 付 金	3,300	-	(3,300)	(2,213)	-	(2,213)	(1,910)	-	(1,910)	(304)	-	(304)	_	_	-
計	(3,300)	-	(3,300)	(2,213)	-	(2,213)	(1,910)	-	(1,910)	(304)	-	(304)	-	-	-
総計	(3,300) 225,500		(3,300) 225,500	(2,213) 125,893	23,807	(2,213) 149,700	(1,910) 34,308	- 2,839	(1,910) 37,147	(304) 15,367	- 13,609	(304) 28,977	- 76,218	7,358	- 83,576

(2) 全国防災事業

区	分	計	画	額	発 行	(予定	三) 額	都道府県			政令	治指定者	8市	中核市・特	例市・都	市・町村
)J		民間等 資 金	計		民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計		民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計
一 般 :	会 計 債															
全国	防災事業	184,000	-	184,000	162,063	170	162,233	20,581	-	20,581	21,936	-	21,936	119,546	170	119,716
	計	184,000	-	184,000	162,063	170	162,233	20,581	-	20,581	21,936	-	21,936	119,546	170	119,716
総	計	184,000	_	184,000	162,063	170	162,233	20,581	-	20,581	21,936	_	21,936	119,546	170	119,716

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計

	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政金	令指定 者	都市	中核市・	特例市・都	3市・町村
区 分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
一一般会計債															
1公共事業等	769,500	1,333,500	2,103,000	686,632	1,124,367	1,810,999	440,932	894,076	1,335,008	52,109	146,391	198,500	193,591	83,900	277,491
2公営住宅建設事業	94,000	49,700	143,700	72,795	77,266	150,061	17,003	56,728	73,732	13,019	15,335	28,354	42,773	5,203	47,975
3 災害復旧事業	171,900	-	171,900	95,794	0	95,794	57,864	_	57,864	3,169	-	3,169	34,761	0	34,762
4 全国防災事業	184,000	-	184,000	162,063	170	162,233	20,581	_	20,581	21,936	-	21,936	119,546	170	119,716
5 教育・福祉施 設等整備事業	432,900	218,900	651,800	252,884	280,334	533,218	6,066	80,093	86,159	25,789	82,817	108,605	221,029	117,425	338,454
6 一般単独事業	365,300	1,500,000	1,865,300	335,182	2,197,919	2,533,101	25,863	793,986	819,848	4,917	369,635	374,552	304,403	1,034,299	1,338,702
7 辺 地 及 び 過疎対策事業	319,500	37,200	356,700	314,477	13,360	327,837	-	-	-	1,569	194	1,763	312,908	13,166	326,074
8 公共用地先行取得等事業	-	45,700	45,700	-	33,379	33,379	-	17,323	17,323	-	3,014	3,014	-	13,042	13,042
9 行政改革推進	-	180,000	180,000	-	134,612	134,612	-	109,540	109,540	-	21,073	21,073	-	3,999	3,999
10 調 整	-	10,000	10,000	-	4,918	4,918	-	4,477	4,477	-	-	-	-	441	441
計	2,337,100	3,375,000	5,712,100	1,919,827	3,866,326	5,786,153	568,310	1,956,223	2,524,533	122,507	638,459	760,966	1,229,010	1,271,643	2,500,654
二 公営企業債															
1水道事業	409,100	20,200	429,300	302,678	22,886	325,564	39,833	6,825	46,658	55,415	11,593	67,008	207,430	4,469	211,898
2 工 業 用 水 道 事 業	16,900	12,200	29,100	11,625	4,934	16,558	8,967	4,576	13,543	1,051	-	1,051	1,606	358	1,964
3交通事業	95,000	95,400	190,400	45,923	110,904	156,827	634	18,097	18,731	44,197	88,085	132,282	1,092	4,722	5,814
4 電気事業・ 4 ガス事業	11,500	8,000	19,500	11,866	3,672	15,538	4,562	3,051	7,613	2,200	500	2,700	5,104	121	5,225
5 港湾整備事業	21,900	28,700	50,600	14,982	33,825	48,807	12,380	23,732	36,112	958	9,308	10,266	1,644	785	2,429
6 病 院 事 業・ 介護サービス事業	240,300	103,700	344,000	208,682	143,069	351,751	51,223	78,330	129,553	18,135	17,968	36,103	139,325	46,771	186,096
7市場事業・2音場事業	21,500	73,200	94,700	15,425	29,245	44,670	243	24,926	25,169	10,797	4,096	14,893	4,385	224	4,608
8 地域開発事業	-	105,500	105,500	-	95,086	95,086	-	22,775	22,775	-	53,195	53,195	_	19,116	19,116
9下水道事業	769,100	457,800	1,226,900	658,560	311,426	969,985	66,663	44,620	111,283	147,187	102,116	249,303	444,710	164,689	609,400
10 観光その他事業	1,000	8,600	9,600	1,036	8,121	9,159	154	1,282	1,436	9	1,076	1,085	875	5,763	6,638
11 公 営 企 業 退職手当債	-	-	-	-	1,259	1,259	-	_	-	-	-	-	-	1,259	1,259
計	1,586,300	913,300	2,499,600	1,270,778	764,426	2,035,204	184,659	228,213	412,871	279,949	287,936	567,885	806,170	248,277	1,054,448

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計(つづき)

	計	画	額	発 行	(予)	2)額	都	道府	県	政=	- 令指定者	18市	中核市・	特例市・者	7市・町村
区 分	公的 資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計
三 被災施設借換債	5,000	-	5,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四 特定被災地方公 共団体借換債	183,000	-	183,000	105,167	23,621	128,788	29,143	2,780	31,923	11,642	13,609	25,252	64,382	7,232	71,614
五 臨時財政対策債	2,435,700	3,777,500	6,213,200	2,348,185	3,693,920	6,042,105	838,327	2,984,988	3,823,315	167,176	510,431	677,607	1,342,683	198,501	1,541,184
六 退 職 手 当 債	-	170,000	170,000	-	171,376	171,376	-	128,007	128,007	-	20,120	20,120	-	23,249	23,249
七減収補塡債	-	-	-	-	8,557	8,557	-	3,715	3,715	-	-	-	-	4,842	4,842
八 国の予算等 貸 付 金 債															
1 中小企業高度 化資金貸付金	-	-	-	(65,969)	-	(65,969)	(65,969)	-	(65,969)	-	-	-	-	-	-
2 小規模企業者等設備導入資金貸付金	_	-	-	(55)	-	(55)	(55)	-	(55)	-	-	-	_	_	-
3 土地区画整理 組合等貸付金	-	-	-	(110)	-	(110)	(20)	-	(20)	(90)	-	(90)	-	-	-
4 母子寡婦福祉 資金貸付金	-	-	-	(2,603)	-	(2,603)	(1,719)	-	(1,719)	(605)	-	(605)	(279)	-	(279)
5 災害援護資金貸 付 金	-	-	-	(2,255)	-	(2,255)	(1,950)	-	(1,950)	(305)	-	(305)	-	-	-
6都市開発資金貸付金	_	-	-	(1,316)	-	(1,316)	-	-	-	(1,286)	-	(1,286)	(30)	-	(30)
7 市街地再開発組合等貸付金	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
8 有料道路 (駐車場含 む。) 整備資金貸付金	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
9 埠頭整備等	_	-	-	(2,838)	-	(2,838)	(718)	-	(718)	(2,120)	-	(2,120)	_	-	-
10 公害防止資金 貸 付 金	-	-	-	(1,360)	-	(1,360)	(1,360)	-	(1,360)	-	-	-	-	-	-
11 農業災害補償資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
12 木材産業等高度化 推進資金貸付金	-	-	-	(741)	-	(741)	(741)	-	(741)	-	-	-	-	-	-
13 沿道整備資金 貸 付 金	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-
14 沖縄振興開発金融 公庫資金貸付金	-	-	-	(13)	-	(13)	-	-	-	-	-	-	(13)	-	(13)
15 農地保有合理化促 進対策資金貸付金	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-
16 就農支援資金 貸 付 金	_	-	-	(904)	-	(904)	(904)	-	(904)	_	-	-	-	-	-
17 日本政策金融公庫資金貸付金	-	-	-	(2,052)	-	(2,052)	(1,445)	-	(1,445)	(121)	-	(121)	(486)	-	(486)
18 連続立体交差 資金貸付金	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-
19 都市環境維持・改 善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 地域商店街活性化 高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 電線敷設工事資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	(72,400)	-	(72,400)	(80,240)	-	(80,240)	(74,882)	-	(74,882)	(4,551)	-	(4,551)	(808)	-	(808)
総計	(72,400) 6,547,100	8,235,800	(72,400) 14,782,900	(80,240) 5,643,958	- 8,528,226	(80,240) 14,172,184	(74,882) 1,620,438	- 5,303,926	(74,882) 6,924,364	(4,551) 581,275	- 1,470,556	(4,551) 2,051,830	(808) 3,442,245	- 1,753,745	(808) 5,195,990

第28表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 241	午度	比	較	
Z		分	都道东	見	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
使	用	料	435,383	68.8	1,006,587	72.8	1,441,970	71.5	1,443,126	71.6	△ 1,156	△ 0.1	0.3
授	業	料	11,798	1.9	30,679	2.2	42,477	2.1	44,135	2.2	△ 1,658	△ 3.8	△ 3.7
Ē	高 等	学 校	3,319	0.5	378	0.0	3,697	0.2	3,749	0.2	△ 52	△ 1.4	△ 2.9
约	力 稚	景	11	0.0	21,806	1.6	21,817	1.1	22,366	1.1	△ 549	△ 2.5	△ 0.4
7	- O	他	8,468	1.4	8,495	0.6	16,963	0.8	18,020	0.9	△ 1,057	△ 5.9	△ 7.8
保	育所侵	恵用 料	_	=	203,632	14.7	203,632	10.1	204,522	10.1	△ 890	△ 0.4	△ 0.3
公宫	営住宅の	使用料	242,882	38.4	314,596	22.7	557,478	27.7	556,403	27.6	1,075	0.2	1.1
発電	電水利	使用料	32,260	5.1	_	_	32,260	1.6	32,355	1.6	△ 95	△ 0.3	△ 0.5
そ	の	他	148,443	23.4	457,680	33.2	606,123	30.0	605,711	30.1	412	0.1	0.2
手	数	料	197,000	31.2	376,728	27.2	573,728	28.5	572,340	28.4	1,388	0.2	0.3
法足係	記受託! る :	事務に も の	52,267	8.3	27,446	2.0	79,713	4.0	72,713	3.6	7,000	9.6	△ 5.4
自係		務 にも の	144,732	22.9	349,282	25.2	494,015	24.5	499,627	24.8	△ 5,612	△ 1.1	1.2
合		計	632,383	100.0	1,383,314	100.0	2,015,698	100.0	2,015,466	100.0	232	0.0	0.3

第29表 繰入金の状況

				平 成 25	年 度			平成244	主度	比	較	
区	分	都道府	· 県	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
他会計だ	いらの繰入金	28,549	1.4	76,386	4.9	104,936	3.0	136,892	3.7	△ 31,956	△ 23.3	48.6
	適 用 の 企業会計	23,880	1.2	15,190	1.0	39,069	1.1	62,619	1.7	△ 23,550	△ 37.6	83.1
法 非公営	適用の 企業会計	4,630	0.2	26,093	1.7	30,722	0.9	41,210	1.1	△ 10,488	△ 25.5	49.1
そ	の他	39	0.0	35,103	2.2	35,145	1.0	33,063	0.9	2,082	6.3	9.2
基金か	らの繰入金	1,947,070	98.6	1,473,641	94.7	3,420,711	96.9	3,528,992	96.1	△ 108,281	△ 3.1	6.2
積立:	金取崩し額	1,895,564	95.9	1,412,551	90.8	3,308,116	93.7	3,381,453	92.1	△ 73,337	△ 2.2	5.4
そ	の他	51,506	2.7	61,090	3.9	112,595	3.2	147,539	4.0	△ 34,944	△ 23.7	29.5
財産区が	いらの繰入金	_	_	5,706	0.4	5,706	0.2	6,616	0.2	△ 910	△ 13.8	1.8
合	計	1,975,620	100.0	1,555,733	100.0	3,531,353	100.0	3,672,500	100.0	△ 141,147	△ 3.8	7.4

第30表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成241	午度	比	較	
	区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
財	産	収 2	241,845	4.6	373,331	12.8	615,176	8.4	578,833	7.5	36,343	6.3	9.6
	財産運	用収力	104,566	2.0	152,198	5.2	256,764	3.5	249,268	3.2	7,496	3.0	1.8
	財産売	払収フ	137,279	2.6	221,133	7.6	358,412	4.9	329,565	4.3	28,847	8.8	16.3
寄	B/s	j <u></u>	46,215	0.9	69,389	2.4	115,521	1.6	100,027	1.3	15,494	15.5	△ 42.5
諸	Ц	! 7	4,951,097	94.5	2,484,206	84.9	6,572,202	90.0	7,054,015	91.2	△ 481,813	△ 6.8	△ 7.4
	延滞金、 及 び	加算的過 *		1.0	46,007	1.6	97,250	1.3	95,240	1.2	2,010	2.1	4.0
	預 金	利 ∃	2,349	0.0	2,235	0.1	4,584	0.1	4,616	0.1	△ 32	△ 0.7	△ 5.8
	貸付金	元利収2	3,897,366	74.4	1,520,057	51.9	5,352,008	73.3	5,857,181	75.7	△ 505,173	△ 8.6	△ 5.5
	公営企業元 利	業貸付金 収 フ	- 54 886	1.0	29,425	1.0	84,311	1.2	95,556	1.2	△ 11,245	△ 11.8	19.2
	受託事	業収刀	314,855	6.0	35,718	1.2	43,373	0.6	43,394	0.6	△ 21	△ 0.0	7.6
	収益事	業収刀	308,837	5.9	105,802	3.6	414,639	5.7	403,018	5.2	11,621	2.9	△ 7.2
	利子割精	算金収力	2,791	0.1	_	_	_	_	_	_	_	-	-
	維	7	318,770	6.1	744,962	25.5	576,037	7.9	555,010	7.2	21,027	3.8	△ 27.3
	合	計	5,239,157	100.0	2,926,926	100.0	7,302,897	100.0	7,732,875	100.0	△ 429,978	△ 5.6	△ 7.0

⁽注) 本表は、「第10表 歳入決算額の状況 その2 推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

第31表 地方財政と国の財政との累年比較

(単位 億円・%)

	国内総会		歳出	総額	国から	地方から		歳	出 純	計	額		純	計		<u></u> 注産 (支	
区分	(支出	側)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	게다 그곳	地方に対	国に対す	玉		地	方	合	計	構具	战比	に対	する	割合
	実 額 (A)	指数	国 (B)	地 方 (C)	する支出 (D)	る 支 出 (E)	(B)-(D)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数	(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
昭和10年度	167	_	22	21	3	0	19	_	21	-	40	_	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	_	81	31	11	0	70	-	31	_	101	_	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成15年度	5,018,891	2,488	887,920	925,818	329,382	12,812	558,538	4,914	913,006	3,880	1,471,544	4,217	38.0	62.0	11.1	18.2	29.3
16	5,027,608	2,493	916,446	912,479	317,488	12,987	598,958	5,270	899,492	3,823	1,498,450	4,294	40.0	60.0	11.9	17.9	29.8
17	5,053,494	2,505	934,347	906,973	322,145	12,731	612,202	5,386	894,242	3,800	1,506,444	4,317	40.6	59.4	12.1	17.7	29.8
18	5,091,063	2,524	909,468	892,106	310,705	12,749	598,763	5,268	879,357	3,737	1,478,120	4,236	40.5	59.5	11.8	17.3	29.0
19	5,130,233	2,543	879,327	891,476	265,771	12,657	613,556	5,398	878,820	3,735	1,492,376	4,277	41.1	58.9	12.0	17.1	29.1
20	4,895,201	2,427	902,859	896,915	283,130	11,854	619,729	5,452	885,061	3,761	1,504,790	4,312	41.2	58.8	12.7	18.1	30.7
21	4,739,339	2,350	1,056,981	961,064	344,179	12,836	712,801	6,271	948,228	4,030	1,661,030	4,760	42.9	57.1	15.0	20.0	35.0
22	4,802,325	2,381	1,001,107	947,750	339,511	8,507	661,596	5,821	939,243	3,992	1,600,839	4,587	41.3	58.7	13.8	19.6	33.3
23	4,739,048	2,349	1,058,330	970,026	373,166	7,698	685,164	6,028	962,329	4,090	1,647,492	4,721	41.6	58.4	14.5	20.3	34.8
24	4,744,749	2,352	1,044,969	964,186	362,159	9,308	682,810	6,007	954,877	4,058	1,637,687	4,693	41.7	58.3	14.4	20.1	34.5
25	4,831,103	2,395	1,058,980	974,120	367,916	7,676	691,064	6,080	966,444	4,107	1,657,508	4,750	41.7	58.3	14.3	20.0	34.3

⁽注) 1 国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成13年度以降は「国民経済計算(93SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算(68SNA)」、昭和10年度及び16年度は「国民経済計算(53SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。
2 国の歳出額は、平成25年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(子どものための金銭の給付勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、社会資本整備事業特別会計、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成24年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。
3 国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分号税、地方対政・地方財政・領人の公司会社等に対しては、一般会計をは、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対し、大きに対しては、大きに対し、大きに対しては、大きに対し、大きに対しては、大きに対し、大きに対し、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しに対し、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対しては、大きに対し、大きに対しに対しては、大きに対し、大きに対しに対しないは、大きに対しては、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対しに対しないが、大きに対し、大きに対しに対しないが、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対しに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対しているいりに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対しに対し、大きに対しに対し、大きに対し、大きに対しに対し、大きに対し

地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む。)の合計額であり、 地方の歳入決算額によっている。 1 [地方から国に対する支出] は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及

び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資

第32表 平成25年度国・地方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

				出	合 i	 計		E to C	111	玉 •	地方	を通じ	る歳	出純計額	 領	wo de ell	国の純計
				玉				国から 地方に	地方から国に	玉		地	方	総	額	総額中地方の	に占める 地方に対
区	分	— 般	特別	A =1	うち	差 引 純 計	地方	対する 支 出	対する 支 出	(A)-(C)	構成	(B)-(D)	構成	(E)+(F)	構成	占める 割 合	する支出の割合
		会計	特別会計	合計	重複額	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	比	(F)	比	(G)	比	(F)/(G)	(C)/(A)
機	関	48,673	-	48,673	-	48,673	156,923	9,522	-	39,152	5.7	156,923	16.2	196,075	11.8	80.0	19.6
— fi	般行政費	17,538	_	17,538	_	17,538	96,500	8,213	_	9,325	1.3	96,500	10.0	105,825	6.4	91.2	46.8
司法	警察消防費	15,243	_	15,243	_	15,243	50,862	1,307	-	13,936	2.0	50,862	5.3	64,798	3.9	78.5	8.6
外	交費	8,503	_	8,503	_	8,503	_	_	_	8,503	1.2	-	_	8,503	0.5	_	_
徴	税	7,252	_	7,252	_	7,252	9,561	1	_	7,250	1.0	9,561	1.0	16,812	1.0	56.9	0.0
貨幣	幣製造 費	137	_	137	_	137	_	_	_	137	0.0	-	_	137	0.0	_	_
地方	財政費	175,753	543,264	719,017	514,480	204,538	_	202,798	_	1,740	0.3	_	_	1,740	0.1	_	99.1
防	衛	48,029	1,315	49,344	1,091	48,253	_	345	-	47,907	6.9	-	-	47,907	2.9	-	0.7
国土保金	全及び開発費	78,871	54,903	133,773	49,123	84,650	141,089	37,031	7,676	47,619	6.9	133,413	13.8	181,032	10.9	73.7	43.7
国	土保全費	13,803	14,256	28,059	13,789	14,270	20,003	6,261	1,670	8,009	1.2	18,333	1.9	26,342	1.6	69.6	43.9
国	土開発費	59,277	40,647	99,924	35,334	64,590	112,262	26,902	5,950	37,688	5.5	106,312	11.0	144,000	8.7	73.8	41.7
災暑	害復旧費	4,465	_	4,465	_	4,465	8,824	3,868	56	597	0.1	8,768	0.9	9,365	0.6	93.6	86.6
そ	の化	1,326	_	1,325	_	1,325	_	_	-	1,325	0.1	-	_	1,325	0.0	_	-
産業	経済費	35,638	22,709	58,347	7,604	50,743	71,535	3,837	-	46,905	6.8	71,535	7.4	118,441	7.1	60.4	7.6
農林	木水産業費	20,605	_	20,605	_	20,605	12,427	2,776	-	17,829	2.6	12,427	1.3	30,256	1.8	41.1	13.5
商	工費	15,033	22,709	37,742	7,604	30,138	59,108	1,062	-	29,077	4.2	59,108	6.1	88,185	5.3	67.0	3.5
教	育費	57,995	2,677	60,672	2,221	58,451	160,769	27,517	-	30,934	4.5	160,769	16.6	191,703	11.6	83.9	47.1
学村	交教育費	43,228	20	43,249	17	43,232	126,480	24,518	-	18,714	2.7	126,480	13.1	145,193	8.8	87.1	56.7
社会	会教育費	1,444	2,657	4,101	2,204	1,897	11,486	559	_	1,338	0.2	11,486	1.2	12,823	0.8	89.6	29.5
そ	の ft	13,323	_	13,322	_	13,322	22,803	2,440	_	10,882	1.6	22,803	2.3	33,687	2.0	67.7	18.3
社会保		298,467	15,357	313,824	12,915	300,909	312,345	86,780	_	214,130	31.0	312,345	32.3	526,474	31.8	59.3	28.8
民	生費	274,306	15,343	289,649	12,903	276,746	239,932	78,283	_	198,463	28.7	239,932	24.8	438,395	26.4	54.7	28.3
衛	生費	5,915	14	5,929	12	5,917	59,885	5,748	_	170	0.0	59,885	6.2	60,055	3.6	99.7	97.1
住	宅 費	1,378	_	1,378	_	1,378	11,617	1,144	_	233	0.0	11,617	1.2	11,851	0.7	98.0	83.0
そ	の他	16,868	_	16,868	_	16,868	911	1,605	_	15,264	2.3	911	0.1	16,173	1.1	5.6	9.5
恩	給費	5,035	_	5,035	_	5,035	185	_	_	5,035	0.7	185	0.0	5,220	0.3	3.5	_
	債 費	212,935	8,651	221,586	7,177	214,409	131,271	85	_	214,324	31.0	131,271	13.6	345,595	20.9	38.0	0.0
	繰上充用金	<u> </u>	_	_	_	_	2	-	_	_	_	2	0.0		0.0	100.0	_
そ	の ft	40,493	16,577	57,070	13,751	43,319	1	1	_	43,318	6.2	1	0.1	43,319	2.6	0.0	0.0
合	計	1,001,889	665,453	1,667,341	608,362	1,058,980	974,120	367,916	7,676	691,064	100.0	966,444	100.0	1,657,508	100.0	58.3	34.7

⁽注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(子どものための金銭の給付勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、社会資本整備事業特別会計、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額である。
2 国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特別交付金、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額)で、地方の歳出決算額によっている。

第33表 国民経済計算における公的支出の推移

その1 総 括 (単位 億円・%)

Ε/\	平成	21 左连	22/5	22.左连	24/5/5	25/5/5		対前	1年原	き増 湯	咸 率			構	 Д	t t	比	
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25
公的支出	1,141,504	1,170,345	1,168,174	1,175,199	1,184,004	1,223,554	△ 1.1	2.5	△ 0.2	0.6	0.7	3.3	23.3	24.7	24.3	24.8	25.0	25.3
中 央	239,139	241,090	220,915	217,959	216,128	233,197	△ 1.7	0.8	△ 8.4	△ 1.3	△ 0.8	7.9	4.9	5.1	4.6	4.6	4.6	4.8
最終消費 支 出	163,603	160,063	149,762	149,275	147,887	155,817	△ 1.1	△ 2.2	△ 6.4	△ 0.3	△ 0.9	5.4	3.3	3.4	3.1	3.1	3.1	3.2
総資本 形 成	75,536	81,027	71,153	68,684	68,241	77,380	△ 2.9	7.3	△12.2	△ 3.5	△ 0.6	13.4	1.5	1.7	1.5	1.4	1.4	1.6
地方	541,148	553,398	556,915	553,235	552,008	564,739	△ 2.9	2.3	0.6	△ 0.7	△ 0.2	2.3	11.1	11.7	11.6	11.7	11.6	11.7
最終消費 支 出	404,665	406,959	415,734	413,638	411,303	406,737	△ 2.3	0.6	2.2	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.1	8.3	8.6	8.7	8.7	8.7	8.4
総資本 形 成	136,483	146,439	141,181	139,597	140,705	158,002	△ 4.5	7.3	△ 3.6	△ 1.1	0.8	12.3	2.8	3.1	2.9	2.9	3.0	3.3
社会保障基 金	361,217	375,857	390,342	404,006	415,866	425,617	2.2	4.1	3.9	3.5	2.9	2.3	7.4	7.9	8.1	8.5	8.8	8.8
最終消費 支 出	360,682	375,366	389,909	403,575	415,478	425,232	2.2	4.1	3.9	3.5	2.9	2.3	7.4	7.9	8.1	8.5	8.8	8.8
総資本 形 成	535	491	433	431	388	385	△ 17.8	△ 8.2	△11.8	△ 0.5	△10.0	△ 0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国内総生産(支出側)	4,895,201	4,739,339	4,802,325	4,739,048	4,744,749	4,831,103	△ 4.6	△ 3.2	1.3	△ 1.3	0.1	1.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⁽注)「国民経済計算(内閣府経済社会総合研究所調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。その2において同じ。

その2 地方財政分 (単位 億円・%)

	平成							対前	5 年 度	ま増 湯	咸 率			構	万		比	
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25
普通会計	478,529	494,156	501,487	499,661	497,267	508,803	△ 3.4	3.3	1.5	△ 0.4	△ 0.5	2.3	88.4	89.3	90.0	90.3	90.1	90.1
(歳 出)	896,915	961,064	947,750	970,026	964,186	974,120	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0	165.7	173.7	170.2	175.3	174.7	172.5
(控 除)	418,386	466,908	446,263	470,365	466,919	465,317	5.6	11.6	△ 4.4	5.4	△ 0.7	△ 0.3	77.3	84.4	80.1	85.0	84.6	82.4
最終消費 支 出	389,347	393,163	403,325	401,949	399,831	397,162	△ 2.6	1.0	2.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.7	71.9	71.0	72.4	72.7	72.4	70.3
総資本形成	89,182	100,993	98,162	97,712	97,436	111,641	△ 6.4	13.2	△ 2.8	△ 0.5	△ 0.3	14.6	16.5	18.2	17.6	17.7	17.7	19.8
非企業会計	30,429	28,200	24,561	22,729	22,804	21,346	△ 2.4	△ 7.3	△ 12.9	△ 7.5	0.3	△ 6.4	5.6	5.1	4.4	4.1	4.1	3.8
最終消費 支 出	10,994	9,772	8,581	7,565	7,728	6,223	3.0	△11.1	△ 12.2	△11.8	2.2	△ 19.5	2.0	1.8	1.5	1.4	1.4	1.1
総資本 形成	19,435	18,428	15,980	15,164	15,076	15,123	△ 5.3	△ 5.2	△ 13.3	△ 5.1	△ 0.6	0.3	3.6	3.3	2.9	2.7	2.7	2.7
その他	4,900	4,703	4,148	4,719	4,134	3,756	24.5	△ 4.0	△11.8	13.8	△12.4	△ 9.1	0.9	0.8	0.7	0.9	0.7	0.7
最終消費 支 出	4,323	4,024	3,828	4,124	3,745	3,353	16.1	△ 6.9	△ 4.9	7.7	△ 9.2	△ 10.5	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
総資本 形成	577	679	320	595	389	403	172.2	17.7	△ 52.9	85.9	△34.6	3.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
公的企業	27,289	26,339	26,719	26,127	27,803	30,835	1.6	△ 3.5	1.4	△ 2.2	6.4	10.9	5.0	4.8	4.8	4.7	5.0	5.5
総資本 形成	27,289	26,339	26,719	26,127	27,803	30,835	1.6	△ 3.5	1.4	△ 2.2	6.4	10.9	5.0	4.8	4.8	4.7	5.0	5.5
地方の公的 支 出	541,148	553,398	556,915	553,235	552,008	564,739	△ 2.9	2.3	0.6	△ 0.7	△ 0.2	2.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最終消費 支 出	404,665	406,959	415,734	413,638	411,303	406,737	△ 2.3	0.6	2.2	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.1	74.8	73.5	74.6	74.8	74.5	72.0
総資本形成	136,483	146,439	141,181	139,597	140,705	158,002	△ 4.5	7.3	△ 3.6	△ 1.1	0.8	12.3	25.2	26.5	25.4	25.2	25.5	28.0

資

料

編

第34表 目的別歳出決算額の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

					平	成 25	年月	 芰						——— 比			較		
×	<u> </u>		分							· 平成24: 純 計				増	減	率	前年	丰度増え	咸率
				都道府	県	市町	村	純計	額	WE 01	台只	増	減額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議	ź	会	費	76,326	0.2	359,527	0.7	434,384	0.4	450,061	0.5	Δ	15,677	△ 2.9	△ 3.5	△ 3.5	△ 5.2	△ 10.9	△ 10.0
総	矛	努	費	3,433,086	6.9	7,188,053	13.1	10,000,563	10.3	9,961,845	10.3		38,718	11.5	△ 4.5	0.4	△ 9.2	15.0	6.6
民	<u> </u>	±	費	7,521,816	15.0	18,827,557	34.3	23,463,324	24.1	23,152,326	24.0		310,998	3.0	2.0	1.3	△ 2.5	1.9	△ 0.1
衛	<u> </u>	ŧ	費	1,735,412	3.5	4,426,168	8.1	5,988,543	6.1	5,993,241	6.2	Δ	4,698	△ 9.5	0.7	△ 0.1	△ 24.6	△ 1.3	△ 11.1
労	Ē	動	費	517,406	1.0	196,004	0.4	620,869	0.6	768,688	0.8	Δ	147,819	△ 20.6	△ 18.7	△ 19.2	△ 26.7	△ 26.0	△ 22.6
農	林水	産	業 費	2,614,580	5.2	1,303,540	2.4	3,500,949	3.6	3,181,270	3.3		319,679	12.3	6.9	10.0	△ 1.6	3.9	△ 0.8
商	-	I	費	4,088,633	8.2	1,878,682	3.4	5,915,650	6.1	6,206,903	6.4	Δ	291,253	△ 5.0	△ 3.6	△ 4.7	△ 5.3	△ 4.9	△ 5.2
土	7	木	費	5,643,727	11.3	6,685,899	12.2	12,125,221	12.4	11,242,282	11.7		882,939	6.4	8.9	7.9	△ 2.0	1.5	△ 0.4
消	ß	防	費	218,582	0.4	1,856,025	3.4	1,993,060	2.0	1,906,771	2.0		86,289	0.2	4.7	4.5	△ 0.1	4.4	3.7
警	8	察	費	3,096,514	6.2	-	-	3,096,404	3.2	3,188,145	3.3	Δ	91,741	△ 2.9	_	△ 2.9	△ 0.9	-	△ 0.9
教	Ī	育	費	10,598,294	21.2	5,577,048	10.2	16,087,778	16.5	16,147,943	16.7	Δ	60,165	△ 2.4	4.0	△ 0.4	△ 1.1	1.9	△ 0.2
災	害る	复 E	費	584,152	1.2	372,710	0.7	882,365	0.9	971,155	1.0	Δ	88,790	△ 3.6	△ 20.6	△ 9.1	48.3	15.7	27.2
公	ſ	責	費	7,149,837	14.3	6,028,530	11.0	13,127,133	13.5	13,008,705	13.5		118,428	2.1	△ 0.6	0.9	2.5	△ 2.1	0.4
諸	支	出	金	27,434	0.1	160,200	0.3	175,579	0.2	238,539	0.2	Δ	62,960	△ 43.2	△ 20.5	△ 26.4	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3
前年	E 度 繰	上充	用金	_	-	206	0.0	206	0.0	681	0.0	Δ	475	_	△ 69.8	△ 69.8	_	△ 64.6	△ 64.6
利	子割	交 '	付 金	59,084	0.1	_	-	_	-	_	_		-	3.2	_	_	△ 11.3	-	_
配	当 割	交	付 金	76,186	0.2	-	-	_	-	_	_		-	84.1	_	_	5.0	-	_
株式	等譲渡店	听得割	交付金	120,911	0.2	-	-	_	-	_	-		-	991.3	-	-	12.3	-	-
地方	消費	税交	付金	1,254,712	2.5	_	-	_	-	_	-		-	△ 0.9	-	_	0.0	-	-
ゴル	フ場利	用税	交付金	35,019	0.1	-	-	-	-	_	-		-	△ 1.0	-	_	△ 0.6	_	_
特別	地方消	費税	交付金	1	0.0	-	-	_	-	_	_		-	0.0	-	_	△ 0.0	_	_
自動	車取得	导税る	を付金	137,363	0.3	-	_	_	-	_	_		-	△ 6.2	-	_	27.0	_	_
軽油	的引取	!税交	付金	128,004	0.3	-	_	_	_	_	_		-	0.7	_	_	4.3	-	_
特別	区財政	(調整)	交付金	936,101	1.9	-	-	_	-	_	-		-	3.4	_	_	2.1	_	_
歳	七出	合	計	50,053,180	100.0	54,860,151	100.0	97,412,028	100.0	96,418,554	100.0		993,474	1.2	1.3	1.0	△ 2.9	2.4	△ 0.6

第34表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

区		分		決	算	草	額		-	指	Ë	类	ţ	
)J	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20	21	22	23	24	25
議	会	費	428,366	414,221	401,860	500,340	450,061	434,384	100	97	94	117	105	101
総	務	費	8,919,649	10,718,365	9,999,758	9,345,975	9,961,845	10,000,563	100	120	112	105	112	112
民	生	費	17,821,099	19,767,874	21,316,337	23,182,534	23,152,326	23,463,324	100	111	120	130	130	132
衛	生	費	5,390,177	5,971,517	5,812,417	6,743,245	5,993,241	5,988,543	100	111	108	125	111	111
労	働	費	663,040	918,764	808,224	993,750	768,688	620,869	100	139	122	150	116	94
農林	水産	業費	3,286,662	3,552,987	3,245,780	3,207,580	3,181,270	3,500,949	100	108	99	98	97	107
商	エ	費	5,327,671	6,575,008	6,398,367	6,547,758	6,206,903	5,915,650	100	123	120	123	117	111
土	木	費	12,871,235	13,292,043	11,959,157	11,284,876	11,242,282	12,125,221	100	103	93	88	87	94
消	防	費	1,799,613	1,827,770	1,779,224	1,838,835	1,906,771	1,993,060	100	102	99	102	106	111
警	察	費	3,324,373	3,312,129	3,216,373	3,217,004	3,188,145	3,096,404	100	100	97	97	96	93
教	育	費	16,146,676	16,438,041	16,446,685	16,176,813	16,147,943	16,087,778	100	102	102	100	100	100
そ	の	他	13,712,916	13,317,730	13,390,832	13,963,936	14,219,079	14,185,283	100	97	98	102	104	103
歳	出合	計	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028	100	107	106	108	108	109

(単位 %)

×		分		決	算 額	構成	比			増	派	或	率	
	-	נל	20	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25
議	会	費	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	△ 1.7	△ 3.3	△ 3.0	24.5	△ 10.0	△ 3.5
総	務	費	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3	10.3	0.2	20.2	△ 6.7	△ 6.5	6.6	0.4
民	生	費	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0	24.1	5.0	10.9	7.8	8.8	△ 0.1	1.3
衛	生	費	6.0	6.2	6.1	7.0	6.2	6.1	△ 0.8	10.8	△ 2.7	16.0	△ 11.1	△ 0.1
労	働	費	0.7	1.0	0.9	1.0	0.8	0.6	140.3	38.6	△ 12.0	23.0	△ 22.6	△ 19.2
農材	水産	業費	3.7	3.7	3.4	3.3	3.3	3.6	△ 4.8	8.1	△ 8.6	△ 1.2	△ 0.8	10.0
商	I	費	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4	6.1	7.6	23.4	△ 2.7	2.3	△ 5.2	△ 4.7
土	木	費	14.4	13.8	12.6	11.6	11.7	12.4	△ 3.9	3.3	△ 10.0	△ 5.6	△ 0.4	7.9
消	防	費	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	△ 1.1	1.6	△ 2.7	3.4	3.7	4.5
警	察	費	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	△ 1.5	△ 0.4	△ 2.9	0.0	△ 0.9	△ 2.9
教	育	費	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7	16.5	△ 1.7	1.8	0.1	△ 1.6	△ 0.2	△ 0.4
そ	の	他	15.3	13.9	14.0	14.4	14.8	14.7	0.1	△ 2.9	0.5	4.3	1.8	△ 0.2
歳	出合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0

資

料

編

第34表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

		金				額				構	成	比		
	平成15年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	15	20	21	22	23	24	25
議 会 費財 (国庫支出金	541,384	428,366 16	414,221 23	401,860 21	500,340 58	450,061 3	434,384 16	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4
源 地 方 債	35	7	22	62	777	417	118	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等訳で、その他	540,915 433	428,033 310	413,846 330	401,433 344	498,706 799	448,969 672	433,821 429	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4
総務費	9,039,332	8,919,649	10,718,365	9,999,758	9,345,975	9,961,845	10,000,563	9.8	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3	10.3
財(国庫支出金	181,318	186,098	1,389,246	360,656	710,059	1,473,471	745,501	0.2	0.2	1.4	0.4	0.7	1.5	0.8
源 地 方 債 内 一般財源等	305,371 7,897,226	595,132 7,511,900	522,393 7,896,148	540,676 8,496,383	426,092 7.480.671	558,328 7,093,666	694,984 7,941,204	0.3	0.7 8.4	0.5 8.2	0.6 9.0	0.4 7.7	0.6 7.4	0.7 8.2
訳その他	655,417	626,519	910,578	602,043	729,153	836,380	618,874	0.8	0.6	1.1	0.6	0.8	0.8	0.6
民 生 費	14,540,192	17,821,099	19,767,874	21,316,337	23,182,534	23,152,326	23,463,324	15.7	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0	24.1
財 (国庫支出金源)地 方 債	4,155,842 159,489	4,303,819 119,213	5,826,881 116,128	6,188,298 149,213	7,345,768 230,052	6,932,980 205,498	6,947,208 165,632	4.5 0.2	4.8 0.1	6.1 0.1	6.5 0.2	7.6 0.2	7.2 0.2	7.1
内一般財源等	9,239,153	12,415,500	12,667,224	13,535,811	13,991,880	14,443,386	14,683,982	10.0	13.8	13.2	14.3	14.4	15.0	15.1
訳しその他	985,708	982,567	1,157,641	1,443,015	1,614,834	1,570,462	1,666,502	1.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.6	1.7
衛 生 費 財 (国庫支出金	5,896,341 453,279	5,390,177 347,032	5,971,517 770,114	5,812,417 537,429	6,743,245 1,199,986	5,993,241 564,846	5,988,543 521,631	0.5	6.0 0.4	6.2 0.8	6.1 0.6	7.0 1.2	6.2 0.6	6.1 0.5
財 (国庫支出金) 源 地 方 債	372,878	252,563	274,274	288,950	305,805	319,625	322,531	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
内一般財源等訳をの他	4,361,287	4,064,992	4,186,533	4,161,688	4,214,624	4,048,414	4,186,753	4.7	4.5	4.4	4.4	4.3	4.2	4.3
訳しその他労働費	708,897 373,770	725,590 663,040	740,596 918,764	824,350 808,224	1,022,830 993.750	1,060,356 768,688	957,628 620.869	0.8	0.8	0.7	0.8	1.2	1.1	1.0 0.6
財(国庫支出金	37,871	425,798	526,699	269,398	382,540	298,723	209,405	0.0	0.5	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2
源地方債	8,910	3,268	5,866	4,844	2,030	6,985	1,357	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等訳で、その他	128,942 198,047	140,901 93,073	142,421 243,778	136,406 397,576	119,352 489,828	130,126 332,854	122,488 287,619	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
農林水産業費	4,693,939	3,286,662	3,552,987	3,245,780	3,207,580	3,181,270	3,500,949	5.1	3.7	3.7	3.4	3.3	3.3	3.6
財(国庫支出金	1,345,784	733,433	904,347	688,714	749,360	788,872	926,488	1.5	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8	1.0
源 」地 方 債 内 一般財源等	808,783 1,886,145	475,694 1,576,485	486,966 1,625,769	437,732 1,597,294	404,388 1,495,469	410,324 1,429,360	483,477 1,410,407	0.9	0.5 1.8	0.5 1.7	0.5 1.7	0.4 1.5	0.4 1.5	0.5
訳その他	653,227	501,050	535,905	522,040	558,363	552,714	680,577	0.7	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7
商工費	4,841,148	5,327,671	6,575,008	6,398,367	6,547,758	6,206,903	5,915,650	5.2	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4	6.1
財(国庫支出金源)地方債	57,085 85,712	34,508 145,675	191,341 167,971	22,030 91,289	63,064 189,988	108,073 150,196	97,116 124,280	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1
内一般財源等	993,334	1,138,329	1,152,288	1,129,422	1,149,377	1,098,209	1,049,481	1.1	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1
訳くの他	3,705,017	4,009,159	5,063,408	5,155,626	5,145,329	4,850,425	4,644,773	3.9	4.4	5.2	5.5	5.3	5.0	4.8
土 木 費 財 (国庫支出金	16,439,127 2,315,304	12,871,235 1,579,300	13,292,043 1,608,367	11,959,157 1,257,423	11,284,876 1,733,349	11,242,282 1,839,889	12,125,221 2,317,886	17.8	14.4	13.8 1.7	12.6 1.3	11.6	11.7 1.9	12.4
財 (国庫支出金) 源 地 方 債	4,826,222	3,739,089	3,877,169	3,172,795	2,945,746	3,045,846	2,888,681	5.2	4.2	4.0	3.3	3.0	3.2	3.0
内 一般財源等 訳 そ の 他	7,190,471	5,989,145	6,298,100	6,126,715	5,237,220	4,986,312	5,307,015	7.8	6.7	6.6	6.5	5.4	5.2	5.4
訳しその他消防費	2,107,130 1,820,044	1,563,701 1,799,613	1,508,407 1,827,770	1,402,224 1,779,224	1,368,561 1,838,835	1,370,235 1,906,771	1,611,639 1,993,060	2.3	1.7 2.0	1.5 1.9	1.5 1.9	1.4 1.9	1.4 2.0	1.6
財(国庫支出金	23,133	14,971	18,576	16,502	16,973	32,398	48,877	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
源地方債	88,338	96,456	106,911	97,749	124,623	206,368	252,747	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3
内一般財源等訳で、その他	1,663,141 45,432	1,648,278 39,908	1,663,738 38,545	1,621,914 43,059	1,637,464 59,775	1,589,422 78,583	1,607,599 83,837	1.8	1.8	1.7 0.1	1.7 0.1	1.7 0.1	1.6 0.2	1.7 0.0
警察費	3,361,971	3,324,373	3,312,129	3,216,373	3,217,004	3,188,145	3,096,404	3.6	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2
財(国庫支出金	64,756	68,328	64,691	66,023	71,220	67,930	69,764	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
源 地 方 債 内 一般財源等	56,114 3,071,691	133,383 2,953,896	119,885 2,946,029	64,484 2,903,832	85,703 2,880,471	90,954 2,861,861	65,936 2,798,959	0.1	0.1 3.3	0.1 3.1	0.1 3.1	0.1 3.0	0.1 3.0	0.1 2.9
訳その他	169,410	168,766	181,524	182,034	179,610	167,400	161,745	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
教育費	17,201,373	16,146,676	16,438,041	16,446,685	16,176,813	16,147,943	16,087,778	18.6	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7	16.5
財 国庫支出金源 地 方 債	3,165,399 780,461	2,110,416 879,585	2,394,180 797,180	2,700,073 779,550	2,469,863 857,315	2,420,729 1,017,899	2,497,378 912,763	3.4 0.8	2.4 1.0	2.5 0.8	2.8 0.8	2.5 0.9	2.5 1.1	2.6 0.9
内一般財源等	12,288,568	12,350,517	12,375,278	12,350,056	12,210,410	12,068,672	12,041,520	13.3	13.8	12.9	13.0	12.6	12.5	12.4
訳その他	966,945	806,158	871,403	617,006	639,225	640,643	636,117	1.1	0.8	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6
そ の 他 財 (国庫支出金	13,833,220 201,498	13,712,916 123,157	13,317,730 79,615	13,390,832 91,961	13,963,936 374,519	14,219,079 568,149	14,185,283 524,438	14.8	15.3	13.9	14.0	14.4 0.4	14.8	14.7
源地方債	160,428	125,226	111,294	103,355	137,863	165,216	113,098	0.2	0.1	0.3	0.0	0.3	0.1	0.1
内一般財源等訳で、その他	12,704,009 767,285	12,760,555 703,978	12,510,287 616,534	12,623,615 571,901	12,798,380 653,174	12,585,565 900,149	12,885,984 661,763	13.7	14.1 1.0	13.0	13.3	13.3	13.0	13.2
歳出合計	92,581,841	89,691,477	96,106,449	94,775,014		96,418,554	97,412,028			100.0				
財(国庫支出金	12,001,270	9,926,876	13,774,080	12,198,528	15,116,759	15,096,063	14,905,708	13.0	11.1	14.3	12.9	15.6	15.7	15.3
源 地 方 債 内 一般財源等	7,652,741 61,964,882	6,565,291 62,978,531	6,586,059 63,877,661	5,730,699 65,084,569	5,710,382 63,714,024	6,177,656 62,783,962	6,025,604 64,469,213	8.3 66.9	7.3 70.2	6.9 66.5	6.0 68.7	5.9 65.7	6.4 65.1	6.2
訳その他	10,962,948	10,220,779	11,868,649	11,761,218	12,461,481	12,360,873	12,011,503	11.8	11.4	12.3	12.4	12.8	12.8	12.3

第35表 団体種類別目的別歳出の状況

	Þ		分		議会費	総務費	民 生 費	衛生費	農林水産 業 費	土木費	教 育 費	公債費	その他	歳出合計
		政令	指定	都市	320	10,460	44,870	8,599	691	17,870	10,489	16,341	13,677	123,317
		中	核	市	328	6,638	24,263	5,181	772	7,867	6,632	7,014	4,518	63,213
		特	例	市	217	4,088	13,362	3,021	509	4,719	3,736	3,753	2,646	36,051
	平	都		市	1,764	32,122	74,001	18,891	6,725	25,498	24,166	23,531	17,009	223,707
	平成25年度	中	都	市	638	12,074	34,346	7,848	1,713	10,527	10,533	9,274	6,650	93,603
	年	小	都	市	1,126	20,048	39,656	11,043	5,013	14,972	13,633	14,256	10,357	130,104
決	度	⊞Ţ		村	768	11,474	15,494	5,431	4,306	7,793	7,068	6,905	5,695	64,934
		町村	(1万人	以上)	468	7,057	11,439	3,558	2,264	5,137	4,770	4,399	3,565	42,657
算		町村	(1万人	.未満)	299	4,418	4,054	1,874	2,042	2,656	2,298	2,506	2,130	22,277
		合		計	3,397	64,783	171,989	41,124	13,004	63,747	52,091	57,543	43,544	511,222
			指定		330	10,318	44,240	8,620	702	17,209	10,411	16,013	15,075	122,918
額		中	核	市	329	6,803	23,157	5,161	779	7,228	5,980	6,963	4,755	61,155
(億円)		特	例	市	225	4,027	13,020	3,178	530	4,490	3,652	3,724	2,762	35,608
	平	都.		市	1,844	33,465	72,095	18,822	6,212	23,166	23,270	23,788	17,060	219,722
	平成24年度	中	都	市	673	12,294	34,123	8,039	1,658	10,148	10,163	9,432	6,769	93,299
	年度	小(都	市	1,170	21,171	37,971	10,783	4,553	13,017	13,107	14,356	10,295	126,423
	1×	■J m_++	/1 T /	村以以	794	13,771	15,360	5,379	3,938	6,224	6,825	7,135	5,649	65,075
			(1万人		486	8,935	11,230	3,569	2,049	4,021	4,725	4,546	3,596	43,157
			(1万人		307	4,836	4,130	1,811	1,889	2,203	2,101	2,589	2,052	21,918
		合	指定	計	3,522 9.4	68,384 16.1	167,872 26.1	41,161 20.9	12,161 5.3	58,316 28.0	50,138 20.1	57,622 28.4	45,302 31.4	504,478 24.1
		中中	核核	ill die 市	9.7	10.1	14.1	12.6	5.9	12.3	12.7	12.2	10.4	12.4
		⁻ 特	例	市	6.4	6.3	7.8	7.3	3.9	7.4	7.2	6.5	6.1	7.1
	, T	都	17.3	市	51.9	49.6	43.0	45.9	51.7	40.0	46.4	40.9	39.1	43.8
	平成25年度	ф.	都	市	18.8	18.6	20.0	19.1	13.2	16.5	20.2	16.1	15.3	18.3
	25	」 小	都	市	33.2	30.9	23.1	26.9	38.5	23.5	26.2	24.8	23.8	25.4
構	度	BT	- LI-	村	22.6	17.7	9.0	13.2	33.1	12.2	13.6	12.0	13.1	12.7
押		町村	(1万人		13.8	10.9	6.7	8.7	17.4	8.1	9.2	7.6	8.2	8.3
			(1万人		8.8	6.8	2.4	4.6	15.7	4.2	4.4	4.4	4.9	4.4
成		合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		政令	指定	都市	9.4	15.1	26.4	20.9	5.8	29.5	20.8	27.8	33.3	24.4
比		中	核	市	9.4	9.9	13.8	12.5	6.4	12.4	11.9	12.1	10.5	12.1
%		特	例	市	6.4	5.9	7.8	7.7	4.4	7.7	7.3	6.5	6.1	7.1
100	平	都		市	52.3	48.9	42.9	45.7	51.1	39.7	46.4	41.3	37.7	43.6
	平 成 24	中	都	市	19.1	18.0	20.3	19.5	13.6	17.4	20.3	16.4	14.9	18.5
	年度	小	都	市	33.2	31.0	22.6	26.2	37.4	22.3	26.1	24.9	22.7	25.1
	度	⊞Ţ		村	22.5	20.1	9.1	13.1	32.4	10.7	13.6	12.4	12.5	12.9
		ı	(1万人		13.8	13.1	6.7	8.7	16.8	6.9	9.4	7.9	7.9	8.6
			(1万人		8.7	7.1	2.5	4.4	15.5	3.8	4.2	4.5	4.5	4.3
		合	11 d	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
+	曽		指定		△ 10	142	630	△ 21	△ 11	661	78	328	△ 1,398	399
1	8	中 特	核 例	市市	△ 1 △ 8	△ 165 61	1,106 342	20 △ 157	△ 7 △ 21	639 229	652 84	51 29	△ 237 △ 116	2,058 443
		符 都	נילו	巾 市	△ 8 △ 80	△ 1,343	1,906	69	513	2,332	896	29 △ 257	△ 116 △ 51	3,985
}	咸	中中	都	市	△ 35	△ 1,343 △ 220	223	△ 191	55	379	370	△ 158	△ 119	3,963
		小	都	市	△ 44	△ 1,123	1,685	260	460	1,955	526	△ 100	62	3,681
\$	預	ET	aP	村	△ 26	△ 2,297	134	52	368	1,569	243	△ 230	46	△ 141
1		-	(1万人		△ 18	△ 1,878	209	△ 11	215	1,116	45	△ 147	△ 31	△ 500
É	(意円)	l	(1万人		△ 8	1,678△ 418	△ 76	63	153	453	197	△ 83	78	359
		合		計	△ 125	△ 3,601	4,117	△ 37	843	5,431	1,953	△ 79	△ 1,758	6,744
			指定		△ 3.0	1.4	1.4	△ 0.2	△ 1.6	3.8	0.7	2.0	△ 9.3	0.3
±	兽	中	核	市	△ 0.3	△ 2.4	4.8	0.4	△ 0.9	8.8	10.9	0.7	△ 5.0	3.4
	_	特	例	市	△ 3.6	1.5	2.6	△ 4.9	△ 4.0	5.1	2.3	0.8	△ 4.2	1.2
	-	都		市	△ 4.3	△ 4.0	2.6	0.4	8.3	10.1	3.9	△ 1.1	△ 0.3	1.8
1	咸	中	都	市	△ 5.2	△ 1.8	0.7	△ 2.4	3.3	3.7	3.6	△ 1.7	△ 1.8	0.3
		小	都	市	△ 3.8	△ 5.3	4.4	2.4	10.1	15.0	4.0	△ 0.7	0.6	2.9
2	率	⊞Ţ		村	△ 3.3	△ 16.7	0.9	1.0	9.3	25.2	3.6	△ 3.2	0.8	△ 0.2
1	%	1	(1万人		△ 3.7	△ 21.0	1.9	△ 0.3	10.5	27.8	1.0	△ 3.2		△ 1.2
'	ا ت		(1万人		△ 2.6	△ 8.6	△ 1.8	3.5	8.1	20.6	9.4	△ 3.2	3.8	1.6
		合		計	△ 3.5	△ 5.3	2.5	△ 0.1	6.9	9.3	3.9	△ 0.1	△ 3.9	1.3

資

料

編

第36表 一般財源の充当状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

																		$\overline{}$
					平成 251	丰度					平成24年	丰度			比	較	E	
	<u> </u>	分	都道府	F 県	市町	村	純 計	額	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	増減額	増減率	前组增加	F度 或率
_	般 財	源	27,846,648	100.0	29,620,270	100.0	55,654,103	100.0	27,317,060	100.0	29,517,911	100.0	55,149,533	100.0	504,570	0.9	Δ	0.6
総	務	費	2,300,294	8.3	4,310,445	14.6	6,531,440	11.7	1,824,601	6.7	4,191,593	14.2	5,943,157	10.8	588,283	9.9	Δ	4.8
民	生	費	4,677,689	16.8	7,577,955	25.6	12,077,203	21.7	4,619,473	16.9	7,562,997	25.6	12,100,840	21.9	△ 23,637	△ 0.2		3.7
衛	生	費	780,778	2.8	2,663,688	9.0	3,443,498	6.2	781,352	2.9	2,682,759	9.1	3,391,809	6.2	51,689	1.5	Δ	3.5
労	働	費	58,694	0.2	44,356	0.1	100,743	0.2	67,186	0.2	46,036	0.2	109,021	0.2	△ 8,278	△ 7.6		9.5
農	林水産	業費	612,095	2.2	572,428	1.9	1,160,024	2.1	640,515	2.3	582,510	2.0	1,197,535	2.2	△ 37,511	△ 3.1	\triangle	4.0
商	工	費	420,018	1.5	443,212	1.5	863,172	1.6	473,823	1.7	449,607	1.5	920,092	1.7	△ 56,920	△ 6.2	\triangle	4.1
土	木	費	1,338,889	4.8	2,934,872	9.9	4,364,886	7.8	1,188,707	4.4	2,894,056	9.8	4,177,591	7.6	187,295	4.5	\triangle	4.4
消	防	費	134,782	0.5	1,160,545	3.9	1,322,209	2.4	126,861	0.5	1,185,960	4.0	1,331,637	2.4	△ 9,428	△ 0.7	Δ	2.5
警	察	費	2,259,723	8.1	_	_	2,302,073	4.1	2,358,010	8.6	_	_	2,397,701	4.3	△ 95,628	△ 4.0	Δ	0.2
教	育	費	6,638,691	23.8	3,106,873	10.5	9,903,845	17.8	6,877,514	25.2	3,081,492	10.4	10,111,276	18.3	△ 207,431	△ 2.1	Δ	0.7
公	債	費	5,552,611	19.9	4,658,946	15.7	10,340,414	18.6	5,398,107	19.8	4,774,263	16.2	10,285,637	18.7	54,777	0.5	Δ	0.3
そ	の	他	2,330,068	8.4	454,972	1.6	614,790	1.1	2,261,338	8.2	488,719	1.7	634,850	1.1	△ 20,060	△ 3.2	Δ.	18.1
炭	5出合	計	27,104,332	97.3	27,928,292	94.3	53,024,297	95.3	26,617,487	97.4	27,939,992	94.7	52,601,146	95.4	423,151	0.8	\triangle	1.0
翌年	度への紛	越額	742,316	2.7	1,691,978	5.7	2,629,806	4.7	699,573	2.6	1,577,919	5.3	2,548,388	4.6	81,418	3.2		10.8

その2 推 移 (単位 百万円・%)

[<u>z</u> 5)	平成20年度充当額	平成21年度充当額	平成22年度充当額	平成23年度充当額	平成24年度充当額	平成25年度充当額
_	般財	源	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103
総	務	費	6,491,962	6,321,862	6,790,866	6,241,155	5,943,157	6,531,440
民	生	費	10,729,769	10,141,710	10,818,706	11,673,484	12,100,840	12,077,203
衛	生	費	3,513,062	3,351,847	3,326,293	3,516,278	3,391,809	3,443,498
労	働	費	121,770	114,026	109,025	99,576	109,021	100,743
農村	木水産	業費	1,362,436	1,301,633	1,276,662	1,247,676	1,197,535	1,160,024
商	エ	費	983,771	922,552	902,708	958,930	920,092	863,172
土	木	費	5,175,961	5,042,423	4,896,872	4,369,434	4,177,591	4,364,886
消	防	費	1,424,481	1,332,032	1,296,340	1,366,143	1,331,637	1,322,209
警	察	費	2,552,827	2,358,668	2,320,932	2,403,189	2,397,701	2,302,073
教	育	費	10,673,610	9,907,970	9,870,973	10,187,196	10,111,276	9,903,845
公	債	費	10,813,522	9,844,583	9,929,883	10,318,226	10,285,637	10,340,414
そ	の	他	584,367	502,816	480,587	775,589	634,850	614,790
蒝	出合	計	54,427,538	51,142,122	52,019,847	53,156,876	52,601,146	53,024,297
翌年	度への繰	越額	1,755,004	1,619,631	1,942,387	2,300,739	2,548,388	2,629,806

				4		数				t t	善 反	t 比		
≥	<u> </u>	ט.	20	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25
_	般財	源	100	94	96	99	98	99	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総	務	費	100	97	105	96	92	101	11.6	12.0	12.6	11.3	10.8	11.7
民	生	費	100	95	101	109	113	113	19.1	19.2	20.0	21.0	21.9	21.7
衛	生	費	100	95	95	100	97	98	6.3	6.4	6.2	6.3	6.2	6.2
労	働	費	100	94	90	82	90	83	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
農材	水産	業費	100	96	94	92	88	85	2.4	2.5	2.4	2.2	2.2	2.1
商	工	費	100	94	92	97	94	88	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6
土	木	費	100	97	95	84	81	84	9.2	9.6	9.1	7.9	7.6	7.8
消	防	費	100	94	91	96	93	93	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.4
警	察	費	100	92	91	94	94	90	4.5	4.5	4.3	4.3	4.3	4.1
教	育	費	100	93	92	95	95	93	19.0	18.8	18.3	18.4	18.3	17.8
公	債	費	100	91	92	95	95	96	19.2	18.7	18.4	18.6	18.7	18.6
そ	の	他	100	86	82	133	109	105	1.1	0.8	0.8	1.5	1.1	1.1
歳	出合	計	100	94	96	98	97	97	96.9	96.9	96.4	95.9	95.4	95.3
翌年月	度への繰	越額	100	92	111	131	145	150	3.1	3.1	3.6	4.1	4.6	4.7

歳

出 (目的別)

第37表 民生費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

							平 成 25	年 度			平成 244	王度	1	七 較	3
	区		分		都道府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
社	会	福	祉	費	2,206,895	29.3	4,451,438	23.6	5,645,346	24.1	5,567,301	24.0	78,045	1.4	5.4
老	人	福	祉	費	2,887,159	38.4	3,400,728	18.1	5,662,189	24.1	5,725,189	24.7	△ 63,000	△ 1.1	0.3
児	童	福	祉	費	1,378,406	18.3	6,640,928	35.3	7,183,467	30.6	7,253,639	31.3	△ 70,172	△ 1.0	△ 2.3
生	活	保	護	費	271,174	3.6	3,744,641	19.9	3,963,972	16.9	3,905,140	16.9	58,832	1.5	3.7
災	害	救	助	費	778,182	10.3	589,822	3.1	1,008,349	4.3	701,056	3.0	307,293	43.8	△ 30.2
	合		計		7,521,816	100.0	18,827,557	100.0	23,463,324	100.0	23,152,326	100.0	310,998	1.3	△ 0.1

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 241	年度	1	七 較	5
	区	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	210,079	2.8	1,520,658	8.1	1,730,737	7.4	1,773,560	7.7	△ 42,823	△ 2.4	△ 1.6
物	件	費	302,252	4.0	1,200,971	6.4	1,503,222	6.4	1,386,265	6.0	116,957	8.4	6.3
扶	助	費	741,738	9.9	10,860,791	57.7	11,602,529	49.4	11,435,473	49.4	167,056	1.5	0.5
補	助	費等	5,594,483	74.4	809,797	4.3	3,635,254	15.5	3,615,903	15.6	19,351	0.5	2.5
普	通建設	事業費	255,544	3.4	469,114	2.5	611,818	2.6	581,654	2.5	30,164	5.2	△ 38.1
1	甫 助 事	業 費	169,340	2.3	213,675	1.1	286,037	1.2	271,048	1.2	14,989	5.5	△ 54.0
È	単独 事	業 費	86,205	1.1	255,416	1.4	325,781	1.4	310,606	1.3	15,175	4.9	△ 11.4
إ	見営事業	負担金	-	_	23	0.0	_	_	_	_	_	-	-
積	$\vec{\underline{\gamma}}$	金	386,000	5.1	24,995	0.1	410,996	1.8	384,880	1.7	26,116	6.8	27.8
貸	付	金	27,141	0.4	23,061	0.1	46,019	0.2	70,749	0.3	△ 24,730	△ 35.0	△ 23.3
繰	出	金	2,340	0.0	3,903,140	20.7	3,905,480	16.6	3,887,380	16.8	18,100	0.5	3.1
そ	の	他	2,239	0.0	15,030	0.1	17,269	0.1	16,462	0.0	807	4.9	△ 75.3
	合	計	7,521,816	100.0	18,827,557	100.0	23,463,324	100.0	23,152,326	100.0	310,998	1.3	△ 0.1

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 25	年 度			平成 241	王度	ŀ	七 剪	3
区 分 	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	783,640	10.4	6,163,568	32.7	6,947,208	29.6	6,932,980	29.9	14,228	0.2	△ 5.6
都道府県支出金	_	_	2,314,354	12.3	_	-	_	_	-	-	-
使用料、手数料	33,625	0.4	235,884	1.3	269,510	1.1	273,703	1.2	△ 4,193	△ 1.5	1.7
分担金、負担金、寄附金	38,615	0.5	402,201	2.1	340,695	1.5	319,642	1.4	21,053	6.6	△ 9.7
地 方 債	47,125	0.6	122,979	0.7	165,632	0.7	205,498	0.9	△ 39,866	△ 19.4	△ 10.7
その他特定財源	843,872	11.3	224,088	1.2	1,056,297	4.5	977,117	4.2	79,180	8.1	△ 1.5
一般財源等	5,774,939	76.8	9,364,483	49.7	14,683,982	62.6	14,443,386	62.4	240,596	1.7	3.2
合 計	7,521,816	100.0	18,827,557	100.0	23,463,324	100.0	23,152,326	100.0	310,998	1.3	△ 0.1

第38表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 24:	午時	1	 七 較	
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	86,919	3.9	324,328	7.3	411,247	7.3	421,469	7.6	△10,222	△ 2.4	△ 2.0
物	件	費	39,844	1.8	194,974	4.4	234,817	4.2	230,243	4.1	4,574	2.0	△ 2.4
扶	助	費	218,904	9.9	2,445,984	54.9	2,664,888	47.2	2,531,433	45.5	133,455	5.3	11.4
補	助	費 等	1,778,016	80.6	218,546	4.9	988,096	17.5	997,795	17.9	△ 9,699	△ 1.0	8.5
普通	建設	事業費	50,146	2.3	55,179	1.2	101,134	1.8	107,966	1.9	△ 6,832	△ 6.3	△ 20.3
補	助事	業費	31,505	1.4	14,392	0.3	42,881	0.8	47,457	0.9	△ 4,576	△ 9.6	△ 34.4
単	独 事	業費	18,641	0.8	40,780	0.9	58,253	1.0	60,508	1.1	△ 2,255	△ 3.7	△ 4.2
県	営事業	負担金	_	_	7	0.0	_	_	_	_	_	-	-
積	$\overline{1}$	金	23,477	1.1	14,009	0.3	37,486	0.7	66,199	1.2	△28,713	△ 43.4	△ 7.9
貸	付	金	8,627	0.4	6,145	0.1	14,441	0.3	16,268	0.3	△ 1,827	△ 11.2	△ 11.6
繰	出	金	612	0.0	1,189,449	26.7	1,190,062	21.1	1,192,773	21.4	△ 2,711	△ 0.2	△ 0.1
そ	の	他	350	0.0	2,824	0.2	3,175	0.0	3,155	0.1	20	0.6	△ 35.7
í	<u></u>	計	2,206,895	100.0	4,451,438	100.0	5,645,346	100.0	5,567,301	100.0	78,045	1.4	5.4

第39表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成241	午度	ı	北較	:
	X	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	12,979	0.4	79,976	2.4	92,955	1.6	97,333	1.7	△ 4,378	△ 4.5	△ 2.5
物	件	費	7,390	0.3	137,225	4.0	144,615	2.6	146,318	2.6	△ 1,703	△ 1.2	△ 3.6
扶	助	費	12,118	0.4	207,483	6.1	219,601	3.9	220,190	3.8	△ 589	△ 0.3	△ 1.0
補	助	費等	2,689,841	93.2	126,420	3.7	2,235,863	39.5	2,247,964	39.3	△12,101	△ 0.5	△ 1.8
普通	通建設!	事業費	105,017	3.6	124,768	3.7	185,401	3.3	174,573	3.0	10,828	6.2	△ 36.2
補	助 事	業費	48,769	1.7	49,798	1.5	62,862	1.1	55,440	1.0	7,422	13.4	△ 53.6
単	独事	業費	56,249	1.9	74,970	2.2	122,539	2.2	119,133	2.1	3,406	2.9	△ 22.8
県	営事業	負担金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
積	<u>11</u>	金	54,641	1.9	3,249	0.1	57,891	1.0	126,061	2.2	△68,170	△ 54.1	69.7
貸	付	金	3,340	0.1	5,001	0.1	7,425	0.1	15,482	0.3	△ 8,057	△ 52.0	△ 10.1
繰	出	金	1,727	0.1	2,713,670	79.8	2,715,397	48.0	2,694,599	47.1	20,798	0.8	4.6
そ	の	他	106	0.0	2,936	0.1	3,041	0.0	2,669	0.0	372	13.9	△ 2.8
1		計	2,887,159	100.0	3,400,728	100.0	5,662,189	100.0	5,725,189	100.0	△63,000	△ 1.1	0.3

第40表 児童福祉費の状況

					平 成 25	年 度			平成244	+ #	比	較	
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	94,949	6.9	949,952	14.3	1,044,900	14.5	1,071,590	14.8	△ 26,690	△ 2.5	△ 1.5
物	件	費	33,000	2.4	425,270	6.4	458,270	6.4	447,270	6.2	11,000	2.5	0.9
扶	助	費	321,549	23.3	4,714,557	71.0	5,036,107	70.1	4,995,529	68.9	40,578	0.8	△ 4.5
補	助	費 等	799,458	58.0	272,063	4.1	299,878	4.2	265,322	3.7	34,556	13.0	4.9
普通	通建 設	事業費	90,272	6.5	255,007	3.8	281,074	3.9	257,939	3.6	23,135	9.0	10.7
補	i 助 事	業 費	78,968	5.7	118,294	1.8	139,065	1.9	128,817	1.8	10,248	8.0	25.0
単	独事	業 費	11,304	0.8	136,697	2.1	142,009	2.0	129,121	1.8	12,888	10.0	△ 0.7
県	営事業	負担金	_	_	16	0.0	_	_	_	_	_	_	-
積	<u>11</u>	金	26,629	1.9	6,302	0.1	32,931	0.5	182,622	2.5	△ 149,691	△ 82.0	28.0
貸	付	金	12,225	0.9	8,755	0.1	20,961	0.3	24,322	0.3	△ 3,361	△ 13.8	0.4
そ	の	他	324	0.1	9,022	0.2	9,346	0.1	9,045	0.0	301	3.3	△ 6.0
ĺ	合	計	1,378,406	100.0	6,640,928	100.0	7,183,467	100.0	7,253,639	100.0	△ 70,172	△ 1.0	△ 2.3

第41表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成241	王度	ļ	比 較	5
	区	分	都道府	見	市町	村	純計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	14,823	5.5	163,408	4.4	178,231	4.5	176,815	4.5	1,416	0.8	2.5
物	件	費	3,488	1.3	28,043	0.7	31,531	0.8	27,626	0.7	3,905	14.1	1.6
扶	助	費	188,147	69.4	3,487,685	93.1	3,675,831	92.7	3,647,166	93.4	28,665	0.8	2.8
補	助	費等	58,935	21.7	63,472	1.7	70,565	1.8	47,021	1.2	23,544	50.1	363.9
7	の	他	5,781	2.1	2,033	0.1	7,814	0.2	6,512	0.2	1,302	20.0	△ 29.8
	合	計	271,174	100.0	3,744,641	100.0	3,963,972	100.0	3,905,140	100.0	58,832	1.5	3.7

第42表 被保護者数の推移

(1か月平均 単位 千人)

		被	保護者	実人員	生 活	扶 助	住宅	扶 助	教 育	扶 助	介護	扶 助	医 療	扶 助
区分	Ì	実 数	指 数	保護率 (対人口千人)	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数	人員	指数
昭和36年	度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	(67)	(100)	477	100
平成 19年	度	1,543	94	12.1	1,380	94	1,262	186	136	27	184	275	1,248	262
20		1,593	97	12.5	1,422	97	1,305	193	135	26	196	293	1,282	269
21		1,764	107	13.8	1,586	108	1,460	216	144	28	210	313	1,406	295
22		1,952	119	15.2	1,767	120	1,635	242	155	30	228	340	1,554	326
23		2,067	126	16.2	1,872	127	1,742	257	159	31	248	370	1,657	347
24		2,136	130	16.7	1,928	131	1,812	268	159	31	270	403	1,716	360
25		2,162	132	17.0	1,941	132	1,836	271	154	30	290	433	1,745	366

- (注) 1 「被保護者調査(厚生労働省調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。 2 昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。 3 介護扶助の()書きは平成12年度の数値である。 4 平成25年度の数値は速報値である。

第43表 災害救助費の状況

					平 成 25	年 度			平成244	主度	H	並	
	区	分	都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	409	0.1	2,995	0.5	3,404	0.3	6,353	0.9	△ 2,949	△ 46.4	△ 47.4
物	件	費	218,530	28.1	415,459	70.4	633,989	62.9	534,808	76.3	99,181	18.5	19.9
扶	助	費	1,020	0.1	5,082	0.9	6,102	0.6	41,155	5.9	△ 35,053	△ 85.2	△ 61.3
補	助	費等	268,233	34.5	129,296	21.9	40,852	4.1	57,801	8.2	△ 16,949	△ 29.3	△ 0.2
普遍	通建設!	事業費	9,968	1.3	32,431	5.5	42,338	4.2	39,062	5.6	3,276	8.4	△ 86.7
補	前助 事	業 費	9,966	1.3	30,246	5.1	40,151	4.0	38,127	5.4	2,024	5.3	△ 86.9
单	独 事	業 費	2	0.0	2,185	0.4	2,187	0.2	935	0.1	1,252	133.9	△ 52.9
積	$\overline{\underline{\gamma}}$	金	275,629	35.4	1,435	0.2	277,063	27.5	5,860	0.8	271,203	4,628.0	△ 12.8
貸	付	金	2,937	0.4	3,009	0.5	3,028	0.3	14,492	2.1	△ 11,464	△ 79.1	△ 55.1
そ	の	他	1,456	0.1	115	0.1	1,573	0.1	1,525	0.2	48	3.1	△ 96.9
	合	計	778,182	100.0	589,822	100.0	1,008,349	100.0	701,056	100.0	307,293	43.8	△ 30.2

第44表 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

				平 成 25	年 度			平成24年度		比	. 較	
区	分	都道东	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減額 増減率	
公 衆	衛生費	1,563,821	90.1	2,215,289	50.0	3,634,026	60.7	3,692,982	61.6	△ 58,956	△ 1.6	△ 16.3
結 核	対 策 費	4,447	0.3	14,369	0.3	18,641	0.3	22,735	0.4	△ 4,094	△ 18.0	△ 12.6
保 健	所 費	100,209	5.8	99,326	2.2	198,464	3.3	200,696	3.3	△ 2,232	△ 1.1	△ 4.7
清	掃 費	66,936	3.9	2,097,184	47.4	2,137,412	35.7	2,076,828	34.7	60,584	2.9	△ 0.8
合	計	1,735,412	100.0	4,426,168	100.0	5,988,543	100.0	5,993,241	100.0	△ 4,698	△ 0.1	△ 11.1

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成241	在度	比	較	
区	2		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	244,311	14.1	815,026	18.4	1,059,337	17.7	1,095,617	18.3	△ 36,280	△ 3.3	△ 2.5
物	件	費	118,442	6.8	1,820,609	41.1	1,939,051	32.4	1,939,301	32.4	△ 250	△ 0.0	△ 0.4
扶	助	費	259,032	14.9	184,752	4.2	443,784	7.4	439,901	7.3	3,883	0.9	1.2
補助	費	等	595,497	34.3	652,299	14.7	1,126,813	18.8	1,067,802	17.8	59,011	5.5	△ 3.4
普通建	設事	業費	219,807	12.7	533,912	12.1	703,397	11.7	662,885	11.1	40,512	6.1	2.8
補助	事	業費	140,550	8.1	225,936	5.1	343,411	5.7	309,516	5.2	33,895	11.0	1.5
単 独	事	業費	79,257	4.6	307,761	7.0	359,987	6.0	353,369	5.9	6,618	1.9	3.9
県営!	事業負	担金	_	-	215	0.0	-	_	_	_	-	-	_
投資及	び出	資金	26,879	1.5	113,685	2.6	140,564	2.3	156,015	2.6	△ 15,451	△ 9.9	△ 4.4
貸	付	金	102,800	5.9	36,446	0.8	137,515	2.3	149,713	2.5	△ 12,198	△ 8.1	8.6
繰	出	金	5,576	0.3	101,583	2.3	107,159	1.8	109,999	1.8	△ 2,840	△ 2.6	4.9
そ	の	他	163,068	9.5	167,856	3.8	330,923	5.6	372,008	6.2	△ 41,085	△ 11.0	△ 65.6
合		計	1,735,412	100.0	4,426,168	100.0	5,988,543	100.0	5,993,241	100.0	△ 4,698	△ 0.1	△ 11.1

その3 財源内訳

			平 成 25	年 度			平成241	在度	比	較	
区 分	都道府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	340,971	19.6	180,659	4.1	521,631	8.7	564,846	9.4	△ 43,215	△ 7.7	△ 52.9
都道府県支出金	_	-	79,922	1.8	-	_	_	_	_	_	_
使用料、手数料	22,708	1.3	350,025	7.9	372,734	6.2	364,706	6.1	8,028	2.2	1.1
分担金、負担金、寄附金	5,027	0.3	55,325	1.2	43,498	0.7	41,063	0.7	2,435	5.9	12.5
地 方 債	60,146	3.5	265,039	6.0	322,531	5.4	319,625	5.3	2,906	0.9	4.5
その他特定財源	342,635	19.8	203,537	4.6	541,396	9.1	654,587	11.0	△ 113,191	△ 17.3	4.6
一般財源等	963,925	55.5	3,291,661	74.4	4,186,753	69.9	4,048,414	67.5	138,339	3.4	△ 3.9
合 計	1,735,412	100.0	4,426,168	100.0	5,988,543	100.0	5,993,241	100.0	△ 4,698	△ 0.1	△ 11.1

第45表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

	_				平 成 25	年 度			平成 241	 在度	比	較	
	X	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	144,335	9.2	311,301	14.1	455,636	12.5	464,334	12.6	△ 8,698	△ 1.9	△ 0.8
物	件	費	105,569	6.8	715,590	32.3	821,159	22.6	845,703	22.9	△ 24,544	△ 2.9	△ 1.7
扶	助	費	257,383	16.5	182,321	8.2	439,703	12.1	435,655	11.8	4,048	0.9	1.2
補	助	費等	588,665	37.6	594,063	26.8	1,083,154	29.8	1,022,758	27.7	60,396	5.9	△ 3.0
普	通建設	事業費	193,129	12.3	135,903	6.1	285,254	7.8	296,598	8.0	△ 11,344	△ 3.8	6.4
袝	甫 助 딐	事業費	130,015	8.3	24,430	1.1	131,379	3.6	122,853	3.3	8,526	6.9	1.0
È	单独引	事業費	63,114	4.0	111,387	5.0	153,875	4.2	173,745	4.7	△ 19,870	△ 11.4	10.7
اِ	見営事業	美 負担金	_	_	86	0.0	_	-	_	-	_	-	-
投	資及び	出資金	25,623	1.6	113,636	5.1	139,259	3.8	154,707	4.2	△ 15,448	△ 10.0	△ 4.4
貸	付	金	86,801	5.6	33,958	1.5	119,028	3.3	127,439	3.5	△ 8,411	△ 6.6	6.7
繰	出	金	5,576	0.4	101,435	4.6	107,011	2.9	109,934	3.0	△ 2,923	△ 2.7	4.9
そ	の	他	156,740	10.0	27,082	1.3	183,822	5.2	235,854	6.3	△ 52,032	△ 22.1	△ 74.8
	合	計	1,563,821	100.0	2,215,289	100.0	3,634,026	100.0	3,692,982	100.0	△ 58,956	△ 1.6	△ 16.3

第46表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 244	 年度	ŀ	七 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	区	分	都道东	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	1,690	38.0	4,318	30.1	6,008	32.2	6,162	27.1	△ 154	△ 2.5	△ 5.9
物	件	費	526	11.8	6,664	46.4	7,190	38.6	8,026	35.3	△ 836	△ 10.4	△ 2.4
扶	助	費	1,649	37.1	2,432	16.9	4,081	21.9	4,246	18.7	△ 165	△ 3.9	△ 1.5
補	助	事 等	545	12.3	943	6.6	1,314	7.0	3,199	14.1	△ 1,885	△ 58.9	△ 32.7
そ	の	他	37	0.8	12	0.0	48	0.3	1,102	4.8	△ 1,054	△ 95.6	△ 49.4
	合	計	4,447	100.0	14,369	100.0	18,641	100.0	22,735	100.0	△ 4,094	△ 18.0	△ 12.6

第47表 保健所費の状況

	_				平 成 25	年 度			平成 24:	年度	比		
	区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	91,839	91.6	84,329	84.9	176,168	88.8	180,605	90.0	△ 4,437	△ 2.5	△ 2.7
物	件	費	4,462 4.5		9,324	9.4	13,786	6.9	13,459	6.7	327	2.4	△ 6.5
普通	通建設 :	事業 費	1,914	1.9	4,236	4.3	6,140	3.1	4,764	2.4	1,376	28.9	△ 43.8
そ	の	他	1,994	2.0	1,437	1.4	2,370	1.2	1,868	0.9	502	26.9	△ 12.7
1	合	計	100,209	100.0	99,326	100.0	198,464	100.0	200,696	100.0	△ 2,232	△ 1.1	△ 4.7

第48表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

						平 成 25	年 度			平成24年度		ŀ	七 剪	3
	区	分		都道底	見	市町村		純 計 額		純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件		費	6,447	9.6	415,078	19.8	421,525	19.7	444,515	21.4	△ 22,990	△ 5.2	△ 4.2
物	件		費	7,885	11.8	1,089,031	51.9	1,096,916	51.3	1,072,113	51.6	24,803	2.3	0.7
補	助	費	等	4,744	7.1	56,196	2.7	40,767	1.9	40,770	2.0	△ 3	△ 0.0	△ 10.0
普泊	通建設	事業	費	24,730	36.9	393,762	18.8	411,959	19.3	360,432	17.4	51,527	14.3	0.8
補	前助 事	業	費	10,495	15.7	201,445	9.6	211,940	9.9	185,539	8.9	26,401	14.2	1.5
単	鱼独 事	業	費	14,236	21.3	192,189	9.2	200,019	9.4	174,893	8.4	25,126	14.4	0.0
そ	の		他	23,130	34.6	143,117	6.8	166,245	7.8	158,998	7.6	7,247	4.6	△ 2.2
	合	計		66,936	100.0	2,097,184	100.0	2,137,412	100.0	2,076,828	100.0	60,584	2.9	△ 0.8

第49表 労働費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

	区			\			平 成 25	年 度			平成 24:	年度	比	較	
	×	分		都道府	見	市町村		純 計 額		純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率	
失	業	対	策	費	111,288	21.5	2,188	1.1	91,008	14.7	94,653	12.3	△ 3,645	△ 3.9	9.6
そ		の		他	406,118	78.5	193,816	98.9	529,861	85.3	674,035	87.7	△ 144,174	△ 21.4	△ 25.7
	合		計		517,406	100.0	196,004	100.0	620,869	100.0	768,688	100.0	△ 147,819	△ 19.2	△ 22.6

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 241	午度		比	較	
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	掉	当減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	60,384	11.7	11,304	5.8	71,687	11.5	75,712	9.8	Δ	4,025	△ 5.3	△ 7.3
物	件	費	116,176	22.5	105,838	54.0	222,014	35.8	268,721	35.0		46,707	△ 17.4	△ 35.8
補	助	費 等	161,685	31.2	21,381	10.9	90,546	14.6	86,715	11.3		3,831	4.4	43.8
普通	通建設 [事業費	4,178	0.8	4,374	2.2	8,532	1.4	15,668	2.0		7,136	△ 45.5	38.4
失業	美対策 第	事業費	_	-	162	0.1	162	0.0	140	0.0		22	15.7	△ 68.4
補	助 事	業 費	_	-	63	0.0	63	0.0	41	0.0		22	53.7	△ 84.9
単	独事	業 費	_	-	99	0.1	99	0.0	100	0.0		1	△ 1.0	△ 42.2
積	<u>17</u>	金	167,261	32.3	973	0.5	168,234	27.1	254,019	33.0		85,785	△ 33.8	△ 25.7
貸	付	金	6,913	1.3	50,777	25.9	57,690	9.3	61,855	8.0		4,165	△ 6.7	△ 16.6
そ	の	他	809	0.2	1,195	0.6	2,004	0.3	5,858	0.9	Δ	3,854	△ 65.8	9.3
í	合	計	517,406	100.0	196,004	100.0	620,869	100.0	768,688	100.0	Δ	147,819	△ 19.2	△ 22.6

第49表 労働費の状況(つづき)

その3 財源内訳

(単位	百万円・	%)
—		. ,

				平 成 25	年 度			平成 24:	在度	比	較	
区	分	都道底	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫习	支 出 金	208,301	40.3	1,104	0.6	209,405	33.7	298,723	38.9	△ 89,318	△ 29.9	△ 21.9
都道府県	是出金	_	_	84,586	43.2	_	_	_	_	- 1	_	-
その他特	寺定財源	236,643	45.7	55,502	28.2	288,976	46.6	339,839	44.2	△ 50,863	△ 15.0	△ 30.9
一般貝	才 源 等	72,462	14.0	54,812	28.0	122,488	19.7	130,126	16.9	△ 7,638	△ 5.9	9.0
合	計	517,406	100.0	196,004	100.0	620,869	100.0	768,688	100.0	△ 147,819	△ 19.2	△ 22.6

第50表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 244	 年度	比	較	
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	971	0.9	70	3.2	1,041	1.1	1,436	1.5	△ 395	△ 27.5	1.8
物	件	費	18,133	16.3	1,883	86.1	20,016	22.0	23,078	24.4	△ 3,062	△ 13.3	△ 36.6
補	助	事	40,176	36.1	71	3.3	17,779	19.5	7,934	8.4	9,845	124.1	589.9
失業	対策	事業費	_	-	162	7.4	162	0.2	140	0.1	22	15.7	△ 68.4
補	助事	業費	_	-	63	2.9	63	0.1	41	0.0	22	53.7	△ 84.9
単	独事	業費	_	_	99	4.5	99	0.1	100	0.1	△ 1	△ 1.0	△ 42.2
積	$\frac{1}{\sqrt{L}}$	金	51,622	46.4	0	0.0	51,622	56.7	61,619	65.1	△ 9,997	△ 16.2	33.3
貸	付	金	385	0.3	-	_	385	0.4	443	0.5	△ 58	△ 13.1	△ 18.3
そ	の	他	1	0.0	2	0.0	3	0.1	3	0.0	0	0.0	△ 98.3
Ĉ	<u></u>	計	111,288	100.0	2,188	100.0	91,008	100.0	94,653	100.0	△ 3,645	△ 3.9	9.6

第51表 農林水産業費の状況

その1 目的別内訳

						平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
	区	分		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
是	1	業	費	503,648	19.3	518,303	39.8	867,838	24.8	828,257	26.0	39,581	4.8	6.1
音	産	業	費	84,400	3.2	41,659	3.2	118,940	3.4	121,307	3.8	△ 2,367	△ 2.0	△ 7.7
是		地	費	862,120	33.0	444,424	34.1	1,152,146	32.9	1,053,538	33.1	98,608	9.4	1.1
木	t :	業	費	869,010	33.2	153,574	11.8	956,520	27.3	801,585	25.2	154,935	19.3	△ 14.4
7	(産	業	費	295,402	11.3	145,580	11.2	405,505	11.6	376,582	11.8	28,923	7.7	18.6
	合	=	t	2,614,580	100.0	1,303,540	100.0	3,500,949	100.0	3,181,270	100.0	319,679	10.0	△ 0.8

第51表 農林水産業費の状況(つづき)

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
	区	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	363,847	13.9	227,897	17.5	591,744	16.9	610,723	19.2	△ 18,979	△ 3.1	△ 2.6
物	件	費	81,088	3.1	114,533	8.8	195,620	5.6	182,620	5.7	13,000	7.1	△ 0.6
補	助	等	354,110	13.5	261,298	20.0	457,932	13.1	381,273	12.0	76,659	20.1	12.8
普通	建設 事	事業費	1,471,705	56.3	535,621	41.1	1,747,702	49.9	1,476,299	46.4	271,403	18.4	1.0
補	助事	業 費	1,175,932	45.0	280,135	21.5	1,293,688	37.0	987,605	31.0	306,083	31.0	3.3
単	独事	業費	158,544	6.1	191,260	14.7	312,397	8.9	322,226	10.1	△ 9,829	△ 3.1	△ 5.2
玉	直轄事業	負担金	137,229	5.2	4,387	0.3	141,617	4.0	166,468	5.2	△ 24,851	△ 14.9	0.0
県	営事業!	負担金	-	_	59,838	4.6	_	_	_	-	-	_	-
積	$\frac{1}{1}$	金	119,862	4.6	10,060	0.8	129,922	3.7	156,427	4.9	△ 26,505	△ 16.9	△ 13.5
貸	付	金	215,102	8.2	19,224	1.5	234,254	6.7	228,792	7.2	5,462	2.4	△ 7.1
繰	出	金	953	0.0	117,020	9.0	117,973	3.4	121,446	3.8	△ 3,473	△ 2.9	△ 5.5
そ	の	他	7,913	0.4	17,887	1.3	25,802	0.7	23,690	0.8	2,112	8.9	△ 42.0
6	À	計	2,614,580	100.0	1,303,540	100.0	3,500,949	100.0	3,181,270	100.0	319,679	10.0	△ 0.8

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 25	年 度			平成 241	年度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	868,235	33.2	58,253	4.5	926,488	26.5	788,872	24.8	137,616	17.4	5.3
都道府県支出金	_	_	294,566	22.6	_	_	_	-	-	_	-
分担金、負担金、寄附金	86,618	3.3	15,762	1.2	41,365	1.2	50,512	1.6	△ 9,147	△ 18.1	16.3
地 方 債	380,061	14.5	103,873	8.0	483,477	13.8	410,324	12.9	73,153	17.8	1.5
その他特定財源	523,992	20.1	123,706	9.4	639,212	18.2	502,202	15.8	137,010	27.3	△ 2.5
一般財源等	755,674	28.9	707,380	54.3	1,410,407	40.3	1,429,360	44.9	△ 18,953	△ 1.3	△ 4.4
合 計	2,614,580	100.0	1,303,540	100.0	3,500,949	100.0	3,181,270	100.0	319,679	10.0	△ 0.8

第52表 農業費の状況

					平 成 25	年 度			平成241	王度	比	較	
	区	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	188,080	37.3	169,808	32.8	357,888	41.2	370,199	44.7	△ 12,311	△ 3.3	△ 2.3
物	件	費	33,548	6.7	45,393	8.8	78,941	9.1	75,073	9.1	3,868	5.2	1.0
補	助	事	140,569	27.9	146,863	28.3	191,377	22.1	172,649	20.8	18,728	10.8	16.6
普通	通建設 [事業 費	90,821	18.0	131,320	25.3	164,132	18.9	131,199	15.8	32,933	25.1	9.4
補	助事	業 費	66,890	13.3	82,700	16.0	104,602	12.1	75,996	9.2	28,606	37.6	23.1
単	独事	業 費	23,932	4.8	46,727	9.0	59,530	6.9	55,203	6.7	4,327	7.8	△ 5.1
県	営事業	負担金	_	_	1,893	0.4	_	-	_	_	-	-	_
積	<u>11</u>	金	25,279	5.0	4,777	0.9	30,056	3.5	27,072	3.3	2,984	11.0	886.9
貸	付	金	24,240	4.8	9,315	1.8	33,507	3.9	41,304	5.0	△ 7,797	△ 18.9	△ 6.9
繰	出	金	_	-	8,413	1.6	8,413	1.0	7,598	0.9	815	10.7	△ 12.1
そ	の	他	1,111	0.3	2,414	0.5	3,524	0.3	3,163	0.4	361	11.4	△ 3.6
î	<u></u>	計	503,648	100.0	518,303	100.0	867,838	100.0	828,257	100.0	39,581	4.8	6.1

第53表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

				-	平 成 25	年 度			平成 244	 在度	比	較	
	区	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	38,970	46.2	5,785	13.9	44,755	37.6	46,424	38.3	△ 1,669	△ 3.6	△ 2.1
物	件	費	12,751	15.1	10,878	26.1	23,628	19.9	22,233	18.3	1,395	6.3	△ 0.0
補	助	事 等	14,206	16.8	8,690	20.9	19,653	16.5	20,058	16.5	△ 405	△ 2.0	△ 5.1
普通	通建 設 事	事業 費	15,112	17.9	13,046	31.3	24,282	20.4	23,389	19.3	893	3.8	△ 14.7
補	助事	業費	7,919	9.4	5,057	12.1	10,871	9.1	7,846	6.5	3,025	38.6	△ 38.1
単	独事	業費	7,193	8.5	7,209	17.3	13,411	11.3	15,543	12.8	△ 2,132	△ 13.7	5.5
玉	直轄事業	負担金	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_	-
県	営事業:	負担金	-	-	780	1.9	_	-	_	-	_	_	-
貸	付	金	3,038	3.6	2,151	5.2	5,189	4.4	7,751	6.4	△ 2,562	△ 33.1	△ 26.5
そ	の	他	323	0.4	1,109	2.6	1,433	1.2	1,452	1.2	△ 19	△ 1.3	△ 45.3
Ĩ	_	計	84,400	100.0	41,659	100.0	118,940	100.0	121,307	100.0	△ 2,367	△ 2.0	△ 7.7

第54表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 241	年度	比	較	
	区	分	都道底	見	市町	村	純計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	39,394	4.6	24,706	5.6	64,100	5.6	65,793	6.2	△ 1,693	△ 2.6	△ 3.5
普	通建設	事業費	755,301	87.6	205,449	46.2	845,424	73.4	757,747	71.9	87,677	11.6	4.0
襘	甫 助 딐	事業費	576,429	66.9	68,188	15.3	590,491	51.3	473,263	44.9	117,228	24.8	9.0
È	单独 驯	事業費	50,322	5.8	82,879	18.6	121,997	10.6	130,502	12.4	△ 8,505	△ 6.5	△ 4.5
E	国直轄事	業負担金	128,550	14.9	4,386	1.0	132,936	11.5	153,981	14.6	△ 21,045	△ 13.7	△ 2.4
ļ	見営事業	美 負担金	_	_	49,995	11.2	_	_	_	_	_	_	-
そ	の	他	67,425	7.8	214,269	48.2	242,622	21.0	229,998	21.9	12,624	5.5	△ 6.3
	合	計	862,120	100.0	444,424	100.0	1,152,146	100.0	1,053,538	100.0	98,608	9.4	1.1

第55表 林業費の状況

					平 成 25	年 度			平成 24:	 年度	比	較	
	₹ :	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	60,145	6.9	17,434	11.4	77,579	8.1	79,413	9.9	△ 1,834	△ 2.3	△ 3.0
普通	建設事	業費	418,266	48.1	85,353	55.6	452,874	47.3	365,043	45.5	87,831	24.1	△ 9.5
補	助事	業費	355,458	40.9	43,741	28.5	360,448	37.7	273,657	34.1	86,791	31.7	△ 8.1
単	独事	業費	58,246	6.7	39,752	25.9	87,864	9.2	85,159	10.6	2,705	3.2	△15.5
国直	三轄事業:	負担金	4,562	0.5	_	_	4,562	0.5	6,227	0.8	△ 1,665	△26.7	30.7
県宮	営事業負	負担金	_	_	1,861	1.2	_	_	_	-	_	_	-
そ	の	他	390,599	45.0	50,787	33.0	426,067	44.6	357,129	44.6	68,938	19.3	△20.8
合		計	869,010	100.0	153,574	100.0	956,520	100.0	801,585	100.0	154,935	19.3	△14.4

第56表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 24:	午度	比	較	
	<u>X</u>	分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	37,257	12.6	10,165	7.0	47,422	11.7	48,893	13.0	△ 1,471	△ 3.0	△ 3.5
物	件	費	14,545	4.9	7,802	5.4	22,347	5.5	21,524	5.7	823	3.8	2.9
補	助	事 等	31,495	10.7	11,705	8.0	39,396	9.7	67,580	17.9	△ 28,184	△ 41.7	200.5
普通	建設事	事業 費	192,205	65.1	100,453	69.0	260,991	64.4	198,921	52.8	62,070	31.2	8.8
補	助事	業費	169,237	57.3	80,450	55.3	227,276	56.0	156,843	41.6	70,433	44.9	5.0
単	独事	業費	18,851	6.4	14,693	10.1	29,596	7.3	35,818	9.5	△ 6,222	△ 17.4	21.4
玉匣	直轄事業	負担金	4,117	1.4	1	0.0	4,119	1.0	6,260	1.7	△ 2,141	△ 34.2	60.5
県	営事業:	負担金	_	-	5,309	3.6	_	_	_	_	_	_	-
貸	付	金	16,667	5.6	5,949	4.1	22,610	5.6	23,759	6.3	△ 1,149	△ 4.8	△ 14.1
そ	の	他	3,233	1.1	9,506	6.5	12,739	3.1	15,905	4.3	△ 3,166	△ 19.9	23.1
合	ì	計	295,402	100.0	145,580	100.0	405,505	100.0	376,582	100.0	28,923	7.7	18.6

第57表 商工費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成24:	在度	比	較	
	区	分	都道东	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	94,976	2.3	132,756	7.1	227,732	3.8	232,099	3.7	△ 4,367	△ 1.9	△ 0.8
物	件	費	67,041	1.6	137,728	7.3	204,769	3.5	196,255	3.2	8,514	4.3	2.8
補	助	費等	374,928	9.2	248,502	13.2	584,888	9.9	630,487	10.2	△ 45,599	△ 7.2	11.8
普通	通建 設	事業費	156,191	3.8	131,702	7.0	276,073	4.7	207,359	3.3	68,714	33.1	△ 14.9
補	助事	■ 業 費	23,137	0.6	34,572	1.8	55,818	0.9	30,246	0.5	25,572	84.5	△ 28.0
単	独事	■ 業 費	133,054	3.3	96,930	5.2	220,255	3.7	177,114	2.9	43,141	24.4	△ 12.2
県	営事業	美負担金	-	_	200	0.0	_	_	_	_	_	_	_
貸	付	金	3,342,483	81.8	1,164,127	62.0	4,505,307	76.2	4,823,482	77.7	△ 318,175	△ 6.6	△ 6.7
そ	の	他	53,014	1.3	63,867	3.4	116,881	1.9	117,221	1.9	△ 340	△ 0.3	△ 19.3
í	<u></u>	計	4,088,633	100.0	1,878,682	100.0	5,915,650	100.0	6,206,903	100.0	△ 291,253	△ 4.7	△ 5.2

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 241	 在度	比	較	
区	分		都道东	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫	支 出	金	81,777	2.0	15,339	0.8	97,116	1.6	108,073	1.7	△ 10,957	△ 10.1	71.4
都道府	県支出	金	_	_	28,295	1.5	_	_	_	_	_	-	-
使用料	・手数	料	11,084	0.3	18,761	1.0	29,845	0.5	29,189	0.5	656	2.2	1.4
諸	収	入	3,258,539	79.7	1,180,564	62.8	4,434,935	75.0	4,682,142	75.4	△ 247,207	△ 5.3	△ 6.8
地	方	債	80,218	2.0	45,317	2.4	124,280	2.1	150,196	2.4	△ 25,916	△ 17.3	△ 20.9
その他	特定財	源	138,473	3.3	42,705	2.3	179,993	3.1	139,094	2.3	40,899	29.4	49.3
一 般	財源	等	518,542	12.7	547,701	29.2	1,049,481	17.7	1,098,209	17.7	△ 48,728	△ 4.4	△ 4.5
合	計		4,088,633	100.0	1,878,682	100.0	5,915,650	100.0	6,206,903	100.0	△ 291,253	△ 4.7	△ 5.2

歳出(目的

第58表 土木費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
区	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
土木	管 理 費	278,773	4.9	410,801	6.1	670,626	5.5	684,268	6.1	△ 13,642	△ 2.0	0.5
道路橋	りょう費	2,365,034	41.9	1,825,936	27.3	4,147,678	34.2	3,727,844	33.2	419,834	11.3	△ 0.9
河川	海岸費	1,165,845	20.7	165,423	2.5	1,315,440	10.8	1,216,843	10.8	98,597	8.1	5.5
港	湾 費	301,147	5.3	184,192	2.8	461,529	3.8	378,061	3.4	83,468	22.1	0.1
都市	計画費	1,037,656	18.4	3,357,943	50.2	4,330,238	35.7	4,203,523	37.4	126,715	3.0	0.7
住	宅 費	461,380	8.2	734,674	11.0	1,161,736	9.6	991,369	8.8	170,367	17.2	△ 7.7
空	港費	33,892	0.6	6,931	0.1	37,974	0.3	40,374	0.4	△ 2,400	△ 5.9	△ 34.0
合	計	5,643,727	100.0	6,685,899	100.0	12,125,221	100.0	11,242,282	100.0	882,939	7.9	△ 0.4

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
	<u>×</u>	分	都道府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	260,679	4.6	577,401	8.6	838,080	6.9	865,096	7.7	△ 27,016	△ 3.1	△ 2.9
物	件	費	109,833	1.9	484,872	7.3	594,706	4.9	571,657	5.1	23,049	4.0	△ 0.6
維力	持 補	修費	357,598	6.3	406,260	6.1	763,859	6.3	751,309	6.7	12,550	1.7	1.4
補	助	費 等	262,666	4.7	830,212	12.4	1,019,715	8.4	978,137	8.7	41,578	4.3	2.4
普通	建設	事業 費	4,228,613	74.9	3,316,287	49.6	7,414,534	61.1	6,482,935	57.7	931,599	14.4	0.9
補	助事	業費	2,619,115	46.4	1,974,767	29.5	4,570,465	37.7	3,469,126	30.9	1,101,339	31.7	6.3
単	独事	業 費	1,060,641	18.8	1,212,610	18.1	2,223,639	18.3	2,263,770	20.1	△ 40,131	△ 1.8	△ 12.0
国间	直轄事業	美負担金	548,856	9.7	71,574	1.1	620,430	5.1	750,039	6.7	△ 129,609	△ 17.3	26.7
県:	営事業	負担金	-	-	57,337	0.9	_	-	-	-	-	-	-
貸	付	金	131,230	2.3	165,998	2.5	296,351	2.4	338,002	3.0	△ 41,651	△ 12.3	△ 32.8
繰	出	金	153,337	2.7	777,869	11.6	931,206	7.7	945,863	8.4	△ 14,657	△ 1.5	△ 3.9
そ	の	他	139,771	2.6	127,000	1.9	266,770	2.3	309,283	2.7	△ 42,513	△ 13.7	48.4
<u></u>	<u>}</u>	計	5,643,727	100.0	6,685,899	100.0	12,125,221	100.0	11,242,282	100.0	882,939	7.9	△ 0.4

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

_				平 成 25	年 度			平成 244	主度	比	較	
区	分	都道府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支	出金	1,431,621	25.4	886,264	13.3	2,317,886	19.1	1,839,889	16.4	477,997	26.0	6.1
都道府県	支出金	-	-	116,932	1.7	_	_	_	_	-	-	-
使用料・	手数料	122,037	2.2	221,963	3.3	344,000	2.8	343,069	3.1	931	0.3	△ 0.1
分担金、負担金	金、寄附金	65,990	1.2	25,494	0.4	39,823	0.3	37,596	0.3	2,227	5.9	68.4
地方	債	1,799,505	31.9	1,094,114	16.4	2,888,681	23.8	3,045,846	27.1	△ 157,165	△ 5.2	3.4
その他特	定財源	571,620	10.0	714,354	10.7	1,227,816	10.2	989,570	8.7	238,246	24.1	△ 1.3
一般財	源 等	1,652,954	29.3	3,626,778	54.2	5,307,015	43.8	4,986,312	44.4	320,703	6.4	△ 4.8
合	計	5,643,727	100.0	6,685,899	100.0	12,125,221	100.0	11,242,282	100.0	882,939	7.9	△ 0.4

第59表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 241	主度	比	較	
区		分	都道府	原	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	49,125	2.1	123,433	6.8	172,557	4.2	179,825	4.8	△ 7,268	△ 4.0	△ 3.9
維持	補	修費	204,120	8.6	288,817	15.8	492,938	11.9	485,660	13.0	7,278	1.5	3.5
普通建	建設	事業費	2,066,407	87.4	1,227,846	67.2	3,265,062	78.7	2,872,944	77.1	392,118	13.6	△ 0.6
補且	カ 事	業 費	1,226,715	51.9	589,306	32.3	1,812,766	43.7	1,310,767	35.2	501,999	38.3	11.7
単 独	虫 事	業 費	509,891	21.6	587,592	32.2	1,086,128	26.2	1,128,819	30.3	△ 42,691	△ 3.8	△ 17.0
国直	轄事第	美負担金	329,801	13.9	36,367	2.0	366,168	8.8	433,358	11.6	△ 67,190	△ 15.5	21.4
県営	事業	負担金	_	_	14,581	0.8	_	_	_	_	-	-	-
そ	の	他	45,382	1.9	185,840	10.2	217,121	5.2	189,415	5.1	27,706	14.6	△ 12.3
合		計	2,365,034	100.0	1,825,936	100.0	4,147,678	100.0	3,727,844	100.0	419,834	11.3	△ 0.9

第60表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

_					平 成 25	年 度			平成 241	 在度	比	較	
区		分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	29,717	2.5	15,836	9.6	45,552	3.5	46,307	3.8	△ 755	△ 1.6	△ 4.1
維持	補	修費	39,496	3.4	13,306	8.0	52,802	4.0	51,978	4.3	824	1.6	△ 4.3
普通建	世設	事業費	1,072,202	92.0	117,269	70.9	1,174,608	89.3	1,079,085	88.7	95,523	8.9	5.6
補助	力事	業 費	712,374	61.1	40,875	24.7	749,165	57.0	600,743	49.4	148,422	24.7	0.0
単独	事	業 費	205,812	17.7	72,565	43.9	271,419	20.6	262,157	21.5	9,262	3.5	△ 1.5
国直轉	瞎事第	美負担金	154,016	13.2	8	0.0	154,024	11.7	216,185	17.8	△ 62,161	△ 28.8	39.7
県営	事業	負担金	_	_	3,822	2.3	_	_	_	_	-	_	-
そ	の	他	24,430	2.1	19,012	11.5	42,478	3.2	39,473	3.2	3,005	7.6	32.0
合		計	1,165,845	100.0	165,423	100.0	1,315,440	100.0	1,216,843	100.0	98,597	8.1	5.5

第61表 港湾費の状況

_					平 成 25	年 度			平成 241	 在度	比	較	
区		分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	11,428	3.8	17,467	9.5	28,895	6.3	30,132	8.0	△ 1,237	△ 4.1	△ 4.1
維持	補	修費	7,961	2.6	5,516	3.0	13,477	2.9	11,007	2.9	2,470	22.4	△ 12.1
普通建	直設 :	事業費	196,535	65.3	122,100	66.3	303,627	65.8	246,152	65.1	57,475	23.3	4.5
補助	力事	業 費	121,452	40.3	52,137	28.3	173,532	37.6	125,645	33.2	47,887	38.1	△ 1.2
単 独	虫事	業 費	28,420	9.4	25,442	13.8	48,294	10.5	41,467	11.0	6,827	16.5	△ 8.8
国直轉	瞎事第	美負担金	46,663	15.5	35,137	19.1	81,800	17.7	79,039	20.9	2,761	3.5	25.7
県営	事業	負担金	_	-	9,384	5.1	_	-	_	_	-	-	-
そ	の	他	85,223	28.3	39,109	21.2	115,530	25.0	90,770	24.0	24,760	27.3	△ 7.7
合		計	301,147	100.0	184,192	100.0	461,529	100.0	378,061	100.0	83,468	22.1	0.1

第62表 都市計画費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	_				平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
	区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
街	路	費	385,235	37.1	454,278	13.5	814,244	18.8	819,947	19.5	△ 5,703	△ 0.7	△ 8.4
公	袁	費	167,387	16.1	530,031	15.8	690,950	16.0	643,033	15.3	47,917	7.5	△ 0.0
下	水 道	費	296,535	28.6	1,382,766	41.2	1,673,077	38.6	1,642,286	39.1	30,791	1.9	△ 1.7
区	画整理	費 等	188,499	18.2	990,868	29.5	1,151,967	26.6	1,098,257	26.1	53,710	4.9	13.7
	合	計	1,037,656	100.0	3,357,943	100.0	4,330,238	100.0	4,203,523	100.0	126,715	3.0	0.7

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 244	主度	比	較	
	<u>X</u>	分	都道府	· 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	16,088	1.6	188,338	5.6	204,427	4.7	210,800	5.0	△ 6,373	△ 3.0	△ 2.5
物	件	費	26,685	2.6	217,793	6.5	244,479	5.6	238,764	5.7	5,715	2.4	1.3
維持	寺 補	修費	29,173	2.8	45,547	1.4	74,721	1.7	74,714	1.8	7	0.0	△ 1.0
補	助	貴 等	158,757	15.3	683,821	20.4	832,648	19.2	809,146	19.2	23,502	2.9	1.4
普通	建設	事業費	632,686	61.0	1,339,930	39.9	1,917,711	44.3	1,742,771	41.5	174,940	10.0	△ 1.1
補	助事	業費	385,897	37.2	873,359	26.0	1,246,087	28.8	1,067,068	25.4	179,019	16.8	3.3
単	独事	業 費	245,085	23.6	439,214	13.1	669,859	15.5	673,811	16.0	△ 3,952	△ 0.6	△ 7.5
玉匣	直轄事業	負担金	1,703	0.2	61	0.0	1,765	0.0	1,892	0.0	△ 127	△ 6.7	△ 15.9
県	営事業	負担金	_	_	27,296	0.8	_	_	_	-	-	_	-
貸	付	金	8,105	0.8	44,894	1.3	52,473	1.2	61,069	1.5	△ 8,596	△ 14.1	△ 7.8
繰	出	金	91,276	8.8	744,075	22.2	835,351	19.3	842,888	20.1	△ 7,537	△ 0.9	△ 3.9
そ	の	他	74,886	7.1	93,545	2.7	168,428	4.0	223,371	5.2	△ 54,943	△ 24.6	55.7
	ì	計	1,037,656	100.0	3,357,943	100.0	4,330,238	100.0	4,203,523	100.0	126,715	3.0	0.7

第63表 住宅費の状況

		平 成 25	年 度			平成 244	 在度	比	較	
区 分	都道府県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	14,083	3.1 54,833	7.5	68,915	5.9	71,503	7.2	△ 2,588	△ 3.6	0.3
物件費	26,068	5.6 79,017	10.8	105,085	9.0	101,851	10.3	3,234	3.2	3.9
維持補修費	72,656 1	5.7 51,191	7.0	123,847	10.7	121,850	12.3	1,997	1.6	△ 1.2
補 助 費 等	51,749 1	1.2 34,913	4.8	63,600	5.5	88,287	8.9	△ 24,687	△28.0	△12.7
普通建設事業費	211,846 4	5.9 470,127	64.0	670,727	57.7	446,774	45.1	223,953	50.1	9.4
補助事業費	169,058 3	6.6 401,660	54.7	567,873	48.9	345,163	34.8	222,710	64.5	9.3
単独事業費	42,787	9.3 67,878	9.2	102,853	8.9	101,610	10.2	1,243	1.2	9.8
県営事業負担金	-	- 588	0.1	_	_	_	-	_	-	-
貸 付 金	68,317	4.8 29,785	4.1	98,092	8.4	114,403	11.5	△ 16,311	△14.3	△49.8
そ の 他	16,661	3.7 14,808	1.8	31,470	2.8	46,701	4.7	△ 15,231	△32.6	5.5
合 計	461,380 10	0.0 734,674	100.0	1,161,736	100.0	991,369	100.0	170,367	17.2	△ 7.7

第64表 消防費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成244	年度	比	較	
	<u>X</u>	分	都道府	「県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	171,669	78.5	1,115,138	60.1	1,286,807	64.6	1,308,236	68.6	△ 21,429	△ 1.6	△ 2.0
物	件	費	17,861	8.2	172,945	9.3	190,806	9.6	191,024	10.0	△ 218	△ 0.1	2.8
普通	建設	事業費	22,994	10.5	413,870	22.3	429,536	21.6	326,818	17.1	102,718	31.4	44.8
補	助事	業 費	903	0.4	106,923	5.8	107,826	5.4	78,493	4.1	29,333	37.4	118.3
単	独 事	業 費	22,091	10.1	303,991	16.4	321,710	16.1	248,325	13.0	73,385	29.6	30.8
県	営事業	負担金	_	_	2,955	0.2	_	_	_	_	_	-	-
そ	の	他	6,058	2.8	154,072	8.3	85,911	4.2	80,693	4.3	5,218	6.5	△12.6
2	ì	計	218,582	100.0	1,856,025	100.0	1,993,060	100.0	1,906,771	100.0	86,289	4.5	3.7

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 25	年 度			平成 244	年度	比	較	
区 分	都道府!	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	895	0.4	47,981	2.6	48,877	2.5	32,398	1.7	16,479	50.9	90.9
地 方 債	3,434	1.6	250,439	13.5	252,747	12.7	206,368	10.8	46,379	22.5	65.6
その他特定財源	47,855	21.9	123,458	6.6	83,837	4.1	78,583	4.1	5,254	6.7	31.5
一般財源等	166,398	76.1	1,434,147	77.3	1,607,599	80.7	1,589,422	83.4	18,177	1.1	△ 2.9
合 計	218,582	100.0	1,856,025	100.0	1,993,060	100.0	1,906,771	100.0	86,289	4.5	3.7

第65表 警察費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

		平成 25 年	E度	平成24年	E 度		比較	
区	分	純計	額	純計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
人作	‡ 費	2,534,561	81.9	2,632,633	82.6	△ 98,072	△ 3.7	△ 1.0
物件	‡ 費	332,075	10.7	329,959	10.3	2,116	0.6	△ 0.7
補助	費等	19,137	0.6	17,997	0.6	1,140	6.3	△ 11.7
普通建設	段事業費	190,864	6.2	188,368	5.9	2,496	1.3	1.4
₹ 0,	D 他	19,767	0.6	19,188	0.6	579	3.0	△ 0.3
合	計	3,096,404	100.0	3,188,145	100.0	△ 91,741	△ 2.9	△ 0.9

第65表 警察費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

	平成 25 年度	平成24年度		比較	
区 分	純 計 額	純 計 額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	69,764 2.3	67,930 2.1	1,834	2.7	△ 4.6
使用料、手数料	132,564 4.3	136,331 4.3	△ 3,767	△ 2.8	△ 3.8
諸 収 入	16,517 0.5	16,930 0.5	△ 413	△ 2.4	0.4
地 方 債	65,936 2.1	90,954 2.9	△ 25,018	△ 27.5	6.1
その他特定財源	12,664 0.4	14,139 0.4	△ 1,475	△ 10.4	△ 32.8
一般財源等	2,798,959 90.4	2,861,861 89.8	△ 62,902	△ 2.2	△ 0.6
合 計	3,096,404 100.0	3,188,145 100.0	△ 91,741	△ 2.9	△ 0.9

第66表 警察職員数の推移

(単位 人)

区分	地方警務官		地	方	警	察	職	員
区 分	地方警務官	警察	官	事	務	職	員	āt
昭和36年	280		129,482				19,833	149,315
平成15年	599		237,963				28,766	266,729
16	604		241,913				28,857	270,770
17	607		245,374				28,799	274,173
18	610		248,834				28,709	277,543
19	617		251,569				28,572	280,141
20	620		252,917				28,264	281,181
21	623		252,845				28,053	280,898
22	626		253,512				27,797	281,309
23	628		254,318				27,705	282,023
24	628		255,734				27,619	283,353
25	628		256,026				27,618	283,644
26	628		256,828				27,615	284,443

⁽注) 1 地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員数、その他は総務省調べによる。 2 昭和36年は5月31日現在、平成15〜26年は4月1日現在の職員数である。ただし、地方警務官数については、各年4月1日現在の定員数である。

第67表 教育費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
区分	都道府県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
教育総務費	2,111,513 19	9 731,255	13.1	2,802,346	17.4	2,824,410	17.5	△ 22,064	△ 0.8	1.4
小 学 校 費	3,321,098 31	3 1,385,558	24.8	4,700,435	29.2	4,761,374	29.5	△ 60,939	△ 1.3	△ 0.6
中 学 校 費	1,967,634 18	6 816,220	14.6	2,779,859	17.3	2,816,263	17.4	△ 36,404	△ 1.3	△ 0.4
高 等 学 校 費	1,961,114 18	5 160,588	2.9	2,121,013	13.2	2,166,160	13.4	△ 45,147	△ 2.1	△ 2.5
特別支援学校費	787,560 7	4 22,356	0.4	809,629	5.0	810,046	5.0	△ 417	△ 0.1	2.1
幼 稚 園 費	4,478 0	0 230,798	4.1	232,007	1.4	228,267	1.4	3,740	1.6	0.4
社 会 教 育 費	161,842 1	5 1,001,370	18.0	1,148,572	7.1	1,110,416	6.9	38,156	3.4	△ 1.1
保健体育費	119,068 1	1 1,184,747	21.2	1,289,951	8.0	1,224,126	7.6	65,825	5.4	2.9
大 学 費	163,988 1	5 44,156	0.8	203,965	1.3	206,881	1.3	△ 2,916	△ 1.4	△ 4.5
合 計	10,598,294 100	0 5,577,048	100.0	16,087,778	100.0	16,147,943	100.0	△ 60,165	△ 0.4	△ 0.2

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成244	王度	比	較	
Z Z		分	都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	8,650,440	81.6	1,337,057	24.0	9,987,497	62.1	10,376,399	64.3	△ 388,902	△ 3.7	△ 1.0
物	件	費	334,798	3.2	1,828,732	32.8	2,163,530	13.4	2,116,066	13.1	47,464	2.2	0.6
維持	補	修費	19,685	0.2	88,816	1.6	108,501	0.7	109,862	0.7	△ 1,361	△ 1.2	1.6
扶助費	貴、補	助費等	1,146,536	10.8	472,154	8.5	1,548,430	9.6	1,531,244	9.5	17,186	1.1	1.0
普通到	建設	事業費	358,231	3.4	1,730,480	31.0	2,071,834	12.9	1,840,352	11.4	231,482	12.6	6.1
補」	助事	業 費	84,594	0.8	921,946	16.5	1,001,236	6.2	826,645	5.1	174,591	21.1	13.5
単	独事	業 費	273,637	2.6	808,165	14.5	1,070,598	6.7	1,013,707	6.3	56,891	5.6	0.7
県営	事業	負担金	_	-	370	0.0	_	_	_	-	-	-	-
そ	の	他	88,604	0.8	119,809	2.1	207,986	1.3	174,020	1.0	33,966	19.5	△ 24.3
合		計	10,598,294	100.0	5,577,048	100.0	16,087,778	100.0	16,147,943	100.0	△ 60,165	△ 0.4	△ 0.2

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 25	年 度			平成 241	 年度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	2,026,285	19.1	471,093	8.4	2,497,378	15.5	2,420,729	15.0	76,649	3.2	△ 2.0
都道府県支出金	_	_	72,654	1.3	_	_	_	_	_	-	-
使用料、手数料	17,881	0.2	78,362	1.4	96,243	0.6	100,933	0.6	△ 4,690	△ 4.6	△ 2.4
分担金、負担金、寄附金	6,061	0.1	41,410	0.7	42,977	0.3	39,533	0.2	3,444	8.7	31.4
地 方 債	193,060	1.8	722,820	13.0	912,763	5.7	1,017,899	6.3	△ 105,136	△ 10.3	18.7
その他特定財源	159,072	1.5	351,381	6.4	496,897	3.1	500,177	3.2	△ 3,280	△ 0.7	△ 1.1
一般財源等	8,195,935	77.3	3,839,328	68.8	12,041,520	74.8	12,068,672	74.7	△ 27,152	△ 0.2	△ 1.2
合 計	10,598,294	100.0	5,577,048	100.0	16,087,778	100.0	16,147,943	100.0	△ 60,165	△ 0.4	△ 0.2

第68表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

							平 成 25	年 度			平成 241	主度	比	較	
	X		分		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人		件		費	3,303,875	99.5	128,089	9.2	3,431,964	73.0	3,565,533	74.9	△ 133,569	△ 3.7	△ 2.2
物		件		費	12,312	0.4	416,823	30.1	429,135	9.1	416,464	8.7	12,671	3.0	△ 4.9
維	持	補	修	費	-	_	38,434	2.8	38,434	0.8	38,728	0.8	△ 294	△ 0.8	5.5
普	通建	設	事業	費	2,605	0.1	730,682	52.7	730,682	15.5	672,539	14.1	58,143	8.6	11.3
	補且	功 事	業	費	-	_	462,071	33.3	462,071	9.8	392,664	8.2	69,407	17.7	16.5
	単列	虫 事	業	費	2,605	0.1	268,612	19.4	268,612	5.7	279,875	5.9	△ 11,263	△ 4.0	4.7
	県営	事業	負担	金	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-
そ		の		他	2,306	0.0	71,530	5.2	70,220	1.6	68,110	1.5	2,110	3.1	2.7
	合		計		3,321,098	100.0	1,385,558	100.0	4,700,435	100.0	4,761,374	100.0	△ 60,939	△ 1.3	△ 0.6

第69表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

						平 成 25	年 度			平成 241	主度	比	較	
	区		分	都道东	見見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人		件	費	1,951,936	99.2	69,706	8.5	2,021,642	72.7	2,084,350	74.0	△ 62,708	△ 3.0	△ 1.4
物		件	費	12,614	0.6	228,419	28.0	241,033	8.7	244,201	8.7	△ 3,168	△ 1.3	3.2
維	持	補	修費	7	0.0	20,928	2.6	20,935	0.8	20,878	0.7	57	0.3	4.4
普ù	通建	設	事業 費	1,191	0.1	437,373	53.6	437,560	15.7	408,587	14.5	28,973	7.1	1.8
補	前助	事	業費	152	0.0	272,886	33.4	273,038	9.8	235,348	8.4	37,690	16.0	5.2
单	单 独	事	業費	1,039	0.1	164,487	20.2	164,522	5.9	173,238	6.2	△ 8,716	△ 5.0	△ 2.5
県	見営事	事業	負担金	-	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-
そ		の	世	1,886	0.1	59,794	7.3	58,689 2.1		58,247	2.1	442	0.8	2.7
	合 計 1,967,634 100.0 816,220 100.0 2,779,859		816,220	100.0	2,779,859	100.0	2,816,263	100.0	△ 36,404	△ 1.3	△ 0.4			

第70表 高等学校費の状況

					平 成 25	年 度			平成 241	主度	比	較	
	<u> </u>	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	1,596,891	81.4	110,516	68.8	1,707,407	80.5	1,771,492	81.8	△ 64,085	△ 3.6	△ 1.6
物	件	費	135,318	6.9	15,801	9.8	151,119	7.1	148,072	6.8	3,047	2.1	△ 1.2
維持	寺 補	修費	13,223	0.7	911	0.6	14,134	0.7	14,340	0.7	△ 206	△ 1.4	△ 0.4
普通	建設	事業費	198,837	10.1	19,998	12.5	218,753	10.3	204,188	9.4	14,565	7.1	0.9
補	助事	業費	36,222	1.8	2,727	1.7	38,949	1.8	26,594	1.2	12,355	46.5	△ 7.6
単	独事	業費	162,615	8.3	17,271	10.8	179,804	8.5	177,594	8.2	2,210	1.2	2.3
県割	営事業	負担金	_	_	-	-	_	_	_	_	-	-	-
そ	の	他	16,845	0.9	13,362	8.3	29,600	1.4	28,068	1.3	1,532	5.5	△ 49.9
合	ì	計	1,961,114	100.0	160,588	100.0	2,121,013	100.0	2,166,160	100.0	△ 45,147	△ 2.1	△ 2.5

第71表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
	₹	分	都道底	f 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	48,116	29.7	319,075	31.9	367,190	32.0	381,685	34.4	△ 14,495	△ 3.8	△ 2.1
物	件	費	61,714	38.1	392,926	39.2	454,639	39.6	442,701	39.9	11,938	2.7	△ 0.1
普通	建設!	事業費	24,792	15.3	208,280	20.8	231,144	20.1	187,265	16.9	43,879	23.4	△ 4.4
補	助事	業費	4,664	2.9	69,081	6.9	73,693	6.4	57,490	5.2	16,203	28.2	△ 3.2
単	独事	業費	20,128	12.4	139,161	13.9	157,451	13.7	129,775	11.7	27,676	21.3	△ 5.0
県	営事業	負担金	_	_	39	0.0	_	_	_	_	_	_	_
そ	の	他	27,220	16.9	81,089	8.1	95,599	8.3	98,765	8.8	△ 3,166	△ 3.2	4.9
2	ì	計	161,842	100.0	1,001,370	100.0	1,148,572	100.0	1,110,416	100.0	38,156	3.4	△ 1.1

第72表 保健体育費の状況

					平 成 25	年 度			平成 241	生度	比	較	
区		分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	27,294	22.9	232,677	19.6	259,971	20.2	278,169	22.7	△ 18,198	△ 6.5	△ 4.7
物	件	費	27,364	23.0	592,570	50.0	619,934	48.1	603,981	49.3	15,953	2.6	4.3
維持	補	修費	871	0.7	12,632	1.1	13,503	1.0	14,117	1.2	△ 614	△ 4.3	△ 0.4
普通强	≛ 設∶	事業費	21,041	17.7	263,393	22.2	279,524	21.7	208,990	17.1	70,534	33.7	9.8
補具	功 事	業費	2,960	2.5	83,111	7.0	86,071	6.7	55,139	4.5	30,932	56.1	38.4
単独	虫事	業費	18,081	15.2	180,004	15.2	193,453	15.0	153,851	12.6	39,602	25.7	2.2
県営	事業	負担金	_	_	278	0.0	_	_	_	_	_	-	_
そ	の	他	42,498	35.7	83,475	7.1	117,019	9.0	118,869	9.7	△ 1,850	△ 1.6	3.6
合		計	119,068	100.0	1,184,747	100.0	1,289,951	100.0	1,224,126	100.0	65,825	5.4	2.9
上記の	体育	施設費等	96,764	81.3	447,268	37.8	534,056	41.4	495,451	40.5	38,605	7.8	3.2
内訳	学核	泛給食費	22,304	18.7	737,479	62.2	755,895	58.6	728,675	59.5	27,220	3.7	2.6

第73表 性質別歳出決算額の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

				_							1								
						4	成 25	年月	度				比	,				較	
	X		分								平成24 純 計			増	減	率	前年	F度増減	咸率
					都道府	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	市町	村	純 計	額	****	LIX.	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
人		件	3	貴	13,355,496	26.7	8,822,428	16.1	22,177,923	22.8	23,017,626	23.9	△ 839,703	△ 3.9	△ 3.3	△ 3.6	△ 1.3	△ 2.6	△ 1.8
物		件	5	貴	1,788,700	3.6	7,153,578	13.0	8,942,279	9.2	8,727,420	9.1	214,859	0.1	3.1	2.5	△ 2.6	△ 0.1	△ 0.6
維	持	補	修 强	貴	436,495	0.9	690,425	1.3	1,126,920	1.2	1,109,647	1.2	17,273	3.5	0.3	1.6	△ 3.7	2.4	△ 0.0
扶		助	Ī	貴	1,013,906	2.0	11,179,261	20.4	12,193,168	12.5	12,022,107	12.5	171,061	△ 0.2	1.6	1.4	△ 7.6	1.4	0.5
補	助] 費		等	12,025,479	24.0	4,116,082	7.5	9,491,359	9.7	9,190,370	9.5	300,989	1.7	8.7	3.3	3.2	7.1	3.2
普通	通建	設事	業業	貴	7,199,242	14.4	7,690,086	14.0	14,191,438	14.6	12,448,950	12.9	1,742,488	10.6	17.4	14.0	△ 5.0	4.3	△ 0.7
j.	∫ ¥i	甫助哥	事業	貴	4,301,961	8.6	3,865,181	7.0	7,848,759	8.1	6,139,131	6.4	1,709,628	22.8	34.2	27.8	△ 4.8	9.5	0.9
5	È	单独引	事業	貴	2,211,196	4.4	3,627,533	6.6	5,580,633	5.7	5,393,313	5.6	187,320	2.0	4.8	3.5	△ 12.5	△ 0.1	△ 5.3
災害	를 復	旧事	業業	貴	583,797	1.2	372,230	0.7	881,731	0.9	971,064	1.0	△ 89,333	△ 3.7	△ 20.7	△ 9.2	48.3	15.7	27.2
失業	交	策事	業業	貴	-	_	162	0.0	162	0.0	140	0.0	22	-	15.7	15.7	_	△ 68.4	△ 68.4
公		債	3	貴	7,127,408	14.2	6,022,306	11.0	13,098,572	13.4	12,982,426	13.5	116,146	2.1	△ 0.6	0.9	2.5	△ 2.1	0.4
積		$\overline{1}$	Ž	金	2,298,892	4.6	2,127,413	3.9	4,426,304	4.5	4,576,003	4.7	△ 149,699	22.9	△ 21.4	△ 3.3	△ 36.2	60.1	△ 1.0
投資	及	び出	資金	金	135,396	0.3	207,927	0.4	343,323	0.4	378,425	0.4	△ 35,102	△ 19.1	△ 1.5	△ 9.3	△ 34.3	△ 4.2	△ 20.3
貸		付	ž	金	3,899,434	7.8	1,526,477	2.8	5,398,137	5.5	5,828,838	6.0	△ 430,701	△ 7.1	△ 8.7	△ 7.4	△ 8.3	△ 9.6	△ 8.5
繰		出	ž	金	188,935	0.4	4,951,571	9.0	5,140,506	5.3	5,164,855	5.4	△ 24,349	△ 8.0	△ 0.2	△ 0.5	△ 8.0	1.8	1.3
前年	度	繰上	充用₃	金 	-	-	206	0.0	206	0.0	681	0.0	△ 475	-	△ 69.8	△ 69.8	_	△ 64.6	△ 64.6
歳	Н		計		50,053,180	100.0	54,860,151	100.0	97,412,028	100.0	96,418,554	100.0	993,474	1.2	1.3	1.0	△ 2.9	2.4	△ 0.6
う	∫ i	遠務 自	勺経	貴	21,496,810	42.9	26,023,995	47.4	47,469,663	48.7	48,022,160	49.8	△ 552,497	△ 1.8	△ 0.6	△ 1.2	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.7
5	Į.	受資 🗎	り経3	貴	7,783,039	15.5	8,062,478	14.7	15,073,330	15.5	13,420,155	13.9	1,653,175	9.4	14.8	12.3	△ 2.0	5.0	0.9

⁽注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

資

料

第73表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

Σ	7	分		決	<u> </u>	章	額			指			数	
	<u> </u>	'' ''	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20	21	22	23	24	25
人	件	費	24,605,245	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626	22,177,923	100	97	96	95	94	90
物	件	費	7,483,777	7,938,750	8,020,269	8,782,678	8,727,420	8,942,279	100	106	107	117	117	119
維力	寺 補	修費	982,314	1,051,671	1,062,583	1,110,111	1,109,647	1,126,920	100	107	108	113	113	115
扶	助	費	8,483,609	9,086,319	11,237,320	11,956,368	12,022,107	12,193,168	100	107	132	141	142	144
普通	建設	事業費	12,987,873	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950	14,191,438	100	111	103	97	96	109
災害	復旧	事業費	187,507	134,962	159,895	763,259	971,064	881,731	100	72	85	407	518	470
失業	対策	事業費	2,567	2,697	2,829	443	140	162	100	105	110	17	5	6
公	債	費	13,133,173	12,853,232	12,949,814	12,933,377	12,982,426	13,098,572	100	98	99	98	99	100
積	立	金	2,841,190	4,187,399	3,139,348	4,620,682	4,576,003	4,426,304	100	147	110	163	161	156
そ	の	世	18,984,222	22,494,919	21,333,386	20,852,093	20,563,171	20,373,531	100	118	112	110	108	107
歳	出	合 計	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028	100	107	106	108	108	109
う	養務	的経費	46,222,026	45,915,180	47,723,334	48,338,218	48,022,160	47,469,663	100	99	103	105	104	103
ち	投資	的経費	13,177,947	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155	15,073,330	100	110	102	101	102	114

(単位 %)

×		分			決	算 額	構成	比			増	泸	或	率	
	:	'ח		20	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25
人	件		費	27.4	24.9	24.8	24.2	23.9	22.8	△ 2.6	△ 2.6	△ 1.8	△ 0.4	△ 1.8	△ 3.6
物	件		費	8.3	8.3	8.5	9.1	9.1	9.2	△ 1.8	6.1	1.0	9.5	△ 0.6	2.5
維持	持補	修 :	費	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	△ 0.7	7.1	1.0	4.5	△ 0.0	1.6
扶	助	1	費	9.5	9.5	11.9	12.3	12.5	12.5	3.7	7.1	23.7	6.4	0.5	1.4
普通	建設	事業	費	14.5	15.0	14.1	12.9	12.9	14.6	△ 4.0	10.7	△ 7.3	△ 6.0	△ 0.7	14.0
災害	復旧事	事業	費	0.2	0.1	0.2	0.8	1.0	0.9	△ 47.1	△ 28.0	18.5	377.4	27.2	△ 9.2
失業	対策	事業	費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 24.7	5.1	4.9	△ 84.3	△ 68.4	15.7
公	債		費	14.6	13.4	13.7	13.3	13.5	13.4	1.0	△ 2.1	0.8	△ 0.1	0.4	0.9
積	<u>17</u>	:	金	3.2	4.4	3.3	4.8	4.7	4.5	31.8	47.4	△ 25.0	47.2	△ 1.0	△ 3.3
そ	の	1	他	21.2	23.3	22.4	21.5	21.2	20.9	5.1	18.5	△ 5.2	△ 2.3	△ 1.4	△ 0.9
歳	出合	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0
))	義務的	的経	費	51.5	47.8	50.4	49.8	49.8	48.7	△ 0.5	△ 0.7	3.9	1.3	△ 0.7	△ 1.2
1 +1	投資的	的経	費	14.7	15.1	14.2	13.7	13.9	15.5	△ 5.1	10.2	△ 7.0	△ 1.5	0.9	12.3

第73表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			 金				 額				構				
		平成15年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	15	20	21	22	23	24	25
人件	費	25,932,276	24,605,245	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626	22,177,923	28.0	27.4	24.9	24.8	24.2	23.9	22.8
財 (国庫支出源) 地 方	出金債	3,086,166 21,001	1,781,632 558,526	1,733,845 465,714	1,935,852 218,001	1,928,730 255,312	1,930,406 249,894	1,847,206 152,877	3.3	2.0	1.8 0.5	2.0	2.0	2.0	1.9 0.2
源 地 刀 内 一般財)		21,868,443	21,425,106	20,935,270	20,778,912	20,650,458	20,228,670	19,585,408	23.6	23.9	21.8	21.9	21.3	21.0	20.1
訳しその	他	956,666	839,981	840,800	603,434	613,973	608,656	592,432	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
物件	費	7,893,696	7,483,777	7,938,750	8,020,269	8,782,678	8,727,420	8,942,279	8.5	8.3	8.3	8.5	9.1	9.1	9.2
財(国庫支出		317,843	177,399	341,987	287,219	551,996	499,346	506,817	0.3	0.2	0.4	0.3	0.6	0.5	0.5
源 地 方 内 一般財	債 原等	1,763 6,293,243	2,336 6,062,039	3,167 6,231,984	11,949 6,292,973	16,453 6,580,417	19,507 6.550.760	22,826 6,735,287	0.0 6.8	0.0 6.8	0.0 6.5	0.0 6.6	0.0	0.0	0.0 6.9
訳しその	他	1,280,847	1,242,003	1,361,612	1,428,128	1,633,812	1,657,807	1,677,349	1.4	1.3	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8
維持補修	費	1,056,352	982,314	1,051,671	1,062,583	1,110,111	1,109,647	1,126,920	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
財 (国庫支出) 源 地 方	出金債	97,014 –	18,884	22,459 —	25,477 1	50,809 —	45,590 —	43,928 —	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
内一般財法		817,624	775,416	839,223	850,068	840,348	855,054	878,677	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
訳(その	他	141,714	188,014	189,989	187,037	218,954	209,003	204,315	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3	0.3
扶 助	費	7,034,889	8,483,609	9,086,319	11,237,320	11,956,368	12,022,107	12,193,168	7.6	9.5	9.5	11.9	12.3	12.5	12.5
財(国庫支出源)地方	出金債	3,568,527 –	3,915,907	4,292,882 —	5,880,771 3,514	6,376,931 3,892	6,221,303 5,388	6,306,575 6,107	3.9	4.4	4.5	6.2 0.0	6.6	6.5 0.0	6.5 0.0
内一般財法		3,138,728	4,206,155	4,348,402	4,844,125	4,934,260	5,144,318	5,253,996	3.4	4.7	4.5	5.1	5.1	5.3	5.4
訳くその	他	327,634	361,547	445,035	508,910	641,285	651,098	626,490	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6
普通建設事		18,250,343	12,987,873	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950	14,191,438	19.7	14.5	15.0	14.1	12.9	12.9	14.6
財 (国庫支出) 原 地 方	出金債	4,034,884 7,007,553	2,675,650 5,417,469	2,990,065 5,511,258	2,721,337 4,757,982	2,902,169 4,725,371	2,828,319 5,160,813	3,724,549 4,951,763	4.4 7.6	3.0 6.0	3.1 5.7	2.9 5.0	3.0 4.9	2.9 5.4	3.8 5.1
内一般財活		5,299,313	3,776,220	4,662,718	4,416,135	3,311,032	2,966,277	3,569,738	5.7	4.2	4.9	4.7	3.4	3.1	3.7
訳くその	他	1,908,593	1,118,534	1,216,830	1,437,917	1,596,590	1,493,541	1,945,388	2.0	1.3	1.3	1.5	1.6	1.5	2.0
災害復旧事		302,929	187,507	134,962	159,895	763,259	971,064	881,731	0.3	0.2	0.1	0.2	0.8	1.0	0.9
財 (国庫支出) 源 地 方	出金債	177,368 80,357	111,220 50,845	68,073 35,835	81,824 36,946	368,449 74,576	558,717 94,371	515,353 78,954	0.2	0.1	0.1	0.1	0.4	0.6	0.5
内 一般財活		36,134	18,554	25,781	36,206	278,316	174,547	190,770	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1
訳くその	他	9,070	6,888	5,273	4,919	41,918	143,429	96,654	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1
失業対策事		17,519	2,567	2,697	2,829	443	140	162	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財 (国庫支b 源 地 方	出金債	6,154 4,722	1,140 1,054	1,139 917	1,115 783	_ _	_	_	0.0	0.0	0.0	0.0	_	_	_
内一般財活		4,894	337	610	886	412	130	161	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
訳しその	他	1,749	36	31	45	31	10	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公 債	費	13,154,898	13,133,173	12,853,232	12,949,814	12,933,377	12,982,426	13,098,572	14.2	14.6	13.4	13.7	13.3	13.5	13.4
財 (国庫支出源) 地方	_{丁並} 債	26,882 —	12,464 0	12,357 _	11,171 –	7,889 109	11,843	12,154	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財活		12,397,157	12,485,105	12,262,681	12,391,975	12,337,160	12,245,489	12,538,491	13.4	13.9	12.8	13.1	12.7	12.7	12.9
訳くその	他	730,859	635,604	578,194	546,668	588,219	725,094	547,927	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.5
積 立 財 (国庫支出	金	1,564,243 47,917	2,841,190 743,064	4,187,399 2,365,787	3,139,348 612,341	4,620,682 2,283,495	4,576,003 2,278,103	4,426,304 1,353,821	1.7 0.1	3.2 0.8	4.4	3.3 0.6	4.8	4.7	4.5 1.4
財 (国庫支b 源 地 方	重債	47,917	88,595	72,786	76,059	64,479	54,091	49,777	- 0.1	0.0	2.5	0.0	2.4	2.4 0.1	0.1
内一般財法		1,283,530	1,684,919	1,499,770	2,185,847	1,942,386	1,748,123	2,716,812	1.4	1.9	1.6	2.3	2.0	1.8	2.8
訳くその	他	232,796	324,612	249,056	265,101	330,322	495,686	305,894	0.2	0.4	0.2	0.3	0.3	0.4	0.2
そ の 財 (国庫支出	他业会	17,374,696 638,515	18,984,222 489,516	22,494,919 1,945,486	21,333,386 641,421	20,852,093 646,291	20,563,171 722,436	20,373,531 595,305	18.9 0.7	21.2	23.3	22.4	21.5	21.2	20.9
財 (国庫支記 源 地 方	遺	537,345	446,466	496,382	625,464	570,190	593,592	763,300	0.7	0.5	0.6	0.7	0.5	0.5	0.7
内一般財活		10,825,816	12,544,680	13,071,222	13,287,442	12,839,235	12,870,594	12,999,873	11.7	13.9	13.5	14.1	13.2	13.3	13.3
訳しその	他	5,373,020	5,503,560	6,981,829	6,779,059	6,796,377	6,376,549	6,015,053	5.9	6.2	7.3	6.8	7.3	6.6	6.2
歳出合		92,581,841	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028				100.0		100.0	
財 (国庫支出源)地 方	出金債	12,001,270 7,652,741	9,926,876 6,565,291	13,774,080 6,586,059	12,198,528 5,730,699	15,116,759 5,710,382	15,096,063 6,177,656	14,905,708 6,025,604	13.0 8.3	11.1 7.3	14.3 6.9	12.9 6.0	15.6 5.9	15.7 6.4	15.3 6.2
内一般財活		61,964,882	62,978,531	63,877,661	65,084,569	63,714,024	62,783,962	64,469,213	66.9	70.2	66.5	68.7	65.7	65.1	66.2
訳(その	他	10,962,948	10,220,779	11,868,649	11,761,218	12,461,481	12,360,873	12,011,503	11.8	11.4	12.3	12.4	12.8	12.8	12.3
うち義務的		46,122,062	46,222,026	45,915,180	47,723,334	48,338,218	48,022,160	47,469,663	49.8	51.5	47.8	50.4	49.8	49.9	48.7
財 (国庫支出源)地 方		6,681,575 21,001	5,710,004 558,527	6,039,084 465,714	7,827,794 221,515	8,313,550 259,313	8,163,552 255,282	8,165,936 158,985	7.2 0.0	6.4 0.6	6.3 0.5	8.2	8.6 0.3	8.5 0.3	8.4 0.2
内一般財活		37,404,327	38,116,366	37,546,354	38,015,011	37,921,878	37,618,478	37,377,894	40.4	42.5	39.1	40.1	39.1	39.0	38.4
訳くその	他	2,015,159	1,837,129	1,864,028	1,659,014	1,843,477	1,984,848	1,766,848	2.2	2.0	1.9	1.9	1.8	2.1	1.7
うち投資的		18,570,791	13,177,947	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155	15,073,330	20.1	14.7	15.1	14.2	13.7	13.9	15.5
財 (国庫支出) 原 地 方	出金債	4,218,406 7,092,633	2,788,010 5,469,369	3,059,278 5,548,009	2,804,276 4,795,711	3,270,618 4,799,947	3,387,036 5,255,184	4,239,902 5,030,717	4.6 7.7	3.1 6.1	3.2 5.8	3.0 5.1	3.4 4.9	3.5 5.5	4.4 5.2
内一般財活		5,340,341	3,795,110	4,689,109	4,453,226	3,589,760	3,140,953	3,760,669	5.8	4.2	4.9	4.7	3.7	3.3	3.9
訳くその	他	1,919,411	1,125,458	1,222,134	1,442,883	1,638,540	1,636,982	2,042,042	2.0	1.3	1.2	1.4	1.7	1.6	2.0

第74表 団体種類別性質別歳出の状況

	×	分 分	義 務 的 経 費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事 業費	う ち 補助事業費	う ち 単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
		政令指定都市	64,226	16,985	30,953	16,288	13,841	7,036	6,147	11,723	8,495	25,032	123,317
	_	中 核 市	32,683	9,705	15,965	7,013	8,107	3,955	3,972	7,571	1,670	13,182	63,213
	平	特 例 市	18,066	5,907	8,407	3,753	4,386	1,971	2,349	4,548	961	8,090	36,051
	成	都市	98,437	33,982	40,928	23,526	32,446	16,606	15,133	29,933	3,417	59,474	223,707
	25	中都市	44,357	14,768	20,316	9,273	12,130	5,769	6,141	12,653	1,612	22,851	93,603
決	年	小都市	54,079	19,214	20,613	14,253	20,316	10,837	8,992	17,280	1,805	36,624	130,104
人		町村	22,745	9,730	6,111	6,904	11,983	6,704	5,008	9,146	409	20,651	64,934
	度	町村 (1万人以上)	15,588	6,415	4,775	4,399	7,341	4,120	3,062	6,012	277	13,439	42,657
算		町村 (1万人未満)	7,157	3,315	1,337	2,506	4,641	2,584	1,946	3,133	132	7,214	22,277
		合 計 数 4 数 4 数 7 4 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	236,157	76,309	102,365	57,484	70,762	36,272	32,609	62,920	14,953	126,430	511,222
額		政令指定都市中 核 市	64,003 32,260	17,683 9,945	30,356 15,352	15,963 6,962	12,789 6,947	5,804 2,977	6,260 3,788	11,676 7,290	9,602 1,779	24,848 12,879	122,918 61,155
	平	特例市	18,076	6,125	8,227	3,723	4,149	1,813	2,251	4,532	1,068	7,783	35,608
(億円)		都市	99,837	35,314	40,737	23,785	26,765	11,838	14,180	28,641	3,552	60,927	219,722
U	成	中都市	45,340	15,478	20,430	9,431	10,884	4,592	6,014	12,468	1,726	22,881	93,299
	24	小都市	54,497	19,837	20,430	14,354	15,881	7,245	8,166	16,173	1,825	38,047	126,423
	年	町村	23,220	9,964	6,123	7,134	9,334	4,472	4,559	8,854	415	23,252	65,075
	度	町村(1万人以上)	15,950	6,627	4,778	4,545	5,645	2,642	2,829	5,747	275	15,540	43,157
	区	町村 (1万人成立)	7,271	3,337	1,345	2,589	3,689	1,830	1,729	3,107	140	7,711	21,918
		合 計	237,395	79,032	100,796	57,568	59,984	26,904	31,038	60,994	16,416	129,689	504,478
		政令指定都市	27.2	22.3	30.2	28.3	19.6	19.4	18.9	18.6	56.8	19.8	24.1
		中 核 市	13.8	12.7	15.6	12.2	11.5	10.9	12.2	12.0	11.2	10.4	12.4
	平	特 例 市	7.7	7.7	8.2	6.5	6.2	5.4	7.2	7.2	6.4	6.4	7.1
	成	都市	41.7	44.5	40.0	40.9	45.9	45.8	46.4	47.6	22.9	47.0	43.8
	25	中都市	18.8	19.4	19.8	16.1	17.1	15.9	18.8	20.1	10.8	18.1	18.3
		小 都 市	22.9	25.2	20.1	24.8	28.7	29.9	27.6	27.5	12.1	29.0	25.4
構	年	町村	9.6	12.8	6.0	12.0	16.9	18.5	15.4	14.5	2.7	16.3	12.7
	度	町村 (1万人以上)	6.6	8.4	4.7	7.7	10.4	11.4	9.4	9.6	1.9	10.6	8.3
成		町村 (1万人未満)	3.0	4.3	1.3	4.4	6.6	7.1	6.0	5.0	0.9	5.7	4.4
IJV.		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		政令指定都市	27.0	22.4	30.1	27.7	21.3	21.6	20.2	19.1	58.5	19.2	24.4
比	平	中核市	13.6	12.6	15.2	12.1	11.6	11.1	12.2	12.0	10.8	9.9	12.1
%		特 例 市	7.6	7.8	8.2	6.5	6.9	6.7	7.3	7.4	6.5	6.0	7.1
	成	都市中都市	42.1 19.1	44.7 19.6	40.4	41.3 16.4	44.6 18.1	44.0 17.1	45.7 19.4	47.0 20.4	21.6 10.5	47.0 17.6	43.6 18.5
	24	小都市	23.0	25.1	20.3	24.9	26.5	26.9	26.3	26.5	11.1	29.3	25.1
	年	町村	9.8	12.6	6.1	12.4	15.6	16.6	14.7	14.5	2.5	17.9	12.9
	度	町村 (1万人以上)	6.7	8.4	4.7	7.9	9.4	9.8	9.1	9.4	1.7	12.0	8.6
	区	町村 (1万人太上)	3.1	4.2	1.3	4.5	6.2	6.8	5.6	5.1	0.9	5.9	4.3
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		政令指定都市	223	△ 698	597	325	1,052	1,232	△ 113	47	△ 1,107	184	399
t	曽	中 核 市	423	△ 240	613	51	1,160	978	184	281	△ 109	303	2,058
		特 例 市	△ 10	△ 218	180	30	237	158	98	16	△ 107	307	443
1	或	都市	△ 1,400	△ 1,332	191	△ 259	5,681	4,768	953	1,292	△ 135	△ 1,453	3,985
"	95	中 都 市	△ 983	△ 710	△ 114	△ 158	1,246	1,177	127	185	△ 114	△ 30	304
		小 都 市	△ 418	△ 623	306	△ 101	4,435	3,592	826	1,107	△ 20	△ 1,423	3,681
客	頁	町村	△ 475	△ 234	△ 12	△ 230	2,649	2,232	449	292	△ 6	△ 2,601	△ 141
(i)	急	町村 (1万人以上)	△ 362	△ 212	△ 3	△ 146	1,696	1,478	233	265	2	△ 2,101	△ 500
Ę	9	町村 (1万人未満)	△ 114	△ 22	△ 8	△ 83	952	754	217	26	△ 8	△ 497	359
		合 計	△ 1,238	△ 2,723	1,569	△ 84	10,778	9,368	1,571	1,926	△ 1,463	△ 3,259	6,744
		政令指定都市	0.3	△ 3.9	2.0	2.0	8.2	21.2	△ 1.8	0.4	△ 11.5	0.7	0.3
	en l	中 核 市	1.3	△ 2.4	4.0	0.7	16.7	32.9	4.9	3.9	△ 6.1	2.4	3.4
坩		#± /±i/	. ^ [1]	△ 3.6	2.2	0.8	5.7	8.7	4.4 6.7	0.4 4.5	△ 10.0 △ 3.8	3.9 △ 2.4	1.2 1.8
#		特例 市	△ 0.1		^-	A 4 4	212		· h/	/15			
		都 市	△ 1.4	△ 3.8	0.5	△ 1.1	21.2	40.3					
	或	都 市 中 都 市	△ 1.4 △ 2.2	△ 3.8 △ 4.6	△ 0.6	△ 1.7	11.4	25.6	2.1	1.5	△ 6.6	△ 0.1	0.3
j	或	都 市中 都 市小 都 市	△ 1.4 △ 2.2 △ 0.8	△ 3.8 △ 4.6 △ 3.1	△ 0.6 1.5	△ 1.7 △ 0.7	11.4 27.9	25.6 49.6	2.1 10.1	1.5 6.8	△ 6.6 △ 1.1	△ 0.1 △ 3.7	0.3 2.9
3	或	都 市 中 都 市 小 都 市 町 村	△ 1.4 △ 2.2 △ 0.8 △ 2.0	 △ 3.8 △ 4.6 △ 3.1 △ 2.3 	△ 0.6 1.5 △ 0.2	△ 1.7 △ 0.7 △ 3.2	11.4 27.9 28.4	25.6 49.6 49.9	2.1 10.1 9.8	1.5 6.8 3.3	△ 6.6△ 1.1△ 1.4	△ 0.1△ 3.7△ 11.2	0.3 2.9 △ 0.2
3	或	都 市中 都市 市小 都市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	△ 1.4 △ 2.2 △ 0.8 △ 2.0 △ 2.3	 △ 3.8 △ 4.6 △ 3.1 △ 2.3 △ 3.2 	△ 0.6 1.5 △ 0.2 △ 0.1	△ 1.7 △ 0.7 △ 3.2 △ 3.2	11.4 27.9 28.4 30.0	25.6 49.6 49.9 55.9	2.1 10.1 9.8 8.2	1.5 6.8 3.3 4.6	△ 6.6 △ 1.1 △ 1.4 0.7	△ 0.1△ 3.7△ 11.2△ 13.5	0.3 2.9 △ 0.2 △ 1.2
3	或	都 市 中 都 市 小 都 市 町 村	△ 1.4 △ 2.2 △ 0.8 △ 2.0	 △ 3.8 △ 4.6 △ 3.1 △ 2.3 	△ 0.6 1.5 △ 0.2	△ 1.7 △ 0.7 △ 3.2	11.4 27.9 28.4	25.6 49.6 49.9	2.1 10.1 9.8	1.5 6.8 3.3	△ 6.6△ 1.1△ 1.4	△ 0.1△ 3.7△ 11.2	0.3 2.9 △ 0.2

第75表 一般財源の充当状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

					平成 25:	年度					平成 244	丰度			比	較	
X		分	都道府	県	市町	村	純 計	額	都道府	県	市町	村	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
一 般	財	源	27,846,648	100.0	29,620,270	100.0	55,654,103	100.0	27,317,060	100.0	29,517,911	100.0	55,149,533	100.0	504,570	0.9	△ 0.6
義 務	的経	費	15,146,594	54.4	14,170,766	47.8	30,742,372	55.2	15,495,310	56.7	14,636,006	49.6	31,517,206	57.1	△ 774,834	△ 2.5	△ 0.4
人	件	費	9,170,275	32.9	6,565,705	22.2	16,108,502	28.9	9,661,783	35.4	6,922,656	23.5	16,947,819	30.7	△ 839,317	△ 5.0	△ 1.6
扶	助	費	441,875	1.6	2,951,152	10.0	4,321,278	7.8	452,344	1.7	2,943,978	10.0	4,309,971	7.8	11,307	0.3	4.7
公	債	費	5,534,444	19.9	4,653,910	15.7	10,312,591	18.5	5,381,182	19.7	4,769,373	16.2	10,259,416	18.6	53,175	0.5	△ 0.3
投 資	的経	費	1,228,402	4.4	1,846,756	6.2	3,093,055	5.6	1,009,618	3.7	1,634,607	5.5	2,631,528	4.8	461,527	17.5	△ 12.1
普通	建設事	業費	1,202,753	4.3	1,773,218	6.0	2,936,019	5.3	972,069	3.6	1,552,330	5.3	2,485,182	4.5	450,837	18.1	△ 10.0
災害征	復旧事	業費	25,649	0.1	73,481	0.2	156,903	0.3	37,549	0.1	82,217	0.3	146,237	0.3	10,666	7.3	△ 37.0
失業	対策事	業費	-	-	56	0.0	133	0.0	-	-	61	0.0	109	0.0	24	22.0	△ 68.3
その他	也の紹	費	10,729,336	38.5	11,910,770	40.3	19,188,870	34.5	10,112,559	37.0	11,669,379	39.6	18,452,412	33.5	736,458	4.0	△ 0.4
歳出	合	計	27,104,332	97.3	27,928,292	94.3	53,024,297	95.3	26,617,487	97.4	27,939,992	94.7	52,601,146	95.4	423,151	0.8	△ 1.0
翌年度⁄	への繰	越額	742,316	2.7	1,691,978	5.7	2,629,806	4.7	699,573	2.6	1,577,919	5.3	2,548,388	4.6	81,418	3.2	10.8

⁽注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

その2 推 移 (単位 百万円)

		_		Г		T.	Γ	
区		分	平成20年度充当額	平成21年度充当額	平成22年度充当額	平成23年度充当額	平成24年度充当額	平成25年度充当額
一 般	財	源	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103
義 務	的 経	費	32,941,066	30,060,591	30,384,085	31,638,381	31,517,206	30,742,372
人	件	費	18,516,084	16,761,324	16,607,867	17,228,764	16,947,819	16,108,502
扶	助	費	3,635,059	3,481,444	3,871,742	4,116,674	4,309,971	4,321,278
公	債	費	10,789,923	9,817,823	9,904,477	10,292,944	10,259,416	10,312,591
投 資	的 経	費	3,279,824	3,754,223	3,559,310	2,994,952	2,631,528	3,093,055
普通	建設事	業費	3,263,499	3,733,094	3,529,664	2,762,408	2,485,182	2,936,019
災害征	复旧事	業費	16,035	20,641	28,938	232,200	146,237	156,903
失業	対策事	業費	291	489	708	344	109	133
その他	也の紹	養	18,206,648	17,327,308	18,076,452	18,523,543	18,452,412	19,188,870
歳出	合	計	54,427,538	51,142,122	52,019,847	53,156,876	52,601,146	53,024,297
翌年度/	への繰	越額	1,755,004	1,619,631	1,942,387	2,300,739	2,548,388	2,629,806

(単位 %)

区分			指	数					構	t 比	,	
区 分	20	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25
一般財源	100	94	96	99	98	99	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	100	91	92	96	96	93	58.6	57.0	56.3	57.0	57.1	55.2
人 件 費	100	91	90	93	92	87	33.0	31.8	30.8	31.1	30.7	28.9
扶 助 費	100	96	107	113	119	119	6.5	6.6	7.2	7.4	7.8	7.8
公 債 費	100	91	92	95	95	96	19.2	18.6	18.4	18.6	18.6	18.5
投資的経費	100	114	109	91	80	94	5.8	7.1	6.6	5.4	4.8	5.6
普通建設事業費	100	114	108	85	76	90	5.8	7.1	6.5	5.0	4.5	5.3
災害復旧事業費	100	129	180	1,448	912	979	0.0	0.0	0.1	0.4	0.3	0.3
失業対策事業費	100	168	243	118	37	46	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	95	99	102	101	105	32.5	32.8	33.5	33.5	33.5	34.5
歳出合計	100	94	96	98	97	97	96.9	96.9	96.4	95.9	95.4	95.3
翌年度への繰越額	100	92	111	131	145	150	3.1	3.1	3.6	4.1	4.6	4.7

第76表 人件費の状況

その1 人件費の内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 25	年 度			平成244	午度	比	較	
⊠ □	分	都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
議員報	酬手当	35,702	0.3	190,811	2.2	226,513	1.0	232,135	1.0	△ 5,622	△ 2.4	△ 1.0
委 員 等	報 酬	223,491	1.7	497,943	5.6	721,434	3.3	700,647	3.0	20,787	3.0	3.7
特別職	戦 給 与	3,451	0.0	58,719	0.7	62,170	0.3	63,143	0.3	△ 973	△ 1.5	△ 0.1
職員	1 給	9,654,939	72.3	5,711,965	64.7	15,366,904	69.3	15,825,828	68.8	△ 458,924	△ 2.9	△ 1.3
基	本 給	6,469,258	48.4	3,813,415	43.2	10,282,673	46.4	10,671,303	46.4	△ 388,630	△ 3.6	△ 1.3
その他	の手当	3,184,604	23.8	1,889,861	21.4	5,074,465	22.9	5,144,177	22.3	△ 69,712	△ 1.4	△ 1.4
臨時職	員給 与	1,077	0.0	8,690	0.1	9,766	0.0	10,347	0.0	△ 581	△ 5.6	△ 4.5
地 方 公共済組合		2,037,631	15.3	1,242,228	14.1	3,279,859	14.8	3,445,000	15.0	△ 165,141	△ 4.8	△ 6.2
退 聵		1,276,788	9.6	1,030,462	11.7	2,307,250	10.4	2,528,907	11.0	△ 221,657	△ 8.8	△ 0.3
恩給及び	退職年金	16,281	0.1	2,243	0.0	18,524	0.1	21,455	0.1	△ 2,931	△ 13.7	△ 13.9
災害補	前 償 費	14,618	0.1	11,420	0.1	26,039	0.1	31,868	0.1	△ 5,829	△ 18.3	14.9
そ の) 他	92,595	0.6	76,637	0.9	169,230	0.7	168,643	0.7	587	0.3	△ 4.6
合	計	13,355,496	100.0	8,822,428	100.0	22,177,923	100.0	23,017,626	100.0	△ 839,703	△ 3.6	△ 1.8

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 25	年 度			平成241	年度	比	較	
区 分	都道府県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,732,303 13.	55,355	0.6	1,847,206	8.3	1,930,406	8.4	△ 83,200	△ 4.3	0.1
使用料、手数料	85,717 0.	258,434	2.9	349,296	1.6	360,262	1.6	△ 10,966	△ 3.0	△ 1.1
地 方 債	113,906 0.	38,971	0.4	152,877	0.7	249,894	1.1	△ 97,017	△ 38.8	△ 2.1
その他特定財源	102,215 0.	356,077	4.1	243,136	1.1	248,394	1.0	△ 5,258	△ 2.1	△ 0.5
一般財源等	11,321,355 84.	8,113,591	92.0	19,585,408	88.3	20,228,670	87.9	△ 643,262	△ 3.2	△ 2.0
合 計	13,355,496 100.	8,822,428	100.0	22,177,923	100.0	23,017,626	100.0	△ 839,703	△ 3.6	△ 1.8

その3 団体区分別内訳 (単位 百万円・%)

×	分		平成 25 年	丰度	平成 24 年	丰度	増 減 額	増 減 率	前年度
	.))		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	垣 / 观 (1 「 ル 平	増減率
都道	道府	県	13,355,496	26.7	13,893,593	28.1	△ 538,097	△ 3.9	△ 1.3
市	BJ	村	8,822,428	16.1	9,124,034	16.8	△ 301,606	△ 3.3	△ 2.6
政令	合指定都	市	1,698,472	13.8	1,768,316	14.4	△ 69,844	△ 3.9	0.1
中	核	市	970,513	15.4	994,473	16.3	△ 23,960	△ 2.4	△ 4.7
特	例	市	590,689	16.4	612,522	17.2	△ 21,833	△ 3.6	△ 5.2
中	都	市	1,476,841	15.8	1,547,788	16.6	△ 70,947	△ 4.6	△ 4.1
小	都	市	1,921,377	14.8	1,983,650	15.7	△ 62,273	△ 3.1	△ 2.5
⊞Ţ		村	972,969	15.0	996,404	15.3	△ 23,435	△ 2.4	△ 2.5
一部	『事務組合	i等	964,502	47.4	981,383	47.4	△ 16,881	△ 1.7	△ 0.5
特	別	区	595,071	18.7	612,366	19.5	△ 17,295	△ 2.8	△ 2.7
合	計		22,177,923	22.8	23,017,626	23.9	△ 839,703	△ 3.6	△ 1.8

⁽注) 平成24年度及び平成25年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

第77表 人件費中の職員給の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		平	成 25	年	度			平	成 24	年	度				比	東	ξ		
区分														増	減	率	前年	度増減	咸率
	都道府	県	市町	村	純 計	額	都道府	県	市町	村	純 計	額	増減額	都道	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
														府県			/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
議会関係	12,959	0.1	55,038	1.0	67,997	0.4	13,202	0.1	56,178	1.0	69,380	0.4	△ 1,383	△ 1.8	△ 2.0	△ 2.0	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.6
総務関係	374,701	3.9	1,350,826	23.6	1,725,527	11.2	385,904	3.9	1,382,436	23.5	1,768,340	11.2	△ 42,813	△ 2.9	△ 2.3	△ 2.4	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.4
民生関係	160.761	1.7	1.146.123	20.1	1.306.884	8.5	168.905	17	1.176.144	20.0	1.345.049	8.5	△ 38.165	∧ 4.8	\ ∧ 26	^ 28	^ 50	∧ 17	∧ 21
DV_IVIN	100,701	1.7	1,110,123	20.1	1,500,001	0.5	100,505	,	1,170,111	20.0	1,5 15,6 15	0.5	_ 50,105	_ 1.0	_ 2.0	_ 2.0	_ 5.0		
衛生関係	191,098	2.0	649,037	11.4	840,135	5.5	198,677	2.0	671,624	11.4	870,301	5.5	△ 30,166	△ 3.8	△ 3.4	△ 3.5	△ 1.7	△ 2.6	△ 2.4
労働関係	39,475	0.4	6,230	0.1	45,705	0.3	40,937	0.4	6,465	0.1	47,403	0.3	△ 1,698	△ 3.6	△ 3.6	△ 3.6	△ 2.5	△ 5.5	△ 2.9
農林水産	293,159	3.0	173,451	3.0	466,609	3.0	304,132	3.1	179,144	3.0	483,276	3.1	△ 16,667	A 36	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	\ 3.1	^ ??	∧ 1 7	A 2 N
業関係	233,133	5.0	17 3,431	5.0	400,009	5.0	304,132	J.1	173,144	5.0	403,270	J.1	△ 10,007	△ 3.0	△ J.Z	△ J.4	△ Z.Z	△ 1./	△ 2.0
商工関係	75,558	0.8	105,342	1.8	180,900	1.2	78,261	0.8	106,453	1.8	184,714	1.2	△ 3,814	△ 3.5	△ 1.0	△ 2.1	△ 0.8	0.0	△ 0.3
土木関係	207,932	2.2	466,781	8.2	674,713	4.4	214,404	2.2	484,070	8.2	698,474	4.4	△ 23,761	△ 3.0	△ 3.6	△ 3.4	△ 3.6	△ 2.0	△ 2.5
数 宛 田 /5	1.024.061	20.0			1.024.061	12.6	1 070 001	10.0			1 070 001	10 5	A 44 220	, 11		, , , ,	. 0.7		. 0.7
警察関係	1,934,861	20.0	_	-	1,934,861	12.6	1,979,081	19.9	-	_	1,979,081	12.5	△ 44,220	△ Z.Z	-	△ Z.Z	△ 0.7	_	△ 0.7
消防関係	141,957	1.5	868,669	15.2	1,010,626	6.6	142,957	1.4	886,166	15.1	1,029,123	6.5	△ 18,497	△ 0.7	△ 2.0	△ 1.8	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7
	,		.,				,		,,,,,,,										
教育関係	6,222,477	64.4	890,469	15.6	7,112,946	46.3	6,416,940	64.5	933,745	15.9	7,350,685	46.4	△ 237,739	△ 3.0	△ 4.6	△ 3.2	△ 0.7	△ 3.6	△ 1.1
合 計	9,654,939	100.0	5,711,965	100.0	15,366,904	100.0	9,943,401	100.0	5,882,426	100.0	15,825,828	100.0	△ 458,924	△ 2.9	△ 2.9	△ 2.9	△ 1.0	△ 1.9	△ 1.3

その2 平均給料月額の状況(普通会計分)

(単位 円・%)

		Ī	F成 26	年4月	1日現在	Ē	Z	F成 25	年4月	1日現在	Ē	İ	曽	減	翠	K	Ŕ	前年	度増	減る	× ×
区	分	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村
一般行		326,969	335,401	328,318	324,410	311,569	328,844	335,408	332,557	326,837	313,857	△ 0.6	△ 0.0	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.8	△ 1.0
高等教育	学 校 育 職	383,787	383,450	395,091	388,755	333,542	383,268	382,927	393,507	389,702	330,274	0.1	0.1	0.4	△ 0.2	1.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	0.2	0.2
小・日教育	中学校 育 職	367,201	368,928	320,486	308,842	297,919	367,029	368,667	316,903	312,937	301,204	0.0	0.1	1.1	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.3	△ 1.0
消 隊	方 職	302,839	316,100	310,584	303,567	293,798	306,318	318,600	314,531	306,324	297,078	△ 1.1	△ 0.8	△ 1.3	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.9
警察	客 職	321,974	321,974	_	-	-	320,808	320,808	-	-	-	0.4	0.4	-	_	-	△ 0.4	△ 0.4	_	_	-

⁽注) 1 「都市」には、中核市、特例市を含む(政令指定都市を除く。)。 2 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特別支援学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

資

料

第78表 地方公務員数の状況

その1 総 括 (単位 人・%)

C 0 1	יואני															(+ 117	/(/0)
				平月	艾26年4月	1日期	記在			平原	以25年4月	1日期	社		比	載	3
区	5	1	都道原	見県	市町	村	合	計	都道底	見	市町	村	合	計	4-7441	1997-9-2-2	前年度
			職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	増減	増減率	増減率
一般行政	文関係	哉員	229,517	16.1	676,439	70.5	905,956	38.0	229,725	16.1	677,103	70.3	906,828	38.0	△ 872	△ 0.1	△ 0.5
議会	· 総	務	44,905	3.2	182,321	19.0	227,226	9.5	44,616	3.1	181,627	18.9	226,243	9.5	983	0.4	△ 0.6
税		務	15,962	1.1	50,332	5.2	66,294	2.8	16,138	1.1	50,616	5.3	66,754	2.8	△ 460	△ 0.7	△ 1.1
民		生	25,519	1.8	201,622	21.0	227,141	9.5	25,643	1.8	201,149	20.9	226,792	9.5	349	0.2	0.5
衛		生	29,864	2.1	102,001	10.6	131,865	5.5	30,083	2.1	103,298	10.7	133,381	5.6	△ 1,516	△ 1.1	△ 1.4
労		働	4,669	0.3	1,007	0.1	5,676	0.2	4,699	0.3	1,047	0.1	5,746	0.2	△ 70	△ 1.2	△ 0.9
農木	木 水	産	50,247	3.5	30,822	3.2	81,069	3.4	50,402	3.5	31,068	3.2	81,470	3.4	△ 401	△ 0.5	△ 1.1
商		I	10,522	0.7	17,564	1.8	28,086	1.2	10,420	0.7	17,341	1.8	27,761	1.2	325	1.2	0.5
土		木	47,829	3.4	90,770	9.5	138,599	5.8	47,724	3.3	90,957	9.4	138,681	5.8	△ 82	△ 0.1	△ 0.6
教育関	係暗	員	891,864	62.6	142,943	14.9	1,034,807	43.4	894,086	62.7	145,953	15.2	1,040,039	43.5	△ 5,232	△ 0.5	△ 1.2
教		員	818,792	57.5	36,588	3.8	855,380	35.9	820,026	57.5	36,720	3.8	856,746	35.9	△ 1,366	△ 0.2	△ 0.5
高	等 学	校	160,994	11.3	10,509	1.1	171,503	7.2	161,196	11.3	10,636	1.1	171,832	7.2	△ 329	△ 0.2	△ 1.0
義	務 教	育	583,781	41.0	856	0.1	584,637	24.5	586,098	41.1	772	0.1	586,870	24.6	△ 2,233	△ 0.4	△ 0.5
そ	の	他	74,017	5.2	25,221	2.6	99,238	4.2	72,732	5.1	25,312	2.6	98,044	4.1	1,194	1.2	△ 0.0
そ	の	他	73,072	5.1	106,355	11.1	179,427	7.5	74,060	5.2	109,233	11.3	183,293	7.7	△ 3,866	△ 2.1	△ 4.1
警察関	係暗	員	284,443	20.0	-	_	284,443	11.9	283,644	19.9	-	_	283,644	11.9	799	0.3	0.1
警	察	官	256,828	18.0	-	_	256,828	10.8	256,026	18.0	_	-	256,026	10.7	802	0.3	0.1
そ	の	他	27,615	1.9	-	_	27,615	1.2	27,618	1.9	_	-	27,618	1.2	△ 3	△ 0.0	0.0
消防関	係暗	員	18,738	1.3	140,433	14.6	159,171	6.7	18,691	1.3	140,257	14.6	158,948	6.7	223	0.1	0.3
合		計	1,424,562	100.0	959,815	100.0	2,384,377	100.0	1,426,146	100.0	963,313	100.0	2,389,459	100.0	△ 5,082	△ 0.2	△ 0.7

⁽注) 特別支援学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推 移 (単位 千人・%)

	分	昭和36年	5月31日	平成24年	4月1日	平成25年	4月1日	平成26年	4月1日		指	数	
区	カ	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	S36.5.31	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1
一般行政	攻関係職員	676	39.6	911	37.9	907	38.0	906	38.0	100	135	134	134
民	生	85	5.0	226	9.4	227	9.5	227	9.5	100	266	267	267
衛	生	74	4.3	135	5.6	133	5.6	132	5.5	100	182	180	178
労	働	18	1.1	6	0.2	6	0.3	6	0.3	100	33	33	33
土	木	107	6.3	140	5.8	139	5.8	139	5.8	100	131	130	130
そ	の他	392	23.0	404	16.8	402	16.8	402	16.9	100	103	103	103
教育関	係職員	842	49.4	1,052	43.7	1,040	43.5	1,035	43.4	100	125	124	123
義務教	教育職員	572	33.5	590	24.5	587	24.6	585	24.5	100	103	103	102
高等等	学校職員	104	6.1	174	7.2	172	7.2	172	7.2	100	167	165	165
学校約	給食職員	29	1.7	9	0.4	9	0.4	8	0.3	100	31	31	28
そ	の他	137	8.0	279	11.6	272	11.4	270	11.3	100	204	199	197
警察関	係職員	149	8.7	283	11.8	284	11.9	284	11.9	100	190	191	191
警	察官	129	7.6	256	10.6	256	10.7	257	10.8	100	198	198	199
そ	の他	20	1.2	27	1.1	28	1.2	27	1.1	100	135	140	135
消防関	係職員	39	2.3	158	6.6	159	6.7	159	6.7	100	405	408	408
合	計	1,706	100.0	2,406	100.0	2,389	100.0	2,384	100.0	100	141	140	140

⁽注) 教育関係職員のうち、平成24年、25年及び26年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。

第79表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

							平 成 25	年 度			平成 241	在度	比	較	
	X		分		都道底	景	市町	村	純計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
賃				金	34,531	1.9	473,583	6.6	508,115	5.7	509,662	5.8	△ 1,547	△ 0.3	△ 2.2
旅				費	85,242	4.8	57,980	0.8	143,221	1.6	141,497	1.6	1,724	1.2	△ 1.0
交		際		費	248	0.0	2,912	0.0	3,160	0.0	3,204	0.0	△ 44	△ 1.4	0.2
需		用		費	349,183	19.5	1,314,471	18.4	1,663,655	18.6	1,640,169	18.8	23,486	1.4	△ 0.9
役		務		費	129,611	7.2	287,707	4.0	417,318	4.7	410,351	4.7	6,967	1.7	△ 1.3
備	H	購	入	費	22,321	1.2	136,029	1.9	158,350	1.8	158,109	1.8	241	0.2	△ 7.1
委		託		料	932,060	52.1	4,274,755	59.8	5,206,815	58.2	5,004,928	57.3	201,887	4.0	1.2
そ		の		他	235,504	13.3	606,141	8.5	841,645	9.4	859,500	10.0	△ 17,855	△ 2.1	△ 7.3
	合		計		1,788,700	100.0	7,153,578	100.0	8,942,279	100.0	8,727,420	100.0	214,859	2.5	△ 0.6

第80表 維持補修費の状況

平成 2 お道府県 市町 市町 総務			額 4.1 11.1 0.0 10.3 0.8 2.0 0.3 0.1 0.9 0.4 0.4 67.8	平成24年 純 計 45,616 122,810 498 113,406 8,906 21,202 2,564 709 9,988 4,378 3,563 751,309	4.1 11.1 0.0 10.2 0.9 1.9 0.2 0.1 0.9 0.4 0.3 67.7	比 増減額 680 2,492 43 2,578 △ 129 864 289 45 △ 84 143 471	増減率 1.5 2.0 8.6 2.3 △1.4 4.1 11.3 6.3 △0.8 3.3 13.2	前年度 増減率 △ 1.3 △ 1.7 △16.4 △ 1.5 △ 2.8 △ 3.4 △14.7 △ 6.8 0.5 △ 0.2 △ 7.5
お道府県 市町 お道府県 市町 総務 費 20,921 4.8 25,375 衛生費 1,798 0.4 123,504 保健所費 272 0.1 269 清掃費 422 0.1 115,562 その他 1,104 0.2 7,673 農林水産業費 6,921 1.6 15,144 農業費 914 0.2 1,938 畜産業費 312 0.1 442 農地費 1,447 0.3 8,458 株業費 1,085 0.2 3,436 水産業費 3,163 0.7 871 土木費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住宅費 72,656 16.6 51,191 その他 12,153 2.8 7,399	3.7 17.9 0.0 16.7 1.2 2.2 0.3 0.1 1.2 0.5 0.1 58.8	46,296 125,302 541 115,984 8,777 22,066 2,853 754 9,904 4,521 4,034 763,859	4.1 11.1 0.0 10.3 0.8 2.0 0.3 0.1 0.9 0.4	純 計 45,616 122,810 498 113,406 8,906 21,202 2,564 709 9,988 4,378 3,563	4.1 11.1 0.0 10.2 0.9 1.9 0.2 0.1 0.9 0.4 0.3	680 2,492 43 2,578 \(\triangle 129\) 864 289 45 \(\triangle 84\) 143 471	1.5 2.0 8.6 2.3 △ 1.4 4.1 11.3 6.3 △ 0.8 3.3	増減率 △ 1.3 △ 1.7 △16.4 △ 1.5 △ 2.8 △ 3.4 △14.7 △ 6.8 0.5 △ 0.2
(イン・インターの) (本) は (本) では、 (本	17.9 0.0 16.7 1.2 2.2 0.3 0.1 1.2 0.5 0.1 58.8	125,302 541 115,984 8,777 22,066 2,853 754 9,904 4,521 4,034 763,859	11.1 0.0 10.3 0.8 2.0 0.3 0.1 0.9 0.4	122,810 498 113,406 8,906 21,202 2,564 709 9,988 4,378 3,563	11.1 0.0 10.2 0.9 1.9 0.2 0.1 0.9 0.4 0.3	2,492 43 2,578 \(\triangle 129\) 864 289 45 \(\triangle 84\) 143 471	2.0 8.6 2.3 △ 1.4 4.1 11.3 6.3 △ 0.8 3.3	 △ 1.7 △ 16.4 △ 1.5 △ 2.8 △ 3.4 △ 14.7 △ 6.8 ○ 0.5 △ 0.2
保健所費 272 0.1 269 清掃費 422 0.1 115,562 その他 1,104 0.2 7,673 農林水産業費 6,921 1.6 15,144 農業費 914 0.2 1,938 畜産業費 312 0.1 442 農地費 1,447 0.3 8,458 林業費 1,085 0.2 3,436 水産業費 3,163 0.7 871 土木費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住宅費 72,656 16.6 51,191 その他 12,153 2.8 7,399	0.0 16.7 1.2 2.2 0.3 0.1 1.2 0.5 0.1 58.8	541 115,984 8,777 22,066 2,853 754 9,904 4,521 4,034 763,859	0.0 10.3 0.8 2.0 0.3 0.1 0.9 0.4	498 113,406 8,906 21,202 2,564 709 9,988 4,378 3,563	0.0 10.2 0.9 1.9 0.2 0.1 0.9 0.4	43 2,578 △ 129 864 289 45 △ 84 143 471	8.6 2.3 △ 1.4 4.1 11.3 6.3 △ 0.8 3.3	△16.4 △ 1.5 △ 2.8 △ 3.4 △14.7 △ 6.8 0.5 △ 0.2
清 掃 費 422 0.1 115.562 そ の 他 1,104 0.2 7,673 農 林 水 産 業 費 6,921 1.6 15,144 農 業 費 914 0.2 1,938 畜 産 業 費 312 0.1 442 農 地 費 1,447 0.3 8,458 林 業 費 1,085 0.2 3,436 水 産 業 費 3,163 0.7 871 土 木 費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都 市 計 画 費 29,173 6.7 45,547 住 宅 費 72,656 16.6 51,191 そ の 他 12,153 2.8 7,399	16.7 1.2 2.2 0.3 0.1 1.2 0.5 0.1 58.8	115,984 8,777 22,066 2,853 754 9,904 4,521 4,034 763,859	10.3 0.8 2.0 0.3 0.1 0.9 0.4	113,406 8,906 21,202 2,564 709 9,988 4,378 3,563	10.2 0.9 1.9 0.2 0.1 0.9 0.4	2,578 △ 129 864 289 45 △ 84 143 471	2.3 △ 1.4 4.1 11.3 6.3 △ 0.8 3.3	 △ 1.5 △ 2.8 △ 3.4 △ 14.7 △ 6.8 0.5 △ 0.2
その他 1,104 0.2 7,673 農林水産業費 6,921 1.6 15,144 農業費 914 0.2 1,938 畜産業費 312 0.1 442 農地費 1,447 0.3 8,458 水産業費 3,163 0.7 871 土木費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住宅費 72,656 16.6 51,191 その他 12,153 2.8 7,399	1.2 2.2 0.3 0.1 1.2 0.5 0.1 58.8	8,777 22,066 2,853 754 9,904 4,521 4,034 763,859	0.8 2.0 0.3 0.1 0.9 0.4 0.4	8,906 21,202 2,564 709 9,988 4,378 3,563	0.9 1.9 0.2 0.1 0.9 0.4 0.3	 △ 129 864 289 45 △ 84 143 471 	△ 1.4 4.1 11.3 6.3 △ 0.8 3.3	△ 2.8△ 3.4△14.7△ 6.80.5△ 0.2
農林水産業費 6,921 1.6 15,144 農業費 914 0.2 1,938 畜産業費 312 0.1 442 農地費 1,447 0.3 8,458 林業費 1,085 0.2 3,436 水産業費 3,163 0.7 871 土木費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住宅費 72,656 16.6 51,191 その他 12,153 2.8 7,399	2.2 0.3 0.1 1.2 0.5 0.1 58.8	22,066 2,853 754 9,904 4,521 4,034 763,859	2.0 0.3 0.1 0.9 0.4 0.4	21,202 2,564 709 9,988 4,378 3,563	1.9 0.2 0.1 0.9 0.4 0.3	864 289 45 △ 84 143 471	4.1 11.3 6.3 △ 0.8 3.3	△ 3.4△14.7△ 6.8○.5△ 0.2
農業費 914 0.2 1,938 畜産業費 312 0.1 442 農 地 費 1,447 0.3 8,458 林 業 費 1,085 0.2 3,436 水 産業費 3,163 0.7 871 土 木 費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住 宅 費 72,656 16.6 51,191 そ の 他 12,153 2.8 7,399	0.3 0.1 1.2 0.5 0.1 58.8	2,853 754 9,904 4,521 4,034 763,859	0.3 0.1 0.9 0.4 0.4	2,564 709 9,988 4,378 3,563	0.2 0.1 0.9 0.4 0.3	289 45 △ 84 143 471	11.3 6.3 △ 0.8 3.3	△14.7 △ 6.8 0.5 △ 0.2
審産業費 312 0.1 442 農地費 1,447 0.3 8,458 林業費 1,085 0.2 3,436 水産業費 3,163 0.7 871 土木費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住宅費 72,656 16.6 51,191 その他 12,153 2.8 7,399	0.1 1.2 0.5 0.1 58.8	754 9,904 4,521 4,034 763,859	0.1 0.9 0.4 0.4	709 9,988 4,378 3,563	0.1 0.9 0.4 0.3	45 △ 84 143 471	6.3 △ 0.8 3.3	△ 6.8 0.5 △ 0.2
農 地 費 1,447 0.3 8,458 林 業 費 1,085 0.2 3,436 水 産 業 費 3,163 0.7 871 土 木 費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住 宅 費 72,656 16.6 51,191 そ の 他 12,153 2.8 7,399	1.2 0.5 0.1 58.8	9,904 4,521 4,034 763,859	0.9 0.4 0.4	9,988 4,378 3,563	0.9 0.4 0.3	△ 84 143 471	△ 0.8 3.3	0.5 \triangle 0.2
林 業 費 1,085 0.2 3,436 水 産 業 費 3,163 0.7 871 土 木 費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住 宅 費 72,656 16.6 51,191 そ の 他 12,153 2.8 7,399	0.5 0.1 58.8	4,521 4,034 763,859	0.4	4,378 3,563	0.4	143 471	3.3	△ 0.2
水産業費 3,163 0.7 871 土 木 費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住 宅 費 72,656 16.6 51,191 そ の 他 12,153 2.8 7,399	0.1 58.8	4,034 763,859	0.4	3,563	0.3	471		
土 木 費 357,598 81.9 406,260 道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住 宅 費 72,656 16.6 51,191 そ の 他 12,153 2.8 7,399	58.8	763,859					13.2	△ 7.5
道路橋りょう費 204,120 46.8 288,817 河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住宅費 72,656 16.6 51,191 その他 12,153 2.8 7,399			67.8	751,309	677			
河川海岸費 39,496 9.0 13,306 都市計画費 29,173 6.7 45,547 住宅費 72,656 16.6 51,191 その他 12,153 2.8 7,399	41.8	402.020		-	6/./	12,550	1.7	1.4
都市計画費 29,173 6.7 45,547 住 宅 費 72,656 16.6 51,191 そ の 他 12,153 2.8 7,399	1	492,930	43.7	485,660	43.8	7,278	1.5	3.5
住 宅 費 72,656 16.6 51,191 そ の 他 12,153 2.8 7,399	1.9	52,802	4.7	51,978	4.7	824	1.6	△ 4.3
その他 12,153 2.8 7,399	6.6	74,721	6.6	74,714	6.7	7	0.0	△ 1.0
	7.4	123,847	11.0	121,850	11.0	1,997	1.6	△ 1.2
警察費 19,106 4.4 -	1.1	19,551	1.8	17,107	1.5	2,444	14.3	△ 6.3
	_	19,106	1.7	19,168	1.7	△ 62	△ 0.3	△ 0.3
消 防 費 4,730 1.1 8,573	1.2	13,302	1.2	12,465	1.1	837	6.7	4.4
教育費 19,685 4.5 88,816	12.9	108,501	9.6	109,862	9.9	△1,361	△ 1.2	1.6
小 学 校 費 38,434	5.6	38,434	3.4	38,728	3.5	△ 294	△ 0.8	5.5
中学校費 7 0.0 20,928	3.0	20,935	1.9	20,878	1.9	57	0.3	4.4
高等学校費 13,223 3.0 911	0.1	14,134	1.3	14,340	1.3	△ 206	△ 1.4	△ 0.4
その他 6,455 1.5 28,543	4.2	34,998	3.0	35,916	3.2	△ 918	△ 2.6	△ 3.0
その他 5,736 1.3 22,753	3.3	28,488	2.5	27,215	2.5	1,273	4.7	△26.4
合 計 436,495 100.0 690,425		1,126,920	100.0	1,109,647	100.0	17,273	1.6	△ 0.0

第81表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 244	午度	比	較	
	区 分		都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
民	生	費	741,738	73.2	10,860,791	97.2	11,602,529	95.2	11,435,473	95.1	167,056	1.5	0.5
社	会 福 祉	費	218,904	21.6	2,445,984	21.9	2,664,888	21.9	2,531,433	21.1	133,455	5.3	11.4
老	人 福 祉	費	12,118	1.2	207,483	1.9	219,601	1.8	220,190	1.8	△ 589	△ 0.3	△ 1.0
児	童 福 祉	費	321,549	31.7	4,714,557	42.2	5,036,107	41.3	4,995,529	41.6	40,578	0.8	△ 4.5
生	活保護	費	188,147	18.6	3,487,685	31.2	3,675,831	30.1	3,647,166	30.3	28,665	0.8	2.8
災	害 救 助	費	1,020	0.1	5,082	0.0	6,102	0.1	41,155	0.3	△ 35,053	△ 85.2	△ 61.3
衛	生	費	259,032	25.5	184,752	1.7	443,784	3.6	439,901	3.7	3,883	0.9	1.2
結	核対策	費	1,649	0.2	2,432	0.0	4,081	0.0	4,246	0.0	△ 165	△ 3.9	△ 1.5
そ	Ø	他	257,383	25.3	182,320	1.7	439,703	3.6	435,655	3.7	4,048	0.9	1.2
教	育	費	13,135	1.3	133,706	1.2	146,841	1.2	146,697	1.2	144	0.1	1.8
小	学 校	費	_	_	35,910	0.3	35,910	0.3	36,949	0.3	△ 1,039	△ 2.8	0.7
中	学 校	費	9	0.0	38,253	0.3	38,262	0.3	38,881	0.3	△ 619	△ 1.6	3.0
保	健体育	費	181	0.0	32,670	0.3	32,851	0.3	33,112	0.3	△ 261	△ 0.8	△ 1.2
そ	の	他	12,945	1.3	26,873	0.3	39,818	0.3	37,755	0.3	2,063	5.5	4.4
そ	の	他	1	0.0	12	0.0	14	0.0	36	0.0	△ 22	△ 61.1	△ 12.2
e	i at	-	1,013,906	100.0	11,179,261	100.0	12,193,168	100.0	12,022,107	100.0	171,061	1.4	0.5

第82表 補助費等の状況

				平成2	25年度			平成2	4年度		増減	北安百	増減	±1.√∞	前年	F度
	×	分	都道	市町村	合	計	都道	市町村	合	計	1百/19	以合 只	垣/	以 半	増減	咸率
			府県	1 1	単純	純 計	府県	ניין נשנוו	単純	純 計	単純	純 計	単純	純計	単純	純計
負	担金、	寄附金	2,496,876	677,007	3,173,884		2,164,782	539,688	2,704,471		469,413		17.4		6.3	
補	前助 3	交付金	8,527,594	1,431,732	9,959,326		8,692,254	1,372,145	10,064,399		△ 105,073		△ 1.0		2.7	
7	- (の 他	1,001,009	2,007,343	3,008,351		969,002	1,876,176	2,845,177		163,174		5.7		7.2	
2	ì	計	12,025,479	4,116,082	16,141,561	9,491,359	11,826,038	3,788,009	15,614,047	9,190,370	527,514	300,989	3.4	3.3	4.1	3.2
		企業 (法適)	443,663	1,221,239	1,664	,902	454,393	1,212,442	1,666	5,834	△ 1	,932	Δ	0.1	Δ	0.1

第83表 普通建設事業費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 25	年 度			平成 24:	年度	比	較	
⊠	分	ŧ	那 道 府	見	市町	村	純計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
補助	事業	4,3	301,961	59.8	3,865,181	50.3	7,848,759	55.3	6,139,131	49.3	1,709,628	27.8	0.9
単独	事業	2,2	211,196	30.7	3,627,533	47.2	5,580,633	39.3	5,393,313	43.3	187,320	3.5	△ 5.3
国直轄	事業負担金	È 6	86,086	9.5	75,961	1.0	762,046	5.4	916,507	7.4	△ 154,461	△ 16.9	20.9
県営事	業負担金	Šį.	-	_	121,411	1.6	_	-	-	-	-	-	-
合	計	7,1	99,242	100.0	7,690,086	100.0	14,191,438	100.0	12,448,950	100.0	1,742,488	14.0	△ 0.7

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 25	年 度			平成 244	年度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	2,181,091	30.3	1,543,345	20.1	3,724,549	26.2	2,828,319	22.7	896,230	31.7	△ 2.5
分担金、負担金、寄附金	139,300	1.9	41,339	0.5	99,700	0.7	100,956	0.8	△ 1,256	△ 1.2	1.8
財産収入	11,311	0.2	16,536	0.2	27,868	0.2	22,304	0.2	5,564	24.9	△ 32.5
地方債	2,397,930	33.3	2,520,143	32.8	4,951,763	34.9	5,160,813	41.5	△ 209,050	△ 4.1	9.2
その他特定財源	984,726	13.7	1,377,463	17.9	1,817,820	12.8	1,370,281	11.0	447,539	32.7	△ 6.4
一般財源等	1,484,884	20.6	2,191,260	28.5	3,569,738	25.2	2,966,277	23.8	603,461	20.3	△ 10.4
合 計	7,199,242	100.0	7,690,086	100.0	14,191,438	100.0	12,448,950	100.0	1,742,488	14.0	△ 0.7

資

料

編

第83表 普通建設事業費の状況(つづき)

その3 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				4	成 25	年月	 安					 比				較	
区		分							平成24			増	減	率	前年	 F度増減	 或率
		,,	都道东	見見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総	務	費	289,376	4.0	536,186	7.0	716,869	5.1	626,173	5.0	90,696	8.5	19.2	14.5	△ 8.0	5.7	0.3
民	生	費	255,544	3.5	469,114	6.1	611,818	4.3	581,654	4.7	30,164	△ 4.0	11.6	5.2	△ 55.7	△ 9.3	△ 38.1
社会	会 福	祉 費	50,146	0.7	55,179	0.7	101,134	0.7	107,966	0.9	△ 6,832	△ 12.7	△ 1.7	△ 6.3	△ 27.0	△ 12.2	△ 20.3
老力	人福	祉 費	105,017	1.5	124,768	1.6	185,401	1.3	174,573	1.4	10,828	5.2	8.1	6.2	△ 39.7	△ 36.0	△ 36.2
児重	章 福	祉 費	90,272	1.3	255,007	3.3	281,074	2.0	257,939	2.1	23,135	5.8	10.2	9.0	9.5	15.3	10.7
そ	の	他	10,109	0.0	34,160	0.5	44,209	0.3	41,176	0.3	3,033	△ 57.1	94.2	7.4	△ 91.6	△ 3.8	△ 86.2
衛	生	費	219,807	3.1	533,912	6.9	703,397	5.0	662,885	5.3	40,512	0.8	10.0	6.1	6.0	1.9	2.8
清	掃	費	24,730	0.3	393,762	5.1	411,959	2.9	360,432	2.9	51,527	34.2	13.1	14.3	△ 1.8	0.8	0.8
そ	の	他	195,077	2.8	140,150	1.8	291,438	2.1	302,453	2.4	△ 11,015	△ 2.2	2.0	△ 3.6	6.8	4.7	5.3
労	働	費	4,178	0.1	4,374	0.1	8,532	0.1	15,668	0.1	△ 7,136	△ 64.6	8.3	△ 45.5	62.4	△ 1.1	38.4
農林	水 産	業 費	1,471,705	20.4	535,621	7.0	1,747,702	12.3	1,476,299	11.9	271,403	18.7	18.0	18.4	△ 0.1	8.6	1.0
農	業	費	90,821	1.3	131,320	1.7	164,132	1.2	131,199	1.1	32,933	19.8	24.5	25.1	33.8	17.5	9.4
畜	産業	美 費	15,112	0.2	13,046	0.2	24,282	0.2	23,389	0.2	893	5.6	△ 3.2	3.8	△ 20.6	△ 6.3	△ 14.7
農	地	費	755,301	10.5	205,449	2.7	845,424	6.0	757,747	6.1	87,677	13.6	4.5	11.6	2.8	11.5	4.0
林	業	費	418,266	5.8	85,353	1.1	452,874	3.2	365,043	2.9	87,831	26.5	24.2	24.1	△ 10.5	△ 12.8	△ 9.5
水	産業	美 費	192,205	2.7	100,453	1.3	260,991	1.8	198,921	1.6	62,070	24.4	44.0	31.2	2.6	18.9	8.8
商	エ	費	156,191	2.2	131,702	1.7	276,073	1.9	207,359	1.7	68,714	40.5	23.1	33.1	△ 14.9	△ 13.9	△ 14.9
土	木	費	4,228,613	58.7	3,316,287	43.1	7,414,534	52.2	6,482,935	52.1	931,599	9.5	20.6	14.4	0.6	1.4	0.9
道路	橋り。	ょう費	2,066,407	28.7	1,227,846	16.0	3,265,062	23.0	2,872,944	23.1	392,118	10.7	19.0	13.6	0.8	△ 3.0	△ 0.6
河川	海	岸費	1,072,202	14.9	117,269	1.5	1,174,608	8.3	1,079,085	8.7	95,523	9.2	6.7	8.9	6.0	△ 0.2	5.6
港	湾	費	196,535	2.7	122,100	1.6	303,627	2.1	246,152	2.0	57,475	11.5	41.4	23.3	2.5	10.6	4.5
都市	方計	画 費	632,686	8.8	1,339,930	17.4	1,917,711	13.5	1,742,771	14.0	174,940	4.9	11.9	10.0	△ 4.4	1.1	△ 1.1
街	路	費	368,674	5.1	422,720	5.5	766,619	5.4	769,917	6.2	△ 3,298	△ 2.2	0.9	△ 0.4	△ 10.8	△ 5.1	△ 8.4
公	園	費	104,144	1.4	263,207	3.4	363,010	2.6	317,655	2.6	45,355	11.0	14.9	14.3	18.2	△ 0.3	3.8
下	水	道費	6,957	0.1	15,219	0.2	16,637	0.1	16,120	0.1	517	9.5	0.1	3.2	46.7	△ 3.2	△ 3.7
区	画整理	費等	152,910	2.1	638,784	8.3	771,445	5.4	639,079	5.1	132,366	21.1	19.6	20.7	1.4	7.5	6.7
住	宅	費	211,846	2.9	470,127	6.1	670,727	4.7	446,774	3.6	223,953	27.1	62.2	50.1	△ 4.2	19.8	9.4
そ	の	他	48,937	0.7	39,015	0.5	82,799	0.6	95,209	0.7	△ 12,410	△ 26.3	17.4	△ 13.0	△ 18.6	0.4	△ 13.0
消	防	費	22,994	0.3	413,870	5.4	429,536	3.0	326,818	2.6	102,718	10.6	32.8	31.4	14.1	48.7	44.8
教	育	費	358,231	5.0	1,730,480	22.5	2,071,834	14.6	1,840,352	14.8	231,482	11.1	13.0	12.6	△ 1.6	8.1	6.1
	学材	交 費	2,605	0.0	730,682	9.5	730,682	5.1	672,539	5.4	58,143	△ 36.5	8.6	8.6	105.2	11.3	11.3
中	学材	交 費	1,191	0.0	437,373	5.7	437,560	3.1	408,587	3.3	28,973	△ 41.9	7.1	7.1	12.5	1.9	1.8
高等	手 学	校費	198,837	2.8	19,998	0.3	218,753	1.5	204,188	1.6	14,565	6.1	17.6	7.1	0.8	1.8	0.9
社会	会 教	育費	24,792	0.3	208,280	2.7	231,144	1.6	187,265	1.5	43,879	21.5	23.3	23.4	△ 34.4	0.9	△ 4.4
保質	建体	育費	21,041	0.3	263,393	3.4	279,524	2.0	208,990	1.7	70,534	26.1	35.0	33.7	△ 18.8	12.7	9.8
大	学	費	19,756	0.3	1,804	0.0	21,560	0.2	17,704	0.1	3,856	44.8	△ 55.6	21.8	△ 24.5	△ 9.9	△ 21.6
そ	の	他	90,009	1.3	68,950	0.9	152,611	1.1	141,079	1.2	11,532	15.3	4.4	8.2	14.3	30.4	19.6
そ	の	他	192,603	2.7	18,540	0.2	211,143	1.5	228,807	1.8	△ 17,664	1.5	△ 52.6	△ 7.7		26.4	3.4
合		計	7,199,242	100.0	7,690,086	100.0	14,191,438	100.0	12,448,950	100.0	1,742,488	10.6	17.4	14.0	△ 5.0	4.3	△ 0.7

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		平	成 25	年月	 芰					 比				較	
区分							平成24			増	減	率	前年	F度増減	或率
	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総 務 費	21,119	0.5	105,989	2.7	121,789	1.6	96,173	1.6	25,616	5.9	30.8	26.6	15.0	△ 13.8	△ 8.8
民 生 費	169,340	3.9	213,675	5.5	286,037	3.6	271,048	4.4	14,989	△ 5.1	17.9	5.5	△ 63.6	△ 8.5	△ 54.0
社会福祉費	31,505	0.7	14,392	0.4	42,881	0.5	47,457	0.8	△ 4,576	△ 16.2	0.7	△ 9.6	△ 34.9	△ 27.8	△ 34.4
老人福祉費	48,769	1.1	49,798	1.3	62,862	0.8	55,440	0.9	7,422	10.0	18.7	13.4	△ 50.9	△ 49.4	△ 53.6
児童福祉費	78,968	1.8	118,294	3.1	139,065	1.8	128,817	2.1	10,248	8.3	8.3	8.0	15.9	36.6	25.0
そ の 他	10,098	0.3	31,191	0.7	41,229	0.5	39,334	0.6	1,895	△ 57.1	97.5	4.8	△ 91.6	3.4	△ 86.6
衛 生 費	140,550	3.3	225,936	5.8	343,411	4.4	309,516	5.0	33,895	6.3	15.5	11.0	6.1	△ 0.3	1.5
清 掃 費	10,495	0.2	201,445	5.2	211,940	2.7	185,539	3.0	26,401	50.9	12.8	14.2	13.4	1.1	1.5
そ の 他	130,055	3.1	24,491	0.6	131,471	1.7	123,977	2.0	7,494	3.8	43.3	6.0	5.7	△ 13.0	1.6
労 働 費	2,611	0.1	1,230	0.0	3,820	0.0	10,740	0.2	△ 6,920	△ 73.5	25.4	△ 64.4	174.2	△ 23.1	120.7
農林水産業費	1,175,932	27.3	280,135	7.2	1,293,688	16.5	987,605	16.1	306,083	28.7	48.4	31.0	2.4	17.1	3.3
農業費	66,890	1.6	82,700	2.1	104,602	1.3	75,996	1.2	28,606	27.2	37.0	37.6	65.0	41.7	23.1
畜 産 業 費	7,919	0.2	5,057	0.1	10,871	0.1	7,846	0.1	3,025	32.1	12.5	38.6	△ 26.0	△ 38.6	△ 38.1
農 地 費	576,429	13.4	68,188	1.8	590,491	7.5	473,263	7.7	117,228	24.9	40.2	24.8	6.2	45.3	9.0
林 業 費	355,458	8.3	43,741	1.1	360,448	4.6	273,657	4.5	86,791	34.1	39.2	31.7	△ 9.2	△ 14.6	△ 8.1
水 産 業 費	169,237	3.9	80,450	2.1	227,276	2.9	156,843	2.6	70,433	31.7	83.6	44.9	1.9	6.8	5.0
商 工 費	23,137	0.5	34,572	0.9	55,818	0.7	30,246	0.5	25,572	91.5	78.3	84.5	△ 22.6	△ 28.3	△ 28.0
土 木 費	2,619,115	60.9	1,974,767	51.1	4,570,465	58.2	3,469,126	56.5	1,101,339	23.9	44.2	31.7	4.4	10.1	6.3
道路橋りょう費	1,226,715	28.5	589,306	15.2	1,812,766	23.1	1,310,767	21.4	501,999	31.2	56.3	38.3	13.9	7.1	11.7
河川海岸費	712,374	16.6	40,875	1.1	749,165	9.5	600,743	9.8	148,422	26.0	5.8	24.7	0.2	△ 2.5	0.0
港湾費	121,452	2.8	52,137	1.3	173,532	2.2	125,645	2.0	47,887	27.5	70.8	38.1	△ 3.3	6.8	△ 1.2
都市計画費	385,897	9.0	873,359	22.6	1,246,087	15.9	1,067,068	17.4	179,019	1.1	25.8	16.8	△ 2.8	8.2	3.3
街 路 費	255,434	5.9	280,274	7.3	530,992	6.8	507,954	8.3	23,038	△ 1.2	11.4	4.5	△ 11.3	3.1	△ 5.0
公 園 費	66,396	1.5	151,943	3.9	216,126	2.8	173,091	2.8	43,035	8.8	33.7	24.9	49.0	△ 7.0	6.1
下水道費	4,502	0.1	5,815	0.2	7,241	0.1	5,504	0.1	1,737	31.3	22.6	31.6	182.2	△ 19.6	△ 21.2
区画整理費等	59,565	1.4	435,327	11.3	491,729	6.3	380,518	6.2	111,211	1.3	34.3	29.2	△ 0.5	20.4	16.2
住 宅 費	169,058	3.9	401,660	10.4	567,873	7.2	345,163	5.6	222,710	29.5	86.0	64.5	△ 6.0	21.8	9.3
その他	3,619	0.1	17,430	0.5	21,042	0.3	19,740	0.3	1,302	△ 44.1	29.3	6.6	△ 35.1	156.1	42.1
消防費	903	0.0	106,923	2.8	107,826	1.4	78,493	1.3	29,333	14.2	37.6	37.4	170.9	117.8	118.3
教育費	84,594	2.0	921,946	23.9	1,001,236	12.8	826,645	13.5	174,591	34.0	20.3	21.1	11.1	14.0	13.5
小 学 校 費	-	-	462,071	12.0	462,071	5.9	392,664	6.4	69,407	-	17.7	17.7	-	16.5	16.5
中学校費	152	0.0	272,886	7.1	273,038	3.5	235,348	3.8	37,690	△ 35.6	16.1	16.0	76.1	5.1	5.2
高等学校費	36,222	0.8	2,727	0.1	38,949	0.5	26,594	0.4	12,355	49.0	19.3	46.5	△ 8.9	8.1	△ 7.6
社会教育費	4,664	0.1	69,081	1.8	73,693	0.9	57,490	0.9	16,203	△ 12.7	32.4	28.2	△ 28.1	0.3	△ 3.2
保健体育費	2,960	0.1	83,111	2.2	86,071	1.1	55,139	0.9	30,932	186.0	53.6	56.1	△ 68.1	47.8	38.4
大 学 費	605	0.0	25	0.0	630	0.0	417	0.0	213	300.7	△ 90.6	51.1	△ 70.3	411.5	△ 25.5
その他	39,991	1.0	32,045	0.7	66,784	0.9	58,993	1.1	7,791	24.7	7.8	13.2	70.2	42.6	50.9
その他	64,660	1.5	9	0.0	64,669	0.8	59,539	0.9	5,130	8.6	皆増	8.6	9.6	皆減	9.5
合 計	4,301,961	100.0	3,865,181	100.0	7,848,759	100.0	6,139,131	100.0	1,709,628	22.8	34.2	27.8	△ 4.8	9.5	0.9

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	2,181,070	50.7	1,538,523	39.8	3,722,107	47.4	2,828,319	46.1	893,788	31.6	△ 2.5
分担金、負担金、寄附金	72,823	1.7	14,553	0.4	31,484	0.4	28,153	0.5	3,331	11.8	10.7
財 産 収 入	2,038	0.0	1,210	0.0	3,261	0.0	1,815	0.0	1,446	79.7	△ 37.4
地 方 債	1,251,243	29.1	1,171,899	30.3	2,487,284	31.7	2,143,152	34.9	344,132	16.1	5.9
その他特定財源	587,941	13.7	817,625	21.2	1,041,488	13.3	645,238	10.5	396,250	61.4	5.0
一般財源等	206,846	4.8	321,371	8.3	563,135	7.2	492,454	8.0	70,681	14.4	△ 4.6
合 計	4,301,961	100.0	3,865,181	100.0	7,848,759	100.0	6,139,131	100.0	1,709,628	27.8	0.9

第85表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	/\				平 成 25	年 度			平成 244	年度	比	較	
区	分		都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
農林	水産業	費	137,229	20.0	4,387	5.8	141,617	18.6	166,468	18.2	△ 24,851	△ 14.9	0.0
畜	産業	費	_	-	_	-	_	_	_	_	_	-	-
農	地	費	128,550	18.7	4,386	5.8	132,936	17.4	153,981	16.8	△ 21,045	△ 13.7	△ 2.4
林	業	費	4,562	0.7	-	-	4,562	0.6	6,227	0.7	△ 1,665	△ 26.7	30.7
水	産業	費	4,117	0.6	1	0.0	4,119	0.5	6,260	0.7	△ 2,141	△ 34.2	60.5
土	木	費	548,856	80.0	71,574	94.2	620,430	81.4	750,039	81.8	△ 129,609	△ 17.3	26.7
道路	橋りょう	費	329,801	48.1	36,367	47.9	366,168	48.1	433,358	47.3	△ 67,190	△ 15.5	21.4
河丿	海 岸	費	154,016	22.4	8	0.0	154,024	20.2	216,185	23.6	△ 62,161	△ 28.8	39.7
港	湾	費	46,663	6.8	35,137	46.3	81,800	10.7	79,039	8.6	2,761	3.5	25.7
都市	市計画	費	1,703	0.2	61	0.1	1,765	0.2	1,892	0.2	△ 127	△ 6.7	△ 15.9
街	路	費	_	-	-	-	_	_	_	_	_	-	皆減
公	景	費	1,703	0.2	_	-	1,703	0.2	1,830	0.2	△ 127	△ 6.9	△ 16.4
下	水道	費	_	-	-	-	_	_	38	0.0	△ 38	皆減	皆増
区	画整理費	等	_	-	61	0.1	61	0.0	25	0.0	36	144.0	△ 39.0
空	港	費	2,919	0.4	-	-	2,919	0.4	2,558	0.3	361	14.1	24.3
そ	の	他	13,754	2.1	-	-	13,754	1.8	17,007	1.8	△ 3,253	△ 19.1	32.5
合	計		686,086	100.0	75,961	100.0	762,046	100.0	916,507	100.0	△154,461	△ 16.9	20.9

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

_				平 成 25	年 度			平成 241	年度	比	較	
区		都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
分担金、負担	金、寄附金	35,668	5.2	3	0.0	35,671	4.7	41,596	4.5	△ 5,925	△ 14.2	△ 1.7
地 方	債	478,995	69.8	66,474	87.5	545,469	71.6	700,768	76.5	△ 155,299	△ 22.2	25.1
その他特	定財源	1,332	0.2	3,627	4.8	4,116	0.5	1,181	0.1	2,935	248.5	25.2
一般財	源 等	170,091	24.8	5,857	7.7	176,790	23.2	172,962	18.9	3,828	2.2	11.8
合	計	686,086	100.0	75,961	100.0	762,046	100.0	916,507	100.0	△154,461	△ 16.9	20.9

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

			30/										 比		(早1:		円・%)
				-1	- 成 25	年」	支 		₩ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	午庄					較		A
区	:	分	都道層	府 県	市町	村	純 計	額	平成 24 純 計		増減額		増減率		都道	年度増減	
												府県	市町村	純計額	府県	市町村	純計額
総	務	費	268,257	12.1	429,725	11.8	595,080	10.7	530,000	9.8	65,080	8.7	16.7	12.3	△ 9.5	11.5	2.2
民	生	費	86,205	3.9	255,416	7.0	325,781	5.8	310,606	5.8	15,175	△ 1.9	6.8	4.9	△ 21.1	△ 9.9	△ 11.4
社 :	会福	祉 費	18,641	0.8	40,780	1.1	58,253	1.0	60,508	1.1	△ 2,255	△ 6.2	△ 2.5	△ 3.7	△ 5.7	△ 5.3	△ 4.2
	人福:			2.5	74,970	2.1	122,539	2.2	119,133	2.2	3,406	1.3	2.0	2.9	△ 26.3	△ 24.6	△ 22.8
児:	童福:	祉 費	11,304	0.5	136,697	3.8	142,009	2.5	129,121	2.4	12,888	△ 9.2	11.9	10.0	△ 17.0	1.1	△ 0.7
そ	の	他	11	0.1	2,969	0.0	2,980	0.1	1,844	0.1	1,136	△ 76.6	65.4	61.6	△ 16.1	△ 40.5	△ 40.0
衛	生	費	79,257	3.6	307,761	8.5	359,987	6.5	353,369	6.6	6,618	△ 7.6	6.5	1.9	5.8	3.4	3.9
清	掃	費	14,236	0.6	192,189	5.3	200,019	3.6	174,893	3.2	25,126	24.1	13.4	14.4	△ 9.2	0.5	0.0
そ	の	他	65,021	3.0	115,572	3.2	159,968	2.9	178,476	3.4	△ 18,508	△ 12.5	△ 3.3	△ 10.4	8.5	7.8	8.0
労	働	費	1,567	0.1	3,145	0.1	4,712	0.1	4,927	0.1	△ 215	△ 19.6	5.0	△ 4.4	△ 47.0	6.7	△ 23.7
農林	水 産	業費	158,544	7.2	191,260	5.3	312,397	5.6	322,226	6.0	△ 9,829	△ 3.9	△ 1.9	△ 3.1	△ 11.0	△ 0.8	△ 5.2
農	業	費	23,932	1.1	46,727	1.3	59,530	1.1	55,203	1.0	4,327	2.9	8.0	7.8	△ 6.3	△ 5.6	△ 5.1
畜	産業	美費	7,193	0.3	7,209	0.2	13,411	0.2	15,543	0.3	△ 2,132	△ 13.4	△ 14.8	△ 13.7	△ 16.1	37.3	5.5
農	地	費	50,322	2.3	82,879	2.3	121,997	2.2	130,502	2.4	△ 8,505	△ 7.3	△ 4.5	△ 6.5	△ 5.2	△ 5.0	△ 4.5
林	業	費	58,246	2.6	39,752	1.1	87,864	1.6	85,159	1.6	2,705	△ 1.9	12.6	3.2	△ 18.4	△ 11.3	△ 15.5
水	産 業	美費	18,851	0.9	14,693	0.4	29,596	0.5	35,818	0.7	△ 6,222	△ 4.5	△ 30.4	△ 17.4	△ 4.0	56.8	21.4
商	エ	費	133,054	6.0	96,930	2.7	220,255	3.9	177,114	3.3	43,141	34.3	10.9	24.4	△ 13.8	△ 10.0	△ 12.2
土	木	費	1,060,641	48.0	1,212,610	33.4	2,223,639	39.8	2,263,770	42.0	△ 40,131	△ 1.0	△ 2.3	△ 1.8	△ 16.4	△ 7.5	△ 12.0
道路	活橋りょ	う費	509,891	23.1	587,592	16.2	1,086,128	19.5	1,128,819	20.9	△ 42,691	△ 6.8	△ 0.9	△ 3.8	△ 23.6	△ 9.5	△ 17.0
河	海	岸費	205,812	9.3	72,565	2.0	271,419	4.9	262,157	4.9	9,262	2.6	7.7	3.5	△ 3.2	1.1	△ 1.5
港	湾	費	28,420	1.3	25,442	0.7	48,294	0.9	41,467	0.8	6,827	3.8	32.4	16.5	△ 10.8	△ 5.3	△ 8.8
都	市計	画費	245,085	11.1	439,214	12.1	669,859	12.0	673,811	12.5	△ 3,952	11.6	△ 6.4	△ 0.6	△ 6.9	△ 7.6	△ 7.5
往	路	費	113,241	5.1	125,073	3.4	235,628	4.2	261,963	4.9	△ 26,335	△ 4.3	△ 14.5	△ 10.1	△ 9.9	△ 17.3	△ 14.4
公	、園	費	36,045	1.6	110,276	3.0	145,181	2.6	142,734	2.6	2,447	16.5	△ 2.4	1.7	△ 14.6	6.8	1.3
下	水	道 費	2,455	0.1	9,384	0.3	9,396	0.2	10,578	0.2	△ 1,182	△ 16.1	△ 9.9	△ 11.2	△ 6.1	6.6	8.4
×	画整理	里費等	93,345	4.2	194,480	5.4	279,654	5.0	258,536	4.8	21,118	38.3	△ 2.4	8.2	3.2	△ 7.4	△ 4.8
住	宅	費	42,787	1.9	67,878	1.9	102,853	1.8	101,610	1.9	1,243	18.5	△ 8.2	1.2	3.2	14.3	9.8
そ	の	他	28,646	1.3	19,919	0.5	45,086	0.7	55,906	1.0	△ 10,820	△ 29.0	10.7	△ 19.4	△ 28.8	△ 31.2	△ 30.7
消	防	費	22,091	1.0	303,991	8.4	321,710	5.8	248,325	4.6	73,385	10.4	30.4	29.6	11.6	34.3	30.8
教	育	費	273,637	12.4	808,165	22.3	1,070,598	19.2	1,013,707	18.8	56,891	5.5	5.6	5.6	△ 4.3	2.7	0.7
小	学杉	き費	2,605	0.1	268,612	7.4	268,612	4.8	279,875	5.2	△ 11,263	△ 36.5	△ 4.0	△ 4.0	105.2	4.7	4.7
中	学杉	き 費	1,039	0.0	164,487	4.5	164,522	2.9	173,238	3.2	△ 8,716	△ 42.8	△ 5.0	△ 5.0	7.5	△ 2.3	△ 2.5
高	等学	校費	162,615	7.4	17,271	0.5	179,804	3.2	177,594	3.3	2,210	△ 0.3	17.4	1.2	2.4	1.0	2.3
社:	会教	育費	20,128	0.9	139,161	3.8	157,451	2.8	129,775	2.4	27,676	33.6	19.2	21.3	△ 36.3	1.2	△ 5.0
保	健体	育費	18,081	0.8	180,004	5.0	193,453	3.5	153,851	2.9	39,602	15.5	27.9	25.7	△ 9.6	3.1	2.2
大	学	費	19,151	0.9	1,779	0.0	20,930	0.4	17,287	0.3	3,643	42.0	△ 53.2	21.1	△ 23.2	△ 14.8	△ 21.5
そ	の	他	50,018	2.3	36,851	1.1	85,826	1.6	82,087	1.5	3,739	8.7	1.5	4.6	△ 7.0	22.0	4.1
そ	の	他	127,943	5.7	18,530	0.5	146,474	2.6	169,269	3.0	△ 22,795	△ 1.7	△ 52.6	△ 13.5	△ 4.4	26.5	1.4
合		計	2,211,196	100.0	3,627,533	100.0	5,580,633	100.0	5,393,313	100.0	187,320	2.0	4.8	3.5	△ 12.5	△ 0.1	△ 5.3

資

料

編

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 25	年 度			平成 244	年度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	30,809	1.4	22,350	0.6	32,545	0.6	31,208	0.6	1,337	4.3	△ 0.8
財 産 収 入	9,260	0.4	15,316	0.4	24,595	0.4	20,485	0.4	4,110	20.1	△ 32.0
地 方 債	667,692	30.2	1,213,946	33.5	1,919,010	34.4	2,316,893	43.0	△ 397,883	△ 17.2	8.2
その他特定財源	395,489	17.9	550,238	15.2	774,669	13.9	723,866	13.3	50,803	7.0	△ 14.7
一般財源等	1,107,946	50.1	1,825,683	50.3	2,829,814	50.7	2,300,861	42.7	528,953	23.0	△ 12.8
合 計	2,211,196	100.0	3,627,533	100.0	5,580,633	100.0	5,393,313	100.0	187,320	3.5	△ 5.3

第87表 普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)

(単位 %)

					The state of th									
	_				都	道府	県					純	計	額
	区		分		補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独事業費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	県営事業 負 担 金	単 事業費	補 助事業費	国直轄事 業負担金	単 事業費
総		務		費	7.3	_	92.7	19.8	_	0.1	80.1	17.0	_	83.0
民		生		費	66.3	_	33.7	45.5	_	0.0	54.4	46.8	_	53.2
社	会	福	祉	費	62.8	_	37.2	26.1	_	0.0	73.9	42.4	_	57.6
老	人	福	祉	費	46.4	_	53.6	39.9	_	_	60.1	33.9	_	66.1
児	童	福	祉	費	87.5	_	12.5	46.4	_	0.0	53.6	49.5	_	50.5
そ		の		他	99.9	_	0.1	91.3	_	_	8.7	93.3	_	6.7
衛		生		費	63.9	_	36.1	42.3	_	0.0	57.6	48.8	_	51.2
清		掃		費	42.4	_	57.6	51.2	_	0.0	48.8	51.4	_	48.6
そ		の		他	66.7	_	33.3	17.5	_	0.1	82.5	45.1	_	54.9
労		働		費	62.5	_	37.5	28.3	_	_	71.7	44.8	_	55.2
	末 水		業	費	79.9	9.3	10.8	52.3	0.8	11.2	35.7	74.0	8.1	17.9
農		業		費	73.6	_	26.4	63.0	_	1.4	35.6	63.7	_	36.3
畜	産		業	費	52.4	_	47.6	38.8	_	6.0	55.3	44.8	_	55.2
農		地		費	76.3	17.0	6.7	33.2	2.1	24.3	40.3	69.8	15.7	14.4
林		業		費	85.0	1.1	13.9	51.2	_	2.2	46.6	79.6	1.0	19.4
水	産		業	費	88.0	2.1	9.8	80.1	0.0	5.3	14.6	87.1	1.6	11.3
商		I		費	14.8	_	85.2	26.3	_	0.2	73.6	20.2	_	79.8
土		木		費	61.9	13.0	25.1	59.5	2.2	1.7	36.6	61.6	8.4	30.0
	路橋		ょう	費	59.4	16.0	24.7	48.0	3.0	1.2	47.9	55.5	11.2	33.3
河	Ш	海	岸	費	66.4	14.4	19.2	34.9	0.0	3.3	61.9	63.8	13.1	23.1
港		湾		費	61.8	23.7	14.5	42.7	28.8	7.7	20.8	57.2	26.9	15.9
都	市	計	画	費	61.0	0.3	38.7	65.2	0.0	2.0	32.8	65.0	0.1	34.9
往		路		費	69.3	_	30.7	66.3	_	4.1	29.6	69.3	_	30.7
4		園		費	63.8	1.6	34.6	57.7	_	0.4	41.9	59.5	0.5	40.0
Ŧ			道	費	64.7	_	35.3	38.2	_	0.1	61.7	43.5	_	56.5
[<u>></u>	画		費	等	39.0	_	61.0	68.1	0.0	1.4	30.4	63.7	0.0	36.3
住		宅		費	79.8	-	20.2	85.4	_	0.1	14.4	84.7	-	15.3
そ		の		他	7.4	34.1	58.5	44.7	_	4.3	51.1	25.4	20.1	54.5
消		防		費	3.9	_	96.1	25.8	_	0.7	73.5	25.1	_	74.9
教		育	*	費	23.6	_	76.4	53.3	_	0.0	46.7	48.3		51.7
小	学 学		交	費	12.7	_	100.0	63.2	_	_	36.8	63.2	_	36.8
中高	等	学	交 校	費費	12.7 18.2	_	87.3 81.8	62.4 13.6	_	_	37.6 86.4	62.4 17.8	_	37.6 82.2
台社	寺 会	子 教	校 育	費	18.2	_	81.8	33.2	_	0.0	66.8	31.9	_	68.1
保	云 健	 体	育	費	14.1	_	85.9	31.6	_	0.0	68.3	30.8		69.2
1 休 大	陡	14 学	Ħ	費	3.1	_	96.9	1.4	_	0.1	98.6	2.9	_	97.1
そ		チの		世	44.4		55.6	46.5	_	0.1	53.4	43.8		56.2
そ		の		他	33.6	_	66.4	0.0	_	0.1	100.0	30.6	_	69.4
合		<i>U</i>	=	113 }	59.8	9.5	30.7	50.3	1.0	1.6	47.2	55.3	5.4	39.3
				1	59.0	9.5	30.7	50.5	1.0	1.0	47.2	55.5	5.4	39.3

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

C 00 1 C 00 1 3			rt: 25		r i t						Llv			<u>- 12 - 12 / 1</u>	70)
		*	成 25	千	反		平成24	年度		14	比	. 1	較	 年度増減	
区 分	都道府	県	市町	村	合 計	額	合計		増減額	都道府県	割 減 ≥ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	合計額	都道府県	市町村	合計額
総務関係	5,733	1.2	48,278	5.8	54,011	4.1	75,373	6.0	△ 21,362	84.8	△ 33.2	△ 28.3	△ 66.1	15.9	5.4
うち庁舎	1,398	0.3	11,210	1.4	12,608	1.0	16,883	1.3	△ 4,275	510.5	△ 32.7	△ 25.3	151.6	16.1	16.9
民生関係	244	0.1	21,208	2.6	21,451	1.6	24,396	1.9	△ 2,945	△ 70.7	△ 10.0	△ 12.1	21.0	△ 10.8	△ 10.0
うち社会福祉施設	178	0.0	8,650	1.0	8,829	0.7	14,352	1.1	△ 5,523	△ 69.1	△ 37.2	△ 38.5	皆増	26.8	32.1
衛生関係	6,060	1.2	17,423	2.1	23,483	1.8	33,322	2.7	△ 9,839	△ 11.1	△ 34.3	△ 29.5	8.1	△ 7.2	△ 4.4
うち清掃施設	745	0.2	8,496	1.0	9,241	0.7	11,128	0.9	△ 1,887	10,542.9	△ 23.6	△ 17.0	皆増	△ 3.6	△ 3.5
農林水産業関係	10,669	2.2	11,463	1.4	22,132	1.7	21,208	1.7	924	4.7	4.0	4.4	△ 35.9	42.8	△ 10.2
農業関係	10,321	2.1	4,750	0.6	15,071	1.1	16,701	1.3	△ 1,630	4.1	△ 30.1	△ 9.8	6.5	44.5	19.3
林業・水産業関係	347	0.1	6,713	0.8	7,061	0.5	4,508	0.4	2,553	24.4	58.7	56.6	△ 95.8	40.2	△ 53.1
う ち 漁 港	34	0.0	2,528	0.3	2,561	0.2	1,402	0.1	1,159	△ 68.8	95.5	82.7	43.4	569.9	421.2
土 木 関 係	442,714	91.2	605,510	73.0	1,048,224	79.7	946,281	75.5	101,943	8.1	12.8	10.8	△ 5.0	10.8	3.4
道路橋りょう	187,515	38.6	123,443	14.9	310,957	23.6	309,856	24.7	1,101	1.1	△ 0.7	0.4	△ 6.5	△ 5.6	△ 6.2
河 川	58,772	12.1	6,962	0.8	65,733	5.0	52,835	4.2	12,898	29.5	△ 6.7	24.4	△ 7.5	15.9	△ 4.8
港湾	1,228	0.3	6,219	0.7	7,446	0.6	5,578	0.4	1,868	32.0	33.8	33.5	60.3	△ 7.2	△ 0.1
都市計画	179,414	37.0	350,507	42.2	529,921	40.3	510,654	40.8	19,267	8.3	1.6	3.8	△ 1.6	10.4	6.2
うち街路費	120,638	24.9	146,266	17.6	266,905	20.3	271,179	21.6	△ 4,274	△ 4.7	1.2	△ 1.6	2.3	△ 1.7	0.1
うち都市下水路	-	-	218	0.0	218	0.0	225	0.0	Δ 7	皆減	0.9	△ 3.1	皆増	△ 62.0	△ 60.5
うち区画整理	35,331	7.3	106,740	12.9	142,071	10.8	106,726	8.5	35,345	84.7	21.8	33.1	△ 21.3	27.6	14.8
うち公園	23,445	4.8	76,738	9.2	100,183	7.6	103,058	8.2	△ 2,875	17.5	△ 7.7	△ 2.8	0.6	△ 3.5	△ 2.7
公 営 住 宅	4,568	0.9	66,909	8.1	71,477	5.4	44,029	3.5	27,448	△ 5.6	70.7	62.3	61.8	173.6	154.3
空 港	1,060	0.2	-	-	1,060	0.1	69	0.0	991	1,458.8	皆減	1,436.2	△ 17.1	△ 100.0	△ 95.0
そ の 他	10,157	2.1	51,470	6.3	61,630	4.7	23,260	1.9	38,370	43.2	218.4	165.0	△ 39.0	22.9	△ 6.2
教育関係	9,898	2.0	80,763	9.7	90,660	6.9	71,203	5.7	19,457	567.4	15.8	27.3	△ 48.5	△ 11.0	△ 12.3
高 等 学 校	231	0.0	542	0.1	773	0.1	846	0.1	△ 73	△ 71.1	1,078.3	△ 8.6	34.7	4,500.0	42.4
大 学	-	-	-	-	-	-	146	0.0	△ 146	皆減	皆減	皆減	皆増	△ 86.0	△ 39.9
その他	9,667	2.0	80,221	9.6	89,887	6.8	70,211	5.6	19,676	1,590.0	15.2	28.0	△ 74.9	△ 10.8	△ 12.6
そ の 他	10,127	2.1	45,358	5.4	55,487	4.2	81,291	6.5	△ 25,804	△ 48.0	△ 26.6	△ 31.7	30.7	6.2	11.2
合 計	485,445	100.0	830,003	100.0	1,315,448	100.0	1,253,074	100.0	62,374	7.5	3.5	5.0	△ 6.2	7.5	2.1

資

料

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況(つづき)

その2 財源内訳等 (単位 百万円・%)

		平 成 25 年 度	Ę	平成24年度	比	較	
区 分	都道府県	市町村	合 計 額	合計額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	168,162 34.6	153,505 18.5	321,667 24.5	285,419 22.8	36,248	12.7	4.3
都道府県支出金		25,841 3.1	25,841 2.0	25,216 2.0	625	2.5	25.2
分担金、負担金、寄附金	7,240 1.5	3,770 0.5	11,010 0.8	9,620 0.8	1,390	14.4	9.4
地 方 債	179,206 36.9	240,630 29.0	419,836 31.9	505,173 40.3	△ 85,337	△ 16.9	4.1
その他特定財源	27,337 5.7	167,454 20.1	194,790 14.8	125,758 10.0	69,032	54.9	25.9
一般財源等	103,500 21.3	238,803 28.8	342,304 26.0	301,888 24.1	40,416	13.4	△ 10.9
合 計 (A)	485,445 100.0	830,003 100.0	1,315,448 100.0	1,253,074 100.0	62,374	5.0	2.1
うち補償費	237,428 48.9	160,940 19.4	398,368 30.3	359,229 28.7	39,139	10.9	△ 9.8
取 得 用 地 面 積 (m²)	23,297,487	69,184,190	92,481,677	82,406,395	10,075,282	12.2	15.5
(A)に係る取得用地面積 (m²)	22,525,581	64,988,853	87,514,434	79,248,289	8,266,145	10.4	17.5

⁽注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

その3 団体区分別内訳 (単位 百万円・%)

区分	平 成 25 年 度	平 成 2	24 年 度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
区分	決算額構成片	決 算 額	構成比	1年/19代日	1 「 ル 平	増減率
都 道 府 県	485,445	.7 451,436	6.9	34,009	7.5	△ 6.2
市町村	830,003	.8 801,638	12.2	28,365	3.5	7.5
政令指定都市	197,624 1.	.3 198,523	15.5	△ 899	△ 0.5	△ 1.7
特別区	35,202 1	.6 47,954	14.2	△ 12,752	△ 26.6	△ 22.1
中核市	97,692 1.	.1 104,272	15.0	△ 6,580	△ 6.3	△ 2.8
特 例 市	67,478	.4 62,381	15.0	5,097	8.2	11.8
都市	336,583	.4 318,623	11.9	17,960	5.6	19.8
町村	90,618	61,703	6.6	28,915	46.9	29.8
一部事務組合等	4,806	.7 8,183	3.8	△ 3,377	△ 41.3	39.9

⁽注) 平成25年度及び平成24年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況(つづき)

その4 推 移 (単位 百万円)

				·················· 額				指		3	 数	
区分	平成20年度	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25
総務関係	98,428	91,498	87,060	71,495	75,373	54,011	100	93	88	73	77	55
う ち 庁 舎	12,841	8,543	13,878	14,440	16,883	12,608	100	67	108	112	131	98
民 生 関 係	39,831	46,828	24,813	27,093	24,396	21,451	100	118	62	68	61	54
うち社会福祉施設	19,230	24,942	7,301	10,867	14,352	8,829	100	130	38	57	75	46
衛生関係	32,582	31,664	22,299	34,871	33,322	23,483	100	97	68	107	102	72
うち清掃施設	14,384	12,153	9,717	11,536	11,128	9,241	100	84	68	80	77	64
農林水産業関係	25,778	23,863	24,225	23,622	21,208	22,132	100	93	94	92	82	86
農業関係	23,014	19,879	16,633	14,003	16,701	15,071	100	86	72	61	73	65
林業・水産業関係	2,764	3,984	7,592	9,619	4,508	7,061	100	144	275	348	163	255
う ち 漁 港	700	769	612	269	1,402	2,561	100	110	87	38	200	366
土木関係	1,450,459	1,396,391	1,081,632	915,499	946,281	1,048,224	100	96	75	63	65	72
道路橋りょう	497,892	472,505	390,984	330,166	309,856	310,957	100	95	79	66	62	62
河 川	92,739	84,239	69,548	55,488	52,835	65,733	100	91	75	60	57	71
港湾	7,122	10,739	6,120	5,586	5,578	7,446	100	151	86	78	78	105
都市計画	805,166	790,734	574,141	480,777	510,654	529,921	100	98	71	60	63	66
うち街路費	456,125	421,966	312,963	270,830	271,179	266,905	100	93	69	59	59	59
うち都市下水路	235	1,587	184	569	225	218	100	675	78	242	96	93
うち区画整理	124,346	126,969	101,571	92,956	106,726	142,071	100	102	82	75	86	114
う ち 公 園	211,545	225,410	144,137	105,941	103,058	100,183	100	107	68	50	49	47
公 営 住 宅	17,814	12,572	18,957	17,316	44,029	71,477	100	71	106	97	247	401
空 港	8,355	5,665	66	1,378	69	1,060	100	68	1	16	1	13
そ の 他	21,371	19,937	21,816	24,788	23,260	61,630	100	93	102	116	109	288
教 育 関 係	108,472	100,727	92,898	81,197	71,203	90,660	100	93	86	75	66	84
高 等 学 校	1,071	6,222	4,982	594	846	773	100	581	465	55	79	72
大学	330	330	282	243	146	_	100	100	85	74	44	_
そ の 他	107,071	94,175	87,634	80,360	70,211	89,887	100	88	82	75	66	84
そ の 他	89,699	93,094	80,849	73,102	81,291	55,487	100	104	90	81	91	62
슴 計	1,845,249	1,784,065	1,413,776	1,226,879	1,253,074	1,315,448	100	97	77	66	68	71

第89表 普通建設事業費中の用地取得費(補助事業費)の状況

					<u>7</u>	平成 25	年 度						比	較	707
	<u>×</u>	分		+77 >>+ +77	- 10	m		A =1	ÞΞ	平成244 合 計		T-4 4-7 3-61	増	減	率
				都道府	! 県	市町	村	合 計	額		В.	増減額	都道府県	市町村	合計額
総	務	関	係	250	0.1	5,222	1.2	5,472	0.7	4,285	0.7	1,187	△ 42.7	35.7	27.7
う	ち	庁	舎	_	_	1,114	0.3	1,114	0.1	531	0.1	583	_	109.8	109.8
民	生	関	係	177	0.1	1,273	0.3	1,449	0.2	1,024	0.2	425	皆増	24.3	41.5
5	ち社会	福祉	施設	177	0.1	572	0.1	749	0.1	282	0.0	467	皆増	102.8	165.6
衛	生	関	係	791	0.2	1,743	0.4	2,534	0.3	1,533	0.2	1,001	2,472,890.6	13.7	65.3
う	ち 清	掃力	施 設	_	_	904	0.2	904	0.1	1,053	0.2	△ 149	_	△ 14.2	△ 14.2
農林	水産	業	関 係	10,340	3.2	5,959	1.3	16,299	2.1	12,759	2.1	3,540	8.1	86.8	27.7
農	業	関	係	10,217	3.2	1,192	0.3	11,408	1.5	10,805	1.7	603	8.3	△ 13.3	5.6
林美	業・水	産業	関係	123	0.0	4,767	1.1	4,891	0.6	1,954	0.3	2,937	△ 10.9	162.6	150.3
	うき	5	港	25	0.0	2,468	0.6	2,492	0.3	1,378	0.2	1,114	△ 76.4	93.9	80.8
土	木	関	係	306,989	96.2	407,546	92.0	714,535	93.8	579,223	93.7	135,312	9.3	36.6	23.4
道	路 橋	Ŋ,	ょう	145,241	45.5	71,729	16.2	216,970	28.5	198,916	32.2	18,054	6.3	15.1	9.1
河			Ш	52,621	16.5	2,202	0.5	54,823	7.2	41,946	6.8	12,877	38.6	△ 44.8	30.7
港			湾	916	0.3	172	0.0	1,088	0.1	839	0.1	249	25.1	62.3	29.7
都	市	計	画	96,580	30.3	231,068	52.2	327,647	43.0	296,756	48.0	30,891	△ 2.2	16.7	10.4
	うき	5 街	路	76,581	24.0	101,071	22.8	177,652	23.3	162,417	26.3	15,235	1.3	16.4	9.4
	うち者	市下	水路	_	_	103	0.0	103	0.0	134	0.0	△ 31	皆減	△ 17.6	△ 23.1
	うち	区画	整理	4,597	1.4	75,148	17.0	79,745	10.5	58,472	9.5	21,273	△ 47.7	51.3	36.4
	うき	5 公	園	15,401	4.8	41,933	9.5	57,335	7.5	55,101	8.9	2,234	7.6	2.8	4.1
公	営	住	宅	3,899	1.2	62,220	14.1	66,118	8.7	23,533	3.8	42,585	419.2	173.1	181.0
空			港	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	-	-
そ	C	カ	他	7,732	2.4	40,155	9.0	47,889	6.3	17,233	2.8	30,656	27.6	259.3	177.9
教	育	関	係	92	0.0	17,219	3.9	17,311	2.3	14,946	2.4	2,365	△ 70.9	17.7	15.8
高	等	学	校	_	_	-	_	_	_	-	-	_	_	-	-
大			学	_	_	-	_	_	_	-	-	-	_	-	-
そ	C	カ	他	92	0.0	17,219	3.9	17,311	2.3	14,946	2.4	2,365	△ 70.9	17.7	15.8
そ	0)	他	421	0.2	3,809	0.9	4,231	0.6	4,495	0.7	△ 264	△ 76.6	41.2	△ 5.9
合			計	319,060	100.0	442,771	100.0	761,831	100.0	618,265	100.0	143,566	8.9	36.1	23.2

⁽注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

第90表 普通建設事業費中の用地取得費(単独事業費)の状況

						平成 25	年 度						 比	較	
	区	分		±77 \ × 17		+ m-	++		фA	平成 244 合 計	年度 額	144 755 422	増	減	率
				都道府	」	市町	村	合 計	額			増減額	都道府県	市町村	合計額
総	務	関	係	5,483	3.3	43,055	11.1	48,539	8.8	71,088	11.2	△ 22,549	105.5	△ 37.1	△ 31.7
э	ち	庁	舎	1,398	0.8	10,096	2.6	11,494	2.1	16,352	2.6	△ 4,858	510.5	△ 37.4	△ 29.7
民	生	関	係	67	0.0	19,935	5.1	20,002	3.6	23,372	3.7	△ 3,370	△ 92.0	△ 11.5	△ 14.4
5	ち社会	福祉的	包設	2	0.0	8,078	2.1	8,080	1.5	14,070	2.2	△ 5,990	△ 99.7	△ 40.1	△ 42.6
衛	生	関	係	5,269	3.2	15,681	4.0	20,949	3.8	31,789	5.0	△ 10,840	△ 22.7	△ 37.2	△ 34.1
ò	ち 清	掃施	設	745	0.4	7,592	2.0	8,337	1.5	10,075	1.6	△ 1,738	10542.9	△ 24.6	△ 17.3
農林	水産	業関	係	329	0.2	5,504	1.4	5,832	1.1	8,450	1.3	△ 2,618	△ 46.9	△ 29.7	△ 31.0
農	業	関	係	105	0.1	3,558	0.9	3,662	0.7	5,895	0.9	△ 2,233	△ 78.1	△ 34.3	△ 37.9
林	業・水	産業関	目係	224	0.1	1,946	0.5	2,170	0.4	2,554	0.4	△ 384	58.9	△ 19.4	△ 15.0
	うき	5 漁	港	9	0.0	60	0.0	69	0.0	24	0.0	45	125.0	200.0	187.5
土	木	関	係	135,725	81.6	197,964	51.1	333,689	60.3	367,059	57.8	△ 33,370	5.4	△ 16.9	△ 9.1
道	路橋	りょ	う	42,273	25.4	51,714	13.4	93,987	17.0	110,940	17.5	△ 16,953	△ 13.6	△ 16.6	△ 15.3
河			Ш	6,151	3.7	4,759	1.2	10,910	2.0	10,889	1.7	21	△ 17.1	37.1	0.2
港			湾	312	0.2	6,047	1.6	6,359	1.1	4,740	0.7	1,619	57.6	33.1	34.2
都	市	計	画	82,835	49.8	119,439	30.8	202,274	36.5	213,898	33.7	△ 11,624	23.7	△ 18.7	△ 5.4
	うき	5 街	路	44,057	26.5	45,196	11.7	89,253	16.1	108,762	17.1	△ 19,509	△ 13.6	△ 21.8	△ 17.9
	うち替	8市下2	K路	_	-	115	0.0	115	0.0	91	0.0	24	-	26.4	26.4
	うち	区画整	建理	30,733	18.5	31,592	8.2	62,325	11.3	48,255	7.6	14,070	197.4	△ 16.7	29.2
	うき	5 公	園	8,044	4.8	34,804	9.0	42,848	7.7	47,957	7.6	△ 5,109	42.6	△ 17.8	△ 10.7
公	営	住	宅	669	0.4	4,690	1.2	5,359	1.0	20,496	3.2	△ 15,137	△ 83.6	△ 71.4	△ 73.9
空			港	1,060	0.6	_	_	1,060	0.2	69	0.0	991	1458.8	皆減	1,436.2
そ	(カ	他	2,425	1.5	11,315	2.9	13,740	2.5	6,027	1.0	7,713	134.1	126.8	128.0
教	育	関	係	9,806	5.9	63,543	16.4	73,349	13.2	56,258	8.9	17,091	740.3	15.3	30.4
高	等	学	校	231	0.1	542	0.1	773	0.1	846	0.1	△ 73	△ 71.1	1078.3	△ 8.6
大			学	_	-	-	-	-	-	146	0.0	△ 146	皆減	皆減	皆減
そ	(カ	他	9,575	5.8	63,001	16.3	72,576	13.1	55,266	8.8	17,310	3640.2	14.5	31.3
そ	σ)	他	9,706	5.8	41,549	10.9	51,257	9.2	76,793	12.1	△ 25,536	△ 45.1	△ 29.7	△ 33.3
2	ì	計		166,385	100.0	387,231	100.0	553,617	100.0	634,809	100.0	△ 81,192	5.0	△ 18.7	△ 12.8

⁽注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第91表 災害復旧事業費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 25	年 度			平成24:	在 度	出	. 「「「「「」」	ξ
区 分	都道府県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	538,258 92.	273,383	73.4	741,839	84.1	800,465	82.4	△ 58,626	△ 7.3	43.6
単独事業費	39,947 6.	97,627	26.2	134,300	15.2	156,265	16.1	△ 21,965	△ 14.1	△ 19.7
国直轄事業負担金	5,592 1.	o	_	5,592	0.6	14,334	1.5	△ 8,742	△ 61.0	24.2
県営事業負担金	_ -	1,220	0.3	_	_	_	_	_	_	_
合 計	583,797 100.	372,230	100.0	881,731	100.0	971,064	100.0	△ 89,333	△ 9.2	27.2

その2 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 25	年 度			平成 24:	主度	比	 ú 剪	ξ
X		都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
農林水	産施設	163,567	28.0	97,457	26.2	196,433	22.3	199,490	20.5	△ 3,057	△ 1.5	46.8
公共土	木 施 設	284,713	48.8	153,419	41.2	437,693	49.6	476,730	49.1	△ 39,037	△ 8.2	24.6
₹ 0.	D 他	135,517	23.2	121,354	32.6	247,605	28.1	294,844	30.4	△ 47,239	△ 16.0	20.4
合	計	583,797	100.0	372,230	100.0	881,731	100.0	971,064	100.0	△ 89,333	△ 9.2	27.2

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

_	分		平 成 25		平成24年度 純計額		比 較					
区		都道府県		市町村			純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率	
国庫支	支 出 金	376,347	64.5	139,005	37.3	515,353	58.4	558,717	57.5	△ 43,364	△ 7.8	51.6
地方	5 債	48,216	8.3	30,738	8.3	78,954	9.0	94,371	9.7	△ 15,417	△ 16.3	26.5
その他特	寺定財源	127,568	21.8	111,683	30.0	96,654	11.0	143,429	14.8	△ 46,775	△ 32.6	242.2
一般則	才 源 等	31,666	5.4	90,804	24.4	190,770	21.6	174,547	18.0	16,223	9.3	△ 37.3
合	計	583,797	100.0	372,230	100.0	881,731	100.0	971,064	100.0	△ 89,333	△ 9.2	27.2

第92表 失業対策事業費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

	_					平 成 25	年 度		平成 241	年度	比較				
	区 分			都道底	見	市町	村	純計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率	
補	助	事	業	費	_	_	63	39.0	63	39.0	41	29.1	22	53.7	△ 84.9
単	独	事	業	費	_	_	99	61.0	99	61.0	100	70.9	△ 1	△ 1.0	△ 42.2
	合		計		_	_	162	100.0	162	100.0	140	100.0	22	15.7	△ 68.4

第92表 失業対策事業費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

_			平 成 25		平成24年度		比較					
区 分		都道府県		市町村		純計額		純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
国庫	支 出 金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-
その他名	特定財源	_	_	92	56.8	1	0.1	10	7.8	△9	△ 90.0	△ 67.7
一般 兒	財源等	_	_	70	43.2	161	99.9	130	92.2	31	23.8	△ 68.4
合	計	_	_	162	100.0	162	100.0	140	100.0	22	15.7	△ 68.4

第93表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 25	年 度			平成 244	干度	比	較	
区 分	都道府	県	市町村		合 計 額		合 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
法 非 適 用 の公営企業会計	157,530	83.4	1,038,312	21.0	1,195,842	23.3	1,225,996	23.7	△ 30,154	△ 2.5	△ 5.2
国民健康保険事業会計	-	_	1,193,179	24.1	1,193,179	23.2	1,192,137	23.1	1,042	0.1	△ 0.1
後期高齢者医療事業会計	-	_	1,351,339	27.3	1,351,339	26.3	1,388,304	26.9	△ 36,965	△ 2.7	4.8
介護保険事業会計	_	-	1,344,170	27.1	1,344,170	26.1	1,297,420	25.1	46,750	3.6	4.4
農業共済事業会計	-	_	521	0.0	521	0.0	588	0.0	△ 67	△ 11.4	△ 0.3
収益事業会計	-	_	382	0.0	382	0.0	1,844	0.0	△ 1,462	△ 79.3	68.2
交通災害共済事業会計	-	_	113	0.0	113	0.0	128	0.0	△ 15	△ 11.7	7.6
公立大学附属病院事 業 会 計	927	0.5	_	_	927	0.0	929	0.0	Δ 2	△ 0.2	0.2
基金	30,478	16.1	23,313	0.5	53,791	1.0	57,311	1.1	△ 3,520	△ 6.1	44.4
財 産 区	_	_	242	0.0	242	0.0	135	0.0	107	79.3	△ 15.1
숌 計	188,935	100.0	4,951,571	100.0	5,140,506	100.0	5,164,793	100.0	△ 24,287	△ 0.5	1.3

その2 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 25	年 度		平成 241	年度	比較				
区	分		都道府県		市町村		合 計 額		合計額		増減額	増減率	前年度 増減率
運動	資	金	1,193	0.6	29,043	0.6	30,235	0.6	28,692	0.6	1,543	5.4	△ 0.1
事 務	費財	源	6,915	3.7	2,530,437	51.1	2,537,353	49.4	2,466,103	47.7	71,250	2.9	3.2
建設	費財	源	22,416	11.9	118,623	2.4	141,039	2.7	149,930	2.9	△ 8,891	△ 5.9	△ 14.0
公 債	費財	源	107,524	56.9	738,670	14.9	846,194	16.5	863,147	16.7	△ 16,953	△ 2.0	△ 3.1
赤字	□ 補	塡	7,735	4.1	178,273	3.6	186,009	3.6	187,085	3.6	△ 1,076	△ 0.6	△ 1.8
そ	の	他	43,152	22.8	1,356,525	27.4	1,399,676	27.2	1,469,836	28.5	△ 70,160	△ 4.8	3.3
合	計		188,935	100.0	4,951,571	100.0	5,140,506	100.0	5,164,793	100.0	△ 24,287	△ 0.5	1.3

第93表 繰出金の状況(つづき)

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

(単位 百万円)

区分	総額	法 非 適 用 の 公営企業会計	国民健康保険事業会計	後期高齢者 医療事業会計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収 益 事業会計	交通災害共済事業会計	公立大学附属 病院事業会計	基 金	財産区
運転資金	30,235	10,897	3,880	8,414	6,563	-	_	1	480	_	1
事務費財源	2,537,353	127,320	247,161	966,349	1,195,968	420	19	74	_	-	43
建設費財源	141,039	139,946	817	71	169	_	_	_	_	_	37
公債費財源	846,194	834,480	2,398	_	8,868	-	_	_	448	_	-
赤字補塡	186,009	35,911	149,430	206	448	-	_	_	_	_	14
その他	1,399,676	47,288	789,493	376,299	132,154	101	363	38	_	53,791	147
승 計	5,140,506	1,195,842	1,193,179	1,351,339	1,344,170	521	382	113	927	53,791	242

第94表 積立金の状況

(単位 百万円)

					平 成 24 年 度						
	区 分	積	<u> </u>	金	程	立金取崩し	額	差引	積立金	積 立 金 取崩し額	差引
		都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)	(A)—(B)	(C)	(D)	(C) – (D)
歳	出決算積立金	2,298,892	2,127,413	4,426,304	1,895,564	1,412,551	3,308,116	1,118,188	4,576,003	3,381,453	1,194,550
歳言	†剰余金処分積立金	21,340	211,351	232,692	_	_	_	232,692	259,468	_	259,468
2	à ====================================	2,320,232	2,338,764	4,658,996	1,895,564	1,412,551	3,308,116	1,350,880	4,835,470	3,381,453	1,454,017
	財政調整基金 積 立 金	261,293	806,916	1,068,210	81,584	384,512	466,096	602,114	1,077,135	536,505	540,630
内訳	減債基金積立金	216,176	177,958	394,134	133,384	133,584	266,968	127,166	260,186	230,082	30,104
	その他特定目的 基 金 積 立 金	1,842,763	1,353,890	3,196,652	1,680,596	894,455	2,575,052	621,600	3,498,149	2,614,866	883,283

第95表 投資及び出資金の状況

	区分				平 成 25	年 度			平成 241	年度	比	較	
	公		都道府	見	市町	村	合 計	額	合計		増減額	増減率	前年度 増減率
総	務	費	6,435	4.8	4,181	2.0	10,616	3.1	18,286	4.8	△ 7,670	△ 41.9	△ 51.9
衛	生	費	26,879	19.9	113,685	54.7	140,564	40.9	156,015	41.2	△ 15,451	△ 9.9	△ 4.4
公	衆衛生	費	25,623	18.9	113,636	54.7	139,259	40.6	154,707	40.9	△ 15,448	△ 10.0	△ 4.4
そ	の	他	1,256	1.0	49	0.0	1,305	0.3	1,308	0.3	△ 3	△ 0.2	△ 4.2
農林	水産業	費	993	0.7	2,743	1.3	3,736	1.1	2,487	0.7	1,249	50.2	△ 86.8
農	業	費	196	0.1	476	0.2	671	0.2	598	0.2	73	12.2	117.5
畜	産業	費	0	0.0	7	0.0	7	0.0	64	0.0	△ 57	△ 89.1	△ 79.4
農	地	費	0	0.0	1,280	0.6	1,280	0.4	895	0.2	385	43.0	12.4
林	業	費	730	0.5	791	0.4	1,521	0.4	885	0.2	636	71.9	△ 94.9
水	産業	費	67	0.0	190	0.1	257	0.1	45	0.0	212	471.1	△ 45.1
商	エ	費	4,731	3.5	5,204	2.5	9,934	2.9	15,447	4.1	△ 5,513	△ 35.7	△ 36.2
±	木	費	90,547	66.9	56,189	27.0	146,735	42.7	136,355	36.0	10,380	7.6	△ 5.1
土	木管理	費	3,236	2.4	1	0.0	3,237	0.9	2,937	0.8	300	10.2	7.1
都	市計画	費	67,519	49.9	53,395	25.7	120,913	35.2	109,611	29.0	11,302	10.3	△ 1.4
住	宅	費	70	0.1	3	0.0	73	0.0	590	0.2	△ 517	△ 87.6	347.0
そ	の	他	19,722	14.5	2,790	1.3	22,512	6.6	23,217	6.0	△ 705	△ 3.0	△ 21.4
教	育	費	153	0.1	187	0.1	341	0.1	119	0.0	222	186.6	36.8
そ	の	他	5,658	4.1	25,738	12.4	31,397	9.2	49,716	13.2	△ 18,319	△ 36.8	△ 42.9
合	計		135,396	100.0	207,927	100.0	343,323	100.0	378,425	100.0	△ 35,102	△ 9.3	△ 20.3
	公営企業 (注 こ対するも		85,244	63.0	182,326	87.7	267,571	77.9	261,721	69.2	5,850	2.2	△ 1.9
そ	の	他	50,152	37.0	25,601	12.3	75,752	22.1	116,704	30.8	△ 40,952	△ 35.1	△ 43.9

料

編

第96表 貸付金の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

区分			平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
丛 分 ————————————————————————————————————	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
民 生 費	27,141	0.7	23,061	1.5	46,019	0.9	70,749	1.2	△ 24,730	△ 35.0	△ 23.3
社会福祉費	8,627	0.2	6,145	0.4	14,441	0.3	16,268	0.3	△ 1,827	△ 11.2	△ 11.6
児童福祉費	12,225	0.3	8,755	0.6	20,961	0.4	24,322	0.4	△ 3,361	△ 13.8	0.4
そ の 他	6,289	0.2	8,161	0.5	10,617	0.2	30,159	0.5	△ 19,542	△ 64.8	△ 39.3
衛 生 費	102,800	2.6	36,446	2.4	137,515	2.5	149,713	2.6	△ 12,198	△ 8.1	8.6
労 働 費	6,913	0.2	50,777	3.3	57,690	1.1	61,855	1.1	△ 4,165	△ 6.7	△ 16.6
農林水産業費	215,102	5.5	19,224	1.3	234,254	4.3	228,792	3.9	5,462	2.4	△ 7.1
農業費	24,240	0.6	9,315	0.6	33,507	0.6	41,304	0.7	△ 7,797	△ 18.9	△ 6.9
畜 産 業 費	3,038	0.1	2,151	0.1	5,189	0.1	7,751	0.1	△ 2,562	△ 33.1	△ 26.5
農地費	4,577	0.1	179	0.0	4,747	0.1	6,575	0.1	△ 1,828	△ 27.8	△ 48.8
林 業 費	166,580	4.3	1,631	0.1	168,202	3.1	149,403	2.6	18,799	12.6	△ 1.0
水産業費	16,667	0.4	5,949	0.4	22,610	0.4	23,759	0.4	△ 1,149	△ 4.8	△ 14.1
商工費	3,342,483	85.7	1,164,127	76.3	4,505,307	83.5	4,823,482	82.8	△ 318,175	△ 6.6	△ 6.7
土 木 費	131,230	3.4	165,998	10.9	296,351	5.5	338,002	5.8	△ 41,651	△ 12.3	△ 32.8
土木管理費	47,410	1.2	77,374	5.1	124,785	2.3	143,867	2.5	△ 19,082	△ 13.3	△ 9.7
港湾費	1,709	0.0	10,901	0.7	12,589	0.2	7,332	0.1	5,257	71.7	△ 23.6
都市計画費	8,105	0.2	44,894	2.9	52,473	1.0	61,069	1.0	△ 8,596	△ 14.1	△ 7.8
住 宅 費	68,317	1.8	29,785	2.0	98,092	1.8	114,403	2.0	△ 16,311	△ 14.3	△ 49.8
その他	5,689	0.2	3,044	0.2	8,412	0.2	11,331	0.2	△ 2,919	△ 25.8	△ 71.4
教 育 費	48,844	1.3	33,573	2.2	81,990	1.5	87,852	1.5	△ 5,862	△ 6.7	△ 1.4
教育総務費	40,841	1.0	10,291	0.7	51,132	0.9	54,435	0.9	△ 3,303	△ 6.1	△ 3.9
高等学校費	3,041	0.1	10,815	0.7	13,856	0.3	12,917	0.2	939	7.3	2.9
保健体育費	12	0.0	1,832	0.1	1,832	0.0	1,836	0.0	△ 4	△ 0.2	△ 24.1
そ の 他	4,950	0.2	10,635	0.7	15,170	0.3	18,664	0.4	△ 3,494	△ 18.7	7.1
そ の 他	24,921	0.6	33,271	2.1	39,011	0.7	68,393	1.1	△ 29,382	△ 43.0	22.4
合 計	3,899,434	100.0	1,526,477	100.0	5,398,137	100.0	5,828,838	100.0	△ 430,701	△ 7.4	△ 8.5
うち公営企業(法適用)に対するもの	50,105	1.3	21,751	1.4	71,857	1.3	75,151	1.3	△ 3,294	△ 4.4	△ 12.3
そ の 他	3,849,329	98.7	1,504,726	98.6	5,326,280	98.7	5,753,687	98.7	△ 427,407	△ 7.4	△ 8.4

第96表 貸付金の状況(つづき)

その2 現在高の状況 (単位 百万円・%)

_	7.2 5元1日の7/// (平位 日力)															,,,,				
	区分	平成	24年度 (A)	末現在高		平馬	成25年原 (B)	 賃貸付額		平原	成25年原 (C)	度回収額		調整額 (D)		25年度)+(B)-((E)	末現在高 C)+(D)		比	較
		都道 府県	市町村	合計額	頂	都道 府県	市町村	合計額	額	都道 府県	市町村	合計額	額		都道 府県	市町村	合計額	頭	増減額 (E)-(A)	増減 率
	貸債にるもの	391,671	285,044	676,716	8.6	6,403	5,066	11,470	0.2	22,569	26,776	49,345	0.9	△ 35	375,501	263,304	638,805	8.3	△ 37,911	△ 5.6
そ	の他	5,799,672	1,380,294	7,179,965	91.4	3,893,031	1,521,411	5,414,441	99.8	3,911,481	1,515,233	5,426,715	99.1	△ 112,826	5,706,525	1,348,341	7,054,866	91.7	△ 125,099	△ 1.7
	商工関係	1,803,402	117,713	1,921,115	24.5	3,320,054	1,157,746	4,477,800	82.5	3,306,899	1,162,219	4,469,119	81.6	△ 5,719	1,811,208	112,870	1,924,078	25.0	2,963	0.2
	農林水産 業 関 係	577,443	18,030	595,473	7.6	215,092	18,817	233,909	4.3	202,375	19,418	221,792	4.1	△ 80,536	509,785	17,269	527,054	6.9	△ 68,419	△ 11.5
	民 生 ・ 労働関係	240,019	206,423	446,442	5.7	32,288	71,834	104,122	1.9	34,511	72,407	106,918	2.0	104	240,319	203,431	443,751	5.8	△ 2,691	△ 0.6
	住宅関係	580,791	162,651	743,442	9.5	40,206	29,563	69,770	1.3	61,773	34,458	96,230	1.8	△ 3,183	559,217	154,581	713,798	9.3	△ 29,644	△ 4.0
	観 光 ・ 交通関係	1,033,025	205,391	1,238,416	15.8	23,468	30,894	54,361	1.0	45,257	33,337	78,593	1.4	△ 4,854	1,010,293	199,036	1,209,329	15.7	△ 29,087	△ 2.3
	開発関係	167,539	273,522	441,061	5.6	45,537	69,242	114,779	2.1	47,515	74,106	121,621	2.2	△ 24,924	152,396	256,899	409,295	5.3	△ 31,766	△ 7.2
	教育関係	257,053	90,717	347,770	4.4	47,662	32,933	80,596	1.5	36,752	33,418	70,170	1.3	△ 4,719	265,084	88,394	353,478	4.6	5,708	1.6
	その他	1,140,400	305,847	1,446,246	18.3	168,724	110,382	279,104	5.2	176,399	85,870	262,272	4.7	11,005	1,158,223	315,861	1,474,083	19.1	27,837	1.9
合	計	6,191,343	1,665,338	7,856,681	100.0	3,899,434	1,526,477	5,425,911	100.0	3,934,050	1,542,009	5,476,060	100.0	△ 112,861	6,082,026	1,611,645	7,693,671	100.0	△ 163,010	△ 2.1
うち預託金	決算額	1,397,753	34,942	1,432,695	-	2,927,861	1,040,306	3,968,167	_	2,659,222	1,031,750	3,690,972	-	△ 3,746	1,664,913	41,231	1,706,144	-	273,449	19.1
ち預託金に係るもの	当該金融機 関の貸付額	13,085,165	5,814,131	18,899,296	-	4,276,145	1,772,775	6,048,920	-	5,601,339	2,158,609	7,759,948	-	△ 31,365	11,754,500	5,402,402	17,156,902	-	△1,742,394	△ 9.2

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況

その1 推 移 (単位 億円)

	X	分	昭和36年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
決	算	額	415	65,354	68,106	69,040	69,559	70,816	71,152	70,936
指		数	100	15,748	16,411	16,636	16,761	17,064	17,145	17,093

料

編

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況(つづき)

その2 事業別内訳 (単位 百万円・%)

	区分			平 成 25	年 度			平成24:	年度	比	剪	ξ
	区 分	都道底	景	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
	/ 上 水 道 事 業	26,378	3.6	112,694	1.8	139,072	2.0	138,276	1.9	796	0.6	△ 2.5
	工業用水道事業	21,351	2.9	2,067	0.0	23,418	0.3	31,169	0.4	△ 7,751	△ 24.9	42.2
	交 通 事 業	24,239	3.3	132,834	2.1	157,074	2.2	193,553	2.7	△ 36,479	△ 18.8	△ 4.1
	電気事業	1,664	0.2	2	0.0	1,666	0.0	4,269	0.1	△ 2,603	△ 61.0	276.1
	ガス事業	-	-	2,113	0.0	2,113	0.0	3,359	0.0	△ 1,246	△ 37.1	△ 34.5
	簡易水道事業	3	0.0	4,934	0.1	4,937	0.1	4,405	0.1	532	12.1	10.5
法適	港湾整備事業	1	0.0	14	0.0	15	0.0	49	0.0	△ 34	△ 69.4	22.5
用	病院事業	269,721	36.6	454,958	7.2	724,679	10.2	714,379	10.0	10,300	1.4	△ 5.3
の公	市場事業	1,939	0.3	5,831	0.1	7,771	0.1	8,427	0.1	△ 656	△ 7.8	△ 10.2
営企	と 畜 場 事 業	-	-	46	0.0	46	0.0	46	0.0	_	_	-
業	観光施設事業	-	-	1,223	0.0	1,223	0.0	2,158	0.0	△ 935	△ 43.3	24.2
会計	宅地造成事業	38,753	5.3	6,132	0.1	44,886	0.6	42,735	0.6	2,151	5.0	12.4
	下水道事業	194,887	26.4	697,309	11.0	892,195	12.6	855,458	12.0	36,737	4.3	2.3
	有料道路事業	-	-	-	_	-	_	_	_	_	_	-
	駐車場整備事業	0	0.0	297	0.0	297	0.0	44	0.0	253	575.0	△ 53.7
	介護サービス事業	-	-	1,138	0.0	1,138	0.0	1,180	0.0	△ 42	△ 3.6	36.7
	その他の企業会計	77	0.0	3,724	0.1	3,799	0.1	4,200	0.1	△ 401	△ 9.5	△ 8.6
	小計	579,013	78.5	1,425,316	22.4	2,004,329	28.3	2,003,707	28.2	622	0.0	△ 0.9
	交 通 事 業	-	-	1,834	0.0	1,834	0.0	2,378	0.0	△ 544	△ 22.9	△ 8.3
	簡易水道事業	-	-	65,925	1.0	65,925	0.9	69,275	1.0	△ 3,350	△ 4.8	7.7
	港湾整備事業	43,328	5.9	2,451	0.0	45,779	0.6	49,127	0.7	△ 3,348	△ 6.8	△ 13.4
法非	市場事業	1,133	0.2	19,744	0.3	20,876	0.3	20,563	0.3	313	1.5	△ 16.3
適	と 畜 場 事 業	4,644	0.6	9,225	0.1	13,869	0.2	13,878	0.2	△ 9	△ 0.1	△ 4.1
用の	観光施設事業	289	0.0	11,697	0.2	11,986	0.2	12,141	0.2	△ 155	△ 1.3	△ 6.1
公学	宅地造成事業	14,654	2.0	65,806	1.0	80,460	1.1	100,695	1.4	△ 20,235		△ 5.9
企	下水道事業	90,836	12.3	810,089	12.7	900,924	12.7	907,574	12.8	△ 6,650	△ 0.7	△ 5.5
業会	有料道路事業	_	-	_	_	-	_	112	0.0	△ 112	皆減	761.5
計	駐車場整備事業	689	0.1	14,871	0.2	15,559	0.2	17,068	0.2	△ 1,509	△ 8.8	△ 2.3
	介護サービス事業	1,727	0.2	33,341	0.5	35,068	0.5	30,971	0.4	4,097	13.2	0.4
	その他の企業会計	230	0.0	3,329	0.1	3,562	0.1	2,214	0.0	1,348	60.9	△ 2.3
	小計	157,530	21.4	1,038,312	16.3	1,195,842	16.9	1,225,996	17.2	△ 30,154	△ 2.5	△ 5.2
国民	健康保険事業会計	-	-	1,193,179	18.8	1,193,179	16.8	1,192,137	16.8	1,042	0.1	△ 0.1
その	他の事業会計	927	0.1	2,699,281	42.5	2,700,208	38.0	2,693,371	37.8	6,837	0.3	4.7
合	計	737,470	100.0	6,356,088	100.0	7,093,558	100.0	7,115,211	100.0	△ 21,653	△ 0.3	0.5

第98表 公債費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 25	年 度			平成 244	王度	比	較	
区	分	都道府	県	市町	村	純計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
地方債元	;利償還金	7,126,186	100.0	6,020,641	100.0	13,095,686	100.0	12,978,606	100.0	117,080	0.9	0.4
元	金	5,870,912	82.4	5,224,198	86.7	11,046,545	84.3	10,817,131	83.3	229,414	2.1	1.3
利	子	1,255,275	17.6	796,443	13.2	2,049,142	15.6	2,161,476	16.6	△ 112,334	△ 5.2	△ 4.1
一時借力	入金利子	1,221	0.0	1,665	0.0	2,886	0.0	3,819	0.0	△ 933	△ 24.4	△ 24.0
合	計	7,127,408	100.0	6,022,306	100.0	13,098,572	100.0	12,982,426	100.0	116,146	0.9	0.4

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

_				平 成 25	年 度			平成 241	主度	比	較	
区	分	都道府	県	市町	村	純計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支	出金	3,573	0.1	5,504	0.1	12,154	0.1	11,843	0.1	311	2.6	50.1
使用料、手	手数 料	149,295	2.1	168,924	2.8	318,883	2.4	328,385	2.5	△ 9,502	△ 2.9	1.1
その他特定	定財 源	141,877	1.9	96,794	1.6	229,044	1.8	396,709	3.1	△ 167,665	△ 42.3	50.5
一般財	源等	6,832,663	95.9	5,751,084	95.5	12,538,491	95.7	12,245,489	94.3	293,002	2.4	△ 0.7
合	計	7,127,408	100.0	6,022,306	100.0	13,098,572	100.0	12,982,426	100.0	116,146	0.9	0.4

第99表 地方債元金償還額の状況

平 成 25 年 度											
区分		<u>平</u>	4 成 25	年 度			平成 24年		比	較	並仁由
	都道府場	-	市町		純計		純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
公 共 事 業 等 債	1,841,071	31.4	397,108	7.6	2,238,179	20.3	2,240,646	20.7	△ 2,467	△ 0.1	△ 0.8
うち財源対策債等	1,068,208	18.2	196,150	3.8	1,264,358	11.4	1,275,317	11.8	△ 10,959	△ 0.9	△ 1.3
公営住宅建設事業債	120,228	2.0	180,006	3.4	300,234	2.7	311,974	2.9	△ 11,740	△ 3.8	△ 0.2
うち復旧・復興事業分	_	-	134	0.0	134	0.0	229	0.0	△ 95	△ 41.5	皆増
うち(旧)緊急防災・減災事業分	10	0.0	-	-	10	0.0	11	0.0	△ 1	△ 9.1	皆増
災害復旧事業債	61,533	1.0	26,412	0.5	87,945	8.0	95,633	0.9	△ 7,688	△ 8.0	△ 23.5
(旧) 緊急防災・減災事業債	436	0.0	2,521	0.0	2,957	0.0	418	0.0	2,539	607.4	皆増
全 国 防 災 事 業 債	_	-	5	0.0	5	0.0	_	-	5	皆増	-
教育・福祉施設等整備事業債	79,155	1.3	637,744	12.2	716,899	6.5	763,252	7.1	△ 46,353	△ 6.1	△ 6.5
一般単独事業債	1,816,192	30.9	1,777,637	34.0	3,593,830	32.5	3,699,271	34.2	△ 105,441	△ 2.9	1.2
辺 地 対 策 事 業 債	_	-	41,738	0.8	41,738	0.4	44,708	0.4	△ 2,970	△ 6.6	△ 8.8
過 疎 対 策 事 業 債	_	-	223,005	4.3	223,005	2.0	232,453	2.1	△ 9,448	△ 4.1	△ 6.1
首都圈等整備事業債	59,967	1.0	-	-	59,967	0.5	64,002	0.6	△ 4,035	△ 6.3	△ 0.8
公共用地先行取得等事業債	73,297	1.2	119,813	2.3	193,110	1.7	133,870	1.2	59,240	44.3	8.0
行 政 改 革 推 進 債	53,308	0.9	8,276	0.2	61,584	0.6	52,756	0.5	8,828	16.7	27.5
厚生福祉施設整備事業債	17,535	0.3	75,257	1.4	92,791	0.8	110,898	1.0	△ 18,107	△ 16.3	△ 8.6
地域財政特例対策債	3,541	0.1	62	0.0	3,603	0.0	2,872	0.0	731	25.5	159.9
退職手当債(~平成17年度分)	7,278	0.1	1,253	0.0	8,530	0.1	11,059	0.1	△ 2,529	△ 22.9	△ 13.1
退職手当債 (平成18年度分~)	73,449	1.3	44,701	0.9	118,150	1.1	102,148	0.9	16,002	15.7	38.9
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	35,133	0.6	16,551	0.3	51,684	0.5	104,781	1.0	△ 53,097	△ 50.7	78.3
地域改善対策特定事業債	_	-	1,198	0.0	1,198	0.0	3,456	0.0	△ 2,258	△ 65.3	△ 43.4
財 政 対 策 債	_	-	10	0.0	10	0.0	1	0.0	9	900.0	△ 75.0
財 源 対 策 債	99,497	1.7	137,098	2.6	236,595	2.1	220,149	2.0	16,446	7.5	0.8
減 収 補 塡 債 (昭和57・61・平成5~7・9~25年度分)	217,926	3.7	41,968	0.8	259,894	2.4	243,783	2.3	16,111	6.6	4.6
臨 時 財 政 特 例 債	25,329	0.4	8,057	0.2	33,386	0.3	69,666	0.6	△ 36,280	△ 52.1	△ 38.4
公共事業等臨時特例債	31	0.0	2,716	0.1	2,747	0.0	2,866	0.0	△ 119	△ 4.2	△ 36.3
減 税 補 塡 債	187,741	3.2	364,819	7.0	552,560	5.0	498,088	4.6	54,472	10.9	△ 1.2
臨 時 税 収 補 塡 債	25,293	0.4	46,565	0.9	71,858	0.7	70,805	0.7	1,053	1.5	2.3
臨 時 財 政 対 策 債	877,434	14.9	800,102	15.3	1,677,536	15.2	1,361,497	12.6	316,039	23.2	12.2
調整 (昭和60·61·62·63年度分)	4,675	0.1	1,151	0.0	5,826	0.1	6,880	0.1	△ 1,054	△ 15.3	6.9
減 収 補 塡 債 特 例 分 (昭和50·平成14·19~25年度分)	77,717	1.3	15,540	0.3	93,257	0.8	67,799	0.6	25,458	37.5	34.0
都 道 府 県 貸 付 金	_	-	87,381	1.7	38,816	0.4	42,828	0.4	△ 4,012	△ 9.4	△ 5.9
そ の 他	113,146	2.2	165,504	3.2	278,651	2.5	258,572	2.5	20,079	7.8	4.6
合 計	5,870,912 1	100.0	5,224,198	100.0	11,046,545	100.0	10,817,131	100.0	229,414	2.1	1.3
うち財源対策債等	1,167,705	19.9	333,248	6.4	1,500,953	13.6	1,495,466	13.8	5,487	0.4	△ 1.0
うち減収補塡債	346,940	5.9	59,617	1.1	406,557	3.7	313,573	2.9	92,984	29.7	1.4

⁽注) 1 「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。 2 「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。 3 「小計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び 平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

第100表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

אפּגּאנימנים ו כיי		<u>7</u>	平成 25	年 度					比	(単位 日 較	万円・%)
区分	都道府		市町	-	合 計	額	平成24 ^年 合 計		増減額	増減率	前年度 増減率
公 共 事 業 等 債	20,842,907	23.2	4,150,491	7.4	24,993,398	17.1	25,230,840	17.4	△ 237,442	△ 0.9	△ 2.0
うち財源対策債等	11,170,768	12.4	1,824,000	3.2	12,994,768	8.9	13,735,454	9.5	△ 740,686	△ 5.4	△ 5.7
公営住宅建設事業債	1,474,352	1.6	1,836,125	3.3	3,310,477	2.3	3,455,123	2.4	△ 144,646	△ 4.2	△ 4.9
うち復旧・復興事業分	3,521	0.0	11,782	0.0	15,304	0.0	3,836	0.0	11,468	299.0	163.3
うち(旧)緊急防災・減災事業分	847	0.0	1,334	0.0	2,182	0.0	1,940	0.0	242	12.5	1,900.0
災害復旧事業債	343,373	0.4	164,393	0.3	507,766	0.3	519,311	0.4	△ 11,545	△ 2.2	△ 0.6
(旧) 緊急防災・減災事業債	227,194	0.3	567,832	1.0	795,026	0.5	566,282	0.4	228,744	40.4	635.0
全 国 防 災 事 業 債	12,685	0.0	36,480	0.1	49,165	0.0	-	-	49,165	皆増	-
教育・福祉施設等整備事業債	1,317,674	1.5	5,547,359	9.9	6,865,033	4.7	7,101,211	4.9	△ 236,178	△ 3.3	△ 4.7
一般単独事業債	24,061,279	26.8	15,898,955	28.3	39,960,234	27.4	41,252,620	28.5	△ 1,292,386	△ 3.1	△ 3.4
辺 地 対 策 事 業 債	_	-	237,697	0.4	237,697	0.2	245,470	0.2	△ 7,773	△ 3.2	△ 3.8
過疎対策事業債	-	-	1,735,952	3.1	1,735,952	1.2	1,706,479	1.2	29,473	1.7	1.0
首都圏等整備事業債	377,841	0.4	-	-	377,841	0.3	437,808	0.3	△ 59,967	△13.7	△ 12.8
公共用地先行取得等事業債	286,357	0.3	558,485	1.0	844,842	0.6	1,005,399	0.7	△ 160,557	△16.0	△ 8.7
行 政 改 革 推 進 債	1,287,815	1.4	220,117	0.4	1,507,932	1.0	1,453,961	1.0	53,971	3.7	5.4
厚生福祉施設整備事業債	68,940	0.1	207,771	0.4	276,711	0.2	369,502	0.3	△ 92,791	△25.1	△ 23.1
地域財政特例対策債	3,311	0.0	131	0.0	3,442	0.0	7,045	0.0	△ 3,603	△51.1	△ 29.0
退職手当債 (~平成17年度分)	115,886	0.1	7,978	0.0	123,864	0.1	132,395	0.1	△ 8,531	△ 6.4	△ 18.8
退職手当債 (平成18年度分~)	1,736,825	1.9	550,045	1.0	2,286,870	1.6	2,253,279	1.6	33,591	1.5	8.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	1,146,893	1.3	238,078	0.4	1,384,971	0.9	1,351,661	0.9	33,310	2.5	0.5
地域改善対策特定事業債	-	-	3,248	0.0	3,248	0.0	4,446	0.0	△ 1,198	△26.9	△ 43.7
財 政 対 策 債	-	-	7	0.0	7	0.0	17	0.0	△ 10	△58.8	70.0
財源対策債	859,053	1.0	1,225,916	2.2	2,084,969	1.4	2,227,781	1.5	△ 142,812	△ 6.4	△ 1.2
減 収 補 填 債 (昭和57·61·平成5~7·9~25年度分)	2,965,662	3.3	337,876	0.6	3,303,538	2.3	3,561,109	2.5	△ 257,571	△ 7.2	△ 6.2
臨時財政特例債	20,181	0.0	14,619	0.0	34,800	0.0	68,186	0.0	△ 33,386	△49.0	△ 50.5
公共事業等臨時特例債	65	0.0	9,681	0.0	9,746	0.0	12,494	0.0	△ 2,748	△22.0	△ 18.7
減 税 補 塡 債	1,807,337	2.0	1,758,978	3.1	3,566,315	2.4	4,118,876	2.8	△ 552,561	△13.4	△ 10.8
臨時税収補塡債	179,212	0.2	206,455	0.4	385,667	0.3	457,525	0.3	△ 71,858	△15.7	△ 13.4
臨 時 財 政 対 策 債	27,381,204	30.5	17,583,523	31.3	44,964,727	30.8	40,604,383	28.1	4,360,344	10.7	12.6
調整 (昭和60·61·62·63年度分)	49,701	0.1	2,876	0.0	52,578	0.0	58,404	0.0	△ 5,826	△10.0	△ 10.5
減 収 補 塡 債 特 例 分 (昭和50·平成14·19~25年度分)	1,670,759	1.9	287,569	0.5	1,958,328	1.3	2,045,173	1.4	△ 86,845	△ 4.2	△ 0.5
都道府県貸付金	-	-	610,454	1.1	610,454	0.4	651,318	0.5	△ 40,864	△ 6.3	△ 5.4
そ の 他	1,493,624	1.7	2,187,831	3.8	3,681,453	2.7	3,807,075	2.6	△ 125,622	△ 3.3	△ 1.9
合 計	89,730,130	100.0	56,186,922	100.0	145,917,051	100.0	144,705,173	100.0	1,211,878	0.8	1.0
うち財源対策債等	12,029,822	13.4	3,049,916	5.4	15,079,737	10.3	15,963,235	11.0	△ 883,498	△ 5.5	△ 5.1
うち減収補塡債	4,873,444	5.4	640,144	1.1	5,513,588	3.8	5,911,410	4.1	△ 397,822	△ 6.7	△ 1.0

⁽注)「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成 11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

料

第100表 地方債現在高の状況 (つづき)

その2 借入先別内訳 (単位 百万円・%)

		2	平成 25	年 度	Ę		平成 24 年	王度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
財 政 融 資 資 金	14,403,652	16.1	20,494,743	36.5	34,898,395	23.9	35,370,551	24.4	△ 472,156	△ 1.3	△ 1.5
うち旧資金運用部資金	2,906,215	3.2	2,470,813	4.4	5,377,028	3.7	6,844,359	4.7	△ 1,467,331	△ 21.4	△ 19.8
うち旧還元融資資金	103,771	0.1	246,526	0.4	350,297	0.2	496,328	0.3	△ 146,031	△ 29.4	△ 28.1
旧 郵 政 公 社 資 金	2,827,300	3.2	3,608,152	6.4	6,435,451	4.4	7,427,328	5.1	△ 991,877	△ 13.4	△ 12.7
旧郵便貯金資金	777,716	0.9	959,031	1.7	1,736,747	1.2	2,016,915	1.4	△ 280,168	△ 13.9	△ 12.7
旧簡易生命保険資金	2,049,584	2.3	2,649,120	4.7	4,698,704	3.2	5,410,413	3.7	△ 711,709	△ 13.2	△ 12.7
地方公共団体金融機構資金	3,164,677	3.5	6,695,857	11.9	9,860,535	6.8	9,183,437	6.3	677,098	7.4	9.1
うち旧公営企業金融公庫資金	1,118,715	1.2	2,676,972	4.8	3,795,687	2.6	4,335,188	3.0	△ 539,501	△ 12.4	△ 11.4
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公共団体金融機構資金を除く。)	1,146,728	1.3	238,078	0.4	1,384,806	0.9	1,351,466	0.9	33,340	2.5	0.5
ゆうちょ銀行	266,315	0.3	49,945	0.1	316,260	0.2	286,598	0.2	29,662	10.3	4.1
市 中 銀 行	27,480,346	30.6	9,215,705	16.4	36,696,051	25.1	35,799,493	24.7	896,558	2.5	0.7
その他の金融機関	4,528,734	5.0	4,543,043	8.1	9,071,776	6.2	8,987,297	6.2	84,479	0.9	△ 0.2
かんぽ生命保険	348,247	0.4	92,727	0.2	440,974	0.3	429,508	0.3	11,466	2.7	21.1
保 険 会 社 等	80,416	0.1	51,382	0.1	131,798	0.1	142,087	0.1	△ 10,289	△ 7.2	△ 10.2
交 付 公 債	105	0.0	-	_	105	0.0	208	0.0	△ 103	△ 49.5	△ 48.8
市場公募債	35,295,409	39.3	9,495,515	16.9	44,790,923	30.7	43,829,440	30.3	961,483	2.2	4.9
個 別 発 行 債10年 債	17,252,813	19.2	3,079,514	5.5	20,332,327	13.9	20,171,916	13.9	160,411	0.8	1.5
個別発行債5年債	4,512,469	5.0	1,299,243	2.3	5,811,712	4.0	5,672,059	3.9	139,653	2.5	4.3
個別発行債20年債	2,998,339	3.3	1,203,183	2.1	4,201,522	2.9	4,047,364	2.8	154,158	3.8	11.2
個 別 発 行 債30年 債	720,561	0.8	438,142	0.8	1,158,704	0.8	1,010,107	0.7	148,597	14.7	6.8
個 別 発 行 債15年 債	332,295	0.4	79,035	0.1	411,330	0.3	353,992	0.2	57,338	16.2	60.6
個別発行債7年債	194,874	0.2	30,000	0.1	224,874	0.2	203,035	0.1	21,839	10.8	10.2
共同発行債10年債	8,098,406	9.0	2,950,396	5.3	11,048,802	7.6	10,835,125	7.5	213,677	2.0	7.6
住 民 公 募 債	643,906	0.7	348,042	0.6	991,948	0.7	940,837	0.7	51,111	5.4	△ 4.8
外 国 債	336,516	0.4	-	_	336,516	0.2	347,805	0.2	△ 11,289	△ 3.2	38.0
そ の 他	205,230	0.3	67,960	0.1	273,188	0.2	247,200	0.3	25,988	10.5	30.6
共 済 等	36,035	0.0	1,067,048	1.9	1,103,084	0.8	1,112,539	0.8	△ 9,455	△ 0.8	△ 1.1
そ の 他	152,166	0.2	634,727	1.1	786,893	0.6	785,221	0.7	1,672	0.2	0.3
合 計	89,730,130	100.0	56,186,922	100.0	145,917,051	100.0	144,705,173	100.0	1,211,878	0.8	1.0

⁽注) 旧郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その3 利率別内訳 (単位 百万円・%)

区分	都道	府 県	市田	丁 村	合 ≣	
0.5% 以下	10,790,558	12.0	6,808,544	12.1	17,599,102	12.1
1.0% 以下	22,675,392	25.3	13,936,061	24.8	36,611,453	25.1
1.5% 以下	24,274,227	27.1	15,595,737	27.8	39,869,964	27.3
2.0% 以 下	25,235,901	28.1	14,584,796	26.0	39,820,696	27.3
2.5% 以 下	5,227,463	5.8	3,167,274	5.6	8,394,737	5.8
3.0% 以下	821,664	0.9	964,958	1.7	1,786,622	1.2
3.5% 以下	371,204	0.4	460,401	0.8	831,605	0.6
4.0% 以下	104,077	0.1	234,401	0.4	338,478	0.2
4.5% 以下	105,124	0.1	273,000	0.5	378,124	0.3
5.0% 以下	84,772	0.1	95,061	0.2	179,833	0.1
5.5% 以 下	23,526	0.0	45,156	0.1	68,682	0.0
6.0% 以下	647	0.0	2,683	0.0	3,329	0.0
6.5% 以下	8,866	0.0	6,956	0.0	15,822	0.0
7.0% 以 下	6,110	0.0	11,661	0.0	17,771	0.0
7.0% 超	600	0.0	232	0.0	832	0.0
合 計	89,730,130	100.0	56,186,922	100.0	145,917,051	100.0

第100表 地方債現在高の状況(つづき)

その4 推 移 (単位 百万円・%)

	都	道府県	:	市	BŢ	村	合	計	額
区 分	現在高	指 数	対前年度 増 減 率	現在高	指 数	対前年度 増 減 率	現在高	指 数	対前年度 増 減 率
昭和49年度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平成18年度	79,132,114	2,146	△ 0.0	59,925,615	1,235	△ 1.6	139,057,729	1,628	△ 0.7
19	79,593,447	2,158	0.6	58,567,043	1,207	△ 2.3	138,160,491	1,618	△ 0.6
20	80,257,202	2,176	0.8	57,141,336	1,178	△ 2.4	137,398,538	1,609	△ 0.6
21	83,301,567	2,259	3.8	56,485,175	1,164	△ 1.1	139,786,742	1,637	1.7
22	85,729,679	2,325	2.9	56,395,866	1,162	△ 0.2	142,125,545	1,664	1.7
23	87,322,349	2,368	1.9	55,909,502	1,152	△ 0.9	143,231,851	1,677	0.8
24	88,820,024	2,408	1.7	55,885,149	1,152	△ 0.0	144,705,173	1,694	1.0
25	89,730,130	2,433	1.0	56,186,922	1,158	0.5	145,917,051	1,709	0.8

⁽注) 平成18年度については、特定資金公共投資事業債を除いている。

第101表 債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	区 :		Λ			平 成 2	5 年 度			平成24年度	描述を
			分	都道	府県	市町	村	승 計	額	合計額	増減率
1	物件の購入	等に係	るもの	3,080,047	56.2	4,358,131	48.2	7,438,177	51.2	6,637,511	12.1
2	債務保証又は損	失補償に係	系るもの	143,193	2.6	48,791	0.5	191,985	1.3	153,146	25.4
3	そ	の	他	2,260,624	41.2	4,639,507	51.3	6,900,131	47.5	6,623,072	4.2
	合	į	≣†	5,483,864	100.0	9,046,429	100.0	14,530,293	100.0	13,413,729	8.3

⁽注)「2債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

その2 推 移 (単位 百万円・%)

区分	合		計	1 物件の購	入等に	係るもの	2 債務保証 係るもの		失補償に	3 その他			
	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度増減率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	
平成20年度	12,457,641	100	5.9	6,838,387	100	3.9	38,181	100	7.5	5,581,073	100	8.5	
21	12,175,253	98	△ 2.3	6,578,720	96	△ 3.8	52,496	137	37.5	5,544,037	99	△ 0.7	
22	12,281,044	99	0.9	6,357,992	93	△ 3.4	149,103	391	184.0	5,773,949	103	4.1	
23	13,038,076	105	6.2	6,303,303	92	△ 0.9	135,879	356	△ 8.9	6,598,894	118	14.3	
24	13,413,729	108	2.9	6,637,511	97	5.3	153,146	401	12.7	6,623,072	119	0.4	
25	14,530,293	117	8.3	7,438,177	109	12.1	191,985	503	25.4	6,900,131	124	4.2	

料

第102表 積立金現在高の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 25	年 度			平成 241	王度	比較			
区 分	都道府	県	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率	
財政調整基金	1,287,784	16.4	5,453,960	37.5	6,741,744	30.1	6,139,630	29.2	602,114	9.8	9.6	
減 債 基 金	1,123,465	14.3	1,322,318	9.1	2,445,783	10.9	2,318,616	11.0	127,167	5.5	0.6	
その他特定目的基金	5,437,325	69.3	7,755,460	53.4	13,192,785	59.0	12,571,186	59.8	621,599	4.9	7.6	
슴 計	7,848,574	100.0	14,531,738	100.0	22,380,312	100.0	21,029,432	100.0	1,350,880	6.4	7.3	

その2 推 移 (単位 百万円・%)

総	額	財政調	整基金	減 債	基金	その他特定	官目的基金
積 立 金現 在 高	対前年度 増 減 率	積 立 金 現 在 高	対前年度 増 減 率	積 立 金現 在 高	対前年度増減率	積 立 金現 在 高	対前年度増減率
13,031,922	△ 6.8	3,675,894	△ 2.4	2,426,375	△ 12.1	6,929,653	△ 7.1
12,973,089	△ 0.5	3,880,491	5.6	2,093,960	△ 13.7	6,998,638	1.0
13,602,238	4.8	4,071,951	4.9	2,139,838	2.2	7,390,449	5.6
13,938,767	2.5	4,216,147	3.5	1,842,687	△ 13.9	7,879,933	6.6
15,273,656	9.6	4,413,380	4.7	1,787,454	△ 3.0	9,072,822	15.1
17,177,205	12.5	4,474,802	1.4	1,689,600	△ 5.5	11,012,803	21.4
17,866,710	4.0	5,235,694	17.0	2,076,049	22.9	10,554,967	△ 4.2
19,592,209	9.7	5,599,566	6.9	2,305,910	11.1	11,686,733	10.7
21,029,432	7.3	6,139,630	9.6	2,318,616	0.6	12,571,186	7.6
22,380,312	6.4	6,741,744	9.8	2,445,783	5.5	13,192,785	4.9
	積立金現在高 13,031,922 12,973,089 13,602,238 13,938,767 15,273,656 17,177,205 17,866,710 19,592,209 21,029,432	積立金 対前年度 現在高 対前年度 増減率 13,031,922 △ 6.8 12,973,089 △ 0.5 13,602,238 4.8 13,938,767 2.5 15,273,656 9.6 17,177,205 12.5 17,866,710 4.0 19,592,209 9.7 21,029,432 7.3	積立金 対前年度 積立金 現在高	積立金 対前年度 積立金 対前年度 相 減率 13,031,922 △ 6.8 3,675,894 △ 2.4 12,973,089 △ 0.5 3,880,491 5.6 13,602,238 4.8 4,071,951 4.9 13,938,767 2.5 4,216,147 3.5 15,273,656 9.6 4,413,380 4.7 17,177,205 12.5 4,474,802 1.4 17,866,710 4.0 5,235,694 17.0 19,592,209 9.7 5,599,566 6.9 21,029,432 7.3 6,139,630 9.6	積立金 対前年度 積立金 対前年度 視立金 現在高 対前年度 現在高	積立金 対前年度 境立金 規在高 対前年度 増減率 13,031,922 △6.8 3,675,894 △2.4 2,426,375 △12.1 12,973,089 △0.5 3,880,491 5.6 2,093,960 △13.7 13,602,238 4.8 4,071,951 4.9 2,139,838 2.2 13,938,767 2.5 4,216,147 3.5 1,842,687 △13.9 15,273,656 9.6 4,413,380 4.7 1,787,454 △ 3.0 17,177,205 12.5 4,474,802 1.4 1,689,600 △ 5.5 17,866,710 4.0 5,235,694 17.0 2,076,049 22.9 19,592,209 9.7 5,599,566 6.9 2,305,910 11.1 21,029,432 7.3 6,139,630 9.6 2,318,616 0.6	積立金 対前年度 現在高 対前年度 現在高 対前年度 現在高 対前年度 現在高 対前年度 現在高

第103表 平成25年度資金収支の状況

			第1・四半		第2・四半		第3・四=		第4・四当		出納整理		合	計
			(25年4月~		(25年7月~		(25年10月~		(26年1月~		(26年4月~			
		´歳 入 (a)	26,339,303	59.7	20,734,163	76.1	24,266,154	83.6	32,846,486	86.6	12,794,816	103.1	116,980,922	77.6
		地 方 税	11,055,185	25.0	7,787,724	28.6	7,886,466	27.2	7,422,127	19.6	1,222,784	9.9	35,374,285	23.5
		地方消費税清算金	191,543	0.4	256,294	0.9	102,794	0.4	204,080	0.5	-	-	754,711	0.5
		地方特例交付金、地方交付 税 及 び 地 方 譲 与 税	8,328,265	18.9	4,734,904	17.4	5,228,622	18.0	1,975,196	5.2	12,830	0.1	20,279,817	13.5
	収	国庫支出金等	2,482,615	5.6	2,580,614	9.5	4,022,674	13.9	6,350,089	16.7	1,075,793	8.7	16,511,785	11.0
		都道府県支出金等	692,969	1.6	1,227,823	4.5	1,162,162	4.0	2,043,800	5.4	1,135,598	9.2	6,262,353	4.2
合		地方債(起債前借を含む。)	350,349	0.8	855,335	3.1	2,760,379	9.5	3,899,051	10.3	4,441,874	35.8	12,306,988	8.2
	入	公営事業会計からの繰入れ	3,845	0.0	8,908	0.0	12,874	0.0	39,197	0.1	37,607	0.3	102,431	0.1
		そ の 他	3,234,533	7.3	3,282,560	12.1	3,090,183	10.7	10,912,947	28.8	4,868,330	39.2	25,388,551	16.8
		(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	1,133,320	2.6	1,186,999	4.4	904,243	3.1	3,655,015	9.6	2,459,664	19.8	9,339,240	6.2
		歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c)	5,107,597	11.6	2,217,831	8.1	2,283,005	7.9	3,437,960	9.1	2,070,033	16.7	15,116,427	10.0
		一 時 借 入 金 等 借 入 額 (d)	13,835,348	31.3	5,467,449	20.1	3,369,731	11.6	5,320,052	14.0	-	-	27,992,580	18.6
l ₌₊		(a)-(b)+(c)+(d)	44,148,928	100.0	27,232,444	100.0	29,014,647	100.0	37,949,484	100.0	12,405,186	100.0	150,750,688	100.0
"	ĺ	´歳 出 (e)	22,269,540	59.9	21,980,443	77.3	22,547,130	82.9	32,764,661	87.2	16,921,331	84.2	116,483,104	77.4
		(e)のうち地方消費税清算金	193,540	0.5	259,253	0.9	104,115	0.4	197,804	0.5	-	_	754,711	0.5
	支	(e)うち普通会計内の会計間繰出し (f)	1,133,320	3.0	1,186,999	4.2	904,243	3.3	3,655,015	9.7	2,459,656	12.2	9,339,233	6.2
		歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	3,270,347	8.8	2,465,763	8.7	2,375,059	8.7	3,948,834	10.5	3,056,423	15.2	15,116,427	10.0
	出	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	183,220	0.5	36,122	0.1	4,442	0.0	6,156	0.0	2,752	0.0	232,692	0.2
		一 時 借 入 金 等 返 済 額 (i)	12,585,462	33.9	5,155,731	18.1	3,167,421	11.6	4,516,792	12.0	2,567,174	12.8	27,992,580	18.6
		合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	37,175,248	100.0	28,451,061	100.0	27,189,808	100.0	37,581,428	100.0	20,088,024	100.0	150,485,569	100.0
	1	´歳 入 (a)	12,896,393	49.0	9,582,716	63.7	13,045,115	83.5	17,523,115	94.4	5,842,885	121.0	58,890,225	73.2
		地 方 税	5,133,485	19.5	3,364,250	22.4	4,221,027	27.0	3,457,136	18.6	633,293	13.1	16,809,190	20.9
		地方消費税清算金	191,543	0.7	256,294	1.7	102,794	0.7	204,080	1.1	-	-	754,711	0.9
		地方特例交付金、地方交付 税 及 び 地 方 譲 与 税	4,416,216	16.8	2,651,442	17.6	2,941,576	18.8	1,025,596	5.5	1,094	0.0	11,035,923	13.7
	収	国庫支出金等	1,008,155	3.8	787,189	5.2	2,056,049	13.2	3,200,081	17.2	328,460	6.8	7,379,935	9.2
都	Į	地方債(起債前借を含む。)	305,276	1.2	658,671	4.4	1,975,447	12.6	2,070,617	11.2	1,771,006	36.7	6,781,018	8.4
HP		公営事業会計からの繰入れ	2,322	0.0	1,351	0.0	2,017	0.0	5,753	0.0	10,904	0.2	22,346	0.0
	入	そ の 他	1,839,396	7.0	1,863,518	12.4	1,746,206	11.2	7,559,852	40.7	3,098,130	64.1	16,107,102	20.0
道		(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ(b)	1,068,059	4.1	1,051,246	7.0	846,741	5.4	3,267,193	17.6	1,763,696	36.5	7,996,935	9.9
		歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	3,251,442	12.3	1,788,627	11.9	1,605,289	10.3	1,909,165	10.3	750,566	15.5	9,305,089	11.6
府		一時借入金等借入額(d)	11,256,549	42.7	4,729,366	31.4	1,813,824	11.6	2,403,176	12.9	7 50,500	-	20,202,916	25.1
		高計 (a)-(b)+(c)+(d)	26,336,326	100.0	15,049,462	100.0	15,617,487	100.0	18,568,263	100.0	4.829.756	100.0	80,401,295	
県		/ 歳 出(e)	11,814,322	51.7	10,479,268	66.0	11,076,380	80.1	17,489,773	95.5	7,945,091	84.0	58,804,834	73.2
775		(e)のうち地方消費税清算金	193,540	0.8	259,253	1.6	104,115	0.8	197,804	1.1		-	754,711	0.9
	支	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し(f)	1,068,059	4.7	1,051,246	6.6	846,741	6.1	3,267,193	17.8	1,763,696	18.6	7,996,935	10.0
		歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金(g)	1,645,567	7.2	1,913,765	12.1	1.577.033	11.4	2,094,368	11.4	2,074,356	21.9	9,305,089	11.6
	出	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	12,638	0.1	6,247	0.0	,- ,	_	2,455	0.0	_,,		21,340	
	ш	一 時 借 入 金 等 返 済 額 (i)	10,461,144	45.8	4,519,145	28.5		14.6	1,996,246		1,205,457	12.7	20,202,916	
		合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	22,865,612	100.0	15,867,179	100.0	13,827,596	100.0	18,315,649		9,461,208	100.0	80,337,244	
		/ 歳 入 (a)	13,442,910	75.5	11,151,447	91.5	11,221,039	83.8	15,323,371	79.1	6,951,930	91.8	58,090,698	82.6
		地 方 税	5,921,700	33.2	4,423,474	36.3	3,665,439	27.4	3,964,991	20.5	589,491	7.8	18,565,095	26.4
		地方特例交付金、地方交付 税 及 び 地 方 譲 与 税	3,912,049	22.0	2,083,462	17.1	2,287,046	17.1	949,601	4.9	11,736	0.2	9,243,895	13.1
	収	国庫 支出金等	1,474,460	8.3	1,793,425	14.7	1,966,625	14.7	3,150,008	16.3	747,333	9.9	9,131,850	13.0
	4X	都道府県支出金等	692,969	3.9	1,227,823	10.1	1,162,162	8.7	2,043,800	10.5	1,135,598	15.0	6,262,353	8.9
市		地方債(起債前借を含む。)	45,073	0.3	196,664	1.6	784,932	5.9	1,828,433	9.4	2,670,869	35.3	5,525,970	7.9
		公営事業会計からの繰入れ	1,523	0.0	7,558	0.1	10,857	0.1	33,444	0.2	26,704	0.4	80,085	0.1
	入	そ の 他	1,395,136	7.8	1,419,041	11.6	1,343,977	10.0	3,353,094	17.3	1,770,200	23.4	9,281,449	13.2
ET.		(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	65,261	0.4	135,752	1.1	57,502	0.4	387,822	2.0	695,968	9.2	1,342,305	1.9
-		歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c)	1,856,155	10.4	429,204	3.5	677,716	5.1	1,528,795	7.9	1,319,467	17.4	5,811,337	8.3
		一 時 借 入 金 等 借 入 額 (d)	2,578,799	14.5	738,082	6.1	1,555,907	11.6	2,916,876	15.1	-	_	7,789,664	11.1
		(a)-(b)+(c)+(d)	17,812,603	100.0	12,182,981	100.0		100.0	19,381,220	100.0	7,575,430	100.0	70,349,394	100.0
村	1	/ 歳 出 (e)	10,455,218	73.1	11,501,175	91.4		85.8	15,274,887	79.3	8,976,240	84.5	57,678,270	82.2
		(e)のうち普通会計内の会計間繰出し(f)	65,261	0.5	135,752	1.1	57,502	0.4	387,822	2.0	695,960	6.5	1,342,298	1.9
	支	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (8)	1,624,780	11.4	551,998	4.4	798,025	6.0	1,854,466	9.6	982,067	9.2	5,811,337	8.3
	{	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	170,581	1.2	29,875	0.2	4,442	0.0	3,701	0.0	2,752	0.0	211,351	0.3
	出	一 時 借 入 金 等 返 済 額 (i)	2,124,318	14.8	636,585	5.1	1,146,497	8.6	2,520,547	13.1	1,361,717	12.8	7,789,664	11.1
		合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	14,309,636	100.0	12,583,882				19,265,779	100.0				
		. 23, (7, (7, (6, 1, (7, 1, 1))	,555,656	. 55.6	,500,002		,	. 5 5.0	,,, , ,	. 55.5	, 0 = 0,0 10	. 5 5.5	,	

⁽注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

第104表 道路(地方道)の状況

	区	分		平成 25 年度	平成 24 年度	増 減
		都道府県道	主要地方道	57,152	57,065	87
実	延 長 (km)	都道府県道	一般都道府県道	71,016	70,979	37
	E K (KIII)	市町	村 道	1,026,785	1,025,779	1,006
		合	計	1,154,953	1,153,823	1,130
		都道府県道	主要地方道	889.8	880.7	9.1
面	## //cm ² \	都道府県道	一般都道府県道	932.0	927.3	4.7
Ш	積(km²)	市町	村道	6,625.9	6,610.9	15.0
		合	計	8,447.7	8,418.9	28.8

⁽注) 平成25年度の数値は平成26年4月1日現在のもの、平成24年度の数値は平成25年4月1日現在のものである。

第105表 公営住宅等の管理状況

Image: Control of the	分	平	成 25 年	度	平	成 24 年	度	増減			
)J	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	
公営住	宅 等(戸)	960,901	1,438,150	2,399,051	965,400	1,439,492	2,404,892	△ 4,499	△ 1,342	△ 5,841	
うち公言	営住宅(戸)	928,321	1,229,230	2,157,551	931,801	1,231,268	2,163,069	△ 3,480	△ 2,038	△ 5,518	

第106表 公園の状況

F.	/\		平成25年度	:		平成24年度		増減			
☒	分	市町村立	市町村立 以 外	숨 計	市町村立	市町村立 以 外	승 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計	
都市公園等	箇所数	127,792	993	128,785	125,722	1,036	126,758	2,070	△ 43	2,027	
(都市計画区域内)	面 積 (km²)	1,068.7	274.1	1,342.8	1,058.4	271.8	1,330.2	10.3	2.3	12.6	
その他公園	箇所数	6,292	272	6,564	6,279	269	6,548	13	3	16	
(都市計画区域外)	面 積 (km²)	134.5	36.2	170.7	133.4	36.8	170.2	1.1	△ 0.6	0.5	
· 함	箇所数	134,084	1,265	135,349	132,001	1,305	133,306	2,083	△ 40	2,043	
	面 積 (km²)	1,203.1	310.3	1,513.4	1,191.8	308.6	1,500.4	11.3	1.7	13.0	

⁽注) 各年度の数値は各年度末のものである。

⁽注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。 2 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

第107表 下水道等の状況

	区 分	平成 25 年	度 平成24年度	増減
公共下水道	現 在 排 水 区 域 面 積 計 画 終 末 処 理 場 数(現 在 終 末 処 理 場 数(計 画 処 理 区 域 面 積((km²) 16,8 (箇所) 2 (箇所) 2 (km²) 22,2	26.2 22,396.3 66.9 16,680.5 ,037 2,050 ,000 2,002 79.3 22,241.5 07.5 16,619.6 ,279 97,345,680	692,325 29.9 186.4 △ 13 △ 2 37.8 187.9 691,599 882,337
都市下水路			41.4 1,665.4 78.3 1,405.3	△ 24.0 △ 27.0
農業集落排水施設			,543 3,576,306 60.3 2,357.3 27.4 2,324.3	△ 34,439 △ 32,763 3.0 3.1 △ 2,103
漁業集落排水施設		(人) 172 (km²) (km²)	,694 173,974 ,210 173,942 86.0 84.9 85.6 84.8 ,769 131,565	△ 1,280 △ 1,732 1.1 0.8 204
林業集落排水施設		(人) 2 (km²) (km²)	,744 2,910 ,744 2,910 2.2 2.2 2.2 2.2 ,420 2,494	△ 166 △ 166
簡 易排水施設		(人) 1 (km²) (km²)	,562 1,604 ,562 1,604 1.8 1.8 1.8 1.8 456 1,491	△ 42 △ 42
小規模集合排水処理施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) 現 在 処 理 区 域 内 人 口 現在排水区域面積 (うち汚水に係るもの) 現 在 処 理 区 域 面 積 現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口	(人) 6 (km²) (km²)	,366 6,525 ,366 6,525 4.4 4.4 4.4 4.4 ,599 5,639	△ 159 △ 159 △ 0.0 △ 0.0 △ 40
合併処理浄化槽	ティ・プラント処理人口 処理人口 うち特定地域生活排水処理施設に係るものうち個別排水処理施設に係るもの	(人) 12,127 (人) 405	.095 248,114 .786 11,972,705 .353 384,267 .031 62,868	△ 8,019 155,081 21,086 11,163

⁽注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第108表 し尿及びごみ処理施設の状況

X	分	平成25年度	平成24年度	増減	増減率
	処理人口(千人)	8,722	9,368	△ 646	△ 6.9
し 尿 処 理 施 設	年間総収集量(千kl)	8,233	8,541	△ 308	△ 3.6
→" ¬. hn т= +/- =n.	処理人口(千人)	128,068	128,254	△ 186	△ 0.1
ごみ処理施設	年間総収集量(千t)	41,467	41,620	△ 153	△ 0.4

⁽注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第109表 公立保育所の状況

				平 成 2	5 年 度							
	≖	分	都道府県立	市町村立	一部事務組 合立	숨 計	都道府県立	市町村立	一部事務組 合立	숨 計	増	減
筃	所	数	2	10,645	3	10,650	2	10,946	3	10,951	Δ	301
延	面	積 (m²)	2,481	7,910,980	2,691	7,916,152	2,481	8,011,633	2,691	8,016,805	△ 10	0,653

⁽注) 1 平成 25年度の数値は平成 25年 10月 1日現在のもの、平成 24年度の数値は平成 24年 10月 1日現在のものである。 2 季節保育所を含まない。

第110表 公立老人ホームの状況

	_			平 成 2	5 年 度						
	⊠	分	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	숨 計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	숨 計	増減
	養護老。	人ホーム	6	254	78	338	7	260	81	348	△ 10
箇所	特別養護	老人ホーム	4	288	104	396	5	293	106	404	△ 8
数	軽費老。	人ホーム	2	67	7	76	3	69	7	79	△ 3
	合	計	12	609	189	810	15	622	194	831	△ 21

⁽注) 平成25年度の数値は平成25年10月1日現在のもの、平成24年度の数値は平成24年10月1日現在のものである。

第111表 公立高等学校、中等教育学校の状況

					平	成 25 年	度		平	成 24 年	度		186	`-	184	`# #
	区		分		都道府県立	市町村立	合	計	都道府県立	市町村立	合	計	増	減	増	減率
高	等	学	校	数	3,409	219		3,628	3,422	224		3,646		△ 18		△ 0.5
中:	等教	育	学杉	き数	25	5		30	25	4		29		1		3.4

⁽注) 1 文部科学省調べによる。2 平成25年度の数値は平成26年5月1日現在のもの、平成24年度の数値は平成25年5月1日現在のものである。

第112表 文化及び体育施設の状況(公立分)

		7				<u></u>		平	成 25 年	度	平	成 24 年	度	増		減
		<u>×</u>				分		都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	숨 計	都道府県立	市町村立	合 計
	県	民 会	館	筃	所	数		185	3,150	3,335	182	3,098	3,280	3	52	55
	市	民 会	館	延	面	積(手m²)	2,478	11,475	13,954	2,452	11,373	13,825	26	102	129
	公	会	堂	専信	壬職員	員数	(人)	2,476	12,136	14,612	2,417	11,681	14,098	59	455	514
	図	書	館	筃	所	数		59	3,186	3,245	59	3,179	3,238	_	7	7
			ДЬ	専行	壬職員	員数	(人)	1,717	18,328	20,045	1,726	18,064	19,790	△ 9	264	255
文		総合博物	1合宁	筃	所	数		23	92	115	23	93	116	_	△ 1	△ 1
		小心口 1子10	J K L	専信	壬職員	員数	(人)	456	662	1,118	444	657	1,101	12	5	17
	1-15	科学博物	1命	筃	所	数		13	57	70	12	58	70	1	△ 1	-
化	博	1-1 1 14 18	740	専任	壬職員	員数	(人)	351	580	931	345	587	932	6	△ 7	△ 1
		 歴史博物	1館	筃	所	数		52	271	323	52	267	319	_	4	4
施	物		720	専信	壬職員	員数	(人)	779	1,407	2,186	775	1,360	2,135	4	47	51
	125	美術博物)館	筃	所	数		57	165	222	57	164	221	_	1	1
		20131313		専信	壬職員	員数	(人)	898	1,090	1,988	895	1,037	1,932	3	53	56
設	館	その	他	筃	所	数		17	92	109	17	86	103	_	6	6
			,,,	専信	壬職員	員数	(人)	769	1,487	2,256	776	1,285	2,061	△ 7	202	195
		合	計	筃	所	数		162	677	839	161	668	829	1	9	10
				専任	壬職員	員数	(人)	3,253	5,226	8,479	3,235	4,926	8,161	18	300	318
		年の家		筃	所	数		145	291	436	147	299	446	△ 2	△ 8	△ 10
		然 の 	*	専信	壬職員	員数	(人)	1,401	1,331	2,732	1,394	1,310	2,704	7	21	28
	体	育	館	筃	所	数		195	6,341	6,536	195	6,280	6,475	_	61	61
体				専信	壬職員	員数	(人)	728	9,429	10,157	736	9,092	9,828	△ 8	337	329
l P+	陸	上競技	場	筃	所	数		104	957	1,061	104	956	1,060	_	1	1
育				専任	壬職員	員数	(人)	222	772	994	218	789	1,007	4	△ 17	△ 13
施	野	球	場	箇	所	数		165	3,977	4,142	165	3,966	4,131	_	11	11
設				専任	壬職員	員数	(人)	146	1,655	1,801	147	1,528	1,675	△ 1	127	126
	プ	_	ル	箇	所	数		223	3,603	3,826	217	3,654	3,871	6	△ 51	△ 45
					壬職員		(人)	372	4,617 月31日現在0	4,989	357	4,655	5,012	15	△ 38	△ 23

⁽注) 1 平成25年度における箇所数及び延面積は平成26年3月31日現在のもの、専任職員数は平成26年4月1日現在のものである。 2 平成24年度における箇所数及び延面積は平成25年3月31日現在のもの、専任職員数は平成25年4月1日現在のものである。

第113表 地方公共団体の職員公舎の状況

区分	平	成 25 年	度	平	成 24 年	度		増 減	
区 分	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
戸 数	54,562	19,131	73,693	56,459	19,539	75,998	△ 1,897	△ 408	△ 2,305
延 面 積(千m²)	3,310	1,106	4,416	3,414	1,133	4,548	△ 104	△ 27	△ 132

⁽注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第114表 地方公営企業の事業数の状況

その1 事業数調 (各年度末日現在)

	平	成 25 年	度	平	成 24 年	度	増	減
区分	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上水道事業	1,352	_	1,352	1,354	_	1,354	△ 2	_
簡易水道事業	25	734	759	23	745	768	2	△ 11
工業用水道事業	154	_	154	153	_	153	1	_
交 通 事 業	53	38	91	55	38	93	△ 2	_
電気事業	28	51	79	26	39	65	2	12
ガス事業	28	_	28	29	_	29	△ 1	_
病院事業	642	_	642	643	_	643	△ 1	_
下水道事業	538	3,101	3,639	502	3,131	3,633	36	△ 30
介護サービス事業	45	537	582	45	547	592	_	△ 10
その他事業	168	1,209	1,377	166	1,228	1,394	2	△ 19
· 함	3,033	5,670	8,703	2,996	5,728	8,724	37	△ 58

その2 事業数の推移 (各年度末日現在)

年	度	平成16年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
法適用事	業数	3,258	2,867	2,858	2,880	2,912	2,920	2,930	2,959	2,996	3,033
法非適用事	⋾業 数	7,721	6,512	6,459	6,330	6,184	5,983	5,913	5,795	5,728	5,670

第115表 地方公営企業の職員数の状況

(単位 人)

	全	事業	の内	訳			
区分	適用	区 分 別	勘定	区 分 別	승 計	前年度末職員	増減
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	45,376	_	38,972	6,404	45,376	46,273	△ 897
簡 易 水 道 事 業	65	1,667	1,543	189	1,732	1,757	△ 25
工業用水道事業	1,693	_	1,598	95	1,693	1,725	△ 32
交 通 事 業	26,253	488	25,991	750	26,741	26,701	40
電 気 事 業	1,757	36	1,754	39	1,793	1,776	17
ガス事業	1,048	_	966	82	1,048	1,082	△ 34
病 院 事 業	221,774	_	221,560	214	221,774	218,254	3,520
下 水 道 事 業	16,050	12,810	18,567	10,293	28,860	29,597	△ 737
介護サービス事業	1,645	9,523	11,168	_	11,168	11,257	△ 89
その他事業	2,192	3,455	4,621	1,026	5,647	5,861	△ 214
合 計	317,853	27,979	326,740	19,092	345,832	344,283	1,549

⁽注) 平成26年3月31日現在の職員数である。

第116表 地方公営事業決算の状況

(単位 百万円)

区分	平成	25 年 月	度 (A)	平瓦	24 年 月	隻 (B)	増	減 (A)-	-(B)
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収入	支 出	差 引
地方公営企業	16,531,570	16,871,663	△ 340,093	16,708,052	17,024,623	△ 316,571	△ 176,482	△ 152,960	△ 23,521
法適用企業	12,839,428	13,319,058	△ 479,630	12,889,205	13,331,959	△ 442,754	△ 49,778	△ 12,902	△ 36,876
法非適用企業	3,692,143	3,552,605	139,537	3,818,846	3,692,664	126,182	△ 126,704	△ 140,059	13,355
収 益 事 業	3,062,526	3,037,972	24,554	3,033,365	3,018,041	15,324	29,161	19,931	9,230
国民健康保険事業	14,439,020	14,169,842	269,178	14,249,297	13,982,536	266,761	189,723	187,306	2,417
後期高齢者医療事業	13,888,599	13,462,240	426,360	13,219,837	12,922,227	297,610	668,762	540,013	128,750
介護保険事業	9,215,234	9,039,658	175,576	8,840,566	8,705,143	135,423	374,668	334,515	40,153
農業共済事業	12,879	12,433	446	13,488	12,902	586	△ 609	△ 469	△ 140
交通災害共済事業	6,367	5,270	1,097	6,779	5,645	1,134	△ 412	△ 375	△ 37
公立大学附属病院事業	2,280	2,270	10	2,229	2,268	△ 39	51	2	49
合 計	57,158,475	56,601,348	557,128	56,073,613	55,673,385	400,228	1,084,862	927,963	156,901

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。 1 収入額 法 適 用:総収益(消費税込み)+資本的収入 法非適用:総収益+資本的収入+前年度繰越金 2 支出額 法 適 用:総費用(消費税込み)-減価償却費+資本的支出 法非適用:総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金

第117表 法適用企業決算の状況

その1 損益収支の状況

(単位 百万円・%)

	区	分		水道事業	工 業 用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	승 計
総	Ц	Z	益	2,970,895	145,038	771,685	75,671	103,064	3,955,440	1,762,312	271,089	10,055,194
経	常	収	益	2,955,385	141,349	760,922	75,527	102,954	3,919,761	1,751,631	259,918	9,967,447
	うち	料金坝	八	2,692,695	127,104	660,936	70,384	95,573	3,220,540	940,027	192,502	7,999,761
総	3	ŧ	用	2,724,245	117,618	694,823	63,750	101,084	3,998,363	1,679,450	259,995	9,639,328
経	常	費	用	2,701,205	116,619	690,142	63,097	100,920	3,944,581	1,666,281	247,589	9,530,434
		員給与	責費	334,384	13,787	229,612	15,494	8,254	1,833,302	106,139	23,470	2,564,443
	う 	価償去] 費	874,369	45,983	176,737	16,166	12,644	256,925	729,959	21,891	2,134,673
	-	払 利	息	197,606	10,289	74,403	3,053	2,236	73,181	327,284	14,509	702,561
経	常	損	益	254,180	24,730	70,780	12,430	2,034	△ 24,820	85,349	12,329	437,013
	経常	會 利	益	264,619	27,798	79,432	12,471	3,092	57,145	104,772	45,374	594,702
	経常	負	失	10,438	3,068	8,652	41	1,058	81,964	19,423	33,045	157,689
純	ž	員	益	246,650	27,420	76,863	11,921	1,979	△ 42,923	82,862	11,094	415,866
累	積が	マ 損	金	150,844	51,320	2,115,099	2,511	47,616	1,970,402	197,023	265,410	4,800,225
不	良	債	務	37	_	123,126	_	1,463	9,324	32,385	14,952	181,288
累	積 欠 拮	員金比	〉 率	5.4	39.1	299.2	3.5	48.2	57.2	13.5	115.8	53.6
不	良債	務比	率	0.0	_	17.4	_	1.5	0.3	2.2	6.5	2.0
経	常収	支 比	率	109.4	121.2	110.3	119.7	102.0	99.4	105.1	105.0	104.6
総	事	業	数	1,377	154	53	28	28	643	538	214	3,035
	うち	建設	中	3	3	0	1	-	2	5	1	15
赤号	字事業	数の害	引合	15.9	12.6	35.8	3.7	17.9	53.5	38.3	39.0	29.6
		金を有っ		16.7	15.9	56.6	11.1	39.3	76.6	48.4	44.1	37.8

その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

	水道	事業	Ě	工業用	水道	事業	交通	1事	業	電気	事美	業	ガノ	ス事	業	病院	事	業	下水:	道事	業	その	他事	業	合		Ħ
区分	金	構成	対営業収	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収	金	構成	対営業収	金	構成	対営業収益	金	構成	対営業収益
	額	比	松益比	額	比	松益比	額	比	W益比	額	比	松益比	額	比	松益比	額	比	益比	額	比	松益比	額	比	松益比	額	比	益比
職 員給与費	334,384	12.5	11.9	13,787	11.9	10.5	229,612	33.3	32.5	15,494	25.1	21.3	8,254	8.5	8.4	1,833,302	46.5	53.2	106,139	6.4	7.3	23,470	9.5	10.2	2,564,443	27.0	28.6
減 価償却費	874,369	32.7	31.1	45,983	39.6	35.0	176,737	25.7	25.0	16,166	26.2	22.2	12,644	13.0	12.8	256,925	6.5	7.5	729,959	44.0	50.0	21,891	8.8	9.5	2,134,673	22.5	23.8
支 払 利 息	197,606	7.4	7.0	10,289	8.9	7.8	74,403	10.8	10.5	3,053	5.0	4.2	2,236	2.3	2.3	73,181	1.9	2.1	327,284	19.7	22.4	14,509	5.9	6.3	702,561	7.4	7.8
その他	1,266,507	47.4	45.0	46,154	39.7	35.2	208,127	30.2	29.4	26,918	43.7	37.0	74,289	76.3	75.2	1,781,183	45.2	51.7	497,434	30.0	34.1	187,493	75.8	81.8	4,088,105	43.1	45.6
計	2,672,866	100.0	94.9	116,213	100.0	88.5	688,879	100.0	97.4	61,632	100.0	84.8	97,423	100.0	98.6	3,944,591	100.0	114.5	1,660,816	100.0	113.7	247,362	100.0	107.9	9,489,782	100.0	105.9

⁽注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

⁽注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第118表までにおいて同じ。 2 不良債務は、再建債を加算しないものである。 3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失、累積欠損金を生じた事業数の割合である。

第117表 法適用企業決算の状況(つづき)

その3 資本収支の状況

区分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	そ の 他 事 業	合 計
資本的収入額A	589,094	51,659	217,678	25,165	6,977	573,864	1,135,891	272,294	2,872,620
企業債	317,537	19,013	119,041	6,762	3,708	278,873	639,281	209,682	1,593,898
(うち建設改良のための企業債)	271,869	10,144	63,018	6,762	3,708	276,150	386,059	51,885	1,069,596
他会計出資金	60,812	3,415	29,995	-	484	95,952	81,708	3,731	276,097
他会計借入金	5,277	2,439	10,382	-	-	7,968	656	3,405	30,126
他会計補助金	17,042	9,547	31,087	-	993	7,090	81,608	1,435	148,803
そ の 他	188,426	17,245	27,173	18,403	1,792	183,981	332,638	54,041	823,696
翌年度に繰り越される 支 出 の 財 源 充 当 額	17,511	602	1,018	50	9	3,179	27,120	326	49,814
前年度同意等債で 当年度収入分C	1,674	53	-	-	-	8,648	28,198	_	38,573
純 計 A - (B + C) D	569,910	51,004	216,660	25,115	6,968	562,037	1,080,572	271,967	2,784,234
資本的支出額日	1,693,526	118,288	438,447	47,867	25,185	791,750	1,981,439	394,619	5,491,119
建設改良費	991,713	41,811	150,212	26,739	11,106	444,882	844,798	139,190	2,650,451
(うち職員給与費)	48,052	697	6,788	243	570	1,637	36,933	3,552	98,472
企業債償還金	629,957	48,700	251,146	11,471	12,957	303,756	1,125,411	241,486	2,624,884
(うち建設改良のための 企業債償還金)	587,121	41,438	199,182	11,447	11,075	288,021	941,455	171,051	2,250,789
その他	71,856	27,777	37,088	9,657	1,122	43,112	11,230	13,943	215,784
資本的収入が資本的支出に 不 足 す る 額 F	1,126,835	67,461	222,260	25,457	18,216	240,407	900,974	134,900	2,736,511
補塡財源G	1,125,493	67,461	190,679	24,287	16,627	228,452	888,190	131,972	2,673,162
補塡財源不足額 (F-G) H	1,342	-	31,581	1,170	1,590	11,955	12,784	2,927	63,349
財 源 不 足 率 H/E×100	0.1	-	7.2	2.4	6.3	1.5	0.6	0.7	1.2

⁽注)「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D - E」がマイナスの団体のみを集計したものである。

料

第117表 法適用企業決算の状況(つづき)

その4 資産、負債及び資本に関する調

					ひ貝本に医							\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	日万円・%)
区			5)	水道事業	工 業 用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下 水 道事 業	そ の 他事 業	合 計
資				産	32,038,440	2,332,210	7,025,680	670,885	251,193	6,935,531	39,088,452	6,228,082	94,570,473
固	定) III	資	産	28,865,431	2,059,865	6,609,179	474,559	199,229	5,200,615	38,206,641	2,463,465	84,078,984
土	地	ì	告	成	-	-	_	-	-	-	_	2,765,963	2,765,963
流	動) I	資	産	3,168,561	272,310	415,588	196,326	51,799	1,642,626	878,530	997,833	7,623,573
繰	延	ŧ	劼	定	4,449	35	912	-	164	92,290	3,281	822	101,953
負				債	1,591,709	174,192	1,922,117	48,687	26,547	789,133	2,236,389	992,044	7,780,818
固	定	ţ	負	債	981,397	139,184	1,650,564	28,903	12,878	299,473	1,795,849	711,270	5,619,519
流	動	ţ	負	債	610,312	35,008	271,553	19,783	13,670	489,660	440,540	280,774	2,161,300
資				本	30,446,731	2,158,018	5,103,562	622,198	224,645	6,146,398	36,852,063	5,236,038	86,789,655
自	己	資	本	金	9,485,991	698,070	2,137,116	399,904	78,519	2,677,484	5,073,592	2,788,717	23,339,394
借	入	資	本	金	8,032,617	510,605	2,429,762	91,838	100,772	3,465,837	13,256,563	1,604,843	29,492,838
資	本	剰	余	金	12,078,609	919,167	2,455,694	59,356	80,883	1,835,718	18,551,719	514,689	36,495,836
利	益	剰	余	金	849,514	30,176	△ 1,919,010	71,100	△ 35,529	△ 1,832,640	△ 29,812	327,788	△ 2,538,413
自己:	資本	構力	或比	~ 率	70.0	70.6	38.1	79.1	49.3	38.6	60.4	58.3	60.6
固足長期	È ji 資	章 本	産 比	対率	91.8	89.7	97.9	72.9	83.9	80.7	98.9	41.4	91.0
流	動	出	<u>.</u>	率	519.2	777.8	153.0	992.4	378.9	335.5	199.4	355.4	352.7
企業減価	債 億 億	賞 還	夏 額 頁 比	対率	67.1	90.1	112.7	70.8	87.6	112.1	129.0	781.4	105.4
料金川業債力					29.1	40.6	41.2	20.6	13.9	11.2	134.9	96.0	36.9
不	良	信	Ę	務	37	-	123,126	-	1,463	9,324	32,385	14,952	181,288
不良	. 債	務	比	率	0.0	-	17.4	-	1.5	0.3	2.2	6.5	2.0

⁽注) 不良債務は、再建債を加算しないものである。

第118表 法適用企業の事業別決算の推移

	<u> </u>		分	平成1	6年度	1	7	1	8	1	19	2	20	:	21	2	22	2	:3	2	.4	2	25
	(経常和	リ益	(1,410)	246,247	(1,200)	254,600	(1,200)	260,699	(1,180)	281,150	(1,199)	270,856	(1,175)	270,442	(1,213)	295,316	(1,179)	237,003	(1,175)	251,876	(1,155)	264,619
-k		経常損	員失	(342)	23,741	(236)	15,082	(220)	17,808	(236)	14,051	(210)	11,767	(204)	12,065	(159)	9,512	(192)	13,863	(198)	11,113	(219)	10,438
水道事業	{	累積欠	損金		131,982		124,039		127,440		128,721		125,980		123,348		163,689		165,566		157,121		150,844
業		赤字事業数の	の割合		19.5		16.4		15.5		16.7		14.9		14.8		11.6		14.0		14.4		15.9
		累積欠損金	比率		4.4		4.1		4.3		4.3		4.3		4.3		5.7		5.9		5.6		5.4
	(経常和	川益	(121)	20,758	(120)	20,561	(118)	19,840	(126)	24,861	(133)	26,840	(134)	27,861	(133)	25,102	(131)	25,242	(131)	25,327	(132)	27,798
工業		経常損		(22)	1,749	(24)	2,001	(29)	1,383	(22)	3,857	(15)	2,752				2,673	(18)	2,759	(18)	3,473	(19)	3,068
工業用水道事業	ļ	累積欠	損金		20,911		21,674		56,918		55,129		49,797		60,340		59,117		56,651		54,956		51,320
道事		赤字事業数の	の割合		15.4		16.7		19.7		14.9		10.1		10.1		10.7		12.1		12.1		12.6
耒		累積欠損金	比率		14.3		15.1		39.8		38.3		34.6		43.0		43.7		42.3		41.1		39.1
	,	√ ∇ ₩ エ		/ 27\	12.400	(20)	24.050	(24)	20.070	/ 21\	20.064	/ 20\	F1.0F2	/ 221	F7040	(24)	E 4 200	(22)	45 022	(20)	CE 026	(24)	70.422
		経常和経常損		(37)	13,400 77,301	(28)	21,859 52,703	(34)	29,979 40,153		39,064 33,672	(28)	51,052	(33)			54,290	(33)	45,832 18,543	(29)	65,836 12,922	(34)	79,432 8,652
交通事業	J	累積欠			2,384,383		2,275,639		2,269,888		2,259,534		26,278 2,218,647		2,215,830		16,389 2,199,544		2,191,375		2,154,220		2,115,099
事業		赤字事業数('	46.4	· '	56.3		46.0		50.0		53.3		45.0		41.4		43.1	'	46.3		35.8
		累積欠損金	, .		344.9		326.6		324.8		319.5		312.0		320.8		321.1		321.2		311.0		299.2
		経常和		(32)	10,587	(29)	8,027		9,600		7,111	(28)	7,494			(24)	6,676		6,246	(24)	6,606	(26)	12,471
電気		経常損		(1)	545	(2)	569	(1)	16	(2)	335	(2)	140	(3)		(2)	488	(3)	731	(2)	87	(1)	41
電気事業		累積欠			2,588		1,796		1,600		4,983		5,382		2,460		2,724		3,024		2,656		2,511
		赤字事業数			3		7		3.2		6.5		6.7		10.3		7.7		11.5		7.7		3.7
	/	累積欠損金	5几半		3.0		2		2.0		6.5		7.2		3.4		3.9		4.4		3.9		3.5
		経常和	山益	(31)	2,786	(24)	3,288	(25)	3,059	(24)	2,743	(23)	3,072	(24)	3,728	(22)	2,761	(22)	3,174	(24)	4,160	(23)	3,092
ガ		経常損	美失	(16)	5,715	(13)	5,068	(10)	2,916	(10)	3,383	(11)	1,906	(8)	990	(8)	1,528	(8)	2,196	(5)	129	(5)	1,058
ガス事業	{	累積欠	損金		34,526		38,921		42,436		46,747		46,855		45,536		47,262		50,364		47,561		47,616
*		赤字事業数(の割合		34.0		35.1		28.6		29.4		32.4		25.0		26.7		26.7		17.2		17.9
	(累積欠損金	比率		39.6		45.3		48.0		49.9		48.0		53.1		53.8		58.0		50.1		48.2
	(経常和	リ益	(246)	25,804	(211)	21,881	(141)	10,724	(166)	10,616	(183)	13,933	(256)	25,524	(355)	70,459	(361)	71,664	(338)	72,359	(298)	57,145
病		経常損	美失	(482)	157,528	(463)	164,926	(527)	210,423	(501)	211,175	(481)	198,421	(401)	135,833	(295)	64,820	(288)	62,201	(303)	60,251	(343)	81,964
病院事業	{	累積欠	損金	1	1,682,577		1,781,961	1	1,873,568	:	2,001,501		2,136,798		2,157,132		2,070,706		2,032,591		1,958,123		1,970,402
兼		赤字事業数の	の割合		66.2		68.7		78.9		75.1		72.4		61.0		45.4		44.4		47.3		53.5
	(累積欠損金	比率		46.4		48.9		53.6		57.2		62.0		62.6		60.0		59.4		57.0		57.2
	(経常和	リ益	(112)	53,205	(112)	55,294	(121)	53,597	(141)	59,141	(173)	67,385	(219)	71,029	(250)	86,764	(270)	87,228	(310)	87,865	(329)	104,772
下		経常損	美失	(83)	12,288	(93)	12,591	(104)	15,509	(122)	16,295	(140)	18,707	(155)	19,172	(154)	15,135	(182)	15,149	(189)	17,916	(204)	19,423
下水道事業	{	累積欠	損金		199,251		206,323		203,775		204,999		204,692		206,314		196,597		199,494		198,314		197,023
業		赤字事業数の	の割合		42.6		45.4		46.2		46.4		44.7		41.4		38.1		40.3		37.9		38.3
		累積欠損金	比率		16.8		17.0		16.3		16.3		15.9		15.9		14.3		14.3		13.9		13.5
	(経常和	山益	(154)	141,824	(145)	178,419	(136)	98,355	(147)	227,546	(140)	80,560	(143)	54,665	(131)	65,465	(140)	115,710	(131)	60,981	(130)	45,374
そ		経常損	員失	(121)	81,750	(108)	56,894	(113)	36,897	(93)	31,288	(95)	133,362	(89)	22,993	(94)	16,054	(78)	24,695	(80)	12,923	(83)	33,045
その他事業	\{	累積欠	損金		240,856		214,130		234,076		236,500		347,385		321,919		348,544		426,018		295,406		265,410
事業		赤字事業数の	の割合		44.0		42.7		45.4		38.8		40.4		38.4		41.8		35.8		37.9		39.0
		累積欠損金	此率		25.4		23.1		43.8		34.6		48.1		147.4		131.7		134.0		115.3		115.8
	(経常和	川益	(2.143)	514.611	(1.869)	563,929	(1.805)	485.854	(1.844)	652,233	(1.907)	521.192	(2.010)	517,948	(2,162)	606.833	(2.159)	592.099	(2.162)	575.009	(2,127)	594.702
		経常損													219,110								
合計	{	累積欠			4,697,072		4,664,483		4,809,702		4,938,114		5,135,537		5,132,879		5,088,183		5,125,083		4,868,358		4,800,225
		赤字事業数の			33.9		34.3		36.4		35.5		34.1		31.0		25.8		26.9		27.5		29.6
		累積欠損金	此率		48.0		47.6		51.9		52.3		54.6		58.1		56.8		57.4		54.5		53.6
																						<u> </u>	

⁽注) 1 () 書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。 2 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第119表 法非適用企業決算の状況

×		分	簡易水道 事 業	交通事業	電気事業	下水道事 業	港湾整備事 業	市場事業	と 畜 場事 業	観光施設事 業	宅地造成事 業	有料道路 事 業	駐車場整備事業	介 サービス 事 業	숨 計
	総	収 益 A	86,588	8,614	9,592	1,355,059	64,289	53,459	16,080	25,425	131,313	372	29,040	110,328	1,890,159
	(営	業収益)	62,324	4,131	9,171	849,734	53,241	37,358	6,100	16,173	107,311	363	22,628	89,716	1,258,250
収	総収益	(料金収入	61,136	3,986	9,098	569,450	44,245	27,330	5,742	14,226	96,026	344	21,534	88,536	941,652
益	総収益のうち	他会計繰入金	22,386	1,421	60	473,788	6,307	8,856	9,411	7,574	19,439	-	4,106	17,713	571,063
的〈収	総	費用B	65,405	8,363	4,665	918,463	30,993	41,113	15,588	20,880	13,394	183	16,426	104,501	1,239,975
支	う	職 員給 与費	10,202	3,377	218	53,416	2,225	8,444	3,711	3,870	1,505	18	374	47,254	134,615
	ち	支払利息	15,719	41	118	303,894	9,029	3,412	666	410	7,027	20	1,972	2,589	344,898
		支 差 引 - B) C	21,183	251	4,927	436,596	33,295	12,346	492	4,545	117,919	189	12,613	5,827	650,184
	資本	的収入 D	117,903	1,856	5,178	1,176,355	92,533	24,565	9,660	7,725	151,892	282	14,624	21,924	1,624,496
		地方債	46,483	609	3,378	505,068	52,844	7,330	3,064	2,289	52,277	-	599	1,891	675,830
	う	他会計繰入金	43,391	400	1,291	312,950	24,579	12,036	4,383	4,331	75,649	-	11,547	16,917	507,475
資	ち	】 国 庫 補助金	21,551	32	209	268,114	3,213	980	634	109	1,442	-	278	137	296,699
本		都道府県 補助金	1,507	801	8	7,533	7	1,800	393	95	1,473	-	_	519	14,135
的〈収	資本	的支出 E	137,715	2,092	7,453	1,599,098	124,377	37,085	9,924	10,831	223,962	434	26,283	26,744	2,205,999
支		建 設改良費	87,589	1,540	5,104	704,862	43,187	19,945	4,374	4,432	82,407	-	1,597	9,578	964,615
	うち	 地 方 債 償 還 金	48,470	515	1,167	887,854	74,750	16,001	4,523	5,559	123,829	393	18,091	15,558	1,196,711
		他会計繰出金	1,241	37	1,163	3,304	6,381	706	25	618	12,839	31	2,917	1,463	30,724
	収 (D	支 差 引 - E) F	△ 19,812	△ 236	△ 2,275	△ 422,743	△ 31,845	△ 12,521	△ 264	△ 3,106	△ 72,070	△ 152	△ 11,659	△ 4,820	△ 581,502
収 : (C	支 拝	序 差 引 F) G	1,371	15	2,652	13,853	1,451	△ 175	228	1,439	45,849	38	954	1,007	68,682
形 :	式机	又 支 H	6,433	156	3,974	94,629	16,882	2,583	586	2,647	23,584	39	△ 3,567	5,029	152,975
翌年べ		繰り越す 財 源 I	1,274	5	53	37,039	9,499	169	51	1,128	11,326	-	89	88	60,722
実質	収支	र्ट (H − I)	5,159	151	3,921	57,590	7,382	2,415	535	1,519	12,257	39	△ 3,655	4,940	92,253
	黒	字	5,397	297	3,921	72,981	8,626	2,487	536	3,750	29,530	39	2,943	5,148	135,655
	赤	字	238	146	-	15,391	1,243	73	1	2,232	17,273	-	6,598	208	43,402
赤字	事業	美数割合	1.1	10.5	-	1.4	5.6	1.3	1.6	5.4	5.2	-	6.8	3.0	2.3
赤	字	比 率	0.4	3.6	-	1.8	2.4	0.2	0.0	13.8	16.2	-	29.2	0.2	3.5

⁽注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。 2 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。 3 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

第120表 国民健康保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 事業勘定 (単位 百万円)

` ,	5 - 1 - 1 - 1 - 1															
				平成	25年度					平成	24年度			比	í	較
区	分	団体数	実質収支 (A)	財政援助額(B)	政 措 置 繰入金 (C)	額 繰出金	再差引 収 支 (A)-(B)- (C)+(D)	団体数	実質収支 (E)	財政援 助額(F)	政措置 繰入金 (G)	i 額 繰出金 (H)	再差引 収 支 (E)-(F)- (G)+(H)	団体数	実質収支	再差引収 支
全市	町村	1,746	264,486	103,470	331,820	4,314	△ 166,490	1,746	263,748	104,739	322,047	5,759	△ 157,278	_	738	△ 9,212
黒字	アの団体	1,039	272,316	34,412	59,955	3,195	181,144	1,063	277,461	34,909	63,307	4,275	183,521	△ 24	△ 5,145	△ 2,377
赤字	₹の団体	707	△ 7,830	69,057	271,865	1,119	△ 347,634	683	△ 13,713	69,830	258,740	1,484	△ 340,799	24	5,883	△ 6,835
政令指	定都市	20	15,114	24,831	93,781	_	△ 103,497	20	△ 3,641	24,479	87,970	468	△ 115,621	-	18,755	12,124
黒字	アの団体	3	16,673	2,643	3,463	-	10,567	2	4,712	808	2,029	_	1,875	1	11,961	8,692
赤字	アの団体	17	△ 1,558	22,188	90,318	_	△ 114,065	18	△ 8,353	23,670	85,941	468	△ 117,496	△ 1	6,795	3,431
中;	核市	42	31,269	12,536	38,107	34	△ 19,339	41	33,968	12,270	37,498	65	△ 15,734	1	△ 2,699	△ 3,605
黒字	アの団体	17	29,303	3,703	8,796	11	16,815	16	27,856	3,548	9,710	57	14,654	1	1,447	2,161
赤字	アの団体	25	1,966	8,833	29,311	23	△ 36,154	25	6,113	8,722	27,789	8	△ 30,389	_	△ 4,147	△ 5,765
特	例 市	40	4,091	5,584	23,433	448	△ 24,478	40	4,905	6,713	21,744	943	△ 22,609	-	△ 814	△ 1,869
	アの団体	12	9,883	892	2,212	21	6,801	15	14,529	2,728	4,110	924	8,615	△ 3	.,	△ 1,814
赤字	アの団体	28	△ 5,792	4,693	21,221	427	△ 31,279	25	△ 9,624	3,985	17,634	19	△ 31,224	3	3,832	△ 55
都	市	688	137,479	42,099	146,402	2,392	△ 48,630	688	145,996	42,447	146,019	3,013	△ 39,457	_	△ 8,517	△ 9,173
	アの団体	379	136,831	15,376	34,537	2,008	88,926	396	148,192	17,222	37,289	2,247	95,928	l	△ 11,361	△ 7,002
赤字	アの団体	309	648	26,723	111,865	384	△ 137,556	292	△ 2,196	25,226	108,730	766	△ 135,386	17	2,844	△ 2,170
⊞Ţ	村	929	50,916	12,433	26,809	1,440	13,114	930	54,601	12,893	26,556	1,269	16,421	△ 1	-,	△ 3,307
1	アの団体	603	54,130	6,191	10,592	1,156	38,502	609	54,380	5,042	9,871	1,047	40,513		△ 250	△ 2,011
赤字	アの団体	326	△ 3,213	6,242	16,217	285	△ 25,387	321	221	7,850	16,684	222	△ 24,092	5	△ 3,434	△ 1,295
	務組合等	4	1,396	114	356	-	927	4	1,153	123	298	_	732	-	243	195
	アの団体	4	1,396	114	356	_	927	4	1,153	123	298	_	732	-	243	195
	アの団体	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
1	別区	23	-	5,872	2,933	_	15,414	23	26,766	5,814	1,962	_	18,990	-	△ 2,546	△ 3,576
	アの団体	21	24,101	5,494	-	_	18,607	21	26,640		-	_	21,202	-	△ 2,539	△ 2,595
赤字	アの団体	2	119	378	2,933	_	△ 3,193	2	126	376	1,962	_	△ 2,212	_	△ 7	△ 981

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 直診勘定 (単位 百万円)

		平成2	5年度				平成2	24年度			ŀ	北 朝	ž
区分	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)		差引収支 A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)		差引収支 こ)-(D)	団体数	実質収支	再差引 収 支
全市町村	366	2,310	14,527	△1	12,216	370	2,196	13,770	△'	11,574	△ 4	114	△ 642
黒字の団体	354	3,393	13,629		10,236	357	3,444	13,040	\triangle	9,596	△ 3	△ 51	△ 640
赤字の団体	12	△ 1,083	898		1,980	13	△ 1,248	730	\triangle	1,978	△ 1	165	△ 2
政令指定都市	2	7	91	\triangle	84	2	10	66	\triangle	56	_	△ 3	△ 28
黒字の団体	2	7	91		84	2	10	66	\triangle	56	_	△ 3	△ 28
赤字の団体	_	_	_		_	_	_	_		_	_	_	_
中 核 市	8	101	205	Δ	105	8	107	198	\triangle	90	_	△ 6	△ 15
黒字の団体	7	107	184		77	8	107	198	\triangle	90	△ 1	_	13
赤字の団体	1	△ 6	21		27	_	_	_		_	1	△ 6	△ 27
特 例 市	11	34	190	Δ	156	11	28	171	Δ	144	_	6	△ 12
黒字の団体	11	34	190		156	11	28	171	\triangle	144	_	6	△ 12
赤字の団体	_	_	_		_	-	_	_		_	_	-	-
都 市	153	787	6,791	\triangle	6,004	152	845	6,385	\triangle	5,540	1	△ 58	△ 464
黒字の団体	147	1,347	6,403		5,057	146	1,376	5,997	\triangle	4,621	1	△ 29	△ 436
赤字の団体	6	△ 560	387		947	6	△ 531	388	\triangle	919	_	△ 29	△ 28
町村	190	1,309	7,233	\triangle	5,924	195	1,136	6,934	\triangle	5,798	△ 5	173	△ 126
黒字の団体	185	1,826	6,744		4,918	188	1,853	6,592	\triangle	4,739	△ 3	△ 27	△ 179
赤字の団体	5	△ 517	489		1,006	7	△ 717	342	\triangle	1,058	△ 2	200	52
一部事務組合	2	72	16		56	2	70	17		54		2	2
黒字の団体	2	72	16		56	2	70	17		54	_	2	2
赤字の団体	_	_	_		_	_	_	_		_	_	_	_

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

料

編

第120表 国民健康保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定

ア歳入

	亚 25 左连	亚 	144 \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \-	決算額	構成比	増漏	遂 率
区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	25 年 度	24 年 度	25 年 度	24 年 度
保 険 税 (料)	3,110,945	3,066,645	44,300	21.6	21.6	1.4	0.7
うち退職被保険者分	224,914	240,750	△ 15,836	1.6	1.7	△ 6.6	△ 11.2
一 部 負 担 金	22	21	1	0.0	0.0	4.8	50.0
うち退職被保険者分	1	1	Δ 0	0.0	0.0	△ 7.6	131.4
国 庫 支 出 金	3,258,301	3,235,211	23,090	22.7	22.8	0.7	△ 4.7
療養給付費等負担金	2,426,507	2,404,285	22,222	16.9	16.9	0.9	△ 5.5
財政調整交付金等	831,794	830,926	868	5.8	5.9	0.1	△ 2.5
療養給付費交付金	732,694	775,987	△ 43,293	5.1	5.5	△ 5.6	8.0
前期高齢者交付金	3,346,117	3,217,969	128,148	23.3	22.7	4.0	8.8
都 道 府 県 支 出 金	763,893	755,990	7,903	5.3	5.3	1.0	26.0
財源補塡的なもの	103,470	104,739	△ 1,269	0.7	0.7	△ 1.2	13.0
その他のもの	660,423	651,251	9,172	4.6	4.6	1.4	28.3
共 同 事 業 交 付 金	1,536,175	1,521,256	14,919	10.7	10.7	1.0	3.7
他 会 計 繰 入 金	1,180,620	1,181,321	△ 701	8.2	8.3	△ 0.1	△ 0.1
財源補塡的なもの	331,820	322,047	9,773	2.3	2.3	3.0	△ 3.6
保険基盤安定制度に係るもの	451,888	450,482	1,406	3.1	3.2	0.3	1.7
高医療費基準超過額に係るもの	_	1,358	△ 1,358	_	0.0	皆減	1.4
そ の 他 の も の	396,912	407,434	△ 10,522	2.8	2.8	△ 2.6	0.9
基 金 繰 入 金	62,434	57,260	5,174	0.4	0.4	9.0	△ 8.4
繰 越 金	334,552	324,459	10,093	2.3	2.3	3.1	21.7
その他の収入	50,024	49,501	523	0.4	0.4	1.1	3.0
歳入合計	14,375,777	14,185,620	190,157	100.0	100.0	1.3	3.2

第120表 国民健康保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(1) 事業勘定(つづき)

イ 歳 出

	亚弗尔萨	亚产24左连	160 CH 955	決算額	構成比	増湯	遂 率
区 分 	平成25年度	平成24年度	増減額	25 年 度	24 年 度	25 年 度	24 年 度
総 務 費	209,243	211,013	△ 1,770	1.5	1.5	△ 0.8	△ 2.8
一般管理費	137,588	138,532	△ 944	1.0	1.0	△ 0.7	△ 2.6
賦 課 徴 収 費	53,067	53,405	△ 338	0.4	0.4	△ 0.6	△ 2.0
連合会負担金	5,595	5,856	△ 261	0.0	0.0	△ 4.5	△ 17.8
その他の総務費	12,993	13,220	△ 227	0.1	0.1	△ 1.7	0.2
保 険 給 付 費	9,302,471	9,216,010	86,461	65.9	66.2	0.9	1.5
療養諸費等	9,120,695	9,030,382	90,313	64.6	64.9	1.0	1.5
その他の給付費	156,649	159,666	△ 3,017	1.1	1.1	△ 1.9	0.0
診療報酬審査支払手数料	25,127	25,962	△ 835	0.2	0.2	△ 3.2	△ 2.8
後期高齢者支援金等	1,818,192	1,744,174	74,018	12.9	12.5	4.2	9.6
前期高齢者納付金等	1,894	1,850	44	0.0	0.0	2.4	△ 60.8
介護給付費納付金	778,989	740,691	38,298	5.5	5.3	5.2	7.6
共同事業拠出金	1,542,552	1,532,356	10,196	10.9	11.0	0.7	3.9
共同事業医療費拠出金	1,018,143	1,013,891	4,252	7.2	7.3	0.4	4.5
共同事業事務費拠出金	73,687	67,101	6,586	0.5	0.5	9.8	△ 12.7
その他の共同事業拠出金	450,722	451,364	△ 642	3.2	3.2	△ 0.1	5.4
保健事業費	103,015	100,668	2,347	0.7	0.7	2.3	4.9
操 出 金	16,494	15,377	1,117	0.1	0.1	7.3	6.8
財源補塡的なもの	4,314	5,759	△ 1,445	0.0	0.0	△ 25.1	3.5
その他のもの	12,180	9,618	2,562	0.1	0.1	26.6	8.9
基 金 積 立 金	54,558	55,718	△ 1,160	0.4	0.4	△ 2.1	20.4
公 債 費	1,351	1,271	80	0.0	0.0	6.3	△ 3.9
元利償還金	1,180	1,078	102	0.0	0.0	9.5	△ 1.6
一時借入金利子	171	194	△ 23	0.0	0.0	△ 11.9	△ 14.9
前年度繰上充用金	98,472	118,614	△ 20,142	0.7	0.9	△ 17.0	△ 22.3
その他の支出	181,737	183,394	△ 1,657	1.4	1.4	△ 0.9	34.4
歳出合計	14,108,968	13,921,136	187,832	100.0	100.0	1.3	3.1

料

第120表 国民健康保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 直診勘定

ア歳入

(単位 百万円・%)

Ε7 /\	亚弗 25 左鹿	亚弗24年度	増 減 額	決算額	構成比	増源	或 率
区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	25 年 度	24 年度	25 年 度	24年度
診 療 収 入	38,773	39,740	△ 967	61.3	62.4	△ 2.4	△ 5.5
国 庫 支 出 金	1,828	1,829	△ 1	2.9	2.9	△ 0.1	△ 2.0
財 政 調 整 交 付 金	1,736	1,675	61	2.7	2.6	3.6	2.3
そ の 他	92	154	△ 62	0.2	0.3	△ 40.3	△ 33.0
都道府県支出金	591	597	△ 6	0.9	0.9	△ 1.0	34.8
他 会 計 繰 入 金	14,809	14,046	763	23.4	22.1	5.4	2.1
普通会計からのもの	14,131	13,253	878	22.3	20.8	6.6	2.3
事業勘定からのもの	658	732	△ 74	1.0	1.1	△ 10.1	△ 1.3
その他の会計からのもの	20	61	△ 41	0.1	0.2	△ 67.2	8.9
基 金 繰 入 金	528	428	100	0.8	0.7	23.4	7.8
繰 越 金	3,325	3,634	△ 309	5.3	5.7	△ 8.5	5.2
地 方 債	1,414	1,414	△ 0	2.2	2.2	△ 0.0	35.4
その他の収入	1,975	1,989	△ 14	3.2	3.1	△ 0.7	2.5
歳入合計	63,243	63,677	△ 434	100.0	100.0	△ 0.7	△ 1.9

イ 歳 出 (単位 百万円・%)

	T-25 (F.F.	亚帝24年度	IM >-2 45E	決算額	構成比	増派	或 率
区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	25 年 度	24 年度	25 年 度	24 年 度
総 務 費	35,059	34,352	707	57.6	55.9	2.1	0.0
医 業 費	19,870	20,491	△ 621	32.6	33.4	△ 3.0	△ 6.3
施設整備費	1,339	1,540	△ 201	2.2	2.5	△ 13.1	19.4
繰 出 金	282	275	7	0.5	0.4	2.5	1.9
普通会計に対するもの	167	125	42	0.3	0.2	33.6	△ 5.3
事業勘定に対するもの	7	_	7	0.0	_	皆増	皆減
その他の会計に対するもの	108	150	△ 42	0.2	0.2	△ 28.0	9.5
基 金 積 立 金	221	416	△ 195	0.4	0.7	△ 46.9	43.0
公 債 費	2,888	3,034	△ 146	4.7	4.9	△ 4.8	△ 4.7
元 利 償 還 金	2,887	3,033	△ 146	4.7	4.9	△ 4.8	△ 4.7
一時借入金利子	2	1	1	0.0	0.0	100.0	△ 0.0
前年度繰上充用金	1,114	1,217	△ 103	1.8	2.0	△ 8.5	1.2
その他の支出	101	75	26	0.2	0.2	34.7	△ 43.6
歳 出 合 計	60,874	61,400	△ 526	100.0	100.0	△ 0.9	△ 1.9

地方公営事業

第121表 後期高齢者医療事業決算の状況

その1 収支の状況 (単位 百万円)

				平成	25 年 度			平成	24年度	比	較
区	分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出差引 (B)-(C)	繰越等	実質収支 (D)-(E)	団体数	実質収支	団体数	実質収支
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(A) — (G)	(F)-(H)
広t	或 連 合	47	13,888,599	13,462,240	426,360	11	426,349	47	297,579	_	128,770
黒	字の団体	47	13,888,599	13,462,240	426,360	11	426,349	47	297,579	_	128,770
赤	字の団体	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 歳 入 (単位 百万円・%)

区分	平 成 25 年	E 度	平 成 24 年	臣 度	増 減 額	増減率
市町村支出金	2,338,050	16.8	2,270,348	17.2	67,702	3.0
市町村負担金	2,336,050	16.8	2,268,887	17.2	67,163	3.0
うち保険料等負担金	1,240,821	8.9	1,184,760	9.0	56,061	4.7
うち療養給付費負担金	1,051,657	7.6	1,018,462	7.7	33,195	3.3
市町村補助金	1,999	0.0	1,461	0.0	538	36.8
国 庫 支 出 金	4,426,496	31.9	4,189,128	31.7	237,368	5.7
国 庫 負 担 金	3,331,788	24.0	3,144,819	23.8	186,969	5.9
うち療養給付費負担金	3,282,913	23.6	3,098,898	23.4	184,015	5.9
国 庫 補 助 金	1,094,708	7.9	1,044,308	7.9	50,400	4.8
うち財政調整交付金	1,087,932	7.8	1,028,671	7.8	59,261	5.8
都道府県支出金	1,114,242	8.0	1,082,793	8.2	31,449	2.9
都道府県負担金	1,090,443	7.9	1,049,937	7.9	40,506	3.9
うち療養給付費負担金	1,041,528	7.5	1,003,906	7.6	37,622	3.7
財政安定化基金支出金	22,260	0.2	31,553	0.2	△ 9,293	△ 29.5
都道府県補助金	1,539	0.0	1,303	0.0	236	18.1
支 払 基 金 交 付 金	5,559,056	40.0	5,367,709	40.6	191,347	3.6
特別高額医療費共同事業交付金	2,636	0.0	2,550	0.0	86	3.4
繰 入 金	127,965	0.9	176,947	1.3	△ 48,982	△ 27.7
一般会計繰入金	2,668	0.0	67,839	0.5	△ 65,171	△ 96.1
基 金 繰 入 金	125,297	0.9	109,108	0.8	16,189	14.8
繰 越 金	292,981	2.1	106,740	0.8	186,241	174.5
都道府県財政安定化基金借入金	_	_	1	0.0	△ 1	皆減
その他の収入	27,173	0.3	23,621	0.2	3,552	15.0
歳 入 合 計	13,888,599	100.0	13,219,837	100.0	668,762	5.1

第121表 後期高齢者医療事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 歳 出 (単位 百万円・%)

区分	平 成 25 年	度	平 成 24 年	臣 度	増減額	増減率
総 務 費	40,000	0.3	36,224	0.3	3,776	10.4
人 件 費	5,826	0.0	5,827	0.0	△ 1	△ 0.0
そ の 他	34,174	0.3	30,397	0.3	3,777	12.4
保 険 給 付 費	13,138,534	97.6	12,686,872	98.2	451,662	3.6
療 養 諸 費	12,651,325	94.0	12,224,716	94.6	426,609	3.5
療 養 給 付 費	12,493,964	92.8	12,070,980	93.4	422,984	3.5
審查支払手数料	31,275	0.2	31,621	0.2	△ 346	△ 1.1
そ の 他	126,086	1.0	122,115	1.0	3,971	3.3
高 額 療 養 費	448,270	3.3	424,468	3.3	23,802	5.6
その他医療給付費	38,939	0.3	37,688	0.3	1,251	3.3
都道府県財政安定化基金拠出金	15,419	0.1	15,452	0.1	△ 33	△ 0.2
特別高額医療費共同事業拠出金	2,644	0.0	2,558	0.0	86	3.4
保 健 事 業 費	26,028	0.2	24,180	0.2	1,848	7.6
う ち 健 康 診 査 費	23,959	0.2	22,369	0.2	1,590	7.1
基 金 積 立 金	55,497	0.4	107,056	0.8	△ 51,559	△ 48.2
公 債 費	-	-	_	_	_	-
繰 出 金	2,942	0.0	2,494	0.0	448	18.0
前年度繰上充用金	_	_	_	_	_	-
その他の支出	181,176	1.4	47,391	0.4	133,785	282.3
歳 出 合 計	13,462,240	100.0	12,922,227	100.0	540,013	4.2

第122表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 保険事業勘定 (単位 百万円)

					平	成	25	年 度	₹ Ž		平	成	24	年 度	Ŧ Ž	比		較
	ζ	分		=		財政	女 措 i	置額	. 再差引収支			財政	女 措 i	置額	再差引収支			
	_	/3		団体数	実質 収支 (A)	財 政 援助額 (B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)	(A)-(B)- (C)+(D)	団 体 数	実質 収支 (E)	財 政 援助額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)	(E)-(F)- (G)+(H)	団 体 数	実質 収支	再差引 収 支
全市	市	۵Ţ	村	1,580	172,162	3	3,471	1,615	170,303	1,582	132,818	51,214	3,434	1,650	79,820	△ 2	39,344	90,483
黒	字 0	り団	体	1,555	171,865	3	790	1,537	172,609	1,251	124,460	36,670	640	1,626	88,776	304	47,405	83,833
赤	字 0	D 団	体	25	297	_	2,681	78	△ 2,306	331	8,358	14,544	2,794	25	△ 8,956	△ 306	△ 8,061	6,650

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

第122表 介護保険事業決算の状況(つづき)

その1 収支の状況 (つづき)

(2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

			平 成	25 年 度			平 成	24 年 度			比	較
区	分	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全市	町村	736	1,409	14,578	△ 13,169	755	1,496	15,174	△ 13,678	△ 19	△ 87	509
黒字	の団体	714	1,512	14,457	△ 12,944	739	1,573	15,023	△ 13,450	△ 25	△ 61	506
赤字	の団体	22	△ 104	121	△ 225	16	△ 77	151	△ 228	6	△ 27	3

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 保険事業勘定

ア歳入

平成25年度 平成24年度 増 減 額 25年度 24年度 254年度 25	4.3 5.6 6.0 5.5 2.4 0.3	率 24年度 23.9 5.9 7.3 7.0 △ 8.2
保険料 1,824,065 1,749,701 74,364 19.9 19.9 国庫支出金 2,055,822 1,945,934 109,888 22.4 22.1 介護給付費負担金 1,556,283 1,468,579 87,704 16.9 16.7 調整交付金 431,672 409,304 22,368 4.7 4.6 地域支援事業交付金 12,240 12,542 △ 302 0.1 0.1 △ (ク・護予防事業) 50,041 49,907 134 0.5 0.6 (包括的支援事業・任意事業) その他の補助金 5,586 5,602 △ 16 0.1 0.1 △ 交払基金交付金 2,489,209 2,394,005 95,204 27.1 27.2 介護給付費交付金 14,728 16,392 △ 1,664 0.2 0.2 △ 都道府県支出金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6	4.3 5.6 6.0 5.5 2.4 0.3	23.9 5.9 7.3 7.0
国庫 支出金 2,055,822 1,945,934 109,888 22.4 22.1 介護給付費負担金 1,556,283 1,468,579 87,704 16.9 16.7 調整交付金 431,672 409,304 22,368 4.7 4.6 地域支援事業交付金 12,240 12,542 △ 302 0.1 0.1 △ 位地域支援事業交付金 50,041 49,907 134 0.5 0.6 (包括的支援事業・任意事業) 50,041 49,907 134 0.5 0.6 での他の補助金 5,586 5,602 △ 16 0.1 0.1 △ 支払基金交付金 2,489,209 2,394,005 95,204 27.1 27.2 介護給付費交付金 14,728 16,392 △ 1,664 0.2 0.2 △ 都道府県支出金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6	5.6 6.0 5.5 2.4 0.3	5.9 7.3 7.0
↑ 護 給 付 費 負 担 金 1,556,283 1,468,579 87,704 16.9 16.7 調 整 交 付 金 431,672 409,304 22,368 4.7 4.6 地域支援事業交付金 12,240 12,542 △ 302 0.1 0.1 △ 位 (介 護 予 防 事 業) 50,041 49,907 134 0.5 0.6 (包括的支援事業・任意事業) そ の 他 の 補 助 金 5,586 5,602 △ 16 0.1 0.1 △ 支 払 基 金 交 付 金 2,489,209 2,394,005 95,204 27.1 27.2 介 護 給 付 費 交 付 金 2,474,481 2,377,613 96,868 26.9 27.0 地域支援事業支援交付金 14,728 16,392 △ 1,664 0.2 0.2 △ 都 道 府 県 支 出 金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6	6.0 5.5 2.4 0.3	7.3 7.0
調整交付金 431,672 409,304 22,368 4.7 4.6 地域支援事業交付金 12,240 12,542 △ 302 0.1 0.1 △ 地域支援事業交付金 50,041 49,907 134 0.5 0.6 (包括的支援事業・任意事業) その他の補助金 5,586 5,602 △ 16 0.1 0.1 △ 支払基金交付金 2,489,209 2,394,005 95,204 27.1 27.2 介護給付費交付金 2,474,481 2,377,613 96,868 26.9 27.0 地域支援事業支援交付金 14,728 16,392 △ 1,664 0.2 0.2 △ 都道府県支出金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6	5.5 2.4 0.3	7.0
地域支援事業交付金 (介護予防事業) 12,240 12,542 △ 302 0.1 0.1 △ 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業) 50,041 49,907 134 0.5 0.6 その他の補助金 5,586 5,602 △ 16 0.1 0.1 △ 支払基金交付金 2,489,209 2,394,005 95,204 27.1 27.2 介護給付費交付金 2,474,481 2,377,613 96,868 26.9 27.0 地域支援事業支援交付金 14,728 16,392 △ 1,664 0.2 0.2 △ 都道府県支出金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6	0.3	
(介護予防事業) 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業) その他の補助金 5,586 5,602 △ 16 0.1 0.1 △ 支払基金交付金 2,489,209 2,394,005 95,204 27.1 27.2 介護給付費交付金 2,474,481 2,377,613 96,868 26.9 27.0 地域支援事業支援交付金 14,728 16,392 △ 1,664 0.2 0.2 △ 都道府県支出金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6	0.3	△ 8.2
(包括的支援事業・任意事業) 50,041 49,907 134 0.5 0.6 その他の補助金 5,586 5,602 △ 16 0.1 0.1 △ 支払基金交付金 2,489,209 2,394,005 95,204 27.1 27.2 介護給付費交付金 2,474,481 2,377,613 96,868 26.9 27.0 地域支援事業支援交付金 14,728 16,392 △ 1,664 0.2 0.2 △ 都道府県支出金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6		
支 払 基 金 交 付 金 2,489,209 2,394,005 95,204 27.1 27.2 介 護 給 付 費 交 付 金 2,474,481 2,377,613 96,868 26.9 27.0 地域支援事業支援交付金 14,728 16,392 △ 1,664 0.2 0.2 △ 都 道 府 県 支 出 金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6	U3	4.4
↑ 護 給 付 費 交 付 金 2,474,481 2,377,613 96,868 26.9 27.0 地域支援事業支援交付金 14,728 16,392 △ 1,664 0.2 0.2 △ 都 道 府 県 支 出 金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6	0.5	△ 76.7
地域支援事業支援交付金	4.0	3.7
都 道 府 県 支 出 金 1,283,959 1,282,717 1,242 14.0 14.6	4.1	3.8
	10.2	△ 6.7
財源補塡的なもの 3 51,214 △51,211 0.0 0.6 △	0.1	10.6
	100.0	2,881.0
うち財政安定化基金支出金 - 50,911 △ 50,911 - 0.6	皆減	2,865.1
介護給付費負担金 1,250,111 1,195,612 54,499 13.6 13.6	4.6	6.2
地域支援事業負担金 31,822 31,049 773 0.3 0.4	2.5	2.0
その他のもの 2,023 4,842 △ 2,819 0.0 0.1 △	58.2	98.7
相互財政安定化事業交付金 - 111 △ 111 — 0.0	皆減	404.5
他 会 計 繰 入 金 1,331,405 1,284,582 46,823 14.5 14.6	3.6	4.6
財源補塡的なもの 3,471 3,434 37 0.0 0.0	1.1	△ 2.2
一般会計からのもの 1,318,166 1,271,046 47,120 14.4 14.4	3.7	4.8
介護給付費繰入金 1,058,752 1,010,132 48,620 11.5 11.5	4.8	6.8
地域支援事業繰入金 32,843 33,441 △ 598 0.4 △	1.8	7.2
その他一般会計繰入金 226,571 227,473 △ 902 2.5 △	0.4	△ 3.7
その他のもの 9,768 10,102 △ 334 0.1 0.1 △	3.3	△ 8.6
基 金 繰 入 金 61,333 46,308 15,025 0.7 0.5	32.4	△ 72.3
操 越 金 127,162 94,938 32,224 1.4 1.1	33.9	△ 1.7
地 方 債 2,570 1,352 1,218 0.0 0.0	90.1	△ 86.1
うち財政安定化基金貸付金 2,570 1,346 1,224 0.0 0.0	90.9	△ 86.1
その他の収入 10,195 10,571 △ 376 0.1 0.1 △		
歳 入 合 計 9,185,720 8,810,219 375,501 100.0 100.0	3.6	△ 3.5

料

第122表 介護保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(1) 保険事業勘定 (つづき)

イ 歳 出

	亚書 25 左鹿	亚弗24年度	# 详 第	決算額	構成比	増減	率
分	平成25年度	平成24年度	増減額・	25年度	24年度	25年度	24年度
総 務 費	222,649	225,559	△ 2,910	2.5	2.6	△ 1.3	△ 3.1
保 険 給 付 費	8,497,936	8,139,524	358,412	94.3	93.8	4.4	6.5
介 護 諸 費 等	8,439,438	8,085,657	353,781	93.7	93.2	4.4	6.6
その他の給付費	49,415	44,531	4,884	0.5	0.5	11.0	△ 2.7
審査支払手数料	9,083	9,336	△ 253	0.1	0.1	△ 2.7	△ 0.6
財政安定化基金拠出金	33	113	△ 80	0.0	0.0	△ 70.8	51,005.0
相互財政安定化事業負担金	-	-	_	-	_	_	-
地域支援事業	173,919	169,493	4,426	1.9	2.0	2.6	3.8
介護予防事業費	45,120	45,282	△ 162	0.5	0.5	△ 0.4	△ 1.9
包括支援事業・任意事業費	128,799	124,211	4,588	1.4	1.4	3.7	6.1
保健福祉事業費	820	764	56	0.0	0.0	7.3	51.6
繰 出 金	12,578	13,625	△ 1,047	0.1	0.2	△ 7.7	12.6
財源補塡的なもの	1,615	1,650	△ 35	0.0	0.0	△ 2.1	8.1
その他のもの	10,963	11,975	△ 1,012	0.1	0.2	△ 8.5	13.2
基 金 積 立 金	58,294	78,022	△ 19,728	0.6	0.9	△ 25.3	141.8
公 債 費	4,125	4,360	△ 235	0.0	0.1	△ 5.4	178.4
元 利 償 還 金	4,118	4,352	△ 234	0.0	0.1	△ 5.4	179.3
一時借入金利子	7	8	△ 1	0.0	0.0	△ 12.5	△ 0.0
前年度繰上充用金	325	494	△ 169	0.0	0.0	△ 34.2	517.5
その他の支出	40,985	44,441	△ 3,456	0.6	0.4	△ 7.8	△ 4.0
歳 出 合 計	9,011,664	8,676,395	335,269	100.0	100.0	3.9	6.7

第122表 介護保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 介護サービス事業勘定

ア歳入

(単位 百万円・%)

区分	平井 25 左舟	亚弗24年度	増減額	決算額	構成比	増洞	
分	平成25年度	平成24年度	追減領	25年度	24年度	25年度	24年度
サービス収入	11,270	12,133	△ 863	38.2	40.0	△ 7.1	1.8
分担金及び負担金	46	67	△ 21	0.2	0.2	△ 31.3	4.7
使用料及び手数料	188	185	3	0.6	0.6	1.6	△ 1.1
国 庫 支 出 金	6	6	△ 0	0.0	0.0	△ 5.2	△ 82.9
都道府県支出金	92	53	39	0.3	0.2	73.6	△ 65.8
財 産 収 入	5	3	2	0.0	0.0	66.7	50.0
寄附金	0	0	△ 0	0.0	0.0	△ 74.5	△ 100.0
他会計繰入金	15,054	15,682	△ 628	51.0	51.7	△ 4.0	△ 6.6
普通会計からのもの	13,711	14,296	△ 585	46.5	47.1	△ 4.1	△ 7.2
保険事業勘定からのもの	1,290	1,364	△ 74	4.4	4.5	△ 5.4	2.1
その他の会計からのもの	53	22	31	0.2	0.1	140.9	△ 59.3
基 金 繰 入 金	6	25	△ 19	0.0	0.1	△ 76.0	△ 87.3
繰 越 金	1,513	1,473	40	5.1	4.9	2.7	13.6
地 方 債	842	123	719	2.9	0.4	584.6	55.7
その他の収入	492	598	△ 106	1.7	1.9	△ 17.7	16.3
歳入合計	29,514	30,348	△ 834	100.0	100.0	△ 2.7	△ 2.8

イ 歳 出 (単位 百万円・%)

T.	分	平式 25 年度	亚式 2.4 年度	抽油布	決算額	構成比	増洞	【 率
区	カ	平成25年度	平成24年度	増減額	25年度	24年度	25年度	24年度
総務	費	6,153	6,442	△ 289	22.0	22.4	△ 4.5	0.1
サービス事	業費	9,739	10,459	△ 720	34.8	36.4	△ 6.9	0.8
施 設 整	備 費	1,149	349	800	4.1	1.2	229.2	9.4
基金積	立 金	11	20	△ 9	0.0	0.1	△ 45.0	△ 31.0
公債	費	8,982	9,565	△ 583	32.1	33.3	△ 6.1	△ 8.6
元 利 償	還 金	8,982	9,565	△ 583	32.1	33.3	△ 6.1	△ 8.6
一時借入金	利 子	0	0	0	0.0	0.0	△ 66.7	500.0
他 会 計 繰	出金	476	507	△ 31	1.7	1.8	△ 6.1	△ 33.1
普通会計に対す	るもの	214	300	△ 86	0.8	1.0	△ 28.7	△ 37.2
保険事業勘定に対	するもの	254	194	60	0.9	0.7	30.9	△ 20.8
その他の会計に対	するもの	8	13	△ 5	0.0	0.1	△ 38.5	△ 62.9
前年度繰上充	臣 用 金	28	27	1	0.1	0.1	3.7	8.0
そ の 他 の	支 出	1,456	1,379	77	5.2	4.7	5.6	△ 2.0
歳出合	計	27,994	28,748	△ 754	100.0	100.0	△ 2.6	△ 3.6

第123表 収益事業決算の状況

その1 収支の状況(団体別)

(単位 百万円)

					平	成 2	5 年	度				平成	24年度	比	較
×	分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	翌年度に 繰り越す べき財源	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I)	団体数	再差引	団体数	再差引
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)	(K)	(L)	(A)-(K)	(J)-(L)
都 道	府県	47	476,746	468,720	8,026	_	669	308,612	_	_	315,969	47	311,178	-	4,791
黒字	の団体	47	476,746	468,720	8,026	_	669	308,612	-	-	315,969	47	311,178	-	4,791
赤字	の団体	-	-	_	_	_	-	_	_	-	_	-	-	-	-
市田	1 村	107	2,585,780	2,569,252	16,528	4,684	14,638	108,055	9,636	17,355	97,542	110	76,927	△ 3	20,615
黒字	の団体	83	2,053,216	1,983,810	69,406	4,585	11,665	106,606	8,560	14,244	154,077	77	141,139	6	12,938
赤字	の団体	24	532,565	585,442	△ 52,877	100	2,973	1,449	1,077	3,111	△ 56,536	33	△ 64,212	△ 9	7,676
合	計	154	3,062,526	3,037,972	24,554	4,684	15,307	416,667	9,636	17,355	413,511	157	388,104	△ 3	25,407
黒字	の団体	130	2,529,961	2,452,530	77,431	4,585	12,334	415,218	8,560	14,244	470,046	124	452,316	6	17,730
赤字	の団体	24	532,565	585,442	△ 52,877	100	2,973	1,449	1,077	3,111	△ 56,536	33	△ 64,212	△ 9	7,676

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

その2 収支の状況 (事業別)

	区		分		競馬事	業	自転車競走事業	小型自動車競走事業	モーターボート 競 走 事 業	宝くじ事業	合 計
歳	入	合	計	(A)	430	,394	648,839	77,893	1,506,013	399,387	3,062,526
歳	出	合	計	(B)	449	,011	647,127	76,360	1,466,357	399,116	3,037,972
歳り	人歳出ま	差 引(A)-(B)	(C)	△ 18	3,617	1,712	1,533	39,655	271	24,554
翌年	度に繰り	越すべき	き財源	(D)		33	84	_	4,567	_	4,684
繰	入		金	(E)		333	4,543	324	10,108	_	15,307
繰	出	ļ	金	(F)		743	3,955	381	14,415	397,173	416,667
未	ЦZ	Į.	金	(G)	1	,742	14	_	7,881	_	9,636
未	払	Δ	金	(H)	2	1,458	103	_	12,794	_	17,355
再 (C)—	差 (D) — (E) +		引 (H) 一(H)	(1)	△ 20	,956	950	1,590	34,482	397,444	413,511
車	馬券等	売.	上額	(٦)	357	7,154	606,640	69,064	908,002	936,603	2,877,462
収	益率	(I) / (J) × 1	0 0	Δ	5.9	0.2	2.3	3.8	42.4	14.4
前	年 度	基 収	益	率	Δ	7.6	△ 0.5	2.9	2.6	43.5	13.7
施	行	₫	体	数		50	60	7	105	67	289
都	道		府	県		11	7	1	1	47	67
市		⊞Ţ		村		39	53	6	104	20	222

⁽注) 1 施行団体数は、平成25年4月1日現在の団体数である。 2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。 3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

第123表 収益事業決算の状況(つづき)

その3 収益金繰入金の使途状況

(単位 百万円)

					左	の		内	訳		
区	分	収益金繰入額	民生費	衛生費	土木費	農 林水産業費	商工費	教育費	災 害復旧費	その他	公営事業 会 計 へ 繰 出 し
競馬	事 業	625	_	_	245	15	_	155	_	210	_
都道	府 県	215	_	_	215	_	_	_	_	_	_
市 町	村	409	_	_	30	15	_	155	_	209	_
自転車競力	上事業	3,967	585	455	882	133	90	1,132	73	617	_
都道	府 県	464	17	60	104	_	10	_	73	200	_
市町	村	3,503	568	395	778	133	80	1,132	_	417	_
小型自動車競	走事業	380	320	20	_	_	_	20	_	20	_
都道	府 県	20	_	_	_	_	_	_	_	20	_
市 町	村	360	320	20	_	_	_	20	_	_	_
モーターボート	競走事業	12,546	1,486	365	5,235	427	25	2,508	0	1,966	534
都道	府 県	60	_	_	_	_	_	60	_	_	_
市 町	村	12,486	1,486	365	5,235	427	25	2,448	0	1,966	534
宝 く じ	事 業	397,122	88,326	18,582	103,983	6,314	13,789	57,665	1,502	106,903	58
都道	府 県	308,078	72,193	9,056	86,212	5,897	11,284	26,147	1,502	95,787	_
市町	村	89,044	16,133	9,526	17,771	417	2,504	31,518	_	11,117	58
合	計	(100.0) 414,639	(21.9) 90,717	(4.7) 19,422	(26.6) 110,345	(1.7) 6,889	(3.4) 13,904	(14.8) 61,480	(0.4) 1,575	(26.4) 109,716	(0.1) 591
都道	府県	308,837	72,210	9,116	86,531	5,897	11,294	26,207	1,575	96,007	_
市町	村	105,802	18,507	10,306	23,814	992	2,610	35,273	0	13,709	591

⁽注)合計の()書きは、構成比(%)である。

第124表 公立大学附属病院事業決算の状況

		区	分				平 成 25 年 度	平成 24 年度	比	較
),	J			十成25 年及	十成 24 牛 及	増 減 額	増 減 率
収収	総		収		益	(A)	1,943	1,874	69	3.7
収収 益 支的	総		費		用	(B)	1,933	1,911	22	1.2
収資	資	本	的	収	入	(C)	338	354	△ 16	△ 4.5
収資 本 支的	資	本	的	支	出	(D)	338	357	△ 19	△ 5.3
	収支	差引	(A)-(B	B)+(C)-	— (D)	(E)	10	△ 39	49	△ 125.6
	積		$\overline{1}$		金	(F)	_	-	_	_
	繰		越		金	(G)	94	132	△ 38	△ 28.8
	前台	羊 度	繰上	充 用	金	(H)	_	-	_	_
	形式	収支	(E) — (F	=)+(G)-	— (H)	(1)	103	94	9	9.6
	翌年	度に総	繰り越る	すべき	財源	(J)	-	_	_	_
	実	質	収	支	(1)	—(J)	103	94	9	9.6

⁽注) 1 上表に該当するのは、都道府県が設置する大学の附属病院事業会計(1事業会計)である。 2 市町村が設置する大学の附属病院事業会計については、各大学がすべて地方独立行政法人化したため、含まれていない。

第125表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

						平月	龙 25	年	度				平成	24年度	比	較
区	分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	支 払 準備金 積立額	責 任 準備金 積立額	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J)	団体数	再差引	団体数	再差引
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)	(K)	(L)	(M)	(A)-(L)	(K)-(M)
市	町村	56	12,879	12,433	446	215	432	2,890	248	491	809	△ 3,162	56	△ 3,491	_	329
黒	字の団体	7	1,934	1,709	225	0	84	89	101	29	24	158	8	124	△ 1	34
赤:	字の団体	49	10,945	10,724	221	215	348	2,801	147	462	785	△ 3,319	48	△ 3,615	1	296

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第126表 交通災害共済事業 (直営方式) 決算の状況

(単位 百万円)

				<u> </u>	平 成	25	年 度	Ę			平成	24年度	比	較
区分	団体数	歳 入合 計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	未経過 共 済 掛 金	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I)	団体数	再差引	団体数	再差引
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)	(K)	(L)	(A)-(K)	(J)-(L)
都道府県	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
黒字の団体	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
赤字の団体	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
市町村	75	6,367	5,270	1,097	64	36	153	1	0	1,151	79	1,369	△ 4	△ 218
黒字の団体	65	6,074	4,936	1,138	14	20	153	1	0	1,257	69	1,472	△ 4	△ 215
赤字の団体	10	292	334	△ 41	50	15	_	_	_	△ 106	10	△ 102	_	△ 4
合 計	75	6,367	5,270	1,097	64	36	153	1	0	1,151	79	1,369	△ 4	△ 218
黒字の団体	65	6,074	4,936	1,138	14	20	153	1	0	1,257	69	1,472	△ 4	△ 215
赤字の団体	10	292	334	△ 41	50	15	_	_	_	△ 106	10	△ 102	_	△ 4

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第127表 企業債等の状況

(単位 百万円)

57 A	平成	25 年 度 償	還額	平成25年度末
区 分	元 金	利 子	āt	現在高
地 方 公 営 企 業	3,821,595	1,043,559	4,865,154	48,388,570
法 適 用 企 業	2,624,884	699,018	3,323,902	32,023,406
水道事業	629,957	196,990	826,947	8,058,212
工業用水道事業	48,700	10,215	58,915	412,349
交 通 事 業	251,146	73,301	324,447	3,421,444
電気事業	11,471	3,052	14,524	91,882
ガス事業	12,957	2,226	15,183	102,997
病 院 事 業	303,756	72,352	376,107	3,691,278
下水道事業	1,125,411	327,061	1,452,472	14,570,889
その他事業	241,486	13,821	255,307	1,674,355
法非適用企業	1,196,711	344,541	1,541,252	16,365,163
簡易水道事業	48,470	15,717	64,186	756,731
交 通 事 業	515	33	548	3,014
下 水 道 事 業	887,854	303,639	1,191,493	13,516,397
その他事業	259,873	25,152	285,025	2,089,023
国民健康保険事業	3,669	398	4,067	24,949
後期高齢者医療事業	_	_	_	_
介護保険事業	12,009	1,091	13,100	52,750
農業共済事業	_	_	_	-
公立大学附属病院事業	305	143	448	4,580
収 益 事 業	5,459	432	5,892	40,670
合 計	3,843,037	1,045,623	4,888,661	48,511,519

第128表 地方財政計画

その1歳 入(通常収支分)

(単位 億円・%)

	計	画	額	構	成	比	増	減	率
区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
地 方 税	374,919	350,127	340,175	44.0	42.0	41.5	7.1	2.9	1.1
地 方 譲 与 税	26,854	27,564	23,470	3.2	3.3	2.9	△ 2.6	17.4	3.8
地方揮発油譲与税	2,663	2,708	2,756	0.3	0.3	0.3	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.7
石油ガス譲与税	100	100	110	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 9.1	△ 2.7
自動車重量譲与税	2,585	2,656	2,696	0.3	0.3	0.3	△ 2.7	△ 1.5	△ 6.5
航空機燃料譲与税	147	145	140	0.0	0.0	0.0	1.4	3.6	10.2
特別とん譲与税	125	126	125	0.0	0.0	0.0	△ 0.8	0.8	0.8
地方法人特別譲与税	21,234	21,829	17,643	2.5	2.6	2.2	△ 2.7	23.7	6.5
地 方 特 例 交 付 金	1,189	1,192	1,255	0.1	0.1	0.2	△ 0.3	△ 5.0	△ 1.6
地 方 交 付 税	167,548	168,855	170,624	19.6	20.3	20.8	△ 0.8	△ 1.0	△ 2.2
国 庫 支 出 金	130,733	124,491	118,503	15.3	14.9	14.5	5.0	5.1	0.8
義務教育職員給与費負担金	15,284	15,322	14,879	1.8	1.8	1.8	△ 0.2	3.0	△ 4.5
その他普通補助負担金等	86,471	79,805	76,183	10.1	9.6	9.3	8.4	4.8	2.5
生活保護費負担金	_	_	28,595	_	_	3.5	_	皆減	1.0
生活扶助費等負担金	14,866	15,024	_	1.7	1.8	_	△ 1.1	皆増	_
医療扶助費等負担金	13,455	13,409	_	1.6	1.6	_	0.3	皆増	_
介護扶助費等負担金	702	769	_	0.1	0.1	_	△ 8.7	皆増	_
児童保護費等負担金	1,092	5,582	5,882	0.1	0.7	0.7	△ 80.4	△ 5.1	7.5
障害者自立支援給付費等負担金	11,823	11,541	10,699	1.4	1.4	1.3	2.4	7.9	9.5
児童手当等交付金	14,177	14,178	14,311	1.7	1.7	1.7	△ 0.0	△ 0.9	△ 1.9
公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,723	3,136	3,894	0.4	0.4	0.5	18.7	△ 19.5	△ 0.3
子どものための教育・ 保 育 給 付 費 負 担 金	5,930	_	_	0.7	_	_	皆増	_	_
その他の補助負担金等	20,703	16,166	12,802	2.4	1.9	1.6	28.1	26.3	4.2
公共事業費補助負担金	26,271	26,632	24,745	3.1	3.2	3.0	△ 1.4	7.6	△ 1.0
普通建設事業費補助負担金	25,860	26,246	24,361	3.0	3.1	3.0	△ 1.5	7.7	△ 0.8
災害復旧事業費補助負担金	411	386	384	0.0	0.0	0.0	6.5	0.5	△ 8.4
国 有 提 供 施 設 等所在市町村助成交付金	275	275	275	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0
施設等所在市町村調整交付金	70	70	70	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9
交通安全対策特別交付金	672	645	706	0.1	0.1	0.1	4.2	△ 8.6	△ 1.3
電源立地地域対策等交付金	1,274	1,374	1,290	0.1	0.2	0.2	△ 7.3	6.5	△ 2.2
特定防衛施設周辺整備調整交付金	360	312	299	0.0	0.0	0.0	15.4	4.3	△ 2.0
石油貯蔵施設立地対策等交付金	56	56	56	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地 方 債	95,009	105,570	111,517	11.1	12.7	13.6	△ 10.0	△ 5.3	△ 0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	16,044	15,862	13,888	1.9	1.9	1.7	1.1	14.2	△ 1.1
雑 収 入	40,689	40,059	39,852	4.8	4.8	4.8	1.6	0.5	△ 1.5
全国防災事業一般財源充当分	△ 275	△ 113	△ 130	_	_	_	143.4	△ 13.1	35.4
歳入合計	852,710	833,607	819,154	100.0	100.0	100.0	2.3	1.8	0.1

⁽注) 構成比については、全国防災事業一般財源充当分を含まない場合の歳入合計に対する構成比である。

第128表 地方財政計画(つづき)

その2歳 入(復旧・復興事業)

(単位 億円・%)

			計	画	額	構	成	比	増	減	率
区	分		平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
震災復身	興特別多	₹ 付 税	5,898	5,723	6,198	29.4	29.2	26.5	3.1	△ 7.7	△ 9.6
国庫	支出	金 金	13,717	13,353	16,895	68.4	68.1	72.4	2.7	△ 21.0	56.8
災害救	助費等負	負担金	382	440	529	1.9	2.2	2.3	△ 13.2	△ 16.8	7.1
災害等廃棄	棄物処理事業	費補助金	11	212	1,184	0.1	1.1	5.1	△ 94.8	△ 82.1	△ 60.0
河川等災	害復旧事業	美費補助	1,975	1,953	1,995	9.8	10.0	8.5	1.1	△ 2.1	101.9
社会資本	整備総合	交付金	1,171	763	441	5.8	3.9	1.9	53.5	73.0	65.2
循環型社	会形成推進	整交付金	126	102	82	0.6	0.5	0.4	23.5	24.4	△ 53.4
東日本オ	大震災復興	交付金	2,567	3,249	5,616	12.8	16.6	24.1	△ 21.0	△ 42.1	97.6
放射 約特別緊	录量 低 洞急事業費	i 対 策 補 助 金	1,760	1,394	2,029	8.8	7.1	8.7	26.3	△ 31.3	94.5
	業 協 同 絹 等災害復旧3		400	221	250	2.0	1.1	1.1	81.0	△ 11.6	△ 50.0
福島再	生加速化	交付金	1,056	1,088	_	5.3	5.5	_	△ 2.9	皆増	_
そ	の	他	4,269	3,932	4,768	21.3	20.0	20.4	8.6	△ 17.5	217.0
地	方	債	355	455	233	1.8	2.3	1.0	△ 22.0	95.3	83.5
雑	収	入	90	86	21	0.4	0.4	0.1	4.7	309.5	△ 38.2
歳 .	入合	計	20,060	19,617	23,347	100.0	100.0	100.0	2.3	△ 16.0	31.3

その3歳 入(全国防災事業)

(単位 億円・%)

	区		5	4		計	画	額	構	成	比	増	減	率
).	J		平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
地		方			税	708	679	123	14.4	26.9	6.1	4.3	452.0	皆増
_	般 財	源	充	当	分	275	113	130	5.6	4.5	6.4	143.4	△ 13.1	35.4
围	庫	支	L	出	金	1,524	736	800	31.1	29.2	39.4	107.1	△ 8.0	△ 61.1
防施	災対策 設整		焦公 費 賃			21	32	265	0.4	1.3	13.0	△ 34.4	△ 87.9	25.0
防 環	災対策 境 改				記 金	1,398	604	402	28.5	24.0	19.8	131.5	50.2	△ 11.8
防 整	災対策備 総			会資付		95	78	103	1.9	3.1	5.1	21.8	△ 24.3	△ 90.4
そ		の			他	10	23	29	0.2	0.9	1.4	△ 56.5	△ 20.7	△ 90.8
地		方			債	2,397	983	973	48.9	39.0	47.9	143.8	1.0	△ 76.7
雑		収			入	1	10	5	0.0	0.4	0.2	△ 90.0	100.0	400.0
	歳 入		合	計		4,905	2,521	2,031	100.0	100.0	100.0	94.6	24.1	△ 67.9

第128表 地方財政計画(つづき)

その4歳 出(通常収支分)

(単位 億円・%)

その4 咸 - 出(通常収文 									(億円・%)
区分	計	画	額	構	成	比	増	減	率
	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
給 与 関 係 経 費	203,351	203,414	197,479	23.8	24.4	24.1	△ 0.0	3.0	△ 5.9
給与費(退職手当を除く)	185,145	184,632	177,691	21.7	22.1	21.7	0.3	3.9	△ 5.5
義務教育教職員	56,659	56,845	55,627	6.6	6.8	6.8	△ 0.3	2.2	△ 5.0
警察関係職員	23,045	22,841	21,929	2.7	2.7	2.7	0.9	4.2	△ 5.1
消 防 職 員	12,298	12,198	11,561	1.4	1.5	1.4	0.8	5.5	△ 5.1
一般職員及び義務制以外の 教 員 並 び に 特 別 職 等	93,143	92,748	88,574	10.9	11.1	10.8	0.4	4.7	△ 6.0
退 職 手 当	18,060	18,611	19,587	2.1	2.2	2.4	△ 3.0	△ 5.0	△ 9.0
恩 給 費	146	171	201	0.0	0.0	0.0	△ 14.6	△ 14.9	△ 14.8
一 般 行 政 経 費	350,589	332,194	318,257	41.1	39.9	38.9	5.5	4.4	2.2
国庫補助負担金等を伴うもの	185,490	173,976	163,919	21.8	20.9	20.0	6.6	6.1	3.2
生 活 保 護 費	38,695	38,935	38,126	4.5	4.7	4.7	△ 0.6	2.1	1.0
児 童 保 護 費	4,424	12,958	11,764	0.5	1.6	1.4	△ 65.9	10.1	7.4
障害者自立支援給付費	23,646	23,081	21,398	2.8	2.8	2.6	2.4	7.9	9.5
後期高齢者医療給付費	24,196	23,547	22,583	2.8	2.8	2.8	2.8	4.3	6.0
介 護 給 付 費	25,386	25,021	23,668	3.0	3.0	2.9	1.5	5.7	5.5
児童手当等交付金	20,354	20,366	20,593	2.4	2.4	2.5	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.7
子どものための教育・ 保 育 給 付 費 負 担 金	11,860	_	_	1.4	_	_	皆増	_	_
その他の一般行政経費	36,929	30,068	25,787	4.3	3.6	3.1	22.8	16.6	△ 1.3
国庫補助負担金を伴わないもの	139,964	139,536	139,993	16.4	16.7	17.1	0.3	△ 0.3	1.4
国民健康保険・後期高齢者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	15,135	15,182	14,345	1.8	1.8	1.8	△ 0.3	5.8	△ 1.0
地域の元気創造事業費	-	3,500	_	-	0.4	_	皆減	皆増	_
まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	_	_	1.2	_	_	皆増	_	_
地域経済基盤強化・雇用等対策費	8,450	11,950	14,950	1.0	1.4	1.8	△ 29.3	△ 20.1	0.0
公 債 費	129,512	130,745	131,078	15.2	15.7	16.0	△ 0.9	△ 0.3	0.2
維持補修費	11,601	10,357	9,889	1.4	1.2	1.2	12.0	4.7	2.3
投 資 的 経 費	110,010	110,035	106,698	12.9	13.2	13.0	△ 0.0	3.1	△ 2.1
直轄事業負担金	5,755	5,820	5,874	0.7	0.7	0.7	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.0
公 共 事 業 費	51,497	51,936	50,794	6.0	6.2	6.2	△ 0.8	2.2	△ 1.3
普 通 建 設 事 業 費	50,934	51,416	50,271	6.0	6.2	6.1	△ 0.9	2.3	△ 1.2
災害復旧事業費	563	520	523	0.1	0.1	0.1	8.3	△ 0.6	△ 9.4
一 般 事 業 費	27,446	28,508	32,548	3.2	3.4	4.0	△ 3.7	△ 12.4	△ 2.0
普通建設事業費	27,076	28,138	32,178	3.2	3.4	3.9	△ 3.8	△ 12.6	△ 2.1
災害復旧事業費	370	370	370	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別事業費	25,312	23,771	17,482	3.0	2.9	2.1	6.5	36.0	△ 5.0
過 疎 対 策 事 業 費	10,352	9,794	8,450	1.2	1.2	1.0	5.7	15.9	4.9
地域活性化事業費	475	475	475	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	△ 15.0
旧合併特例事業費	6,602	6,602	6,602	0.8	0.8	0.8	0.0	0.0	△ 14.5
防災対策事業費	948	948	1,003	0.1	0.1	0.1	0.0	△ 5.5	△ 3.0
施設整備事業費(一般財源化分)	935	952	952	0.1	0.1	0.1	△ 1.8	0.0	△ 8.3
緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	_	0.6	0.6	_	0.0	皆増	_
公共施設等最適化事業費	1,000	-	_	0.1	_	_	皆増	_	_
給与の臨時特例対応分	-	-	7,550	-	-	0.9	_	皆減	皆増
緊急防災・減災事業費	-	-	4,550	-	-	0.6	_	皆減	皆増
地域の元気づくり事業費	-	_	3,000	_	_	0.4	_	皆減	皆増
公 営 企 業 繰 出 金	25,397	25,612	25,753	3.0	3.1	3.2	△ 0.8	△ 0.5	△ 3.1
収益勘定繰出金	12,033	12,268	12,529	1.4	1.5	1.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 5.4
資本勘定繰出金 地方交付税の不交付団体における	13,364	13,344	13,224	1.6	1.6	1.6	0.1	0.9	△ 1.0
平均水準を超える必要経費	13,800	9,300	7,500	1.6	1.1	0.9	48.4	24.0	15.4
歳 出 合 計	852,710	833,607	819,154	100.0	100.0	100.0	2.3	1.8	0.1

第128表 地方財政計画(つづき)

その5 歳 出(復旧・復興事業)

(単位 億円・%)

	計	画	額	構	成	比	増	減	率
□ 区 分 □	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
給 与 関 係 経 費	110	117	121	0.5	0.6	0.5	△ 6.0	△ 3.3	△ 16.6
一般行政経費	5,723	5,350	6,829	28.5	27.3	29.3	7.0	△ 21.7	△ 28.1
国庫補助負担金等を伴うもの	4,481	3,779	5,283	22.3	19.3	22.6	18.6	△ 28.5	△ 22.4
国庫補助負担金を伴わないもの	1,242	1,571	1,546	6.2	8.0	6.6	△ 20.9	1.6	△ 42.5
公 債 費	90	85	18	0.5	0.4	0.1	5.9	372.2	△ 45.5
投 資 的 経 費	13,874	13,905	16,255	69.2	70.9	69.6	△ 0.2	△ 14.5	100.9
直轄事業負担金	628	536	534	3.1	2.7	2.3	17.2	0.4	△ 3.8
公 共 事 業 費	12,850	12,989	15,211	64.1	66.2	65.2	△ 1.1	△ 14.6	122.5
一 般 事 業 費	396	380	510	2.0	1.9	2.2	4.2	△ 25.5	△ 27.1
公営企業繰出金	263	160	124	1.3	0.8	0.5	64.4	29.0	439.1
歳出合計	20,060	19,617	23,347	100.0	100.0	100.0	2.3	△ 16.0	31.3

その6歳 出(全国防災事業)

(単位 億円・%)

					計	画	額	構	成	比	増	減	率
	X		分		平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
公		債		費	983	802	258	20.0	31.8	12.7	22.6	210.9	760.0
投	資	的	経	費	3,922	1,719	1,773	80.0	68.2	87.3	128.2	△ 3.0	△ 69.1
直	轄 事	業	負 担	金	82	94	76	1.7	3.7	3.7	△ 12.8	23.7	△ 61.0
公	共	事	業	費	3,840	1,625	1,697	78.3	64.5	83.6	136.3	△ 4.2	△ 59.6
方	遠 出	£	計		4,905	2,521	2,031	100.0	100.0	100.0	94.6	24.1	△ 67.9

資

料

第129表 地方交付税の状況

その1 算定基礎 (単位 百万円)

								平成 26 年度			平成 25 年度	
	X		分			平成27年度	当初	補正	補正後	当初	補正	補正後
所		得		税	(a)	16,442,000	14,790,000	1,027,000	15,817,000	13,898,000	887,000	14,785,000
法		人		税	(b)	10,990,000	10,018,000	495,000	10,513,000	8,714,000	1,351,000	10,065,000
酒				税	(c)	1,308,000	1,341,000	_	1,341,000	1,347,000	_	1,347,000
消		費		税	(d)	17,112,000	15,339,000	_	15,339,000	10,649,000	_	10,649,000
た	ば"	ō	_	税	(e)	906,000	922,000	_	922,000	991,000	_	991,000
地	方	交	付	税	(f)	15,416,869	16,023,245	953,823	16,977,067	16,267,153	1,160,798	17,427,951
(a)		×	33.1	%		5,442,302	4,732,800	328,640	5,061,440	4,447,360	283,840	4,731,200
(b)		×	33.1	%		3,637,690	3,406,120	168,300	3,574,420	2,962,760	459,340	3,422,100
(c)		×	50%			654,000	429,120	_	429,120	431,040	_	431,040
(d)		×	22.3	%		3,815,976	3,420,597	_	3,420,597	3,141,455	_	3,141,455
(e)		×	0%			_	230,500	_	230,500	247,750	_	247,750
精	算	<u> </u>	分	等		△ 248,631	△ 314,524	456,883	142,359	△ 380,844	417,618	36,774
法	定	加	算	等		432,600	864,800	_	864,800	823,100	_	823,100
地踏	方 税 ま え	収 た 別	状 沅 枠 加			230,000	610,000	_	610,000	990,000	_	990,000
E E	诗 財 政	対策特	例加到	章額		1,452,932	2,643,832	_	2,643,832	3,604,532	_	3,604,532
地	方	法	人	税	(g)	477,000	300	_	300	0	_	_
返		還		金	(h)	8	13	_	13	_	_	_
特別	会 計	借入	金貨	還	(i)	△ 300,000	△ 200,000	_	△ 200,000	△ 100,000	_	△ 100,000
借入	金等	利子	充 当	分	(j)	△ 161,400	△ 172,900	_	△ 172,900	△ 174,600	_	△ 174,600
剰	余 金	全 の	活	用	(k)	100,000	100,000	_	100,000	200,000	_	200,000
		金融機構			(1)	300,000	_	_	_	650,000	_	650,000
前年	度か	らの	繰 越	金	(m)	922,363	1,134,864	_	1,134,864	219,893	_	219,893
翌年	度	へ の	繰 越	金	(n)	_	_	△ 922,363	△ 922,363	_	△ 1,134,864	△ 1,134,864
合	計	(f)	\sim	(n)		16,754,840	16,885,523	31,460	16,916,982	17,062,446	25,934	17,088,380

その2 普通交付税算定状況 (平成26年度)

⊳	<u> </u>	_	基準	財政需	要額	基準	財政収	入額	財 源	財 源	普通多	を付税
	<u>~</u>).	J	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計	超過額	不足額	交付額	構成比
都	道府	県	18,593,053	1,981,687	20,574,740	10,125,053	1,999,071	12,124,124	17,385	8,468,000	8,425,059	52.5
市	町	村	21,106,382	2,077,218	23,183,600	13,670,544	2,861,885	16,532,429	784,667	7,435,838	7,613,645	47.5
政	令指定	都市	4,488,499	1,538,588	6,027,087	3,932,006	2,227,559	6,159,565	688,971	556,493	594,963	3.7
中	核	市	2,714,399	_	2,714,399	2,022,498	_	2,022,498	-	691,901	705,810	4.4
特	例	市	1,540,597	31,227	1,571,824	1,202,270	33,938	1,236,209	2,711	338,327	349,897	2.2
都		市	9,340,936	412,986	9,753,922	5,383,835	482,190	5,866,024	69,204	3,957,102	4,020,341	25.1
⊞Ţ		村	3,021,950	94,418	3,116,368	1,129,935	118,199	1,248,134	23,781	1,892,015	1,942,635	12.1
合		計	39,699,435	4,058,905	43,758,340	23,795,597	4,860,956	28,656,553	802,051	15,903,838	16,038,705	100.0

⁽注) 1 所得税、法人税、酒税、たばこ税に乗じる率について平成26年度はそれぞれ、32%、34%、32%、25%である。 2 所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税に乗じる率について平成25年度はそれぞれ、32%、34%、32%、29.5%、25%である。 3 地方税収の状況を踏まえた別枠加算について平成25年度は地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算である。

⁽注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。 2 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

第130表 地方債計画

(単位 億円)

	平成	戈 27 年	度		平原	戈 26 年	度	平(通常収支分)	 成 25 年 と東日本大震	度 災分の合計)
	計	画	 額		計	画	 額			
区 分		(東日本	 大震災分)	区 分		東日本	 大震災分)	当初計画	2000年11日	改定後
	(通常収支分)	復旧・復興	全国防災		(通常収支分)	復旧・復興	全国防災		改定計画	計画額
4B A -1 #	40.074	事 業	事業	+D 0 -1 (+	47.004	事 業	事業	47.044	0.455	== 101
一般会計債	48,074	388	2,397	一般会計債	47,881	497	983	47,966	9,155	57,121
公共事業等	16,389		_	公共事業等	16,473	-	_	16,895	4,135	21,030
公営住宅建設事業	1,126	345	_	公営住宅建設事業	1,132	440	_	1,395	42	1,437
災害復旧事業	647	33		災害復旧事業	502	42	_	489	1,230	1,719
全国防災事業	2 250	_	2,397	全国防災事業	2 407	_	983	973	867	1,840
教育・福祉施設等整備事業	3,359	-	_	教育・福祉施設等整備事業	3,487		_	3,763	2,755	6,518
一般単独事業	20,543	10	_	一般単独事業	20,047	15	_	18,634	19	18,653
辺地及び過疎対策事業	4,565	_	_	辺地及び過疎対策事業	4,010	_	_	3,460	107	3,567
公共用地先行取得等事業	345	_	_	公共用地先行取得等事業	430	_	_	457	_	457
行政改革推進	1,000	_	_	行政改革推進	1,700	_	_	1,800	_	1,800
整	100	_	_	調整	100	_	_	100	_	100
公営企業債	25,118	22	_	公営企業債	23,668	31	_	23.200	1,796	24,996
水道事業	4,334	2	_	水道事業	3,987	2	_	3,639	654	4,293
工業用水道事業	178	_	_	工業用水道事業	210	_	_	250	41	291
交通事業	1,786	_	_	交通事業	1,789	_	_	1,902	2	1,904
電気事業・ガス事業	164	_	_	電気事業・ガス事業	228	_	_	195	_	195
港湾整備事業	544	_	_	港湾整備事業	596	_	_	506	_	506
病院事業・介護サービス事業	4,116	1	_	病院事業・介護サービス事業	4,123	5	_	3,437	3	3,440
市場事業・と畜場事業	2,096	2	_	市場事業・と畜場事業	449	4	_	331	616	947
地域開発事業	805	_	_	地域開発事業	1,083	_	_	1,055	_	1,055
下水道事業	10,981	17	_	下水道事業	11,093	20	_	11,792	477	12,269
観光その他事業	114	_	_	観光その他事業	110	_	_	93	3	96
合 計	73,192	410	2,397	合 計	71,549	528	983	71,166	10,951	82,117
被災施設借換債	_	15	_	被災施設借換債	_	15	_	50	_	50
				特定被災地方公共団体借換債	_	_	_	1,830	_	1,830
臨時財政対策債	45,250	_	_	臨時財政対策債	55,952	_	_	62,132	_	62,132
退職手当債	800	_	_	退 職 手 当 債	800	_	_	1,700	_	1,700
国の予算等貸付金債	(345)	(20)	_	国の予算等貸付金債	(740)	(30)	_	(689)	(35)	(724)
総計	(345) 119,242	(20) 425	2 207	総計	(740) 128,301	(30) 543	983	(689) 136,878	(35) 10,951	(724) 147,829
公的資金	49,578	425	2,397 2,397	公的資金	53,504	543	983	58,530	6,941	65,471
(国の予算等貸付金)	(345)	(20)	کر,ے 	(国の予算等貸付金)	(740)	(30)	903	(689)	(35)	(724)
民間等資金	69,664	(20)		民間等資金	74,797	(30)	_	78,348	4,010	82,358
区 间 守 貝 立	05,004			氏 间 寺 貝 立	/4,/9/			/ 0,340	4,010	02,330

(備 考) 国の予算等貸付金債の () 書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

その他同意等の見込まれる項目 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

資

料

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その1 国内総生産等 (単位 億円・%)

区	分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
国内総生産	(支出側、名目)	5,018,891	5,027,608	5,053,494	5,091,063	5,130,233	4,895,201	4,739,339	4,802,325	4,739,048	4,744,749	4,831,103
国民所得(要素費用表示)	3,681,009	3,701,166	3,741,251	3,781,903	3,812,392	3,550,380	3,443,848	3,527,028	3,495,971	3,519,578	3,620,550
公 的	支 出	1,198,190	1,177,265	1,167,003	1,147,078	1,153,906	1,141,504	1,170,345	1,168,174	1,175,199	1,184,004	1,223,554
うち地ズ	方の公的支出	623,688	607,834	585,779	569,927	557,122	541,148	553,398	556,915	553,235	552,008	564,739
総固定資本刑	ジ成のうち民間分	838,486	862,279	890,266	934,320	931,858	875,423	733,599	748,813	777,309	790,383	840,058
うち:	企業設備	658,481	678,469	706,357	746,507	768,317	710,147	607,180	619,451	643,167	649,432	681,551
	生 産 指 数 = 100、暦年)	100.4	105.2	106.7	111.4	114.6	110.7	86.5	100.0	97.2	97.8	97.0
	物 価 指 数 = 100、暦年、	100.7	100.7	100.4	100.7	100.7	102.1	100.7	100.0	99.7	99.7	100.0

F-7	//			t	曽		減		莩	K					ł					数	文 文		
区	分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
国内総生産	(支出側、名目)	0.8	0.2	0.5	0.7	0.8	△ 4.6	△ 3.2	1.3	△ 1.3	0.1	1.8	100	100	101	101	102	98	94	96	94	95	96
国民所得(要素費用表示)	1.2	0.5	1.1	1.1	0.8	△ 6.9	△ 3.0	2.4	△ 0.9	0.7	2.9	100	101	102	103	104	96	94	96	95	96	98
公 的	支 出	△1.4	△ 1.7	△ 0.9	△ 1.7	0.6	△ 1.1	2.5	△ 0.2	0.6	0.7	3.3	100	98	97	96	96	95	98	97	98	99	102
うち地方	方の公的支出	△3.7	△ 2.5	△ 3.6	△ 2.7	△ 2.2	△ 2.9	2.3	0.6	△ 0.7	△ 0.2	2.3	100	97	94	91	89	87	89	89	89	89	91
総固定資本形	が成のうち民間分	1.7	2.8	3.2	4.9	△ 0.3	△ 6.1	△16.2	2.1	3.8	1.7	6.3	100	103	106	111	111	104	87	89	93	94	100
う ち 1	企業設備	2.2	3.0	4.1	5.7	2.9	△ 7.6	△14.5	2.0	3.8	1.0	4.9	100	103	107	113	117	108	92	94	98	99	104

⁽注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ(93SNA、平成17年基準)による。 2 公的支出=政府最終消費支出+公的総固定資本形成+公的企業在庫品増加

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移(つづき)

その2 予算及び地方財政計画等(当初)

	区 分	平 成 15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
玉	の一般会計	81,789,078	82,110,925	82,182,918	79,686,024	82,908,808	83,061,340	88,548,001	92,299,193	92,411,613	90,333,932	92,611,539
財	 致投融資計画	23,411,500	20,489,400	17,151,800	15,004,600	14,162,200	13,868,900	15,863,200	18,356,900	14,905,900	15,825,900	16,319,700
地	方財政計画	86,210,700	84,666,900	83,768,700	83,150,800	83,126,100	83,401,400	82,555,700	82,126,800	82,505,400	81,864,700	81,915,400
	給 与 費	23,369,600	22,938,200	22,668,400	22,527,300	22,467,500	22,167,800	22,092,600	21,655,200	21,242,000	20,952,400	19,727,800
う ち	〈投資的経費	23,286,800	21,328,300	19,676,100	16,888,900	15,232,800	14,815,100	14,061,700	11,907,400	11,303,200	10,898,400	10,669,800
	うち普通 建設事業費	23,107,700	21,156,700	19,507,900	16,717,300	15,113,800	14,693,800	13,930,100	11,788,100	11,197,500	10,799,400	10,576,900
地	方債計画	(22,900) 18,484,500	(21,900) 17,484,300	(21,300) 15,536,600	(50,100) 13,946,600	(43,700) 12,510,800	(212,700) 12,477,600	(181,900) 14,184,400	(118,500) 15,897,600	(116,500) 13,734,000	(119,500) 13,539,600	(68,900) 13,370,800

⁽注) 1 () 書きは、平成17年度までは公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、外書である。 なお、平成18年度以降は災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算 貸付金債に含まれている。 2 平成24年度及び平成25年度は、通常収支分である。

	区分				増		減		率							指				数			
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
玉	の一般会計	0.7	0.4	0.1	△ 3.0	4.0	0.2	6.6	4.2	0.1	△ 2.2	2.5	100	100	100	97	101	102	108	113	113	110	113
財i	政投融資計画	△12.6	△12.5	△16.3	△12.5	△ 5.6	△ 2.1	14.4	15.7	△18.8	6.2	3.1	100	88	73	64	60	59	68	78	64	68	70
地	方財政計画	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.0	0.3	△ 1.0	△ 0.5	0.5	△ 0.8	0.1	100	98	97	96	96	97	96	95	96	95	95
	給 与 費	△ 1.1	△ 1.8	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.3	△ 0.3	△ 2.0	△ 1.9	△ 1.4	△ 5.8	100	98	97	96	96	95	95	93	91	90	84
うち	〈投資的経費	△ 5.3	△ 8.4	△ 7.7	△14.2	△ 9.8	△ 2.7	△ 5.1	△15.3	△ 5.1	△ 3.6	△ 2.1	100	92	84	73	65	64	60	51	49	47	46
	うち普通 建設事業費	△ 5.4	△ 8.4	△ 7.8	△14.3	△ 9.6	△ 2.8	△ 5.2	△15.4	△ 5.0	△ 3.6	△ 2.1	100	92	84	72	65	64	60	51	48	47	46
地	方債計画	11.9	△ 5.4	△11.1	△10.2	△10.3	△ 0.3	13.7	12.1	△13.6	△ 1.4	△ 1.2	100	95	84	75	68	68	77	86	74	73	72

資

料

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移(つづき)

その3 決算額(総括) (単位 百万円・%)

区分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
国の一般会計歳入	85,622,807	88,897,515	89,000,271	84,412,713	84,553,478	89,208,229	107,114,243	100,534,563	109,979,528	107,762,033	106,044,664
国 税	45,369,370	48,102,930	52,290,502	54,116,855	52,655,804	45,830,885	40,243,269	43,707,432	45,175,396	47,049,242	51,227,438
うち法人税	10,115,194	11,443,691	13,273,567	14,917,877	14,744,398	10,010,600	6,356,407	8,967,688	9,351,426	9,758,311	10,493,718
国の一般会計歳出	82,415,970	84,896,776	85,519,592	81,445,480	81,842,570	84,697,395	100,973,424	95,312,342	100,715,409	97,087,177	100,188,879
普通会計歳入	94,887,025	93,442,236	92,936,469	91,528,325	91,181,397	92,213,459	98,365,695	97,511,501	100,069,646	99,842,882	101,099,835
一般財源	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103
地方税	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	40,266,817	39,558,526	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760	35,374,285
普通会計歳出	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028
義務的経費	46,122,063	46,171,414	46,855,310	46,175,623	46,435,936	46,222,026	45,915,180	47,723,334	48,338,218	48,022,160	47,469,663
人 件 費	25,932,276	25,613,293	25,264,252	25,135,319	25,256,303	24,605,245	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626	22,177,923
投資的経費	18,570,791	16,848,513	15,828,878	14,797,472	13,882,058	13,177,947	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155	15,073,331
普通建設事業費	18,250,343	16,336,661	15,104,285	14,282,915	13,524,300	12,987,873	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950	14,191,438
国と地方の歳出純計	147,151,585	149,844,995	150,644,425	147,812,066	149,237,559	150,479,040	166,102,984	160,083,935	164,749,249	163,768,715	165,750,763
租税総額	78,035,098	81,641,735	87,094,911	90,623,016	92,922,621	85,389,411	75,426,223	78,023,762	79,346,812	81,510,002	86,601,723

⁽注) 1 国の一般会計歳入・歳出及び租税総額は、財務省資料による。 2 国税は、租税(一般会計分、特別会計分)及び印紙収入の合計額である。

				増		減		率						抖	 Í				———— 娄	 女		
区 分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
国の一般会計歳入	△ 1.9	3.8	0.1	△ 5.2	0.2	5.5	20.1	△ 6.1	9.4	△ 2.0	△ 1.6	100	104	104	99	99	104	125	117	128	126	124
国務	△ 1.0	6.0	8.7	3.5	△ 2.7	△ 13.0	△ 12.2	8.6	3.4	4.1	8.9	100	106	115	119	116	101	89	96	100	104	113
うち法人税	6.2	13.1	16.0	12.4	△ 1.2	△ 32.1	△ 36.5	41.1	4.3	4.4	7.5	100	113	131	147	146	99	63	89	92	96	104
国の一般会計歳出	△ 1.5	3.0	0.7	△ 4.8	0.5	3.5	19.2	△ 5.6	5.7	△ 3.6	3.2	100	103	104	99	99	103	123	116	122	118	122
普通会計歳入	△ 2.3	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.5	△ 0.4	1.1	6.7	△ 0.9	2.6	△ 0.2	1.3	100	98	98	96	96	97	104	103	105	105	107
一般財源	△ 3.7	0.7	4.4	3.5	△ 1.0	△ 0.6	△ 6.1	2.3	2.8	△ 0.6	0.9	100	101	105	109	108	107	101	103	106	105	106
地方稅	△ 2.1	2.7	3.8	4.9	10.3	△ 1.8	△ 11.1	△ 2.5	△ 0.4	0.8	2.7	100	103	107	112	123	121	108	105	105	105	108
普通会計歳出	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0	100	99	98	96	96	97	104	102	105	104	105
義務的経費	△ 0.1	0.1	1.5	△ 1.5	0.6	△ 0.5	△ 0.7	3.9	1.3	△ 0.7	△ 1.2	100	100	102	100	101	100	100	103	105	104	103
人 件 費	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5	0.5	△ 2.6	△ 2.6	△ 1.8	△ 0.4	△ 1.8	△ 3.6	100	99	97	97	97	95	92	91	90	89	86
投資的経費	△ 12.4	△ 9.3	△ 6.1	△ 6.5	△ 6.2	△ 5.1	10.2	△ 7.0	△ 1.5	0.9	12.3	100	91	85	80	75	71	78	73	72	72	81
普通建設事業費	△ 12.4	△ 10.5	△ 7.5	△ 5.4	△ 5.3	△ 4.0	10.7	△ 7.3	△ 6.0	△ 0.7	14.0	100	90	83	78	74	71	79	73	69	68	78
国と地方の歳出純計	△ 2.5	1.8	0.5	△ 1.9	1.0	0.8	10.4	△ 3.6	2.9	△ 0.6	1.2	100	102	102	100	101	102	113	109	112	111	113
租税総額	△ 1.5	4.6	6.7	4.1	2.5	△ 8.1	△ 11.7	3.4	1.7	2.7	6.2	100	105	112	116	119	109	97	100	102	104	111

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移(つづき)

その4 決算額(都道府県、市町村)

	X	分	平成15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	歳	入	49,811,034	48,995,491	48,694,518	48,438,201	48,245,874	48,045,817	50,968,200	50,066,112	52,146,455	50,937,229	51,572,618
	-	一般財源	25,929,932	26,482,113	28,087,026	29,610,855	29,328,343	28,589,124	25,720,679	26,449,289	27,282,775	27,317,060	27,846,648
		地方税	15,425,989	16,306,851	17,137,360	18,345,200	20,793,974	20,012,065	16,508,841	15,932,318	15,735,438	16,116,742	16,809,190
都道		うち法人 事 業 税	3,629,295	4,123,309	4,698,368	5,362,677	5,607,734	5,202,621	2,701,056	2,253,043	2,240,378	2,353,658	2,673,876
旧府	歳	出	48,917,026	48,193,452	47,873,301	47,535,945	47,488,298	47,348,951	50,245,294	49,059,536	50,965,779	49,481,842	50,053,180
県	事	義務的経費	23,042,441	22,886,058	23,183,654	22,739,496	22,519,217	22,329,115	21,783,113	21,933,763	21,990,431	21,890,931	21,496,810
		人件費	15,344,347	15,217,601	15,008,561	15,011,336	15,086,939	14,729,715	14,286,152	14,110,126	14,082,768	13,893,593	13,355,496
	扎	设資的経費	10,603,526	9,601,611	9,061,664	8,404,376	7,736,078	7,202,306	7,766,059	6,942,088	7,259,257	7,114,890	7,783,039
		普通建設 事 業 費	10,398,069	9,292,358	8,559,253	8,065,535	7,503,000	7,074,676	7,689,046	6,855,149	6,850,560	6,508,899	7,199,242
	歳	入	51,195,752	50,650,037	50,478,606	49,361,930	49,499,476	50,213,527	53,554,717	53,854,025	54,776,346	56,145,351	57,028,520
	-	一般財源	28,333,778	28,361,304	28,981,918	29,436,021	29,160,840	29,365,170	28,751,723	29,203,478	29,828,829	29,517,911	29,620,270
		地方税	17,239,738	17,231,954	17,667,049	18,160,960	19,472,842	19,546,461	18,674,113	18,384,012	18,435,978	18,344,018	18,565,095
市	歳	出	49,784,576	49,257,753	49,060,696	47,946,457	48,223,270	48,388,411	52,018,378	52,124,114	52,890,022	54,176,411	54,860,151
村村	事	義務的経費	23,177,763	23,379,736	23,762,647	23,522,860	23,999,815	23,971,756	24,202,642	25,859,786	26,410,605	26,190,540	26,023,995
竹工		人件費	10,587,929	10,395,692	10,255,691	10,123,983	10,169,364	9,875,530	9,689,476	9,426,074	9,365,705	9,124,034	8,822,428
	ž	投資的経費	8,983,260	8,142,567	7,594,132	7,115,616	6,768,467	6,554,239	7,341,112	7,198,244	6,686,647	7,021,370	8,062,478
		普通建設 事 業 費	8,837,387	7,892,320	7,270,119	6,872,533	6,602,388	6,470,337	7,266,328	7,103,828	6,280,613	6,551,985	7,690,086

	区	分				増		減		率						指	á				娄	女		
		<i>ח</i>	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	歳	入	△ 3.2	△ 1.6	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	6.1	△ 1.8	4.2	△ 2.3	1.2	100	98	98	97	97	96	102	101	105	102	104
	-	一般財源	△ 3.1	2.1	6.1	5.4	△ 1.0	△ 2.5	△ 10.0	2.8	3.2	0.1	1.9	100	102	108	114	113	110	99	102	105	105	107
		地方税	△ 0.8	5.7	5.1	7.0	13.3	△ 3.8	△ 17.5	△ 3.5	△ 1.2	2.4	4.3	100	106	111	119	135	130	107	103	102	104	109
都道		うち法人 事 業 税	5.1	13.6	13.9	14.1	4.6	△ 7.2	△ 48.1	△ 16.6	△ 0.6	5.1	13.6	100	114	129	148	155	143	74	62	62	65	74
連 。 府	歳	出	△ 3.1	△ 1.5	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.3	6.1	△ 2.4	3.9	△ 2.9	1.2	100	99	98	97	97	97	103	100	104	101	102
県	亲	義務的経費	△ 2.4	△ 0.7	1.3	△ 1.9	△ 1.0	△ 0.8	△ 2.4	0.7	0.3	△ 0.5	△ 1.8	100	99	101	99	98	97	95	95	95	95	93
		人件費	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.0	0.5	△ 2.4	△ 3.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.3	△ 3.9	100	99	98	98	98	96	93	92	92	91	87
	找	没資的経費	△ 11.5	△ 9.4	△ 5.6	△ 7.3	△ 8.0	△ 6.9	7.8	△ 10.6	4.6	△ 2.0	9.4	100	91	85	79	73	68	73	65	68	67	73
		普通建設 事 業 費	△ 11.5	△ 10.6	△ 7.9	△ 5.8	△ 7.0	△ 5.7	8.7	△ 10.8	△ 0.1	△ 5.0	10.6	100	89	82	78	72	68	74	66	66	63	69
	歳	入	△ 1.2	△ 1.1	△ 0.3	△ 2.2	0.3	1.4	6.7	0.6	1.7	2.5	1.6	100	99	99	96	97	98	105	105	107	110	111
	-	一般財源	△ 3.8	0.1	2.2	1.6	△ 0.9	0.7	△ 2.1	1.6	2.1	△ 1.0	0.3	100	100	102	104	103	104	101	103	105	104	105
		地方税	△ 3.3	△ 0.0	2.5	2.8	7.2	0.4	△ 4.5	△ 1.6	0.3	△ 0.5	1.2	100	100	102	105	113	113	108	107	107	106	108
市	歳	出	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.4	△ 2.3	0.6	0.3	7.5	0.2	1.5	2.4	1.3	100	99	99	96	97	97	104	105	106	109	110
町~	郭	義務的経費	2.2	0.9	1.6	△ 1.0	2.0	△ 0.1	1.0	6.8	2.1	△ 0.8	△ 0.6	100	101	103	101	104	103	104	112	114	113	112
村		人件費	△ 1.6	△ 1.8	△ 1.3	△ 1.3	0.4	△ 2.9	△ 1.9	△ 2.7	△ 0.6	△ 2.6	△ 3.3	100	98	97	96	96	93	92	89	88	86	83
	找	投資的経費	△ 13.4	△ 9.4	△ 6.7	△ 6.3	△ 4.9	△ 3.2	12.0	△ 1.9	△ 7.1	5.0	14.8	100	91	85	79	75	73	82	80	74	78	90
		普通建設 事 業 費	△ 13.4	△ 10.7	△ 7.9	△ 5.5	△ 3.9	△ 2.0	12.3	△ 2.2	△ 11.6	4.3	17.4	100	89	82	78	75	73	82	80	71	74	87

第132表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

	区分団		実質赤	字比率	連結実質	赤字比率	実質公債	責費比率	将来負	担比率	合	計	合計	(純計)
区	分	団体数	平 成 25年度	平 成 24年度										
都道	府県	47	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
政令指	定都市	20	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
市	X	793	_	_	_	_	1 (1)	1 (1)	1	2	2 (1)	3 (1)	1 (1)	2 (1)
⊞Ţ	村	928	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合	計	1,788	_	_	_	_	1 (1)	1 (1)	1	2	2 (1)	3 (1)	1 (1)	2 (1)

⁽注) 1 団体数及び各数値は、「平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」(平成26年11月28日総務省公表)による。(以下、133表から 135表において同じ。)
2 () 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
3 将来負担比率には、財政再生基準はない。

(単位 %)

第133表 団体別健全化判断比率の状況

その1 都道府県

	区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北	海道	_	_	21.3	320.6
青	森県	_	_	16.3	166.3
岩	手 県	_	_	19.4	246.2
宮	城 県	_	_	14.4	241.4
秋	田県	_	_	15.4	238.4
Ш	形県	_	_	13.9	233.3
福	島県	_	_	13.5	143.5
茨	城 県	_	_	13.9	250.1
析	木 県	_	_	11.5	118.7
群	馬県	_	_	12.0	169.0
埼	玉県	_	_	12.7	213.0
千	葉県	_	_	11.3	179.3
東	京 都	_	_	0.6	73.2
神	奈 川 県	_	_	11.1	161.4
新	潟 県	_	_	17.5	282.9
富	山県	_	_	17.4	265.3
石	川県	_	_	15.5	229.3
福	井県	_	_	16.7	182.7
Ш	梨 県	_	_	16.5	215.8
長	野県	_	_	14.2	185.0
岐	阜県	_	_	17.0	202.2
静	岡県	_	_	14.9	239.1
愛	知 県	_	_	15.5	232.7
≡	重県	_	_	14.6	194.8
滋	賀県	_	_	15.0	206.1
京	都 府	_	_	15.4	254.4
大	阪 府	_	_	19.0	227.5
兵	庫県	_	_	16.2	341.1
奈	良県	_	_	12.1	185.6
和	歌山県	_	_	12.1	189.5
鳥	取県	_	_	12.7	108.9
島	根県	_	_	13.2	178.2
岡	山県	_	_	13.4	212.4
広	島県	_	_	13.7	251.3
Ш	□ 県	_	_	15.1	221.1
徳	島県	_	_	20.1	197.5
香	川県	_	_	14.7	198.5
愛	媛県	_	_	13.5	166.1
高	知 県	_	_	13.6	158.5
福	岡県	_	_	14.8	254.2
佐	賀 県	_	_	13.3	114.1
長	崎 県	_	_	14.4	183.2
熊	本県	_	_	13.9	198.9
大	分 県	_	_	15.0	173.0
宮	崎 県	_	_	17.1	139.6
鹿	児 島 県	_	_	16.3	231.0
沖	縄 県	_	_	12.2	65.9
平	^互 均	_	_	13.5	200.7

⁽注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。 2 平均値は加重平均である。

第133表 団体別健全化判断比率の状況(つづき)

その2 市区町村(政令指定都市を含む)

(単位 %)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札 幌 市	-	-	6.7	78.0
仙 台 市	-	-	11.3	134.6
さ い た ま 市	_	-	5.5	25.7
千 葉 市	_	0.83	18.4	248.0
横浜市	_	-	15.4	198.7
川崎市	-	-	9.1	111.5
相 模 原 市	-	-	3.9	39.8
新 潟 市	-	-	10.9	122.7
静 市	_	-	10.3	76.2
浜 松 市	_	-	10.8	8.9
名 古 屋 市	_	_	12.6	164.9
京 都 市	-	-	14.0	230.2
大 阪 市	_	-	9.0	152.5
堺市	-	-	5.2	27.6
神戸市	-	-	10.1	94.6
岡山市	-	-	12.4	54.0
広 島 市	-	-	15.6	228.2
北九州市	-	-	10.5	169.3
福岡市	-	-	13.4	174.8
熊 本 市	-	-	10.6	122.5
政令指定都市平均	-	-	11.2	139.0
市区平均	-	-	7.6	30.2
町 村 平 均	-	-	9.9	16.1
市区町村平均	_	_	8.6	51.0

⁽注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。 2 平均値は加重平均である。 3 「市区町村平均」には、政令指定都市を含んでいる。

第134表 項目別将来負担額等の状況

(単位 百万円)

	区分	都道府県	政令指定都市	市区	町 村	合 計
1	一般会計等に係る地方債の現在高	96,439,617	20,410,996	31,337,802	5,909,133	154,097,548
2	債務負担行為に基づく支出予定額	1,097,916	321,410	1,147,775	115,791	2,682,892
3	公営企業債等繰入見込額	2,963,385	4,707,698	12,111,913	2,432,377	22,215,373
4	組合等負担等見込額	112,704	44,908	863,724	320,378	1,341,714
5	退職手当負担見込額	12,655,509	1,558,971	5,407,650	1,005,732	20,627,862
6	設立法人の負債額等負担見込額	656,969	238,067	207,554	19,995	1,122,585
7	連結実質赤字額	_	1,714	493	511	2,719
8	組合等連結実質赤字額負担見込額	5,993	2,428	2,984	803	12,208
9	充当可能基金	10,872,936	2,957,303	8,418,474	2,829,457	25,078,170
10	充当可能特定歳入	4,359,900	4,756,086	5,562,996	392,804	15,071,787
11	1〜4に係る基準財政需要額算入見 込額	51,800,394	12,055,164	31,827,315	6,067,095	101,749,969
12	標準財政規模	27,475,531	6,358,686	20,299,321	3,772,373	57,905,912
13	算入公債費等の額	4,110,118	951,373	2,845,945	589,430	8,496,866

⁽注) 将来負担比率の算式は、[1~8の合計値(将来負担額) -9~11の合計値(充当可能財源等)] /(12-13)である。

第135表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況

(単位 会計)

区分	都 道 府 県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	습 計
水道事業	- / 25	- / 19	- / 1,211	- / 95	- / 1,350
簡易水道事業	- / 1	- / 5	1 / 796	- / 4	1 / 806
工業用水道事業	- / 41	- / 9	- / 95	- / 9	- / 154
交 通 事 業	- / 3	2 / 20	1 / 60	- / 3	3 / 86
電気事業	- / 25	- / 5	- / 44	- / 3	- / 77
ガス事業	- / -	- / 1	1 / 27	- / -	1 / 28
港湾整備事業	- / 34	- / 4	- / 40	- / 6	- / 84
病院事業	- / 39	- / 16	1 / 478	- / 77	1 / 610
市場事業	- / 9	1 / 18	- / 132	- / 10	1 / 169
と 畜 場 事 業	- / 1	- / 7	- / 36	- / 9	- / 53
宅地造成事業	- / 52	- / 21	1 / 376	2 / 7	3 / 456
下 水 道 事 業	- / 45	- / 29	1 / 2,500	- / 23	1 / 2,597
観光施設事業	- / 5	- / 4	6 / 270	- / 1	6 / 280
その他事業	- / 15	- / -	1 / 70	- / 37	1 / 122
合 計	- / 295	3 / 158	13 / 6,135	2 / 284	18 / 6,872

⁽注) 分母は事業区分別の公営企業会計数である。

第136表 歳入決算額の状況

その1 純 計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区 分		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較		
))		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般		財	源	55,030,998	57.2	54,223,552	57.8	807,446	1.5
玉	庫	支	出	金	14,513,858	15.1	12,621,992	13.5	1,891,866	15.0
3	ち普通発	建設事	業費支	出金	1,561,196	1.6	986,620	1.1	574,576	58.2
3	うち災害復旧事業費支出			出金	163,176	0.2	215,915	0.2	△ 52,739	△ 24.4
地		方		債	11,874,988	12.3	11,738,833	12.5	136,155	1.2
そ		の		他	14,809,055	15.4	15,249,651	16.2	△ 440,596	△ 2.9
3	5	繰	入	金	2,453,665	2.5	2,682,076	2.9	△ 228,411	△ 8.5
3	5	繰	越	金	2,618,175	2.7	2,444,944	2.6	173,231	7.1
3	ち貸	付 金	元 利」	区 入	5,113,135	5.3	5,589,686	6.0	△ 476,551	△ 8.5
2	ì		İ	計	96,228,899	100.0	93,834,028	100.0	2,394,871	2.6

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。その2~6について同じ。

その2 純 計 (東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

	区分		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較		
	K		カ		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般	!	財	源	623,104	12.8	925,981	15.4	△ 302,877	△ 32.7
5	ち震災	復興特	寺別 交	付税	507,074	10.4	764,536	12.7	△ 257,462	△ 33.7
玉	庫	支	出	金	1,933,164	39.7	2,837,315	47.2	△ 904,151	△ 31.9
5	ち普通	建設事	業費支	出金	201,895	4.1	286,384	4.8	△ 84,489	△ 29.5
5	ち災害	復旧事	業費支	出金	403,495	8.3	374,881	6.2	28,614	7.6
57	ち東日本	义 雲大本	〈復興ろ	を付金	450,733	9.3	1,312,736	21.8	△ 862,003	△ 65.7
地		方		債	409,862	8.4	599,099	10.0	△ 189,237	△ 31.6
そ		の		他	1,904,806	39.1	1,646,458	27.4	258,348	15.7
う	ち	繰	入	金	1,077,688	22.1	990,425	16.5	87,263	8.8
う	ち	繰	越	金	572,247	11.7	364,705	6.1	207,542	56.9
う	ち貸	付金:	元 利	収入	238,873	4.9	267,496	4.5	△ 28,623	△ 10.7
合				計	4,870,936	100.0	6,008,853	100.0	△ 1,137,917	△ 18.9

その3 都道府県(通常収支分)

	区 分		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較		
			カ		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般		財	源	27,506,286	56.6	26,794,886	56.4	711,400	2.7
玉	庫	支	出	金	6,402,292	13.2	5,455,679	11.5	946,613	17.4
う	ち普通路	建設事	業費支	出金	1,090,434	2.2	643,839	1.4	446,595	69.4
う	うち災害復旧事業費支出会		出金	117,157	0.2	157,606	0.3	△ 40,449	△ 25.7	
地		方		債	6,643,178	13.7	6,960,983	14.7	△ 317,805	△ 4.6
そ		の		他	8,033,146	16.5	8,292,524	17.4	△ 259,378	△ 3.1
う	ち	繰	入	金	1,355,144	2.8	1,448,551	3.0	△ 93,407	△ 6.4
う	ち	繰	越	金	1,039,921	2.1	899,970	1.9	139,951	15.6
う	ち貸ん	付 金	元 利山	汉 入	3,620,859	7.5	3,952,613	8.3	△ 331,754	△ 8.4
合			İ	計	48,584,902	100.0	47,504,072	100.0	1,080,830	2.3

第136表 歳入決算額の状況(つづき)

その4 都道府県(東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

	区		`\		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較
	区 分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率		
_	般	Į.	₹ T	源	340,361	11.4	522,175	15.2	△ 181,814	△ 34.8
1 -	うち震災	復興特	別交	付税	270,024	9.0	444,231	12.9	△ 174,207	△ 39.2
玉	庫	支	出	金	940,164	31.5	1,127,470	32.8	△ 187,306	△ 16.6
-	うち普通	建設事業	き費剤	え出金	47,944	1.6	107,531	3.1	△ 59,587	△ 55.4
=	うち災害	復旧事業	き費剤	え出金	268,705	9.0	223,628	6.5	45,077	20.2
-	うち東日本	大震災	復興3	交付金	53,846	1.8	226,869	6.6	△ 173,023	△ 76.3
地		方		債	137,840	4.6	212,700	6.2	△ 74,860	△ 35.2
そ		の		他	1,569,351	52.5	1,570,812	45.8	△ 1,461	△ 0.1
=	5 5	繰	入	金	620,475	20.8	784,043	22.8	△ 163,568	△ 20.9
=	5 5	繰	越	金	394,118	13.2	261,524	7.6	132,594	50.7
=	うち貸	付金テ	刮	収入	276,508	9.3	295,020	8.6	△ 18,512	△ 6.3
2	}			計	2,987,716	100.0	3,433,157	100.0	△ 445,441	△ 13.0

その5 市町村 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

	- IV	丞 分 -		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較		
				決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率		
	般		財		源	29,337,527	53.9	29,114,104	55.1	223,423	0.8
玉	庫	支	Н	1	金	8,111,566	14.9	7,166,313	13.6	945,253	13.2
	うち普通	建設事	業費	貴支と	出金	470,762	0.9	342,781	0.6	127,981	37.3
	うち災害	復旧事	業費	貴支と	出金	46,020	0.1	58,309	0.1	△ 12,289	△ 21.1
都	道府	県	支	出	金	3,142,948	5.8	3,008,239	5.7	134,709	4.5
地		方			債	5,250,724	9.6	4,797,451	9.1	453,273	9.4
そ		の			他	8,602,859	15.8	8,779,691	16.5	△ 176,832	△ 2.0
	うち	繰	,	λ	金	1,098,520	2.0	1,233,525	2.3	△ 135,005	△ 10.9
	うち	繰	Ħ	眓	金	1,578,254	2.9	1,544,974	2.9	33,280	2.2
	うち貸	付 金	元	利収	入	1,512,859	2.8	1,672,087	3.2	△ 159,228	△ 9.5
ĺ	<u></u>			=	†	54,445,624	100.0	52,865,798	100.0	1,579,826	3.0

その6 市町村 (東日本大震災分)

区			平成2	5年度	平成2	4年度	比	較
			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
— 般	財	源	282,743	10.9	403,806	12.3	△ 121,063	△ 30.0
うち震災	復興特別交	付税	237,050	9.2	320,305	9.8	△ 83,255	△ 26.0
国 庫	支 出	金	992,999	38.4	1,709,844	52.1	△ 716,845	△ 41.9
うち普通	建設事業費支	出金	153,951	6.0	178,853	5.5	△ 24,902	△ 13.9
うち災害征	復旧事業費支	出金	134,790	5.2	151,253	4.6	△ 16,463	△ 10.9
うち東日本	k大震災復興3	で付金	396,886	15.4	1,085,867	33.1	△ 688,981	△ 63.4
都 道 府	県 支 出	金	372,024	14.4	428,640	13.1	△ 56,616	△ 13.2
地	方	債	275,246	10.7	397,075	12.1	△ 121,829	△ 30.7
そ	の	他	659,883	25.6	340,188	10.4	319,695	94.0
う ち	繰 入	金	457,213	17.7	206,382	6.3	250,831	121.5
うち	繰 越	金	178,129	6.9	103,181	3.1	74,948	72.6
うち貸	付金元利	収入	7,198	0.3	8,109	0.2	△ 911	△ 11.2
合		計	2,582,895	100.0	3,279,553	100.0	△ 696,658	△ 21.2

第137表 目的別歳出決算額の状況

その1 純 計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区分		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較
	区 分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総	務	費	9,371,014	10.1	8,256,043	9.1	1,114,971	13.5
民	生	費	22,447,312	24.1	22,441,771	24.6	5,541	0.0
5 1	ち 災 害 救	助費	17,058	0.0	21,797	0.0	△ 4,739	△ 21.7
衛	生	費	5,893,786	6.3	5,737,221	6.3	156,565	2.7
労	働	費	506,395	0.5	599,086	0.7	△ 92,691	△ 15.5
農林	水産	業費	3,294,545	3.5	2,945,550	3.2	348,995	11.8
商	工	費	5,477,024	5.9	5,720,667	6.3	△ 243,643	△ 4.3
土	木	費	11,459,715	12.3	10,745,576	11.8	714,139	6.6
消	防	費	1,936,690	2.1	1,797,583	2.0	139,107	7.7
警	察	費	3,089,565	3.3	3,173,806	3.5	△ 84,241	△ 2.7
教	育	費	15,665,206	16.8	15,620,242	17.1	44,964	0.3
災	書 復 旧	費	293,162	0.3	363,383	0.4	△ 70,221	△ 19.3
公	債	費	13,122,163	14.1	13,008,637	14.3	113,526	0.9
そ	の	他	609,960	0.7	689,177	0.7	△ 79,217	△ 11.5
合		計	93,166,537	100.0	91,098,742	100.0	2,067,795	2.3

その2 純 計(東日本大震災分)

- Γ. Λ.		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較
区分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務	費	629,549	14.8	1,705,802	32.1	△ 1,076,253	△ 63.1
民 生	費	1,016,012	23.9	710,554	13.4	305,458	43.0
うち災害救助	費	991,291	23.3	679,258	12.8	312,033	45.9
衛 生	費	94,757	2.2	256,020	4.8	△ 161,263	△ 63.0
労 働	費	114,474	2.7	169,602	3.2	△ 55,128	△ 32.5
農林水産業	費	206,404	4.9	235,720	4.4	△ 29,316	△ 12.4
商工	費	438,626	10.3	486,236	9.1	△ 47,610	△ 9.8
土 木	費	665,506	15.7	496,706	9.3	168,800	34.0
消防	費	56,370	1.3	109,188	2.1	△ 52,818	△ 48.4
警察	費	6,838	0.2	14,339	0.3	△ 7,501	△ 52.3
教育	費	422,571	10.0	527,701	9.9	△ 105,130	△ 19.9
災 害 復 旧	費	589,203	13.9	607,772	11.4	△ 18,569	△ 3.1
公債	費	4,971	0.1	68	0.0	4,903	7,210.3
その	他	209	0.0	104	0.0	105	101.0
合 計		4,245,490	100.0	5,319,812	100.0	△ 1,074,322	△ 20.2

第137表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その3 都道府県(通常収支分)

(単位 百万円・%)

- Γ. Λ.		平成 25	5年度	平成2	4年度	比	較
区 分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務	費	3,253,915	6.9	2,463,298	5.3	790,617	32.1
民 生	費	6,725,347	14.2	6,936,466	14.9	△ 211,119	△ 3.0
うち災害救助	費	9,827	0.0	8,103	0.0	1,724	21.3
衛生	費	1,650,201	3.5	1,611,574	3.5	38,627	2.4
労働	費	365,776	0.8	447,177	1.0	△ 81,401	△ 18.2
農林水産業	費	2,421,654	5.1	2,084,135	4.5	337,519	16.2
商工	費	3,620,749	7.6	3,818,727	8.2	△ 197,978	△ 5.2
土 木	費	5,380,849	11.3	5,012,333	10.8	368,516	7.4
警察	費	3,089,662	6.5	3,173,924	6.8	△ 84,262	△ 2.7
教育	費	10,554,689	22.2	10,787,966	23.2	△ 233,277	△ 2.2
災 害 復 旧	費	172,810	0.4	231,091	0.5	△ 58,281	△ 25.2
公債	費	7,149,393	15.1	7,002,256	15.1	147,137	2.1
その	他	3,069,713	6.4	2,933,777	6.2	135,936	4.6
合 計		47,454,758	100.0	46,502,724	100.0	952,034	2.0

その4 都道府県(東日本大震災分)

					平成 2	5年度	平成2	 4年度	比	較
	区分			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
総		務		費	179,170	6.9	615,134	20.6	△ 435,964	△ 70.9
民		生		費	796,469	30.7	365,922	12.3	430,547	117.7
う	ち	災害	救 助	費	768,355	29.6	337,355	11.3	431,000	127.8
衛		生		費	85,211	3.3	306,993	10.3	△ 221,782	△ 72.2
労		働		費	151,630	5.8	204,523	6.9	△ 52,893	△ 25.9
農林	木	水 産	業	費	192,926	7.4	244,233	8.2	△ 51,307	△ 21.0
商		エ		費	467,884	18.0	485,308	16.3	△ 17,424	△ 3.6
土		木		費	262,878	10.1	292,359	9.8	△ 29,481	△ 10.1
警		察		費	6,853	0.3	14,340	0.5	△ 7,487	△ 52.2
教		育		費	43,605	1.7	74,700	2.5	△ 31,095	△ 41.6
災	害	復	IB	費	411,343	15.8	374,970	12.6	36,373	9.7
公		債		費	444	0.0	68	0.0	376	552.9
そ		の		他	9	0.0	567	0.0	△ 558	△ 98.4
合			=	+	2,598,422	100.0	2,979,117	100.0	△ 380,695	△ 12.8

第137表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その5 市町村 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

		7			平成 2!	5年度	平成2	4年度	比	較
		_	分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総		務		費	6,698,730	12.8	6,303,807	12.3	394,923	6.3
民		生		費	18,231,516	34.7	17,928,508	35.1	303,008	1.7
う	ち	災害	救	助費	7,230	0.0	8,980	0.0	△ 1,750	△ 19.5
衛		生		費	4,395,618	8.4	4,333,089	8.5	62,529	1.4
労		働		費	169,883	0.3	196,926	0.4	△ 27,043	△ 13.7
農	林	水 産	業	費	1,214,470	2.3	1,149,589	2.2	64,881	5.6
商		工		費	1,856,275	3.5	1,929,781	3.8	△ 73,506	△ 3.8
土		木		費	6,264,056	11.9	5,915,099	11.6	348,957	5.9
消		防		費	1,797,882	3.4	1,659,103	3.2	138,779	8.4
教		育		費	5,186,805	9.9	4,900,772	9.6	286,033	5.8
災	害	復	IΒ	費	155,773	0.3	177,058	0.3	△ 21,285	△ 12.0
公		債		費	6,023,041	11.5	6,065,377	11.9	△ 42,336	△ 0.7
そ		の		他	519,357	1.0	572,750	1.1	△ 53,393	△ 9.3
合				計	52,513,406	100.0	51,131,859	100.0	1,381,547	2.7

その6 市町村 (東日本大震災分)

	<u> </u>	分		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較
	区 分			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総	務		費	489,323	20.9	1,225,072	40.2	△ 735,749	△ 60.1
民	生		費	596,040	25.4	528,763	17.4	67,277	12.7
うち	災害	救 助	費	582,592	24.8	515,875	16.9	66,717	12.9
衛	生		費	30,550	1.3	62,637	2.1	△ 32,087	△ 51.2
労	働		費	26,121	1.1	44,106	1.4	△ 17,985	△ 40.8
農林	水 産	業	費	89,070	3.8	70,001	2.3	19,069	27.2
商	エ		費	22,408	1.0	19,946	0.7	2,462	12.3
土	木		費	421,843	18.0	221,615	7.3	200,228	90.3
消	防		費	58,143	2.5	113,492	3.7	△ 55,349	△ 48.8
教	育		費	390,244	16.6	463,873	15.2	△ 73,629	△ 15.9
災害	復	IB	費	216,937	9.2	292,397	9.6	△ 75,460	△ 25.8
公	債		費	5,489	0.2	475	0.0	5,014	1,055.6
そ	の		他	576	0.0	2,174	0.1	△ 1,598	△ 73.5
合		=	ŀ	2,346,744	100.0	3,044,551	100.0	△ 697,807	△ 22.9

第138表 性質別歳出決算額の状況

その1 純 計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

		平成 25	5年度	平成2	4年度	比	較
	区分	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務 的 経 費	47,418,377	50.9	47,931,683	52.6	△ 513,306	△ 1.1
	(人 件 費	22,139,176	23.8	22,970,911	25.2	△ 831,735	△ 3.6
内	う ち 職 員 給	15,339,376	16.5	15,795,430	17.3	△ 456,054	△ 2.9
訳	扶 助 費	12,185,599	13.1	11,978,415	13.1	207,184	1.7
	公 債 費	13,093,601	14.1	12,982,358	14.3	111,243	0.9
投	資 的 経 費	13,145,579	14.1	11,540,161	12.7	1,605,418	13.9
	うち普通建設事業費	12,852,648	13.8	11,176,683	12.3	1,675,965	15.0
	うち補助事業費	6,823,533	7.3	5,248,994	5.8	1,574,539	30.0
	うち単独事業費	5,330,880	5.7	5,082,900	5.6	247,980	4.9
	うち国直轄事業負担金	698,235	0.7	844,790	0.9	△ 146,555	△ 17.3
	うち災害復旧事業費	292,769	0.3	363,337	0.4	△ 70,568	△ 19.4
	うち補助事業費	217,230	0.2	287,310	0.3	△ 70,080	△ 24.4
	うち単独事業費	72,284	0.1	71,174	0.1	1,110	1.6
そ	の他の経費	32,602,581	35.0	31,626,898	34.7	975,683	3.1
	うち物件費	8,190,168	8.8	8,024,338	8.8	165,830	2.1
	う ち 補 助 費 等	9,335,357	10.0	8,947,299	9.8	388,058	4.3
	う ち 積 立 金	3,473,842	3.7	2,608,977	2.9	864,865	33.1
=	à ====================================	93,166,537	100.0	91,098,742	100.0	2,067,795	2.3

その2 純 計(東日本大震災分)

(T) = 100 (1) (N) (1) (N)							
	ω Λ	平成 25	5年度	平成2	4年度	比	較
	区分	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務 的 経 費	51,287	1.2	90,476	1.7	△ 39,189	△ 43.3
	(人 件 費	38,747	0.9	46,716	0.9	△ 7,969	△ 17.1
内	う ち 職 員 給	27,528	0.6	30,398	0.6	△ 2,870	△ 9.4
訳	扶 助 費	7,569	0.2	43,693	0.8	△ 36,124	△ 82.7
	公 債 費	4,971	0.1	68	0.0	4,903	7,210.3
投	資 的 経 費	1,927,752	45.4	1,879,994	35.3	47,758	2.5
	うち普通建設事業費	1,338,790	31.5	1,272,267	23.9	66,523	5.2
	うち補助事業費	1,025,226	24.1	890,137	16.7	135,089	15.2
	うち単独事業費	249,753	5.9	310,413	5.8	△ 60,660	△ 19.5
	うち国直轄事業負担金	63,811	1.5	71,717	1.3	△ 7,906	△ 11.0
	うち災害復旧事業費	588,962	13.9	607,727	11.4	△ 18,765	△ 3.1
	うち補助事業費	524,610	12.4	513,155	9.6	11,455	2.2
	うち単独事業費	62,016	1.5	85,091	1.6	△ 23,075	△ 27.1
そ	の他の経費	2,266,451	53.4	3,349,342	63.0	△ 1,082,891	△ 32.3
	うち物件費	752,111	17.7	703,083	13.2	49,028	7.0
	う ち 補 助 費 等	156,002	3.7	243,071	4.6	△ 87,069	△ 35.8
	う ち 積 立 金	952,463	22.4	1,967,026	37.0	△ 1,014,563	△ 51.6
2	à	4,245,490	100.0	5,319,812	100.0	△ 1,074,322	△ 20.2

第138表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その3 都道府県(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区分	平成2	.5年度	平成2	4年度	比	較
	区分	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務 的 経	貴 21,473,281	45.3	21,862,162	47.0	△ 388,881	△ 1.8
	(人 件	貴 13,334,141	28.1	13,866,970	29.8	△ 532,829	△ 3.8
内	うち職員	9,641,107	20.3	9,926,895	21.3	△ 285,788	△ 2.9
訳	扶助	貴 1,012,176	2.1	1,013,434	2.2	△ 1,258	△ 0.1
	公債	費 7,126,964	15.0	6,981,759	15.0	145,205	2.1
投	資 的 経	貴 6,912,975	14.6	6,233,704	13.4	679,271	10.9
	うち普通建設事業	貴 6,740,520	14.2	6,002,645	12.9	737,875	12.3
	うち補助事業	貴 4,029,089	8.5	3,175,789	6.8	853,300	26.9
	うち単独事業	貴 2,087,888	4.4	2,059,975	4.4	27,913	1.4
	うち国直轄事業負担	金 623,542	1.3	766,880	1.6	△ 143,338	△ 18.7
	うち災害復旧事業	貴 172,456	0.4	231,060	0.5	△ 58,604	△ 25.4
	うち補助事業	貴 155,062	0.3	208,554	0.4	△ 53,492	△ 25.6
	うち単独事業	貴 14,138	0.0	17,652	0.0	△ 3,514	△ 19.9
そ	の他の経	貴 19,068,502	40.1	18,406,858	39.6	661,644	3.6
	うち物件	貴 1,522,388	3.2	1,494,464	3.2	27,924	1.9
	う ち 補 助 費	手 11,442,515	24.1	11,169,710	24.0	272,805	2.4
	うち積立:	全 1,809,386	3.8	1,150,050	2.5	659,336	57.3
Ê	計	47,454,758	100.0	46,502,724	100.0	952,034	2.0

その4 都道府県 (東日本大震災分)

				平成 2	5.午度		// 午度	比	 較
	\boxtimes	分							
				決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務	的 経	費	23,529	0.9	28,769	1.0	△ 5,240	△ 18.2
	人	件	費	21,355	0.8	26,623	0.9	△ 5,268	△ 19.8
内	э	ち 職 員	給	13,832	0.5	16,506	0.6	△ 2,674	△ 16.2
訳	扶	助	費	1,731	0.1	2,078	0.1	△ 347	△ 16.7
	公	債	費	444	0.0	68	0.0	376	552.9
投	資	的 経	費	870,064	33.5	881,186	29.6	△ 11,122	△ 1.3
	うち	普通建設事	業費	458,723	17.7	506,254	17.0	△ 47,531	△ 9.4
	う	ち補助事	業 費	272,871	10.5	328,058	11.0	△ 55,187	△ 16.8
	う	ち単独事	業 費	123,308	4.7	107,239	3.6	16,069	15.0
	うき	ち国直轄事業負	負担金	62,543	2.4	70,957	2.4	△ 8,414	△ 11.9
	うち	災害復旧事	業費	411,341	15.8	374,932	12.6	36,409	9.7
	う	ち補助事	業 費	383,197	14.7	332,418	11.2	50,779	15.3
	う	ち単独事	業 費	25,809	1.0	33,032	1.1	△ 7,223	△ 21.9
そ	0	他 の 経	費	1,704,829	65.6	2,069,162	69.4	△ 364,333	△ 17.6
	う	ち物件	費	266,312	10.2	292,513	9.8	△ 26,201	△ 9.0
	うち	5 補助費	等	582,964	22.4	656,328	22.0	△ 73,364	△ 11.2
	う	ち 積 立	金	489,506	18.8	720,185	24.2	△ 230,679	△ 32.0
6	ì		計	2,598,422	100.0	2,979,117	100.0	△ 380,695	△ 12.8

第138表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その5 市町村(通常収支分)

(単位 百万円・%)

				平成 25	5年度	平成2	4年度	比	較
	X	分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務	的 経	費	25,995,275	49.5	26,128,358	51.1	△ 133,083	△ 0.5
	人	件	費	8,805,035	16.8	9,103,941	17.8	△ 298,906	△ 3.3
内	う	ち職	員 給	5,698,269	10.9	5,868,535	11.5	△ 170,266	△ 2.9
訳	扶	助	費	11,173,423	21.3	10,964,981	21.4	208,442	1.9
	公	債	費	6,016,817	11.5	6,059,436	11.9	△ 42,619	△ 0.7
投	資	的 経	費	6,908,532	13.2	5,915,765	11.6	992,767	16.8
	うち	普通建設	事業費	6,752,666	12.9	5,738,594	11.2	1,014,072	17.7
	う	ち補助事	事業 費	3,076,998	5.9	2,283,071	4.5	793,927	34.8
	う	ち単独事	事業 費	3,483,804	6.6	3,248,091	6.4	235,713	7.3
	うち	災害復旧	事業費	155,705	0.3	177,031	0.3	△ 21,326	△ 12.0
	う	ち補助事	事業 費	97,029	0.2	122,772	0.2	△ 25,743	△ 21.0
	う	ち単独事	業 費	58,298	0.1	53,949	0.1	4,349	8.1
そ	o '	他の糸	経 費	19,609,599	37.3	19,087,736	37.3	521,863	2.7
	Э ·	ち物(件 費	6,667,780	12.7	6,529,874	12.8	137,906	2.1
	うち	補 助	費等	3,943,812	7.5	3,615,357	7.1	328,455	9.1
	Э ·	ち 積 ュ	立 金	1,664,456	3.2	1,458,927	2.9	205,529	14.1
2	ì		計	52,513,406	100.0	51,131,859	100.0	1,381,547	2.7

その6 市町村 (東日本大震災分)

C 0)		ريدا					(-	千匹 口/川 1 707
	F7 /\		平成2	5年度	平成2	4年度	比	較
	区 分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務 的 経	費	28,719	1.2	62,182	2.0	△ 33,463	△ 53.8
	(人 件	費	17,392	0.7	20,093	0.7	△ 2,701	△ 13.4
内	うち職員	給	13,697	0.6	13,892	0.5	△ 195	△ 1.4
	扶助	費	5,838	0.2	41,615	1.4	△ 35,777	△ 86.0
	公債	費	5,489	0.2	475	0.0	5,014	1,055.6
投	資 的 経	費	1,153,945	49.2	1,105,605	36.3	48,340	4.4
	うち普通建設事業	費	937,420	39.9	813,391	26.7	124,029	15.2
	うち補助事業	費	788,183	33.6	597,698	19.6	190,485	31.9
	うち単独事業	費	143,729	6.1	211,779	7.0	△ 68,050	△ 32.1
	うち災害復旧事業	費	216,526	9.2	292,214	9.6	△ 75,688	△ 25.9
	うち補助事業	費	176,354	7.5	234,590	7.7	△ 58,236	△ 24.8
	うち単独事業	費	39,329	1.7	57,286	1.9	△ 17,957	△ 31.3
そ	の 他 の 経	費	1,164,080	49.6	1,876,764	61.7	△ 712,684	△ 38.0
	うち物件	費	485,799	20.7	410,569	13.5	75,230	18.3
	うち補助費	等	172,270	7.3	172,652	5.7	△ 382	△ 0.2
	う ち 積 立	金	462,957	19.7	1,246,840	41.0	△ 783,883	△ 62.9
2	計		2,346,744	100.0	3,044,551	100.0	△ 697,807	△ 22.9

第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況

その1 特定被災県

※特定被災県…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条 第2項に定める特定被災地方公共団体である県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県)をいう。

(1) 歳 入 (単位 百万円·%)

	区		分		平成25年	度	平成 24年	- 度	比	較	(参考) 全国比較
)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地		方		税	2,449,852	22.1	2,373,254	20.8	76,598	3.2	4.3
地	方	交	付	税	2,004,417	18.1	2,293,645	20.1	△ 289,228	△ 12.6	△ 5.0
	うち震	災復興	特別交	付税	258,886	2.3	433,751	3.8	△ 174,865	△ 40.3	△ 39.2
玉	庫	支	出	金	2,059,444	18.6	2,069,652	18.1	△ 10,208	△ 0.5	11.5
そ		の		他	4,556,055	41.2	4,670,725	41.0	△ 114,670	△ 2.5	△ 1.8
<u></u>	ì			計	11,069,768	100.0	11,407,276	100.0	△ 337,508	△ 3.0	1.2

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

(2) 歳 出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

	×		——— 分		平成 25年	度	平成 24年	度	比	較	(参考) 全国比較
)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総		務		費	799,294	7.6	1,065,989	9.9	△ 266,695	△ 25.0	11.5
民		生		費	1,902,148	18.1	1,517,015	14.1	385,133	25.4	3.0
	うち	災害	救助	費	766,304	7.3	334,016	3.1	432,288	129.4	125.3
衛		生		費	399,360	3.8	601,794	5.6	△ 202,434	△ 33.6	△ 9.5
災	害	復	IB	費	449,219	4.3	435,383	4.0	13,836	3.2	△ 3.6
そ		の		他	6,954,416	66.2	7,155,443	66.4	△ 201,027	△ 2.8	0.6
2	ì		Ē	Ħ	10,504,437	100.0	10,775,624	100.0	△ 271,187	△ 2.5	1.2

(3) 歳 出(性質別内訳)

		区分				平成 25 年	度	平成 24年	- 度	比	較	(参考) 全国比較
	L	_).	J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義	務	É'	5	経	費	3,850,599	36.7	4,083,356	37.9	△ 232,757	△ 5.7	△ 1.8
投	資	É'	þ	経	費	1,841,338	17.5	1,672,687	15.5	168,651	10.1	9.4
	うち	普通	1建	没事	業 費	1,392,426	13.3	1,237,343	11.5	155,083	12.5	10.6
	うち	災洼	₹復	日事	業費	448,912	4.3	435,344	4.0	13,568	3.1	△ 3.7
そ	の	他	の	経	費	4,812,500	45.8	5,019,581	46.6	△ 207,081	△ 4.1	1.5
	う	ち	積	$\overline{1}$	金	890,989	8.5	954,904	8.9	△ 63,915	△ 6.7	22.9
6	<u></u>			Ē	it	10,504,437	100.0	10,775,624	100.0	△ 271,187	△ 2.5	1.2

資

第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況 (つづき)

その2 特定被災市町村等

※特定被災市町村等…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものを いう。

(1) 歳 (単位 百万円・%)

					平成25年	度	平成24年		比	較	(参考) 全国比較
	区		分		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地		方		税	2,186,941	26.8	2,145,492	25.2	41,449	1.9	1.2
地	方	交	付	税	1,279,631	15.7	1,381,248	16.2	△ 101,617	△ 7.4	△ 2.5
	うち震	災復興	特別交	付税	231,921	2.8	298,643	3.5	△ 66,722	△ 22.3	△ 26.0
玉	庫	支	出	金	1,645,693	20.2	2,211,203	26.0	△ 565,510	△ 25.6	2.6
そ		の		他	3,040,267	37.3	2,776,180	32.6	264,087	9.5	3.3
2	ì			計	8,152,532	100.0	8,514,123	100.0	△ 361,591	△ 4.2	1.6

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

(2) 歳 出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

	区		_		平成 25 年	度	平成24年	度	比	較	(参考) 全国比較
		分	J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総		務		費	1,251,839	16.4	1,995,653	24.8	△ 743,814	△ 37.3	△ 4.5
民		生		費	2,409,464	31.6	2,297,581	28.6	111,883	4.9	2.0
	うち	災害	救 助	費	583,124	7.7	514,624	6.4	68,500	13.3	12.4
衛		生		費	508,094	6.7	506,723	6.3	1,371	0.3	0.7
災	害	復	IB	費	232,870	3.1	292,217	3.6	△ 59,347	△ 20.3	△ 20.6
そ		の		他	3,218,941	42.2	2,939,939	36.7	279,002	9.5	3.1
2	ì		1	†	7,621,208	100.0	8,032,113	100.0	△ 410,905	△ 5.1	1.3

(3) 歳 出(性質別内訳)

	F	<u>x</u>	5	<u> </u>		平成 25年	度	平成24年	度	比	較	(参考) 全国比較
	Ŀ	^)	J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義	務	É	勺	経	費	2,699,705	35.4	2,744,651	34.2	△ 44,946	△ 1.6	△ 0.6
投	資	É	勺	経	費	1,425,777	18.7	1,116,029	13.9	309,748	27.8	14.8
	うち	普道	通建	没事:	業 費	1,193,348	15.7	823,996	10.3	369,352	44.8	17.4
	うち	5 災 吾	害復	日事:	業 費	232,429	3.0	292,033	3.6	△ 59,604	△ 20.4	△ 20.7
そ	の	他	の	経	費	3,495,726	45.9	4,171,433	51.9	△ 675,707	△ 16.2	△ 0.9
	う	ち	積	<u> </u>	金	667,124	8.8	1,456,450	18.1	△ 789,326	△ 54.2	△ 21.4
	合			İ	Ħ	7,621,208	100.0	8,032,113	100.0	△ 410,905	△ 5.1	1.3

第140表 特定被災地方公共団体における経営状況

(単位 事業・億円)

△ 178

590

5

△ 173

その1 全体の経営状況

			年度		24	(A)		25	(B)	±	曽 減 客 (B)-(A)	頁
区分			項目	法適用企業	法非適用 企業	合 計	法適用企業	法非適用 企業	合 計	法適用企業	法非適用 企業	合 計
黒	字事	事業	数	239 (74.2%)	609 (99.0%)	848 (90.5%)	238 (72.8%)	606 (99.2%)	844 (90.0%)	Δ 1	△ 3	△ 4
黒	字	≥	額	771	212	982	785	214	999	15	2	17
赤 5	字事	事業	数	83 (25.8%)	6 (1.0%)	89 (9.5%)	89 (27.2%)	5 (0.8%)	94 (10.0%)	6	△ 1	5
赤	亨	킫	額	201	18	219	394	15	409	193	△ 3	190
総	事	業	数	322	615	937	327	611	938	5	△ 4	1

392

198

763

570

支

¹⁹³

事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。 () は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

(単位 百万円・%)

第140表 特定被災地方公共団体における経営状況(つづき)

その2 事業別総収支額

適用企 用 区 分 法 業 法 非 適 企 業 合 黒字・ 24年度 25年度 増減額 24年度 25年度 増減額 24年度 25年度 増減額 増減率 赤字の別 $\lceil (F) - (E) \rceil / (E)$ (B)-(A)(D) - (C)(F)-(F) 事 業 (A) (B) (C) (D) (E) (F) 42.193 485 42.678 87 里 38.831 3.362 438 47 39.269 3.409 道 赤字(△) 2,487 3,548 1,061 2,487 3,548 1,061 42.7 水 2.301 47 収 支 36,343 38,645 438 485 36,782 39,130 2,349 6.4 967 9.238 里 字 8 271 9 2 3 8 8 271 967 117 工業用水道 赤字(△) 1,988 88 △ 1,900 1,988 88 △ 1,900 95.6 6,283 9,150 2,867 6,283 9,150 2,867 45.6 収 支 黒 字 4.195 4.437 242 4.195 4.437 242 5.8 交 通 赤字(△) 167 227 61 167 227 61 36.3 収 支 4,028 4,210 181 4,028 4,210 181 4.5 黒 字 1,006 1,551 545 16 16 0 1,022 1,567 545 53.3 雷 気 赤字(△) 0 0 収 专 1,006 1,551 545 16 16 \triangle 1,022 1.567 545 53.3 59.8 黒 字 949 382 567 949 382 567 ス 1 057 1.057 1.057 ガ 1.057 皆増 赤字(△) 収 支 949 675 △ 1,624 949 675 \triangle 1,624 △ 171.1 字 10,166 8,664 1,502 10,166 8,664 14.8 黒 1.502 病 院 赤字(△) 5.226 7,572 2,346 5.226 7,572 2,346 44.9 77 9 収 ⇟ 4 940 1.092 △ 3.848 4 940 1.092 △ 3.848 黒 字 2,941 6,257 3,315 15,702 14,576 △ 1,126 18,643 20,833 2,190 11.7 2,108 1,383 下 水 道 赤字(△) 1,336 772 14 47 33 2,122 739 34.8 △ 1,159 4.087 15.688 14.529 19.450 2.928 17.7 IJД 专 834 4.921 16.521 黒 字 2,093 1,325 \triangle 768 2,093 1,325 768 36.7 港湾整 赤字(△) 2,093 1,325 768 2,093 768 IJД 专 1.325 36.7 \triangle \triangle 黒 3 字 14 11 211 215 4 215 229 15 6.9 市 場 赤字(△) 15 15 15 15 皆増 収 支 3 14 11 211 200 11 215 214 0 0.2 黒 字 _ _ 138 14 14 11.0 _ 124 124 138 畜 場 赤字(△) 14 138 14 11.0 収 支 124 138 124 字 73 73 20.0 黒 24 0 342 269 366 292 24 \triangle \triangle 観 光 施 設 赤字(△) 191 93 gg 3 38 35 195 131 64 \wedge 328 △ 168 69 98 339 231 108 171 162 \triangle 10 5.6 収 支 黒 字 10,349 5,688 △ 4,661 1,960 4,043 2,083 12,309 9,731 2,578 20.9 赤字(△) 7 8 6 5 24.763 16 898 1803 1 433 370 9 6 6 8 26.196 16 528 1709 宅地造成 Δ 収 支 2,484 △19,075 △21,559 157 2,610 2,454 2,641 △16,464 △19,105 △ 723.4 黒 字 有 料 道 路 赤字(△) 収 专 黒 字 75 77 2 75 77 2 3.3 駐 赤字(△) 77 収 专 75 77 2 75 2 3.3 黒 字 27 59 32 231 229 Δ 2 258 288 30 11.7 介護サービス 赤字(△) 27 52 25 28 \triangle 28 55 52 3 6.2 \triangle 7 7 203 202 34 収 4 1 229 26 236 166 黒 字 294 20 273 294 20 \triangle 273 △ 93.1 そ の 他 赤字(△) 23 636 613 23 636 613 2,650.3 271 616 886 271 616 886 △ 327.6 収 支 21,373 黒 1.7 字 77.056 78.527 1,471 21.192 181 98.248 99,900 1.652 20,082 19,289 1,849 21,931 18,974 86.5 合 計 赤字(△) 39,372 1,533 316 40,905 IJ 专 56,974 39.155 △17,819 19.343 19.840 497 76,317 58,995 △17,322 22.7

⁽注) 収支額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

資

料

編

第140表 特定被災地方公共団体における経営状況(つづき)

その3 赤字黒字別事業数の推移

	年	n÷:					対 前 年 度	増 減 率
事業	# <u></u>	度	24	(A)	25	(B)	刈 削 年 度 比 較 (B)-(A) (C)	増 減 率 (C)/(A) (%)
水道	黒	字	190	(88.4%)	187	(87.4%)	△ 3	△ 1.6
	赤	字	25	(11.6%)	27	(12.6%)	2	8.0
工業用水道	黒	字	19	(82.6%)	22	(95.7%)	3	15.8
	赤	字	4	(17.4%)	1	(4.3%)	△ 3	△ 75.0
交 通	黒	字	3	(75.0%)	3	(75.0%)	_	_
	赤	字	1	(25.0%)	1	(25.0%)	_	-
電気	黒	字	5	(100.0%)	7	(100.0%)	2	40.0
	赤	字	_	_	-	_	_	_
ガス	黒	字	6	(100.0%)	4	(66.7%)	△ 2	△ 33.3
	赤	字	_	_	2	(33.3%)	2	皆増
病院	黒	字	39	(60.9%)	36	(56.3%)	△ 3	△ 7.7
	赤	字	25	(39.1%)	28	(43.8%)	3	12.0
下水道	黒	字	391	(95.4%)	394	(95.6%)	3	0.8
	赤	字	19	(4.6%)	18	(4.4%)	Δ 1	△ 5.3
港湾整備	黒	字	8	(100.0%)	8	(100.0%)	_	-
	赤	字	_	_	_	_	_	_
市場	黒	字	32	(100.0%)	31	(96.9%)	△ 1	△ 3.1
	赤	字	_	_	1	(3.1%)	1	皆増
と畜場	黒	字	3	(100.0%)	3	(100.0%)	_	-
	赤	字	_	_	_	_	-	-
観光施設	黒	字	21	(84.0%)	22	(88.0%)	1	4.8
	赤	字	4	(16.0%)	3	(12.0%)	△ 1	△ 25.0
宅 地 造 成	黒	字	71	(92.2%)	67	(91.8%)	△ 4	△ 5.6
	赤	字	6	(7.8%)	6	(8.2%)	-	_
有料道路	黒	字	_	_	_	_	_	_
	赤	字	_		_	_	_	_
駐車場整備	黒	字	21	(100.0%)	23	(100.0%)	2	9.5
	赤	字	_	_	_		_	_
介護サービス	黒	字	37	(90.2%)	35	(92.1%)	△ 2	△ 5.4
	赤	字	4	(9.8%)	3	(7.9%)	△ 1	△ 25.0
そ の 他	黒	字	2	(66.7%)	2	(33.3%)	_	_
	赤	字	1	(33.3%)	4	(66.7%)	3	300.0
숌 計	黒	字	848	(90.5%)	844	(90.0%)	△ 4	△ 0.5
	赤	字	89	(9.5%)	94	(10.0%)	5	5.6

⁽注) () 書は、事業全体(建設中のものは除く。)に対する比率である。

第141表 特定被災地方公共団体における法適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移

項目		年 度				田 下 較
垻 日		_	24 (A)	25 (B)	対 前 年 (B)-(A) (C)	度 比 較 (C)/(A)
総	収 益	(a)	1,169,243	1,171,980	2,737	(c)7 (A)
	常収益	(a) (b)	1,152,157	1,163,069	10,912	0.9
営	業収益	(D)	1,015,347	1,028,906	13,560	1.3
		(6)				
呂未収益	(受託工事収益を除く)	(c)	1,012,303	1,026,521	14,218	1.4
	料金収入		940,513	951,850	11,338	1.2
経常	他会計負担金		78,874	75,297	△ 3,577	△ 4.5
収 益 のうち	· 〈他会計補助金 ·		59,566	55,379	△ 4,187	△ 7.0
	国庫補助金		2,580	2,035	△ 546	△ 21.1
	都道府県補助金	4.0	2,494	2,974	480	19.2
	別利益	(d)	17,022	8,910	△ 8,111	△ 47.7
総	費用	(e)	1,112,269	1,132,825	20,556	1.8
	常 費 用	(f)	1,091,473	1,115,546	24,073	2.2
営	業 費 用		1,002,641	1,034,356	31,715	3.2
経 常	職員給与費		318,996	312,192	△ 6,804	△ 2.1
経 費 用 のうち	〈減 価 償 却 費		202,358	203,091	733	0.4
	(文 払 利 思		68,682	61,068	△ 7,614	△ 11.1
	別 損 失 	(g)	20,969	17,278	△ 3,691	△ 17.6
経 常		(b-f)	60,684	47,523	△ 13,161	△ 21.7
< /	経 常 利 益		74,378	83,538	9,160	12.3
`	経 常 損 失	(h)	13,693	36,015	22,321	163.0
特 別		(d - g)	△ 3,948	△ 8,368	△ 4,420	△ 112.0
純	損 益	(a – e)	56,974	39,155	△ 17,819	△ 31.3
 	純 利 益		77,056	78,527	1,471	1.9
(;	純 損 失		20,082	39,372	19,289	96.1
累 積	欠 損 金	(i)	486,185	455,769	△ 30,416	△ 6.3
不 良	養 債 務	(j)	7,896	7,289	△ 606	△ 7.7
経常」	収 支 比 率	(b/f)	105.6	104.3	△ 1.3	_
総収	支 比 率	(a/e)	105.1	103.5	△ 1.7	_
営業収益	経 常 損 失 比 率	(h/c)	1.4	3.5	2.2	_
	累積欠損金比率	(i/c)	48.0	44.4	△ 3.6	-
a) L	不良債務比率	(j/c)	0.8	0.7	△ 0.1	_
総	事 業 数	(k)	323	329	6	1.9
う	ち 建 設 中	(l)	1	2	1	100.0
経常損失	էを生じた事業数	(m)	82	92	10	12.2
純損失を	を生じた事業数	(n)	83	89	6	7.2
累積欠損	金を有する事業数	(o)	127	124	△ 3	△ 2.4
不良債務	務を有する事業数 -	(p)	11	12	1	9.1
	経常損失を生じた事業数	(m/(k-l))	25.5	28.1	2.7	-
総事業数に 対する割合	純損失を生じた事業数	(n/(k-l))	25.8	27.2	1.4	-
(建設中を除く)	累積欠損金を有する事業数	(o/(k-l))	39.4	37.9	△ 1.5	_
, /	不良債務を有する事業数	(p/(k-l))	3.4	3.7	0.3	_

⁽注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。 2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

資

料

第141表 特定被災地方公共団体における法適用企業の決算状況(つづき)

その2 事業別決算状況

		事業	全事業	水道	工業用	交通	電気	ガス	病院	下水道	その他
項目				(含簡水)	水道						
総	収益	(a)	1,171,980	372,720	37,481	27,340	13,694	49,848	537,211	92,319	41,367
経	常収益	(b)	1,163,069	371,410	35,582	27,340	13,694	49,740	533,633	91,024	40,646
営	業 収 益		1,028,906	346,604	30,553	20,604	13,506	49,038	459,521	72,146	36,934
営業収益	竺(受託工事収益を除く)	(c)	1,026,521	345,682	30,553	20,604	13,506	47,657	459,521	72,063	36,934
	料 金 収 入		951,850	334,198	28,788	19,370	13,250	45,063	429,625	50,877	30,680
経常	他会計負担金		75,297	802	43	-	_	_	60,611	13,841	_
経 収 が が お が お だ	他会計補助金		55,379	9,925	687	6,655	72	185	18,874	17,713	1,269
0, , ,	国庫補助金		2,035	119	101	15	_	_	1,746	54	_
	都道府県補助金		2,974	1,080	-	4	_	_	1,826	64	_
特	別 利 益	(d)	8,910	1,310	1,899	0	_	107	3,578	1,295	721
総	費用	(e)	1,132,825	334,075	28,331	23,130	12,143	50,523	536,119	87,398	61,106
経	常 費 用	(f)	1,115,546	330,203	28,228	23,096	11,956	50,386	532,674	84,627	54,376
営	業 費 用		1,034,356	303,593	25,901	21,276	10,955	48,985	504,837	65,543	53,266
経常	職員給与費		312,192	33,605	2,916	7,859	2,608	3,876	253,643	3,847	3,839
費用のうち	減 価 償 却 費		203,091	113,932	12,283	4,350	3,212	5,592	29,462	33,134	1,125
0000	支 払 利 息		61,068	25,546	2,151	1,633	952	1,226	10,381	18,669	508
特	別 損 失	(g)	17,278	3,872	103	34	187	137	3,445	2,771	6,729
経 常	損 益	(b - f)	47,523	41,207	7,354	4,243	1,738	△ 646	959	6,397	△13,730
ſ	経 常 利 益		83,538	42,913	7,766	4,437	1,738	305	9,138	7,764	9,477
\	経 常 損 失	(h)	36,015	1,706	412	194	-	951	8,179	1,367	23,207
特 別	損 益	(d-g)	△ 8,368	△ 2,563	1,796	△ 33	△ 187	△ 29	133	△ 1,476	△ 6,009
純	損 益	(a – e)	39,155	38,645	9,150	4,210	1,551	△ 675	1,092	4,921	△19,739
ſ	純 利 益		78,527	42,193	9,238	4,437	1,551	382	8,664	6,257	5,805
(純 損 失		39,372	3,548	88	227	_	1,057	7,572	1,336	25,544
累 積	欠 損 金	(i)	455,769	20,420	1,624	99,121	_	28,526	252,717	12,739	40,623
不 良	債 務	(j)	7,289	_	-	1,354	_	_	1,175	874	3,887
経常	収 支 比 率	(b/f)	104.3	112.5	126.1	118.4	114.5	98.7	100.2	107.6	74.7
総収	支 比 率	(a/e)	103.5	111.6	132.3	118.2	112.8	98.7	100.2	105.6	67.7
営業収益	経 常 損 失 比 率	(h/c)	3.5	0.5	1.3	0.9	_	2.0	1.8	1.9	62.8
に対する	累積欠損金比率	(i/c)	44.4	5.9	5.3	481.1	_	59.9	55.0	17.7	110.0
割合	不良債務比率	(j/c)	0.7	-	-	6.6	_	_	0.3	1.2	10.5
総	事 業 数	(k)	329	165	24	3	5	6	64	35	27
Э	ち 建 設 中	(l)	2	_	1	-	1	_	_	_	_
経常損失	そを生じた事業数	(m)	92	24	2	1	-	2	32	18	13
純損失	を生じた事業数	(n)	89	27	1	1	_	2	28	16	14
累積欠損	金を有する事業数	(0)	124	35	3	3	_	2	49	18	14
不良債務	務を有する事業数	(p)	12	-	-	2	_	-	2	5	3
	経常損失を生じた事業数	(m/ (k - l))	28.1	14.5	8.7	33.3	_	33.3	50.0	51.4	48.1
総事業数に 対する割合		(n/(k-l))	27.2	16.4	4.3	33.3	_	33.3	43.8	45.7	51.9
(建設中を)除く)		(o/(k-l))	37.9	21.2	13.0	100.0	_	33.3	76.6	51.4	51.9
NT	不良債務を有する事業数	(p/(k-l))	3.7	_	-	66.7	_	_	3.1	14.3	11.1
	L										L

⁽注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。 2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第142表 特定被災地方公共団体における法非適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移

	年 度	0.4	0.5	対 前 年	度 比 較
項		24 (A)	25 (B)	(B)—(A) (C)	(C)/(A)
	総 収 益 (a)	287,626	301,768	14,142	4.9
	営 業 収 益	177,612	187,482	9,870	5.6
	営業収益 (受託工事収益を除く) (b)	176,310	184,763	8,454	4.8
収	うち 料 金 収 入	118,734	125,270	6,536	5.5
	営 業 外 収 益	110,014	114,286	4,272	3.9
益	うち 国庫(県)補助金	16,620	13,181	△ 3,439	△ 20.7
的	うち 他会計繰入金	85,611	93,103	7,492	8.8
収	総 費 用 (c)	197,649	194,183	△ 3,466	△ 1.8
	営 業 費 用	135,185	135,395	210	0.2
支	うち 職 員 給 与 費	13,806	13,224	△ 582	△ 4.2
	営 業 外 費 用	62,464	58,788	△ 3,676	△ 5.9
	うち 支 払 利 息	52,787	48,267	△ 4,520	△ 8.6
	収 支 差 引	89,978	107,586	17,608	19.6
	資 本 的 収 入	393,363	352,115	△ 41,248	△ 10.5
	うち 地 方 債	141,803	164,714	22,911	16.2
資	うち 国庫(県)補助金	107,874	58,750	△ 49,124	△ 45.5
本	うち 他会計繰入金	119,554	106,621	△ 12,934	△ 10.8
的収	資 本 的 支 出	482,856	452,878	△ 29,978	△ 6.2
支	うち 建 設 改 良 費	241,062	201,716	△ 39,346	△ 16.3
	うち 地 方 債 償 還 金 (d)	220,182	238,609	18,428	8.4
	収 支 差 引	△ 89,494	△ 100,763	△ 11,269	△ 12.6
収	支 再 差 引	484	6,823	6,339	1,309.8
積	立 金	1,765	1,684	△ 81	△ 4.6
前	年度からの繰越金	48,912	48,717	△ 195	△ 0.4
前	年 度 繰 上 充 用 金	2,410	1,864	△ 546	△ 22.7
形	式 収 支 (e)	47,891	56,031	8,140	17.0
1	翌年度へ繰り越すべき財源 (f)	28,548	36,191	7,643	26.8
実	質 収 支 (e)-(f)	19,343	19,840	497	2.6
	∫黒 字	21,192	21,373	181	0.9
	→	1,849	1,533	△ 316	△ 17.1
収	益的収支比率(a)/[(c)+(d)]×100	68.8	69.7	0.9	_
赤	字 比 率 (g)/(b)×100	1.0	0.8	△ 0.2	-
総	事 業 数	625	621	△ 4	△ 0.6
	うち 建 設 中	10	10	_	_
収	益的収支で赤字を生じた事業数	56	55	Δ 1	△ 1.8
実	質収支で赤字を生じた事業数	6	5	△ 1	△ 16.7

⁽注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

資

料

第142表 特定被災地方公共団体における法非適用企業の決算状況(つづき)

その2 事業別決算状況

項				事	業	全事業	簡易水道	交通	電気	下水道	港湾	市場	と畜場	観光	宅地造成	有料 道路	駐車場	介護
	総	収	益		(a)	301,768	6,482	205	109	228,663	11,818	6,211	951	3,613	35,302	-	1,778	6,635
	営	業 4	⊽	益		187,482	4,259	75	109	132,612	8,525	4,052	860	1,423	28,407	-	1,259	5,901
	営業収益	益 (受託工事収益	益を除く	()	(b)	184,763	4,254	75	109	132,422	6,641	4,052	860	1,423	27,768	-	1,259	5,901
収	うき	5 料 金	収	入		125,270	4,205	75	96	76,064	6,170	3,661	856	1,163	26,051	-	1,029	5,900
益	営	業外	収	益		114,286	2,223	130	0	96,051	3,293	2,159	91	2,191	6,895	-	519	734
的	うち	5 他会計	繰入	、金		93,103	2,085	75	0	78,571	2,504	1,095	45	1,835	5,861	-	338	694
מם	総	費	用		(c)	194,183	4,711	198	59	164,930	5,694	5,042	855	2,529	2,764	-	915	6,486
収	営	業	ŧ	用		135,395	3,394	194	58	112,612	3,713	4,070	820	2,469	1,172	-	601	6,292
支	うき	5 職員	給与	費		13,224	616	137	2	7,617	54	1,067	75	640	290	-	19	2,705
	営	業外	費	用		58,788	1,317	4	1	52,318	1,982	972	35	60	1,592	-	314	194
	うち	5 支 払	利	息		48,267	1,262	1	-	43,046	1,915	536	35	30	1,189	-	131	122
	収 3	支 差	31			107,586	1,772	7	50	63,733	6,124	1,169	96	1,084	32,538	-	863	149
	資 本	的収	入			352,115	8,963	4	1,520	250,222	26,059	9,034	1,791	452	52,670	-	617	782
2017	うち	地 方	ī	債		164,714	4,064	-	1,377	120,124	10,829	3,729	1,044	149	23,268	-	65	64
資本	うち	他会計	繰入	金		106,621	2,968	4	6	63,846	12,295	2,432	11	252	23,656	-	477	673
的四	資 本	的支	出			452,878	10,671	11	1,531	306,338	36,548	10,685	1,858	1,513	81,404	-	1,451	867
収支	うち	建設改	良	費		201,716	6,940	-	1,528	127,971	21,621	8,384	1,761	394	32,921	-	117	78
	うち	地方債	償 還	金	(d)	238,609	3,704	11	-	175,952	13,973	2,279	95	1,099	39,594	-	1,119	783
	収 3	支 差	31			△ 100,763	△ 1,709	△ 7	△ 10	△ 56,116	△10,489	△ 1,651	△ 67	△ 1,061	△28,734	-	△ 834	△ 85
形	式	収	支		(e)	56,031	556	-	18	36,449	9,478	322	138	291	8,469	-	81	229
3	翌年度へ網	繰り越すべき	財源		(f)	36,191	71	-	2	21,920	8,154	122	-	60	5,859	-	3	0
実	質	収	支	(e)—	(f)	19,840	485	-	16	14,529	1,325	200	138	231	2,610	-	77	229
				字		21,373	485	-	16	14,576	1,325	215	138	269	4,043	-	77	229
	し 赤			字 (△)	(g)	1,533		-	-	47	-	15	-	38	1,433	-		-
収	益的収	支比率	(a) / ((c	$+(d)] \times 1$	00	69.7	77.0	97.9	185.2	67.1	60.1	84.8	100.1	99.6	83.3	-	87.4	91.3
赤	字	比 率	(8	g)/(b)×1	00	0.8	-	-	-	0.0	-	0.4	-	2.7	5.2	-	-	-
総	事	業 数				621	49	1	3	378	8	31	3	22	71	-	23	32
-	うち建	設中				10	-	-	-	1	_	1	_	-	8	-	-	-
		大字を生じた いっこう				55	4	-	-	30	_	7	_	4	8	-	1	1
実質収支で赤字を生じた事業数						5	-	-	-	2	-	1	-	1	1	-	-	_

⁽注) 1 事業数は、決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

第143表 特定被災地方公共団体における地方公営企業の料金収入の状況

区分	法	適用企	業	法非	上 適 用 企	業		合	計	
	24年度	25年度	増減額 (B)-(A)	24年度	25年度	増減額 (D)-(C)	24年度	25年度	増減額 (F)-(E)	増減率 [(F)-(E)]/(E)
事業	(A)	(B)	(b) (A)	(C)	(D)	(0) (0)	(E)	(F)	(1) (L)	[(1) (2)]/(2)
水道	333,843	334,198	355	4,301	4,205	△ 95	338,144	338,404	260	0.1
	(90.4%)	(89.7%)		(64.6%)	(64.9%)		(89.9%)	(89.2%)		
工業用水道	29,287	28,788	△ 499	-	-	_	29,287	28,788	△ 499	△ 1.7
	(78.9%)	(76.8%)					(78.9%)	(76.8%)		
交 通	19,149	19,370	220	77	75	△ 3	19,227	19,445	218	1.1
	(70.5%)	(70.8%)		(37.1%)	(36.5%)		(70.2%)	(70.6%)		
電気	12,809	13,250	441	64	96	31	12,874	13,346	472	3.7
	(96.1%)	(96.8%)		(100.0%)	(87.6%)		(96.1%)	(96.7%)		
ガス	42,294	45,063	2,769	-	-	_	42,294	45,063	2,769	6.5
	(88.6%)	(90.4%)					(88.6%)	(90.4%)		
病 院	429,592	429,625	33	-	-	_	429,592	429,625	33	0.0
	(79.4%)	(80.0%)					(79.4%)	(80.0%)		
下水道	50,479	50,877	397	75,137	76,064	927	125,617	126,941	1,324	1.1
	(54.7%)	(55.1%)		(33.2%)	(33.3%)		(39.4%)	(39.5%)		
港湾整備	_	_	-	7,081	6,170	△ 911	7,081	6,170	△ 911	△ 12.9
				(62.1%)	(52.2%)		(62.1%)	(52.2%)		
市場	852	843	△ 9	3,557	3,661	105	4,408	4,504	96	2.2
	(64.5%)	(63.0%)		(53.8%)	(58.9%)		(55.5%)	(59.7%)		
と 畜 場	-	-	-	874	856	△ 18	874	856	△ 18	△ 2.0
				(92.1%)	(90.0%)		(92.1%)	(90.0%)		
観光施設	394	378	△ 16	1,092	1,163	71	1,485	1,541	56	3.8
	(38.1%)	(36.2%)		(41.6%)	(32.2%)		(40.6%)	(33.1%)		
宅 地 造 成	19,932	27,503	7,571	19,673	26,051	6,378	39,606	53,554	13,949	35.2
	(54.8%)	(75.4%)		(80.6%)	(73.8%)		(65.2%)	(74.6%)		
有料道路	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_
駐車場	_	_	-	908	1,029	120	908	1,029	120	13.3
				(49.8%)	(57.9%)		(49.8%)	(57.9%)		
介護サービス	1,746	1,704	△ 42	5,970	5,900	△ 70	7,716	7,604	△ 113	△ 1.5
	(95.2%)	(93.7%)		(90.1%)	(88.9%)		(91.3%)	(89.9%)		
その他	134	252	117	_	-	-	134	252	117	87.3
	(22.1%)	(35.7%)					(22.1%)	(35.7%)		
숨 計	940,513	951,850	11,338	118,734	125,270	6,536	1,059,247	1,077,120	17,873	1.7
	(80.4%)	(81.2%)		(41.3%)	(41.5%)		(72.7%)	(73.1%)		

⁽注)() 内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

第144表 特定被災地方公共団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況

_															
	区分	収益的収入への資本的収入への合計							繰入率						
		操 入 金			繰 入 金							収益的 収入		資 Z 収	上的 入
		24年度	25年度	増減額 (B)-(A)	24年度	25年度	増減額 (E)-(D)	24年度	25年度	増減額 (H)-(G)	増減率 (I)/(G)	24 年 度	25 年 度	24 年 度	25 年 度
事	業	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)		度	度	度	度
水	道	13,164	12,819	△ 345	16,524	18,339	1,815	29,689	31,158	1,469	4.9	3.5	3.4	20.4	15.1
うち	上水道	10,912	10,489	△ 423	13,397	15,338	1,941	24,309	25,828	1,519	6.2	3.0	2.8	18.5	13.7
5	簡易水道	2,253	2,330	77	3,127	3,001	△ 126	5,380	5,331	△ 49	△ 0.9	32.1	33.9	36.5	33.1
I	業用水道	907	730	△ 177	1,366	946	△ 420	2,273	1,677	△ 596	△ 26.2	2.4	1.9	7.6	6.2
交	通	6,806	6,729	△ 77	22,600	16,400	△ 6,200	29,407	23,130	△ 6,277	△ 21.3	24.9	24.4	41.8	39.3
電	気	68	72	4	-	6	6	68	78	10	14.7	0.5	0.5	-	0.1
カ	ブ ス	635	185	△ 450	1,320	470	△ 850	1,955	655	△ 1,300	△ 66.5	1.3	0.4	23.9	17.2
病	院	86,037	81,205	△ 4,832	26,778	29,893	3,115	112,815	111,098	△ 1,717	△ 1.5	15.9	15.1	38.2	33.0
下	水道	121,635	125,273	3,638	56,166	72,095	15,929	177,801	197,367	19,566	11.0	38.2	39.0	18.6	21.6
港	湾 整 備	3,143	2,504	△ 639	17,078	12,295	△ 4,783	20,221	14,799	△ 5,422	△ 26.8	27.6	21.2	53.1	47.2
rt.	場	1,766	1,369	△ 397	2,021	2,478	457	3,787	3,847	60	1.6	22.3	18.1	39.1	27.3
٤	畜 場	50	45	△ 5	11	11	0	60	56	△ 4	△ 6.7	5.3	4.7	0.6	0.6
額	光 施 設	920	1,910	990	130	252	122	1,050	2,163	1,113	106.0	25.1	41.0	25.8	44.9
Ę	地 造 成	3,534	6,740	3,206	47,452	24,105	△ 23,347	50,986	30,845	△ 20,141	△ 39.5	5.8	9.4	41.4	40.0
有	1 料 道 路	_	-	-	-	_	_	-	_	-	-	_	-	_	-
剧	車場	449	338	△ 111	463	477	14	913	815	△ 98	△ 10.7	24.6	19.0	81.3	77.3
ĵì	゛護サービス	597	701	104	720	683	△ 37	1,316	1,384	68	5.2	7.1	8.3	94.1	86.3
7	の他	95	34	△ 61	1	1	0	96	35	△ 61	△ 63.5	15.6	4.8	0.2	0.3
	計	239,808	240,654	846	192,629	178,451	△14,178	432,437	419,105	△ 13,332	△ 3.1	16.5	16.3	28.0	25.1

⁽注) 1 収益的収入への繰入金には、特別利益のうちの他会計繰入金を含んでいる。 2 資本的収入への繰入金には、他会計借入金を含んでいる。 3 繰入率の収益的収入、資本的収入欄は、それぞれの収入に対する繰入金の割合である。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

ア 法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、「地方財政再建促進特別措置法」(昭和30年法律第195号)による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と「地方公営企業法」による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところであったが、地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同 法案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体 財政健全化法」という。)。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全 化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」(平成19年政令第 397号)及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」(平成20年総務省令第8号)により 定められた。

健全化判断比率の公表等

(ア)健全化判断比率の内容

「地方公共団体財政健全化法」においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として規定している。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- (1) 実質赤字比率(当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
- ② 連結実質赤字比率 (当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率)
- ③ 実質公債費比率(当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率)
- ④ 将来負担比率(地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率) ※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

(健全化判断比率の概要)

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

- 一般会計等の実質赤字額:
 - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

連結実質赤字比率 = 💆

連結実質赤字額 標準財政規模

- ・連結実質赤字額:イと口の合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質 赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- 二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -

実質公債費比率

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(3か年平均) 標準財政規模-

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・準元利償還金:イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における 1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充て たと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

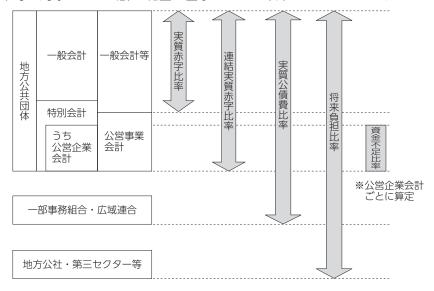
標準財政規模-

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・将来負担額:イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - 口 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - 二 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額:イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(イ) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりである。

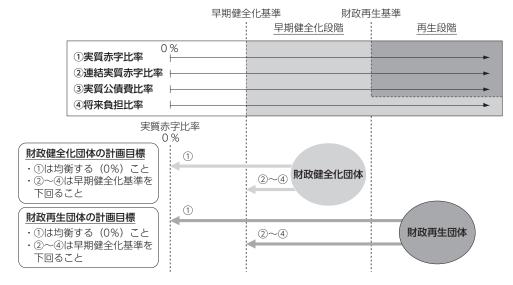


(ウ)財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

また、再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの比率)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



貸金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体(組合及び地方開発事業団を含む。)は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業の規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(資金不足比率の概要)

資金不足比率賞金の不足額事業の規模

・資金の不足額:

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こ

した地方債の現在高ー流動資産)ー解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経

費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資

金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

事業の規模:

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

■ 早期健全化基準と財政再生基準

	早期健全化基準	財政再生基準				
	都:5.74%	都:8.98%				
実 質 赤 字 比 率	道府県: 3.75%	道府県:5%				
	市区町村:財政規模に応じ11.25%~15%	市区町村:20%				
	都:10.74%	都:18.98%				
連結実質赤字比率	道府県:8.75%	道府県:15% ※				
	市区町村:財政規模に応じ16.25%~20%	市区町村:30% ※				
実 質 公 債 費 比 率	都道府県・市区町村:25%	都道府県・市区町村:35%				
将来自担比率	都道府県・政令指定都市:400%					
将来負担比率	市区町村:350%	_				
資 金 不 足 比 率	(経営健全化基準)20%					

^{※3}年間(平成21年度~平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)が設けられていた。(東京都についても別途経過措置が設けられていた。)

才 施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行され、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用されている。また、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日から施行され、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率等に適用されている。

資

特定被災地方公共団体等一覧

(県)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に定める特定被災地方公共団体

(市町村)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」 (平成23年政令第127号)に定める特定被災地方公共団体及び同令に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の市町村(227市町村)

(県)

(市町村)

(, , , ,
青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県
新潟県
長野県

(市町村)		
北海道	鹿部町	
	八雲町	
	広尾町	
++	浜中町	
青森県	八戸市	
	三沢市	
	おいらせ町 階上町	
岩手県	盛岡市	
701/10	宮古市	
	大船渡市	
	花巻市	
	北上市	
	久慈市	
	遠野市	
	一関市	
	陸前高田市	
	釜石市	
	二戸市	
	八幡平市	福島県
	奥州市 滝沢市	
	海水川 雫石町	
	葛巻町	
	岩手町	
	紫波町	
	矢巾町	
	西和賀町	
	金ケ崎町	
	平泉町	
	住田町	
	大槌町	
	山田町	
	岩泉町	
	田野畑村	
	普代村 軽米町	
	野田村	
	九戸村	
	洋野町	
	一戸町	
宮城県	仙台市	
	石巻市	
	塩釜市	
	気仙沼市	
	白石市	
	名取市	
	角田市	
	多賀城市 岩沼市	
	登米市	
	栗原市	
	東松島市	
	大崎市	
	蔵王町	
	七ケ宿町	
i		

大河原町

	村田町
	柴田町
	川崎町
	丸森町
	巨理町
	山元町
	松島町
	七ケ浜町
	利府町
	大和町
	大郷町
	富谷町
	大衡村
	色麻町
	加美町
	涌谷町
	美里町
	女川町
	南三陸町
福島県	福島市
	会津若松市
	郡山市
	いわき市
	白河市
	喜多方市
	相馬市
	二本松市
	田村市
	南相馬市
	伊達市
	本宮市
	桑折町
	国見町
	川俣町
	大玉村
	鏡石町
	天栄村
	下郷町
	檜枝岐村
	只見町
	南会津町
	北塩原村
	西会津町
	磐梯町
	猪苗代町
	会津坂下町
	湯川村
	柳津町
	三島町
	金山町
	昭和村
	会津美里町
	西郷村
	泉崎村
	中島村 矢吹町

横矢塙鮫石玉平浅古三小広楢富川大双浪葛新飯 水日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大城舎祭町川川川田川殿春野野葉岡内熊葉江尾地舘戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町町町村町町町町町町町町町町村町町町町町町町町村町村市市市市市は玉町町市 市な 宮 が お お ら い ら い		
境の石玉平浅古三小広楢富川大双浪葛新飯水日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大町川川川田川殿春野野葉岡内熊葉江尾地舘戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町川田川殿香野野葉岡内熊葉江尾地舘戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町町町町町町町町町町町町町町町町町村町村市市市市市市田市市はお市市のおりららいのでは、大田町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町		棚倉町
境の石玉平浅古三小広楢富川大双浪葛新飯水日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大町川川川田川殿春野野葉岡内熊葉江尾地舘戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町川田川殿香野野葉岡内熊葉江尾地舘戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町町町町町町町町町町町町町町町町町村町村市市市市市市田市市はお市市のおりららいのでは、大田町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町		矢祭町
「数石玉平浅古三小広楢富川大双浪葛新飯水日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大川川川田川殿春野野葉岡内熊葉江尾地舘戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗村町村村町町町町町町町町町町町村町村市市市市市市市本市本市なって、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おい		
でである。 「四村村町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町		
支援		
東浅古三小広楢富川大双浪葛新飯 水日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大田川殿春野野葉岡内熊葉江尾地舘戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗田町町町町町町町町町町村町町村町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		
浅古三小広楢富川大双浪葛新飯 水日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大川殿春野野葉岡内熊葉江尾地舘戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町町町町町町町町町村町町村町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		玉川村
古三小広楢富川大双浪葛新飯 水日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大殿春野野葉岡内熊葉江尾地舘戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町町町町町町町町村町町村町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		平田村
支援		浅川町
支援		古殿町
が が が が が が が が が が が が が が		
「「「「「「「」」」」		
茨城県		楢葉町
茨城県		富岡町
一次		川内村
一次		大能町
一次		
「「「「「「「「「」」」」」		
新飯水田土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大地第戸立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町町大市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		_
飯水日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行命市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		
茨城県 水田土古石 石 括 龍下 下常常高北笠取牛つひ鹿潮常和西市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		新地町
日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗市市市市市田田市市はち市市大市市市があった。らいいちが、おりては、大田町町では、大田町町のでは、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、		飯舘村
日土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大立浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗市市市市市田田市市はち市市大市市市があった。らいいちが、おりては、大田町町では、大田町町のでは、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、田町では、大田町では、大田町では、大田町では、大田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、田町では、	茨城県	水戸市
土古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大浦河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗市市市市市田市市はち市市大市市市かが、高いいいでは、京町町町のでは、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京		日立市
古石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大河岡城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗市市市市、田市市市が、宮宮が、お市市市が、宮が、京田町のおり、のでは、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京		十浦市
石結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大市市崎市市太市城市市市ばち市市大市市市市出市市があった場来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗明町市は、市は、京山、京山、京山、京山、京山、京山、市、市 は、京山、京山、京山、京山、京山、京山、京山、京山、京山、京山、京山、京山、京山、		
結龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大城ケ妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗明市市は下市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		
龍下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大崎市市太市城市市市ばち市市大市市市市か市市市市があった場来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗いた。 は、大大市市市市のができる。 は、大大市市市市のができる。 は、大大市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
下常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大妻総陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗明市市市はち市市大市市市市か市市は玉町町のは、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		結城市
常常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大総陸荻茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗明市市市はち市市大市市市かが市市市は玉町町のは、大大市市市市がある。		龍ケ崎市
常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町市市市はいち市市大市市市かららいでは、近近地では、大市市市市がは、大市市市があり、のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、田町のでは、大田町のでは、田町のでは、大田町では、田町のでは、大田町のでは、田町では、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町町では、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田		下妻市
常高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大陸萩茨間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町市市市はいち市市大市市市かららいでは、近近地では、大市市市市がは、大市市市があり、のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、大田町のでは、田町のでは、大田町のでは、田町のでは、大田町では、田町のでは、大田町のでは、田町では、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町町では、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田町のでは、田		常総市
高北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行鉾つ小茨大が、間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城洗町・市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		
北笠取牛つひ鹿潮常那筑坂稲か桜神行針つ小茨大で間手久くた嶋来陸珂西東敷す川栖方田く美城流の大市市市市の市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市		
笠間市市市市市市市市市市市市市市ではち市市市大市市市大市市市市大市市市市市市市市市市		
取牛つひ鹿潮帯である。 大市市市市では、大市市市では、大市市市では、大市市市では、大市市市市市では、大市市市市市では、大市市市市では、大市市市では、大市市市では、大地では、大地では、大地では、大地では、大地では、大地では、大地では、大地		
牛久市ではずりでは、 中久にばすりでは、 ではいかでは、 のでは、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		
つとはでは、おからは、おからは、おからは、おからは、おからは、またが、おからは、またが、おいらいでは、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、おいらいでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが		取手市
ひたちなか市 鹿嶋来市 常経河市市 第陸河市市 坂東敷す川栖市市 大田 く美玉町 大洗町 大洗町		牛久市
ひたちなか市 鹿嶋来市 常経河市市 第陸河市市 坂東敷す川栖市市 大田 く美玉町 大洗町 大洗町		つくば市
鹿嶋市 潮味市 常野市市 筑坂郡が川栖市市 坂東敷す川栖市市 が出地であるい が送るでする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		
潮来市 常野市 那陸阿市市 坂東敷すみが市 ではいる が出極がある が出極がある がは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で		
常陸大宮市 那短市 坂東市 板東東市 がは川村市 がは川村市 で行田ではいい市 が送玉市 でが城町 大洗町		
那珂市 筑西市 坂東市 稲すみがうら市 桜川市 神栖市 行方田 ではみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		
筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		
坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		
稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		筑西市
かすみがうら市桜川市神栖市行方市鉾田市つくばみらい市小美玉市茨城町大洗町		坂東市
桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		稲敷市
桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		かすみがうら市
神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		· ·
行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		
鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		
つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町		
小美玉市 茨城町 大洗町		. — .
茨城町 大洗町		
大洗町		小美玉市
· · · · · -		茨城町
· · · · · -		大洗町
		城里町
****		-
東海村		
大子町		大子町

	美浦村
	阿見町
	河内町
	利根町
栃木県	宇都宮市
1//3/1/2/1	足利市
	佐野市
	小山市
	真岡市
	大田原市
	矢板市 (
	那須塩原市
	さくら市
	那須烏山市
	益子町
	茂木町
	市貝町
	芳賀町
	高根沢町
	那須町
松丁旧	那珂川町
埼玉県 千葉県	久喜市 千葉市
丁未示	
	銚子市
	市川市
	船橋市
	松戸市
	男田市
	成田市
	佐倉市
	東金市
	旭市
	習志野市
	柏市
	八千代市
	我孫子市
	我孫子市
	我孫子市 浦安市 印西市
	我孫子市 浦安市 印西市 富里市
	我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市
	我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市
	我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市
	我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市
	我孫市 浦安西市 富里瑳市市 正華取武市市 山洪綱中 西里市 河々井町
	我孫市市 清安市市 富里瑳取武剛 西里瑳取武嗣 京本市市市 田本村田 大酒 東町
	我孫方市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市中田町町町町町町町町町
	我浦印富匝香山大酒学市市市市市市市市市市市市市市市市市中部町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
	我孫方市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市中田町町町町町町町町町
	我浦印富匝香山大酒学市市市市市市市市市市市市市市市市市中部町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
	我浦印富匝香山大酒栄神多市市市市市市市市市市市市市市市中部町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
	我浦印富匝香山大酒栄神多東九市市市市市市市市市市市中部町町町町町町町町町町町町町町町里町
新潟県	我浦印富匝香山大酒栄神多東九横孫安西里瑳取武網々町崎古庄十茂子市市市市市市白井町町町九光で東九光で東九大町町町町里町町町里町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
新潟県	我浦印富匝香山大酒栄神多東九橫白孫安西里瑳取武網々町崎古庄十芝子子市市市市市市市白井、町町町九光町市里町町里町町上町町里町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町
新潟県	我浦印富匝香山大酒学神多東九横白十市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
新潟県	我浦印富匝香山大酒栄神多東九横白十上茶安西里瑳取武網々町崎古庄十芝子日越子田町町市市市市市市中里町町町九光町町市市里町町市市

昭和60年度以降の市町村合併の実績及び予定

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日		水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成 6 年 11 月 1 日		ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成 7 年 9 月 1 日		鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成7年9月1日		あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成 7 年 9 月 1 日		篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成11年4月1日	新潟県	新潟市	多札都條田町、内都四札町、内都万曽町、内都ラ田町 新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
			田無市、保谷市	新設
平成13年1月21日	東京都	西東京市		
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡茎崎町	編入
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成15年4月1日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成15年4月1日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、 同郡櫛形町、同郡甲西町	新設
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村	新設
平成15年4月21日	山口県	 周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成15年 5 月 1 日		瑞穂市	本集郡穂積町、同郡巣南町	新設
平成15年3月1日	 千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年6月6日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成15年 / 月 / 日 平成15年 8 月20日		田原市	新光田 1、北浦原都壹用町 	編入
	乏和乐	山冰山	(庄大中山) (山中) (小) (大中) (山)	
平成15年9月1日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
 平成15年12月1日	 三重県	いなべ市	 員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	 新設
平成16年2月1日	 	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年3月1日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡 新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂	新設
			町、同郡赤泊村	
平成16年3月1日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年3月1日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年3月1日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年3月1日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成16年3月1日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高宮 町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	下県郡厳原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、 同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年3月1日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年3月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年4月1日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年4月1日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年4月1日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ケ島町、同郡中 伊豆町	新設
平成16年4月1日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年4月1日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同 郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年4月1日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年4月1日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年4月1日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉 舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年4月1日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年4月1日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年4月1日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、 西宇和郡三瓶町	新設
平成16年7月1日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年8月1日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年8月1日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成16年9月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設
平成16年9月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月1日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月1日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成16年10月1日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成16年10月1日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成16年10月1日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年10月1日	島根県	汀津市	江津市、邑智郡桜江町	編入
平成16年10月1日	島根県	美郷町		新設
平成16年10月1日	島根県		E自都已自则、问都入机剂 	新設
平成16年10月1日	島根県	隠岐の島町	隱岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成16年10月1日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡	新設
	岡山木		備中町	4/100
平成16年10月1日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成16年10月1日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成16年10月1日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成16年10月1日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成16年10月1日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成16年10月1日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成16年10月4日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成16年10月12日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、 同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成16年10月12日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁 答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村、同郡鹿島村	新設
平成16年10月16日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東 茨城郡御前山村	編入
平成16年10月25日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串 原村、同郡上矢作町	新設
平成16年11月1日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成16年11月1日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成16年11月1日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成16年11月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成16年11月1日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成16年11月1日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成16年11月1日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、 同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成16年11月1日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入
平成16年11月1日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡 大山田村、名賀郡青山町	新設
平成16年11月1日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同郡市島町	新設
平成16年11月1日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡 用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青 谷町	編入
平成16年11月1日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成16年11月1日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋 町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成16年11月1日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成16年11月1日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成16年11月1日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成16年11月1日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成16年11月1日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、 日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成16年11月5日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡椴法華村、茅部郡南茅部町	編入

平成16年12月1日 炎秋県 常陸太田市 宗陸太田市、久勢都金砂製局、同都宏域村、同都印度村 編入 平成16年12月5日 財際局別 前衛市 財政日本2月6日 三里県 水田市 財政17年1月1日 清泉 村田市 財政17年1月1日 清泉 村田市 中田田市、上北郎十和田瀬町 新設 新設 財政 財政 <t< th=""><th>合併(予定)年月日</th><th>都道府県</th><th>新市町村名</th><th>合併関係市町村名</th><th>合併形態</th></t<>	合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年12月5日 群馬県 円成17年1月1日 前展市 美名市 美名市 美名市 美名市 美名市 美名市 美名市 美名市 美名市 美名	平成16年12月1日	茨城県	常陸太田市		編入
平成16年12月6日 三里県 桑名市 桑名市、桑名郡多度町、同郡民島町 新設 平成17年1月1日 情本界 1 利田市 十 土田市 1 大田市 知知原用 新設 平成17年1月1日 情本界 別が無所 無務折、那別施助門の門 前途 平成17年1月1日 日本京 数額市 投資市工、企業部を規則で利力、同部領域村、同部所付 別談 平成17年1月1日 日本市 上地市 上地市 おおおいと別所の別事件 開放大部村、同部所の付 平成17年1月1日 日本井 内地町川 内条的時を1、同部から前、同部所生村、同部の生工 別別 平成17年1月1日 日本井 内地町川 内条的時を1、同部から前、同部所生料・同部 加入 平成17年1月1日 五年京 松田市 長野市、更級部人同村、上水の部登野町、同部戸屋村、同 加入 平成17年1月1日 五年京 松田市 長野市、更新計 東部上村 平成17年1月1日 長城市 協力 成の局 新設 平成17年1月1日 長城市 公園市 大田市 大田市 新設 平成17年1月1日 長城市 公園市 大田市 大田市 大田市 大田市 新設 平成17年1月1日 長城市 公園市 大田市 大田市 大田市 加工 大田市 加工			前橋市		編入
呼吸17年1月1日 青雲県 十和田市 十和田市、上北部十和田湖町 新設 呼成17年1月1日 探馬県 大田田市 大田田市、財産財産財産財産 新設 新設 平成17年1月1日 採馬県 保護所 無機市・ 銀藤市・ 銀藤市・ 銀藤市・ 銀藤市・ 銀藤市・ 銀藤市・ 銀藤市・ 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本の大田市 日本			15511511		
中成17年1月1日 标本県 那須伽市 無機市、飛須路橋前須卯町、同部採札。即将町 新設 中成17年1月1日 埼玉県 労場市 伊数日本、民政部外型町、同部採札。即将町 新設 中成17年1月1日 埼玉県 旅港市 広港市、大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					
平成17年1月1日 財馬県 伊勢崎市 伊勢崎市 伊勢崎市 伊藤田久 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					
平成17年1月1日 均玉県 飯能市 飯能市、入間郡名実村 編入 平成17年1月1日 新潟県 上越市 お店市、東頭城野家園町、同郡済利村、同郡 網入 平成17年1月1日 初井県 内越助町 南条部南条町、同郡の中郷村、同郡の門町村 新設村、四野郷を日町 平成17年1月1日 長野市 長野市 長野市、更級郡大岡村、上水内部豊野町、同郡戸陽村、同郡公開町 新設 平成17年1月1日 五里県 松阪市 松坂市・志郡帰難町、同郡の井町、大市、南野の野町 新設 平成17年1月1日 高島市 高島郡マキノ町、同郡の井町、同郡市林村、同郡交野川 新設 平成17年1月1日 島根県 鉱市町 毎日部局場町 (同郡市井町) 新設 平成17年1月1日 島根県 鉱市町 毎日部局場町 (同郡市井町) 新設 平成17年1月1日 安健県 松山市 松山市、北条市、温泉町中町 新設 平成17年1月1日 安健県 松山市 北京郡田市村町 新設 平成17年1月1日 安健県 内子町町 東京市 新設 平成17年1月1日 安健県 大地町 大地市 おお野町町 新設 平成17年1月1日 佐野県 東北町 東北市部局に関邦・北町 (同郡・村町) (同郡・村町) (同郡・村町) (司郡・財政・大力市) (財産・日間・日間・日間・日間・日間・日間・日間・日間・日間・日間・日間・日間・日間・					
平成17年1月1日 新潟県 上越市 上越市、東頭城郡の渡町、同郡が出村、同郡大井村、同郡入井村、同郡八井 (月10日) 編入 平成17年1月1日 福井県 南越前町 南炎師の泉町、同郡の野井村、同郡市村、同郡の17年1月1日 新設 平成17年1月1日 長野県 長野市 長野市、更級郡大岡村、上水内郡離野町、同郡の野村、同郡市村、同郡の17年1月1日 編入 平成17年1月1日 金県県 松飯市 松飯市、西部路野町、同郡・野町、同郡・野村、同郡・大村、同郡・大町、同郡・町田・町、新設 新設 平成17年1月1日 金県県 位書町 西部部半本町、日野・山町・参町、向郡・村町、前郡・砂田町・町 新設 平成17年1月1日 金県県 松田市 数占部部側町・町部・布財・両野・本町・町 新設 平成17年1月1日 金県県 松田市 数占部部側町・町部・市設・西野・車町・町 新設 平成17年1月1日 金県県 松山市 松山市・地井・田・田・町・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・					
野校村・中野成都時間で、同郡大倉目、同郡野城村・同郡・ 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町町 市田町田町 田田町					
平成17年1月1日 長野県 長野市 長野市、更級郡大岡村、上水内都豊野町、同郡戸廻村、同郡 会別無限村 同郡 会別無限村 国郡 会別無限村 国郡 会別無限村 国郡 会別無限村 国郡 会別無限村 国郡 会別無限村 国郡 会別無限財 同郡 会別部財 同郡 会別部財 同郡 会別財 副郡 財 新設 協高可 新設 会別 会別報目、同都 会別財 新設 的別 会別 会別 会別 会別 会別 会別 会別 会別 会別 会別 会別 会別 会別	112017-1731	אכניית דער	<u></u>	郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡 吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和	NYITO /
一	平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
一次	平成17年1月1日	長野県	長野市		編入
野、同都高島町、同都新旭町 新設 平成17年1月1日 島取県 色画町 西伯郡洋本町、日野郡溝口町 新設 東成17年1月1日 愛媛県 松山市 松山市、北条市、温泉郡中島町 編入 東成17年1月1日 愛媛県 松山市 松山市、北条市、温泉郡中島町 編入 東成17年1月1日 愛媛県 松山市 北宇和郡広見町、同郡の五十崎町、上字穴郡小田町 新設 平成17年1月1日 愛媛県 西刻市 高列市 西刻市 西湖市 西部市市村 新設 平成17年1月1日 佐賀県 西河市 走津市、東松浦郡浜玉町、同郡様木町、同郡相知町、同郡 新設 平成17年1月1日 佐賀県 西河市 世界郡田町、同郡野正町 同郡が子町 新設 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市 大分市 大分部野津原町、北海郡郡佐賀関町 新設 平成17年1月1日 大分県 日村市 日村市 日村市 大分市 大分市 大分市 大分市 大分部野津原町、北海郡郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 長崎市 長崎市 西部野田町 同郡外海町 新設 平成17年1月1日 秋田市 秋田市 秋田市 秋田市 秋田市 秋田市 和田・河田郡河辺町 同郡外海町 新設 平成17年1月1日 三里県 南あわじ市 三成郡郷町 同郡の海町 新設 平成17年1月1日 東県 南あわじ市 三成郡郷町 田郡の海町 新設 平成17年1月1日 東県 南あわじ市 三成郡郷町 同郡の海町 新設 平成17年1月1日 東県 南あわじ市 三成郡郷町 田郡の海町 新設 平成17年1月1日 東県 南あわじ市 三成郡郷町 同郡の海町 新設 平成17年1月1日 藤本県 山底市 北西市 北西市 北西市 田郡の海町 同郡の海町 新設 平成17年1月1日 藤田県 南加市 大湖市、河郡和川町 新設 中北 日郡 東県 東市 田市 田市 田郡 田郡 日郡 田郡 日郡 田郡 日郡 田郡 田	平成17年1月1日	三重県	松阪市		新設
平成17年1月1日 島根県 飯南町 飯石部鴨原町、同郡赤来町 新設 平成17年1月1日 愛媛県 松山市 松山市、北条市、温泉郡中島町 編入 平成17年1月1日 愛媛県 代子町 善多郡の子町、同郡五十崎町、上字穴郡小田町 新設 平成17年1月1日 愛媛県 八子町 善多郡の子町、同郡五十崎町、上字穴郡小田町 新設 平成17年1月1日 愛媛県 兄里町 北京本村 新設 平成17年1月1日 佐賀県 島津市 島東市、東松清郡浜玉町、同郡路土村町、同郡組知町、同郡 新設 平成17年1月1日 佐賀県 白石町 村島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町 新設 平成17年1月1日 株本県 声北町 華北郡田海町、同郡福富町、同郡6月明町 新設 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀側町 編入 平成17年1月1日 大分県 日村市 日井市、大野郡野津町 新設 平成17年1月1日 大分県 日村市 日村市、大野郡野津町 新設 平成17年1月1日 大田県 秋田市 秋田市、河辺郡河辺町、同郡西西河町 (同郡高島町、同郡河町) 編入 平成17年1月1日 兵庫県 南山市 東北市、海郡・海郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・町町 (町郡) 新設 平成17年1月15日 熊本県 上地市・東北市・海市・庭郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡	平成17年1月1日	滋賀県	高島市		新設
平成17年1月1日 愛媛県 松山市 松山市、北条市、温泉郡中島町 編入 平成17年1月1日 愛媛県 何子郡庭部町、 同郡広田村 新設 平成17年1月1日 愛媛県 東北町 北字和郡広見町、 同郡日古村 新設 平成17年1月1日 愛媛県 東北町 北字和郡広見町、 同郡日古村 編入 平成17年1月1日 愛媛県 東北町 北字和郡広見町、 同郡日古村 編入 平成17年1月1日 佐賀県 唐津市 唐津市、東松浦郡浜玉町、 同郡銀市町 同郡明和町 同郡 新設 平成17年1月1日 佐賀県 白石町 村島郡日石町、 同郡福富町、 同郡有明町 新設 新設 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市、大分郡野津原町、 北海郡郡佐賀関町 編入 新設 平成17年1月1日 大分県 日杵市 日杵市、大野郡野津町 同郡内海町 開新設 編入 平成17年1月1日 秋田県 秋田市 秋田市、河辺郡河辺町、 同郡外海町 阿郡外海町 新設 編入 平成17年1月11日 英田県 南ム市 報山市 第2郡長河町、 同郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡・西郡	平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日 愛媛県 供参町 伊予郡砥部町、同郡広田村 新設 平成17年1月1日 愛媛県 内子町 喜多郡内子町、同郡田十崎町、上浮穴郡小田町 新設 平成17年1月1日 竇媛県 鬼北町 北字和郡広見町、同郡日古村 新設 平成17年1月1日 高知雨 高知市 高知市 た佐部鏡井、同郡北日山村 編入 平成17年1月1日 佐賀県 唐津市 恵津市、東松清郡沃玉町、同郡6本町、同郡64切町、同郡 新設 平成17年1月1日 佐賀県 白石町 杵島郡白石町、同郡部産軍町、同郡有明町 新設 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市、大分市、大分市の日本市、大分郡野津町、北海部郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 日本市、大分郡野津町、北海部郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 日本市、大分郡野津町、北海部郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大田市 秋田市、カ辺郡河辺市、同郡・田町、同郡高島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡高町、同郡高島町、同郡河辺村 新設 平成17年1月1日 至原県 大洲市 大洲市、喜多郡長浜町、同郡庭川町、同郡河辺村 新設 平成17年1月15日 熊本県 上部市 宇北市・ラ町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田大町、一郡・町、一郡・町、一郡・町・一郡・町・一郡・町・一郡・町・一郡・町・一郡・	平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日 愛媛県 内子町 喜多都内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町 新設 平成17年1月1日 愛媛県 鬼北町 北宇和郡広見町、同郡日吉村 新設 平成17年1月1日 高知康 高知市 高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村 編入 平成17年1月1日 佐賀県 自石町 杵島郡白石町、同郡福富町、同郡崎中町 新設 平成17年1月1日 佐賀県 白石町 杵島郡白石町、同郡福富町、同郡6月明町 新設 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市大分郡野津町、北海部郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市大分郡野津町、北海部郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 長崎市 長崎市、西核中郡・屋城市、西核中郡・屋町、同郡・田町、同郡高島町、同郡高島町、同郡・設 編入 平成17年1月11日 秋田市 秋田市、河辺郡河辺町、同郡・経和町 編入 平成17年1月11日 三庫県 南あわじ市 東部郡・同郡西、阿郡西 新設 平成17年1月11日 兵庫県 南あわじ市 宇庭郡・岡郡西 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇土郡三角町、同郡・田川、同郡・原郡・町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田井町、同郡・田町・同郡・田村・町、同郡・田町・同郡・町・同郡・田町・同郡・田町・同郡・田町・同郡・田町・同郡・田町・同郡・町・同郡・	平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日 愛媛県 鬼北町 北宇和郡広見町、同郡日吉村 新設 平成17年1月1日 高知県 高知市 高知市、東松浦郡浜玉町、同郡蘇木町、同郡相知町、同郡 編入 平成17年1月1日 佐賀県 自石町 村島郡伯前町、同郡が鎮西町、同郡野月町 新設 平成17年1月1日 佐賀県 自石町 村島郡伯前町、同郡南明町 新設 平成17年1月1日 大分県 方分市 大分市、大分郡野津原町、北海郡郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市、大分郡野津原町、北海郡郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 長崎市 長崎市、西後中郡舎規町、和野平恵町、同郡舎島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡県へ 郡野野崎町、同郡三原町、同郡舎島町、同郡舎島町、同郡舎島町、同郡舎島町、同郡舎島町、同郡舎島町、同郡舎島町、同郡高島町、同郡県へ 郡設 中成17年1月11日 新設 平成17年1月11日 美庫県 南あわじ市 三原郡縁町、同郡西湾町、同郡南島町、同郡南部川町、同郡河辺村 新設 平成17年1月11日 委媛県 大洲市 大洲市、喜乡郡長河町、同郡北川町、同郡河辺村 新設 平成17年1月15日 熊本県 宁城市 宇土郡三角町、同郡・知川、下益城郡松瀬町、同郡・西郡・町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・大三島町、同郡・大西町、同郡・大市、起町、同郡・大西町、同郡・大市、郡設 新設 平成17年1月17日 静岡県 菊川市 小笠郡・野田、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、南郡・町、南郡・大市、郡設 新設 平成17年1月17日 静岡県 菊川市 小笠郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、南郡・田町、南郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、田町、同郡・東町、田町、田郡・東町、田町、田郡・東町、田町、田郡・東町、田町、田郡・東町・田町、田郡・東町、田郡・東町、田町、田郡・東町、田町、田郡・東町、田町、田郡・東町、	平成17年1月1日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年 1 月 1 日 高知师 高知市、 上佐郡鏡村、同郡土佐山村 編入 平成17年 1 月 1 日 佐賀県 唐津市 唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡館木町、同郡相知町、同郡 新設 北波多村、同郡府町町、同郡鎮西町、同郡和明町 新設 平成17年 1 月 1 日 佐賀県 白石町 杵島郡田浦町、同郡着田町 新設 平成17年 1 月 1 日 朱分県 大分市 大分市、大分市、大分市、大分市、大分市、大分市、大分市、大分市、大分市、大分市、	平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日 佐賀県 唐津市 唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡鎮西町、同郡相知町、同郡 新設 北波多村、同郡昭加町、同郡昭和町町、同郡 新設 北波多村、同郡昭加町、同郡昭和町 新設 新設 平成17年1月1日 株本県 芦北町 草北町田浦町、同郡市北町 新設 新設 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市、大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町 新設 平成17年1月1日 大分県 日谷村市、大野郡野津町 新設 長崎市、西彼村郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同 編入 郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町 編入 郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町 編入 郡町日崎町、同郡三和町、同郡外海町 新設 平成17年1月11日 兵庫県 亀山市 亀山市、海辺郡河辺町、同郡延原町、同郡南湾町 新設 平成17年1月11日 兵庫県 南あわじ市 三原郡縁町、同郡匹淡町、同郡三原町、同郡南淡町 新設 平成17年1月11日 兵庫県 南あわじ市 三原郡縁町、同郡匹淡町、同郡正原町、同郡南辺村 新設 平成17年1月11日 東庫 南あわじ市 大洲市、喜多郡長浜町、同郡加川町、同郡河辺村 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇土郡三角町、同郡本知火町、下益城郡松橋町、同郡川川 新設 町、同郡豊野町 熊本県 中城17年1月15日 熊本県 中城17年1月15日 熊本県 中城市 東土郡三角町、同郡本川町、同郡波方町、同郡小町、同郡・新設 平成17年1月16日 蒙城県 が治市 いま都別町、同郡北上浦町、同郡南町町、同郡と窪町、同郡柏方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡南町村 新設 平成17年1月21日 茨城県 那珂市 那珂郡那珂町、同郡加連町 編入 平成17年1月24日 福岡県 福津市 宗像郡福間町、同郡川町 河郡南田 新設 平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡谷及村、同郡春日村、同郡久瀬村、新設 平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡移町町 編入 新設 平成17年2月1日 万川県 原東京城郡市北町、同郡轄東町、同郡河内村、同郡 新設 平成17年2月1日 石川県 能美市 松田市、同郡・東町、同郡原口村、同郡日崎村	平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成17年1月1日 佐賀県 白石町 杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町 新設 平成17年1月1日 熊本県 芦北町 葦北郡田浦町、同郡芦北町 新設 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 日杵市 日杵市、大野郡野津町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡野野崎町、同郡三原町、同郡高島町、同郡野野崎町、同郡三和町、同郡外海町 編入 平成17年1月1日 秋田県 秋田市 秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町 編入 平成17年1月11日 天庫県 南あわじ市 皇師郡砂町、同郡西茂町、同郡南汾町 新設 平成17年1月11日 英慮県 市あわじ市 三原郡縁町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南汾町 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇北郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇北郡三角町、同郡・田町、同郡商本町、同郡原町、同郡・加財 新設 平成17年1月16日 慶塚県 今治市 今治市、越都郡・田町、同郡大三島町、同郡医本町、同郡と方町、同郡大三島町、同郡田方町、同郡と方町、同郡大三島町、同郡田方町、同郡と清町、同郡・田野前村、同郡・同郡・同郡・田野前村 新設 平成17年1月17日 静岡県 瀬川市 小笠郡小笠町、同郡・田野市町、同郡・田野前村、同郡・田野前村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田市、同郡・田町、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田野市村、同郡・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・	平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日 熊本県 芦北町 葦北郡田浦町、同郡芦北町 新設 平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市、大分部野津原町、北海部郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 臼杵市 臼杵市、大野郡野津町 新設 平成17年1月1日 長崎県 長崎市 長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡・五和町、同郡外海町 編入 平成17年1月11日 秋田市 秋田市、河辺郡河辺町、同郡・雄和町 編入 平成17年1月11日 兵庫県 南あわじ市 三原郡緑町、同郡西沙町、同郡・京町、同郡南淡町 新設 平成17年1月15日 兵庫県 南あわじ市 三原郡緑町、同郡西班川町、同郡河辺村 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町 新設 平成17年1月15日 熊本県 山鹿市 山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡新北町、同郡を産町、同郡施 大町、同郡・大町、同郡・台村、同郡・大町、同郡・台村、同郡・台村、同郡・台村、同郡・台村、同郡・台村、同郡・台村、同郡・台村、同郡・台村、同郡・台村、同郡・台村、同郡・台村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・大田・同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、日郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、同郡・会職村、日本・会職村、日本・会職村、日本・会職村、日本・会職村、日本・会職村、日本・会職村、日	平成17年1月1日	佐賀県	唐津市		新設
平成17年1月1日 大分県 大分市 大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町 編入 平成17年1月1日 大分県 臼杵市 臼杵市、大野郡野津町 新設 平成17年1月4日 長崎県 長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡丹海町 編入 平成17年1月11日 秋田県 秋田市 秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町 編入 平成17年1月11日 三里県 亀山市 亀山市・鈴鹿郡関町 新設 平成17年1月11日 英庫県 南あわじ市 三原郡線町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町 新設 平成17年1月11日 愛媛県 大洲市 大洲市 高多郡長浜町、同郡郡加町、同郡河辺村 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇士郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川 町、同郡豊野町 町、同郡豊野町 田郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東京町、同郡・東京町、同郡・東京町、同郡・東京町、同郡・東京町、同郡・東京町、同郡・東京町、同郡・東京町、同郡・東京町、同郡・東町、同郡・東京町、同郡・東京城市・東京城市・田町、同郡・東京城市・田町、同郡・東京城市・田町、同郡・東京城市・田町、新設 新設 平成17年1月17日 静岡県 菊川市 小笠郡小笠町、同郡・南郡・町町 同郡・東西町、同郡・東京城市・町、同郡・東京城市・田町・新設 東京城郡・田町、同郡・東京城市・南部・東京城市・田町・新設・平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東京城郡・川町、同郡・東町・同郡・東市・東京城市・田町・同郡・東京城市・田町・同郡・東京城市・田町・同郡・東市・田、同郡・東京城市・日郡・田・同郡・田・町・同郡・田・町・田町・新設・平成17年2月1日 茨城県 城里町 東京城郡・北町、同郡・北村・西部・町・同郡・田・町・同郡・田・町・田町・田市・新設・中成17年2月1日 茨城県 城里町 東京城郡・北町、同郡・北村・西部・田・田・新設・田・同郡・田・町・田・田・新設・田・同郡・田・田・田・田・新設・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日 大分県 日杵市 日杵市、大野郡野津町 新設 平成17年1月4日 長崎県 長崎市 長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町 編入 平成17年1月11日 秋田市 秋田市、 対田市、 対田市、 対田市、 対田市、 対田市、 対田市、 対田市、 対	平成17年1月1日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設
平成17年1月4日 長崎県 長崎市 長崎市、西後杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡・田町、同郡外海町 編入 平成17年1月11日 秋田市 秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町 編入 平成17年1月11日 三重県 亀山市 亀山市、鈴鹿郡関町 新設 平成17年1月11日 兵庫県 南あわじ市 三原郡緑町、同郡西三原町、同郡南淡町 新設 平成17年1月11日 愛媛県 大洲市 大洲市、喜多郡長浜町、同郡臨川町、同郡河辺村 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇士郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川 町、同郡鹿 町、同郡庭 町、同郡庭 町、同郡庭 町、同郡庭 町、同郡庭 乗町、同郡庭 乗町、同郡庭 乗町、同郡協財 「同郡 連町」、同郡 連町、同郡 直郡 「同郡 直郡 「同郡 直郡 「同郡 直郡 「同郡 直郡 「同郡 直郡 「同郡 直郡 「同郡 直郡 「同郡 「同郡 「同郡 「同郡 「同郡 「同郡 「同郡 「同郡 「同郡 「同	平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
那野母崎町、同郡三和町、同郡外海町 編入 平成17年1月11日 秋田市 秋田市 秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町 編入 平成17年1月11日 三重県 亀山市 亀山市、鈴鹿郡関町 新設 平成17年1月11日 戻庫県 南あわじ市 三原郡縁町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町 新設 平成17年1月11日 愛媛県 大洲市 大洲市、喜多郡長浜町、同郡臨川町、同郡河辺村 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川 新設 平成17年1月15日 熊本県 山鹿市 山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿 新設 平成17年1月16日 愛媛県 今治市 越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大 大町、同郡末間町、同郡古海町、同郡宮窪町、同郡内市 新設 平成17年1月17日 静岡県 菊川市 小笠郡小笠町、同郡菊川町 新設 平成17年1月21日 茨城県 那珂市 那珂郡那珂町、同郡瓜連町 編入 平成17年1月21日 茨城県 据連市 宗像郡福間町、同郡二連町 新設 平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡公汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、 新設 平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東茨城郡内原町 編入 平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡古 新設 平成17年2月1日 万川県 台山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡古 新設 平成17年2月1日 石川県 台山市 松任市、石川郡美川町、同郡6月町 新設 新設	平成17年1月1日	大分県	臼杵市	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	新設
平成17年1月11日 三重県 亀山市 亀山市、鈴鹿郡関町 新設 平成17年1月11日 兵庫県 南あわじ市 三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町 新設 平成17年1月11日 愛媛県 大洲市 大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡鹿本町、同郡鹿水町、同郡鹿本町、同郡鹿水町、同郡鹿水町、同郡鹿水町、同郡鹿水町、同郡鹿水町、同郡鹿水町、同郡鹿水町、同郡鹿水町、同郡鹿水町、同郡鹿水町、同郡島畑が町、同郡北浦町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡開前村 新設 平成17年1月17日 静岡県 菊川市 小笠郡小笠町、同郡州町 新設 平成17年1月21日 茨城県 那珂市 那珂郡那珂町、同郡瓜連町 編入 平成17年1月24日 福岡県 福津市 宗像郡福間町、同郡津屋崎町 新設 平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡合汾村、同郡春日村、同郡久久瀬村、同郡良水村、同郡原村、同郡原の村、原郡・設城郡・北町、同郡経村、西郡・京城郡・北町、同郡・京城郡・北町、同郡・京城郡・北町、同郡・京城郡・北町、同郡・京城郡・北町、同郡・京城郡・町、同郡・京村町、同郡・京村・同郡・京村・同郡・京村・同郡・京村・同郡・日郡・日郡・日郡・日郡・日郡・日郡・日郡・日郡・日郡・日郡・日郡・日郡・日郡	平成17年1月4日	長崎県	長崎市		編入
平成17年1月11日 兵庫県 南あわじ市 三原郡緑町、同郡西淡町、同郡南淡町、南郡南淡町 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡北町、同郡豊野町町、同郡豊野町町、同郡豊野町町、同郡豊野町町、同郡鹿本町、同郡鹿央町、同郡鹿の田町、同郡豊野町町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町 新設 新設 平成17年1月17日 静岡県 横川市 小笠郡小笠町、同郡・川町 新設 新設 平成17年1月21日 茨城県 福津市 宗像郡福間町、同郡山連町 新設 編入 平成17年1月1日 岐阜県 揖斐川町 揖斐川町、同郡谷及村、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町、同郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田郡・田町・田町・田郡・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・田町・	平成17年1月11日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成17年1月11日 愛媛県 大洲市 大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村 新設 平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡連野町町、同郡豊野町町、同郡豊野町町、同郡島連野町、同郡鹿本町、同郡鹿本町、同郡鹿本町、同郡鹿本町、同郡鹿本町、同郡鹿本町、同郡鹿本町、同郡鹿本町、同郡店町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡地方町、同郡大三島町、同郡内市町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡増前村 新設 平成17年1月17日 静岡県 菊川市 小笠郡小笠町、同郡菊川町 新設 平成17年1月21日 茨城県 那珂市 那珂郡那珂町、同郡山連町 編入 平成17年1月24日 福岡県 福津市 宗像郡福間町、同郡津屋崎町 新設 平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡の八瀬村、同郡藤橋村、同郡城内内村 新設 平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東茨城郡内原町 編入 平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡市村、同郡に町村、同郡白峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 台山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡自村、同郡自峰村、同郡市村、同郡日崎村 新設	平成17年1月11日	三重県	亀山市		新設
平成17年1月15日 熊本県 宇城市 宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡的、同郡上町、同郡島野町 新設 平成17年1月15日 熊本県 山鹿市 山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿 央町 新設 平成17年1月16日 愛媛県 今治市 今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡内市、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡旧方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡開前村 新設 平成17年1月17日 静岡県 菊川市 小笠郡小笠町、同郡菊川町 新設 平成17年1月21日 茨城県 那珂市 那珂郡那珂町、同郡山連町 編入 平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡合汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤村、同郡藤橋村、同郡坂内村 新設 平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東茨城郡内原町 編入 平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡韓来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡市町内村、同郡市町町村、同郡自峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡館平町、同郡同四村、同郡白峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡6四村、同郡回崎村 新設 平成17年2月1日 石川県 台山市 松任市、石川郡美川町、同郡寺井町、同郡辰口町、同郡同四村、同郡白崎村、同郡市町 新設	平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成17年1月15日 熊本県 山鹿市 山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿 央町 新設 契町 平成17年1月16日 愛媛県 今治市 今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡村町、同郡上浦町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡土浦町、同郡大三島町、同郡関前村 新設 新設 平成17年1月17日 静岡県 菊川市 小笠郡小笠町、同郡菊川町 新設 新設 平成17年1月21日 茨城県 那珂市 那珂郡那珂町、同郡瓜連町 編入 平成17年1月24日 福岡県 福津市 宗像郡福間町、同郡津屋崎町 新設 平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡族橋村、同郡坂内村 新設 同郡藤橋村、同郡坂内村 平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東茨城郡内原町 編入 東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村 新設 平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡高峰村、同郡高峰村、同郡百峰村 新設 野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡百峰村 新設 野谷村、同郡高峰村、同郡尾口村、同郡百峰村 新設	平成17年1月11日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
中成17年1月16日 愛媛県 今治市 央町 平成17年1月16日 愛媛県 今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡汝方町、同郡大 西町、同郡中町、同郡本門町、同郡内部村町、同郡内部村町、同郡大三島町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡関前村 新設 平成17年1月21日 茨城県 那珂市 那珂郡那珂町、同郡瓜連町 編入 平成17年1月24日 福岡県 福津市 宗像郡福間町、同郡津屋崎町 新設 平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡保村、同郡藤橋村、同郡城内内村 新設 平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東茨城郡内原町 編入 平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡轄村、西郊城郡七会村 新設 平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡自峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 能美市 能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町 新設	平成17年1月15日	熊本県	宇城市		新設
四町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡開前村 平成17年1月21日	平成17年1月15日	熊本県	山鹿市		新設
平成17年1月21日 茨城県 那珂市 那珂郡那珂町、同郡瓜連町 編入 平成17年1月24日 福岡県 福津市 宗像郡福間町、同郡津屋崎町 新設 平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡及瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村 新設 平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東茨城郡内原町 編入 平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村 新設 平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡島越村、同郡尾口村、同郡白峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 能美市 能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町 新設	平成17年1月16日	愛媛県	今治市	西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方	新設
平成17年1月24日 福岡県 福津市 宗像郡福間町、同郡津屋崎町 新設 平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡餘村、同郡藤橋村、同郡坂内村 新設 平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東茨城郡内原町 編入 平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村 新設 平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 能美市 能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町 新設	平成17年1月17日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月31日 岐阜県 揖斐川町 揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、 同郡藤橋村、同郡坂内村 新設 平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東茨城郡内原町 編入 平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村 新設 平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉 野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 能美市 能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町 新設	平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
□郡藤橋村、同郡坂内村 平成17年2月1日 茨城県 水戸市 水戸市、東茨城郡内原町 編入 平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村 新設 平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉 新設 野谷村、同郡鳥越村、同郡尾□村、同郡白峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 能美市 能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰□町 新設	平成17年1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福間町、同郡津屋崎町	新設
平成17年2月1日 茨城県 城里町 東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村 新設 平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 能美市 能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町 新設	平成17年1月31日	岐阜県	揖斐川町		新設
平成17年2月1日 石川県 白山市 松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡烏越村、同郡尾□村、同郡白峰村 新設 平成17年2月1日 石川県 能美市 能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰□町 新設	平成17年2月1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年2月1日 石川県 能美市 野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村 新設	平成17年2月1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
	平成17年2月1日	石川県	白山市		新設
	平成17年2月1日	石川県	能美市		新設
半成 1/ 年 2 月 1 日 福井県 越前町 一 州生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町 新設	平成17年2月1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年2月1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、同郡 宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国 府町、同郡上宝村	編入
平成17年2月1日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年2月1日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年2月1日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成17年2月1日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年2月5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島 町、同郡三潴町	編入
平成17年2月7日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武 儀町、同郡上之保村	編入
平成17年2月7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年2月7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成17年2月11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同 郡車力村	新設
平成17年2月11日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成17年2月11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東 町、同郡湖東町	新設
平成17年2月11日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成17年2月11日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年2月13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年2月13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設
平成17年2月13日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曽郡山口村)	編入
平成17年2月13日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊 北町	新設
平成17年2月13日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成17年2月14日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成17年2月14日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年2月21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成17年2月28日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成17年2月28日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米	編入
平成17年3月1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成17年3月1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年3月1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年3月1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年3月1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年3月1日	岡山県	鏡野町	古田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年3月1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成17年3月1日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一宇村	新設
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、 同郡木頭村	新設
平成17年3月1日	佐賀県	小城市	小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛 町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬渓町、同郡耶馬渓町、同郡山国町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡 宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲 江町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月6日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡 須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成17年3月7日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	 新設
平成17年3月14日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成17年3月19日	新潟県	糸魚川市	 糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成17年3月20日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年3月20日	広島県	吳市	吳市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安 浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成17年3月20日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成17年3月21日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村、同郡中之口村、新津市	編入
平成17年3月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年3月22日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西 目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成17年3月22日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成17年3月22日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設
平成17年3月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成17年3月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年3月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年3月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成17年3月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年3月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年3月22日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成17年3月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵 町、同郡大社町	新設
平成17年3月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成17年3月22日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成17年3月22日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成17年3月22日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成17年3月22日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成17年3月22日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成17年3月22日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成17年3月22日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年3月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年3月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成17年3月22日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成17年3月22日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	湧水町	姶良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成17年3月28日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成17年3月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平舘村、同郡三厩村	新設
平成17年3月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年3月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成17年3月28日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成17年3月28日	茨城県		新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成17年3月28日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成17年3月28日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成17年3月28日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成17年3月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年3月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成17年3月28日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月28日		尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
	広島県			
平成17年3月28日	愛媛県	八幡浜市 宗像市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設
平成17年3月28日	福岡県		宗像市、宗像郡大島村	編入
平成17年3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設編入
平成17年3月31日 平成17年3月31日	青森県	八戸市 深浦町	八戸市、三戸郡南郷村 西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成17年3月31日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成17年3月31日 平成17年3月31日	青森県	東北町		新設
	青森県	若狭町	上北郡上北町、同郡東北町 三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	福井県			新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八東町	
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成17年3月31日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲 西町	新設
平成17年3月31日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、 同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八東村、同郡 中和村	新設
平成17年3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東粟倉村、同郡美作 町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成17年3月31日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡 口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成17年3月31日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成17年4月1日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡 豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津 山町	新設
平成17年4月1日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、 同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡 志波姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃 生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成17年4月1日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代 町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成17年4月1日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曽郡楢川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年4月1日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊	新設
十成17 年 4 万 1 日	元四代	左		₩
平成17年4月1日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成17年4月1日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設
平成17年4月1日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡韮山町、同郡大仁町	新設
平成17年4月1日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成17年4月1日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成17年4月1日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曽川町	編入
平成17年4月1日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成17年4月1日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、 同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成17年4月1日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成17年4月1日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡 出石町、同郡但東町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成17年4月1日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成17年4月1日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年4月1日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成17年4月1日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成17年4月1日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成17年4月1日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年4月1日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成17年4月1日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成17年4月10日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成17年4月25日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成17年5月1日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成17年5月1日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設
平成17年5月1日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成17年5月1日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成17年5月1日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、 東牟婁郡本宮町	新設
平成17年5月1日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成17年5月1日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成17年5月5日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成17年6月6日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成17年6月13日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成17年6月20日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成17年7月1日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成17年7月1日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成17年7月1日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引 佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、 磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成17年7月1日	鹿児島県	曽於市	· 自於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設
平成17年7月1日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設
平成17年7月7日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成17年8月1日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成17年8月1日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅□郡船穂町、吉備郡真備町	編入
				•

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年8月1日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成17年8月1日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成17年8月1日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽 村、同郡泉村	新設
平成17年9月1日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設
平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成17年9月2日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成17年9月12日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成17年9月20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、 同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成17年9月25日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成17年9月25日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成17年9月26日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成17年10月1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成17年10月1日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡 朝日村、西田川郡温海町	新設
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成17年10月1日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成17年10月1日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設
平成17年10月1日 	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、 東筑摩郡明科町	新設
平成17年10月1日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成17年10月1日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成17年10月1日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入
平成17年10月1日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成17年10月1日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成17年10月1日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成17年10月1日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名		合併形態
平成17年10月1日	滋賀県	米原市		編入
				新設
平成17年10月1日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	
平成17年10月1日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成17年10月1日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成17年10月1日	島根県	浜田市 	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅 町	新設
平成17年10月1日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成17年10月1日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成17年10月1日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡 阿知須町	新設
平成17年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡 三瀬村	新設
平成17年10月1日	長崎県	平戸市	 平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月1日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成17年10月1日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成17年10月1日	大分県	杵築市		新設
平成17年10月1日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊	新設
亚出7年10日 2 日		Tカ士	良部町 工名末、工名和代四町、日和鎌倉町、日和工V町	±⊏≡∩
平成17年10月3日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成17年10月10日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成17年10月11日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成17年10月11日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成17年10月11日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成17年10月11日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設
平成17年10月11日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成17年10月11日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成17年10月11日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成17年10月11日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村 	新設
平成17年10月11日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、 同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成17年10月11日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成17年10月24日	兵庫県	三木市	三木市、美嚢郡吉川町	編入
平成17年11月1日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成17年11月1日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成17年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成17年11月1日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島 町	新設
平成17年11月1日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成17年11月1日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成17年11月1日	長野県	木曽町	木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成17年11月1日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村	新設
平成17年11月1日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成17年11月1日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成17年11月3日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成17年11月7日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	新設
平成17年11月7日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成17年11月7日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成17年11月7日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年11月7日	鹿児島県	霧島市	国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧 島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成17年11月27日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成17年12月1日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成17年12月5日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設
平成18年1月1日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碇ヶ関村	新設
平成18年1月1日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年1月1日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成18年1月1日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成18年1月1日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成18年1月1日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年1月1日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成18年1月1日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同郡月舘町 (同本) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	新設
平成18年1月1日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成18年1月1日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成18年1月1日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡粟野町	編入
平成18年1月1日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成18年1月1日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成18年1月1日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年1月1日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成18年1月1日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成18年1月1日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成18年1月1日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成18年1月1日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成18年1月1日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成18年1月1日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成18年1月1日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、 同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、 同郡美杉村	新設
平成18年1月1日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設
平成18年1月1日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成18年1月1日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入
平成18年1月1日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成18年1月1日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大宇陀町、同郡榛原町、同郡莵田野町、同郡室生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡 郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曽於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月1日	沖縄県	 八重瀬町		新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成18年1月4日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、 同郡高郷村	新設
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成18年1月10日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成18年1月10日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設
平成18年1月10日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成18年1月10日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成18年1月10日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鵜殿村	新設
平成18年1月10日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年1月10日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡 香南町、綾歌郡国分寺町	編入
平成18年1月10日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成18年1月23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡 新町	編入
平成18年1月23日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成18年1月23日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年2月1日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年2月1日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年2月1日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年2月1日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成18年2月6日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成18年2月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成18年2月11日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成18年2月13日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成18年2月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成18年2月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設
平成18年2月20日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成18年2月20日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成18年2月20日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、 勢多郡赤城村、同郡北橘村	新設
平成18年2月20日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成18年2月20日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成18年2月25日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成18年2月27日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成18年2月27日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成18年3月1日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成18年3月1日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成18年3月1日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成18年3月1日	山梨県	富士河□湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成18年3月1日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成18年3月1日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成18年3月1日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
平成18年3月1日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成18年3月1日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、 同郡吉川村	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月1日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村 	新設
平成18年3月1日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成18年3月1日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成18年3月3日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成18年3月5日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成18年3月6日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村 	新設
平成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成18年3月13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成18年3月15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成18年3月18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成18年3月19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成18年3月20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成18年3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成18年3月20日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡舘岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成18年3月20日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日 光市	新設
平成18年3月20日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成18年3月20日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
平成18年3月20日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成18年3月20日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成18年3月20日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成18年3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成18年3月20日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成18年3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周 東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成18年3月20日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成18年3月20日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成18年3月20日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成18年3月20日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成18年3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成18年3月20日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成18年3月20日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成18年3月20日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成18年3月21日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成18年3月21日	岡山県	浅口市	浅□郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成18年3月21日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成18年3月21日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成18年3月26日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡頴田町	新設
平成18年3月27日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成18年3月27日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成18年3月27日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成18年3月27日	北海道	むかわ町	勇払郡鵡川町、同郡穂別町	新設
平成18年3月27日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設
平成18年3月27日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成18年3月27日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	新設
平成18年3月27日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月27日	 群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成18年3月27日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成18年3月27日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成18年3月27日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成18年3月27日	 千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成18年3月27日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成18年3月27日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成18年3月27日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入
平成18年3月27日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同 郡夢前町	編入
平成18年3月27日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成18年3月27日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成18年3月31日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成18年3月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成18年3月31日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉 造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成18年3月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成18年3月31日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成18年3月31日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成18年3月31日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成18年3月31日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡宍喰町	新設
平成18年3月31日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
平成18年3月31日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北 有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深 江町	新設
平成18年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成18年3月31日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成18年4月1日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成18年8月1日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成18年10月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成18年10月1日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成19年1月1日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成19年1月29日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成19年2月13日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成19年3月11日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成19年3月12日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成19年3月31日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成19年3月31日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成19年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成19年10月1日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成19年12月1日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡頴娃町	新設
平成20年1月1日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	編入
平成20年1月15日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	編入
平成20年3月21日	山口県	美祢市	美祢市、美祢郡秋芳町、同郡美東町	新設
平成20年4月1日	新潟県	村上市	村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡山北町、同郡朝日村	新設
平成20年4月1日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡川根町	編入
平成20年7月1日	福島県	福島市	福島市、伊達郡飯野町	編入
平成20年10月6日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡富合町	編入
平成20年11月1日	鹿児島県	伊佐市	大□市、伊佐郡菱刈町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成20年11月1日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡由比町	編入
平成20年11月1日	静岡県	富士市	富士市、庵原郡富士川町	編入
平成20年11月1日	静岡県	焼津市	焼津市、志太郡大井川町	編入
平成21年1月1日	静岡県	藤枝市	藤枝市、志太郡岡部町	編入
平成21年3月23日	栃木県	真岡市	真岡市、芳賀郡二宮町	編入
平成21年3月30日	宮崎県	日南市	日南市、南那珂郡北郷町、同郡南郷町	新設
平成21年3月31日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡清内路村	編入
平成21年5月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡富士見村	編入
平成21年6月1日	群馬県	高崎市	高崎市、多野郡吉井町	編入
平成21年9月1日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡本吉町	編入
平成21年10月1日	愛知県	清須市	清須市、西春日井郡春日町	編入
平成21年10月5日	北海道	湧別町	紋別郡上湧別町、同郡湧別町	新設
平成22年1月1日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡木之本町、同郡余呉町、同郡西浅井町	編入
平成22年1月1日	福岡県	糸島市	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町	新設
平成22年1月1日	長野県	長野市	長野市、上水内郡信州新町、同郡中条村	編入
平成22年1月1日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡川井村	編入
平成22年 1 月16日	山口県	山口市	山口市、阿武郡阿東町	編入
平成22年2月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星 野村	編入
平成22年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡小坂井町	編入
平成22年3月8日	山梨県	富士川町	南巨摩郡増穂町、同郡鰍沢町	新設
平成22年 3 月21日	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市、蒲生郡安土町	新設
平成22年3月22日	愛知県	あま市	海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町	新設
平成22年3月23日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡野尻町	編入
平成22年3月23日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡清武町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡城南町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、鹿本郡植木町	編入
平成22年3月23日	埼玉県	久喜市	久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮町	新設
平成22年3月23日	静岡県	湖西市	湖西市、浜名郡新居町	編入
平成22年3月23日	鹿児島県	姶良市	姶良郡加治木町、同郡姶良町、同郡蒲生町	新設
平成22年 3 月23日	埼玉県	加須市	加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町	新設
平成22年3月23日	静岡県	富士宮市	富士宮市、富士郡芝川町	編入
平成22年3月23日	千葉県	印西市	印西市、印旛郡印旛村、同郡本埜村	編入
平成22年3月28日	群馬県	中之条町	吾妻郡中之条町、同郡六合村	編入
平成22年3月29日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町、同郡都賀町	新設
平成22年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡江迎町、同郡鹿町町	編入
平成22年3月31日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡波田町	編入
平成22年3月31日	新潟県	長岡市	長岡市、北魚沼郡川口町	編入
平成23年4月1日	愛知県	西尾市	西尾市、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町	編入
平成23年8月1日	島根県	松江市	松江市、八束郡東出雲町	編入
平成23年9月26日	岩手県	一関市	一関市、東磐井郡藤沢町	編入
平成23年10月1日	栃木県	栃木市	栃木市、上都賀郡西方町	編入
平成23年10月1日	島根県	出雲市	出雲市、簸川郡斐川町	編入
平成23年10月11日	埼玉県	川口市	川口市、鳩ケ谷市	編入
平成26年4月5日 ** 合併新法による合併68件を	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡岩舟町	編入

[※] 合併新法による合併68件を含む。

地域再生に向けた地方財政改革についての意見(概要)①

はじめに~地域の再生に向けて~

平成25年6月5日 地方財政審議会

- ・地方自治体による元気の創造とその積み重ねが日本経済全体の再生に貢献
- ・財政は危機的な状況
- ・近く、骨太方針や中期財政計画で経済再生や財政健全化の取組を示す

目指すべき地域の姿を掲げた上で 地域の再生に向けた地方財政の姿と 地方財政改革の方向を示す

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

① 住民の幸せ・安心

(地方自治体の役割)

- ・様々な住民サービスの安定的な提供
- ・ 創意工夫を凝らした魅力ある地域づくり
- ・ 東日本大震災からの復興
- ② 地域の元気 (地域の活性化なくして日本経済の再生なし)
- (地方自治体の役割)
- ・ 地域の特色に応じた地域資源の活用や担い手との連携
- ・ 地域からの経済成長

2. 目指すべき地方財政の姿

- ① 持続可能な地方財政基盤の構築
- ・ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
- ・地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保
- ・ 国と地方が歩調を合わせた歳入歳出両面にわたる見直しによる**地方** 財政の健全化
- ② 地方の自立性の向上
- ・ 義務付け・枠付けの見直しや権限移譲等の**地方分権改革の推進**、 地方の行政の質と効率性の向上
- ・ 歳入に占める地方税収の割合の向上、不交付団体の増加
- ・地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能の適切な発揮

地域再生に向けた地方財政改革についての意見(概要)②

第二 地方財政改革の方向

1. 地域経済活性化策の展開による地方税の充実

- ・ 地域経済の活性化による税収の増加
- 「地域の元気創造プラン」による地域からの経済成長
- ・ 地域経済の活性化の取組に必要となる財政需要を地方交付税の 算定に反映させる仕組みを一定期間継続

平成25年6月5日 地方財政審議会

2. 地方交付税の所要額の確保

- 地域経済活性化に必要な財源を確保
- ・ 地方財政計画における**歳出特別枠の一方的な減額は、地域経済の** 停滞をもたらしかねず、不適切
- ・ 地方交付税総額は、法定率の引上げにより、安定的に確保するという制度本来の運用に戻すべき

3. 社会保障・税一体改革の着実な推進

- ・ 地方の意見を踏まえ、実効性のある社会保障制度改革に
- 地方消費税及び交付税法定率分の充実により、地方の社会保障 財源を安定的に確保
- ・ 地方の減収につながる地方税の見直しは可能な限り行わない

4. 税源偏在の是正

- ・ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
- ・ 当審議会に設置した検討会において、引き続き地域間の税源偏在の 是正に向け、地方法人課税のあり方について幅広く検討

5. 地方行政改革の推進

- 地域経済の活性化等の喫緊の課題に必要な財源を確保するなど、 メリハリをつけた地方歳出の見直し。
- ・ 地方自治体におけるPDCAサイクルの活用による歳出の見直し
- ・ 地方公営企業・地方公社・第三セクターについて、抜本的改革を 先送りすることなく実施(三セク債の期限は平成25年度まで)

6. 東日本大震災からの復興

- ・ 平成27年度までの集中復興期間における震災復興特別交付税を 確保する方針に従い、必要な復旧・復興事業費及び財源について 別枠で確実に確保
- ・復旧・復興事業の着実な実施による復興の加速

平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)(1

平成25年11月22日 地方財政審議会

- ・平成26年4月1日に消費税率(国・地方)が5%から8%へ引上げ
- ・消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他国と 地方を通じた税制に関する検討すべき課題

○中長期を視野に入れた 「第一 今後目指すべき地方税制の方向」



〇当面の課題に対応するための 「第二 平成26年度地方税制改正等への対応」

について、意見を取りまとめ

第一 今後目指すべき地方税制の方向

1 地方税のあるべき姿

- ・今後増大する地方の財政需要を賄うための地方税の充実
- ・分かち合いとしての地方税制の公平性の確保
- ・地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化
- ・税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築



○地方税のあるべき姿を実現するよう、地方税制改正の検討を 行うことが必要

2 社会保障・税一体改革の着実な推進

- ・個別間接税の見直しにおいて地方の減収につながる 見直しは行うべきではない
- ・消費税率引上げにより国民に負担を求める中、**特定分野のみ税負担を軽減することは慎重**であるべき
- ・軽減税率の導入については、財源や事業者負担等の課題があり、慎重に検討すべき

3 地方税のグリーン化

・地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合 を高める形(地方税のグリーン化)に改めるべき

平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)②

第二 平成26年度税制改正等への対応

1. 地方法人課税のあり方

- ・消費税率引上げにより財政力格差が拡大することから、偏在 是正のための措置が必要
- ・法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を検討すべき
- ・地方法人特別税・譲与税制度は、異例の暫定措置であること から、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人 税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内の場合は、補完 的に措置せざるを得ない場合がある

2. 車体課税のあり方

- ・環境性能等に応じた課税として複数の選択肢を提示し、グリーン化機能を評価
- ・営自格差の適正化、グッド減税・バッド増税の考え方に立った 自動車税の重課強化、軽自動車税の負担水準の適正化
- ・消費税率8%段階では、自動車取得税の税率引下げではな く、燃費基準を満たす自動車への基礎控除導入が望ましい

3. 地球温暖化対策のための地方財源の確保

・石油石炭税の上乗せ分の一定割合を地方へ譲与するなど、 地方の財源を確保・充実する仕組みをつくるべき

4. 固定資産税のあり方

- ・応益原則に基づき課する償却資産に対する固定資産税を 国が経済政策の手段として活用することは慎重であるべき
- ・固定資産税の軽減措置が投資促進に効果的・効率的な手 段とは言い難い
- ・償却資産税収の財源的重要性からも廃止・縮減は不適当

5. ゴルフ場利用税のあり方

- ・ゴルフ場利用税は、最終的な消費行為が行われる地方団体で課税される点で、地方税にふさわしい
- ・ゴルフ場利用者の支出行為には十分な担税力
- ・財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源となっていることからも廃止は不適当

6. 個人住民税の非課税限度額

・保護基準額が消費税引上げの影響を加味していないこと 等を踏まえ、制度の安定性にも配慮し、適切な水準を検討

7. その他

- ・航空機騒音の評価指標の変更に伴い譲与税の配分が大きく変動することなどを踏まえ、譲与基準を見直し
- ・県費負担教職員の給与負担等に係る指定都市と関係道府県の合意に沿った措置を適時、適切に行うべき

今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見 ~幸せ・安心、そして元気~(概要)①

第一 目指すべき地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

(1) 住民の幸せ・安心

- ・様々な住民サービスの安定的な提供
- ・ 創意工夫を凝らした魅力ある地域づくり
- ・ 東日本大震災からの復興

(2) 地域の元気

(地域の活性化なくして日本経済の再生なし)

- ・ 幸せ・安心を実現した上で地域の元気を創造
- ・ 地域資源の活用や担い手との連携
- ・ 地域からの経済成長

第二 平成26年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保

- ・ 地方歳出は歳出特別枠を含めてもリーマン・ショック前 後で横ばい。 歳出特別枠で住民へのサービスを維持。
- ・ 歳出特別枠の一方的な減額は住民へのサービスに大きな影響を与え、不適当。

2. 目指すべき地方財政の姿

(1) 持続可能な地方財政基盤の構築

・ すべての地域で安定的なサービス提供を可能に。

平成25年12月16日 地方財政審議会

・ 地方歳出総額及び一般財源総額を確保。

(2) 地方交付税の本来の役割

- 財源保障機能・財源調整機能の発揮のため総額確保。
- ・ 地方財源不足には、法定率の引上げで対応すべき。

(3) 地方の自立性の向上

・地方分権改革の推進、行政の質と効率性の向上。

・一般財源総額は、少なくとも平成25年度と実質的に同水準 を確保。その際、社会保障の充実分等について上乗せすべき。

・ 地方交付税の別枠加算は、巨額の財源不足に対し法定率 の引上げで対応できない中で講じられてきた措置。仮に法定 率を見直せないならば、少なくとも別枠加算は継続すべき。

今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見 ~幸せ・安心、そして元気~(概要)②

2. 地域経済の活性化

- ・ 地域経済の活性化の取組に必要となる財政需要を地方交付税の算定に反映させる仕組みを一定期間継続。
- ・ 地方圏における成長エンジンの核となる**地方中枢拠点都市** 等について、**役割に応じた適切な財政措置**を講じる必要。

5. 東日本大震災からの復興、災害への対処

- ・ 復旧・復興事業費及び財源を別枠で確実に確保すべき。
- ・ 自然災害の増加等を踏まえ、災害対応に万全を期す観点から、 特別交付税の割合(交付税総額の6%)の引下げについて必要な 見直しを行うべき。集中復興期間中は現行の割合の維持が適当。

3. 市町村の姿の変化への対応

- ・ 市町村の行政区域拡大に伴い、**身近な地方政府である市** 町村の役割を維持するため、支所の重要性が増加。
- ・ 市町村の姿の変化を地方交付税の算定に適切に反映。

6. 地方財政の健全化に資する取組等

- ・ 公共施設等の大量更新時期の到来を踏まえ、地方自治体は、 公共施設等総合管理計画の作成に取り組む必要。
- 解体撤去への地方債充当を認める特例措置を創設する必要。
- 比較可能な財務書類の作成や固定資産台帳の整備等を推進。

4. 社会保障・税一体改革の推進

- ・ 社会保障制度改革について、地方の理解と協力を得る必要。
- ・社会保障給付費の地方負担は基準財政需要額に全額算入 されるべきこと等から、地方消費税率の引上げによる増収は、 基準財政収入額への算入率を当面100%にすべき。

7. 地方公営企業等の改革

- ・ 平成25年度までとされている第三セクター等改革推進債は、 一定の経過措置を講じる必要。
- ・ 地方公営企業法の財務規定等の適用範囲の拡大を検討。
- ・ 新たな公立病院改革ガイドラインを策定。

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見(概要)①

平成26年6月5日 地方財政審議会

はじめに~幸せ・安心・元気を津々浦々に~

現在までの状況

- ・ 昨年の意見で示した目指すべき地域の姿
- = 住民の幸せ・安心をもたらし、地域の元気を創造
- ・ 政府は平成26年度地財計画で歳出・財源を確保
- ・ 現在、各地方自治体が幸せ・安心・元気の取組中

本意見の位置づけ

- ・ 全国津々浦々に及ぼすため地方自治体の取組を一層推進 する必要
- ・ 今後、骨太の方針の策定見込み等



地方自治体の役割と地方税財政改革の方向 を提示

第一 地方税財政の現状

1. 目指すべき地域の姿と地方自治体の役割

(住民に身近なサービス提供と経済活性化を担う自治体)

- ・ 我が国の行政サービス提供の担い手は地方自治体
- ・ 地方自治体は、**国庫補助事業と地方単独事業の2つのセーフティネット**を組み合わせ、住民に提供

(主体的に取り組む自治体)

- 地方分権改革が進展。地方自治体は、多様性の中で、自らの発意により、主体的な取組を行うことが重要に
- ・ 主体的な取組を可能とする地方財政基盤の構築が必要

2. 地方税財政の現状

(地方は、これまで国を上回る歳出抑制努力)

- ・ 国の歳出は増加する一方、地方の歳出は、国の制度に基づく社会保障関係経費の増加を、給与関係経費及び投資的経費(単独)の削減で吸収。歳出特別枠を含めて横ばい
- ・ 社会保障関係を含む地方単独事業は据置き

(地方財政は依然として厳しい状況)

巨額の財源不足、臨時財政対策債残高の増

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見(概要)②

第二 地方税財政改革の方向

1. 地方の役割を踏まえた地方財源の確保

(地域経済の活性化による地方税の充実)

「地域の元気創造プラン」による経済成長、「地方中枢拠点都市圏」、 「定住自立圏」、「集落ネットワーク圏」の広域連携

(地方の役割に応じた歳出計上と一般財源総額の充実)

- ・ 歳出全体の見直し・効率化を図りつつ、必要な歳出を確保
- ・ 地方分権改革の進展により、地方自治体の主体的な取組が求められる こととなるため、一般財源総額の充実が必要

(財政制度等審議会で提示された論点に対する考え方)

- ・ **<地財計画の歳出全般>**地方歳出の**大部分は国の制度に基づく**もので、地方歳出の抜本的な見直しには**国の制度の見直しが必要**
- < 会与関係経費>従来と同様には地方公務員数の削減が困難 (別に級別職員構成や技能労務職員の給与についても考え方を提示)
- ・ <一般行政経費(単独)>地財計画では枠として計上。減額要素だけで全体を減額すべきとの議論は不適当。地方分権改革の進展により重要性は高まっていく
- ・ <歳出特別枠>これまで、純増ではなく他の歳出を削減して対応。今後、地方の 経済活性化の取組は重要で、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保する必要
- く財調基金、税収決算上振れ>税収の決算と計画の乖離は中長期的に概ね相殺。基金への積立ては年度間調整の観点から妥当。地財計画は地方の努力を促すしよみで、決算と計画の乖離を精算すると地方の努力を促す機能を損なう。

(地方交付税の所要額の確保、臨時財政対策債の発行抑制)

- 交付税の機能を発揮するため総額を安定的に確保、法定率を引き上げるべき。別枠加算は、法定率引上げができない中で設けられた措置
- ・ 臨時財政対策債の発行抑制努力を継続

2. 地方税のあるべき姿に向けた地方法人課税の見直し

・ 税源偏在が小さく、税収が安定的、応益課税といった地方税の原 則に沿った地方法人課税改革が必要

(法人実効税率)

- ・法人課税税収の6割は地方財源。税収中立確保のため課税ベースの拡大が必要。法人課税の中で財源を確保
- ・ 法人事業税の外形標準課税の拡充を実施すべき。 頑張る企業が 報われる税制であり、経済成長の方向性と両立

(地方法人課税の偏在是正)

・ 与党税制改正大綱を踏まえ、更なる偏在是正方策を検討

3. 財政健全化のための地方のマネジメント強化

・公共施設等総合管理計画の策定を促進、地方公会計の整備を促進し、共通システムを国が一括整備、公営企業会計の適用を促進、クラウド化等行政のICT化で、質の向上・運用コストの削減

平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成26年12月19日 地方財政審議会

第一 今後目指すべき地方税制の方向

- 今後の地方税制改正に当たっては、「今後増大が見込まれる地方の財政需要を賄うための地方税の充実」、「分かち合いとしての地方税制の公平性の確保」、「地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化」、「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」及び「地方創生による『税源の一極集中の是正』」という原則に沿って、地方税のあるべき姿を踏まえて検討することが必要。
- 法人税改革に当たっては、単なる税率の引下げによる減税は不適当。仮に法人実効税率を引き下げるのであれば、 課税ベースの拡大等により法人課税の中で財源を確保すべき。地方税の応益課税の原則や地方税収の安定化等の 観点から、当審議会がかねてより主張してきた法人事業税の外形標準課税の拡充を図るべき。
- 社会保障・税一体改革の趣旨からすれば、個別間接税のあり方の見直しにおいて、地方の減収につながる見直しは 可能な限り行うべきではない。また、消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定分野のみ 税負担を軽減することは慎重であるべき。
- 地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形(地方税のグリーン化)に改めるべき。

第二 平成27年度税制改正等への対応

1 法人実効税率引下げへの対応(法人事業税の外形標準課税の拡充等)

- 法人事業税の性格等を踏まえれば法人事業税の外形標準課税の拡充を図るべき。法人実効税率の引下げにもつながり、努力して成果を上げた企業の法人所得に係る税負担軽減により、新規投資等の経済活性化が期待できるなど法人税改革の趣旨とも合致。
- 外形標準課税の対象法人(現行:資本金1億円超の法人)は、応益課税の観点からその拡大を図るべきだが、中小法人に対する配慮は重要であり、慎重に検討すべき。ただし、大法人のみ外形標準課税を拡充する場合には、大法人と中小法人との間の所得割の税率格差が拡大することに留意が必要。
- 外形標準課税の拡充に合わせ、自己株式を取得した場合に資本金等の額がマイナスとなる実態を踏まえ、法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分について必要な見直しを行うべき。

第二 平成27年度税制改正等への対応

2 地方法人課税の偏在是正

○ 消費税率(国・地方)10%段階の地方法人課税の 偏在是正措置については、平成26年度与党税制改正 大綱の方針に基づき、消費税率10%引上げ時に確実 に実施できるよう必要な検討を進めるべき。

3 車体課税のあり方

- 環境性能課税の導入等の消費税率10%段階の措置については、平成26年度与党税制改正大綱等の方針に基づき、消費税率10%引上げ時に確実に実施できるよう必要な検討を進めるべき。
- 平成27年3月に期限を迎える自動車取得税のエコカー減税については、最新の燃費基準に税制上のインセンティブを付与すべき等の観点から見直しを行うべき。

4 固定資産税のあり方

- 平成27年度の評価替えに併せ、制度の簡素化等 のため、農地と宅地等の税負担を抑制する方式の統 一を検討すべき。
- 今後は、商業地等の据置特例について、デフレ脱却の動向を見極めつつ、見直しを検討すべきであり、また、住宅用地特例や商業地等の課税標準の上限のあり方等を含め、固定資産税の充実を図るための議論を進めることが重要。
- 償却資産に対する固定資産税については、市町村 の安定財源であること等を踏まえれば、縮減・廃止は 不適当。

5 ふるさと納税の拡充

○ ふるさと納税は住所地自治体の個人住民税額が過度 に減少するような仕組みとならないよう留意が必要。拡充 の際には、ふるさと納税に対する謝礼(返礼品の送付) について地方自治体における節度ある運用を求めたい。

6 地球温暖化対策のための地方財源の確保

○ 地球温暖化対策における地方自治体が果たしている 役割等を踏まえ、石油石炭税の上乗せ分の一定割合を 譲与するなどにより地方財源を確保・充実すべき。

7 軽油引取税に係る課税免除措置

○ 道路特定財源当時に講じた課税免除措置については、一般財源化の経緯を踏まえ廃止を前提としつつ、急激な負担増等を勘案し見直しを行うべき。

8 ゴルフ場利用税のあり方

○ ゴルフ場利用税は、災害防止対策や水質調査等の 行政サービスを行っているゴルフ場所在市町村の貴重 な財源であり、ゴルフ場の利用者には十分な担税力が 認められること等から廃止は不適当。

9 地方消費税の諸課題

- 地方消費税の課税庁としての地方自治体の役割は重要。
- 「清算基準」で用いるサービス業に係る統計を経済センサス活動調査に置き換え、清算基準の趣旨に沿った所要の調整を行うとともに、人口の比率を引き上げる方向で見直しを行うべき。

10 その他

○ 納税環境整備として、地方税の猶予制度や還付加 算金制度に係る所要の見直しを行うべき。

今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見(概要)

平成26年12月26日 地方財政審議会

第一 今後目指すべき地方財政の姿

- 1. 息の長い地方創生の推進
- 2. 住民生活の安心の確保



- 3. 目指すべき地方財政の姿
- 持続可能な地方財政基盤の構築 均

〇 地方の自立性の向上

第二 平成27年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保

〇 一般財源総額の確保等

- 一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回 らないよう実質的に同水準を確保。社会保障の充実分、消費税率 引上げに伴う社会保障関係費の増加分等については上乗せ
- ・ 地方創生の取組に要する経費については、地方の一般財源を増額
- 〇 地方交付税の法定率引上げ
- 財政制度等審議会で提示された論点について歳出特別枠、 別枠加算の確保等を提示

2. 地方創生への対応

- 〇 地方創生のための一般財源の確保等
 - 自主性・主体性を最大限に発揮できるよう、地方創生の取組に要する経費について、地方財政計画の歳出に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源を充実
- 地方税収の増収のための取組の推進
- 地方への新しい人の流れの創出
- 〇 地方大学の力を活かした地方創生

3. 社会保障・税一体改革の着実な推進

社会保障制度改革については、地方の理解と協力を得ながら、国と地方が一体となって推進していくことが重要

4. 東日本大震災からの復興

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で 整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

5. 合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定

「平成の合併」による市町村の姿の変化に対応して、これを地方 交付税の算定に適切に反映

6. 地方財政の健全化、透明性の向上等

統一的な基準による地方公会計の整備促進、公共施設等総合管理 計画の策定及び公共施設の最適配置の促進、公営企業会計の適用拡 大の推進

7. 地方公営企業、第三セクター等の経営健全化

公営企業の経営改革、公立病院改革、第三セクター等の経営健全 化の推進

地方財政審議会意見 (総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/iken.html

用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

地方公共団体

政令指定都市

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市。)をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市(函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市。ただし、枚方市は平成26年4月1日の指定であるため、平成25年度決算においては中核市に含まれていない。)をいう。人口30万以上の市について、当該市からの申し出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生に関する事務、都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

なお、地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号)により、平成27年4月1日より 中核市の指定要件は人口20万以上の市に変更されることとなった。

特例市

地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた市(八戸市、山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、岸和田市、吹田市、茨木市、八尾市、寝屋川市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、松江市、呉市、佐賀市及び佐世保市。ただし、佐賀市は平成26年4月1日の指定であるため、平成25年度決算においては特例市に含まれていない。)をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

なお、地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号)により、平成27年4月1日より特例市制度が廃止されることとなった。平成27年4月1日の時点において特例市である市は施行時特例市として特例市の事務を引き続き処理することとされている。

都市

政令指定都市、中核市及び特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市となる時には、地方自治法第8条第1項で定める要件(人口5万以上を有すること等)を具えていなければならない。

町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町となる時には、同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。 特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することと されている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

一部事務組合

都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

広域連合

都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域 にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

決算統計基本用語

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

決算額

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

地方財政純計額、純計決算額又は純計

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

市町村決算額

政令指定都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の 単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除した もの。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと。)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込

みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。 通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。

歳入

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金(政令指定都市のみ)を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を 合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほ か、臨時財政対策債等が含まれる。

地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方団体に対して譲与する税。 現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税がある。

地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補塡するために交付される減収補塡特例交付金。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合(平成26年度以降、地方法人税の全額を追加)の額を、国が地方公共団体に対して交付する税(現在、国会審議中の「地方交付税法等の一部を改正する法律案」においては、平成27年度以降、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直した上で、たばこ税を交付税原資から除外することとされている。)。

震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方公共団体に対して交付する特別交付税。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、 都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金(間接補助金)とがある。

減収補塡債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例 として発行される地方債。

平成13~28年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算(臨時財政対策加算)、地方負担分は臨時財政対策債により補塡することとされている。

歳出

目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、 衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別すること ができる。

性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費 的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、 目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料 等の事務経費も含まれる。

民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。

衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。

財政分析指標

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年 度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心と する毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補塡債特例分及び臨時財政対策債の合 計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

実質収支比率

実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

地方財政計画等

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方 財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、 という役割がある。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の 推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費 等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維 持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資 的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたってい る。

地方債計画

地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。 地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用 × 測定単位 × 補正係数 (測定単位1当たり費用) (人口・面積等) (寒冷補正等)

単位費用

標準的団体(人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的 条件や地理的条件等が特異でない団体)が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財 源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

測定単位

道府県や市町村の行政の種類(河川費や農業行政費等)ごとにその量を測定する単位。

補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100+地方揮発油譲与税等

留保財源

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、留保財源率は都道府県、市町村とも税収見込額の25%とされている。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第11条第3項の規定により、臨時財政対策債(地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債)の発行可能額についても含まれる。

ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点(又は場)に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職(一)職員の 俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

公営企業

公営企業(法適用企業・法非適用企業)

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業(以上、当然適用事業)、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業(任意適用事業)がある。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等(それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。)がある。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法 適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地 方自治法に基づく財務処理が行われる。

損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫(県)補助金などの収入。

地方公共団体財政健全化法関係

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較する ことなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、 地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同 様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別(一般会計において 経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱 い)は行わないこととしている。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政 規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額*に対する比率。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将 来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での 残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の 悪化の度合いを示す指標ともいえる。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未満とすること(実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること)を目標として定める計画をいう。

財政再生計画

健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未満とすること(実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること)及び当該団体が再生振替特例債(地方公共団体財政健全化法第12条第1項の規定により起こすことができる地方債)を発行している場合は再生振替特例債の償還を完了することを目標として定める計画をいう。

財政健全化団体

財政健全化計画を定めている地方公共団体をいう。

財政再生団体

財政再生計画を定めている地方公共団体をいう。

経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業を経営する地方公共団体において、資金不足比率 について最小限度の期間内に経営健全化基準未満とすることを目標として定める計画をいう。